

安曇野市地域防災計画

安曇野市防災会議

令和2年度修正版

安曇野市地域防災計画 目次

風水害対策編.....	1
第1章 総 則.....	3
第1節 計画作成の趣旨.....	4
第2節 防災の基本理念及び施策の概要.....	5
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱.....	6
第4節 防災面からみた安曇野市の概況.....	13
第5節 被害想定.....	15
第2章 災害予防計画.....	16
第1節 風水害に強いまちづくり.....	18
第2節 災害発生直前対策.....	27
第3節 情報の収集・連絡体制計画.....	29
第4節 活動体制計画.....	32
第5節 広域相互応援計画.....	36
第6節 防災拠点整備計画.....	40
第7節 救助・救急・医療計画.....	42
第8節 消防・水防活動計画.....	48
第9節 要配慮者支援計画.....	60
第10節 緊急輸送計画.....	68
第11節 障害物の処理計画.....	72
第12節 避難の受入活動計画.....	73
第13節 孤立防止対策.....	82
第14節 食料品等の備蓄・調達計画.....	86
第15節 給水計画.....	89
第16節 生活必需品の備蓄・調達計画.....	91
第17節 危険物施設等災害予防計画.....	93
第18節 電気施設災害予防計画.....	100
第19節 都市ガス施設災害予防計画.....	103
第20節 上水道施設災害予防計画.....	104
第21節 下水道施設災害予防計画.....	106
第22節 通信・放送施設災害予防計画.....	109
第23節 鉄道施設災害予防計画.....	114
第24節 災害広報計画.....	116
第25節 土砂災害等の災害予防計画.....	118
第26節 防災都市計画.....	124
第27節 建築物災害予防計画.....	127
第28節 道路及び橋梁災害予防計画.....	129
第29節 河川施設等災害予防計画.....	132
第30節 ため池災害予防計画.....	134
第31節 農林水産物災害予防計画.....	135
第32節 二次災害の予防計画.....	137

第33節	防災知識普及計画.....	141
第34節	防災訓練計画.....	147
第35節	災害復旧・復興への備え.....	151
第36節	自主防災組織等の育成に関する計画.....	153
第37節	企業防災に関する計画.....	156
第38節	ボランティア活動の環境整備.....	158
第39節	災害対策基金等積立及び運用計画.....	160
第40節	風水害対策に関する調査研究及び観測.....	162
第41節	観光地の災害予防計画.....	163
第42節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進.....	165
第3章	災害応急対策計画.....	166
第1節	災害直前活動.....	168
第2節	災害情報の収集・連絡活動.....	188
第3節	非常参集職員の活動.....	201
第4節	広域相互応援活動.....	225
第5節	ヘリコプターの運用計画.....	236
第6節	自衛隊災害派遣活動.....	244
第7節	救助・救急・医療活動.....	253
第8節	消防・水防活動.....	260
第9節	要配慮者に対する応急活動.....	265
第10節	緊急輸送活動.....	269
第11節	障害物の処理活動.....	275
第12節	避難受入及び情報提供活動.....	279
第13節	孤立地域対策活動.....	293
第14節	食料品等の調達供給活動.....	296
第15節	飲料水の調達供給活動.....	299
第16節	生活必需品の調達供給活動.....	302
第17節	保健衛生、感染症予防活動.....	304
第18節	遺体の捜索及び処置等の活動.....	308
第19節	廃棄物の処理活動.....	311
第20節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動.....	313
第21節	危険物施設等応急活動.....	315
第22節	電気施設応急活動.....	323
第23節	都市ガス施設応急活動.....	326
第24節	上水道施設応急活動.....	326
第25節	下水道施設応急活動.....	328
第26節	通信・放送施設応急活動.....	330
第27節	鉄道施設応急活動.....	336
第28節	災害広報活動.....	339
第29節	土砂災害等応急活動.....	343
第30節	建築物災害応急活動.....	347
第31節	道路及び橋梁応急活動.....	349
第32節	河川施設等応急活動.....	351

第 33 節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	353
第 34 節	ため池災害応急活動	360
第 35 節	農林水産物災害応急活動	361
第 36 節	文教活動	364
第 37 節	飼養動物の保護対策	370
第 38 節	ボランティアの受入れ体制	372
第 39 節	義援物資及び義援金の受入れ体制	375
第 40 節	災害救助法の適用	378
第 41 節	観光地の災害応急対策	388
第 4 章	災害復旧計画	389
第 1 節	復旧・復興の基本方針の決定	391
第 2 節	迅速な原状復旧の進め方	392
第 3 節	計画的な復興	395
第 4 節	資金計画	398
第 5 節	被災者等の生活再建等の支援	399
第 6 節	被災中小企業等の復興	406
第 7 節	被災した観光地の復興	408

地震災害対策編.....	409
第1章 総 則.....	411
第1節 計画作成の趣旨.....	413
第2節 防災の基本理念及び施策の概要.....	414
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱.....	415
第4節 防災面からみた安曇野市の概況.....	421
第5節 被害想定.....	422
第2章 災害予防計画.....	425
第1節 地震に強いまちづくり.....	427
第2節 情報の収集・連絡体制計画.....	433
第3節 活動体制計画.....	436
第4節 広域相互応援計画.....	440
第5節 防災拠点整備計画.....	440
第6節 救助・救急・医療計画.....	440
第7節 消防・水防活動計画.....	447
第8節 要配慮者支援計画.....	455
第9節 緊急輸送計画.....	455
第10節 障害物の処理計画.....	455
第11節 避難受入れ活動計画.....	457
第12節 孤立防止対策.....	466
第13節 食料品等の備蓄・調達計画.....	470
第14節 給水計画.....	470
第15節 生活必需品の備蓄・調達計画.....	470
第16節 危険物施設等災害予防計画.....	471
第17節 電気施設災害予防計画.....	478
第18節 都市ガス施設災害予防計画.....	478
第19節 上水道施設災害予防計画.....	479
第20節 下水道施設災害予防計画.....	480
第21節 通信・放送施設災害予防計画.....	482
第22節 鉄道施設災害予防計画.....	488
第23節 災害広報計画.....	488
第24節 土砂災害等の災害予防計画.....	489
第25節 防災都市計画.....	495
第26節 建築物災害予防計画.....	495
第27節 道路及び橋梁災害予防計画.....	499
第28節 河川施設等災害予防計画.....	502
第29節 ため池災害予防計画.....	504
第30節 農林水産物災害予防計画.....	505
第31節 積雪期の地震災害予防計画.....	507
第32節 二次災害の予防計画.....	512
第33節 防災知識普及計画.....	517
第34節 防災訓練計画.....	522
第35節 災害復旧・復興への備え.....	526

第36節	自主防災組織等の育成に関する計画	526
第37節	企業防災に関する計画	527
第38節	ボランティア活動の環境整備	529
第39節	災害対策基金等積立及び運用計画	529
第40節	震災対策に関する調査研究及び観測	530
第41節	観光地の災害予防計画	531
第42節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	531
第3章	災害応急対策計画	532
第1節	災害情報の収集・連絡活動	534
第2節	非常参集職員の活動	541
第3節	広域相互応援活動	542
第4節	ヘリコプターの運用計画	554
第5節	自衛隊災害派遣活動	554
第6節	救助・救急・医療活動	554
第7節	消防・水防活動	555
第8節	要配慮者に対する応急活動	560
第9節	緊急輸送活動	560
第10節	障害物の処理活動	561
第11節	避難受入れ及び情報提供活動	565
第12節	孤立地域対策活動	577
第13節	食料品等の調達供給活動	577
第14節	飲料水の調達供給活動	577
第15節	生活必需品の調達供給活動	577
第16節	保健衛生、感染症予防活動	577
第17節	遺体の捜索及び処置等の活動	577
第18節	廃棄物の処理活動	577
第19節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	578
第20節	危険物施設等応急活動	578
第21節	電気施設応急活動	578
第22節	都市ガス施設応急活動	578
第23節	上水道施設応急活動	578
第24節	下水道施設等応急活動	578
第25節	通信・放送施設応急活動	578
第26節	鉄道施設応急活動	579
第27節	災害広報活動	579
第28節	土砂災害等応急活動	580
第29節	建築物災害応急活動	584
第30節	道路及び橋梁応急活動	585
第31節	河川施設等応急活動	586
第32節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	588
第33節	ため池災害応急活動	597
第34節	農林水産物災害応急活動	598
第35節	文教活動	600

第36節	飼養動物の保護対策.....	606
第37節	ボランティア活動の受入れ体制.....	606
第38節	義援物資及び義援金の受入れ体制.....	606
第39節	災害救助法の適用.....	606
第40節	観光地の災害応急対策.....	606
第4章	災害復旧計画.....	607
第1節	復旧・復興の基本方針の決定.....	609
第2節	迅速な原状復旧の進め方.....	609
第3節	計画的な復興.....	609
第4節	資金計画.....	609
第5節	被災者等の生活再建等の支援.....	609
第6節	被災中小企業等の復興.....	609
第7節	被災した観光地の復興.....	609
第5章	東海地震等に関する事前対策活動.....	610
第1節	総 則.....	612
第2節	東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制.....	613
第3節	情報収集伝達計画.....	615
第4節	広報計画.....	619
第5節	避難活動等.....	621
第6節	食料、生活必需品、飲料水の確保計画.....	625
第7節	医療救護及び保健衛生活動計画.....	627
第8節	児童生徒等の保護活動計画.....	629
第9節	消防・救急救助対策等.....	630
第10節	警備対策.....	631
第11節	防災関係機関の講ずる措置.....	632
第12節	売り惜しみ・買い占め等の防止.....	634
第13節	交通対策.....	635
第14節	緊急輸送.....	638
第15節	他機関に対する応援の要請.....	640
第16節	事業所等対策計画.....	642

その他災害 対策編.....	643
原子力災害対策編.....	645
第1章 総 則.....	645
第1節 計画作成の趣旨.....	645
第2節 防災の基本方針.....	646
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱.....	646
第2章 災害に対する備え.....	648
第3章 災害応急対策.....	650
第1節 基本方針.....	650
第2節 情報の収集・連絡活動.....	650
第3節 活動体制.....	651
第4節 モニタリング等.....	653
第5節 健康被害防止対策.....	654
第6節 住民等への的確な情報伝達.....	656
第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動.....	656
第8節 緊急輸送活動.....	659
第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等.....	660
第10節 県外からの避難者の受入れ活動.....	661
第4章 災害からの復旧・復興.....	662
第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応.....	663
火山災害対策編.....	664
第1章 災害予防計画.....	664
第1節 火山災害に強いまちづくり.....	664
第2章 災害応急対策計画.....	667
第1節 災害直前活動.....	667
第2節 災害応急対策.....	674
雪害対策編.....	675
第1章 災害予防計画.....	675
第1節 雪害に強いまちづくり.....	675
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え.....	684
第3節 観測・予測体制の充実.....	686
第2章 災害応急対策計画.....	688
第1節 災害直前活動.....	688
第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動.....	691
第3節 避難受入活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮.....	696
航空災害対策編.....	699
第1章 災害予防計画.....	699
第1節 情報の収集・連絡体制の整備.....	699
第2節 災害応急体制の整備.....	701
第2章 災害応急対策計画.....	703
第1節 情報の収集・連絡・通信の確保.....	703
第2節 活動体制の確立.....	705
第3節 捜索、救助・救急及び消火活動.....	706

第4節 関係者等への情報伝達活動.....	708
道路災害対策編.....	713
第1章 災害予防計画.....	713
第1節 道路交通の安全のための情報の充実.....	713
第2節 道路（橋梁等を含む）の整備.....	715
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	716
第2章 災害応急対策計画.....	718
第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保.....	718
第2節 救急・救助・消火活動.....	719
第3節 災害応急対策の実施.....	720
第4節 関係者への情報伝達活動.....	722
第5節 道路（橋梁等を含む）の応急復旧活動.....	723
鉄道災害対策編.....	727
第1章 災害予防計画.....	727
第1節 鉄道交通の安全のための情報の充実.....	727
第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等.....	728
第3節 鉄道車両の安全性の確保.....	731
第4節 鉄道交通に携わる人材の育成.....	732
第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	733
第6節 再発防止対策の実施.....	737
第2章 災害応急対策計画.....	738
第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保.....	738
第2節 活動体制及び応援体制.....	740
第3節 救助・救急・消火活動.....	742
第4節 緊急交通路及び代替交通手段の確保.....	743
第5節 関係者等への情報伝達活動.....	744
危険物等災害対策編.....	748
第1章 災害予防計画.....	748
第1節 危険物等関係施設の安全性の確保.....	748
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え.....	751
第2章 災害応急対策計画.....	754
第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保.....	754
第2節 災害の拡大防止活動.....	755
第3節 危険物等の大量流出に対する応急対策.....	760
大規模な火事対策編.....	764
第1章 災害予防計画.....	764
第1節 災害に強いまちづくり.....	764
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え.....	767
第2章 災害応急対策計画.....	772
第1節 消火活動.....	772
第2節 避難誘導活動.....	774
第3章 災害復旧・復興計画.....	775
第1節 計画的復興の進め方.....	775

林野火災対策編.....	778
第1章 災害予防計画.....	778
第1節 林野火災に強い地域づくり.....	778
第2節 林野火災防止のための情報の充実.....	780
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え.....	781
第2章 災害応急対策計画.....	783
第1節 林野火災の警戒活動.....	783
第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制.....	785
第3節 活動体制の確立.....	786
第4節 消火活動.....	787
第5節 二次災害の防止活動.....	789
第3章 災害復旧計画.....	790

資 料	793
第1 災害直前対策関係	794
1 気象台関係の観測所	794
2 国土交通省関係の観測所	794
3 県関係の観測所	795
4 国が指定する水防警報河川	795
5 県が指定する水防警報河川	795
6 国が行う水位情報の通知（水位情報周知河川）	796
7 県が行う水位情報の通知（水位情報周知河川）	796
第2 活動体制関係	797
1 安曇野市防災会議条例	797
2 安曇野市災害対策本部条例	801
3 災害応急対応タイムスケジュール【震災対策】	802
4 災害応急対応タイムスケジュール【風水害対策】	804
第3 相互応援関係	806
1 長野県市町村災害時相互応援協定書	806
2 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則	810
3 長野県消防相互応援協定書	812
4 長野県消防相互応援協定実施細則	815
5 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱	821
6 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定	826
7 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針	827
8 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省）	830
9 災害時の相互支援に関する協定書（協定先 神奈川県真鶴町）	832
10 安曇野市と武蔵野市との災害相互援助協定書	835
11 災害時相互応援協定（協定先 埼玉県三郷市・奈良県三郷町）	837
12 武蔵野市交流市町村協議会 災害時相互支援宣言（安曇野市サミット宣言）	839
13 長野県安曇野市と千葉県東金市との災害時相互援助協定	840
14 安曇野市と郵便局の災害時における協力に関する協定書	842
15 生活安全情報の提供に関する協定書	844
16 災害時における応急対策に関する協定（建設業組合）	846
17 災害時における電気の保安に関する協定書（一般財団法人 中部電気保安協会）	850
18 災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書（長野 LP 協会松本支部、一般社団法人 LP ガス協会）	852
19 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書（長野県石油商業組合）	854
第4 救助・救急・医療関係	856
1 救急告示医療機関一覧	857
2 災害時の医療救護活動に関する協定書	857
3 災害時の医療救護活動に関する実施細則	860
4 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	872
5 災害時の歯科医療救護活動に関する実施細則	875
6 災害時の医療救護活動に関する協定書	886
7 災害時の医療救護活動に関する実施細則	888

8	医療機関等一覧.....	896
第5	消防・水防関係.....	899
第6	緊急輸送関係.....	902
1	物資輸送拠点及び緊急用ヘリポート一覧表.....	902
2	市内主要道路一覧.....	904
第7	避難・受入れ関係.....	905
1	指定緊急避難場所一覧.....	905
2	指定避難所一覧.....	911
3	応援協定に基づくもの.....	911
4	福祉避難所.....	912
5	大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書.....	913
第8	食料品・生活必需品等の調達供給関係.....	915
1	災害時における支援協力に関する協定書.....	915
2	災害時における支援協力に関する協定書.....	918
3	災害時における食料品等の供給協力に関する協定書.....	920
4	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書.....	922
5	災害時における食品等の供給協力に関する協定書.....	924
第9	危険物施設関係.....	926
1	放射性同位元素等の規制に関する法律による許可を受けた使用事業所一覧表.....	926
2	長野県高圧ガス地域防災協議会防災事業所.....	926
3	油流出事故対策用資材の備蓄状況.....	926
第10	上水道施設関係.....	927
1	長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱.....	927
2	災害時における応急対策に関する協定書（水道・管工事事業協同組合）.....	930
3	災害等発生時における上下水道施設の復旧業務に関する応援協定書.....	932
第11	災害広報関係.....	934
1	災害時におけるケーブルテレビ放送に関する協定書（あづみ野テレビ株式会社）.....	934
2	災害時におけるコミュニティーエフエム放送に関する協定書（あづみ野エフエム放送株式会社）..	936
第12	建築物被害・防災都市計画関係.....	938
1	災害時の応急危険度判定の協力に関する協定書.....	938
第13	土砂災害警戒区域・特別警戒区域.....	940
1	急傾斜地崩壊危険箇所.....	940
2	土石流危険溪流箇所.....	947
3	雪崩危険箇所一覧.....	954
4	地すべり危険箇所.....	955
5	山地災害危険地箇所.....	957
第14	その他.....	962
1	防災無線配置・関係機関連絡先一覧表.....	962
2	気象庁震度階級関連解説表.....	968
3	雪崩危険箇所一覧.....	971
4	し尿汲み取り事業者一覧.....	973
5	要配慮者利用施設一覧.....	974
様	式.....	977

風水害対策編

風水害対策編

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、住民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に備え、対処するため、過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、市、県、公共機関、事業者及び住民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、安曇野市防災会議が作成する「安曇野市地域防災計画」の「風水害対策編」として、大規模な風水害に対処すべき事項を中心に定める。

3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていく。

第2節 防災の基本理念及び施策の概要

本市は、松本盆地の最も低い部分を有していることから、盆地のすべての水（河川）が集まってくる。山間部は急峻な地形、脆弱な地質を有するという自然的条件と近年の都市化、高齢化、情報化等社会構造の変化に対応した防災対策を講ずる必要がある。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていく。

- 1 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとる。

特に、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

- 周到かつ十分な災害予防
- 迅速かつ円滑な災害応急対策
- 適切かつ速やかな災害復旧・復興

- 2 市、県及び防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講ずる。

- 防災施設・設備の整備の促進
- 防災体制の充実
- 住民の防災意識の高揚及び自主防災組織等の育成強化
- 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
- 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立
- 防災関係機関、住民等と行政の間での防災情報の共有

- 3 市民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭にいた防災対策を常日頃から講ずる。

- 4 どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開する。また、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 安曇野市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、風水害災害から市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て風水害防災活動を実施する。

2 松本広域連合松本広域消防局

松本広域消防局は、自らその権限に属する風水害防災活動を実施するとともに、松本広域連合消防計画の定めるところにより必要な防災活動を実施する。

3 長野県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、風水害災害から、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て風水害防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する風水害防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、風水害災害から市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、風水害防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら風水害防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、常日ごろから風水害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。また、市、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 安曇野市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
安曇野市	(1) 市防災会議、市警戒本部及び市災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 災害情報等の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) 防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。 (9) その他防災に関すること。

2 松本広域消防局

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
松本広域消防局	(1) 消防力の整備に関すること。 (2) 災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。 (3) 被災者に対する災害時の避難・救助及び救急措置に関すること。 (4) 防災に関する訓練の実施及び教育に関すること。 (5) 防災の調査に関すること。 (6) その他防災に関すること。

3 長野県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	(1) 県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 災害情報等の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) 防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (9) その他防災に関すること。

4 安曇野警察署

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
安曇野警察署	(1) 災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事 (2) 災害警備に関する事 (3) 犯罪の予防に関する事 (4) 危険物の保安及び暴利行為の防止、取り締まりに関する事。(5) 道路調査及び交通情報の収集、伝達に関する事 (6) 交通規制に関する事 (7) 緊急輸送車両の確認事務に関する事

5 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 関東管区警察局	ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関する事 イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関する事 ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関する事 エ 災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関する事
(2) 関東財務局 (長野財務事務所)	ア 地方公共団体に対する資金の融通の斡旋に関する事 イ 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関する事
(3) 関東信越厚生局	災害時の国立病院における医療・助産・救護の指示調整に関する事
(4) 関東農政局 (長野県拠点松本駐在所)	ア 災害予防対策 (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事 (イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事 イ 応急対策 (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事 (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事 (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事 (エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関する事 (オ) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関する事 ウ 復旧対策 (ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事 (イ) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事
(5) 中部森林管理局 (中信森林管理署)	ア 防災・国土保全に資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関する事 イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関する事 ウ 災害応急対策用材の供給に関する事

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(6) 関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材当防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 イ 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保確保に関する事。 ウ 被災中小企業の振興確保に関する事。
(7) 中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関する事。
(8) 関東東北産業 保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関する事。 イ 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関する事。
(9) 中部近畿産業保安監督部	電気の保安に関する事。
(10) 北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送の斡旋並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関する事。
(11) 東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所)	ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関する事。 イ 遭難航空機の捜索及び救助に関する事。 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事。
(12) 東京管区气象台 (長野地方气象台)	ア 気象等の観測及びその成果の収集、発表 イ 気象等の予報・警報等の発表、伝達及び解説 ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
(13) 信越総合通信局	ア 電気通信の監理に関する事。 イ 災害時における非常通信の確保に関する事。
(14) 長野労働局 (大町労働基準監督署)	ア 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関する事。 イ 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関する事。
(15) 関東地方整備局 北陸地方整備局 中部地方整備局	ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定 (オ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
(16) 中部地方環境事務所	ア 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関する事。 イ 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関する事。
(17) 関東地方測量部	ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事。

	イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。
--	------------------------------

6 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊	1) 被害状況の把握 2) 避難の援助 3) 遭難者等捜索救助 4) 水防活動 5) 消防活動 6) 道路又は水路等の交通路上の障害物の排除 7) 応急医療防疫、病虫害防除等の支援 8) 通信支援 9) 人員及び物資の緊急輸送 10) 炊飯及び給水支援 11) 救援物資の無償貸付又は譲与 12) 交通規制の支援 13) 危険物の保安及び除去

7 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 日本郵便(株) 信越支社	災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務扱い及び援護対策等に関すること。
(2) 東日本旅客鉄道(株) (長野支社)	ア 鉄道施設の防災に関すること。 イ 災害時における避難者の輸送に関すること。
(3) 日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
(5) 日本放送協会長野放送局 (松本支局)	災害情報等広報に関すること。
(6) 中部電力(株) (安曇野営業所)	ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。
(7) 日本銀行(松本支店)	ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 イ 損傷通貨の引き換えに関すること。
(8) 日本赤十字社長野県支部 (安曇野市区)	ア 医療、助産等救助、救護に関すること。 イ 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 ウ 義援金の募集配分に関すること。
(9) 独立行政法人水資源機構 (愛知用水総合事業部牧尾支所)	ダムの防災に関すること。
(10) 東日本高速道路(株) 中日本高速道路(株)	(東日本高速道路(株)) 長野自動車道(安曇野IC～更埴JCT)の防災に関すること。 (中日本高速道路(株)) 長野自動車道(岡谷JCT～安曇野IC)の防災に関すること。
(11) 日本通運(株) (長野支店)	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。

8 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(1) 土地改良区	ため池、ダム及び水門の防災に関すること。
(2) (公社)長野県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(3) 放送会社	(信越放送株、株長野放送、株テレビ信州、長野朝日放送株、長野エフエム放送株、あづみ野テレビ株、あづみ野エフエム放送株) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(4) (一社)安曇野市医師会、 安曇野市歯科医師会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
(5) 安曇野薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
(6) 安曇野市建設業組合	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
(7) 安曇野市社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。
(8) (社)長野県建築士会 安曇野支部	災害時における公共施設の応急危険度判定に関すること。
(9) ガス会社	ア ガス施設の保全、保安に関すること。 イ ガスの供給に関すること。
(10) 長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(11) (一社)長野県LPガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(1) 松本広域森林組合	ア 市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員に対する融資、斡旋に関すること。 ウ 木材の供給と物資の斡旋に関すること。
(2) 安曇野市商工会	ア 市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災会員の融資、斡旋の協力に関すること。 ウ 災害時における物価安定の協力に関すること。 エ 救助物資、復旧資材の確保、斡旋の協力に関すること。
(3) あづみ農業協同組合 松本ハイランド農業協同組合	ア 市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 ウ 被災農家に対する融資、斡旋に関すること。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること。 オ 農産物の需給調整に関すること。
(4) 八十二銀行、松本信用金庫、 長野県信用組合、長野銀行、 長野県労働金庫	被災事業者等に対する資金融資に関すること。

(5) 危険物施設の管理者 及び高圧ガス施設の管理者	ア 安全管理の徹底に関すること。 イ 防護施設の整備に関すること。
(6) 病院等医療施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における入院者の保護及び誘導に関すること。 ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
(7) 社会福祉施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。
(8) 安曇野市議会	災害時における市の災害応急対策等について臨時市議会を開催し、協議すること。
(9) 安曇野市消防団	災害時の防火、水防等の消防業務に関すること。
(10) 自主防災組織	ア 災害時の初期消火に関すること。 イ 平常時の町会単位での防災訓練等の実施に関すること。
(11) 安曇野防犯協会連合会	災害時の犯罪防止に関すること。
(12) 安曇野市管工事業協同組合	災害時の水道施設の応急復旧に関すること。
(13) 長野県タクシー協会中 信支部	災害時のタクシー無線による情報収集、伝達に関すること。
(14) 漁業協同組合	ア 市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員に対する融資、斡旋に関すること。 ウ 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧に関すること。
(15) 学校法人	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における教育対策に関すること。 ウ 被災施設の災害復旧に関すること。
(16) 婦人会	ア 市、県が行う災害応急対策の協力に関すること。 イ 被災者の救助活動及び義援金品の募集等の協力に関すること。

第4節 防災面からみた安曇野市の概況

第1 自然的条件

1 地 勢

当市は、長野県のほぼ中央に位置し、西部は北アルプス連峰がそびえ立つ中部山岳国立公園の山岳地帯であり、燕岳、大天井岳、常念岳など海拔 3,000m級の山々がある。その北アルプスを水源とする中房川、烏川、梓川、高瀬川などが犀川に合流する市の東部は、海拔 500mから 700mの概ね平坦な複合扇状地となっており、北は大町市、松川村、池田町、生坂村、南は松本市に隣接している。

2 地 質

当市の西部にある飛騨山脈の地質は、蝶ヶ岳と常念岳の間を境に、南の堆積岩と北の火成岩地帯に分かれている。南は海底に堆積した中・古生層（美濃帯）で、中生代三畳紀末からジュラ紀後期（約 2億 3,000 万年前～1 億 4,000 万年前）に形成され、美濃帯では新しい部類に属す。北は美濃帯に貫入した花崗岩類が分布し、ジュラ紀末から古第三世紀初頭（約 6,700 万年前～5,900 万年前）に形成されている。

また、松本盆地にはフォッサ・マグナ地域（中央地溝帯）の西縁を画する糸魚川―静岡構造線が走っており、牛伏寺断層や松本盆地東縁断層があり、活断層帯と接している。

3 地 盤

概してやや良い地盤が連続して分布し、比較的安定した地盤といえる。しかし、国道 147 号線付近の地下には、梓川が運んだ厚さ 300mの砂礫層に覆われている。

4 気 候

当市は盆地に位置するため内陸性気候で、気温の年較差が激しい高冷地性気候の特色が現れている。年平均気温は約 11℃、夏は最高 37℃まで上がる一方、冬は最低約マイナス 10℃まで下がり、寒暖の年較差は約 50℃となる。

また、河川が多く 10 月から 12 月にかけて霧の発生が見られる。

第2 社会的条件

1 人 口

当市の人口は、令和 2 年 4 月 1 日現在で 97,368 人となっている。人口推計では、当市の人口は今後減少していくことが見込まれる一方、老年人口割合は上昇の一途をたどることが想定される。

2 産 業

当市は、製造出荷額、農業出荷額ともに県下上位を占め、農工業のバランスが取れている。北アルプス山麓の豊富な湧水を利用し、ワサビの栽培やニジマスの養殖が盛んである。また、日本の屋根北アルプス山麓に広がる当市は四季折々の美しい風景と観光資源に恵まれている。

(1) 交 通

当市の公共交通機関は、バス路線とデマンド型乗合タクシー、JR 大糸線、篠ノ井線がある。また、道路網については、市内に長野自動車道が通っており、高速道路を中心とし、4 本の主

要国道と8本の県道が経済、生活圏の拡大及び多様化に伴い、その発展の動脈としてますます重要性が増加してきている。

(2) 道路

長野自動車道を中心に国道19号、147号、403号の主要国道と19本の県道及び、5本の主要地方道を有しているが幅員が狭隘な箇所もあり、拡幅改良が今後の課題となる。

(3) 鉄道

市内を走る鉄道は、JR大糸線、篠ノ井線が主要幹線となっている。

第3 防災をめぐる社会構造の変化と対応

近年の都市化、高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりが見られ、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図るよう努める。

- 都市化の進展に伴い、人口の密集、危険地帯への居住地の拡大、中高層建築物の増加等が見られる。これらの対応として、市街地開発事業等による災害に強い都市構造の形成に努めるとともに、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開、中高層建築物の安全確保対策等を講ずるよう努める。
- 要配慮者の増加が見られるため、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の各施策の展開にあたっては、特別な配慮が必要となる。
- ライフライン、コンピューター、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大が見られ、災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、これらの施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。
- 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下が見られる。このため、コミュニティ、自主防災組織等の強化とともに、多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想等の徹底に努める。

第5節 被害想定

第1 水害の想定

当市は市の東部を犀川が北流し、穂高川、高瀬川、万水川などが合流している。犀川は、木曾谷方面からの奈良井川と当市東南部の松本市境で合流し、それより上流は梓川と呼ばれ、常念岳の西側に端を発している。

これらの河川は、台風や集中豪雨により過去に氾濫し、床上浸水等の被害をもたらしている。

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所、及び長野県安曇野建設事務所、長野県大町建設事務所では、「水防法等の一部を改正する法律（平成27年5月20日に公布、7月19日に一部施行、11月19日に完全施行）」により、現行の洪水に係る浸水想定区域から、想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域に拡充して作成・公表しました。本市でもこれに基づき洪水ハザードマップを改訂します。

これによると、当市の市域では、犀川、穂高川、高瀬川の合流部を中心に10～20mの浸水、また、黒沢川、万水川、犀川上流の梓川において0.5m未満～3mの浸水想定となった。

河川整備が進んだ現在においても、気候変動による線状降水帯や大型台風の発生により、この浸水想定区域図のような被害が出るのが考えられることから、この被害想定を念頭に、水害対策を進める。

なお、水害の発生場所、被害程度は、地形や堤防の構造のみならず、周辺の田畑等の雨水貯留機能の状況や排水路の状況など、複雑な要因に規定されることから、浸水想定区域図で示された想定は1つの目安と考え、想定されていない場所、想定されていない規模の水害についても柔軟な対応ができるよう留意する。

第2 風害の想定

よく知られる台風や、台風並みに発達する低気圧による風害のほか、竜巻や、下降気流によるダウンバーストと呼ばれる突風等を想定の見安とする。

第3節 土砂災害の想定

当市は、市域の東西を急峻な山地帯が囲んでおり、法指定による土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所など、土砂災害を警戒すべき区域・箇所が多数存在し、本市では、土砂災害ハザードマップを作成し、市民に配布して、市民に注意を呼びかけている。

これらの区域・箇所での土砂災害を想定するほか、法未指定の区域・箇所についても、先入観にとらわれず、土砂災害が起こりうるものと想定し、柔軟な対応ができるよう留意する。

風水害対策編

第2章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり

第1 基本方針

災害発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合は、その被害を最小限にとどめるため、平常時から防災に関する調査・研究、危険地域を解消するための施策を講ずる。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い安曇野市を形成する。
- 2 総合的風水害対策の推進等による風水害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。

第3 計画の内容

1 風水害に強い郷土づくり

(1) 現状及び課題

市内は、急峻な地形、もろい地質とあいまって風水害による大きな被害が懸念されることから、災害に強い安全な郷土の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】（全部局、松本広域消防局）

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から郷土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、ネットワークの充実を含む風水害に対する安全性の確保に努める。
- (ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。
- (エ) 風水害に強い郷土の形成を図るため、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

イ 【県が実施する計画】（全部局）

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、代替性を確保するための道路ネットワークの充実を含む風水害に対する安全性の確保に努める。
- (ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。
- (エ) 風水害に強い県土の形成を図るため、下記の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。
 - a 河川改修やダムなどにより洪水の発生を軽減するとともに、洪水被害を想定した洪水ハザードマップの作成を支援する。

- b 土石流、地すべり、崖崩れ、雪崩などを防ぐため、治山・砂防施設の設置を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を進める。
 - c 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する山地治山、地すべり防止施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため森林の造成及び維持を図る。
 - d 治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。
- (ホ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。
- (カ) 複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国〔国土交通大臣〕及び都道府県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、市町村、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

2 風水害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

都市化の進展に伴う、人口の密集、危険地域への居住地の拡大、及びライフライン等への依存度の増大により風水害の及ぼす被害は多様化しており、風水害に強いまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】（全部局、松本広域消防局）

(ア) 風水害に強いまちの形成

- a 市地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。
- b 土砂災害警戒区域の指定を受けた場合は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民等に周知するよう努めるものとする。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努めるものとする。
- c 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について検討を行い、必要な措置をとるものとする。
- d 安曇野市防災広場等災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努めるものとする。
- e 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網

の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無柱電化の促進を図る。

- f 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。
- (a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進
 - (b) 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの提供。
 - (c) 河川、下水道について築堤、河道掘削、遊水地、放水路、雨水渠、内水排除施設等の建設等の推進
 - (d) 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて、実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
 - (e) 洪水浸水想定区域、又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
 - (f) 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について市地域防災計画に定める。
 - (g) 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市は、市地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自主防災組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める
 - (h) 浸水想定区域をその区域に含む市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる
 - (i) 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等を公表し、安全な土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進
 - (j) 洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する。
 - (k) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合

的な土砂災害防止対策の推進

特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施

- (l) 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
- (m) 土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の発表、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進
- (n) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進
特に、流木災害が発生するおそれのある森林については、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進
また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施
- (o) 農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
- (p) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進
- (イ) 風水害に対する建築物等の安全性
 - a 浸水等風水害に対する安全性の確保にあたっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえるものとする。
 - b 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
 - c 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
 - d 強風による落下物の防止対策を図る。
 - e 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。
- (ウ) ライフライン施設等の機能の確保
 - a ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の普及体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。
 - b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電源供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。
 - c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等におけ

る安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

(エ) 災害応急対策等への備え

- a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。
- b 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。
- c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。
また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
- e 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

イ 【県が実施する計画】（全部局）

(ア) 風水害に強いまちの形成

- a 洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずる。
- b 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るともに対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。
- c 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- d 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。
 - (a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進
 - (b) 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう分かりやすい水害リスクの提供
 - (c) 河川、下水道について築堤、河道掘削、遊水池、放水路、雨水渠、内水排除施設等の建設等の推進
 - (d) 出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保
 - (e) 河川、下水道等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により洪水被害の軽減

- (f) 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
- (g) 洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村への通知
- (h) 役場等の所在地に係る河川について、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法を用いての、市町村等への浸水想定の情報提供。
- (i) 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等を公表し、安全な県土利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進
- (j) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進
 - 特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施
- (k) 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難地、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
- (l) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施しその結果を公表する。
- (m) 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として、関係市町村の意見を聴いて指定し、土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。
 - ア 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
 - イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制
 - ウ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
 - エ 勧告による移転者への融資、資金の確保
 なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、関係部局と連携し、その周知を図る。
- (n) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進。
 - 特に、流木災害が発生するおそれのある森林については、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進
 - また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点

検を実施

- (o) 農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
- (p) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進
- (イ) 風水害に対する建築物等の安全性の確保
 - a 浸水等風水害に対する安全性の確保にあたっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえるものとする。
 - b 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
 - c 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
 - d 強風による落下物の防止対策を図る。
 - e 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。
- (ウ) ライフライン施設等の機能の確保
 - a ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。
 - b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。
 - c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。
 - d ライフライン防災連絡会を設置し、関係機関の連携を図るものとする。
- (エ) 災害応急対策等への備え
 - a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。
 - b 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関との防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。
 - c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。
 - d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。

- e 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。
- f 災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 風水害に強いまちの形成

不特定多数の者が利用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

(イ) ライフライン施設等の機能の確保

- a ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。
- b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

- c コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。
- d 災害拠点病院は、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくものとする。

また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくものとする。

なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。

(ウ) 災害応急対策等への備え

- a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。
- b 指定緊急避難場所、指定避難場所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。
- c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。
- d 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活

用に努めるものとする。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

第2節 災害発生直前対策

第1 基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報・注意報等の伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等の市民に対する伝達体制を整備する。
- 2 住民の避難誘導體制を整備する。
- 3 災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第3 計画の内容

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、第3章第1節「災害直前活動」の「警報等伝達系統図」のとおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

(1) 【市及び県が実施する計画】(市：全部局)

気象台からの情報収集の他、オンラインによる、気象状況の正確な把握ができる体制の整備に努める。

(2) 【関係機関が実施する計画】

気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する体制の整備を図る。(長野地方気象台)

2 避難誘導體制の整備

- (1) 市及び県は、風水害により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。
- (2) 市は、指定緊急避難場所及び指定避難場所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (3) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。
- (4) 市及び県は、土砂災害等に対する市民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。第11節「避難受入れ活動計画」参照。
- (5) 市は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
- (6) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して

勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

(7) 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

3 災害未然防止活動

(1) 各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備を行う。

ア 所管施設の緊急点検体制の整備

イ 応急復旧のための体制の整備

ウ 防災用資機材の備蓄

エ 水防活動体制の整備（水防管理者）

オ ダム、せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）

カ 災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備

(2) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

第3節 情報の収集・連絡体制計画

第1 基本方針

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

市、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てる。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 市、県は、防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。
- 3 情報伝達手段の多ルート化等を推進する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。市、県、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

(2) 実施計画

ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】（全部局、松本広域消防局）

- (ア) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、自主防災組織等の協力を求めて実施することから、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。
- (ウ) 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした市内におけるネットワークの整備について研究する。
- (エ) 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。
- (オ) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。
- (カ) 雨量情報、土砂災害警戒情報及び砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。
- (キ) 市内各地を熟知している郵便局職員の協力を得て、災害時における被災者等の情報収集、情報交換を図る。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 情報収集ルートを、あらかじめ設定する。（第3章災害応急対策計画第2節災害情報の収集・連絡活動参照）（危機管理部）
- (イ) 円滑な情報収集の確保を図るため、毎年訓練を実施する。（危機管理部）
- (ウ) 市町村に派遣する情報連絡員が、円滑に情報収集・連絡等の活動が行うことができるよう

体の整備を行う。(危機管理部)

- (エ) 関係市町村、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。(建設部)
- (オ) 映像による情報を収集するため、ヘリコプターテレビシステムの効果的運用を推進する。(警察本部)
- (カ) 道路交通状況を把握するため、交通監視用カメラの整備を推進する。(警察本部)
- (キ) 毎年防災関係機関における情報収集・連絡担当者名簿を作成し、関係機関に配布する。(危機管理部)
- (ク) 情報を一元的に収集伝達する「防災情報システム」を構築する。(危機管理部)
- (ケ) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。(危機管理部)
- (コ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。(危機管理部)

ウ 【防災関係機関が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定める。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。
- (ウ) 県、市町村に情報連絡員を派遣するため体制の整備に努めるものとする。

2 情報の分析整理

市及び県は平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築に努めるものとする。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり、不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(総務部)

- (ア) 防災行政無線の適切な維持管理に努める。
- (イ) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置するよう努める。
- (ウ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。
- (エ) 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。
- (オ) NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておく。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。
- (カ) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム(J-ALERT)その他の災害情報等を

瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

- (キ) 東日本電信電話(株)等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、I P電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 地上系及び衛星系の防災行政無線について、老朽化した設備の更新を行い、耐震性の強化や浸水する危険性の低い堅固な場所への非常用電源設備の整備を図るとともに、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い円滑な通信の確保を図る。(危機管理部)
- (イ) 電気通信回線は災害時の使用を考慮し、十分な回線容量の確保を行う。
- (ウ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報提供が得られる体制を構築する。
(危機管理部)
- (エ) 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。(危機管理部、警察本部)
- (オ) 衛星携帯電話、携帯電話、M C A移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。
(危機管理部、警察本部)
- (カ) 東日本電信電話(株)等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておく。また、I P電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。
(危機管理部)

ウ 【防災関係機関が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

第4節 活動体制計画

第1 基本方針

風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等発災時における活動体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 職員の非常参集体制の整備

(1) 現状及び課題

風水害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

(2) 実施計画

ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】（全部局、松本広域消防局）

(ア) 発災後、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行う。

(イ) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。

その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

(ウ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

(エ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。

イ 【県が実施する計画】（全部局）

(ア) 発災後、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行うものとする。

(イ) 風水害に関する情報等を迅速に把握するため、関係機関との連携を強化する。

(ウ) 職員によるより迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。また、必要に応じ見直しを行う。

- (エ) 大規模災害発生時には職員への連絡が取れない状況となることを想定し、指示によらない参集方法を検討する。
- (オ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員の応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。
- (カ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。
- (キ) 過去の災害対応を検証し、必要に応じて体制の見直しを図る。また体制の見直しについては、訓練等を通じPDCAサイクルの観点から改善を図る。

ウ 【関係機関が実施する計画】（全機関）

- (ア) 職員の安全の確保に十分に配慮した非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。
また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。
- (イ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす風水害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。

現在、市及び県にそれぞれ防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部）

災害対策基本法第 16 条に基づき、市防災会議を設置し、災害特性及び地域特性に対応した地域防災計画及び地域災害の特色を考慮した風水害対策計画の作成を行い、その計画の実施を推進する。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 県防災会議（危機管理部）

災害対策基本法第 14 条に基づき長野県防災会議を設置し、地域防災計画を必要により修正するとともに計画の実施を推進する。

防災会議は、知事を会長とし、防災関係機関の長又は県職員のうちから任命された委員をもって組織し、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、委員を補佐する。

組織内の部会として災害危険地域対策部会等を有する。

(イ) 災害危険地域対策部会（建設部）

災害対策基本法施行令第 7 条第 4 号及び長野県防災会議条例第 4 条 1 項の規定に基づき、長野県防災会議に災害危険地域対策部会を設置し、自然災害防止対策における基本的な事項に関する審議を行う。

ウ 【関係機関が実施する計画】

市の地域を管轄し、又は市の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、市、県、及び他の防災関係機関が必

要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力する。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部）

防災中枢機能を果たす防災拠点のあり方を検討し、計画的に設備の充実及び災害に対する安全性確保等に努める。

(ア) 災害対策本部が被災し、機能しない場合の代替施設の整備充実を検討する。

(イ) 市有施設の診断を行い、必要に応じ整備を行う。

(ウ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 県庁舎の点検を実施し、災害時の危険箇所を把握し、補強等を実施する。（総務部）

(イ) 県庁西庁舎に整備した災害対策本部室（防災センター）県警災害警備本部の機能を活用し、迅速かつ的確な応急対策活動を実施できるようにする。

（危機管理部、総務部、警察本部）

(ウ) 県庁舎被災時に防災中枢機能を確保するため、県合同庁舎等を代替施設としてあらかじめ想定し、電気設備、通信設備等防災関係機能強化に向けた検討を行う。（危機管理部、総務部）

(エ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。（危機管理部、総務部）

(オ) 緊急防災基盤整備事業債等を活用し、警察署の装備品倉庫等を建設することにより、活動体制の強化を図る。（警察本部）

ウ 【関係機関が実施する計画】（全機関）

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。

4 複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生の可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 実施計画

【市、県（危機管理部）及び関係機関が実施する計画】

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部から

の支援を早期に要請することも定めるものとする。

5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

ア 【市及び関係機関が実施する計画】（全部局）

- (ア) 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。
- (イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行う。
- (ウ) 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

イ 【県が実施する計画】（全部局）

- (ア) 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。
- (イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行う。
- (ウ) 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第5節 広域相互応援計画

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災地方公共団体及び被災公共機関等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る。
- 2 県内全市町村による、相互応援体制の確立を図る。
- 3 県内外消防本部による、消防相互応援体制の確立を図る。
- 4 友好都市等との相互応援体制の確立を図る。
- 5 公共機関及びその他事業者等による、相互応援協定の締結を促進する。
- 6 県と市町村が一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。
- 7 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、防災拠点の確保を図る。

第3 計画の内容

1 防災関係機関相互の連携体制整備

(1) 現状及び課題

各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。

(2) 実施計画

ア 【市、県及び関係機関が実施する計画】（総務部、松本広域消防局）

- (ア) 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。
- (イ) 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。
- (ウ) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。（地方整備局）
- (エ) 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

2 県内全市町村間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

県内 77 市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が、締結されている。

このほか、県内市町村が他の地方公共団体と相互応援等の協定を締結しているのは、平成 31 年 4 月 1 日現在、5 市町村 4 協定である。

今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。

る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部）

- (ア) 県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図る。
- (イ) 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。
- (ウ) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。
- (エ) 「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村等（松本市等）は、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図る。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

県市長会及び県町村会等と調整を行い、相互応援体制の確立を図る。

ウ 【松本広域消防局が実施する計画】

- (ア) 松本広域消防局は、相互応援協定に定める「中信ブロック消防本部」の代表として、次の業務を行う。
 - a 被災市町村の情報収集と状況把握
 - b 中信ブロック構成消防本部との連絡調整
 - c 応援ルート等に必要な情報収集と状況把握
 - d 県下の緊急消防援助隊との連携、訓練等に努める。
 - e 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務
- (イ) 県と連携し、緊急消防援助隊の実戦的対応が図られるよう教育訓練に努める。

エ 【関係機関が実施する計画】（県市長会、県町村会、県消防長会）

県及び市町村と調整を図り、相互応援体制の確立を図る。

3 県内外消防本部間の消防相互応援体制

(1) 現状及び課題

県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県広域消防相互応援協定」が、平成8年2月14日に締結された。

また、大規模災害時に上記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成7年6月30日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊要綱が制定された。

平成15年6月に消防組織法が改正され、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされた。

この法律及び協定に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。

さらに、被災地となった場合における、応援隊を受入れる受援計画整備を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【松本広域消防局が実施する計画】

- (ア) 各消防本部においては、協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。

- (イ) 各消防本部における消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、平常時から連携強化を図る。
 - (ウ) 県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める
- イ 【県が実施する計画】(危機管理部)
- (ア) 県消防長会・緊急消防援助隊の県隊長を務める代表消防機関等と連携し、県内外消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進する。
 - (イ) 市町村、代表消防機関等と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。
- ウ 【関係機関が実施する計画】(県市長会、県町村会、県消防長会)
- 県及び市町村と調整を図り、全消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進する。

4 友好都市等の相互応援協定

(1) 現状及び課題

市は、友好都市等である東京都武蔵野市、埼玉県三郷市、神奈川県真鶴町、奈良県三郷町、との応援協定並びに武蔵野市交流市長村協議会 9 市町村、千葉県東金市との相互支援宣言を締結している。

これらの協定、宣言により、相互応援体制は整備されているが、他の友好都市との協定締結を促進する等一層の連携強化に努める。

(2) 実施計画

【市及び県が実施する計画】(総務部)

- ア 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。
- イ 関係市町村の備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平時から連携強化に努める。
- ウ 迅速かつ円滑な応援の受入れが図られるよう、相互に先遣隊の派遣、被災現地における調整本部の設置等に必要な体制の整備を図る。
- エ 相互応援協定の締結にあたっては、近隣都県市に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在すると都県市等との間の協定締結を検討する。

5 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

公共機関及びその他事業者間においては連携強化に努めているが、相互応援協定の締結により、応急・復旧活動の応援が円滑に実施できる体制の整備を図る。

(2) 実施計画

【公共機関及びその他事業者が実施する計画】

同種の事業者間等において相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備する。

6 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

(1) 現状及び課題

県と市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と市町村の連携強化が必要である。

(2) 実施計画

【市及び県が実施する計画】（市：総務部、県：危機管理部）

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等に応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備する。

7 広域防災拠点の確保

(1) 現状及び課題

被害の大きい地震災害に対して、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施されるため、これらの人的・物的な応援活動を受け入れるため、広域防災拠点として選定した松本空港及び松本平広域公園周辺他について、整備、運用等を県、市町村及び関係機関が調整する必要がある。

また、松本空港及び松本平広域公園周辺他だけでなく、他の広域防災拠点の必要性についても検討を行う必要がある。

さらに、周辺市町村を含めた地域の中心的な拠点となることや、周辺市町村の緊急避難場所、避難所及び物資輸送拠点等の活動に利用される防災拠点をあらかじめ関係機関と調整して選定する必要がある。

(2) 実施計画

【市、県及び関係機関が実施する計画】（市：総務部、県：危機管理部）

ア 県は大規模災害発生時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、受援計画を策定する。

イ 市、県及び関係機関と連携し、地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（周辺市町村との連携、市街地・集落の形態、道路状況等）等を考慮して、広域ごとに拠点を選定する。

ウ 選定された拠点ごとに、県、市町村及び関係機関で面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有を図る。

エ 関係機関は、選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、あらかじめ状況を把握するものとする。

オ 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点の確保及び防災拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

第6節 防災拠点整備計画

第1 基本方針

大規模災害発生時においては、その規模及び被害の状況から、市外からの広域応援や救援物資の供給などが行われた場合に、市内における大きな被害のない地域にいったん集結・集積させたうえで被災地域に搬送・供給するなど、被災地域、および、避難施設への救援活動が円滑に行われる必要がある。

市は、防災拠点となる施設を指定・計画し、積極的に整備を推進する。

第2 指定方針等

- 1 広域応援活動の拠点となり得る学校施設、社会教育施設やスポーツ施設等について、関係部署と協議の上、防災拠点に指定する。
- 2 指定にあたっては、市内各地域での被災を想定しながら、アクセスルートとなる幹線道路（緊急輸送路）からの利便性、活用できる施設の能力や規模等を考慮する。
- 3 大規模災害発生時には、関係部署と協議の上、指定施設の中から実際に開設できる施設を選定する。

第3 防災拠点の機能

1 施設が果たす機能

(1) 集結場所・ベースキャンプ

県内、県外からの自衛隊、警察、消防、ライフライン復旧支援組織などの部隊が集結する場所、または、活動拠点となるベースキャンプを設置できる機能を有した施設・場所。

(2) 物資集積拠点

県内、県外からの救援物資の「受入れ」、「仕分け」、「保管」及び「配送」を行い、被災地域の避難所等へ輸送するための機能を有した施設。

2 集結場所・ベースキャンプと物資集積拠点

開設が必要とされる場合の集結場所・ベースキャンプと物資集積拠点施設を次のとおり配置する。

地域	所在施設名	機能	対象施設
北東	押野山土取り跡地 (大型車両進入不可)	市ヘリポート	
	明科支所 (大型車両進入不可)	物資集積拠点	防災倉庫
	豊科勤労者スポーツ施設	物資集積拠点	体育館
	防災広場	災害応援部隊集結場所 ベースキャンプ (物資集積拠点)	広場ほか

地 域	所在施設名	機 能	対象施設
南東	南部総合公園 (機能追加)	市ヘリポート	芝生広場
		災害応援部隊集結場所 ベースキャンプ	駐車場ほか
		(計画) 物資集積拠点 避難所 (700人以上) 備蓄倉庫	総合体育館 ・アリーナほか ・備蓄スペース
南西	三郷文化公園	市ヘリポート	グラウンド
		災害応援部隊集結場所 ベースキャンプ	駐車場、芝生広場ほか
		避難所 (兼物資集積拠点)	体育館 メインアリーナ
		避難所	柔剣道場
	備蓄倉庫	備蓄スペース	
	三郷小学校	避難所 (兼物資集積拠点)	第2体育館
北西	堀金総合運動場	市ヘリポート	グラウンド
	堀金多目的屋外運動場	物資集積拠点	常念ドーム
北西	県民豊科運動広場	松本広域圏 拠点ヘリポート	グラウンド
	穂高地域福祉センター	災害応援部隊集結場所 ベースキャンプ	駐車場、芝生広場ほか
	牧運動場	市ヘリポート	グラウンド
	牧体育館	物資集積拠点	体育館

一部の施設は、指定避難所に指定されている施設であるが、災害の被害状況により防災拠点として使用することを優先する。

第7節 救助・救急・医療計画

第1 基本方針

災害時における救助・救急・医療は、住民の生命に直接的に係る最も基本的かつ重要な課題であることから、救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達及び医療関係機関等との相互協力が必要である。

また、医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制等について、「安曇野市災害時医療救護活動マニュアル」（以下「医療救護活動マニュアル」という。）に基づき対応する。

第2 主な取組み

- 1 災害等緊急時の、救助・救出用資機材の高度化及び増強整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法等の検討を行う。
- 3 災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図る。
- 4 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制、被災状況等、消防機関・医療・その他関係機関の情報共有は、「医療救護活動マニュアル」に基づき円滑に行う。
- 5 関係機関との会議等を定期的で開催し、災害時における対応について研究を行う。

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 現状及び課題

平成 31 年 4 月 1 日現在、松本広域消防局が保有する救助救急車両の保有台数は、救助工作車 3 台、救急自動車 18 台（救急自動車のすべてが高規格救急自動車で、その内 1 台をドクターカーとして運用）であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救急工作車、救急自動車ともに 100% である。これらの状況から、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。

また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに不足が見込まれる資機材については、災害時の借り受け先をあらかじめ定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】（総務部、松本広域消防局）

(ア) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急・救護活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

(イ) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

(ウ) 松本広域消防局と連携して、災害時において迅速かつ的確な救助・救急活動ができる体制を確立する。

イ 【県が実施する計画】(危機管理部、保健福祉部、警察本部)

- (ア) 消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等の活用による航空消防防災及び救助・救急搬送体制の確立を図る。
 - (イ) 市町村において、救助工作車、救急自動車の充足及び装備の整備並びに救急自動車の高規格化が促進されるよう、「市町村消防施設整備計画」の見直しに関する助言を行う。
 - (ウ) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び平常時からの訓練の実施が行われるよう助言する。
 - (エ) 警察本部は大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。また、次に掲げる資機材の整備を図る。
 - a 警察署、交番、駐在所に整備すべき資機材
 - (a) スコップ、バール、ロープ、のこぎり、ナタ等及び管内地区
 - (b) 照明用資機材
 - (c) 可搬式標識、表示板
 - (d) チェーンソー、斧、エンジンカッター等救助用資機材
 - b 警察本部で整備すべき資機材
 - (a) aに掲げる装備資機材
 - (b) レスキュー車、投光車、キッチンカー、トイレカー、給水車、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両
 - (c) 生存者探査機、ファイバースコープ、エアージャッキ、削岩機、鉄筋カッター等救助用資機材
 - (d) エアーテント等後方支援用資機材
- ウ 【関係機関が実施する計画】
- (ア) 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班あたりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進める。(日本赤十字社)
 - (イ) 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進める。(日本赤十字社)
 - (ウ) 大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命捜索救助システムを導入する。(自衛隊)

2 医療用資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会において、初期治療用医薬品等43品目を県下13箇所に、衛生材料24品目を県下6箇所に常時備蓄(松本広域圏では、松本市に医薬品等2箇所、衛生1箇所)をするとともに、同組合及び同協会と県が平成30年3月新たに協定を結び、連携体制の強化を図ったところである。また、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。さらには日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会、保健所等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。

また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下3箇所の血液センターに常時備蓄されている。

このほか市においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。

このような中で、災害ににおける医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制、医薬品等の搬送体制、保管・管理体制の整備が必要となるとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(保健医療部)

- (ア) 医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達について、県薬事管理課、松本保健福祉事務所及び医薬品備蓄事業者等との連携を密にして、災害時の供給体制の確認を行う。
- (イ) 「医療救護活動マニュアル」に基づき、市内5箇所医療救護所に設置してある救護ボックスの管理を行う。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 県における医薬品等の備蓄について、災害時に対応できる適正な品目・数量・箇所であるかを随時検討し、必要に応じて見直しを行う。また、災害時における関係機関との連絡体制を確認する。(健康福祉部)
- (イ) 県立病院においては、緊急用ベッド・医療機器、担架、医薬品、救護医療用具等の備蓄品について整備する。(健康福祉部)
- (ウ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの医療用資機材及び医薬品の支援が必要になった場合及び他都道府県が被災し、本県からの支援が必要になった場合を想定し、広域相互応援に関する整備を行う。(危機管理部、健康福祉部)
- (エ) 災害拠点病院に備蓄してある医薬品の供給体制について関係機関と調整を行う。(健康福祉部)

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、安曇野市医師会、災害拠点病院等は、各機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。
また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行う。
- (イ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医科機器販売業協会及び(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、次に掲げる事項を行う。
 - a 災害時における医療品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の確保に努める。
 - b 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図る。また、公安委員会への規制除外車両事前届出等により、医療品等の輸送手段の確保を図る。
 - c 使用施設の風水害に対する安全性の確保に努める。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災を契機に示された、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針に従い、被災地への支援活動のため、医療救護チームの派遣を迅速に行い、救急医療資機材、仮設テント等を装備するとともに、後方病院として、患者受入のためのヘリポート、通信途絶時に備えた衛星携帯電話、簡易ベッド等を装備した地域災害拠点病院を二次医療圏ごとに指定し、更に要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医薬品備蓄、施設構造の強化等について整備された基幹災害拠点病院を県内に1カ所指定し、段階的な施設・設備の整備を図ってきた。

今後は、引き続き、指定を受けた病院の段階的な施設・設備の整備、充実を図るとともに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。また、大規模災害時には、多数の傷

病者の発生が見込まれることから、航空搬送拠点となる臨時医療施設（SCU）を松本空港内の信州大学医学部付属病院ドクターヘリ格納庫に設置する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（保健医療部）

「医療救護活動マニュアル」等に基づき、市の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行う。

イ 【県が実施する計画】（健康福祉部）

(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院を基幹災害拠点病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に10か所指定した地域災害医療センターを中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・救護班・災害時小児周産期リエゾン（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）による支援体制を確保する。

また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

(イ) 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努める。

(ウ) 災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 日本赤十字社長野県支部、（一社）長野県医師会、安曇野市医師会、（一社）長野県歯科医師会、安曇野市歯科医師会等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行う。

(イ) 長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部付属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行う。

(ウ) 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンに努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。

(エ) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。

4 消防及びその他関係機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関は「医療救護活動マニュアル」に基づき、災害時の医療情報交換が円滑に行えるよう、関係機関との連携を密にするよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部、保健医療部）

- (ア) 風水害等集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。
 - a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
 - b 最先到着隊による措置
 - c 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
 - d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
 - e 各活動隊の編成と任務
 - f 消防団の活動要領
 - g 通信体制
 - h 関係機関との連絡
 - i 報告及び広報
 - j 訓練計画
 - k その他必要と認められる事項
- (イ) 災害拠点病院及び災害指定病院を中心に、「医療救護活動マニュアル」に基づき、被災者の受入れ状況、医療スタッフの状況、医療施設の状況等、災害時の医療情報交換と効率的な被災者の移送が円滑に行えるよう、日頃から連携を密にするよう努める。
- (ウ) 医師会、歯科医師会及び薬剤師会と締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、緊密な連携に努める。
- (エ) 消防機関・医療機関相互の情報交換及び傷病者の移送に対する医療機関との連携が「医療救護活動マニュアル」に基づき、円滑に実施されるよう調整を行う。
- (オ) 医療救護活動を実施するための拠点を定め、緊急時における活動体制を確立する。
- (カ) 関係機関の協力を得て、「医療救護活動マニュアル」に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

イ 【松本広域消防局が実施する計画】

松本広域連合消防計画に定める活動を行う。

ウ 【県が実施する計画】

- (ア) 災害拠点病院を中心に、傷病者の受入状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、迅速な情報交換と効率的な傷病者の移送を確保するための整備を図る。（危機管理部、健康福祉部）
 - (イ) 県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。（健康福祉部）
 - (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。（健康福祉部）
- (エ) 市町村において、風水害等集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画の作成を助言する。（危機管理部）
- (オ) 市町村災害対策本部へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と、相互の協力関係の確立を図る。（警察本部）

(カ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。(危機管理部、健康福祉部)

エ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図る。

(イ) 安曇野市医師会は、他の市町村の医師会との応援体制の整備を図る。

(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。

第8節 消防・水防活動計画

第1 基本方針

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第2 主な取組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第3 計画の内容

1 消防計画

(1) 現状及び課題

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部）

風水害等大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図り、防災活動の万全を期する。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図るものとする。また消防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防協力団体として指定することで消防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。

また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図る。

(イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及びプール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(ウ) 被害想定の実施

松本広域消防局と連携し消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

(エ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防署、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、風水害等大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

(オ) 火災予防

a 防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

b 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

c 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

(a) 可燃物と酸化剤の混合による発火

(b) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

(c) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(カ) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定める。

(キ) 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 消防防災ヘリコプターを中心とした航空消防防災体制の確立を図る。(危機管理部)
- (イ) 市町村に対し、市町村消防計画の作成に関する助言を行い、消防機関において、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化が図られ、大規模災害等に迅速かつ効果的に活動できる体制の整備を促進する。(危機管理部)
- (ウ) 市町村等と連携し、火災予防運動、防災訓練等を通じて、住民等に対して災害発生時における火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。(危機管理部)
- (エ) 消防水利として活用される農業水利施設及び防火水槽の整備を推進する。
(危機管理部、農政部)
- (オ) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動の拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める(危機管理部)

ウ 【松本広域消防局が実施する計画】

- (ア) 消防力の強化
「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。
- (イ) 火災予防
 - a 防火思想、知識の普及
火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。
 - b 防火管理者制度の効果的な運用
消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。
また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。
- (ウ) 危険物保有施設への指導
化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、風水害発生時における危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導する。
 - a 可燃物と酸化剤の混合による発火
 - b 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
 - c 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火
- (エ) 活動体制の整備
大規模災害発生時における、消火、救助及び救急活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防計画の修正を行い、その計画の実施を推進する。
 - a 関係機関との初動時における連携体制・情報収集の調整(消防防災関係機関連絡会)
 - b 大規模な同時多発火災に対しての火災防御計画

(オ) 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、応援の要請及び応援の受入れ体制を確立する。

エ 【住民及び自主防災組織が実施する計画】

住民は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努める。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努める。

2 水防計画

(1) 現状及び課題

当市は、周囲を山々に囲まれた内陸特有の傾斜扇状地に立地しており、犀川をはじめとする中小河川の川岸崩壊等による河道の堰止め、土石流による決壊、堤防沈下・すべり出し等による決壊が予想される。

これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部、都市建設部、農林部）

市は、水防が十分に行われるように、次の事項を実施する。

(ア) 水防組織、消防団（水防団）の確立・整備

(イ) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄ほか次に掲げる事項

- a 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
- b 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備

(ウ) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備

(エ) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視

(オ) 河川ごとの水防工法の検討

(カ) 居住者への立退の指示体制の整備

(キ) 洪水時等における水防活動体制の整備

(ク) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結

(ケ) 浸水想定区域内に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難場所等の避難計画の作成

(コ) 地域防災計画において、浸水指定区域内にある地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定多数の者が利用する施設をいう。以下同じ）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの）の施設の名称及び所在地を定める。

(サ) 地域防災計画において、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。

(シ) 地域防災計画において、浸水想定区域内にある大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。

- (ス) (コ) ~ (シ) に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備
なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施するものとする。
- (セ) 水防機関の整備
- (ソ) 水防計画の策定
- (タ) 水防訓練の実施（年1回以上）
 - a 水防技能の習熟
 - b 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
- (チ) 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努めるものとする。

イ 【県が実施する計画】（建設部）

水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、次に掲げる事項を実施する。

なお、水防組織、気象警報・注意報等の伝達、活動の基準、重要水防区域、その他水防体制の確立に必要な事項の詳細は、「県水防計画」の定めによる。

- (ア) 水防計画の策定
- (イ) 水防協議会の設置
- (ウ) 水防事務の調整及び円滑な実施のための援助
- (エ) 大雨及び洪水に関する気象警報・注意報等の伝達体制の整備
- (オ) 水防信号の決定
- (カ) 水防警報の発令及び伝達体制の整備
- (キ) 住民への立退の指示並びに勧告及び助言体制の整備
- (ク) 水防管理団体への勧告及び助言体制の整備
- (ケ) 水防上緊急を要するときの水防管理団体への指示体制の整備
- (コ) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体（指定水防管理団体）の指定
- (サ) 水防団員の定員の基準の設定
- (シ) 水防管理団体を援助するための水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄
- (ス) 水防活動に要する資器材等の費用への補助
- (セ) 水防管理団体に対する水防活動関係の必要な報告の要求
- (ソ) 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携による、水防技能の習熟及び沿川住民の水防思想の普及啓発を図るための、水防演習等訓練の実施。
- (タ) 洪水予報を実施する河川又は避難判断水位を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において浸水想定区域を指定し、また、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。
- (チ) 水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化するよう努める。

ウ 【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

- (ア) 防災備蓄基地等の整備及び水防用・応急復旧資器材並びに排水対策用の移動式ポンプの備蓄を図るとともに、緊急時において当該資材の確保にあたり、関係業界団体の協力が得られるよう努める。

- (イ) 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携により、水防技能の習熟と、沿川住民の水防思想の普及啓発を図るため、水防演習等訓練を実施する。

エ 【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

- (ア) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画
 - a 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等訓練実施するものとする。
 - b 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練実施に努めるものとする。
- (イ) 大規模工場等の所有者又は管理者が実施する計画
 - a 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練実施に努めるものとする。
 - b 地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

分団及び管轄区域

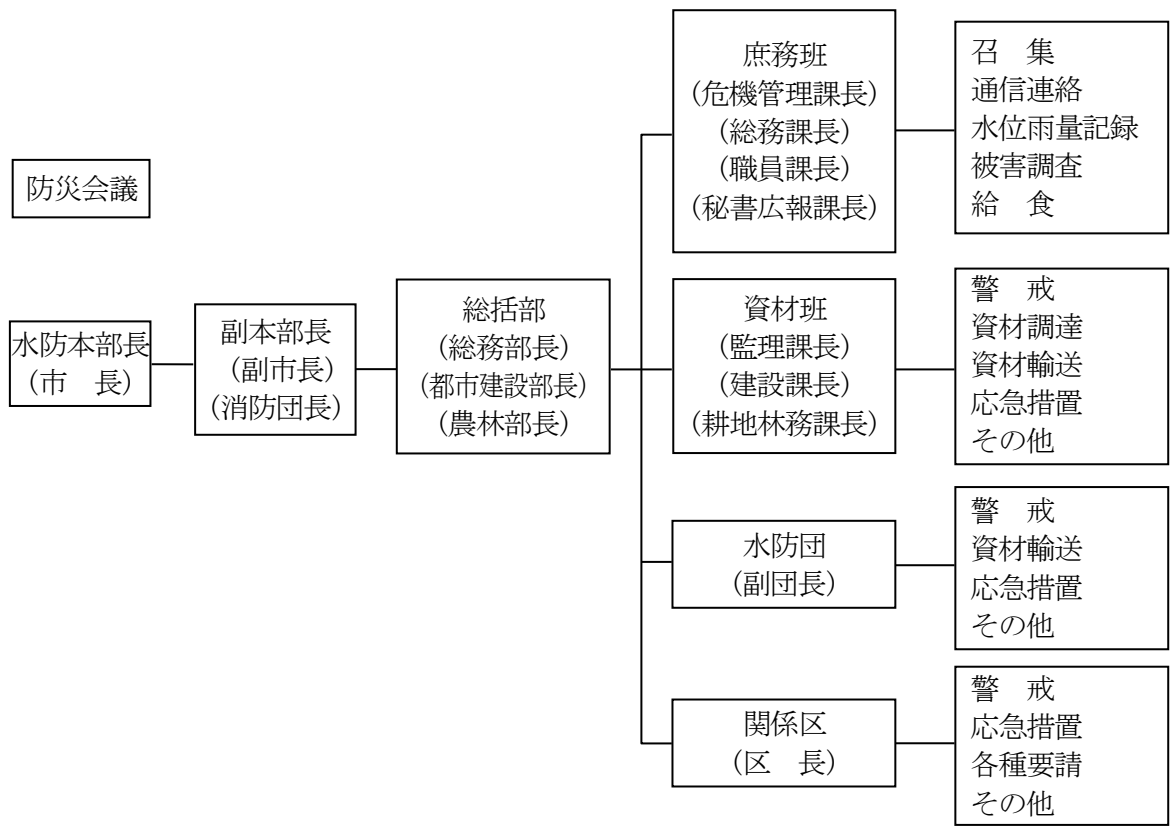
分団の名称		管轄区域	
第1分団	第1部	豊科	上鳥羽、下鳥羽
	第2部	豊科	本村、吉野
第2分団	第1部	豊科	成相
	第2部	豊科	新田
第3分団	第1部	豊科高家	真々部、たつみ原、飯田、下飯田
	第2部	豊科高家	中曾根、熊倉
第4分団	第1部	豊科南穂高	寺所、踏入
	第2部	豊科南穂高	細萱、重柳
第5分団	第1部	豊科田沢	田沢、小瀬幅、大口沢
		豊科光	光、桜坂
	第2部	豊科田沢	徳治郎、アルプス
		豊科高家	アルプス
第6分団	第1部	明科中川手	明科
	第2部	明科中川手	町、宮中
	第3部	明科中川手	大足
		明科光	矢の沢
第4部	明科光	北村、中条、天神原	
第7分団	第1部	明科東川手	潮、潮沢、木戸、上生野
第8分団	第1部	明科七貴	上押野、下押野
	第2部	明科七貴	荻原、塩川原、原、みどりヶ丘
	第3部	明科南陸郷	小泉、中村、金井沢
第9分団	第1部	穂高	等々力
	第2部	穂高	穂高
	第3部	穂高	穂高町、等々力町
第10分団	第1部	穂高北穂高	青木花見、孤島、島新田
第11分団	第1部	穂高有明	古厩、立足
	第2部	穂高有明	新屋
	第3部	穂高有明	橋爪、耳塚
	第4部	穂高有明	嵩下、富田、小岩岳、豊里
第12分団	第1部	穂高牧	牧
	第2部	穂高柏原	久保田、塚原
	第3部	穂高	矢原、柏矢町、白金
穂高柏原		柏原	
第13分団	第1部	堀金烏川	岩原、倉田、上堀
	第2部	堀金烏川	中堀、下堀、扇町
	第3部	堀金三田	小田多井、田尻、田多井
第14分団	第1部	三郷小倉	北小倉、南小倉、東小倉、室町
第15分団	第1部	三郷温	野沢、上長尾、下長尾
	第2部	三郷温	楡、住吉
第16分団	第1部	三郷明盛	七日市場、一日市場、二木
	第2部	三郷明盛	及木、中萱

安曇野市水防計画

1 総則

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 33 条の規定に基づき、水防計画を樹立し市の水防が完全にその目的を達し得るため、必要な事項をもって管内の各河川を警戒・防ぎよし、水災による被害を軽減する。

2 水防組織



3 水防機関の活動

(1) 水防計画

指定水防管理団体の水防管理者は、法第 33 条の規定に基づき、具体的な水防計画を樹立し、安曇野建設事務所長の承認を受け、関係機関に周知する。

(2) 水防訓練

水防が迅速・的確に行われるため、出水期前に 1 回以上安曇野建設事務所長の指導により水防訓練を行い、訓練要領は安曇野建設事務所長と協議のうえ定める。

ア 洪水に対する堤防護岸等の保護及びその処置並びに、堤防護岸等の決壊後の処置等に対する工法の知識の習得と訓練による技術の体得

イ 洪水予報を受けてからの配備体制、水防警報が発せられた場合の出動、また出動の準備等に対する指示命令の系統的訓練

(3) 水防機関の定員

消防団の定員とする。

(4) 河川巡視

水防管理者及び消防団長は、期日を定め重要河川について年1回以上巡視し、水防上危険であると認める箇所がある時は、直ちに当該河川及び堤防の管理者に連絡して、必要な措置を求める。

4 重要水防対象河川

河川名	河川管理者	対象地域
犀川	千曲川河川事務所	豊科・穂高・明科
穂高川	長野県	穂高
烏川	〃	穂高・堀金
万水川	〃	豊科・穂高・堀金
欠の川	〃	穂高
天満沢川	〃	穂高
濁沢川	〃	豊科
黒沢川	〃	三郷
潮沢川	〃	明科
会田川	〃	明科
前川	〃	明科
寺沢川	〃	明科
内川	〃	明科
富士尾沢川	安曇野市	穂高

5 出動及び水防作業

(1) 水防管理団体の非常配備

水防管理者が消防団を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発する。

ア 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合

イ 水防警報指定河川にあっては、知事からその警報の伝達を受けた場合

ウ 緊急にその必要があるとして、知事からその指示があった場合

(2) 本部員の配備

水防管理者は洪水のおそれがあると認められて、その状況の伝達を受けた時又は洪水の危険があると予想されたときからその危険が解消されるまでの間、次の組織により事務を処理する。

ア 水防非常配備の種類

(ア) 第1配備体制

少数の人員で、主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに第2配備の招集その他の活動ができる体制とする。

(イ) 第2配備体制

所属人員の約半数を動員し、水防活動の必要な事態が発生すれば、水防活動が遅滞なく遂行できる体制とする。

(ウ) 第3配備体制

所属全員を動員し、完全な水防体制とする。

イ 非常配備につく時期

第1指令（第1配備体制につくべき指令）

今後の気象情報と水位情報に注意し警戒する必要がある、具体的な水防活動を必要とするに至るまでは、まだ時間的余裕があると認められたときに指令する。

ウ 勤務中の注意事項

(ア) 勤務者は、交代者と引継ぎを完了するまでその場所を離れてはならない。

(イ) 交代者はあらかじめ自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにする。

(3) 消防団の非常配備

ア 待機

消防団長は、情勢を把握することに努め、団員は、直ちに次の段階に入れる状態におく。

◎〈待機の指令〉は、水防に係る気象が注意報から警報になるおそれがある場合、又は警報が発せられたときに発する。

イ 準備

消防団長は、所定の詰所に団員を集合させ、資材及び器具の整備、点検、団員の配備計画等に当たり、水門等水防上必要な工作物のある場所へ団員の派遣及び堤防巡視等のため、一部団員を出動させる。

◎〈準備の指令〉は、河川の水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要が予測されたときに発する。

ウ 出動

消防団の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく。

◎〈出動の指令〉は、河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めたとときに発する。

(4) 水防作業上の心得

ア 消防団員は、出動前よく家事を整理し、万一家人が待避する場合における待避要綱等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、いったん出動した場合は、命令がなくて部所を離れたり勝手な行動をとってはならない。

イ 作業中は、終始敢闘精神をもって上司の命令に従い、団体行動をとらなければならない。

ウ 命令及び伝達の情報は、特に迅速、正確及び慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに消防団員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるように心がけなければならない。

エ 作業中は私事を慎み、言動に注意し、特に夜間は「洪水」、「決壊」等の想像による用語を用いてはならない。

オ 洪水時において堤防に異常が起きる時期は、滞水時間によるが、おおむね水位が最大のとき又はその直後である。しかし、がけ崩れ陥没等は、通常減水時に生ずる場合が多い。(水位が最大洪水位の4分の3位に減少した時が最も危険)

洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を厳にする。

(5) 決壊（被害情報）の通報

- ア 堤防等が決壊した場合は、副団長は直ちに水防管理者及び消防団長に通報するものとし、それを受けた水防管理者は、安曇野建設事務所長及び氾濫のおそれのある隣接水防管理者に通報する。
- イ 隣接水防管理者から通報を受けた市水防管理者は、更に氾濫のおよぶおそれのある次の隣接水防管理者にその旨を通報する。

(6) 避難のための立ち退き

- ア 堤防等が決壊した場合又は決壊の危険にひんした場合には、水防管理者は速やかに必要と認める区域の居住者に対し立ち退き又はその準備を指示する。
- イ アを指示した場合は、安曇野警察署長にその旨を通知する。
- ウ 立ち退き先、経路等必要な措置については、安曇野警察署長と協議のうえ定める。

(7) 水防警報の解除

- ア 水防警報の解除は、水位が下降して水防作業の必要がなくなり、水防管理者が水防解除の指令をしたとき。
- イ 消防団員は、アによる水防警報の解除があるまでは、自らの判断等により勝手に部所を離れてはならない。
- ウ 水防警報の解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を水防管理者に報告する。
- エ 使用した資器材は、手入れをして所定の位置に整備しておく。

6 他の水防機関等の協力及び応援

(1) 水防管理団体等の協力及び応援

- ア 水防管理者は、必要があるときは、他の水防管理者に対して応援を求める。
- イ 他の水防管理者から応援を求められたときは、市の水防に支障がない限りこの求めに応ずるものとし、作業行動については応援を求めた水防管理者の所管のもとに行う。

(2) 自衛隊の派遣要請

水防管理者は災害に際し緊急を要すると認めるときは、知事に対し自衛隊派遣の要請をする。

(3) 警察官の出動要請

水防管理者は水防上必要があると認めるときは、安曇野警察署長に対し警察官の出動を求める。

7 費用負担及び公用負担

(1) 費用負担

- ア 法第 41 条の規定により区域内の水防に要する費用負担は市負担とする。
- イ 次に掲げる場合には水防管理団体相互間において協議し定める。協議が成立しない場合は知事の斡旋による。
 - (ア) 法第 23 条の規定による応援の費用
 - (イ) 法第 42 条第 2 項の規定により著しく利益を受けた市町村の費用の一部負担

(2) 公用負担

ア 公用負担の権限

水防上必要があるときは、水防管理者又は消防団長は次の権限を行使することができる。

- (ア) 必要な土地の一時使用
- (イ) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (ウ) 車両その他の運搬用機器の使用
- (エ) 工作物その他の障害物の処分

イ 公用負担権限委任証明書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者又は消防団長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示する。

8 公務災害補償

消防団長又は消防団員が公務により死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し若しくは障害の状態となった場合は、安曇野市消防団員等公務災害補償条例に基づき損害を補償する。

9 水防てん末報告

水防が終結したときは、水防管理者は定める様式により、10日以内に安曇野建設事務所長を経由して水防本部長に報告する。

第9節 要配慮者支援計画

第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。

このため、市、県及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を必要とする者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。

近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講ずる必要がある。

第2 主な取組み

- 1 要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努める。
- 2 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 3 要配慮者利用施設の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 4 外国籍県民や外国人旅行者等の観光客が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。
- 5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第3 計画の内容

1 要配慮者支援計画の作成

(1) 現状及び課題

災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれる。特に、要配慮者のうち避難行動要支援者については、市町村に名簿作成が義務付けられており、平常時から避難支援体制を構築しておく必要がある。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】

(ア) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成

地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努めるものとする。

(イ) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた

場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(ウ) 避難支援等関係者となる者

松本広域消防局、長野県警察、安曇野市消防団、民生委員(昭和 23 年法律第 198 号)に定める民生委員、社会福祉法人安曇野市社会福祉協議会、市内各区及び市内各自主防災組織を避難支援等関係者とする。

(エ) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

在宅の要配慮者のうち、単身で生活している 65 歳以上の高齢者、75 歳以上の者のみで生活している世帯の者、身体障害者手帳 1・2 級所持者、療育手帳 A 1 所持者、精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者、要介護度 3～5 の認定を受けている者及び市長が特に支援の必要があると認める者を名簿に記載するものとする。

(オ) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由及び避難支援に必要な事項を記載する。名簿の作成に必要な個人情報は、当市関係部署、長野県関係部署及び名簿に記載された本人から入手する。

(カ) 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者の状況把握に努め、定期的に名簿情報の更新を行う。

(キ) 避難行動要支援者名簿の提供

避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとるものとする。

なお名簿情報の提供について、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を市町村条例等で別に定めている場合は、平常時からの提供に際しては本人の同意を要しない。

(ク) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる事項

① 名簿情報の提供に際し、災害対策基本法により避難支援等関係者には守秘義務が課せられていることを説明するとともに、必要に応じて市と避難支援等関係者との間で名簿情報の取扱いを定めた協定書等を締結する。ただし、災害が発生し、または災害が発生するおそれがあるとして名簿に記載された本人の同意を得ることなく名簿情報を提供する場合は、協定書等の締結を要さない。

② 名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、避難支援等の用に供する目的以外のために名簿情報を自ら利用したり、当該避難支援等関係者以外のものに名簿情報を提供したりしないことを徹底する。市は必要に応じて、名簿情報の管理状況について避難支援等関係者に報告を求めたり、実地において名簿情報の管理状況を検査したりすることができる。

③ 名簿を施錠可能な場所に保管し、必要以上に名簿を複製しないよう要請する。

④ 避難支援等関係者は、更新により新しい名簿の提供を受けた場合や災害対応が終了し名簿の利用が不要となった場合等名簿を使用する必要性がなくなった場合には、使用後の名簿を廃棄または市へ返却する。

(ケ) 要配慮者支援計画の作成

地域における災害特性等を踏まえ地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努めるものとする。

(ウ) 要配慮者が円滑に避難するための配慮

- ① 災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「安曇野市における避難勧告等発令基準」に基づき、避難準備情報等を適切に発令する。
- ② 避難行動要支援者の中には、避難に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。このことをふまえ、避難支援等関係者が名簿情報を活用して、避難行動要支援者への着実な情報伝達と早い段階での避難行動を促すことができるよう発令・伝達にあたって配慮する。
- ③ 情報伝達手段の特徴を生かして、複数の手段を組み合わせることにより、要配慮者が確実に必要な情報を取得できるよう努める。

(エ) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は自身及び家族の安全を確保した上で、災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援にあたるものとする。このことについて、避難行動要支援者はもとより市民全体に理解を求める。

(オ) 避難行動要支援者の移送計画

安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

2 在宅者対策

(1) 現状及び課題

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の保健福祉施策等との連携の下に行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】

(市：福祉部、保健医療部、総務部、市民生活部、都市建設部、農林部 県：危機管理部)

(ア) 指定避難所の整備

市及び県は、災害発生時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

(イ) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(ウ) 応援体制及び受援体制の整備

市及び県は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出

動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(エ) 避難所における要配慮者支援体制の整備

県及び市町村は、災害発生時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チームの派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備するものとする。

イ【市が実施する計画】(福祉部、保健医療部、総務部、市民環境部、都市建設部、農林部)

(ア) 緊急通報装置等の整備

要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

(イ) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、介護を要する高齢者や障がい者等の所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。

(ウ) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても必要に応じて名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する救護が適切に行われるように努めるものとする。

(エ) 支援協力体制の整備

県松本保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、NPO・ボランティア等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

(オ) 避難施設の整備

災害発生時において、避難施設となる公共施設について耐震診断、耐震改修等安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

(カ) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請をされた場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等速やかに対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材の確保に努める。

また、当市が応援要請を行う場合に備え、受援体制の整備に努める。

3 要配慮者利用施設等対策

(1) 現状及び課題

高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する社会福祉施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための耐震診断、耐震改修、防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講ずる必要がある。

入院患者を有する医療機関が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要となる。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重症者の状況の把握、患者

の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】（市：福祉部、総務部、県：危機管理部）

(ア) 非常災害時の整備

市及び県は、社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導するものとする。

(イ) 防災設備等の整備

市及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うよう指導する。

(ウ) 組織体制の整備

市及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

(エ) 防災教育・防災訓練の実施

市及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。（危機管理部、県民文化部、健康福祉部）

(オ) 応援体制及び受援体制の整備

市及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を締結するよう働きかける。

(カ) 市及び県は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導するものとする。

(キ) 市及び県は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導するものとする。

(ク) 市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

イ 【要配慮者利用施設等が実施する計画】

(ア) 非常災害時の体制整備

社会福祉施設等においては、県及び市町村の指導の下に、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成するものとする。

(イ) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設等においては、市及び県の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行う。

(ウ) 組織体制の整備

要配慮者利用施設等においては、市及び県の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努める。

(エ) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設等においては、市及び県の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(オ) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設等においては、市及び県の指導の下に、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を締結するよう働きかける。

また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。

(カ) 日本赤十字社長野県支部、県医師会、郡市医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導するものとする。

また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整するものとする。

(キ) 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。

(ク) 医療機関においては、市、県及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対

応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

4 外国籍住民、外国人旅行者、観光客対策

(1) 現状及び課題

外国籍住民等については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、

指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。

このため、外国籍住民等に配慮した指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の表示、防災知識の普及等自らが災害への対応能力を高めていけるよう防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】(市：市民生活部、商工観光部、県：危機管理部、県民文化部、観光部)

(ア) 外国籍住民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

市及び県は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民等に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

(イ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

外国籍住民、外国人旅行者、観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(ウ) 防災教育・防災訓練の実施

外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍住民等の参加推進などを通じて、外国籍住民等に対する防災知識の普及を図る。

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(オ) 観光客の安全対策の推進

a 関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

b 観光関連事業者(旅館・ホテル等)と連携して、災害時における対応(旅館・ホテルと連携して災害時における対応)を作成するよう努める。

(カ) 外国籍住民等の状況把握及び支援体制の整備

外国籍住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制等や避難誘導體制等、外国籍住民に対する支援体制の整備を図る。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国籍住民等や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備を図る。

(イ) 医療機関においては、外国籍住民等に対する応急救護体制の整備を図る。

5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、河川、橋梁も多い当市は、多くの要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している。要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。

このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】（市：農林部、都市建設部、県：危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援する。

イ 【市が実施する計画】（福祉部、農林部、都市建設部、総務部）

(ア) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策

地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するものとする。

また、市町村は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行うものとする。

(イ) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

市は浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

また、市町村は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行うものとする。

ウ 【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設等、病院に該当するもののほか、それ以外の類型のものにあっても）の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。

なお、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、市町村防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに避難訓練を実施するものとする。また、計画を作成・変更したときは遅滞なく市町村長へ報告するものとする。

第10節 緊急輸送計画

第1 基本方針

大規模地震発生時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、地震による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

第2 主な取組み

- 1 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
- 2 ヘリポート、輸送拠点等を事前に選定する。
- 3 各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を樹立する。
- 4 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、発災時の迅速な運用に備える。

第3 計画の内容

1 緊急交通路確保計画

(1) 現状及び課題

当市の道路は、幹線道路が少なく、かつ、狭隘で屈曲区間や橋梁が多いなど、緊急交通路として複数確保が困難な状況にあることから、現道路の防災対策を促進するとともに、災害発生時は適切な交通規制によって、効率的な運用を図る必要がある。また、緊急車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両の移動等を速やかに行うよう体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部、総務部、商工観光部、農林部）

市は、安曇野警察署と協議のうえ、地域の実情に合った区域内的の交通確保計画を策定する。この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、後述する「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮する。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 次により緊急交通路確保に関する計画を樹立する。（警察本部）

- a 緊急交通路交通規制対象予定道路を指定する。
- b 大規模、広域災害発生時の総合交通規制について、隣接県警察と協議し、緊急交通路交通規制のための協定を締結する。
- c 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき主要交差点の信号機の自動電源付加装置の設置、交通規制用標識の準備等、交通安全施設整備を推進する。
- d 災害時の運転者のとるべき措置について、平常時から意識啓発を推進する。

(イ) 緊急交通路確保のため、次の対策を講ずる。（建設部）

- a 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。
- b 応急復旧のため、民間団体等と事前に役割分担を定めておき、迅速な交通の確保を図る。
- c 放置車両や立ち往生車両の発生による交通障害に対して、災害対策基本法第76条に基

- づき運転者等に対し移動の命令、車両の移動等を速やかに行える体制を整備する。
- (ウ) 広域農道を始めとした基幹農道並びに農地と集落とを結ぶ農道について 2010 年長野県農業農村整備長期構想（第 5 次土地改良長期計画）に基づき整備を推進する。（農政部）
 - (エ) 市町村及び中部森林管理局と調整のうえ、緊急交通路となりうる林道について、国有林林道との連携にも配慮しつつ、開設、拡張、改良工事を推進する。（林務部）
- ウ 【関係機関が実施する計画】（地方整備局、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱）
- 各機関が管理する道路について耐震化を推進するとともに、それぞれの計画に基づき、総合的な交通網整備を推進する。

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

(1) 現状及び課題

大規模地震が発生したときには、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあつては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部）

(ア) 市は、最低 1 か所以上の「物資輸送拠点及び緊急用ヘリポート」を確保、指定する。

このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定する。

(イ) 自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる「物資輸送拠点」を指定する。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。

(ウ) 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知する。

イ 【松本広域消防局が実施する計画】

大規模地震時の迅速な救急救助活動及び救援物資輸送等をより効果的に実施するため、松本広域圏として活動できる緊急用ヘリポートを構成市町村と調整し、効果的な運用を図る。

区 分	業 務 の 内 容	指 定 箇 所
基幹ヘリポート	指揮、統制、調整、情報把握等	陸上自衛隊松本駐屯地 信州まつもと空港
拠点ヘリポート	駐機、 燃料補給、 物資中継支援部隊の活動等 ヘリ拠点	県民豊科運動広場 鎖川緑地 中央スポーツ公園 麻績総合グラウンド 野麦峠スキー駐車場 鈴蘭橋駐車場
市町村拠点 ヘリポート	支援物資の集積・分類、 各避難所に輸送急患、 避難者の搬送支援部隊等の 市町村の総合的な支援拠点	三郷文化公園グラウンド 堀金総合運動場 押野山土取跡地 豊科南部総合公園、 牧運動場 他広域圏各市町村 12 箇所

※ 市町村拠点ヘリポートは、各市町村が確保する。

ウ 【県が実施する計画】

- (ア) 全県的な広域災害に備え、他県からのヘリコプター支援の拠点として「県拠点ヘリポート」を指定する。また、松本空港及び松本平広域公園周辺他を広域防災拠点とし、整備、運用について検討を行うとともに、他の広域防災拠点の選定についても検討を行う。なお、この広域防災拠点は、県域を超える支援においても活用を図る。(危機管理部)
- (イ) 各地域振興局単位ごとの拠点となり得る「広域拠点ヘリポート及び物資輸送拠点」を指定する。(危機管理部)
- この「広域拠点ヘリポート」については、災害用備蓄倉庫や耐震性貯水槽等の施設を備える「広域防災公園」のネットワーク計画と連携を図り、整備を推進する。(建設部)
- (ウ) 緊急用ヘリポートとして使用できる施設（県営産業団地のうち未分譲用地等）を把握し、管理者に協力を要請できる体制の整備を図る。(商工労働部)

エ 【関係機関が実施する計画】（ヘリコプター保有機関）

災害時に利用可能なヘリコプターを保有・管理する機関は、緊急用ヘリポート予定場所の实地調査を推進する。

3 輸送体制の整備計画

(1) 現況及び課題

大規模地震発生時には、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部、商工観光部、総務部）

管内の輸送事業者と連絡を密にし、発災時の協力体制を確保しておく。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 災害時の輸送力について、北陸信越運輸局及び輸送関係機関と連携をとり、輸送力の確保を図る。
- (イ) ヘリコプターの活用については、第3章第5節「ヘリコプターの運用計画」のとおりとし、平常時から連携を密にする。

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 北陸信越運輸局は、次の事項を推進する。
- a 災害発生時の緊急輸送活動のため、平常時から輸送能力を把握する。
 - b 緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点等を把握する。
 - c 緊急輸送ネットワークの形成を図るため、関係事業者及び地方公共団体と連携を強化する。
 - d 緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ体制の整備に努める。
- (イ) (公社)長野県トラック協会、(公社)長野県バス協会、(一社)長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合等の関係機関は、要請に基づき速やかに緊急輸送体制が確立できるよう、事業者等に対して、活動要領を徹底しておく。

4 緊急通行車両の事前確認事務

(1) 現状及び課題

被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。

一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、事前に確認事務を済ませておく。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部）

災害時の円滑な交通規制の確認及び緊急通行車両の事前届出を行う。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部、警察本部）

発災時の円滑な交通規制と緊急通行車両輸送の円滑な通行の確保のため、災害時における緊急通行車両の確認又は緊急輸送車両確認事務処理要領により緊急通行車両の事前届出事務を行う。

第11節 障害物の処理計画

第1 基本方針

河川の決壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木等により、道路は一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

第2 主な取組み

- 1 応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。
- 2 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

放置車両や立ち往生車両を含む障害物の除去にあたっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。緊急輸送路として確保すべき広域農道など基幹農道の管理は、市が行っているが、障害物除去体制について県と事前に対応を検討する。

2 実施計画

(1) 【市が実施する計画】(都市建設部、農林部)

- ア 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。
- イ 緊急輸送路として確保すべき広域農道など基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を図る。

(2) 【県が実施する計画】(各部局)

- ア 倒木処理に係る技術的指針を策定するなど、市町村の体制づくりを支援する。(林務部)
- イ 緊急輸送路とされている基幹農道について、速やかな障害物除去体制の整備を市町村に対して指導する。(農政部)
- ウ 災害発生時に予想される障害物の所有者及び所轄署と事前に対応を協議する。(建設部)
- エ 建設業協会等と業務協定を締結し、応急対策に備える。
- オ レッカー車、クレーン車等の保有業者等の実態を把握して災害時の協力依頼を行うとともに、排除物件の保管場所確保を行う。
- カ 集積、処分場所を関係用地管理者等協議し、あらかじめ選定する。

(3) 【関係機関が実施する計画】(各機関)

- ア 道路上の障害物の処理等を行うに必要な資機材の備蓄計画を策定し、必要な資機材の備蓄を図るとともに、迅速に資機材の調達及び供給ができるよう民間保有の主要な災害復旧用資機材及び応急用主要機械等を地域別に把握する。また、資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておく。(地方整備局)
- イ 部内規定の定めるところにより、巡回の強化を図る。

第12節 避難の受入活動計画

第1 基本方針

風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。

第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 安全な指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
- 3 市及び県は住宅の確保等を迅速に行うため体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第3 計画の内容

1 避難計画の策定等

(1) 現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市（総務部、福祉部、農林部、都市建設部、教育部）及び県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）が実施する計画】

(ア) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(イ) 市が避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者及び水防管理者等と協力し計画を策定するよう努める。

(ウ) 市及び県は指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路などの避難計画を策定する場合は協力して行う。

(エ) 浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

イ 【市が実施する計画】（全部局）

(ア) 指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定

- a 市は、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- b 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種類に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。

(イ) 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

- a 避難勧告・避難指示（緊急）の具体的発令基準及び伝達方法
- b 避難準備・高齢者等避難開始を伝達する判断基準及び伝達方法（避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始については第3章第12節を参照）
- c 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類
- d 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- e 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- f 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (a) 給食措置
 - (b) 給水措置
 - (c) 毛布、寝具等の支給
 - (d) 衣料、日用品の支給
 - (e) 負傷者に対する救急救護
- g 指定避難所の管理に関する事項
 - (a) 避難受入れ中の秩序保持
 - (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
 - (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (d) 避難住民に対する各種相談業務
- h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - (a) 平常時における広報
 - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - 住民に対する巡回指導
 - 防災訓練等
 - (b) 災害時における広報
 - 広報車による周知
 - 避難誘導員による現地広報
 - 住民組織を通じた広報

なお市は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ない

ときは、屋内安全確保等安全措置をとるべきことにも留意する。

i 安曇野市防災広場の活用方法（自家用自動車等による屋外避難者の受け入れ）

(ウ) 避難行動要支援者対策

市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(エ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

ウ 【松本広域消防局が実施する計画】

デパート等多数の住民が出入りする施設の管理者に対して、非常時の避難誘導要領、避難経路の明示、照明・非常電源の確保について指導する。

エ 【県が実施する計画】

(ア) 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておく。（県有施設管理局）

県は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。（危機管理部、県民文化部、社会部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）

(イ) 要配慮者利用施設について、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定する。（社会部、健康福祉部）

(ロ) 市町村が策定する避難計画について、迅速な避難体制の整備が促進されるよう、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、浸水想定区域や土砂災害警戒区域を明らかにし、避難情報の判断基準や指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの安全性について助言する。（危機管理部、建設部）

(ハ) 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

(ニ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社アップランド、イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO 法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壺番屋、株式会社セブナーイレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキンとの協定に基づき連携を強化する。（危機管理部・農政部）

(ホ) 市町村地域防災計画の修正についての助言等により、要配慮者や帰宅困難者等に配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。（危機管理部）

(ヘ) 警察署、交番及び駐在所で発行するミニ広報紙や各種会合出席等の平常時の警察活動を通じて、地域住民に対して災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図る。（警察本部）

(ク) デパート、劇場等多数の人が集まる場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領の作成、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等についての指導を促進する。(危機管理部、警察本部)

オ 【関係機関が実施する計画】

(ア) それぞれの施設管理者は、避難計画を市及び県の指導に基づき作成し、避難の万全を期する。(全機関)

(イ) 市の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力する。(全機関)

(ウ) 要配慮者の利用する施設の管理者は、市及び県の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努める。

特に、要配慮者利用施設の管理者にあつては、避難誘導に係る訓練の実施等により、市、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図る。

カ 【住民が実施する計画】

(ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。

a 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか

① 指定緊急避難場所への立退き避難

② 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難

③ 「屋内安全確保」(その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動)

b 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか(テレビ、ラジオ、インターネット等)

c 家の中でどこが一番安全か。

d 救急医薬品や火気などの点検

e 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。

f 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか。

g 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこにおくか。

h 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。

i 昼の場合、夜の場合の家族の分担。

(イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。

(ウ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておく。

キ 【企業等において実施する計画】

(ア) 帰宅困難者対策

a 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努める。

また大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導體制の整備に努める。

b 空港、駅のターミナルビル等では飲料水、食料、毛布等を配布できる体制を整えるとともに、携帯電話等の充電サービスを提供できるよう非常用発電機の整備に努めるものとする。

2 避難場所等の確保

(1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部、市民生活部、福祉部、都市建設部、教育部）

(ア) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載するものとする。

(イ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。

なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

(ウ) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。

(エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。

(オ) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

イ 【県が実施する計画】（県有施設管理部局）

(ア) 県有施設について市町村の指定緊急避難場所の指定に協力する。

(イ) 県有施設の避難に関する計画の策定にあたり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 管理施設について、市の指定緊急避難場所の指定に協力する。（全機関）

(イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努める。

3 避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】

(ア) 指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必

要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

- (イ) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が、相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (ウ) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
- (エ) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (オ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。
- (カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。
- (キ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
- (ク) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、LPガスなどの常設に努めるものとする。
- (ケ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- (コ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。
- (サ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。
- (シ) 「避難所マニュアル策定指針」(平成24年3月長野県危機管理部)等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。
- (ス) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

- (セ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。
- (ソ) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。
- (タ) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (チ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (ツ) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

イ 【県が実施する計画】(県有施設管理部)

- (ア) 「避難所マニュアル策定指針」(平成24年3月長野県危機管理部)について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努める。(危機管理部)
- (イ) 県有施設について市町村の指定避難所の指定に協力する。
- (ウ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。
- (エ) 市が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、市の指定避難所の指定に協力するものとする。(全機関)
- (イ) 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者にも周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

4 住宅確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため市及び県は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(都市建設部)

- (ア) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (ウ) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所、指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
- (エ) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。

- (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- (カ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。

イ 【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 利用可能な県営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。（建設部）
 - (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受け、被災市町村に情報提供する体制を整備する。（建設部）
 - (ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、（一社）長野県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会長野県本部及び（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき連携を強化する。（建設部）
 - (エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するため、供給体制の整備を図る。（危機管理部、建設部）
 - a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
 - b （社）プレハブ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化する。
 - c 入居者の決定等住宅供給方法等について、市町村と相互に連携した体制の整備を図る。

5 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

災害が発生した場合、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下、この節において「学校」という）においては、幼児及び児童生徒（以下、この節において「児童生徒等」という）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】（市：教育部、県：教育委員会）

私市立、県立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導する。

(ア) 防災計画（教育部、教育委員会）

- a 学校長は、風水害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては市、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。
- b 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、市教育部（以下「教育部」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
- c 防災計画には、以下の事項を定めておく。
 - (a) 風水害対策に係る防災組織の編成
 - (b) 風水害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法

- (c) 市・県教委、市、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
- (d) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- (e) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- (f) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- (g) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
- (h) 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
- (i) 児童生徒等の救護方法
- (j) 初期消火と重要物品の搬出の方法
- (k) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
- (l) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- (m) 防災訓練の回数、時期、方法
- (n) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- (o) 風水害時における応急教育に関する事項
- (p) その他、学校長が必要とする事項
- (イ) 施設・設備の点検管理（教育部、教育委員会）

学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

 - a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
 - b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
 - c 設備や備品等の設置方法・場所が適切か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。
- (ウ) 防火管理（教育部、教育委員会）

風水害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

 - a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器具についても点検する。
 - b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。
- (エ) 避難誘導（教育部、教育委員会）
 - a 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
 - b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。
 - (a) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
 - (b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
 - (c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
 - (d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。
- (オ) 私立学校に対する指導（県民文化部）

私立学校については、県立学校の対策に準じて整備するよう指導する。

第13節 孤立防止対策

第1 基本方針

本市は市域の60.7%が急峻な山と高低差のある山間地であり、北アルプス連峰を源とする梓川、中房川、高瀬川などが犀川に合流し、また、山間地には小集落が点在しており、これを結ぶ道路網は山間を走り、川に沿い、多くの橋梁によって施設されている。

こうした地勢は、ひとたび災害が発生すれば交通手段の寸断等により孤立地域の発生を余儀なくさせることから、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策が重要である。

第2 主な取組み

- 1 災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。
- 2 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平常時から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平常時から地域住民の間で準備する。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進する。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第3 計画の内容

1 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

N T T回線以外の情報伝達手段として、市防災行政無線が整備された。今後は、停電時の通信手段の安定確保を図るため、非常電源の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(総務部)

- (ア) 防災行政無線の活用等、災害時の通信手段確保に努める。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとする。
- (イ) 孤立する可能性のある集落等に対し、防災行政無線設備等の非常時通信手段の確保を図る。
- (ウ) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。
- (エ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努める。また、I P電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

イ 【県が実施する計画】(危機管理部)

- (ア) 県と市町村間の災害に強い通信手段の構築に努める。
- (イ) 市町村における防災行政無線の導入について指導する。
- (ウ) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。

- (エ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする

2 災害に強い道路網の整備

(1) 現状及び課題

元来、急峻な地形を切り開いて道路が建設されていることから、その全てについて完全な災害予防対策を講ずることは不可能であるのが実態である。

したがって、

- 主要路線優先の対策推進
- 複線化の推進

を図ることが必要である。

(2) 実施事項

ア 【市が実施する計画】(都市建設部)

市道の災害予防対策を推進する。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 代替路線のない部分を優先して災害予防対策を推進する。(建設部)

(イ) 迂回道路としての林道整備を推進する。(林務部)

(ウ) 迂回道路としての農道整備を推進する。(農政部)

ウ 【住民が実施する計画】

道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮する。

3 孤立予想地域の実態把握

(1) 現状及び課題

市内の孤立予想地域は、市全体で平成25年12月末現在17集落である。

大規模な風水害が発生すれば交通手段の寸断等で住民生活が困難又は不可能になることにより孤立地域が発生する可能性が高く、あらかじめ孤立予想集落を把握する必要がある。その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある住民を平常時から把握し、孤立地域発生時に備える。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(福祉部、農林部、商工観光部)

(ア) 中山間地域などの集落のうち、道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難又は不可能となるおそれがある孤立予想地域をあらかじめ把握しておく。

(イ) 平常時の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておく。

(ウ) 観光地にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 県内の中山間地域などの集落における孤立予想地域をあらかじめ把握する。
- (イ) 市が行う要配慮者の実態把握についての支援を行う。

ウ 【住民が実施する計画】

各地域においては、地区内の要配慮者について平常時から把握するよう努める。

4 自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

市内の自主防災組織の組織率は、平成27年4月1日現在100%の組織率である。

大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関が直ちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。

人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部）

- (ア) 自主防災組織の一層の組織強化を推進する。
- (イ) 災害発生時の活動要領について、松本広域消防局と連携し、教育指導を行う。
- (ウ) 活動用資機材の整備充実を行う。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

組織率の向上と組織の活性化のため、市町村に対して助言を行うとともに、県民に対する啓発活動を行う。

ウ 【住民が実施する計画】

孤立が予想される地域の住民は、自主防災訓練等に積極的に参加するよう努める。

5 避難所の確保

(1) 現状及び課題

孤立が予想される地域毎に最低1か所以上の避難所となり得る施設を整備するとともに、風水害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する必要がある。

(1) 実施計画

【市が実施する計画】（総務部、教育部）

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新について、地区を指導する。

6 備 蓄

(1) 現状及び課題

備蓄計画については、次節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時は、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実にかんがみ、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である

(2) 実施計画

ア 【市・県が実施する計画】（総務部、福祉部、商工観光部）

孤立化が予想される集落単位での分散備蓄に配慮する。

イ 【住民等が実施する計画】

(ア) 孤立が予想される地域の住民は、平常時から備蓄を行う。

(イ) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行う。

第14節 食料品等の備蓄・調達計画

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の調達・供給は重要であり、特に援助物資が届くまでの発災直後は、輸送手段等が限られ、食料確保のためには、食料の備蓄が重要である。

また、災害の発生後、できるだけ速やかな食料供給を行うため、県等関係機関との間で発災時に対応ができるよう協力関係の強化を進める。

第2 主な取組み

- 1 住民が発災直後から最低でも3日分、可能な限り1週間分を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発する。また、食料の供給について、県や関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。
- 2 協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。
- 3 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

食料の調達については、災害救助法用米穀の供給は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、知事の要請により農林水産省から供給される。

また、県内外の米穀販売業者との間で災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定を結んでいる。

一方、生鮮農畜産物については、卸売市場における相互供給体制の整備が必要である。

その他の食料品についても、緊急時の食料品等の調達体制の整備が必要である。

食料の備蓄については、住民は、自助の観点から自らが主体となって食料を確保する必要があるが、防災の第一次的責任を有する市は、それぞれの地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等を想定し、備蓄・調達の必要量、方法等について計画を策定し、実施していく必要がある。

方法については、現物備蓄にあつては、指定避難所以外での配布も想定し、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、現物備蓄のほか、近年の災害における被災者要望は、弁当やおにぎりといった備蓄に馴染まない食料が多いことを踏まえ、流通備蓄の確保に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部、福祉部、農林部、商工観光部）

(ア) 平成25、26年度に実施された県地震被害想定の結果や市の地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、または調理が容易で食器具

等が付属した食料品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。必要量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、別途定める。

- (イ) 他の地方公共団体等との災害時の相互救援協定の締結を図る。
- (ウ) 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。
- (エ) 県と市町村の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。
- (オ) 住民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発する。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図る。
- (カ) 県と同様に、食料品等の調達体制の整備に努める。
- (キ) マックスバリュ長野株式会社（ザ・ビック穂高店、ザ・ビック三郷店）、イオンリテール株式会社（イオン豊科店）と締結した災害時における応急生活物資の供給に関する協定に基づき連携を強化する。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 市町村を補完する立場から、非常用食料を合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等において備蓄し、必要に応じて更新する。（危機管理部）
- (イ) 被災市町村が自ら食料品等の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に食料品等を届けられるよう、食料品等の要請・調達・輸送体制の整備を図る。（危機管理部）
- (ウ) 県と市町村の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。（危機管理部）
- (エ) 長野県生活協同組合連合会と締結した災害時における物資の調達等に関する協定書に基づき連携を強化する。（企画部）
- (カ) 災害救助用米穀の円滑な供給がされるよう「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づき農林水産省と連携をとる。（農政部）
- (オ) 県内外の米穀販売事業者との間で締結した「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」により、応急米穀の円滑な供給ができるよう連携をとる。（農政部）
- (キ) 長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部と締結した災害時の応急生活物資等の調達及び安定供給に関する協定書に基づき連携を強化する。（農政部）
- (ク) 協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、諏訪商業協同組合、長野県化粧品日用品卸組合、長野県商店街振興組合連合会、長野県商店連合会、長野県石油商業組合、社団法人長野県エルピーガス協会と締結した緊急時における食料品等の調達に関する協定に基づき連携を強化する。（商工労働部）
- (ケ) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社イトーヨーカ堂との食料品等の調達に関する協定に基づき連携を強化する。（危機管理部・農政部）
- (コ) 株式会社デリックちくまとの災害時における食料等の供給及び運搬に関する協定に基づき連携を強化する。（農政部）

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 農林水産省
 - a 農林水産省は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第11の災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき対応する。
 - b 政府所有米穀の適正な備蓄を行うとともに、備蓄数量を常時把握しておく。

(イ) 米穀販売事業者

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取り扱いに関する協定書」に基づき供給を行えるよう体制を整備する。

(ウ) 卸売市場業者

生鮮農畜水産物について、被災住民に対し必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、その他の市場から被災卸売市場に対し、優先的に供給される体制について、県内卸売市場間で協定を締結する。

エ 【住民が実施する計画】

自らの安全は自ら守るという防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人あたり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。

また、高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意する。

オ 【企業等において実施する計画】

企業等においても、災害発生に備えて、食料備蓄を行うことが望ましい。

2 食料品等の供給計画

(1) 現状及び課題

食料の供給を行うため、食料の備蓄・調達計画で述べたとおり、種々の協定等により調達体制の整備が図られており、また備蓄もなされている。

これらの、協定により調達した食料や、備蓄食料を住民に対して円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。

備蓄食料については、地域の特性、人口等に応じ、市の食料備蓄の供給計画により避難所等に速やかに供給する体制を整備する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部、商工観光部、福祉部、農林部）

(ア) 備蓄食料及び協定等により調達した食料を住民に供給するための体制を整備する。

(イ) 食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、食器類（茶わん、はし）、塩などの調味料についても整備するよう努める。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 市町村を補完する立場から、合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等において備蓄してある非常用食料を供給するための体制を整備する。（危機管理部）

(イ) 流通備蓄については、協定等の内容を確認し、協定の締結先と連携を図り供給するための体制を整備する。（危機管理部、企画部、商工労働部、農政部）

第15節 給水計画

第1 基本方針

飲料水の備蓄は、緊急遮断弁により確保された配水池及び浄水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制は稼働できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等にろ水器を設置し製造を行うなど、飲料水の供給に備える。

また、被災していない市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水活動により飲料水の確保を図る。

このほか、市は、被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。

県は、広域にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、被災市町村だけでは飲料水供給が困難な場合など、通常想定できる規模を超えるような災害に備え、市町村を補完する立場として、広域単位での備蓄と流通備蓄の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及びろ水器の整備促進、関係業者との協定の締結等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。
- 2 給水車、給水タンク等の整備促進を図るとともに、関係業者との協定の内容を確認し、飲料水の供給体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

令和2年4月1日現在、市内の上水道施設は、45箇所（41,260 m³）の配水池があり、そのうち緊急遮断弁が設置されているのは、15箇所（31,290 m³）である。

配水池への緊急遮断弁の設置、施設に対する安全性の確保並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大な費用が必要となる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（上下水道部）

- (ア) 配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の災害に対する安全性の確保等の整備を行う。
- (イ) 住民が実施する事項への支援を行う。
- (ウ) 県が実施する事項に対する協力を行う。
- (エ) プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。
- (オ) ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。
- (カ) 1,000 m³以上の配水池に緊急遮断弁を設置する。また、配水池からの給水方法の整備を行う。
- (キ) 予備水源、予備電源の確保に努める。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 施設整備について、市町村に対する助言を行う。（環境部）
- (イ) 応急給水用具の整備について、市町村に対する助言を行う。（環境部）

- (ウ) 水道施設災害等相互応援要綱（水道協議会）の整備を行う。（環境部）
- (エ) 備蓄となりうる配水池等の把握を行う。（環境部）
- (オ) ボトルウォーターを合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等に備蓄し、必要に応じて更新する。（危機管理部）
- (カ) サントリービバレッジサービス株式会社との災害時における飲料水の供給に関する協定に基づき連携を強化する。（危機管理部）

ウ 【住民が実施する計画】

- (ア) 風呂の残り湯の活用を習慣づける。
- (イ) ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。
- (ウ) ポリタンク等給水用具の確保を行う。
- (エ) 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。

2 飲料水等の供給計画

(1) 現状及び課題

緊急時には、給水車、給水タンク、ポリタンク等により供給を行う。

また、当市での供給が困難な場合には、災害相互応援により他市町村の応援を求める。

しかし、大規模災害等により被災が広範囲に渡った場合には、相互応援が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（上下水道部）

- (ア) 給水車の運行計画の策定等給水体制の確立を図る。
- (イ) 給水源の確保、供給量の見直しを行う。
- (ウ) 被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う。
- (エ) 給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保を行う。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 被災が広範囲にわたり他都道府県からの応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、水道施設災害等相互応援要綱及び他都道府県との相互応援体制に関する整備を行う。（危機管理部、環境部）
- (イ) 市町村に対し、給水体制等に関する指導及び助言を行う。（環境部）
- (ウ) 合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等に備蓄したボトルウォーターの供給体制を整備する。（危機管理部）
- (エ) 流通備蓄については、協定の内容を確認し、協定の締結先と連携を図り供給するための体制を整備する。（危機管理部、産業労働部、農政部）

ウ 【県企業局が実施する計画】

- (ア) 飲料水供給場所の整備を行う。
- (イ) 実施マニュアルの作成を行う。

第16節 生活必需品の備蓄・調達計画

第1 基本方針

災害発生時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。

このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。

(災害時の主な生活必需品)

- 寝具 (タオルケット・毛布等)
- 衣類 (下着・靴下・作業着等)
- 炊事道具 (なべ、包丁、卓上コンロ等)
- 身の回り品 (タオル、生理用品・紙オムツ等)
- 食器等 (はし・茶わん・ほ乳びん等)
- 日用品 (石鹸・ティッシュペーパー・携帯トイレ・トイレットペーパー等)
- 光熱材料 (マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等)
- その他 (テント、懐中電灯、携帯ラジオ、その他日常生活に欠かせないもの)

(必要量)

人口の5%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。

第2 主な取組み

- 1 地域の実情に応じて備蓄・調達体制の整備を図るとともに、住民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。
- 2 市内流通業者と協定を締結し、調達体制の整備を図る。

第3 計画の内容

- 1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時の生活必需品の確保については、住民自ら行うことが有効であり、住民の防災意識を高め、最低限の必需品については、緊急用品として準備するよう、普及・啓発に努めるとともに、各機関においても必要最小限の生活必需品については、備蓄を図る必要がある。

また、生活必需品の調達には流通業者等の協力が不可欠であり、緊急時の生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、調達体制の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(農林部、商工観光部、総務部、福祉部)

(ア) 生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。

(イ) 住民に対し防災思想の普及を行い、各世帯においても生活必需品の備蓄を行うよう啓発する。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、長野県商店街振興組合連合会、諏訪市卸商業協同組合、長野県化粧品日用品卸組合、長野県商店会連合会、長野県石油商業組合、(一社)長野県LPガス協会との災害時における物資の調達に関する協定、長野県生活協同組合連合会、長野県農業協同組合中央会、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO 法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、株式会社セブシーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマートとの災害時における生活必需品等の調達に関する協定に基づき連携を強化する。(危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部)
- (イ) 被災市町村が自ら食料品等の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に食料品等を届けられるよう、食料品等の要請・調達・輸送体制の整備を図る。(危機管理部)
- (ウ) 市町村地域防災計画についての助言等を通じ、市町村における備蓄・調達を促進する。(危機管理部)
- (エ) 住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図る。(危機管理部)

ウ 【関係機関が実施する計画】

関係機関にあつては、必要な生活必需品の備蓄を図る。

エ 【住民が実施する計画】

災害に備えて、本節基本方針に掲げた生活必需品の他、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等々の備蓄を図り、避難に備え非常持出袋(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備を行うものとする。

2 生活必需品の供給体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生後、市は直ちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を整備する。また、生活必需品の調達を行う場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について調整する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(農林部、商工観光部、総務部、福祉部)

- (ア) 輸送されてくる生活必需品の集積場所を調整する。
- (イ) 輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するよう努める。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 協定の締結先と災害発生時を想定した、連絡方法を調整する。(危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部)
- (イ) 緊急時における輸送体制は、本章第10節「緊急輸送計画」による。(関係部局)

ウ 【関係機関が実施する計画】

関係機関にあつては、必要な生活必需品供給体制及び集積場所の整備を図る。

第 17 節 危険物施設等災害予防計画

第 1 基本方針

風水害等により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、風水害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第 2 主な取組み

- 1 危険物施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 2 火薬類施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 3 高圧ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 4 液化石油ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 5 毒物・劇物保管貯蔵施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 6 放射性物質使用施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 7 石綿使用建築物等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 8 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第 3 計画の内容

1 危険物施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

風水害等発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の風水害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】（市民生活部、松本広域消防局）

(ア) 規制及び指導の強化

- a 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、風水害等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。
- b 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、風水害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。
- c 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。
 - (a) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況
 - (b) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

(イ) 自主防災組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

(ウ) 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図る。

また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機(器材)の整備、備蓄の促進について指導する。

(エ) 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

(オ) 警察との連携

危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨連絡し、連携を図る。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 危機管理部が実施する計画

a 市町村に対し、危険物施設における保安体制の強化及び風水害に対する安全性の向上について指導する。

b 消防法に定める危険物取扱者に対する保安講習を実施するとともに、危険物施設の管理者等関係者を対象に、災害時における保安管理技術の向上を図るため、消防機関等関係機関と連携し、講習会、研修会等を実施する。

また、危険物施設の管理者に対し、災害に対する自主的な保安教育計画の作成を求めるとともに、当該計画に基づく従業員教育の推進について指導する。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、危険物施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

2 火薬類施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

市内には火薬類取扱施設はないが、火薬類の消費施設については中信射場がある。

これらの施設は、火薬類取締法に基づき許可を受けて設置されており、保安物件に対する保安距離及び構造基準等が確保されている。

また、火薬類の取扱に関しては、資格者及び詳細な技術基準が定められている。特に風水害等による危険時については、事業者に対し緊急措置及び警察官等への通報が義務付けられている。

しかし、火災が発生した場合は、爆発等により、周辺住民等に多大な被害を及ぼすおそれがあることから、危害防止体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】(市民生活部、松本広域消防局)

市内の火薬消費場所の把握に努め、危害防止対策の措置を検討する。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 商工労働部が実施する計画

a 火薬類取扱施設の管理者等に対し、立入検査及び保安検査を実施し、法令に基づく技術基準の徹底を図る。

b 火薬類災害防止実験会及び保安教育講習会等において、事故及び盗難防止対策の徹底を図る。

c 火薬類取扱施設の管理者等に対し、災害時の緊急体制等の整備について、次に掲げる事項の指導徹底を図る。

(a) 自主保安体制の整備

風水害等の発生時における従業員の任務を明確にするとともに、社内防災訓練を行うよう努める。

(b) 緊急連絡体制の整備

行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、緊急時の応援体制の確立に努める。

(c) 付近住民に対する周知

付近住民に対し、災害時には施設周辺に近づかないよう、日頃から周知するように努める。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、火薬類取扱施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

3 高圧ガス施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

市内には、高圧ガス貯蔵施設、販売所及び消費施設等がある。これらの施設は、いずれも高圧ガス保安法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。

また、高圧ガスの取扱いについては、高圧ガス製造保安責任者等資格者の選任及び製造、消費の基準等が詳細に定められている。

災害発生時の対応は、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するために事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する計画】

(ア) 商工労働部が実施する計画

- a 液化石油ガス製造施設及び一般高圧ガス製造施設に対する保安検査を年1回実施し、法令で定める技術上の基準に適合するよう指導する。
- b 高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等に対し、立入検査を随時実施し、法令で定める技術上の基準等の遵守についての徹底を図る。
- c 長野県高圧ガス地域防災協議会に対し、高圧ガス事業所及び高圧ガスの移動等における災害の発生又は拡大を防止するために、一層の防災体制の充実を図るよう要請する。
- d 高圧ガス製造施設等に対し、災害時における従業員の任務を明確にし、緊急時の措置及び連絡体制について整備を図るよう指導する。
また、災害防止訓練の実施を推進する。
- e 災害の拡大を防止するため、消防、警察及びその他関係機関への応援体制の確立を図る。
- f 高圧ガス製造事業者等に対し（以下、1まで同じ。）高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害を防止するため、毎年1回以上不同沈下量の測定を実施するよう徹底を図る。
- g 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備の日常点検を強化し、機能を維持するよう指導する。
- h 高圧ガス設備の倒壊を防ぐため、その設備の架台及び支持脚を補強し、防錆塗装を行うよう指導する。
- i 多数の容器を取扱う施設は、容器の転倒によるガスの漏洩を防止するため、ホームのブロック化及びロープ掛け等により容器の転倒転落を防止するとともに段積み避けるよ

う指導する。

- j 災害時に高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵入防止対策の整備を図る。
- k 災害時には高圧ガス製造施設等に近づかないことを付近住民に周知するよう指導する。
- l 災害時における応急供給体制を確立するよう指導する。
- m 事業者間をわたる協力体制を整備するよう長野県高圧ガス団体協議会に対し依頼する。
- n 災害復旧工事等に高圧ガスを使用する場合の応急供給計画に対する対策を整備するよう長野県高圧ガス協会に依頼する。
- o 災害発生状況を把握するため、地域振興局等に空気呼吸器などの体制整備を図る。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、高圧ガス施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ 【関係機関が実施する計画】(高圧ガス保安協会、指定保安検査機関)

高圧ガス保安協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県CE検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導する。

4 液化石油ガス施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

液化石油ガス一般消費先における容器の転倒防止措置の徹底など、災害対策の促進について、液化石油ガス販売事業者等に対する指導を一層徹底する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】(市民生活部、松本広域消防局)

- (ア) 災害発生時の対応等、適切な措置について広報を実施し、平常時から注意を喚起する。
- (イ) 災害時の避難場所になる官公庁に対し、一層の安全性の高い対策を講ずるよう依頼する。
- (ウ) 液化石油ガス施設等の実態を把握するとともに、災害発生時の周辺住民の避難誘導体制の確立を図る。
- (エ) 災害発生時の緊急出動体制、関係施設の点検等の構築について、関係機関に対して指導を行う。
- (オ) 行政官庁、その他の関係機関との連絡体制を整備し、情報交換、応援体制の確立を図る。

イ 【県が実施する計画】(商工労働部)

- (ア) 液化石油ガス販売事業者等に対する立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。
- (イ) 災害時に、容器の転倒によるガスの漏洩及び容器の流出が生じることのないよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、一般消費先の容器の転倒・流出防止措置を徹底するとともに、消費者のとるべき緊急措置についての周知を確実にを行うよう指導する。
- (ウ) 水害時に、容器置場等から液化石油ガス容器が流出しないよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、万全の対策を講ずるよう指導する。

5 毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

県では、県内における毒物及び劇物取締法に基づき、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業（以下「営業者」という。）及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健福祉事務所等による監視により災害防止のため、「危害防止規定の策定」等について指導を実施している。

また、届出を要しない業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握が難しい状況である。

なお、緊急時に必要とされる毒物劇物事故処理剤については、災害発生時に備えて常時備蓄している。

また、災害発生防止等のため研修会等の開催により、営業者、業務上取扱者及び関係機関への指導を実施している。

(2) 実施計画

ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】（市民生活部、総務部、松本広域消防局）

(ア) 災害発生時における住民等の避難誘導について、警察署と調整する。

(イ) 保健福祉事務所の指導のもと、保管貯蔵施設等の実態を把握し、災害時における対処を検討する。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 健康福祉部が実施する計画

a 営業者及び業務上取扱者に対して、「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸着剤等の配置、防液堤等の設置等を指導する。

b 災害発生緊急通報システムを作成する。

c 中毒事故発生時における処理情報等の提供を行う。

d 毒物劇物事故処理剤の備蓄品目・数量について、各種災害に対応できる適正備蓄数量であるかを随時検討し、必要に応じて備蓄品目・数量について充実を図るとともに備蓄場所の整備、備蓄品目の充実のため、財政的支援を行う。

e 災害発生状況を把握するため、保健福祉事務所等における空気呼吸器などの体制整備を図る。

f 災害の発生防止及び発生時に迅速に対応するため、営業者、業務上取扱者等を対象に研修会を開催する。

(イ) 警察本部が実施する計画

毒物、劇物保管貯蔵施設の所在地、名称及び毒物劇物の種類・貯蔵量等を把握するとともに関係機関との情報連絡体制を確立し、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

ウ 【関係機関が実施する計画】（長野県医薬品卸協同組合）

毒物劇物事故処理剤の確保体制の整備を図る。

6 放射性物質使用施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

当市における放射性同位元素等使用事業所は、研究機関、医療機関及び民間機関等を中心にあり、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射線障害に対する予防対策を講じている。

消防機関においては、放射性物質使用施設等における消火、救助及び救急活動体制の充実

強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（市：市民生活部）

- (ア) 所管する放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期す。
- (イ) 市は、消防機関に地域の実情に応じて、放射線測定器、放射線保護服等を整備し、放射性物質による事故等に対応できる体制の整備を図る。

[参 考]

○ 放射性同位元素等の規制に関する法律による許可を受けた使用事業所（平成 31 年 3 月 31 日現在）

- 1 日本フェンオール（株）信越営業所及び長野工場
安曇野市豊科 450
- 2 豊科フィルム（株）豊科工場
安曇野市豊科 5050
- 3 長野県こども病院
安曇野市豊科 3100
- 4 長野県犀川安曇野流域下水道事務所
安曇野市豊科田沢 6709

7 石綿使用建築物等災害予防計画

(1) 現状及び課題

石綿製品はその化学的・物理的特性から防火用、保温用、騒音防止用として建築物、工作物に多用されてきた。現在は原則として石綿の製造、輸入、使用が禁止されているが、建材あるいは吹付け石綿として使用された建築物等が残されており、災害発生時において、これらの建築物等からは倒壊や解体作業などにより石綿が飛散する恐れがあることから、石綿の飛散・ばく露防止対策を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する計画】

アスベスト測定機器の整備及びアスベスト測定技術者の育成により、震災発生時の大気中のアスベスト調査に対応できる体制の整備を図る。

8 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設又は特定施設で事故等が発生し特定物質が大気中に多量に排出されたときは、事業者は直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めるとともに、直ちに県に連絡するよう定めている。災害発生時においても、特定施設等の損傷等により特定物質等が大気中に排出され、周辺住民の健康被害が生じるおそれがあることから、当法の徹底により被害防止の対策を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する計画】

事業場への立ち入り等により、事業者に対し災害時の緊急体制等の整備について次に掲げる事項の指導徹底を図る。

- (ア) 特定物質が大気中に多量に排出されたときに、直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧できるよう防災体制の整備に努める。
- (イ) その事故の状況を直ちに県に通報できるよう緊急連絡体制の整備に努める。

第18節 電気施設災害予防計画

第1 基本方針

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、災害に強い気供給システムの整備促進、災害時を想定した早期復旧体制の整備を重点に、予防対策を推進する。

第2 主な取組み

- 1 地中化の推進等、施設・設備の安全性を促進する。
- 2 災害時の職員の配備計画を樹立する。
- 3 関係機関との連携について、平常時から体制を確立する。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部、都市建設部）

電気事業者と連携を取りながら、共同溝の設置等電線の地中化について研究を進める。

イ 【県が実施する計画】（建設部）

電気事業者と調整がついた箇所から電線共同溝又は共同溝整備を推進する。

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 東京電力グループが実施する計画

電力設備について、十分な科学的解析と従来からの経験を生かし、機器の標準規格・設計基準等に基づいた万全の予防対策を講ずる。

(イ) 中部電力㈱が実施する計画

水力発電設備、変電設備、送電設備（架空送電線、地中送電線）、配電設備について、それぞれの技術基準等に基づいた耐災設計を行う。

(ウ) 県企業局が実施する計画

a 電気工作物の点検整備等

発電所の主要施設は各基準に適合した施設であるが、保安規程等に基づく巡視、点検及び検査を行い、各設備の特性、劣化又は老朽化状況及び周辺状況等を把握する中で、常に保安上の支障のないよう維持管理する。

また、ダム施設については、ダム操作規程及び長野県電気事業電気工作物保安規程により保安管理を行い、ダムの挙動及び状態を監視するために必要な計測管理を実施する。

b 非常通信連絡体制の整備

災害その他非常時における情報の伝達、収集を迅速かつ円滑に行えるよう、通信設備や緊急連絡体制の整備を図る。

c 防災訓練の充実

災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、過去に発生した災害の実情、特異性を把握し、毎年計画的に実践的な訓練を実施する。

d 二次災害の防止

施設の巡視、点検を行う中で、危険箇所及び被害を受けやすい個所を把握し、あらかじめ必要な措置を講ずるとともに、特に、ダム、導水路等の破損又は決壊、土砂被害の発生等による二次災害防止に重点をおいて施設を整備する。

2 職員の配置計画

(1) 現状及び課題

通常業務で実施している監視体制のほか、災害時の被害状況把握と応急復旧のための職員配置体制を確立する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部、総務部）

市は、地域防災計画の定めるところにより、職員配置体制を徹底する。

イ 【県が実施する計画】

県は、電力会社との情報収集システムを確立するとともに、連携を強化する。

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 電力会社において非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立しておく。

(イ) 県企業局は、県地域防災計画及び長野県電気事業災害対策要綱に基づき、災害その他非常時における参集基準の明確化、配備指令の伝達手段及び参集手段の確保等について、職員の非常参集体制の充実を図る。

3 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各社間も送電線で接続されている。

災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係各社と契約し、体制を整備しておく。

また、停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部、総務部）

地域防災計画等の定めるところにより、電力会社との連携を図る。

イ 【県が実施する計画】

電力会社との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 電力広域的運営推進機関の指示に基づく需給調整を行い、大規模停電を防ぐため、平常時から訓練等の対策を進めると共に、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関連業者と契約して体制を整備しておく。

(イ) 県企業局は、電力供給先である電力会社との間で、電力受給の円滑化、設備の保安管理並びに発電所の合理的な運用等について、協定しておく。

(ウ) 県及び地域振興局、市町村に対する情報提供体制を整え、平常時より連携を強化する。

第 19 節 都市ガス施設災害予防計画

当市には都市ガスの供給がされていないことから、今後供給された時点で計画を作成する。

第20節 上水道施設災害予防計画

第1 基本方針

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の風水害に対する強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

水道施設・設備の整備及び安全性の確保

1 現状及び課題

施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。

また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。

水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により、日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

2 実施計画

(1) 【市が実施する計画】(上下水道部)

次の事項を基本に、建設の安全性の確保に努める。

- ア 老朽鋳鉄管等の布設替等施設整備の推進を図る。
- イ 配水管の管網化の整備充実を図る。
- ウ 5地域相互の緊急時連絡管の整備促進を図る。
- エ 復旧資材の備蓄を行う。
- オ 水道管路図等の整備を行う。

(2) 【県が実施する計画】(環境部)

水道事業者に対し、石綿セメント管等老朽管の更新及び施設の安全性の確保等に関する指導を行う。

(3) 【水道事業者等が実施する計画】

県企業局が実施する計画

- ア 基幹管路及び重要給水施設へ至る管路の耐震化を推進する。
- イ 浄水場等の基幹施設の耐震化を推進する。
- ウ 隣接事業体と緊急連絡管の設置について検討を行う。
- エ 無線設備の維持管理を行い、非常時における通信の確保を図る。
- オ 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。
- カ 「大規模地震時の初動マニュアル」へ職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。
- キ 復旧資材の備蓄を行う。

ク 避難所、病院等の災害時の拠点となる施設の情報に反映した配管図等の整備を行う。

第21節 下水道施設災害予防計画

第1 基本方針

近年の市街化の進行にともない、都市における緑地・空き地が減少し、道路・宅地が増加する傾向にある。そのため、地下への雨水浸透は少なくなり、短時間に大量の雨水が流出する状況にあることから、雨水による浸水の危険性は、ますます増大している。

このような都市部に降った雨水を速やかに排除し、浸水の防除を行う、いわゆる内水排除は、下水道の目的の一つであり、雨水整備を促進することにより住民の生命、財産を守り、安全なまちづくりを進めるものである。

第2 主な取組み

- 1 公共下水道、都市下水路の事業により、雨水整備区域の一層の整備促進を図る。
- 2 雨水貯留施設や雨水浸透型排水設備の整備等により雨水流出量の削減を図る。
- 3 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立を図る。
- 4 緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄を図る。
- 5 下水道台帳・農業集落排水台帳の整備・充実を図る。
- 6 管渠及び処理場施設等の系統の多重化を図る。

第3 計画の内容

1 雨水排除整備の促進

(1) 現状及び課題

当市は、汚水と雨水を別々の管渠系統で排除する分流式であり、公共用水域の水質保全、生活環境の改善という面から、汚水が先行整備されてきている状況にある。そのため、今後汚水渠の整備とともに雨水排除対策の必要に応じて雨水渠等による整備も行うことが必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（上下水道部）

「下水道計画」策定にあたり、雨水排除区域について検討を行い、必要に応じて公共下水道の雨水区域として位置づけるとともに、雨水渠等による雨水整備を行う。

イ 【県が実施する計画】（環境部）

雨水整備に向けて、市町村への助言等を行う。

2 雨水流出抑制型下水道の整備

(1) 現状及び課題

都市化の進展に伴い、市街地の浸透面積が減少して雨水の流出量が増大することから、貯留浸透により雨水の流出量を抑制する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（上下水道部）

雨水型貯留施設や雨水浸透型排水設備の導入について、検討を行う。

イ 【県が実施する計画】（環境部）

排水設備の雨水浸透化に向けて、市町村への助言等を行う。

3 緊急連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、市及び県は、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間での広域応援協定や民間事業者との災害時の支援協定を締結することが必要である。

(2) 実施計画

【市及び県が実施する計画】（市：上下水道部）

ア 災害時の対応を定めた危機管理マニュアルを策定する。

イ 危機管理マニュアルに定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。

ウ 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、関係団体等との協力体制を確立する。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。

4 緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道の機能を緊急用・復旧用資機材が必要となることから資機材について、平時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画【市及び県が実施する計画】（上下水道部）

発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材を計画的に購入、備蓄する。

5 下水道台帳、農業集落排水台帳の整備・充実

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務づけられている。下水道施設等が風水害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道台帳等の整備が不可欠であり、また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。

(2) 実施計画【市及び県が実施する計画】（市：上下水道部、県：環境部、農政部）

下水道台帳等を適切に調製・保管する。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができる体制を整備する。

6 管渠及び処理場施設の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、管渠

の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努めることが必要である。

(2) 実施計画

【市及び県が実施する計画】（市：上下水道部、県：環境部、農政部）

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

第22節 通信・放送施設災害予防計画

第1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう各機関ごとに予防措置を講ずる。

第2 主な取組み

- 1 各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 県は通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段の整備及び災害情報収集処理システムの整備を図る。
- 3 市は通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 4 日本電信電話株式会社は通信施設の風水害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
- 5 放送機関は通信施設の風水害・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。
- 6 警察機関は通信機器の風水害対策、情報収集体制の強化を図る。
- 7 通信ケーブルの地中化を推進する。

第3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

(1) 現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能または輻輳の発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

各機関において、有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備にあたっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておく。

2 市防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

当市には、同報系及び移動系の防災行政無線が設置されているが、災害時は輻輳することが予想される。住民及び防災関連機関への迅速かつ的確な無線通信による情報の伝達するため、防災行政無線を整備し、また、衛星携帯電話を配備する。

既存の通信施設については、次の災害予防対策を行っている。

- ア 各無線局の通信機器は、可能な限り小型軽量化を図っている。
- イ 各無線局には、予備電源装置として発動発電機を設置している。
- ウ 各無線局の空中線については、風速60メートルに耐えられるよう設置を行っている。
- エ 中継局については、浸水対策として、高床式としている。
- オ 中継局については、雷対策として、耐電トランスを設置している。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部）

住民及び防災関連機関への情報伝達手段として有効な同報系並びに防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える移動系の防災無線の整備を推進する。

また、通信施設については、安全性等災害予防対策を図る。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部、総務部、建設部）

(ア) 幹線系の途絶を防止するため、衛星系を含めた通信経路の多ルート化及び中枢機能の分散化を図る。（危機管理部、総務部、建設部）

(イ) 端末系の途絶を防止するため、通信衛星を使った通信設備の整備を行う。（危機管理部）

(ウ) 被災地との通信確保のため、移動体通信機器、施設の充実化を推進する。（危機管理部、建設部）

(エ) 被災情報の迅速な処理、災害予測を図るため、情報処理機器を活用した防災情報処理システムについて研究を行う。（危機管理部、建設部）

(オ) 各無線局において通信機器及び予備電源装置の取扱の習熟のため訓練を行う。（危機管理部、総務部、建設部）

(カ) 通信機器の作動状態を遠隔監視するほか定期保守点検を実施し、常時運用可能な状態に維持する。（危機管理部、総務部、建設部）

3 電気通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

従来の災害対策に包括された中で実施し、水害が予測される電気通信設備等について耐水化構造化（防水扉設置等）を実施する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部、都市建設部）

市は、地域防災計画等の定めるところにより、電信電話会社との連携を図る。

イ 【県が実施する計画】

電信電話会社との間において、情報収集系統を確立するとともに、平常時より連携を強化する。

ウ 【東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDD I ㈱、ソフトバンクモバイル㈱が実施する計画】

災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施する。

(ア) 被災状況の把握

県及び市防災機関等との情報連絡の強化を図る。

(イ) 通信システムの高信頼化

a 主要な伝送ルートを多ルート構成、若しくはループ構成とする。

b 主要な交換機を分散設置する。

c 通信ケーブルの地中化の推進。

d 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

災害に強いインフラ設備の構築

4 放送施設災害予防

(1) 現状及び課題

ア 日本放送協会（長野放送局）

非常災害に際して放送の送出及び受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から風水害に備えた放送所や機器等の整備に努めている。

イ 信越放送㈱

非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、また、災害対策体制を確立して平常時から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。

(ア) 放送施設、局舎の補強

高圧受電設備、自家用発電設備、送信設備の風水害対策は完了している。

(イ) 自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。

(ウ) 衛星を使った移動中継設備SNG車を長野と松本に配備している。

ウ ㈱長野放送

災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。

(ア) 演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備系統を設ける。(放送装置の現用予備2台化等)

(イ) 上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備える。

(ウ) 上記の放送施設内には、放送設備に耐震対策（固定化）を施す。

(エ) 毎年、冬季前に無線設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行う。

エ ㈱テレビ信州

台風などの災害の発生に際し、放送を確保するため、「非常災害対策要綱」を策定し放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

(ア) 局舎の風水害対策について

演奏所、送信所、中継局の建物は、十分な風水害対策が取られているが、更新時には見直しをして万全を期すようにしている。

(イ) 電源設備について

演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。

(ウ) 非常災害対策訓練の実施

災害時に迅速適切な措置がとれるよう全社規模の訓練を実施している。

オ 長野朝日放送㈱

台風や集中豪雨などにより非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、当社の「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出及び受信を確保し、防災及び取材体制の充実を図る。

また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

(ア) 社屋の風水害対策について

社屋は平成3年竣工であり風水害に対する対策は十分なされている。

(イ) 電源設備について

自家発電及び無停電設備により停電時に備えている。

(ウ) 放送設備について

災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準備

している。

カ 長野エフエム放送(株)

非常災害等における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた放送施設の防災対策を実施している。

- (ア) 放送施設の転倒防止等固定化の実施
- (イ) 予備放送設備の整備
- (ウ) C S衛星経由によるネットキー局との放送回線の確保
- (エ) 非常災害時緊急音声放送割込み設備及びFM文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼働

キ あづみ野エフエム放送(株)

非常災害時における放送を確保するため「非常災害対策要綱」を策定し、これに基づき放送設備の防災対策を講じている。

- (ア) 放送設備の転倒防止のための固定化の実施
- (イ) 送信機は現用1号機、現用2号機を整備
- (ウ) 放送回線は自社光専用線およびNTT公衆回線で二重化
- (エ) 中継回線の中断時は送信所より直接放送を実施

ク あづみ野テレビ(株)

(2) 実施計画

ア 【日本放送協会が実施する計画】

平常時からの災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。当面は、テレビモニター、パソコンラック（ディスプレイ、プリンター）などの補強対策を行う。また、停電対策として非常電源設備、浸水対策として排水設備の充実を推進する。

イ 【信越放送(株)が実施する計画】

演奏所などの施設の防護、補強、放送機器などの落下・転倒防止対策を行う。また、無停電装置のバックアップを図り、老朽化している受電設備の更新、局舎の改修、連絡無線網の整備、機能向上を図る。

ウ 【(株)長野放送が実施する計画】

- (ア) 定期的な放送施設の補修、点検、補強を行う。
- (イ) 予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行う。
- (ウ) 陸上移動局等、無線通信機器の増強に努める。

エ 【(株)テレビ信州が実施する計画】

- (ア) 災害復旧及び取材活動を迅速に進めるための連絡手段（VHF無線機等）を充実させる。
- (イ) 演奏所と送信所を結ぶSTLの予備回線を検討している。

オ 【長野朝日放送(株)が実施する計画】

放送回線・通信回線の拡充を図る。

- (ア) 衛星通信基地局に送信装置を追加
- (イ) 衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線確保
- (ウ) 衛星通信車載局の随時の整備点検

カ 【長野エフエム放送(株)が実施する計画】

台風や集中豪雨などによる風水害に備え下記事項について対策を行う。

- (ア) 地下受電設備の浸水対策の推進
- (イ) FM送信空中線給電系の2ルート化を行う。

- (ウ) 演奏所電源系改修の実施
- (エ) S T L非常回線の設置を検討
- (オ) 可搬型非常用送信機設置等の実施
- キ 【あづみ野エフエム放送(株)が実施する計画】
 - 台風や集中豪雨などの災害に備え以下の対策を講じる。
 - (ア) 送信所停電時は遠隔制御による自動起動発電機により運用
 - (イ) 送信機は自動切り替え装置により2台の送信機を瞬時切替対応
 - (ウ) 演奏所停電時は自家発電装置により運用
 - (エ) 中継回線切断時は自社中継無線設備により運用
- ク 【あづみ野テレビ株式会社が実施する計画】
 - (ア) 線路設備の確保
 - (イ) 自主放送の体制整備

5 警察無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

風水害による長期停電に備え、警察本部、各警察署及び主要無線中継所には、発動発電機が整備されている。また浸水による機器損傷を回避するため、通信施設は建物の上階に設置している。無線多重回線については、平成5年度に2ルート化の工事を完了し、信頼性の向上を図っている。

(2) 実施計画

【警察本部が実施する計画】

- ア 県警本部通信施設の機能損傷に対処するため、本部設備の一部2重化、応急用通信機器の保管場所の整備を推進する。
- イ 被災現場における情報収集体制を強化するため、ヘリコプターテレビシステムの整備を行う。
- ウ 災害に強い情報収集並びに連絡体制の強化を図るため、衛星通信固定局の整備を行う。
- エ 無線中継局及び無線基地局の増設整備を行い、サービスエリアの拡張整備を推進する。

6 道路埋設通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

架空の通信ケーブルは、台風などによる強風により倒壊するおそれがあり倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。
このため架空から地中化を進める必要がある。

(2) 実施計画【道路管理者が実施する計画】(市、県、地方整備局)

道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝または、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図る。

第23節 鉄道施設災害予防計画

第1 基本方針

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の検査を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し整備強化を図る。
- 2 各体制に基づき関係職員の配置計画をとる。
- 3 関係機関との連絡を密にし、必要な資機材及び要員について、緊急時の協力体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

災害の発生に対処するため、鉄道施設の新設、更新、補強の際には、防災強度に配慮した整備計画を推進するとともに、計画的な保守点検を実施し、安全性を確保する必要がある。

また、災害による鉄道の不通、運休などによる生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

2 実施計画

(1) 【市が実施する計画】(総務部、都市建設部)

地域防災計画等の定めるところにより、鉄道会社との連携を図る。

(2) 【県が実施する計画】

鉄道会社との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

(3) 【東日本旅客鉄道(株)】

ア 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、常時定期的に全ての構造物に対する検査を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所発見のために、必要に応じて、随時精密に検査を行い、必要な措置を講ずる。

イ 防災体制の確立

長野支社管内における防災上実施すべき対策を行うため、防災業務実施計画を定めるとともに、災害に備えて情報連絡の万全を期すため、情報収集体制の整備を図る。

ウ 関係機関との連携

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

(4) 【北陸信越運輸局】

ア 鉄道事業者に対し、風水害による土砂災害等から鉄軌道を保全するため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列

車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努めるよう指導する。また、安全運行に資する竜巻等突風に係る検討内容等の情報提供に努める。

イ 鉄道事業者に対し、地下駅利用者の安全確保を図るため、効果的な浸水防止対策等に努めるよう指導する。

ウ 鉄道事業者に対し、災害発生に備え、異常時マニュアル等の作成及び実情を踏まえたマニュアルの見直しの指導を行うものとする。

エ 鉄道事業者に対し、定期的な異常時訓練の実施について指導を行うものとする。

オ 関係機関との連携を図るものとする。

第24節 災害広報計画

第1 基本方針

災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制作りを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

第2 主な取組み

- 1 被災者及び住民等への情報の提供体制を整備する。
- 2 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

第3 計画の内容

1 被災者及び住民等への情報の提供体制

(1) 現状及び課題

災害発生時には、被災者及び住民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、市・県、関係機関及び報道機関等は適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。

これは、被災者及び住民等に対して的確な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部、全部局）

- (ア) 被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックスを設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。
- (イ) 有線テレビジョン放送、ラジオ、屋外文字放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。
- (ウ) Lアラート（災害情報共有システム）、ホームページ、ソーシャルメディア等を利用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を検討する。
- (エ) 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行う。
- (オ) (エ)のほか、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部、総務部）

- (ア) 被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用電話・ファックスを備えた相談窓口を設置し、職員が専属で対応できるよう以下の点についてあらかじめ体制を整備しておく。
 - a 窓口設置用の電話回線、電話機・ファックスの確保
 - b 窓口設置場所の確保
 - c 各部局ごとの窓口対応職員の指定
 - d 外国語による情報提供体制の整備

- (イ) Lアラート（災害情報共有システム）、県のホームページ、ソーシャルメディア等を活用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を図る。
- (ウ) Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。
- (エ) 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市町村及び大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行う。
- (オ) (エ)のほか、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市町村及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。

ウ 【報道機関等が実施する計画】

県内報道機関及び通信事業者は、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び市町村と体制の整備・確認を行う。

エ 【電気通信事業者が実施する計画】

災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

オ 【関係機関が実施する計画】

関係機関は、住民等に対して交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報提供を行うため、県及び市と体制の整備・確認を行う。

2 報道機関への情報提供及び協定

(1) 現状及び課題

災害発生時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。

報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。

また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の方法について定めておく。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部）

(ア) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。

(イ) 災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行う。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部、総務部）

(ア) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、被害状況及び対策等の情報の報道機関に対する提供については、通常は危機管理防災課が、災害対策本部設置時には、本部室長の指示により広報班長が行う。

(イ) 県は放送会社とは、災害時における放送要請に関する協定を締結しているが、災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう訓練等を行う。

第 25 節 土砂災害等の災害予防計画

第 1 基本方針

当市は、地形・地質構造から風水害に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。これら土砂災害を防止するため、危険箇所を把握し総合的かつ長期的な対策を講ずる。

特に、近年要配慮者利用施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒区域等については、特に万全の対策が必要とされる。

また、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また、土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。

第 2 主な取組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づき指定を行い、ハザードマップ等により、周知徹底を図るとともに、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事の推進に加え、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。
- 2 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。
- 3 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。
- 4 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。

第 3 計画の内容

1 地すべり対策

(1) 現状及び課題

当市は、東西山部に地すべり地帯が存在しており、開発に伴う造成、山林荒廃等による森林保水力の低下が懸念される。特に明科地域の東山部を中心に地すべり箇所は 49 箇所中 20 箇所が、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域に指定されている。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部、農林部）

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。
- (イ) 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講ずる。また、地すべり危険箇所を住民に周知する。
- (ウ) 地すべり災害の発生する恐れがある場合に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示（緊急）を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 地すべりの発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ地すべり防止区域の指定を行う。(建設部、林務部、農政部)
- (イ) 所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行う。(建設部、林務部、農政部)
- (ウ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずる。(建設部、林務部、農政部)
- (エ) 地すべりの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等の指定を行う。(建設部)
- (オ) 地すべり防止工事を要する箇所について、積極的に対策事業を実施する。(建設部、林務部、農政部)
- (カ) 地すべり防止施設の状況把握に努め、機能が低下した施設については更新・機能回復を行う。(建設部、林務部、農政部)

ウ 【関係機関が実施する計画】(地方整備局、中部森林管理局)

- (ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行う。
- (イ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずる。

エ 【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

2 山地災害危険地対策

(1) 現状及び課題

山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、平成24年4月1日現在、山腹崩壊危険地区107箇所、地すべり危険地区21箇所、崩壊土砂流出危険地区51箇所である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(都市建設部、農林部)

当市においても県の計画に基づき、危険箇所の周知を図り、調査、点検について住民の理解と協力を得ながら、警戒、避難体制の確立を図る。

イ 【県が実施する計画】(林務部)

山地災害危険地区については、地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意しており、適宜見直し調査を実施している。また、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、常にその状態について把握し、加えて平成26年度から航空レーザー測量データを活用して、崩壊等の危険箇所の抽出を行った。

これらの情報をもとに、市町村との連携も図りつつ対策を要する箇所について、長野県強靱化計画の「地域との協働で行う事前防災治山計画」の内容を踏まえ、治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを計画的に推進する。

ウ 【関係機関が実施する計画】(中部森林管理局)

国有林野内等国が直轄で所掌する山地災害危険地区については、必要に応じて見直しを行い、対策を要する箇所について、治山施設整備及び森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

3 土石流対策

(1) 現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。特に当市は、糸魚川―静岡構造線と中央構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多く、現在土石流危険渓流は 111 渓流である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部、農林部）

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。

(イ) 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講ずる。また、土石流危険渓流を住民に周知する。

(ウ) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示（緊急）を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

イ 【県が実施する計画】（建設部）

(ア) 土石流の発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域の指定を行い、その結果を市町村へ提供する。

(イ) 砂防工事を要する箇所について、計画的に対策事業を実施するとともに、砂防指定地の指定を促進する。

ウ 【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

(ア) 直轄で所掌している砂防施設について、定期的に点検を行い施設の現況を把握する。

(イ) 土石流による災害を未然に防ぐための予警報システムの整備を図るとともに、土石流監視装置の整備を図る。

エ 【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておく。

4 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

本市には、急傾斜地崩壊危険箇所が 180 箇所あり、山裾だけでなく市街地など広範囲で崖崩れが発生することが懸念されるので、事前処置として平常時から危険箇所の把握と防災パトロールを強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部、農林部）

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、予報、警報の発令及び伝達、周知方法等について定める。

(イ) 土砂災害警戒区域ごと土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避

難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知するものとする。

- (ウ) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示（緊急）を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。
- (エ) 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 崖崩れが発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為の規制を行うとともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設、その他必要な防災工事を施すなど改善処置をとることを勧告する。また、防止工事として所有者、管理者等が施工することが困難または不相当と認められるものについて、防止対策事業の推進を図る。（建設部）
- (イ) 崖崩れの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について必要に応じ土砂災害警戒区域等の指定を行う。（建設部）
- (ウ) 土砂崩壊危険箇所台帳等に基づき、緊急度の高いものから補強・改修工事を実施する。（農政部）

ウ 【関係機関が実施する計画】

農業用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、市町村に緊急連絡ができるようにする。

エ 【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

5 要配慮者関連施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い本市では、要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等に立地している。

これらの地区については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部、農林部、福祉部、総務部）

- (ア) 防災マップ等の作成・配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図る。
- (イ) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておくものとする。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等のうち、要配慮者利用施設が所在している重要施設が立地している箇所については、計画的な事業の推進を図る。（建設部）
- (イ) 警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、当該要配慮

者利用施設及び市町村へ調査結果を通知する。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)

- (ウ) 市町村地域防災計画書への掲載及び要配慮者利用施設周辺の自主防災組織や近隣居住者等の協力を得た避難誘導・搬送体制の整備について、関係機関と調整を図り、その推進に努める。(建設部)
- (エ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の危険箇所のパトロールをおこない、周辺の状況を把握することに努める。(建設部)
- (オ) 要配慮者利用施設に対する災害の未然防止に配慮した農地地すべり防止事業を推進する。(農政部)
- (カ) 要配慮者利用施設に対する農地の保全に関する地すべり危険箇所に関する情報を提供する。(農政部)
- (キ) 要配慮者利用施設に隣接した山地災害危険箇所等のうち緊急に対策を講ずる必要のある箇所について、治山事業を積極的に推進する。(林務部)
- (ク) 緊急点検調査結果の周知等(林務部)
 - a 当該施設が所在する市町村への通知、市町村地域防災計画への掲載についての助言をする。
 - b 関係機関との連携・協力し、防災マップ等を利用して施設管理者等に土砂災害防止に関する情報の提供を積極的に行う。
- (ケ) 土砂災害等が多発する出水期前等に施設に隣接した裏山等において山地の荒廃状況や治山施設等の状況を把握し、施設管理者等に通知する。(林務部)

6 土砂災害警戒区域の対策

(1) 現状及び課題

当市の土砂災害警戒区域を指定する箇所は、平成24年4月1日現在で124箇所区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は110区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供のあり方等に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(都市建設部、農林部)

- (ア) 市は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努めるものとする。
- (イ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずるものとする。
 - a 建築基準法に基づく建築物の構造規制
 - b 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (ウ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとるものとする。
 - a 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。
 - (a) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法
 - (b) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路
 - (c) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
 - (d) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地

- (e) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
- (f) 救助に関する事項
- (g) その他警戒避難に関する事項
- b 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。
- (エ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

イ 【県が実施する計画】(危機管理部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部)

- (ア) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の推進
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、関係市町村長の意見を聴いて土砂災害警戒区域等の指定を行う。
 - (イ) 基礎調査の結果を公表し、住民等への周知に努める。
 - (ウ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。
 - a 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
 - b 建築基準法に基づく建築物の構造規制
 - c 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
 - (エ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。
 - 区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について市町村へ助言する。
 - (オ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

ウ 【住民等が実施する計画】

- (ア) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。
- (イ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

第26節 防災都市計画

第1 基本方針

人口や産業の集中にともなう都市の高密度化等により、都市における災害の危険性は増大しており、地震時における県民の生命及び財産の保護を図るため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき都市防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住める都市づくりを進める。

第2 主な取組み

- 1 市街地における火災を予防するため、防火地域・準防火地域等の制度を活用して、建築物の不燃化の促進を図る。
- 2 避難路、延焼遮断帯、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間（オープンスペース）の整備を一層推進する。
- 3 土地区画整理事業等の面的整備を積極的に推進することにより、健全な市街地の整備と防災機能の一層の充実を図る。

第3 計画の内容

1 建築物の不燃化の促進

(1) 現状及び課題

市街地には老朽化した木造建築物が密集した地域があり、こうした地区では地震に伴う火災被害の発生及び延焼拡大のおそれ大きい。

これに対処するため、集団的な防火に関する規制を行い、都市防火の効果を高めることを目的として、防火地域等が指定されている。この防火地域等は、都市計画法第8条に基づき定められた防火地域・準防火地域と建築基準法第22条により指定された区域からなる。

こうした防火地域等内における建築物については、建築基準法に基づき、規模等により耐火構造・準耐火構造等とすることとされている。

中心市街地で土地の高度利用を図る地域、避難路となる幹線道路沿い等については、防火地域等の指定に努め、建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

(ア) 防火地域・準防火地域の指定

都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を耐火構造・準耐火構造とし、不燃化を図る。

(イ) 建築基準法第22条区域の指定

防火地域・準防火地域以外の市街地において指定することにより、指定区域内の建築物の屋根の不燃化等を図る。

(ウ) 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定する。

(エ) 防災都市づくり計画を策定する。

イ 【県が実施する計画】（建設部）

(ア) 都市防災対策の検討、防火地域等の指定等にあたり、市町村へ助言を行っていく。

(イ) 市町村が実施する市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画について協議、調整し事業が適正に施行されるよう指導・助言を行う。

2 防災空間の整備拡大

(1) 現状及び課題

近年の都市化の進展に伴い、中心市街地への都市機能の集中、高密度化及び市街地の拡大によって、都市におけるオープンスペースが急激に減少しており、震災時における危険性が増大している。

阪神淡路大震災において、広幅員の道路による延焼防止効果が顕著であった他、身近な住区基幹公園が住民の一時避難地として利用されたり、救済活動拠点やヘリポート等の復旧・復興活動拠点として大きな役割を果たしたことを教訓として、避難路延焼遮断帯、避難地等の防災空間を確保する観点から街路、公園緑地等の都市施設の整備を一層推進する必要がある。

これらの整備にあたっては、以下の点について併せて留意する必要がある。

- ア 地区、日常生活圏、都市全体、地域全体といった生活・都市活動の広がりレベルに応じた都市施設の系統的かつ計画的配置と安全性の確保
- イ 食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、非常用発電機、放送施設等の災害応急施設を備えた防災公園の整備
- ウ 高齢者等の要配慮者に対する安全性確保
- エ 幹線道路の多重化によるバックアップ機能の確保等を考慮した街路網の形成

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

- (ア) 「緑の基本計画」等の策定にあたり、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。
- (イ) 市道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努める。
- (ウ) 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定する。

イ 【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 広域の見地から、災害時における避難地の確保は重要であることから、防災機能を有する公園の整備に努める。
- (イ) 幹線道路について、避難路及び延焼遮断帯としての機能を有する広幅員街路網の計画的整備に努める。
- (ウ) 市町村が実施する市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画について協議、調整し事業が適正に施行されるよう指導・助言を行う。

3 市街地開発事業による都市整備

(1) 現状及び課題

道路、公園等の公共施設の整備の立ち遅れた災害危険度の高い木造密集市街地は当市にも存在している。

先の阪神・淡路大震災においても、著しい被害を受けた地域は、市街地で区画街路等が未整備であったり、木造老朽家屋が密集した地区などに集中している。

これらの地域については、街路、公園等の公共施設を整備、改善することによりオープンスペースを確保するとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの、面的な整備事業を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

(ア) 木造密集地や公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高い街づくりを実現するため、市街地開発事業を積極的に推進する。

(イ) 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定する。

イ 【県が実施する計画】（建設部）

(ア) 計画的に市街地整備を行うため土地区画整理事業等を積極的に推進することにより、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図る。

このため、事業の推進に向けて市町村へ啓発活動、指導等を行っていく。

(イ) 市町村が実施する市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画について協議、調整し事業が適正に施行されるよう指導・助言を行う。

第27節 建築物災害予防計画

第1 基本方針

強風または出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 強風による落下物、転倒物の防止対策を講ずる。
- 2 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 建築物の風害対策

(1) 現状及び課題

強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を最小限に抑えるため、構造耐力上の安全性を確保し適切な管理を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】（市：全部局、県：全機関）

- (ア) 公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行う。
- (イ) 一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。
- (ウ) 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。
- (エ) 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。
- (オ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

イ 【建築物の所有者等が実施する計画】

- (ア) 屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行う。
- (イ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うものとする。

2 建築物の水害対策

(1) 現状及び課題

出水による建築物の被害を最小限に抑えるため、土地の状況等に応じ盛り土等による建築物の浸水対策及び敷地の安全性の確保を講ずる必要がある。

また、出水、がけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域については、建築等の制限を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部、農林部）

- (ア) 出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行うため条例の制定に努める。
- (イ) がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。
- (ウ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うものとする。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 建築物及び敷地の安全性の確保を図るため、指導及び啓発を行う。
- (イ) がけ地近接等危険住宅の解消を図るため、関係市町村と調整のうえ、移転事業の促進を図る。
- (オ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

ウ 【建築物の所有者等が実施する計画】

出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ盛り土等の必要な措置を講ずる。

3 文化財の風水害予防

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

また、建造物についてはそのほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(教育部)

市教育部は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

イ 【県が実施する計画】(教育委員会)

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (ア) 市町村教育委員会を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

ウ 【所有者が実施する計画】

防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。

第28節 道路及び橋梁災害予防計画

第1 基本方針

風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。

また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。

第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の風水害に対する安全性を確保する。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。
- 3 危険防止のための事前規制を行う。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の風水害に対する整備

(1) 現状及び課題

風水害により、道路は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、道路付帯施設・橋梁の破損、倒木による電柱等の破損、冠水等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。この対策として各道路管理者ならびに警察等関係機関は道路・道路施設及び橋梁について風水害に対する強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部、農林部）

施設整備計画により風水害に対する安全性に配慮し、整備を行う。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 落石等の危険か所点検（平成8・9年道路防災総点検）に基づき緊急度の高い箇所から順次整備する。（建設部、道路公社）

(イ) 道の駅の道路ネットワーク上の防災拠点としての整備を進める。（建設部）

(ウ) 道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。（建設部、警察本部）

(エ) 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する（資料編参照）。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。（建設部）

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備は、風水害対策を必要とする道路施設については、社会資本整備重点計画等に基づき計画的に整備を進める。（地方整備局）

(イ) 緊急輸送道路のネットワークにおいて、風水害応急対策を円滑に実施するため、緊急輸送道路について広域的な応急対策等を考慮し、各道路管理者と総合的な調整を行う。（地方整備局）

(ウ) 道路施設の点検に基づく補強及び緊急輸送道路としての機能の確保を図るよう努める。

(地方整備局)

- (エ) 発災により予測される危険性及び緊急輸送道路としての機能維持について現場点検の実施に努め、緊急を要するものから逐次必要な対策を実施する。(地方整備局)
- (オ) 「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」を準用して、既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次橋脚等の補強対策を概成させる。
また、点検等により道路構造物の状況把握を行うとともに、対策を必要とするものについては、緊急を要するものから逐次整備を進める。(地方整備局)
- (カ) 長野県内における供用中の高速道路は、中央自動車道・長野自動車道・上信越自動車道及び中部横断自動車道など6路線であり、県内の総延長は331.4 kmである。構造は、高架橋・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。
東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)並びに地方整備局は、日常から施設の点検調査とこれに基づく補修工事を実施し、災害に強い施設の確保に努める。(東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、地方整備局)
- (キ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。(東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株))

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

風水害により、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者ならびに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき交通の確保を図る。

各道路管理者、関係機関及び県は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(都市建設部、農林部)

- (ア) 地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備する。
- (イ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。
- (ウ) 災害時の公共施設への災害応急対応について、円滑かつ的確に行えるように、安曇野市内の建設業に従事する企業と「災害時における応急対策に関する協定」を締結しており、平常時から連携を強化する。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び中央日本四県との協定を締結しており、より効果的な内容への見直しを図るとともに、訓練の実施等平時から連携強化に努める。(危機管理部)
- (イ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。(全機関)
- (ウ) 「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく活動体制を確認し、訓練の実施等平時から連携強化に努める。(建設部、道路公社)

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、市・県の協定等に協力する。(全機関)
- (イ) 大規模災害時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておく。(地方整備局)

3 危険防止のための事前規制

(1) 現状及び課題

気象・水象情報の分析により、道路及び橋梁に風水害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

(2) 実施計画

【道路管理者・警察本部が実施する計画】

- (ア) 道路管理者並びに警察等は、あらかじめ特別警報発表時などにおいて通行規制が必要な道路及び橋梁について検討し、情報共有を図るものとする。
- (イ) 道路管理者並びに警察等は相互に連携協力し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、迅速な通行規制を実施するものとする。
- (ウ) 事前の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び市が情報共有できる体制の整備に努める。

第29節 河川施設等災害予防計画

第1 基本方針

破堤をはじめとする河川管理施設の災害は、多くの人命・財産を失うなど多大なる社会的影響を与えることから、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備・点検、維持管理を行い安全の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 過去の災害の実績、現況の流下能力、災害時の社会的影響等を勘案し優先度の高い箇所から改修等を実施する。
- 2 堤防や河道の土砂堆積の状況等を適宜把握し、洪水等に対する安全性を確保するよう維持的な対策を講ずる。
- 3 既存のダム施設等に関して定期的な点検を行い、施設の維持管理に努める。
- 4 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。
- 5 浸水想定区域の公表、浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の情報伝達及び避難体制の確保に努める。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

河川改修や維持工事を鋭意進める一方、過去の災害の実績や堤防の状況等を勘案し、重要水防区域の指定や水位情報の提供など、効率的な水防活動や住民への注意を促すための対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部、農林部）

施設整備計画により河川管理施設の整備を図る。

イ 【県が実施する計画】（建設部）

(ア) 国庫補助事業、県単独事業による河川改修事業を促進し、災害危険箇所の解消に努める。

(イ) ダム、堤防等の河川管理施設の状況や河道の土砂堆積状況を把握し、必要に応じて維持的な対策を講ずる。

(ウ) 浸水想定区域や水位等、減災に資する情報を提供する。

ウ 【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

改善の必要性があると認められた施設について整備を図る。

2 ダム施設災害予防

(1) 現状及び課題

当市が管理するダムはないが、当市を貫流する河川の上流に位置するダムが存在する。

このダムについては、河川管理施設等構造令及び各種基準に基づき設計されている。

また、完成ダムでは定期的に点検整備を行っている。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部、総務部）

ダム管理者から送られる情報管理体制の充実を図る。

イ 【県が実施する計画】（農政部、建設部、企業局）

(ア) ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努める。

(イ) ダム施設の新設及び改築等を行う場合は、関係法令等を最低基準として設計及び施工する。

ウ 【関係機関が実施する計画】（地方整備局、水資源機構、電力会社）

(ア) ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努める。

(イ) ダム施設の新設及び改築等を行う場合は、関係法令等を最低基準として設計及び施工する。

3 浸水想定区域内の災害予防

(1) 現状及び課題

近年の全国の豪雨災害では低地などでの浸水被害が発生しているほか、高齢者や園児ら要配慮者が逃げ遅れて孤立するケースが発生しているため、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川を指定し、浸水想定区域の公表を行っている。浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の防災体制の確立を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部）

(ア) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）を地域防災計画に定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。

(イ) 要配慮者利用施設及び大規模工場、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

イ 【県が実施する計画】（建設部）

(ア) 浸水想定区域や水位等、減災に資する情報を提供する。

(イ) 市町村に洪水予報等の伝達を行う。

ウ 【浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の管理者等が実施する計画】

(ア) 浸水想定区域内にある地下街等の所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成するとともに、避難体制等の確立を図るものとする。

(イ) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

(ウ) 浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

第30節 ため池災害予防計画

第1 基本方針

市内には7箇所と数は少ないが、農業用ため池が存在している。

下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が大規模地震により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じる恐れがある。

このため、適切な維持管理や監視体制について施設管理者に指導するとともに、豪雨に対する安全性の低い施設については補強工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。

第2 主な取組み

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点ため池」を優先して対策に取り組む。

(1) 緊急時の迅速な避難行動につながる対策

ハザードマップの作成と公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。

(2) 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策

農業用水として利用されなくなったため池は所有者等の合意を得て、廃止を推進する。

また、決壊した場合に人的被害を与えるおそれがあるため池は、豪雨対策を推進する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

ため池台帳に記載されている農業用ため池のほか、受益のなくなった旧農業用ため池もある。

老朽化が進んだ施設も存在しており、下流に人家や公共施設がある農業用ため池が決壊した場合には、甚大な被害を及ぼす恐れがあることから、緊急度の高いものから順次補強工事を実施する必要がある。

2 実施計画

(1) 【市が実施する計画】(農林部)

ア ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、変更が生じた場合は県に報告する。

イ ため池管理者、市町村等との緊急連絡網を作成するものとする。

ウ 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。

エ ハザードマップを作成し、住民への周知を図る。

(2) 【県が実施する計画】(農政部)

ア 管理の基本となる県全体の「ため池カルテ」を管理し、毎年更新する。

イ 調査結果に基づき、緊急度の高いものから順次補強工事を実施する。

ウ 市町村が行うハザードマップ作成に対して、支援する。

(3) 【関係機関が実施する計画】

ア 管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに市に緊急連絡ができるようにする。

イ 適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに市に結果を報告する。

第31節 農林水産物災害予防計画

第1 基本方針

風水害による農林水産関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス・養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜・水産物の斃死被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

第2 主な取組み

- 1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業改良普及センター等を通じ、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。
- 2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び市森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第3 計画の内容

1 農水産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

風水害による農水産物被害は、水田等の流失、ハウス・養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるので、被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業改良普及センター等を通じ予防技術対策の周知徹底を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（農林部）

農業改良普及センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術、安全対策の周知徹底を図る。

イ 【県が実施する計画】（農政部）

(ア) 農作物等災害対策指針の充実を図るとともに、農業改良普及センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。

(イ) 正確な情報を迅速に農業者等に伝達するため、農業情報等ネットワーク機能を強化する。

(ウ) 周知すべき作目別の主な予防技術対策

a 水稻

(a) 強風が予想される時は、水田はなるべく深水にし、倒伏防止を図る。

(b) 水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。

b 果樹

(a) 防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。

(b) 支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。

(c) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

c 野菜及び花き

(a) 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により被害の未然防止に努める。

(b) ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

- (c) 風速 30m/秒以上の強風が予想される場合は、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。
- (d) 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

d 水産物

増水、濁水による養殖魚の斃死等が予想される時は、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。

ウ 【関係機関が実施する計画】

市等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。

エ 【住民が実施する計画】

市、県、農業団体等からのに基づき災害予防対策を実施する。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

風水害による立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあつては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（農林部）

- (ア) 森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。
- (イ) 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言するものとする。

イ 【県が実施する計画】（林務部）

- (ア) 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針に基づき多様な森林の整備を図る。
- (イ) 健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐を実施する。
- (ウ) 林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。
- (エ) 市町村との連携を図りつつ、防災・減災の観点からの森林整備を行うとともに、間伐材の利用を推進する。

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。（中部森林管理局）
- (イ) 指導指針に基づいた適正な森林施業を実施する。
- (ウ) 関係業界は、市、県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

エ 【住民が実施する計画】

- (ア) 市等が計画的に行う森林整備に協力する。
- (イ) 施設の補強等の対策を実施する。

第32節 二次災害の予防計画

第1 基本方針

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

第2 主な取組み

- 1 構造物に係る二次災害防止のための措置を講ずる。
- 2 危険物等に係る二次災害防止のための措置を講ずる。
- 3 災害発生時の流木発生を予測した対策を検討する。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 構造物に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

林道は、緊急避難路や輸送道路として災害発生後に利用される場合もあるが構造上、土砂崩落等が起こる可能性もあるため、事前の対策が必要である。

その他の道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(都市建設部、農林部)

計画の定めるところにより整備する。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 林道については、土砂崩落危険箇所の改良、危険を周知させるための標識の設置を推進するよう市町村を支援する。(林務部)

(イ) 重要施設についてはあらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備しておくよう市町村を指導する。(林務部)

(ウ) 被災時に落石等の状況や盛土、トンネル及び橋梁等の点検が速やかに実施できるようあらかじめ体制を整備しておく。(建設部、道路公社)

ウ 【関係機関が実施する計画】

関係機関は、それぞれの計画の定めるところにより整備する。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

[危険物関係]

消防法に定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

[火薬関係]

火薬類取扱施設は、風水害による直接的被害よりも火薬類の流出・紛失などによる二次災害の危険性があり、被害を防止するための危害防止体制の確立が必要である。

[高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、及び消費施設等における災害発生時の対応については、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

[液化石油ガス関係]

液化石油ガス一般消費先における容器の転倒・流出防止措置の徹底など、災害対策の促進について液化石油ガス販売事業者等に対する指導を徹底する。また、消費者が適切な措置を行えるよう、消費者に対する啓発も必要である。

[毒物劇物関係]

毒物劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、「毒物劇物危害防止規定」の作成、流出等の防止施設の整備及び事故処理剤の備蓄体制の充実が必要である。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】（総務部、松本広域消防局）

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
 - (イ) 立入検査の実施等指導の強化
 - (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
 - (エ) 自衛消防組織の強化についての指導
 - (オ) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導
 - (カ) 民間業者等の資機材保有実態の把握に努める。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
 - (イ) 立入検査の実施等指導の強化についての市町村に対する指導

ウ 【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
 - (イ) 防災応急対策用資機材等の整備
 - (ウ) 自衛消防組織の強化促進
 - (エ) 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

[火薬関係]

ア 【県が実施する計画】（商工労働部）

- (ア) 行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制、緊急時の応援体制の整備及び確立

(イ) 火薬類取扱施設管理者が講ずべき対策についての指導徹底

イ 【火薬類取扱施設の管理者が実施する計画】

(ア) 日頃から、行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備し、緊急応援体制を確立しておく。

(イ) 日頃から、近隣住民に対して、災害時に火薬類取扱施設に近寄らないよう周知しておく。

[高圧ガス関係]

ア 【県が実施する計画】(商工労働部)

高圧ガス製造事業者等が、講ずべき対策についての指導の徹底

イ 【高圧ガス製造事業者等が実施する計画】

(ア) 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定の実施

(イ) 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持

(ウ) 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施

(エ) ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置の実施

(オ) 近隣住民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底

(カ) 警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

[液化石油ガス関係]

ア 【県が実施する計画】(商工労働部)

液化石油ガス販売事業者等において実施すべき対策についての指導を徹底するとともに立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。

イ 【(社)長野県エルピーガス協会が実施する計画】

災害発生時に緊急点検活動が速やかに実施できるようマニュアル及び体制を整備する。

ウ 【液化石油ガス販売事業者等が実施する計画】

(ア) 容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底する。

(イ) 水害時に容器置場から液化石油ガス容器が流出しないよう必要な措置を講じておく。

[毒物劇物関係]

ア 【県が実施する計画】(健康福祉部)

(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等に対する危害防止教育の実施

(イ) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸収剤等の配置、防液堤等の設置等の指導

(ウ) 二次災害発生時の安全対策についての情報の提供

(エ) 毒物劇物事故処理剤の整備、充実

イ 【関係機関が実施する計画】(毒物劇物営業者及び業務上取扱者)

(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加

(イ) 防災応急対策用資機材等の整備

3 倒木の流出対策

(1) 現状及び課題

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

- (ア) 河川管理施設の安全性を向上させる。
- (イ) 工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所の把握に努める。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) スリット型ダム工の施工や災害に強い森林づくり等、総合的な対策を検討する。
（林務部）
- (イ) 土石流対策にあわせ、スリット型堰提などにより、流木対策を推進する。（建設部）

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部、農林部）

- (ア) 情報収集体制の整備
- (イ) 警戒避難体制の整備

イ 【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 土砂災害危険箇所の把握
- (イ) 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備

第33節 防災知識普及計画

第1 基本方針

「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。

このため、市、県及び指定行政機関等は、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努める。

第2 主な取組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等、より実践的な活動が必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(全部局)

(ア) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、防災講演会及び防災マップやパンフレット等の配布により次の事項の啓蒙活動を行うとともに、防災知識の普及を図る。

- a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
- c 警報等や、避難勧告・避難指示（緊急）等の意味や内容
- d 警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時に

とるべき行動

- e 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
 - f 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識
 - g 地域、職場、家庭等のコミュニティーにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
 - h 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識
 - i 正確な情報入手の方法
 - j 要配慮者に対する配慮
 - k 男女のニーズの違いに対する配慮
 - l 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - m 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - n 各地域における風水害のおそれのない適切な緊急避難場所及び避難経路に関する知識
 - o 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動。
 - p 避難生活に関する知識
 - q 平常時から住民が実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
 - r 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
 - s 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
 - t 上記の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図る。
 - (a) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - (b) 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- (イ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成し、徹底した情報提供を行う。
- a 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。また、ホームページ等での情報提供を行う。
 - (a) 避難の確保を図るため必要な事項
 - (b) 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地
 - b 土砂災害警戒区域については次の事項記載した防災マップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供を行う。
 - (a) 土砂災害に関する情報の伝達方法
 - (b) 指定緊急避難場所、指定避難所に関する事項
 - (c) その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項
 - c 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。
- (ウ) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- (エ) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力を松本広域消防局と連携をとって指導する。

- (オ) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。
- (カ) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。
- (キ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- (ク) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- (ケ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努める。
また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に
応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。
- (コ) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。
- (サ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。
- (シ) 安曇野市防災広場などの各種防災施設を利用した防災知識の普及啓発、訓練の実施などに努める。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 上記ア（ア）a～sの事項について、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により、市とともに普及を図る。
- (イ) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- (ウ) 避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、市町村が行う印刷物（ハザードマップ等）の作成配布について協力する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。
- (エ) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。
- (オ) 企業等に対しても地域社会の一員として研修会、講演会等への参加を呼びかける。
- (カ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- (キ) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- (ク) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努める。

また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に

応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

- (ケ) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。
- (コ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

ウ 【松本広域消防局が実施する計画】

- (ア) 町会、自主防災会等の防災知識の普及、組織の育成に努める。
- (イ) 映画、スライド、写真展、防災講和等の開催による防災知識の普及を図るため、積極的な出前防災訓練による推進に努める。

エ 【自主防災組織等が実施する計画】

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に協力する。

オ 【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努める。

カ 【住民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下の様な活動を通じて、防災意識を高める。

- (ア) 避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確認
- (イ) 災害の状況に応じた避難行動の確認
 - ① 指定緊急避難場所への立退き避難
 - ② 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難
 - ③ 「屋内安全確保」(その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動)
- (ウ) 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段の確保(テレビ、ラジオ、インターネット等)
- (エ) 発災時の連絡方法等(連絡方法や避難ルールの取決め等)
- (オ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (カ) 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認
- (キ) 備蓄食料の試食及び更新
- (ク) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (ケ) 地域の防災マップの作成
- (コ) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

キ 【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。

ク 【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当(救急法)の講習会を実施する。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、デパート等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(全部局)

市が管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ 【県が実施する計画】

防災上重要な各施設の指導部局は、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

ウ 【松本広域消防局が実施する計画】

危険物使用施設、病院、社会福祉施設、旅館、ホテル等の防災上重要施設等における訓練時期をとらえて、災害時における配慮すべき事項等、防災意識の普及徹底に努める。

エ 【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下、この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下、この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。

そのため、学校における防災訓練等をより実践的なものにするるとともに、学級活動等を通して、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】(市：総務部、教育部、県：県民文化部、教育委員会)

(ア) 学校においては、大規模災害にも対処できるように、松本広域消防局、消防団、その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。

(イ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

- a 防災知識一般
- b 避難の際の留意事項
- c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- d 具体的な危険箇所
- e 要配慮者に対する配慮

(ウ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を

図る。

イ 【松本広域消防局が実施する計画】

学校において大規模災害に対処できるよう、実践的な消防訓練を実施する。

4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない。そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

【市及び県が実施する計画】(全部局)

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

ア 自然災害に関する一般的な知識

イ 自然災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

ウ 職員等が果たすべき役割

エ 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識

オ 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

第34節 防災訓練計画

第1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

また、災害発生時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

市、県、防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

第2 主な取組み

- 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

第3 計画の内容

1 防災訓練の種別

(1) 現状及び課題

市は、毎年総合防災訓練を実施しているが、今後「医療救護活動マニュアル」に基づいた訓練及び訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（全部局、松本広域消防局）

(ア) 「総合防災訓練（地震総合防災訓練）」

市は、県、各防災関係機関、住民、企業、その他関係団体の協力を得て、下記により総合防災訓練を実施する。

a 実施時期

松本広域消防局等防災関係機関と調整し、他市町村と競合しない時期に実施する。

b 実施場所

訓練効果を考慮し、市内を5地域に区分し実施する。

c 実施方法

毎年作成する市総合防災訓練(地震総合防災訓練)実施要綱に基づき、総合的訓練を実施する。

(イ) 「その他の訓練」

下記の訓練については、総合防災訓練で実施する他にも必要に応じて、関係機関と連携して、別途実施する。

a 水防訓練

市及び水防管理者は、水防協力団体等の協力を得て、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行う。

b 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火

防災ぎょ訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行う。

c 災害救助訓練

市及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、たき出し等の訓練を行う。

d 通信訓練

市及び防災関係機関は、災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、信越地方非常通信協議会等の協力を得て、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練等を行う。

e 避難訓練

市、松本広域消防局及び、警察等避難訓練実施機関は、災害時における避難指示、避難勧告、避難準備情報の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び病院集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

f 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。

g 情報収集及び伝達訓練

市及び県は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

h 広域防災訓練

市及び県は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

i 防災図上訓練

大規模災害（地震を含む。）の発生を想定し、それぞれの役割行動の確認及び応急対策活動の課題を把握するため実施する。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 「総合防災訓練」

県及び訓練実施場所を管轄する市町村は共催で防災関係機関、住民、企業、その他関係団体の協力を得て、下記により総合防災訓練を実施する。

a 実施時期

共催する市町村と調整し決定する。

b 実施場所

訓練効果を考慮し、災害発生のおそれのある地域において実施する。

c 実施方法

県、県警察、訓練実施市町村、指定地方行政機関、陸上自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び地元住民が参加してウの(ア)から(オ)まで及び(ケ)に定める訓練を中心として、あらかじめ災害の想定を行い、予想される事態に即応した応急活動を実施する。

(イ) 「地震総合防災訓練」

県、市町村、防災関係機関は、住民の参加を得て相互の協調体制の強化を目的として、大規模な地震を想定した県地震総合防災訓練を行う。

- a 実施時期
原則として防災週間（8月30日～9月5日）に実施する。
- b 実施場所
訓練効果を考慮し、強化地域を中心に全県的に実施する。
- c 実施方法
県は市町村、防災関係機関及び住民の参加を得てウの(カ)から(ケ)までに定める訓練を中心とした、地震総合防災訓練を実施する。

ウ 【松本広域消防局が実施する計画】

- (ア) 9月1日の防災の日を中心とする防災週間に市町村が実施する総合防災訓練に参加し、各関係機関との連携、協力体制を強化する。
- (イ) 住民参加型のきめ細やかな「出前防災訓練」を、町会単位で反復実施することで、地域防災力の向上につながる訓練を実施する。
- (ウ) 「その他の訓練」
下記の訓練については、総合防災訓練で実施する他にも必要に応じて、関係機関と連携して、別途実施する。
 - a 水防訓練
水防協力団体等の協力を得て、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行う。
 - b 消防訓練
消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防ぎょ訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行う。
 - c 災害救助訓練
救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、たき出し等の訓練を行う。
 - d 通信訓練
災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、信越地方非常通信協議会等の協力を得て、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練等を行う。
 - e 避難訓練
災害時における避難指示、避難勧告、避難準備情報の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び病院集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。
 - f 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練
災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。
非常参集訓練については、抜き打ち的に実施する。
 - g 情報収集及び伝達訓練
災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

h 広域防災訓練

広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

エ 【住民が実施する計画】

住民は、市及び県等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。

オ 【企業等が実施する計画】

(ア) 企業等においても防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努める。

(イ) 地域防災計画に名称及び所在地を定められた浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者、要配慮者利用施設の所有者又は管理者、大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 現状及び課題

訓練の実施にあたっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに次回以降の訓練の参考にするため訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び訓練の実施機関が実施する計画】（総務部）

(ア) 実践的な訓練の実施

a 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定（地震の場合は規模を含む。事故災害の場合は事故の想定を含む。）を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意するものとするまた、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

b 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

c 避難行動要支援者避難個別支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

(イ) 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

イ 【県が実施する計画】（警察本部）

a 県は、市町村が行う自主防災組織の参加を得て行う訓練に対して、助言を行うものとする。

b 県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第48条第2項の規定に基づき、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域または道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。（警察本部）

第35節 災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

災害廃棄物の発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。
また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
- 2 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
- 3 災害復旧用資材の供給体制の整備を行う。
- 4 罹災証明書の発行体制の整備を行う。

第3 計画の内容

1 災害廃棄物の発生への対応

(1) 【市が実施する計画】(都市建設部、市民生活部)

- ア 地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。
- イ 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努めるものとする。
また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図るものとする。
- ウ 災害廃棄物対策指針に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。
- エ 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。
- オ 県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

(2) 【県が実施する計画】(建設部、環境部)

- ア 県内市町村と連携し、大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努める。
- イ 災害廃棄物対策指針等に基づき、災害廃棄物処理計画を必要に応じ適正な見直しを行う。
- ウ 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な支援を行うとともに、仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。
- エ 災害廃棄物対策に関する近隣都県との広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

2 データの保存及びバックアップ

(1) 現状及び課題

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（全部局）

あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、市で保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講ずる。

イ 【県が実施する計画】

県は、円滑な災害復旧を図るため、部局ごとに、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

ウ 【関係機関が実施する計画】

関係機関においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

3 災害復旧用材の供給体制の整備

災害発生後の復興のためには、木材を安定的に供給する必要がある。

ア 【市が実施する計画】（農林部、都市建設部）

森林組合等と連携して、災害時における木材の供給体制の確立に努める。

イ 【県が実施する計画】（林務部）

県は、中部森林管理局及び長野県森林組合連合会等木材関係団体と木材供給体制の整備を図る。

4 罹災証明書の発行体制の整備

罹災証明書の交付が遅滞なく行われるような実施体制の整備を行う必要がある。

【市が実施する計画】

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

【県が実施する計画】

県は、市に対し、住家の被害認定調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家の被害認定調査の迅速化を図る。

また、育成した調査の担当者の名簿への登録、ほかの都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第36節 自主防災組織等の育成に関する計画

第1 基本方針

災害発生時に、被害の防止又は軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応等が期待される。

また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が、今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。

今後、積極的に自主防災組織の強化育成を図っていく。

第2 主な取組み

- 1 防災組織相互連携を強化するための協議会等の設立を促進する。
- 2 平常時、発災時の自主防災組織の活動内容の周知、活動の促進を図る。
- 3 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
- 4 リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を講ずる。
- 5 防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。

第3 計画の内容

1 地域住民等の自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

市内における平成31年4月1日現在の組織数は95(83区12団体)であり、組織率は100%である。組織化されていても十分な活動ができていない自主防災組織の活性化に向けた支援、助言が、今後の課題である。

また、学校、病院等の施設、事業所等においても自主防災組織の組織化を促進する必要がある。さらに、様々な防災活動団体との連携を図っていくほか、防災活動を通じて要配慮者等に対する避難体制の整備、支援策の充実を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(総務部、松本広域消防局)

自主防災組織に対しては、防災知識の普及啓発活動を行うとともに、平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林漁業者、家事専従者等及び事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を図る。

イ 【県が実施する計画】(危機管理部)

県、市町村が連携を強化し、市町村が行う組織結成の取組みに対する指導助言を行う。

また、長野県自主防災アドバイザーによる自主防災組織の組織化、活動の活性化を図る。

ウ 【松本広域消防局が実施する計画】

学校、病院及び工場の防火管理者を置く事業所等の自主防災組織の組織化を指導し、地震時の対応力を強化する。

2 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

- ア 災害に対する日頃の備えや、発災時の的確な行動等防災知識の普及
- イ 情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施
- ウ 地域の安全点検に基づく防災カルテの作成、配布
- エ 要配慮者に関する情報の収集（プライバシーに対する配慮が必要）
- オ 防災資機材の備蓄の確認及び整備・点検

(2) 発災時の活動

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 出火防止、初期消火
- ウ 避難誘導活動
- エ 救助等の実施及び協力
- オ 炊き出し等の給食給水活動

3 活動環境の整備

(1) 現状及び課題

現在、自主防災組織の活動環境の整備に関しては、助成措置が講じられている。

自主防災組織がより有効な活動をするためには、これらの制度を有効に活用して、その活動環境の整備の推進を図っていくことが求められる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部）

自主防災組織に対して、防災資機材整備補助金制度の活用推進により、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

イ 【県が実施する計画】

県は、市町村が行う防災活動拠点の整備、資機材の整備に対する助成措置等について周知し、その整備の促進を図る。

4 組織の活性化

(1) 現状及び課題

災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施する必要がある。また、災害対応においては、救助・救援、医療及び消火活動、復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍しているが、意思決定の場への女性の参画は少ないことから、災害対応における女性が果たす役割が大きいことを認識し、リーダーとしての活躍や女性の意思決定の場への参画を推進する必要がある。

加えて、若者・障がい者・高齢者等の多様な主体が参画した組織づくりも併せて進めて行く必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部）

- (ア) 自主防災組織のリーダーに対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等を実施し、青年層、女性層の組織への参加を促進し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自

主的な防災活動の普及拡大を図るものとする。

(イ) 県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができる体制づくりを進めるものとする。

(ウ) 自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（内閣府 2013）」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努めるものとする。

また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込むものとする。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

(ア) 自主防災組織のリーダー等に対する教育、研修を実施する等、リーダーの育成、資質の向上を図る。

(イ) 防災出前講座により、地域住民との直接対話による防災意識の高揚を図り自主防災組織に対する理解、関心を高めるとともに、市町村防災担当職員等を対象とした研修等を実施し、県内全域で防災意識の高揚と普及を推進できる体制を構築する。

(ウ) 自主防災組織における女性等の参画について現状把握に努めると共に、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう市町村へ助言を行う。

また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込むものとする。

5 各防災組織相互の協調

(1) 現状及び課題

地域に複数の自主防災組織が存在する場合に、発災時に連携のとれた活動を行えるように日頃から、連絡応援体制を確立しておく必要がある。

また、自主防災組織の活動実態を把握するとともに、地域コミュニティの防災体制についても充実する必要がある。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】（総務部）

ア 自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。

イ 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、発災時に機能する組織作りを推進するものとする。

ウ 自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

第37節 企業防災に関する計画

第1 基本方針

企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

2 実施計画

(1) 【市、松本広域消防局及び県が実施する計画】（総務部、商工観光部、松本広域消防局）

- ア 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。
- イ 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
- ウ 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。
- エ 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

(2) 【企業が実施する計画】

- ア 企業は、災害時の企業が果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢

献、地域との共生)を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

イ 強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制すると共に、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市、県等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

ウ 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。

エ 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。

第38節 ボランティア活動の環境整備

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティア、NPO・NGO及び企業等の自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、防災関係機関が連携して環境整備を図っていくことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 ボランティアの事前登録を、市社会福祉協議会ボランティアセンター、日本赤十字社長野県支部等において実施する。
- 2 防災ボランティア活動の環境整備を推進する。
- 3 災害時におけるボランティアからの支援の在り方やボランティアとの連携体制の在り方について検討する。
- 4 国内の主要な災害ボランティア団体との連携体制の構築に努める。
- 5 ボランティアグループやボランティア団体の連携を図るため、連絡協議会の設置を図る。
- 6 災害ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

第3 計画の内容

1 ボランティアの事前登録

(1) 現状及び課題

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国籍住民への情報伝達のための通訳等多種多様である。

こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】(市：福祉部、総務部、県：危機管理部、健康福祉部)

市社会福祉協議会及び日本赤十字社(長野県支部)等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

イ 【市社会福祉協議会及び日本赤十字社(長野県支部)等ボランティア関係団体が実施する計画】

災害時における多様なボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図る。

2 防災ボランティア活動の環境整備

(1) 現状及び課題

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画【市及び県（危機管理部・健康福祉部）が実施する計画】

- ア 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討するものとする。
- イ 行政・市社会福祉協議会・NPO・ボランティア等で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- ウ 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

3 ボランティア団体間の連携

(1) 現状及び課題

現在、本県内には赤十字防災ボランティア、手話サークル連絡会議等のボランティア団体がそれぞれその団体の設立目的等に沿ってボランティア活動を行っている。

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていくことが必要である。

(2) 実施計画

市及び県は、国内の主要な災害ボランティア団体やボランティア関係団体、中間支援組織（NPO・ボランティア団体等の活動支援や活動調整を行う組織）と連携し、ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

4 災害ボランティアコーディネーターの養成

(1) 現状及び課題

災害時におけるボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。

こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成されるよう努めていかなければならない

(2) 実施計画（市：福祉部、県：危機管理部、健康福祉部）

市、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社（長野県支部）等は、災害ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力して災害ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。

第 39 節 災害対策基金等積立及び運用計画

第 1 基本方針

災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、災害救助基金及び財政調整基金の積立を行い、的確な運用を図る。

第 2 主な取組み

- 1 県において支弁する災害救助関係費用の財源に充てるため、災害救助基金の積立を行う。
- 2 災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立を行う。

第 3 計画の内容

1 災害救助基金の積立

(1) 現状及び課題

災害救助法第 22 条の規定により、県は災害救助基金の積立を行っている。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】(危機管理部)

ア 災害救助基金の積立額

災害救助法第 23 条の規定により、県の当該年度の前年度の前 3 年間ににおける地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の 1,000 分の 5 相当額を各年度の最少額として積み立てる。

イ 災害救助基金の運用方法

- (ア) 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金
- (イ) 国債証券、地方債証券、その他確実な債券の応募又は買入
- (ウ) 救助に必要な給与品の事前購入

ウ 災害救助基金の管理

災害救助基金の管理は県が行い、管理に要する費用は災害救助基金から支出する。

2 財政調整基金の積立

(1) 現状及び課題

県は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)及び地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)の規定により、資金積立基金条例(昭和 39 年長野県条例第 15 号)を定めて財政調整基金を設置し、その運用にあたっている。

また、当市においても同様に財政調整基金を設置し、その運用にあたっている。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(財政部)

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。

イ 【県が実施する計画】

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。

安曇野市財政調整基金

名 称	目 的	使 途
安曇野市財政調整基金	市財政の健全な運営を図る	<p>次に掲げる経費の財源に充てる</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための経費 2 災害により生じた経費又は災害により生じた減収をうめるための経費 3 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費 4 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費 5 償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の経費

第40節 風水害対策に関する調査研究及び観測

第1 基本方針

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように県内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。

既に、国においても、気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策の実施を図る。

市においても、さらに最新のデータ等を用い、最も有効な手段を活用した調査、研究を検討する必要がある。

第2 主な取り組み

市・県・各機関が協力し、風水害に関する情報収集整理等を行う。

第3 計画の内容

1 【市が実施する計画】（総務部、都市建設部、農林部、松本広域消防局）

- (1) 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。
- (2) 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータの累積に努める。
- (3) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存する。また、古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な研究についても検討する。

2 【県が実施する計画】

- (1) 国が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に努める。（危機管理部）
- (2) 長野地方気象台等から気象等に関するデータの提供を受け、整理・分析を行う。（危機管理部）
- (3) 山地災害危険地区・地すべり危険箇所の再点検を通じて、危険箇所に関するデータの蓄積を行い、防災計画の基礎資料を作成する。（林務部）
- (4) 土砂災害危険箇所の再点検を通じて見通し調査を実施し、危険箇所に関するデータの蓄積を行う。（建設部）
- (5) テレメーターによる雨量観測、地すべり監視システムのデータ等と災害発生状況等のデータを収集整理、分析し、危険予測の基礎資料を作成する。（林務部、建設部）
- (6) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な研究についても検討する。（危機管理部）

3 【関係機関が実施する計画】

- (1) 各機関がそれぞれ行った風水害対策に関する調査研究のデータについて、必要があれば、市、県への提供について協力する。
- (2) 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力する。

第41節 観光地の災害予防計画

第1 基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

第2 主な取組み

- 1 市、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害発生時の防災環境づくりに努める。

第3 計画の内容

- 1 観光地での観光客の安全確保
 - (1) 市が実施する計画（商工観光部）
 - ア 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。
 - イ それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。
 - (2) 市及び県が実施する計画（市：商工観光部、県：観光部）

観光地での災害発生時の市、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。
 - (3) 関係機関が実施する計画
 - ア 観光施設の管理者は、観光客の安全対策として、観光客が安全かつ迅速に避難できる場所及び経路の確保、災害時の安全確保を推進するものとする。
 - イ 観光施設の管理者は、孤立に備えた通信手段、資機材、食料等の備蓄に努めるものとする。
- 2 外国人旅行者の安全確保策
 - (1) 市が実施する計画（商工観光部）
 - ア 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導體制の整備や非常用電源の確保を図るものとする。
 - (2) 市及び県が実施する計画（市：商工観光部、県：観光部）
 - ア 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進する。
 - イ 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行う。
 - (3) 県が実施する計画（観光部）
 - ア 研修会により、災害時の通訳ボランティアを養成し、事前登録するなど、災害時の活用体制を整備する。
 - (4) 関係機関が実施する計画
 - ア 観光施設の管理者は施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国語版の防災パンフレットを作成するなど外国人旅行者の災害時安全確保を推進する。
 - イ 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所

や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備、非常用電源の確保を図るものとする。

第 42 節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

第 1 基本方針

一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、市と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティーレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を地域防災計画に定めるものとする。

第 2 主な取組み

住民等の提案により地域防災計画に地区防災計画を定め、地域の防災力向上に努めるものとする。

第 3 計画の内容

(1) 現状及び課題

地区防災計画は、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市等が活動の中心となる地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図るものである。

なお地区防災計画は、「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、各地区の特性に応じて、ボトムアップ型で地域における防災力を高めることを目的としており、地区居住者等がより主体的に、計画策定段階から積極的に参加することが求められる。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】

地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

また地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。

イ【県が実施する計画】

必要に応じて市町村に対し助言を行う。（危機管理部）

ウ【住民及び事業所を有する事業者が実施する計画】

市内の一定の地域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行うものとする。

風水害対策編

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

第1 基本方針

風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

第2 主な活動

- 1 気象に関する情報を迅速かつ適切に伝達する。
- 2 住民に対して適切な避難誘導を実施する。
- 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。

第3 活動の内容

1 警報等の伝達活動

(1) 基本方針

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

関係機関は、「警報等伝達系統図」により気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。

(2) 実施計画

ア 特別警報発表時の対応（下記内容以外はイと同じ）

(ア) 【市が実施する対策】

住民等への周知の措置

県、消防庁、東日本電信電話㈱から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとるものとする。

なお周知に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努めるものとする。

(イ) 【県が実施する対策】

市への通知

気象に関する警報・注意報は、衛星系防災行政無線の一斉FAXにより全市町村に発信しているが、長野地方気象台から特別警報発表又は解除の通知があった場合は、併せて、県危機管理防災課から地域振興局を通じて速やかに市への電話連絡を行う。また長野地方気象台等から、発表又は解除に関する情報について連絡があった場合も、同様に市に対し連絡を行う。

イ 特別警報以外の気象警報等発表時の対応

(ア) 【市及び松本広域消防局が実施する対策】（全部局、松本広域消防局）

- a 各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。

- b 住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達する。
- (イ) 【県が実施する対策】
- a 勤務時間内における取扱い
- (a) 連絡及び通知系統
長野地方気象台等から通知される気象警報・注意報（解除を含む、以下同様）等は危機管理防災課長が受領し、それぞれの気象警報・注意報等を伝達系統図により連絡する。
- (b) 庁内放送の実施
すべての気象警報・注意報等について、危機管理防災課長からその写しを受領した広報県民課は、速やかに庁内放送を実施し、庁内各課に周知する。
- (c) 応急措置等の指示
危機管理防災課長は地域振興局に、また河川課長及び道路管理課長は建設事務所に通知する場合は、当該気象警報・注意報等により予想される事態に対して、建設事務所及び市町村がとるべき措置をあわせ指示する。
- (d) 農作物対策の指示
農業技術課は農業改良普及センターに農作物等の技術対策について通知する。
- (e) 指示事項の市町村等への通知
地域振興局長及び建設事務所長は、通知された気象警報・注意報等にあわせて市町村長のとるべき措置として指示された事項を、直ちに管轄区域内の市町村及び関係機関に通知する。
- b 勤務時間外における取扱い
- (a) 勤務時間外に長野地方気象台等から通知される気象警報・注意報等は、危機管理部宿日直者が受領する。
- (b) 危機管理部の宿日直者は気象警報・注意報等を受領したときは、「勤務時間外における伝達系統図」により、それぞれの担当者に電話等により通知する。
- (c) (b) により通知を受けた危機管理部、建設部及び農政部の担当者は、活動計画に基づき登庁する必要がある場合は、登庁し、それぞれ主管課長に報告し指示を受けるとともに、「勤務時間外における伝達系統図」により、地域振興局及び建設事務所等の気象警報・注意報等受信担当者に通知する。
- (d) 地域振興局及び建設事務所等の気象警報・注意報等受信担当者は、気象警報・注意報等を受領したときは所属長に報告するとともに、アの e に準じ市町村及び関係機関に通知する。
- (ウ) 【長野地方気象台等が実施する対策】
長野地方気象台等の気象警報・注意報等の発表機関は、「警報等の種類及び発表基準」により注意報・警報等を発表する。
- (エ) 【放送局が実施する対策】
各放送局は、長野地方気象台から気象警報・注意報等の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮のうえ、速やかに放送を行う。
- (オ) 【その他防災関係機関が実施する対策】
その他の防災関係機関は、気象警報・注意報等の伝達について、それぞれあらかじめ定めておく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関に速やかに通知する。
- (カ) 【住民が実施する対策】
以下の様な異常を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報する。

a 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象

b 水象関係

河川や湖沼の水位の異常な上昇

ウ 土砂災害警戒情報発表時の対応

(ア) 【市が実施する対策】

県から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その情報を住民等へ伝達し、速やかな避難行動へつなげるよう努めるものとする。

(イ) 【県が実施する対策】

長野地方気象台との協議に基づき土砂災害警戒情報を発表・解除した際は、衛星系防災行政無線の一斉FAX等により市町村に通知する。併せて、砂防課から建設・砂防事務所を通じて速やかに当該市町村への電話連絡を行う。

また、長野県河川砂防情報ステーションへの掲載及び防災情報メール等を利用して発表・解除の情報をメール配信し、一般への周知に努める。

(ウ) 【長野地方気象台が実施する対策】

県との協定に基づき、報道各社へ土砂災害警戒情報の発表・解除について伝達するものとする。

(エ) 【放送事業者が実施する対策】

長野地方気象台から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮の上、速やかに放送を行うものとする。

エ 水防に関する水位情報発表時の対応

【県が実施する対策】

洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。

また、市町村長による洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

2 住民の避難誘導対策

(1) 基本方針

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(2) 実施計画

ア 【市及び松本広域消防局が実施する対策】（全部局、松本広域消防局）

- (ア) 風水害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、消防団（水防団）等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対して避難勧告等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。
- (イ) 避難行動要支援者については避難準備・高齢者等避難開始の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。
 - 当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。
- (ウ) 住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努めるものとする。
- (エ) 災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣のより安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。
- (オ) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (カ) 災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。
- (キ) 住民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達にあたっては、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。
- (ク) 情報の伝達、避難誘導の実施にあたっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。
- (ケ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとる。
- (コ) 避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。
- (サ) 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部、建設部）

- (ア) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周

知徹底に努める。

- (イ) 県は、大雨による風水害の危険が高まった時に、市町村長が防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適切適時に判断できるよう、市町村等へ気象情報や降水量、降水予測、河川の水位情報、土砂災害警戒情報等について情報提供し、市町村等の活動を支援する。
- (ウ) 関係事業者の協力を得つつ、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、住民に対し、河川の水位情報等について情報提供する。

ウ 【住民が実施する対策】

避難の際には、出火防止措置をとったうえ、食料、日用品等の備蓄物資を携行する。

エ 【要配慮者利用施設の管理者が実施する対策】

- (ア) 要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努める。
- (イ) 災害が発生するおそれのある場合は、市、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施する。

3 災害の未然防止対策

(1) 基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(2) 実施計画

ア 【水防管理者（市長）が実施する対策】

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。

イ 【河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等が実施する対策】

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行う。

その操作にあたり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させる。

ウ 【道路管理者が実施する対策】

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

エ 【住民が実施する対策】

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を市長又は警察官に通報するものとする。

オ 【水防団及び消防機関が実施する対策】

出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、地方公共団体と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場合において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止又はその区域からの退去等の指示を実施するものとする。

第4 警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

(1) 特別警報・警報・注意報

長野地方気象台は、大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速などの予測値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。	

特別警報基準

種類	発表基準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合

大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
-----	-------------------------

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

(2) 雨を要因とする特別警報の指標（発表条件）

【確率値を用いた場合】

以下ア又はイいずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想され、大雨警報（土砂災害）の危険度分布で最大危険度が出現している場合には大雨特別警報（土砂災害）を、大雨警報（浸水害）の危険度分布又は洪水警報の危険度分布において最大危険度が出現している場合には大雨特別警報（浸水害）を発表する。

ア 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現。

イ 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする）。

雨に関する安曇野市の50年に一度の値一覧（令和2年5月26日）

種 類	48時間の降水量	3時間の降水量	土壌雨量指数
50年に一度の値	2 6 5 mm	8 1 mm	1 7 1

注1 「50年に一度の値」欄の値は、安曇野市にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったもの。

注2 50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注3 特別警報は、県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

【指数を用いた場合（土砂災害）】

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

(3) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

(4) 雪を要因とする特別警報の指標

府県予報区程度の広がりを持って50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

(5) 雪に関する観測地点毎 50 年に一度の値 (令和 2 年 10 月 29 日現在)

地点名	50 年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪深 (cm)
松本	57	78
大町	117	117

注 1) 値が “-” の地点は、データ不足のため、50 年に一度の値が算出できないもの。

注 2) 50 年に一度の値は過去の観測データから推定した値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注 3) 特別警報は、府県程度の広がり度で 50 年に一度の値となる現象を対象。

個々の地点で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

警報・注意報発表基準一覧表

令和2年8月6日現在

安曇野市	府県予報区		長野県	
	一次細分区域		中部	
	市町村等をまとめた地域		松本地域	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	9
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	84
	洪水	流域雨量指数基準		犀川流域=45.1, 潮沢川流域=6.6, 会田川流域=14.7, 濁沢川流域=6.3, 高瀬川流域=30.9, 穂高川流域=26.3, 乳川流域=20.2, 天満沢川流域=6, 鳥川流域=15.7, 万水川流域=11, 黒沢川流域=5.8, 梓川流域=34.3
		複合基準(※1)		犀川流域=(5, 40.5), 潮沢川流域=(5, 6.3), 会田川流域=(5, 13.2), 万水川流域=(5, 9.9)
		指定河川洪水予報による基準		-
	暴風	平均風速		17m/s
	暴風雪	平均風速		17m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ20cm
注意報	大雨	表面雨量指数基準	4	
		土壌雨量指数基準	68	
	洪水	流域雨量指数基準		犀川流域=36, 潮沢川流域=5.2, 会田川流域=11.7, 濁沢川流域=5, 高瀬川流域=24.7, 穂高川流域=21, 乳川流域=16.1, 天満沢川流域=4.8, 鳥川流域=12.5, 万水川流域=8.8, 黒沢川流域=4.6, 梓川流域=27.4
		複合基準(※1)		犀川流域=(5, 36), 潮沢川流域=(5, 5.2), 会田川流域=(5, 11.7), 鳥川流域=(6, 10), 万水川流域=(5, 8.8)
		指定河川洪水予報による基準		-
	強風	平均風速		13m/s
	風雪	平均風速		13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ10cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度20%で実効湿度55%(※2)		
	なだれ	1. 表層なだれ: 積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、または積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層なだれ: 積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上		
	低温	夏期: 平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下(高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期: 最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下		
着氷	著しい着氷が予想される場合			
着雪	著しい着雪が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値。

発表官署 長野地方気象台

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	情報名	発表基準
洪水警報.	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

(2) 避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

区分	発表基準
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。

(3) 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。

水防警報	水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要なとき。(通知内容は別節「水防活動計画」参照のこと。)
------	---

3 消防法に基づくもの

(1) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台が長野県知事に対して通報し、長野県を通じて安曇野市や松本広域消防局に伝達される。

区分	発表基準
火災気象通報	「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準に同じ 実効湿度が55%以下で最小湿度が20%以下。または平均風速13m以上の風が吹く見込みのとき。

(2) 火災警報

消防法第22条の規定により、市長は火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは火災警報を発令する。

4 その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの雨量分布及び表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの雨量分布及び流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。

(2) 早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象の可能性にかけて、今日から明日にかけては時間を区切って、明後日から5日先にかけては日単位で、長野県北部・中部・南部など、地域ごとに細分した単位に発表される。可能性が高いことを表す[高]、可能性が高くはないが一定程度認められることを表す[中]の2段階の確度がある。

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報を発表したときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報で発表される。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度がさらに高まった時、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。ただし、別表6にある5市につ

いては分割して発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所が大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で発表される。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表される。長野県の発表基準は1時間100ミリ以上を観測又は解析し危険度分布「非常に危険」以上が出現したときである。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生の危険度が高まっている場所が警報の「危険度分布」で発表される。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、県内の「北部・中部・南部」単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで発表される。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。

警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は次のとおりとする。

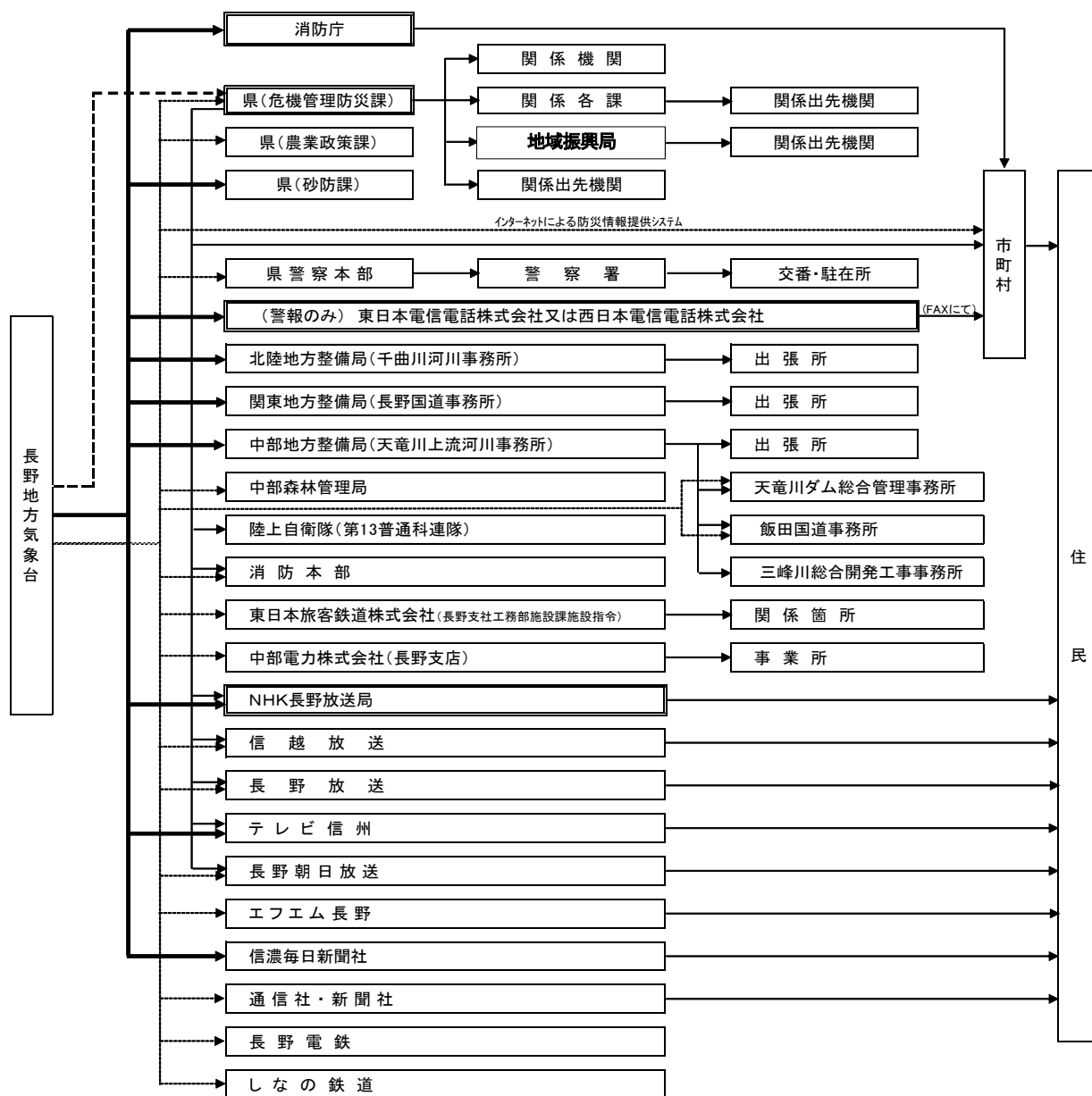
なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的にきりかえられる。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から概ね1時間である。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
天竜川上流洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省 天竜川上流河川事務所	} 共同 国土交通大臣が指定した河川 （「洪水予報指定河川」という）
千曲川・犀川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省 千曲川河川事務所	
県管理河川洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 長野県建設部河川課	} 共同 知事が指定した河川 （「県の指定河川」という）
水防警報	国土交通省千曲川河川事務所 国土交通省天竜川上流河川事務所	国土交通大臣が指定した河川 （「国の指定河川」という）
	長野県関係建設事務所	知事が指定した河川 （「県の指定河川」という）
火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
火災警報	市長	各市町村域
避難判断水位到達情報、 氾濫危険水位到達情報	国土交通省千曲川河川事務所 国土交通省天竜川上流河川事務所 関係建設事務所	国土交通大臣、 知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 長野県建設部砂防課	} 共同 県全域あるいは一部
記録的短時間大雨情報	気象庁	県全域あるいは一部
竜巻注意情報	気象庁	県全域あるいは一部
全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報	気象庁、 気象庁、 長野地方気象台	全国、 関東甲信地方、 長野県

警報等伝達系統図

1 注意報・警報及び情報

(1) 系統図



- 注1 長野地方気象台から各防災関係機関等への伝達は「防災情報提供システム」によるが、県へはオンライン配信により伝達する。警報発表時には、東日本電信電話株式会社に対し、オンラインにより伝達する。
- 注2 県(危機管理防災課)から各機関への伝達は、県防災行政ファックスによる。
- 注3 その他の伝達はファックス、音声、映像その他の方法による。
- 注4 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規程に基づく法定伝達先。
- 注5 **→**(太実線矢印)は、専用回線による「防災情報提供システム」からの伝達を示す。
- 注6 **→**(波線矢印)は、インターネットによる「防災情報提供システム」からの補助伝達手段(※)を示す。
- 注7 **→**(太波線矢印)は、オンライン配信(XML配信)による伝達を示す。

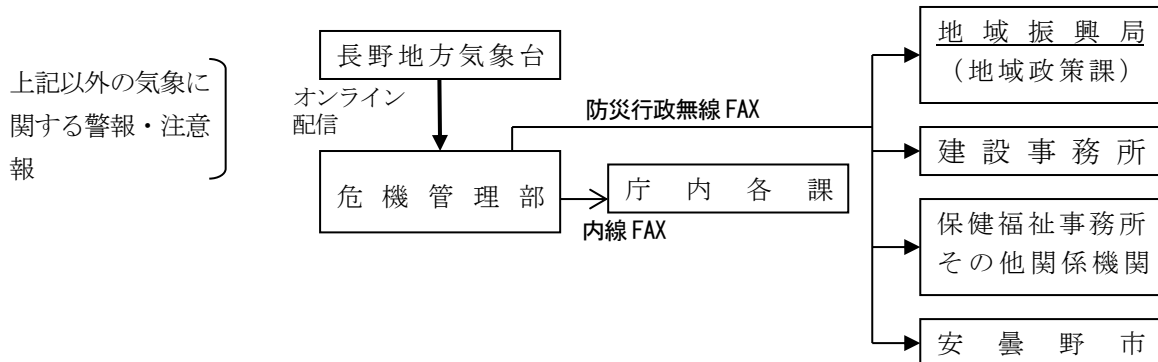
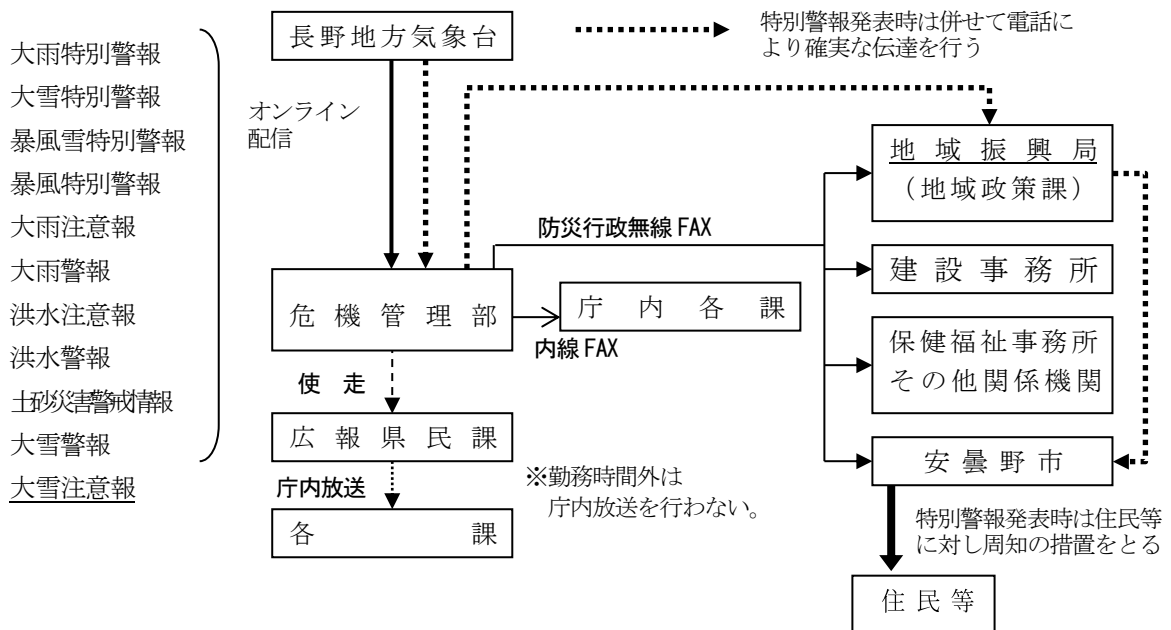
※地域における防災気象情報の利用を促進し、気象災害による被害の防止・軽減にむけより一層貢献するため、インターネットを活用したシステムにより各市町村や防災関係機関に提供している補助伝達手段である。

(2) 通信途絶時の代替経路

機 関 名	長野県防災行政無線	
長野県（危機管理部）	電 話	8-231-5208～5210
	F A X	8-231-8739
NHK長野放送局	電 話	8-231-8840
	F A X	8-231-8841
北陸地方整備局（千曲川河川事務所）	電 話	8-231-8-299-8-84-741-284
	F A X	8-231-8-299-8-84-741-359

機 関 名	加入電話F A X
東日本電信電話株式会社 又は 西日本電信電話株式会社	022-263-0782 又は 06-4860-2040

(3) 伝達系統図

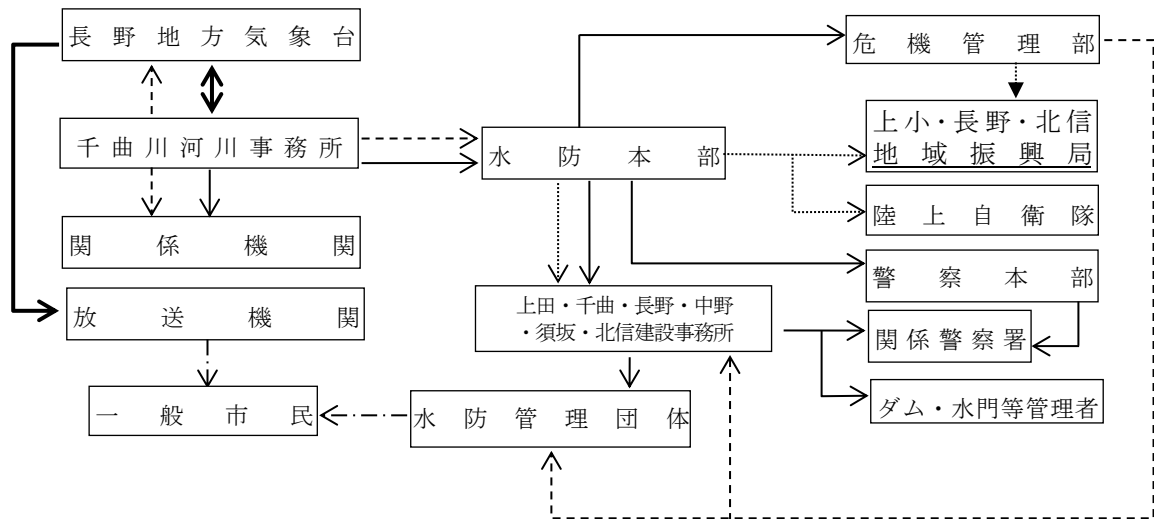


2 水防警報等

(1) 伝達系統

ア 洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報

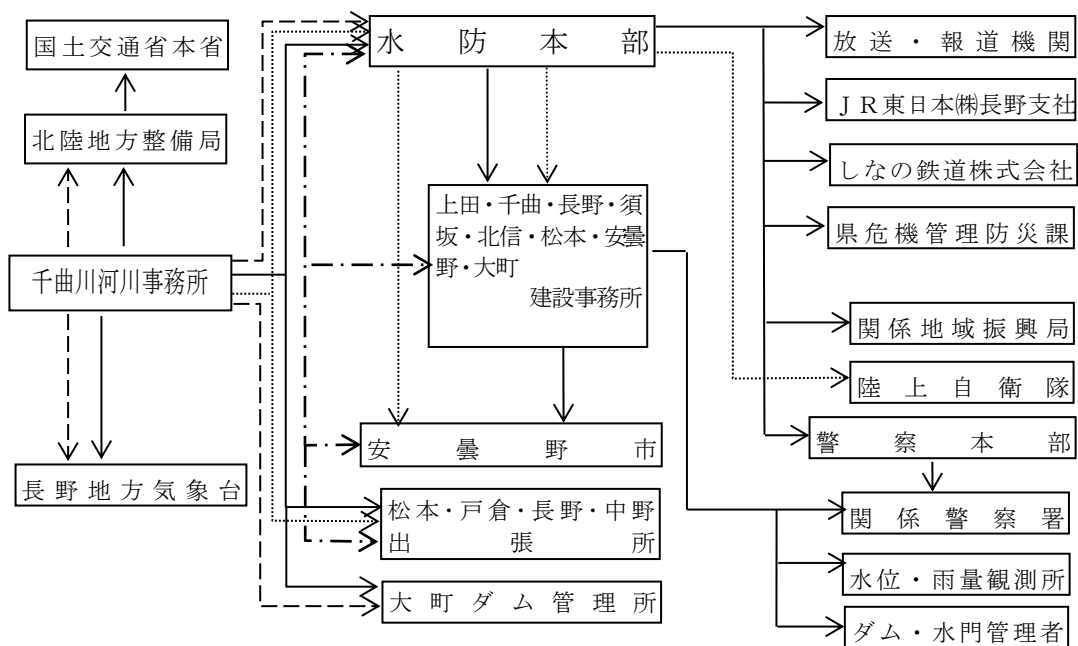
(ア) 千曲川・犀川



- (注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ——— は、長野地方気象台から関係機関への防災情報提供システム等による伝達を示す。
 ----- は、電子メールによる伝達を示す。
 - - - - - は、その他による伝達を示す。

イ 水防警報

(ア) 千曲川・犀川



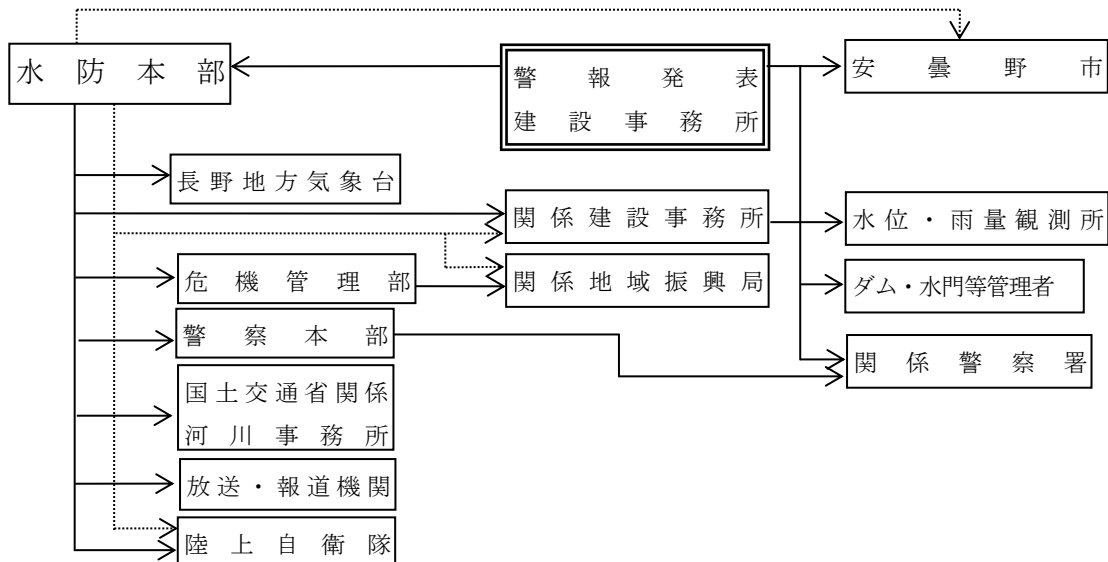
- (注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

..... は、ファクシミリによる伝達を示す。

- - - - は、HP「川の防災情報」(統一河川情報システム)による補助的伝達系等である。

----- は、電子メールによる伝達を示す。

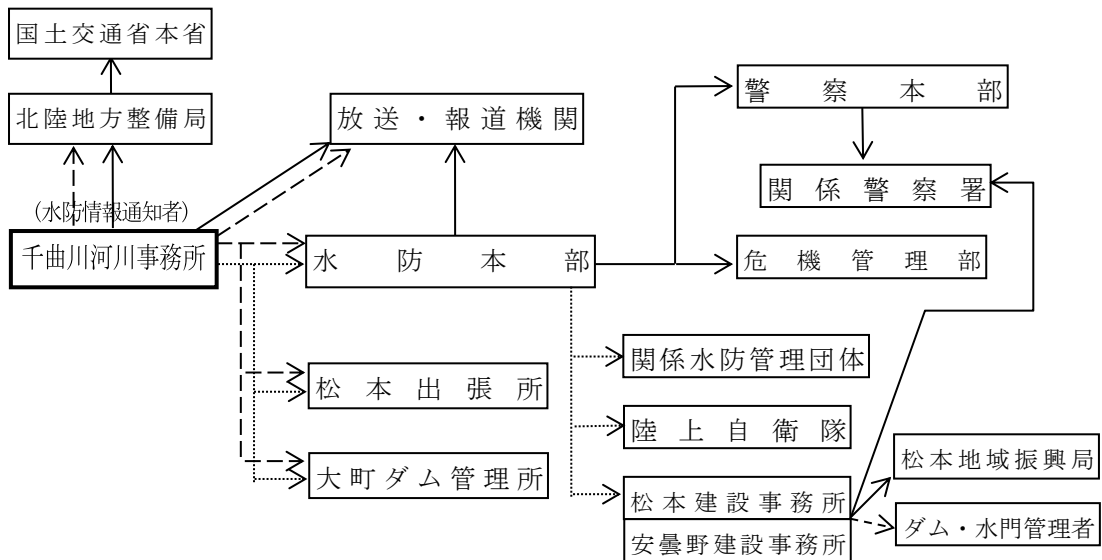
ウ 水防警報 (知事が行うもの)



(注) —— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

..... は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

エ 水位情報の通知 (国土交通大臣が行うもの 犀川)

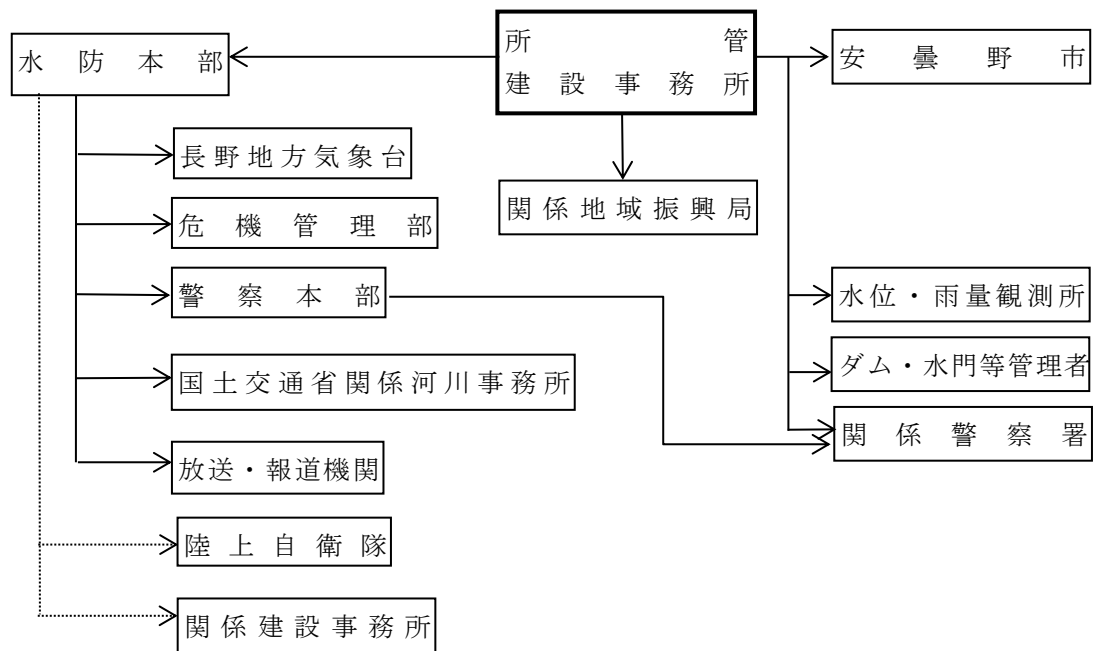


(注) は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

—— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

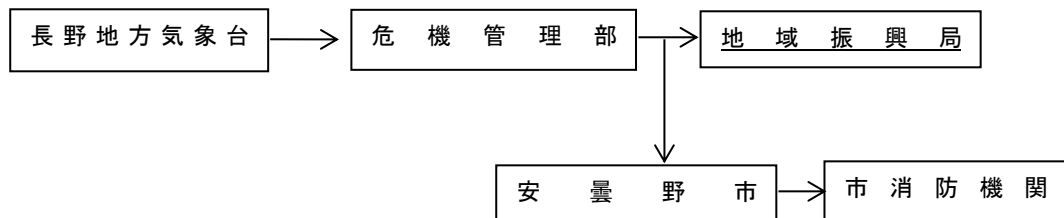
- - - - は、電子メールによる伝達を示す。

オ 水位情報の通知（知事が行うもの）

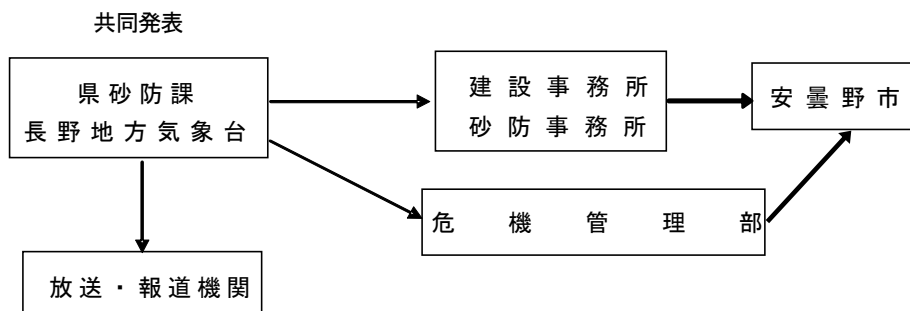


(注) は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 —— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

3 火災気象通報



4 土砂災害警戒情報



第2節 災害情報の収集・連絡活動

第1 基本方針

災害が発生した場合、各防災関係機関は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次による。

第2 活動の内容

1 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、またはその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告する。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

2 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求め、県現地機関等は速やかに必要な応援を行う。

松本地域振興局長は、被災地における被害の状況から県本庁の応援が必要であると認められる場合は、県本庁に対し情報収集課の派遣を求める。この場合、県本庁は必要な職員により情報収集課を構成し速やかに派遣する。

また、市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

調 査 事 項	調 査 機 関	協 力 機 関
概況速報	市（総務部）	県関係現地機関
人的及び住家の被害	市（総務部、財政部）、松本広域消防局	松本地域振興局
避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・指示（緊急）等避難状況	市（総務部）、松本広域消防局	松本地域振興局
社会福祉施設被害	市（福祉部）、施設経営者	松本保健福祉事務所
農・畜・養蚕・水産業被害	市（農林部）	松本地域振興局・松本農業改良普及センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・農業協同組合・森林組合
農地・農業用施設被害	市（農林部）	松本地域振興局、土地改良区、水利組合
林業関係被害	市（農林部）、松本地域振興局、中信森林管理署	松本森林組合
公共土木施設被害	市（都市建設部）、安曇野建設事務所、犀川砂防事務所、北陸地方整備局関係機関	
土砂災害等による被害	市（都市建設部）、安曇野建設事務所	
都市施設被害	市（都市建設部）	安曇野建設事務所
水道施設被害	市（上下水道部）	松本地域振興局
廃棄物処理施設被害	市（市民生活部）	松本地域振興局
感染症関係被害	市（保健医療部）	松本保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	松本保健福祉事務所
商工関係被害	市（商工観光部）	松本地域振興局・市商工会
観光施設被害	市（商工観光部）	松本地域振興局、市観光協会
教育関係被害	市（教育部）、設置者・管理者	松本教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
市有財産被害	市（財政部）	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力等関係機関	松本地域振興局
警察調査被害	安曇野警察署	安曇野市・警備業協会
火災速報	市（総務部）、松本広域消防局	
危険物等の事故による被害	市（市民生活部）、松本広域消防局	
水害等情報	市、水防関係機関	

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。なお、住家については内閣府から、技術的助言の位置づけで、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成 21 年 6 月）、「地盤に係る住家被害認定の運用見直しについて」（平成 23 年 5 月 2 日）（液状化現象による被災を想定した大規模半壊の創設）が発出されており、これに準拠する。

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのもの。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいう。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの。
住家大規模半壊	住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のもの。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。

罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より市関係課にいたる報告様式、市関係課及び関係機関より危機管理課（市災害対策本部）への報告様式、及び総括表とからなり、それぞれの様式は資料編のとおりとする。

(2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、市は直接県関係課に報告し、その後において松本地域振興局等の機関に報告する。

(3) 関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

ア 被害報告等

(ア) 【市が実施する事項】（総務部）

a あらかじめ定められた「市地域防災計画」における情報収集連絡体制をとり、本節第2の2において市が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、本節第2の4に定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告する。

なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告する。

b 市における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は松本地域振興局長に応援を求める。

c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行う。

この場合の対象となる災害は、次の(イ)のdに定めるとおりとする。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻す。

(イ) 【県（本庁）が実施する事項】

a 危機管理防災課（災害対策本部室）は、発災後直ちに県警察本部と連携し、ヘリコプターによる画像情報・目視情報等の概括的な情報の収集を行うとともに、得られた被害情報等を関係各課、関係機関及び消防庁に報告する。

b 各課は、市町村単位または施設の種類別に被害状況を取りまとめる。

c 各課は、とりまとめた被害状況を危機管理防災課（災害対策本部室）、関係行政機関（本省）、及び関係課に報告する。

d 危機管理防災課（災害対策本部室）は、各課及び関係機関の被害状況等を取りまとめ、すみやかに国（総務省消防庁）、その他関係省庁及び関係地方公共団体等に報告するとともに

に、別節「災害広報計画」により報道機関に発表する。

この場合において、国に報告すべき災害は次のとおりとする。

- (a) 県において災害対策本部を設置した災害
- (b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害
- (c) (a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害

なお、この国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行う。

- e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡する。
- f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、地域振興局長から情報収集課の派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の要否を決定する。
- g 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、地域振興局を通じ被災市町村へ連絡する。
- h 危機管理防災課（災害対策本部室）は、市において通信手段の途絶等が発生し、災害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして災害情報等の把握に努める。

(ウ) 【県現地機関等が実施する事項】

- a 各課（所）は、市町村単位に被害状況を取りまとめる。
- b 各機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめる。
- c 掌握した被害状況等を地域振興局地域政策課に報告または連絡するとともに県（本庁）の主管課に報告する。
- d 松本地域振興局長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課（災害対策本部室）に情報収集チームの派遣を求める。
- e 市町村に災害対策本部が設置された場合には、現地に赴き情報収集を行う。

(エ) 【松本広域消防局が実施する事項】

- a 本節第2の1において定められた事項について被害状況を調査の上、市町村対策本部及び県現地機関等に報告する。
- b 松本広域消防局だけでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は、県（松本地域振興局）に応援を求める。

(オ) 【指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する事項】

各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課（災害対策本部室）に連絡する。

- (カ) 「防災情報システム」を利用し、被害情報等による関係機関との情報共有に努める。

イ 水防情報

(ア) 雨量の通報（システム障害が発生した場合）

- a 県水防本部（災害対策本部設置後は水防班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報を取りまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は災害対策本部室。以下同じ。）に通報する。

- b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
 - c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。
- (イ) 水位の通報（システム障害が発生した場合）
- a 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部室）に通報する。
 - b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
 - c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

5 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行う。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1) 【市が実施する事項】（総務部）

- ア 市防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。
- イ 可搬型移動無線、携帯電話等移動無線機器の活用を図る。
- ウ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(2) 【県が実施する事項】

- ア 県防災行政無線を活用し、必要に応じ統制を行う。（危機管理部）
- イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動系無線機器の活用を図る。（危機管理部）
- ウ （一社）日本アマチュア無線連盟長野支部との協定に基づく活動を依頼する。（危機管理部）
- エ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。（危機管理部）

オ NTT等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請する。（危機管理部）

カ 県（警察）有ヘリコプターによるテレビ画像情報の送信を行う。（警察本部）

(3) 【松本広域消防局が実施する事項】

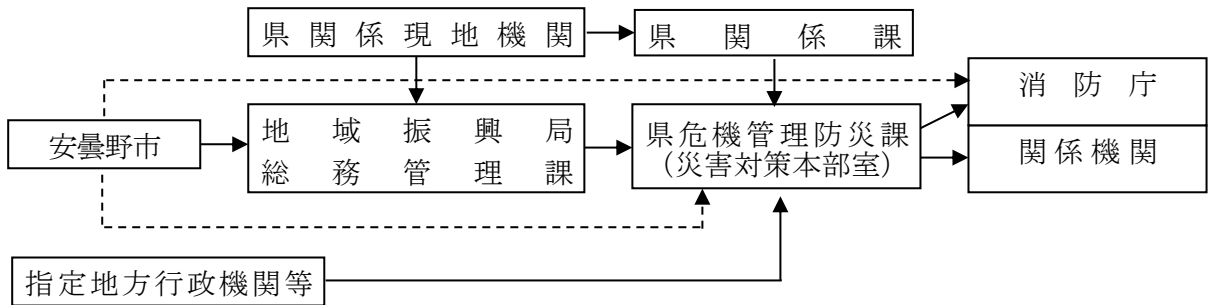
- ア 防災行政無線機の活用を図る。
- イ 携帯型移動無線、携帯電話等移動無線機器の活用を図る。

(4) 【電気通信事業者が実施する事項】

重要通信の優先的な取扱を図る。

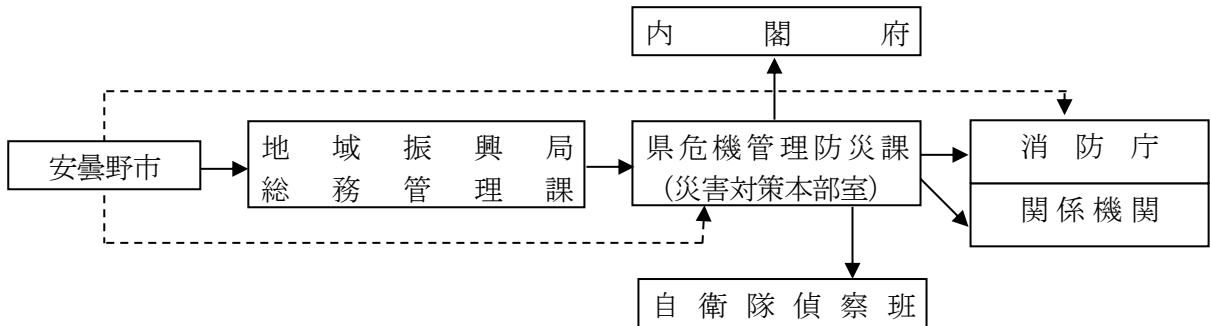
別記 災害情報収集連絡系統

- (1) 概況速報 様式1号 (長野県防災情報システムによる同等内容の報告含む)
 (消防庁への速報は消防庁第4号様式(その1)(表21の2))



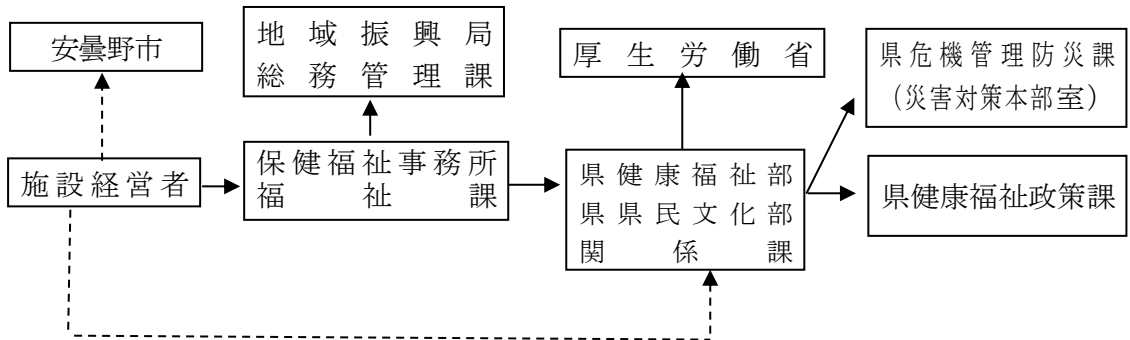
- (2) 人的及び住家の被害状況報告 様式2号 (又は消防庁第4号様式(その2))
 (表21の3))

避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示(緊急)等避難状況報告
 様式2-1号又は長野県防災情報システムにより報告



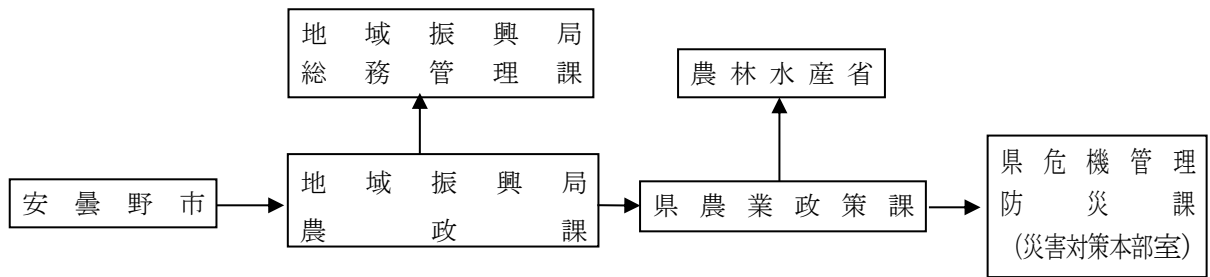
※行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)又は県危機管理防災課(災害対策本部)に連絡する。

- (3) 社会福祉施設の被害状況報告 様式3号 (県指定)

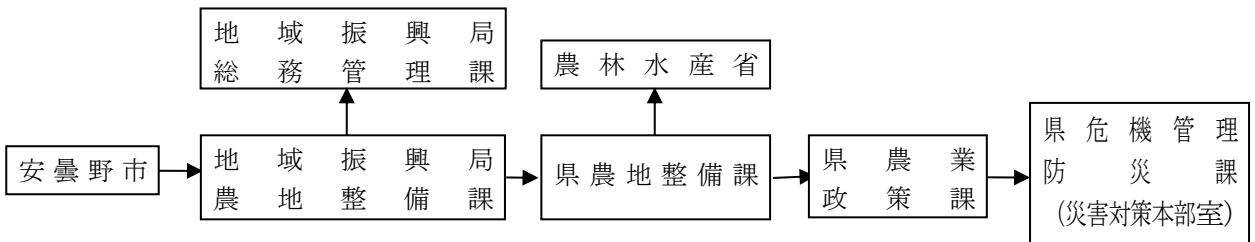


(4) 農業関係被害状況報告 様式5号 (県指定)

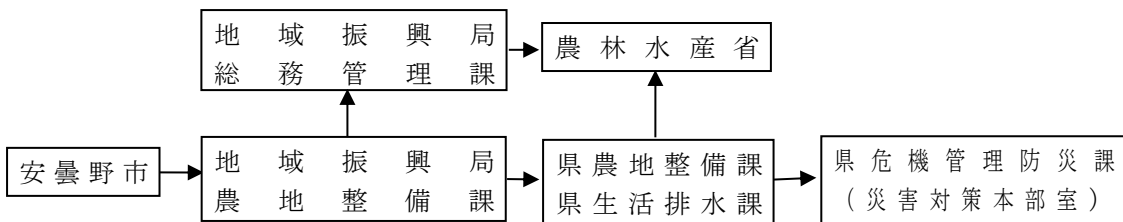
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



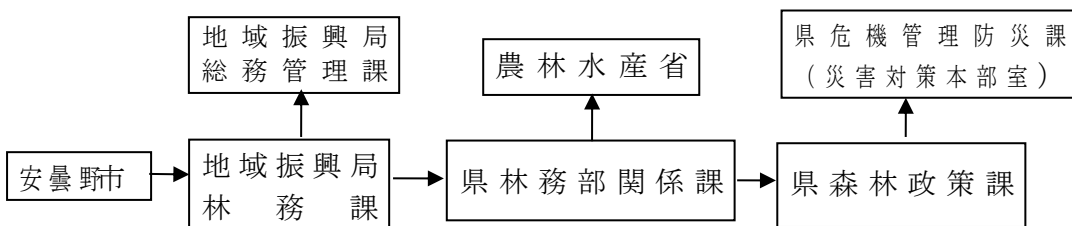
イ 農地・農業用施設被害状況報告 (農業集落排水施設を除く)



ウ 農業集落排水施設被害状況報告

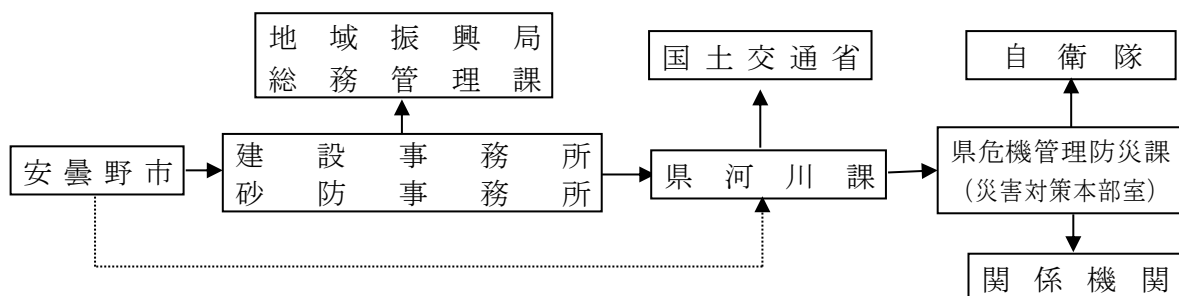


(5) 林業関係被害状況報告 様式6号 (県指定)

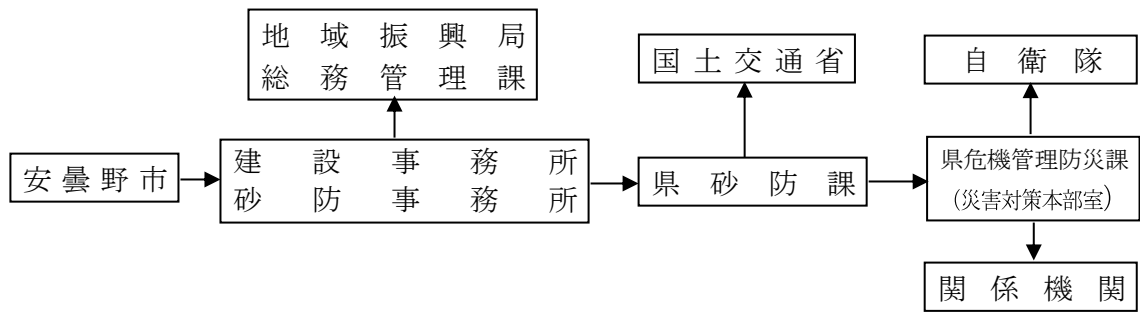


(6) 土木関係被害状況報告 様式7号 (県指定)

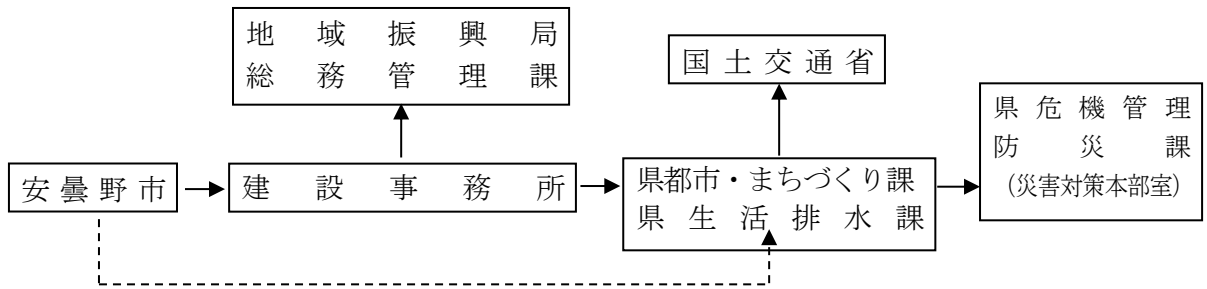
ア 公共土木施設被害状況報告等



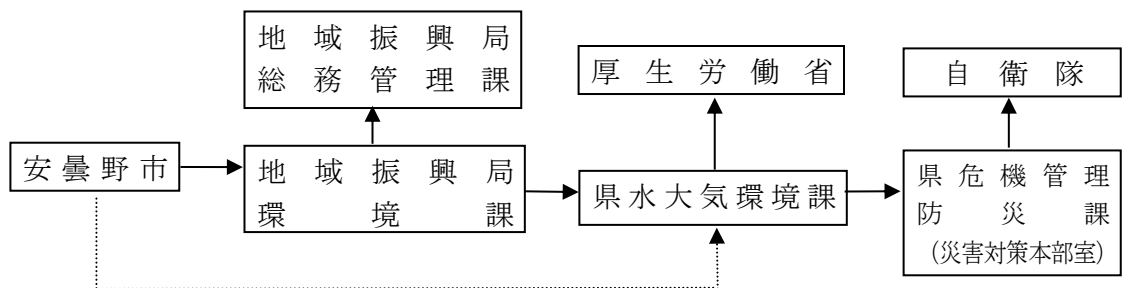
イ 土砂災害等による被害報告



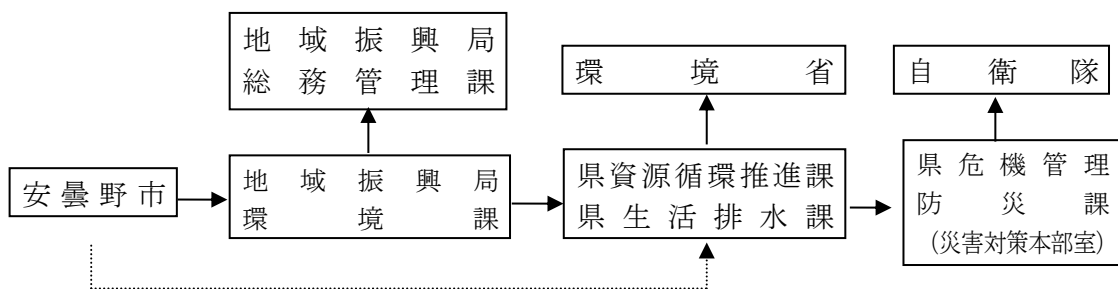
(7) 都市施設被害状況報告 様式8号 (県指定)



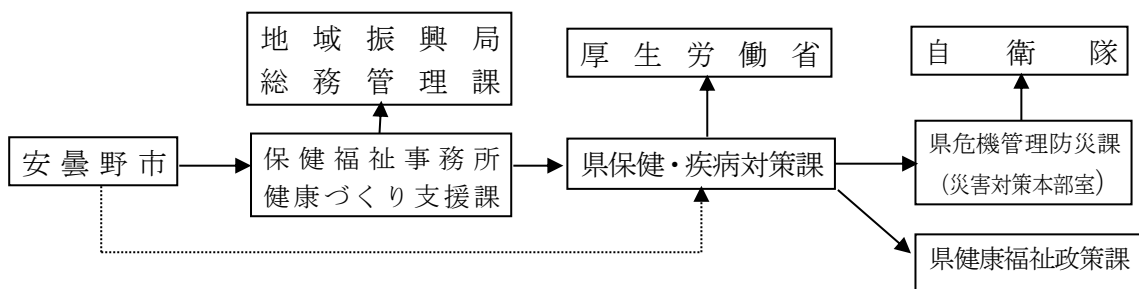
(8) 水道施設被害状況報告 様式9号 (県指定)



(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式10号 (県指定)

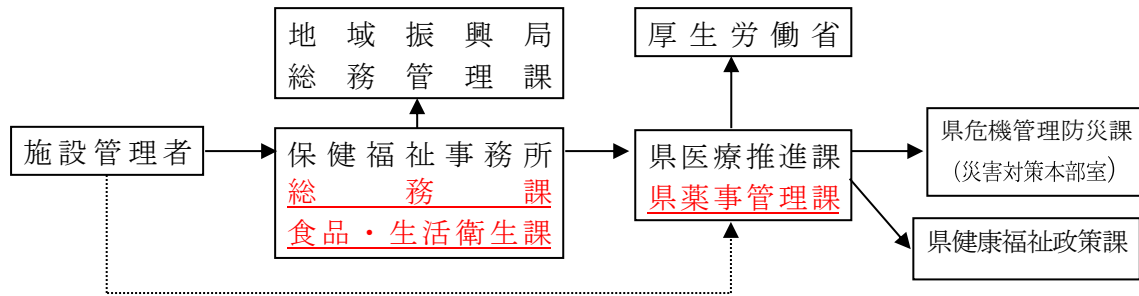


(10) 感染症関係報告 様式11号 (県指定)



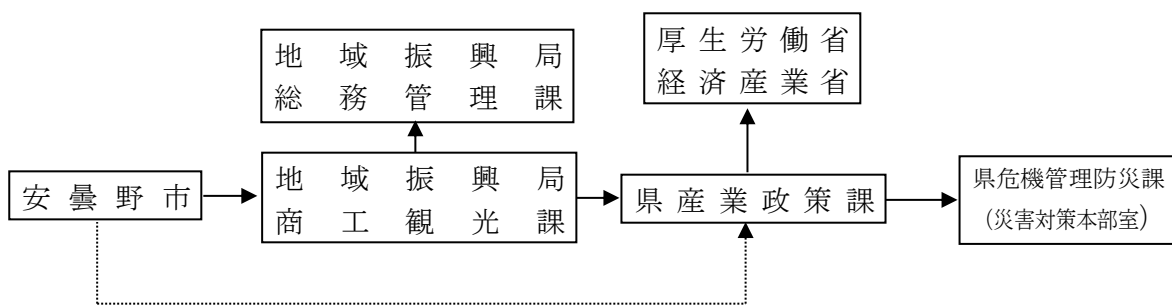
(11) 医療施設関係被害状況報告

様式 12 号 (県指定)



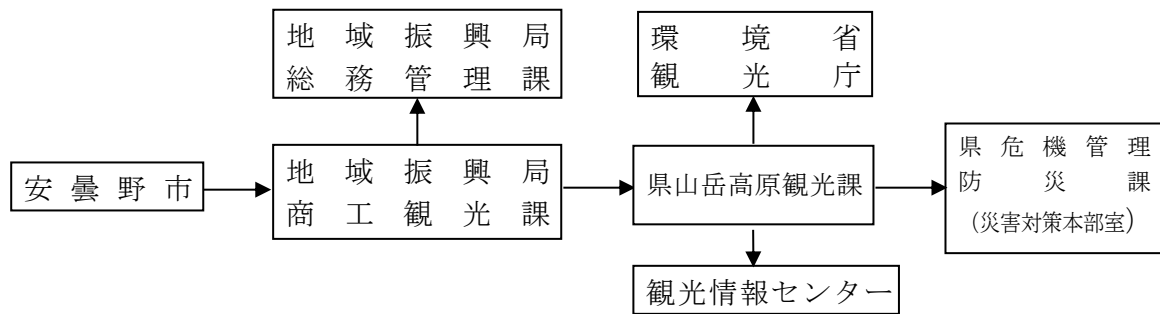
(12) 商工関係被害状況報告

様式 13 号 (県指定)



(13) 観光施設被害状況報告

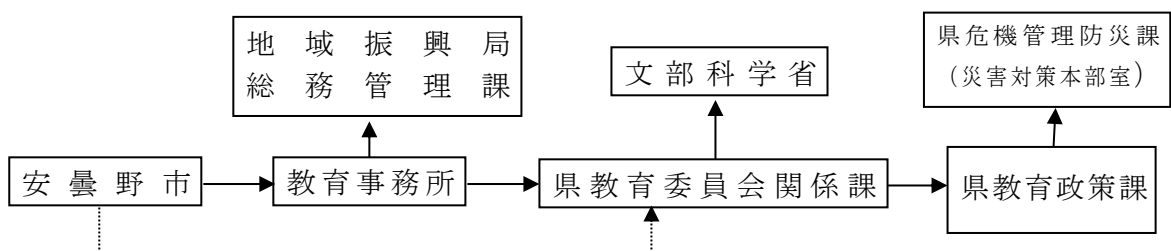
様式 14 号 (県指定)



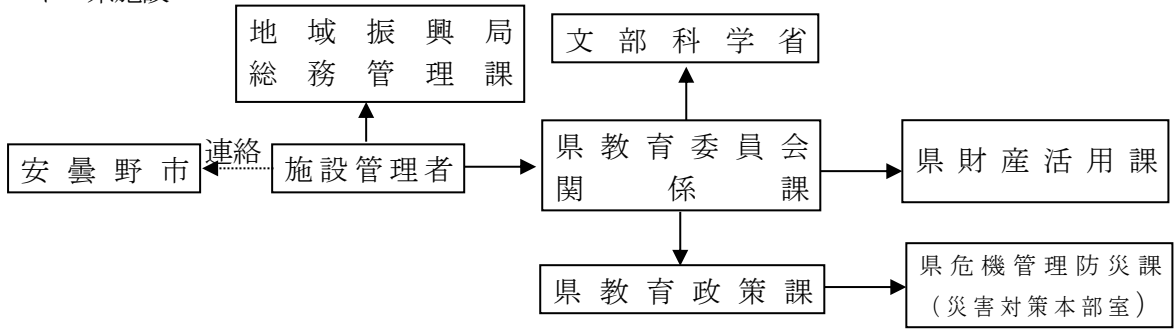
(14) 教育関係被害状況報告

様式 15 号 (県指定)

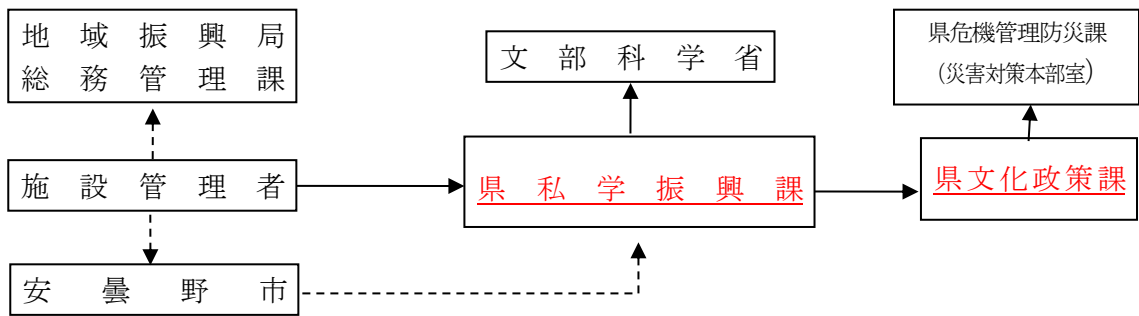
ア 市町村施設



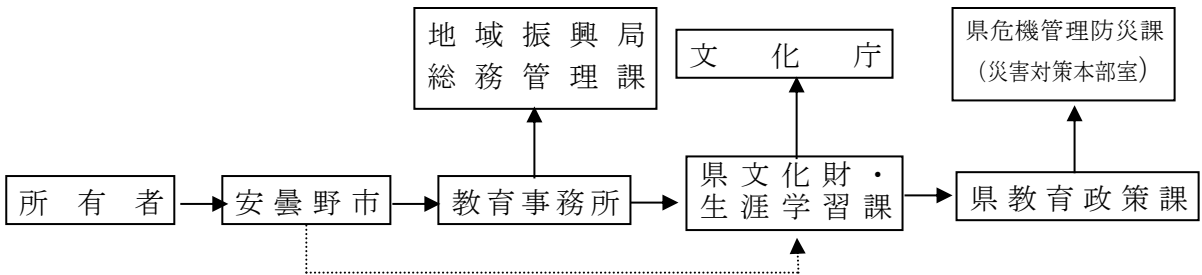
イ 県施設



ウ 私立施設

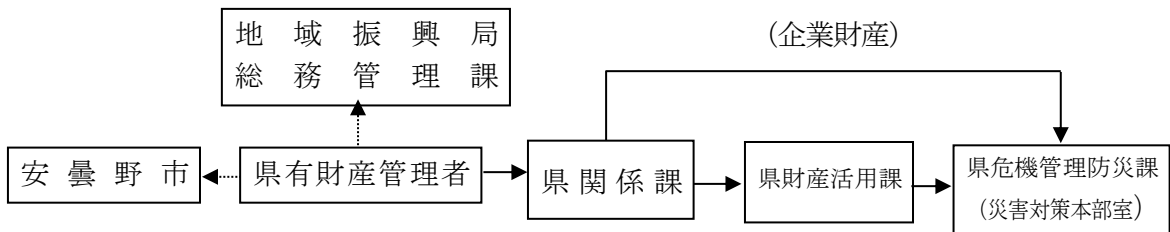


エ 文化財

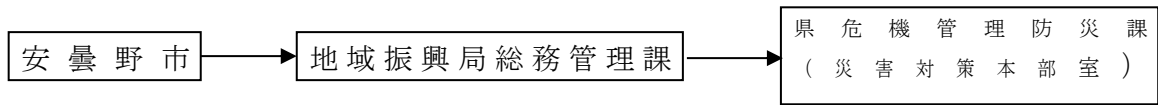


(15) 県有財産（企業財産を含む）被害状況報告

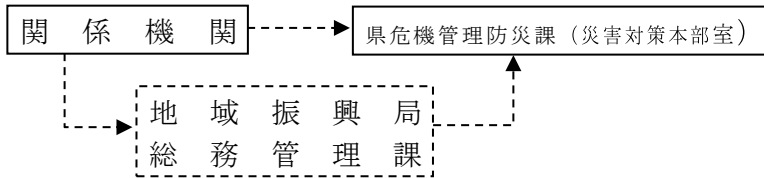
様式 16 号（県指定）



- (16) 市町村有財産の被害状況報告 様式 17 号 (県指定)
注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

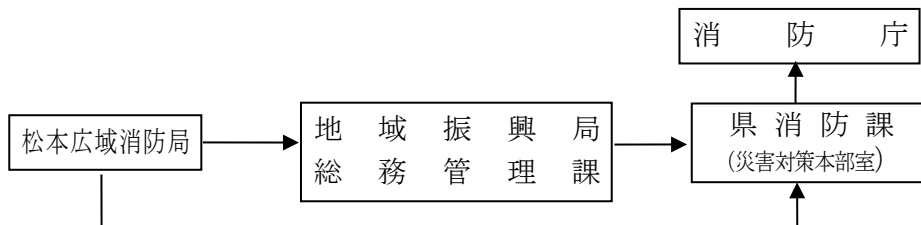


- (17) 公益事業関係被害状況報告 様式 18 号 (県指定)

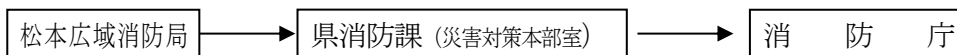


注：破線は地域振興局への連絡系統が確立されている公益事業関係機関からの報告の場合

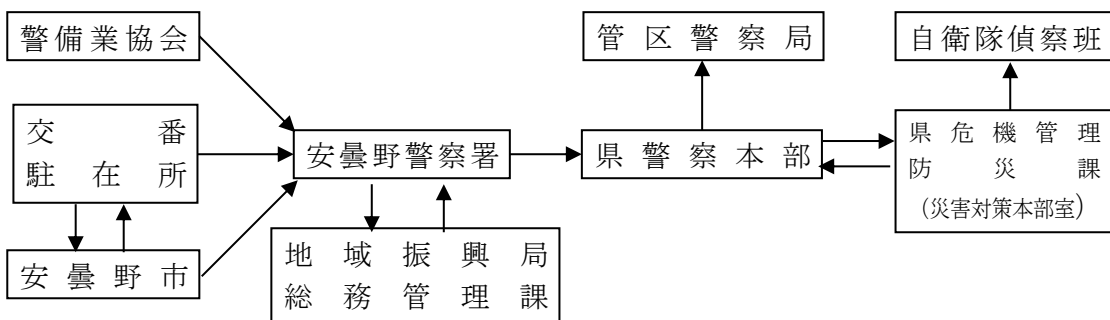
- (18) 火災即報 様式 19 号 (県指定)



- (19) 火災等即報 (危険物に係る事故)

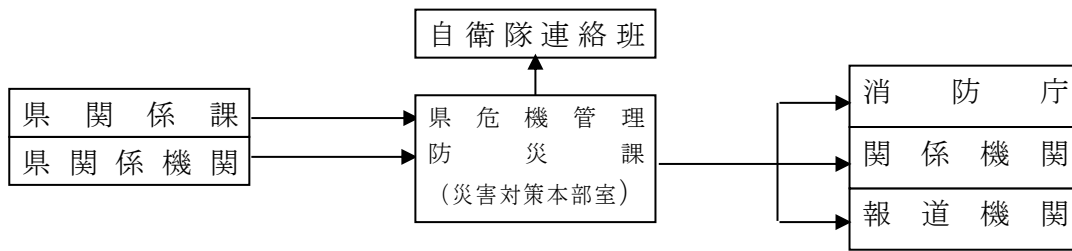


- (20) 警察調査被害状況報告 様式 20 号 (県指定)



(21) 被害状況総合報告

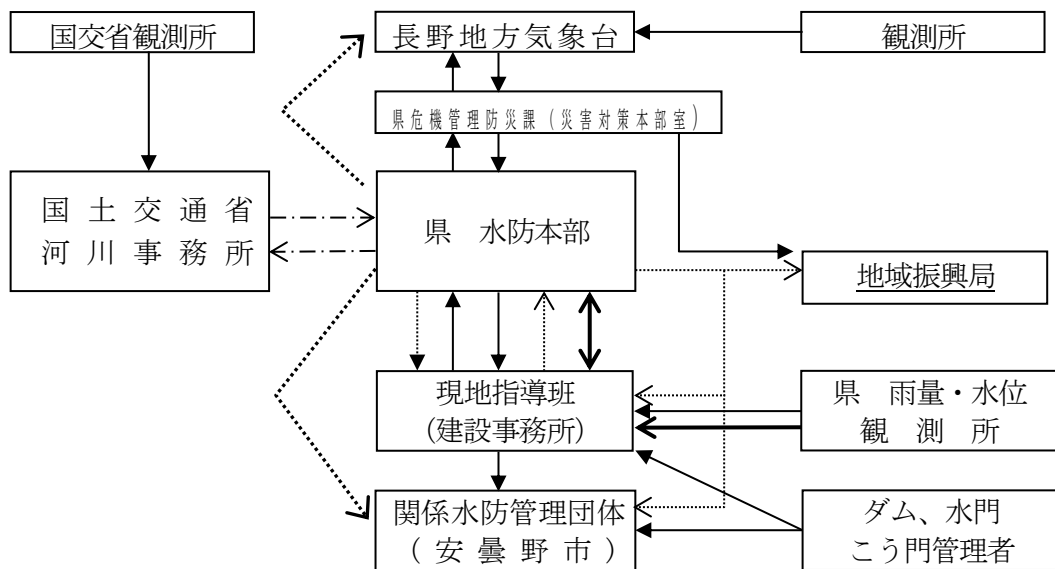
様式 21 号 (県指定)



注：県関係課及び関係機関から危機管理部への報告は
(2)から(18)までの報告によるものであること。

(22) 水防情報

雨量・水位の通報



- > はオンライン配信又はNTTファクシミリ等による伝達を示す。
-> はファクシミリによる伝達を示す。
- > は長野県水防情報システムを示す。
- .-> は統一河川情報システムを示す。
-> は長野県HP「長野県河川水位情報」による補助的伝達系統である。

第3節 非常参集職員の活動

第1 基本方針

各機関は、市の地域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期す。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力する。

第2 主な活動

災害発生のおそれがあるときまたは災害が発生したときは、職員の安全の確保に十分に配慮した迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。

第3 活動の内容

1 【市が実施する対策】（全部局）

(1) 責 務

市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、市地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策の実施に努める。

(2) 組織、配置基準

(1)の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておき、直ちに災害応急対策を実施する。この場合における災害対策本部の設置基準、配備体制の種別等については、県に準じるよう努める。

(3) 活動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の活動体制をとる。

活 動 体 制（風雪水害・その他災害等）

配備体制	責任者	配 備 人 員	活 動 開 始 基 準
レベル1 事前体制	危機管理課長	<ul style="list-style-type: none"> ○危機管理課 ○都市建設部（ダム放流除く） ○農林部（気象警報のみ） ○当番等として指定された職員 	<ul style="list-style-type: none"> ○気象警報発表 ○東京電力リニューアブルパワー株式会社 稲核ダム ※放流量 220 m³/s 以上 ○大町ダム ※放流量 200 m³/s 以上、特例操作 ○水防警報
レベル2 警戒体制	総務部長	<ul style="list-style-type: none"> ○危機管理課 ○都市建設部 ○農林部 ○上記部署職員の強化に加えて、以下の部署において、情報収集に必要な職員を課長が指定。 総務課、秘書広報課、全地域課、長寿社会課、福祉課、子ども支援課、健康推進課、介護保険課、観光交流促進課、経営管理課、上水道課、下水道課、学校教育課、生涯学習課 	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害警戒情報発表時 ○台風が 12 時間以内に最接近する場合で、避難行動が困難になることが予想されるとき ○概ね 30 センチ以上の積雪が見込まれるとき
レベル3 非常体制	市長	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部体制に表記された各班の活動に必要な人数 	<ul style="list-style-type: none"> ○記録的短時間大雨情報の発表時 ○災害発生の恐れがあるとき ○突発事故発生時（鉄道事故・航空機墜落事故・危険物が関連した事故・土砂災害・大規模火災・大規模停電や断水・火山噴火）
レベル4 緊急体制	市長	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部体制に表記された各班の活動に必要な人数 	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中規模の災害が発生したとき ○特別警報発表時 ○レベル3の状況において、災害発生の恐れが極めて高いと判断されるとき
レベル5 全体体制	市長	<ul style="list-style-type: none"> ○全正規職員 	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模な災害が発生もしくは発生する可能性が非常に高いとき

活 動 体 制 (地震災害)

配備体制	責任者	配 備 人 員	活 動 開 始 基 準
レベル1 事前体制	危機管理課長	○危機管理課 ○上下水道部	◎市内で震度3
レベル2 警戒体制	総務部長	○危機管理課 ○都市建設部 ○農林部 ○上下水道部 ○商工観光部 ○警戒を支持された地域づくり課・地域課の職員	◎市内で震度4
レベル3 非常体制	市長	○災害対策本部体制に表記された各班の活動に必要な人数	◎市内で震度5弱、5強 ※市内で震度5強の地震が発生し、災害対策本部の設置が必要と判断したとき ○南海トラフ地震に関連する情報(臨時)
レベル4 緊急体制	市長	○危機管理課 ○災害対策本部体制に表記された各班の活動に必要な人数 ○地域づくり課・地域課の職員 ※職員で消防団に所属している部長以上の階級にあるものは除く	◎市内で震度6弱、6強
レベル5 全体体制	市長	○全職員	◎市内で震度7

注1 ・東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合
 ・政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合

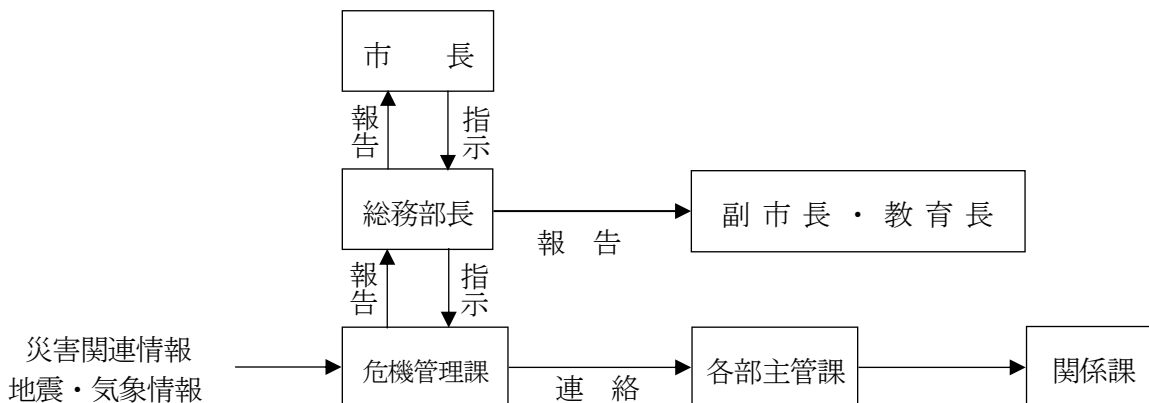
注2 ・東海地震が発生するおそれがあると認められた場合

(4) 配備指令の伝達及び配備担当者の招集

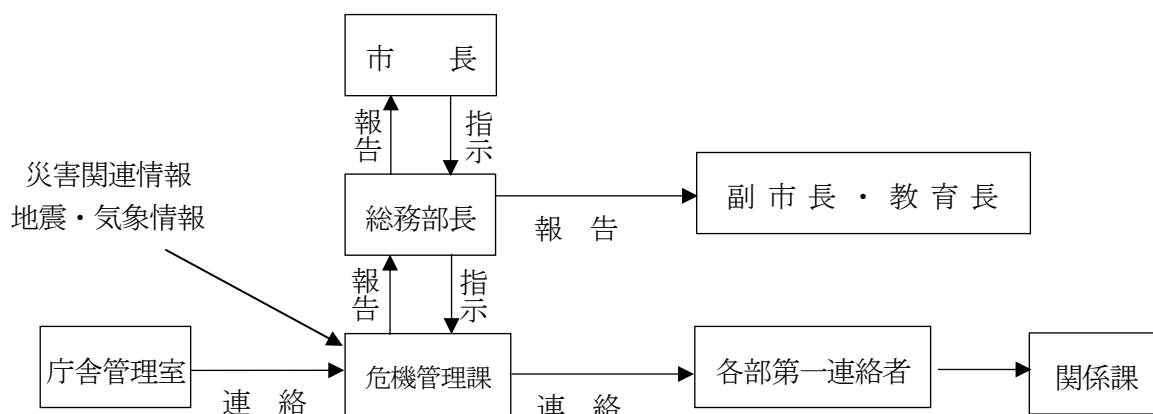
ア 伝達系統

配備指令及び配備担当者の招集の伝達は次の方法で行う。

(ア) 勤務時間内



(イ) 勤務時間外



イ 伝達方法

配備決定に基づく危機管理課からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法による。

(ア) 勤務時間内

- a 本庁：庁内放送の他、電話、使走等のうち最も速やかに行える方法による。
- b 出先：本庁関係課から電話等により伝達する。

(イ) 勤務時間外

- a 本庁：電話、携帯電話等最も速やかに行える方法による。
- b 出先：本庁関係課から電話、携帯電話等により伝達する。

※ 防災行政無線による一斉放送を検討する。

ウ 配備担当者の決定

関係課長は、あらかじめ配備担当者並びにその連絡方法を定め、危機管理課に報告する。

エ 自主参集

職員は、日頃からテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビ、ラジオによる情報や周囲の状況から被害甚大と判断される場合、速やかに登庁する。

道路・鉄道の寸断等により、登庁ができない場合は、最寄りの支所、出先機関または避難場所に参集し、本来の所属機関に現在の所在地等の連絡をしたうえで、指示を受ける。

オ 参集時の留意事項

参集時、職員は、次の点に留意する。

服 装	・応急活動ができる容易な服装とし、安全な靴、帽子又はヘルメット、手袋、ビブス
携 行 品	・筆記具 ・携帯ライト ・携帯ラジオ ・タオル ・飲料水、食糧 ・応急医薬品等
緊 急 措 置	・参集途上において、火災の発生、又は人身事故に遭遇した時は、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいるときは、その活動を引き継ぎ、庁舎に直行する。
被害状況報告	・幹線道路、鉄道等の状況 ・建物の倒壊、損傷の状況 ・火災の発生、消火活動の状況 ・被災者、救助活動の状況 ・ライフラインの状況

(5) 災害対策本部の設置

ア 設置基準

市長は、前記(3)活動体制におけるレベル3非常体制、レベル4緊急体制をとるべき状況のときで必要があると認めるとき並びに、レベル5全体体制を取るべき状況のときは、安曇野市災害対策本部（以下「市本部」という。）を本庁舎内に設置する。

万一、本庁舎が被災し使用不能となったときは、代替施設として堀金支所に市本部を置く。

イ 体制の種別

市長は、市本部を設置したときは、前記(3)活動体制のいずれかの体制をとる。

ウ 市本部の組織

市本部の組織等は、「安曇野市災害対策本部条例」に定めるところによる。（別表「安曇野市災害対策本部組織図」「安曇野市災害対策本部の構成・事務分掌」）

エ 県への報告

市本部を設置した場合は、その旨を松本地域振興局総務管理課を経由し、県危機管理部に報告する。

オ 活動要領

(ア) 各部班の活動要領

a 本部長（市長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。ただし、本部長がその任にあたれない場合は、次の順位にそってその任にあたる。

- (1) 第1副本部長（副市長）
- (2) 第2副本部長（教育長）

b 副本部長（副市長、教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

c 本部員（各部長、議会事務局長、総務課長、契約検査課長、危機管理課長、秘書広報課

長、職員課長、人権男女共同参画課長)

本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(イ) 本部会議

- a 本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、災害対策に関する重要事項を協議決定する。
- b 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。
- c 本部員は、災害対策に関し、本部会議に付議する必要があると認めるときは、本部会議の開催を要請することができる。

(ウ) 本部の内部相互間の応援

- a 本部長は、災害の状況及び応急対策活動の状況により、各部の職員を相互に応援させる。
- b 各部長は、所管の状況により応援を必要とするときは、速やかに総務部長に応援を要請する。
- c 総務部長は、各部から応援を要請されたときは、速やかに本部長の指示を受け、各部の業務内容を勘案し他の部から応援職員を動員し派遣する。

カ 現地災害対策本部の設置

(ア) 本部長は、現地の情報を把握し、応急対策の実施等に必要があると認めた場合は、災害地に現地災害対策本部（以下「市現地本部」という。）を置く。

- a 本部長は職員のうちから市現地本部長及び市現地本部員を指名し、現地へ派遣する。
- b 市現地本部を開設したときは、立看板、のぼり等で表示する。

(イ) 市現地本部の任務等については市災害対策本部条例に定めるところによる。

- a 災害の状況、災害現場出動部隊の活動状況を的確に把握し、住民安全確保、被害の拡大防止をする。
- b 出動機関相互間の指揮及び連絡体制の総括を図る。
- c 入手した情報を逐次災害対策本部へ報告する。

(ウ) 市現地本部の廃止

本部長は、市現地本部の事務が終了したと認めるとき、市現地本部を廃止する。

キ 国、県の非常本部等の現地対策本部との連携

国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部及び県の現地災害対策本部が当市内に設置された場合は、その現地対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

ク 本部の廃止

本部長は、市の地域において、災害が拡大するおそれなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止する。

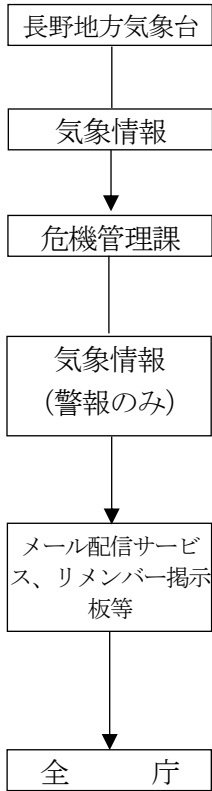
- (ア) 災害救助法による応急救助が完了したとき
- (イ) 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき
- (ウ) 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき
- (エ) 被害数値がおおむね確定したとき
- (オ) その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき

(6) 災害救助法が適用された場合の体制

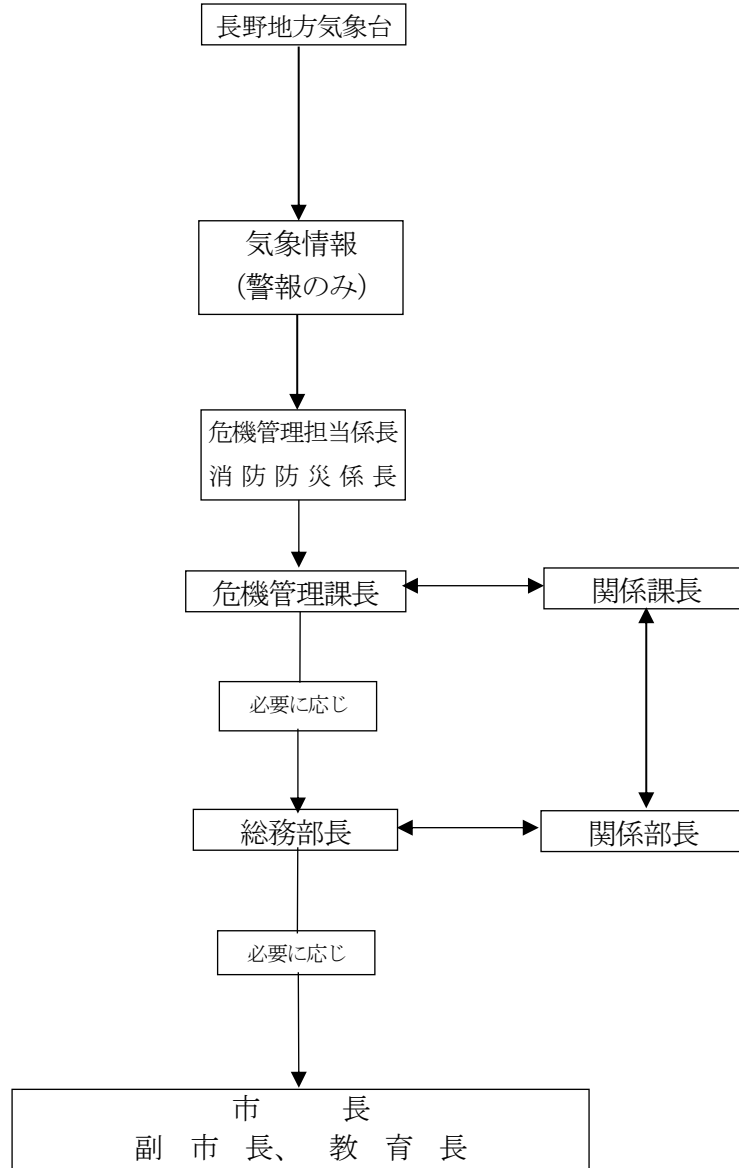
市の地域に災害救助法が適用されたときは、市長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行い、必要に応じ知事と連絡をとる。

警報発令の連絡系統図

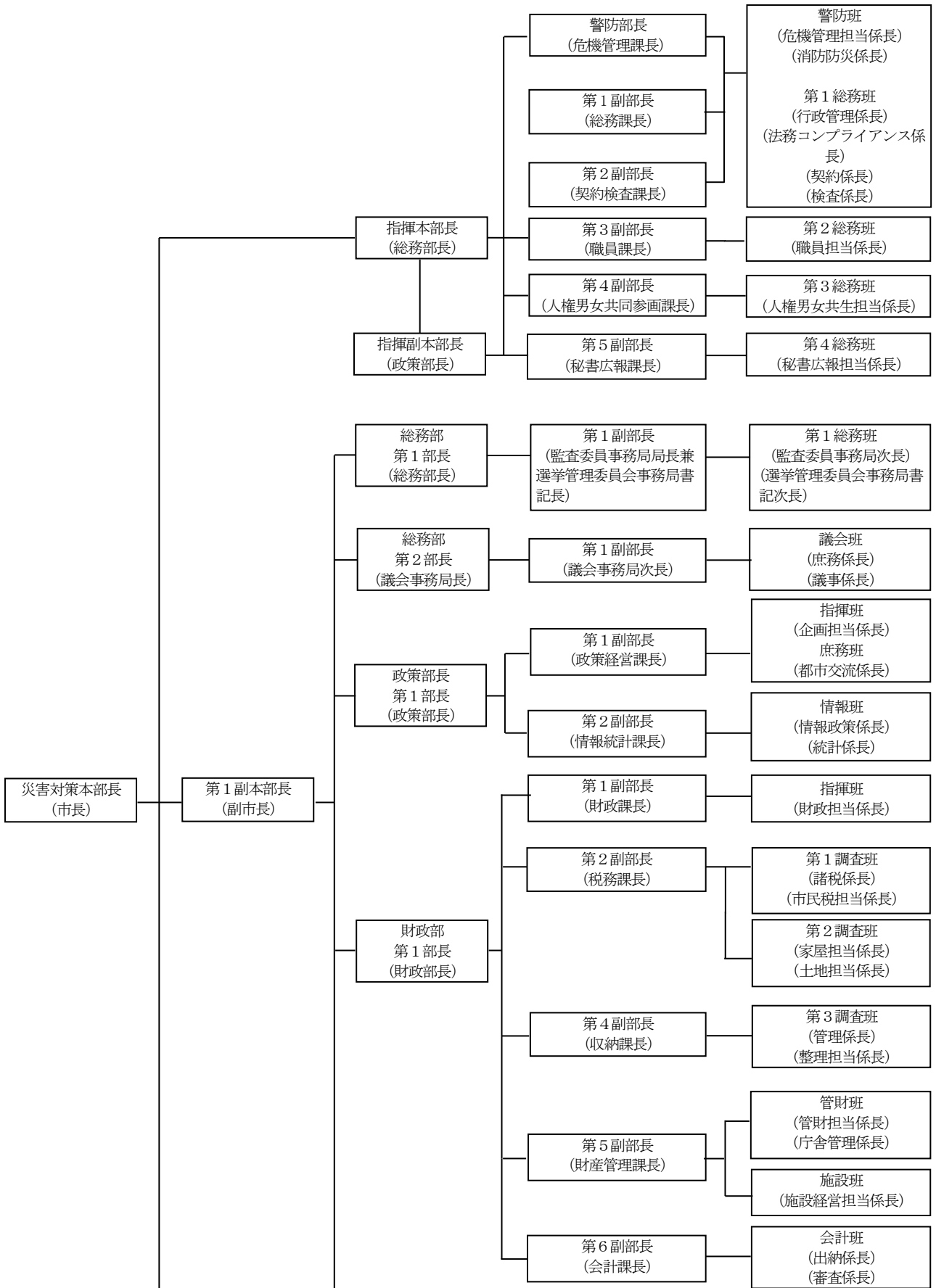
(勤務時間内)

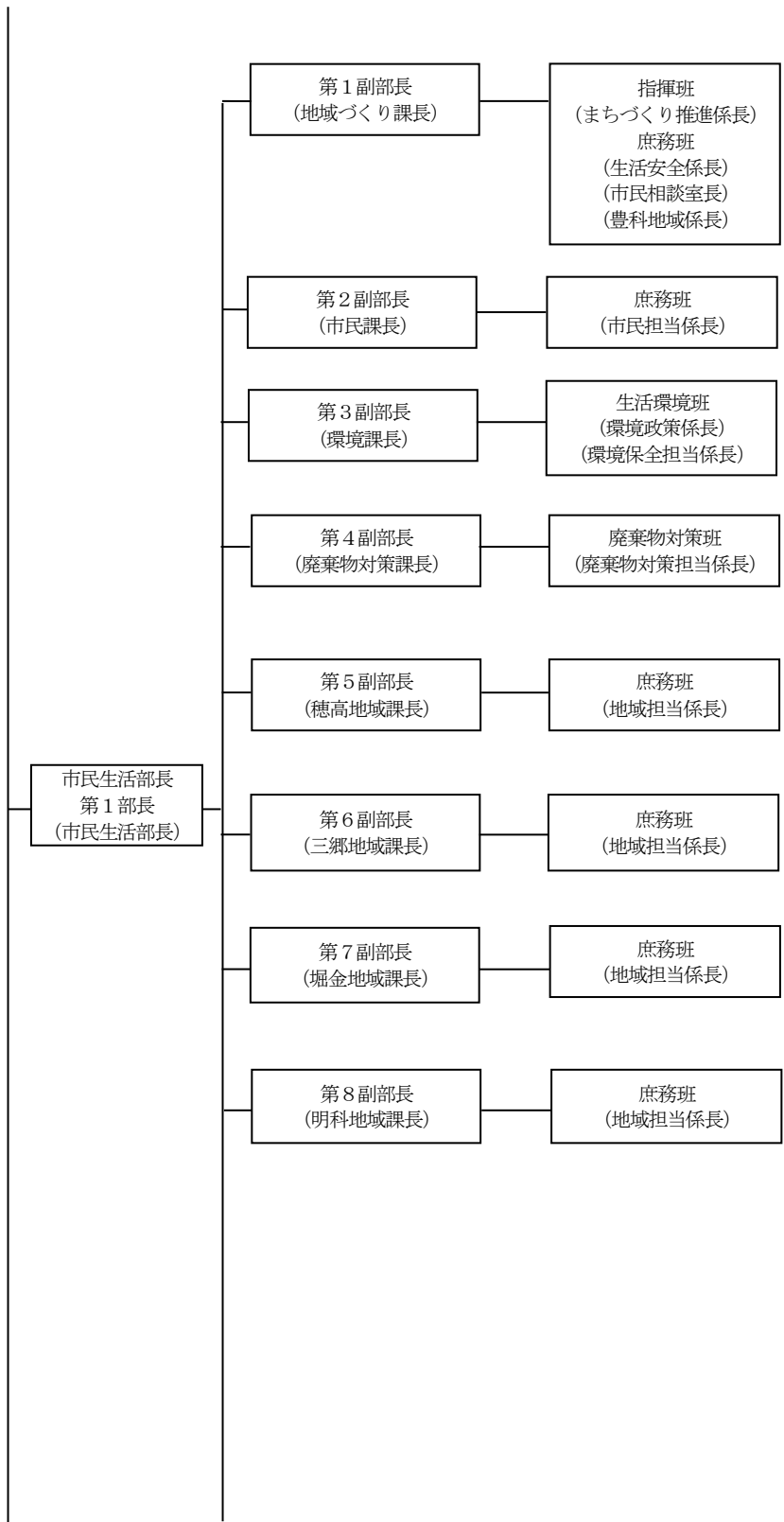


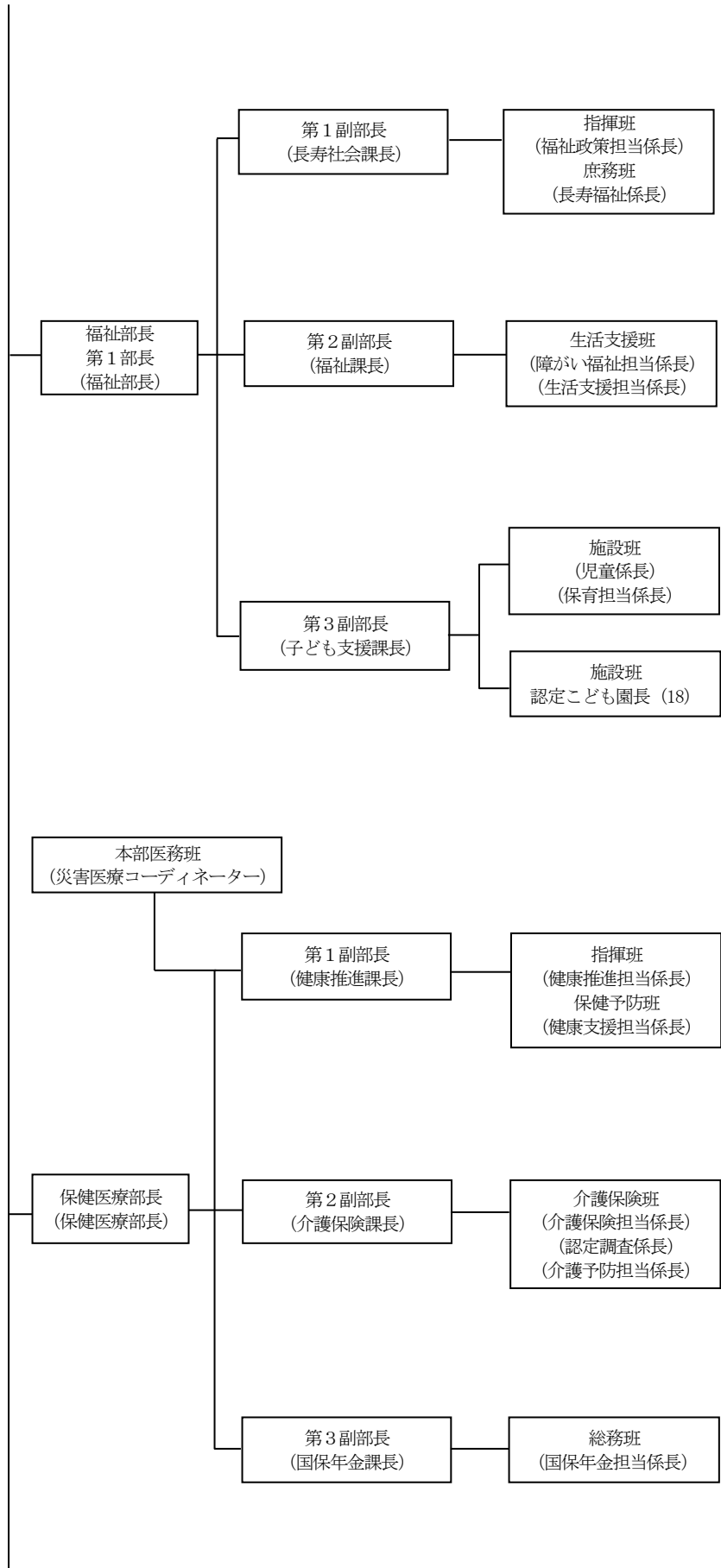
(勤務時間外)

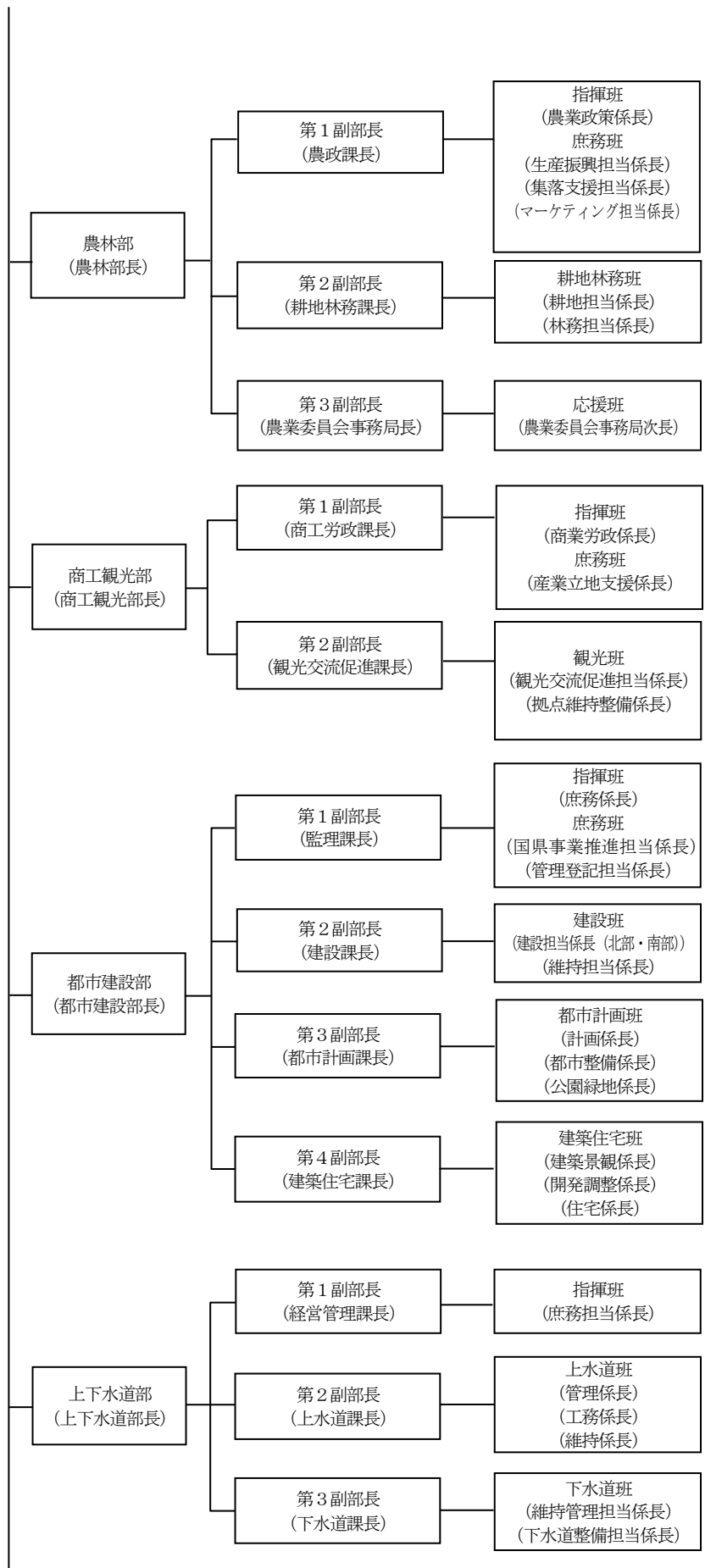


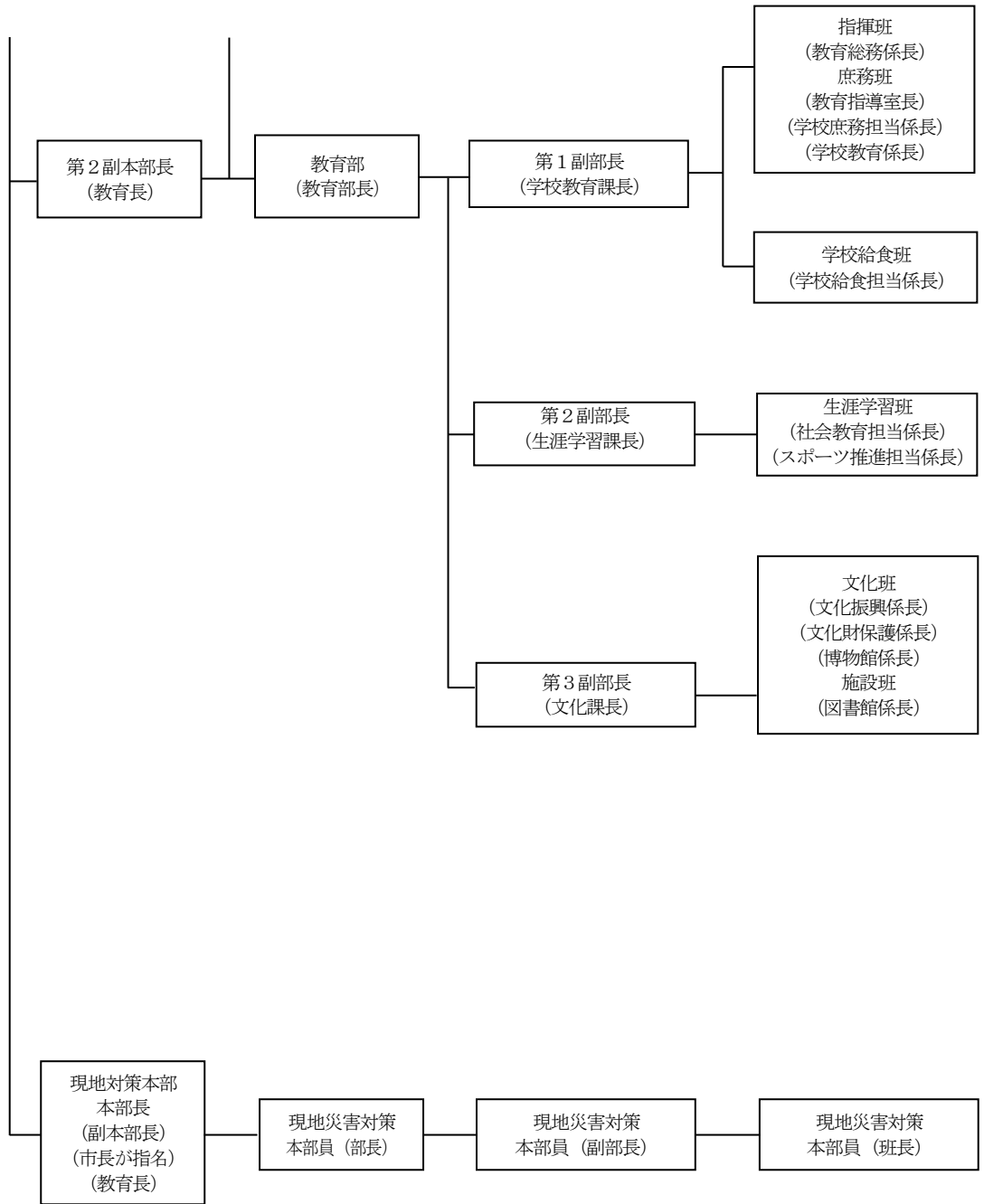
安曇野市災害対策本部組織図











別表

安曇野市災害対策本部の構成・事務分掌

1 構成

種 別	構 成	設 置 場 所	任 務
本 部	本部長 副本部長 部局長	会議室	<p>本部長の指示に基づく積極的かつ総括的な災害 応急対策、救助対策を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災状況の把握 ・適切な措置の決定 ・各部相互の連絡調整
部 本 部	部長 副部長	各部長席	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長指示の部内伝達 ・部内情報の把握 ・所掌事務の迅速、的確な災害応急対応 ・各部相互の連絡調整 ・指揮本部への活動状況の報告
指揮本部	危機管理課 総務課 契約検査課 人権男女共同参画課 職員課 秘書広報課	災害対策本部室 または会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・各対策部活動状況の把握整理 ・本部長、副本部長への報告 ・本部長、副本部長指示の各部伝達
指 揮 班	部内各課の 主管課係長	各課事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・部本部と指揮本部の連絡調整 ・部内情報の整理 ・指示、伝達事項の確認 ・各課の活動状況を対策部長へ報告
現地対策本部	本部長から 指名された者	支所長席	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長指示の部内伝達 ・部内情報の把握 ・部内相互の連絡調整 ・指揮本部へ活動状況の報告

安曇野市災害対策本部の部及び班の分掌

2 分掌事務

災害対策本部

部 長	副 部 長	班 長	分 掌 事 務
指揮本部長 総務部長	第1副部長 危機管理課長	【指揮調整班】 危機管理課、職員 課、総務課の係長 職以上	【指揮調整班】 1 対策本部の設置及び廃止に関する事 2 本部長の指示命令に関する事 3 対策本部会議に関する事 4 避難勧告・指示・準備情報に関する事 5 避難所の指定及び廃止に関する事 6 災害救助法適用の要請に関する事 7 各部の連絡調整に関する事 8 外部関係機関との総括的内容の連絡・調整に 関すること 9 職員の招集、災害従事体制の確保に関する事
指揮副本部長 政策部長	第2副部長 総務課長	【コールセンター班】 総務課、人権男女 共同参画課の係 長職以上	【コールセンター班】 1 総合的な情報収集及び情報管理に関する事
	第3副部長 契約検査課長	【情報班】 危機管理課、指揮 本部員の係長職 以上	【情報班】 1 総合的な情報収集及び情報管理に関する事 2 気象予報・警報等の伝達に関する事
	第4副部長 人権男女共同参画課長	【対策立案班】 危機管理課、指揮 本部員の係長職 以上	【対策立案班】 1 情報の整理分析に関する事 2 災害応急対策の対策立案に関する事
	第5副部長 職員課長	【受援・輸送班】 契約検査課、指揮 本部員の係長職 以上	【受援・輸送班】 1 必要物資・資機材調整に関する事 2 支援物資・資材の受入・供給に関する事 3 輸送手段に関する事
	第6副部長 秘書広報課長	【広報班】 秘書広報課、指揮 本部員の係長職 以上	【広報班】 1 災害広報に関する事 2 災害記録に関する事 3 防災行政無線の統制活用に関する事 4 本部長、第1副本部長の秘書に関する事

総務部本部

部長	副部長	班長	分掌事務
総務部 第1部長 (総務部長)	第1副部長 監査委員事務局長兼 選挙管理委員会事務局書記 長	【第1総務班】 監査委員事務局次長 選挙管理委員会事務局書記 次長	1 指揮本部の応援に関する事。 2 各部に属さない被害調査に関する事。 3 各種情報の整理に関する事。
第2部長 (議会事務局長)	第1副部長 議会事務局次長	【議会班】 庶務係長 議事係長	1 市議会の連絡調整に関する事。 2 災害視察者及び見舞者の対応に関する事。

政策部本部

部長	副部長	班長	分掌事務
政策部長	第1副部長 政策経営課長	【指揮班】 企画担当係長 【庶務班】 都市交流係長	1 指揮本部との連絡調整に関する事。 2 全市的な被害調査に関する事。 3 災害復旧計画の取りまとめ調整に関する事。 4 応急対策の進行管理に関する事。 5 公共交通機関の状況調査に関する事。
	第2副部長 情報統計課長	【情報班】 情報政策係長 統計係長	1 部内の災害情報収集及び伝達に関する事。 2 部内施設の被害調査及び応急対策に関する事。 3 各調査班の被害状況の集約に関する事。 4 他部事務の応援に関する事。

財政部本部

部長	副部長	班長	分掌事務
財政部長	第1副部長 財政課長	【指揮班】 財政担当係長	1 指揮本部との連絡調整に関する事。 2 災害関係の予算に関する事。 3 災害関係の資金計画に関する事。 4 災害復旧計画の取りまとめ調整に関する事。
		【第1調査班】 諸税係長 市民税担当係長	1 家屋等の被害状況調査、集計及び報告に関する事。 2 災害に伴う税の相談に関する事。 3 被災状況調書の作成に関する事。 4 り災証明の発行に関する事。 5 被害調査：豊科・堀金地域
	第2副部長 税務課長	【第2調査班】 家屋担当係長 土地担当係長	1 家屋等の被害状況調査、集計及び報告に関する事。 2 災害に伴う税の相談に関する事。 3 被災状況調書の作成に関する事。 4 り災証明の発行に関する事。 5 被害調査：穂高・明科地域

	第3副部長 収納課長	【第3調査班】 管理係長 整理担当係長	1 家屋等の被害状況調査、集計及び報告に関する事 2 災害に伴う税の相談に関する事 3 被災状況調書の作成に関する事 4 り災証明の発行に関する事 5 被害調査：三郷地域
	第4副部長 財産管財課長	【管財班】 管財担当係長 庁舎管理係長	1 災害対策購入資機材の検収に関する事 2 応急・復旧資材の調達に関する事 3 市有財産の被害状況及び管理に関する事
		【施設班】 施設経営担当係長	1 応急・復旧資材の契約に関する事 2 仮設住宅の建設地の確保に関する事 3 仮設住宅の用地賃貸契約に関する事
	第5副部長 会計課長	【会計班】 出納係長 審査係長	1 指揮本部との連絡調整に関する事 2 義援金、見舞金、その他金銭の収納保管に関する事 3 災害対策経費の出納に関する事

市民生活部本部

部 長	副 部 長	班 長	分 掌 事 務	
市民生活部長	第1副部長 地域づくり課長	【指揮班】 まちづくり推進係長	1 指揮本部との連絡調整に関する事 2 部内の災害情報収集及び伝達に関する事 3 部内施設の災害対策に関する事 4 災害地区、区長等との連絡に関する事 5 関係機関・団体等との連絡調整に関する事 6 被災地の警戒及び交通規制に関する事	
		【庶務班】 生活安全係長 市民相談室長 豊科地域係		
		第2副部長 市民課長	【庶務班】 市民担当係長	1 災害見舞金の支給に関する事 2 災害救護資金の貸付に関する事 3 遺体処理、葬祭に関する事 4 被災者名簿の作成に関する事 5 苦情処理に関する事
		第3副部長 環境課長	【生活環境班】 環境政策係長 環境保全担当係長	1 所管施設の災害対策、被害調査、復旧に関する事 2 災害時の公衆衛生に関する事 3 災害による公害被害に関する事 4 仮設トイレの設置、管理に関する事 5 業者、他市町村への処理協力要請に関する事
	第4副部長 廃棄物対策課長	【廃棄物対策班】 廃棄物対策担当係長	1 被災地の廃棄物状況調査、処理計画に関する事 2 危険物等の事故調査に関する事	

	<p>第5副部長 穂高地域課長 第6副部長 三郷地域課長 第7副部長 堀金地域課長 第8副部長 明科地域課長</p>	<p>【庶務班】 支所地域担当係長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地対策本部に関すること。 2 部内本部との連絡調整に関すること。 3 在庁者の避難誘導及び安全確保に関すること。 4 支所管内の災害情報の収集、整理、伝達に関する こと。 5 市民からの電話対応に関すること。 6 被災者の相談に関すること。 7 支所管内の災害初期対応に関すること。 8 関係部局への連絡調整に関すること。 9 安曇野市公民館条例第2条に規定する分館の指 定緊急避難場所及び指定避難所施設の開設・管理 に関すること。
--	--	----------------------------------	---

福祉部本部

部 長	副 部 長	班 長	分 掌 事 務
福祉部長	第1副部長 長寿社会課長	【指揮班】 福祉政策担当係長	1 指揮本部との連絡調整に関する事 2 関係機関・団体等との連絡調整に関する事 3 要配慮者に関する事 4 福祉避難所設置運営に関する事 5 炊き出しに関する事 6 日赤奉仕団の要請に関する事 7 義援金、義援物資の配分に関する事
		【庶務班】 長寿福祉係長	
	第2副部長 福祉課長	【生活支援班】 障がい福祉担当係長 生活支援担当係長	1 生活必需品および食品の給与に関する事 2 ボランティアに関する事。(登録、派遣、受入れ等) 3 社会福祉施設への情報伝達、被害調査、応急対策に関する事 4 部内の応援に関する事
		【施設班】 児童係長 保育担当係長	1 部内施設の災害対策に関する事 2 部関係の災害情報の収集・伝達に関する事 3 部内の応援に関する事
第3副部長 子ども支援課長	【保育班】 認定こども園長	1 避難誘導に関する事 2 保育園の災害対応に関する事	

保健医療部本部

部 長	副 部 長	班 長	分 掌 事 務
保健医療部長	第1副部長 健康推進課長	【指揮班】 健康推進担当係長	1 指揮本部との連絡調整に関する事 2 部内施設の災害対策に関する事 3 部関係の災害情報の収集・伝達に関する事 4 本部医務班及び医療救護所の設置に関する事 5 医療救護活動の総合調整及び調書の作成に関する事
		【保健予防班】 健康支援担当係長	6 医師会等医療関係機関への要請に関する事 7 医療救護所の医薬品、衛生材料、救護資機材の確保に関する事 8 被災地の消毒に関する事 9 感染症対策に関する事 10 感染症対応資機材の確保に関する事
	第2副部長 介護保険課長	【介護保険班】 介護保険担当係長 認定調査係長 介護予防担当係長	1 被災者相談所の開設に関する事 2 要配慮者の対応に関する事
第3副部長 国保年金課長	【総務班】 国保年金担当係長		1 避難所の運営管理に関する事 2 部内の応援に関する事

農林部本部

部長	副部長	班長	分掌事務
農林部長	第1副部長 農政課長	【指揮班】 農業政策係長 【庶務班】 生産振興担当係長 集落支援担当係長 マーケティング担当係長	1 指揮本部との連絡調整に関する事 2 部関係の災害情報の収集・伝達に関する事 3 部内施設の災害対策に関する事 4 関係機関・団体等との連絡調整に関する事 5 食料品等の備蓄、調達及び供給に関する事 6 農作物、農地、農畜産施設等の被害情報及び被害調査に関する事 7 被災者の営農資金融資に関する事 8 農機具、農薬等の確保に関する事 9 農業共済金に関する事 10 外部団体との連絡調整に関する事 11 所管施設の災害対策、被害調査、復旧に関する事
	第2副部長 耕地林務課長	【耕地林務班】 耕地担当係長 林務担当係長	1 農林業施設、林地の災害対策、被害調査、復旧に関する事 2 復旧資機材の調達及び供給に関する事 3 林野火災等の被害調査に関する事 4 土砂災害等（山間部）の被害調査に関する事
	第3副部長 農業委員会事務局長	【応援班】 農業委員会事務局次長	1 農業関係の苦情に関する事 2 部内の応援に関する事

商工観光部本部

部長	副部長	班長	分掌事務
商工観光部長	第1副部長 商工労政課長	【指揮班】 商工労政係長 【庶務班】 産業立地支援係長	1 指揮本部との連絡調整に関する事 2 部関係の災害情報の収集・伝達に関する事 3 部内施設の災害対策に関する事 4 関係機関・団体等との連絡調整に関する事 5 商工業施設等の災害対策、被害調査、復旧に関する事 6 商工業事業資金の融資に関する事
	第2副部長 観光交流促進課長	【観光班】 観光交流促進担当係長 拠点維持整備係長	1 要配慮者（観光客）の対応に関する事 2 生活必需品の備蓄、調達及び供給に関する事 3 観光施設の災害対策、被害調査及び復旧に関する事 4 部内の応援に関する事

都市建設部本部

部長	副部長	班長	分掌事務
都市建設部長	第1副部長 監理課長	【指揮班】 庶務係長 【庶務班】	1 指揮本部との連絡調整に関する事 2 部関係の災害情報の収集・伝達に関する事 3 部内施設の災害対策に関する事 4 関係機関・団体等との連絡調整に関する事

		国県事業推進担当係長 管理登記担当係長	5 災害対策用資機材の調達に関する事 6 県への復旧資機材の要求に関する事 7 土木施設の被害状況調査及び苦情処理に関する事 8 道路、橋梁の被害対策、被害調査に関する事 9 道路、橋梁、堤防、河川、水路等の応急処置に関する事
	第2副部長 建設課長	【建設班】 建設担当係長 維持担当係長	1 障害物の除去に関する事 2 街路樹の補修等応急対策に関する事 3 緊急交通路の確保及び指定に関する事 4 緊急交通路、道路の交通規制、迂回路等に関する事 5 土砂災害等の被害調査、復旧に関する事 6 輸送及び建設業者等への協力要請に関する事
	第3副部長 都市計画課長	【都市計画班】 計画係長 都市整備係長 公園緑地係長	1 都市公園施設の被害対策、被害調査、復旧に関する事 2 避難所施設の営繕に関する事 3 部内の応援に関する事
	第4副部長 建築住宅課長	【建築住宅班】 建築景観係長 開発調整係長 住宅係長	1 応急危険度判定に関する事 2 市営住宅の被害対策、被害調査、復旧に関する事 3 仮設住宅建設の調整に関する事 4 仮設住宅関係調書の作成に関する事

上下水道部本部

部長	副部長	班長	分掌事務
上下水道部長	第1副部長 経営管理課長	【指揮班】 庶務担当係長	1 指揮本部との連絡調整に関する事 2 部関係の災害情報の収集・伝達に関する事 3 部内施設の災害対策に関する事 4 関係機関・団体等との連絡調整に関する事 5 県及び関係機関への協力要請に関する事 6 断水等の広報活動に関する事
	第2副部長 上水道課長	【上水道班】 管理係長 工務係長 維持係長	1 上水道施設の災害対策、被害調査及び復旧に関する事 2 被災者への給水対策に関する事 3 指定工事店への協力要請に関する事 4 復旧資機材の確保及び調達に関する事
	第3副部長 下水道課長	【下水道班】 維持管理担当係長 下水道整備係長	1 下水道施設の災害対策、被害調査及び復旧に関する事 2 仮設トイレの確保に関する事 3 関係機関・団体等との連絡調整に関する事 4 復旧資機材の確保及び調達に関する事

教育部本部

部 長	副 部 長	班 長	分 掌 事 務
教育部長	第1副部長 学校教育課長	【指揮班】 教育総務係長 【庶務班】 教育指導室長 学校庶務担当係長 学校教育係長	1 指揮本部との連絡調整に関すること。 2 部関係の災害情報の収集・伝達に関すること。 3 部内施設の災害対策に関すること。 4 関係機関・団体等との連絡調整に関すること。 5 学校教育施設の災害対策、被害調査、復旧に関すること。 6 断水等の広報活動に関すること。 7 園児、児童、生徒の避難及び被災調査に関すること。 8 指定避難所施設の開設・管理に関すること。 9 学用品の給与に関すること。 10 P T A等への協力要請に関すること。 11 災害時の応急教育に関すること。
		【学校給食班】 学校給食担当係長	1 災害時の学校給食に関すること。 2 学校給食施設の災害対策、被害調査及び復旧に関すること。 3 部内の応援に関すること。
	第2副部長 生涯学習課長	【社会教育班】 社会教育担当係長 スポーツ推進担当係長	1 社会教育施設、社会体育施設等、指定避難所施設の開設・管理に関すること。 2 社会教育施設及び社会体育施設の災害対策、被害調査、復旧に関すること。 3 指定避難所施設の開設・管理に関すること。
	第3副部長 文化課長	【文化班】 文化振興係長 文化財保護係長 博物館係長 【施設班】 図書館係長	1 文化施設の災害対策、被害調査及び復旧に関すること。 2 部内の応援に関すること。 3 図書館、交流文化施設の災害対策、被害調査及び復旧に関すること。 4 指定避難所施設の開設・管理に関すること。

※各課の分掌事務は職員行動マニュアルによる。

2 【県が実施する対策】（全部局）

(1) 責 務

県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令又は本計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係防災機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつその総合調整を行う。

(2) 災害対策本部等の危機管理初動体制

ア災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の活動体制とする。

活動体制 (職員参集)	役 割	本 部 員 等	設置及び参集基準 (いずれかを満たした場合) ◎ は自動参集
担 当 部 局・課対 応(第一次 参 集)	主に災害発生前に情報収 集・伝達を行う	-	<ul style="list-style-type: none"> ○県内震度3の地震発生時 ◎大雨若しくは洪水注意報又は大雨、洪水、暴風、暴風雪若しくは大雪警報発表時 ◎林野火災における空中消火実施時 ○県内の市町村で住民に対し警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始発令時 (危機管理部は班体制) ○災害が発生するおそれのある時で危機管理部長が必要と認めた場合
警 戒 連 絡 会 議 (第二次参 集)	避難者や軽微な被害の発生が想定される中、情報 収集・共有を行う。	危機管理部長、当該災害 を主に対応する課の課長 及び部局防災担当者をも って構成	<ul style="list-style-type: none"> ◎県内震度4又は5弱の地震発生時 ◎噴火警戒レベル2(火口周辺規制)発表時<レベル未導入の火山は火口周辺警報(火口周辺危険)発表時> ◎柏崎刈羽原発、浜岡原発で「警戒事態※」が発生した場合(危機管理部は全員) ○県内で警戒レベル4避難勧告又は避難指示(緊急) 発令時で危機管理部長が必要と認めた場合 ○林野火災における空中消火実施時で危機管理部長が必要と認めた場合 ○住家被害が想定される災害が発生した場合等で危機管理部長が各部の連携が必要と認めた場合

活動体制 (職員参集)	役割	本部員等	設置及び参集基準 (いずれかを満たした場合)◎ は自動参集
警戒・対策本部 (第三次 (非常) 参集)	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害予防及び災害応急対策を行う。必要に応じて災害対策本部への移行準備を行う。	本部長：危機管理監 (対応出来ない場合は副知事の内、予め定めた者) 本部員：別紙の部局長又は予め定めた者	◎県内震度5強の地震発生時 ◎南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は(巨大地震注意)発表時 ◎噴火警戒レベル3(入山規制)発表時<レベル未導入の火山は火口周辺警報(入山危険)発表時> ◎噴火速報発表時 ◎柏崎刈羽原発、浜岡原発で「施設敷地緊急事態※」が発生した場合 ○今後、特別警報の発表並びに住家被害及び死者が想定される大規模な災害の発生が予想される場合等で、全部局での対応が必要と知事、副知事又は危機管理監が認めた場合
災害対策本部 (第四次 (緊急) 参集又は 全員参集)	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害対策に特化した組織を編成し、情報収集、災害対策方針の作成、方針に沿った災害予防及び災害応急対策を行う。	本部長：知事(対応出来ない場合は①危機管理部を所管する副知事、②その他の副知事③危機管理監)副本部長：副知事本部員：危機管理監、全部局長、公営企業管理者、教育長、県警本部長	【第四次(緊急)参集】 ◎県内震度6弱の地震発生時 ◎南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時 ◎噴火警戒レベル4(避難準備)発表時 ◎柏崎刈羽原発、浜岡原発で「全面緊急事態※」が発生した場合 ◎特別警報(大雨、暴風、暴風雪、大雪)の発表時 ◎県内で警戒レベル5災害発生情報発令時 ○複数の住家被害及び死者が想定される大規模な災害が発生した場合等で、全部局での対応が必要と知事が認めた場合 【全員参集】 ◎県内震度6強又は7の地震発生時 ◎噴火警戒レベル5(避難)発表時<レベル未導入の火山は噴火警報(居住地域嚴重警戒)発表時> ○県内において、原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となった場合 ○複数地域振興局管内で、複数の住家被害及び死者が想定される大規模な災害が発生した場合等で、全庁的な対応が必要と知事が認めた場合

イ 各体制の職員参集について、地域振興局及び各部局が、あらかじめ活動する人員を定めておくものとする。別表「活動人員一覧」(資料編参照)

ウ 職員参集は状況変化に応じて、各部の判断で拡大、縮小する。

3 【松本広域消防局が実施する対策】

(1) 責務

松本広域消防局は、圏域内に災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、市地域防災計画及び松本広域連合消防計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに圏域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

(2) 組織、配備基準

(1)の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体性及び職員の動員等について定めておき、直ちに災害応急対策を実施する。(松本広域連合消防計画に定める「災害時の事務機構、事務分掌、隊編成」による。)

(3) 市町村災害対策本部の業務

協定に基づき、市町村災害対策本部に職員を派遣して本部業務に従事する。

(4) 災害救助法が適用された場合は、市町村長が知事から救助の一部を委任されたものについて、消防局長は、直ちに救助事務を行い、必要に応じて市町村長と連絡をとる。

4 【関係機関が実施する対策】

(1) 責務

ア 指定地方行政機関

市の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画及び市地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び市の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講ずる。

イ 指定公共機関及び指定地方公共機関

市の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画及び市地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講ずる。

ウ 市の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定に防災に関する責任を有する者

市の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、市地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講ずる。

(2) 活動体制

ア 指定地方行政機関等は、(1)の責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

イ 市に災害対策本部が設けられたときは、災害応急対策の円滑な実施を図るため、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び陸上自衛隊第13普通科連隊は、市の要請に基づいて、その所属職員を市災害対策本部又は同現地本部に派遣する。

第4節 広域相互応援活動

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、安曇野市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。(別記参照)

なお、市が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。

また、他市町村が被災したときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。

第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。
- 2 災害覚知時に速やかな応援体制を整える。
- 3 応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。
- 4 応援活動に伴う経費を負担する。

第3 活動の内容

1 応援要請

(1) 基本方針

被災時には、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認められた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な災害応急対策が実施できる体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(総務部、松本広域消防局)

(ア) 消防に関する応援要請

a 県内市町村に対する応援要請

市長は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ消防力のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援の要請をするものとし、その旨知事(松本地域振興局経由)に連絡する。

b 他都道府県への応援要請

市長は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事(松本地域振興局経由)に要請する。

- (a) 長野県緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請
- (b) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの応援
- (c) その他、他都道府県からの消防の応援

(イ) 消防以外に関する応援要請

a 他市町村に対する応援要請

市長は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長（松本市長）等に対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

この場合において、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。

なお、震度6強以上の地震が観測された市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣する。

また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供する。

ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、近隣のブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。

〈応援の要請事項〉

- 応援を求める理由及び災害の状況
 - 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
 - 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
 - その他必要な事項
- b 県に対する応援要請等
- 市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第 68 条の規定により応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。
- c 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等
- 市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 29 条及び第 30 条の規定により、職員の派遣の要請、又は斡旋を求める。
- なお、国土交通省関東地方整備局、北陸地方整備局と当市は、「災害時の情報交換に関する協定」を締結しており、市内で重大な被害が発生、又は発生するおそれがある場合や、市災害対策本部が設置された場合等には、災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣を要請する。

イ 【松本広域消防局が実施する対策】

(ア) 消防に関する応援要請

- a 松本広域連合長は、風水害等災害時の非常事態の場合において、災害の規模又は被害状況から自己の消防力をもってしては対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、効果的必要があると認められる場合は、災害発生市町村長と調整のうえ、地理的条件、事前に締結されている長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに近隣市町村長に応援を要請し、その旨及びその結果を知事（松本地域振興局経由）に連絡する。

b 松本広域連合長は、前項による応援のみでは十分な災害防ぎょ措置がとれていない、又はとれないことが予測される場合においては、災害発生市町村長と調整のうえ速やかに知事（松本地域振興局経由）に対し、消防の応援に関して他都道府県の応援を要請する。

c 消防局長は、広域航空消防応援が必要となったときは、関係市町村長と調整のうえ、要請先都道府県を決定し、直ちに松本広域連合長に報告するとともにその指示に従い知事（松本地域振興局経由）へ次の事項を明らかにして応援の要請を行う。この場合、同時に応援側都道府県知事又は消防長へ同様の連絡を行う。（広域航空消防応援）

〈要請の手続き〉

(a) 必要とする応援の具体的な内容

(b) 応援活動に必要な資機材等

(c) 離発着可能な場所及び給油体制

(d) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法

(e) 離発着場における資機材の準備状況

(f) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリコプターの活動状況

(g) 他にヘリコプターの応援を要請している場合のヘリコプターを所有する消防機関名
又は都道府県名

(h) 気象の状況

(i) ヘリコプターの誘導方法

(j) 要請側消防機関の連絡先

(k) その他必要な事項

ウ 【県が実施する対策】

(ア) 消防に関する応援要請（危機管理部）

a 市町村長等に対する指示

知事は、大規模災害時等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して相互応援協定の実施その他災害防御の措置に関して必要な指示を行う。

b 他都道府県に対する応援要請

(a) 知事は、大規模災害時等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村長から消防の応援に関して、他都道府県の応援を要請され、かつ県内の消防力をもってはこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、近隣都県に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる事項について、消防組織法第44条の規定により、速やかに消防庁長官に応援の要請をし、その結果は要請市町村長に通知する。

○ 緊急消防援助隊

○ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター

○ その他、他都道府県からの消防隊

(b) 知事は、前項の場合において、災害の規模及び被害の状況等から緊急を要し、要請を待ついとまがなく、かつ必要があると認められる場合は、速やかに消防庁長官に応援要請をし、その旨及びその結果を被災市町村長に通知する。

(イ) 警察に関する応援要請（警察本部）

県公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し、必要があると認めるときは、次の事項を明らかにして、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法第60条の規定

により、警察災害派遣隊の援助の要求を行う。

〈援助の要求事項〉

- a 援助を必要とする理由
- b 援助を依頼する先の都道府県警察
- c 援助のための派遣を受けることが必要な人員及び装備
- d 派遣の日時、場所
- e 援助を必要とする期間等

(ウ) 消防・警察以外に関する応援要請等（危機管理部）

a 市町村長に対する要請

知事は、市町村において実施する災害応急対策等が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認めるときは、他の市町村に対して応援すべきことを要請する。

この場合において、知事は次の事項を示さなければならない。

- (a) 応援すべき市町村名
- (b) 応援の範囲又は区域
- (c) 担当業務
- (d) 応援の方法

b 他の都道府県等に対する応援要請

(a) 知事は、大規模災害等が発生した場合において、その災害応急対策の実施にあたり、自己のもつ人員、資機材、物資等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他の都道府県等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる相互応援協定に基づき、速やかに他の都道府県知事等に応援を要請する。

また、次に掲げる相互応援協定以外の場合にも、一層の連携強化が図られるよう努めるとともに、国〔総務省〕と協力し、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施するものとする。

- 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」 全国知事会 47 都道府県
- 「震災時等の相互応援に関する協定」 関東地方知事会 1 都 9 県
- 「災害等の応援に関する協定」 中部圏知事会 9 県 1 市
- 「中央日本四県（新潟県、山梨県、長野県、静岡県）の災害時の相互応援等に関する協定」 新潟県、山梨県、静岡県

(b) 知事は、前項の場合における相互応援協定に基づく応援を受けても十分な応急措置が実施できないと認められるときは、協定締結外の道府県に対し、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第 74 条の規定により、応援を要請する。

〈応援の要請事項〉

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

(c) 大規模災害発生時等に、応援の要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に要求を行ってもなお不十分な場合には、災害対策基本法第 74 条の 2 の規定により国へ他の都道府県に対して応援を要求するよう求める。

c 指定行政機関等に対する応急措置の実施要請等

(a) 知事は、応急措置を実施するため、又は県内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、災害対策基本法第70条第3項の規定により、指定行政機関の長等に対し道路の啓開等について、応急措置の実施を要請する。

(b) 被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関する技術的な支援のため、国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

エ 【公共機関及びその他事業者が実施する対策】

公共機関及びその他事業者は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害の状況等から、自己のもつ人員、資機材等のみではこれに対処できない、又はできないことが予測される場合は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに他の公共機関及びその他事業者に応援の要請をする。

2 応援体制の整備

(1) 基本方針

ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする災害応急対策等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、地方公共団体等は、災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

なお、地方公共団体等は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待つとまがないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。

この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う

ウ 県外被災自治体への支援

県外で大規模災害が発生した場合も、被災した県外地方自治体に対し、市と県が一体となって支援を行う。

(2) 実施計画

ア 【市、県、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

(市：総務部、県：危機管理部、関係各部局)

(ア) 情報収集及び応援体制の確立

市、県、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、大規模災害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

(イ) 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

(ウ) 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

(エ) 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

イ 【長野県合同災害支援チームが実施する対策】

(ア) 長野県外で大規模な災害は発生した場合、被災した県外地方公共団体に対し、県と市町村が一体となって支援を行う。

(イ) 県及び市町村は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」に基づき支援を行う。

(ウ) 主な支援内容は以下のとおり。

a 被災県等への職員派遣及び物資の提供

b 被災者の受入及び施設の提供

(a) 県内医療機関での傷病者の受入

(b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供

c その他被災県等との協議の中で必要と認められた支援

3 受援体制の整備

(1) 基本方針

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入れ体制の整備が重要になる。

(2) 実施計画

ア 【市、県、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

(市：総務部、松本広域消防局、県：危機管理部、関係各部署)

円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討する。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。

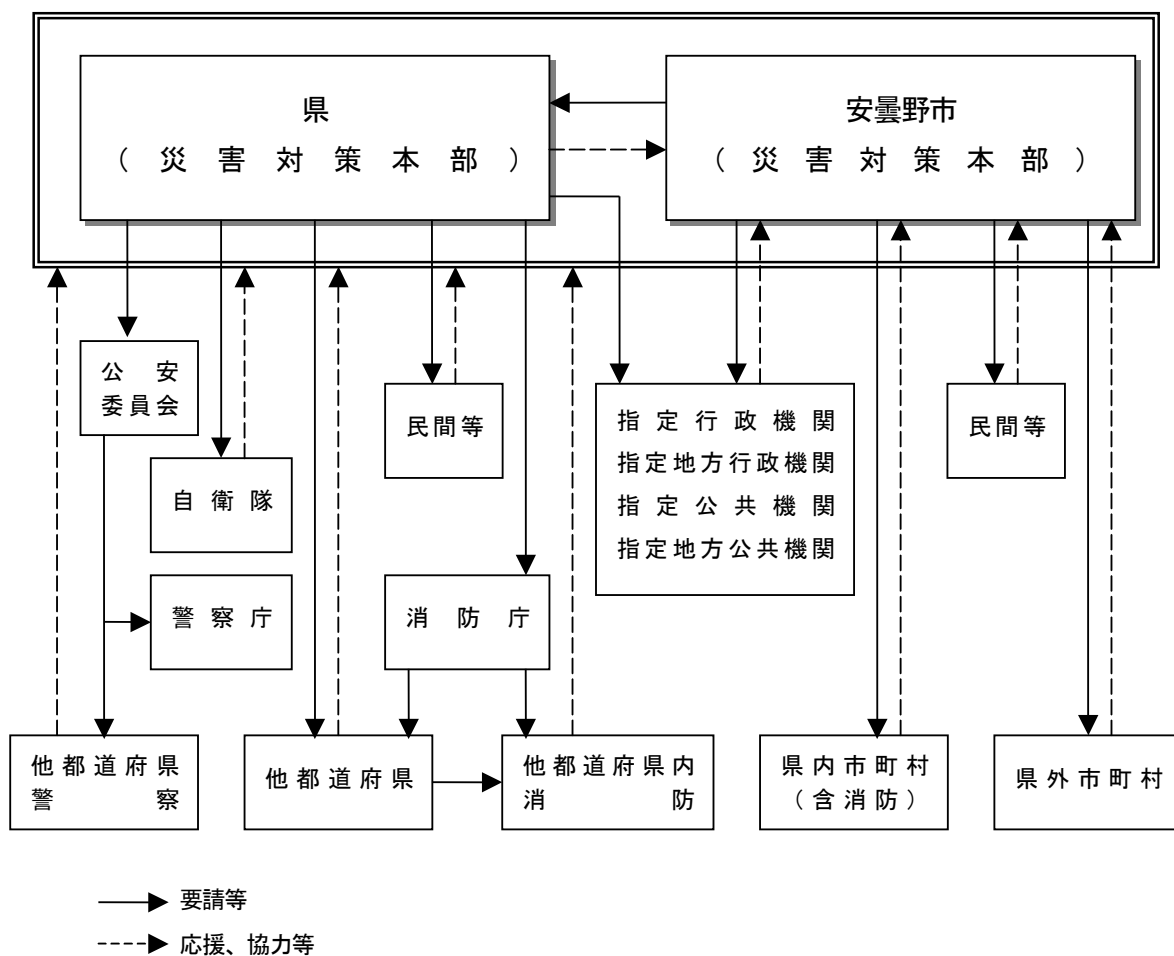
4 経費の負担

(1) 国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)

(2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法による。

(別記)

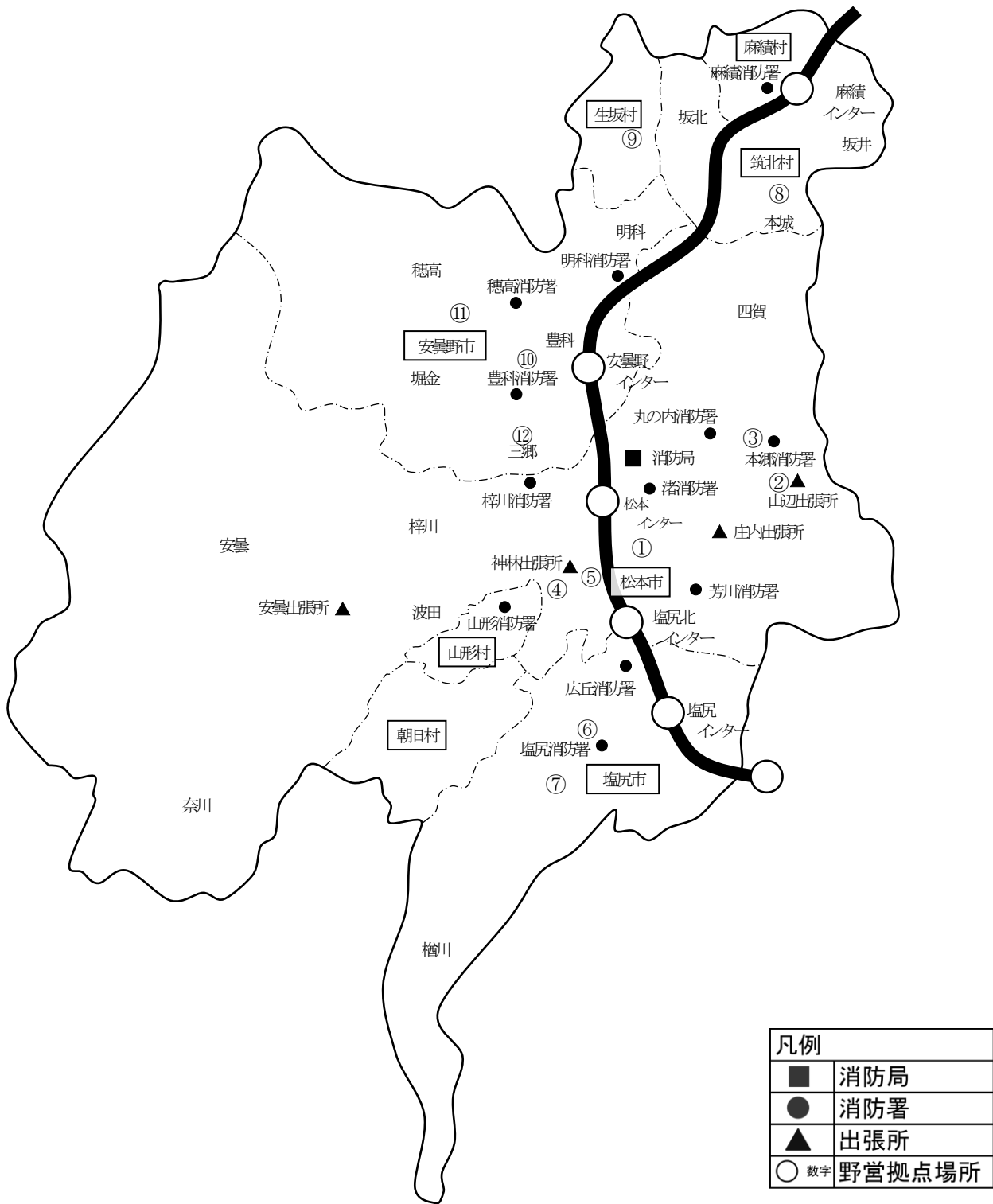
広域相互応援体制図



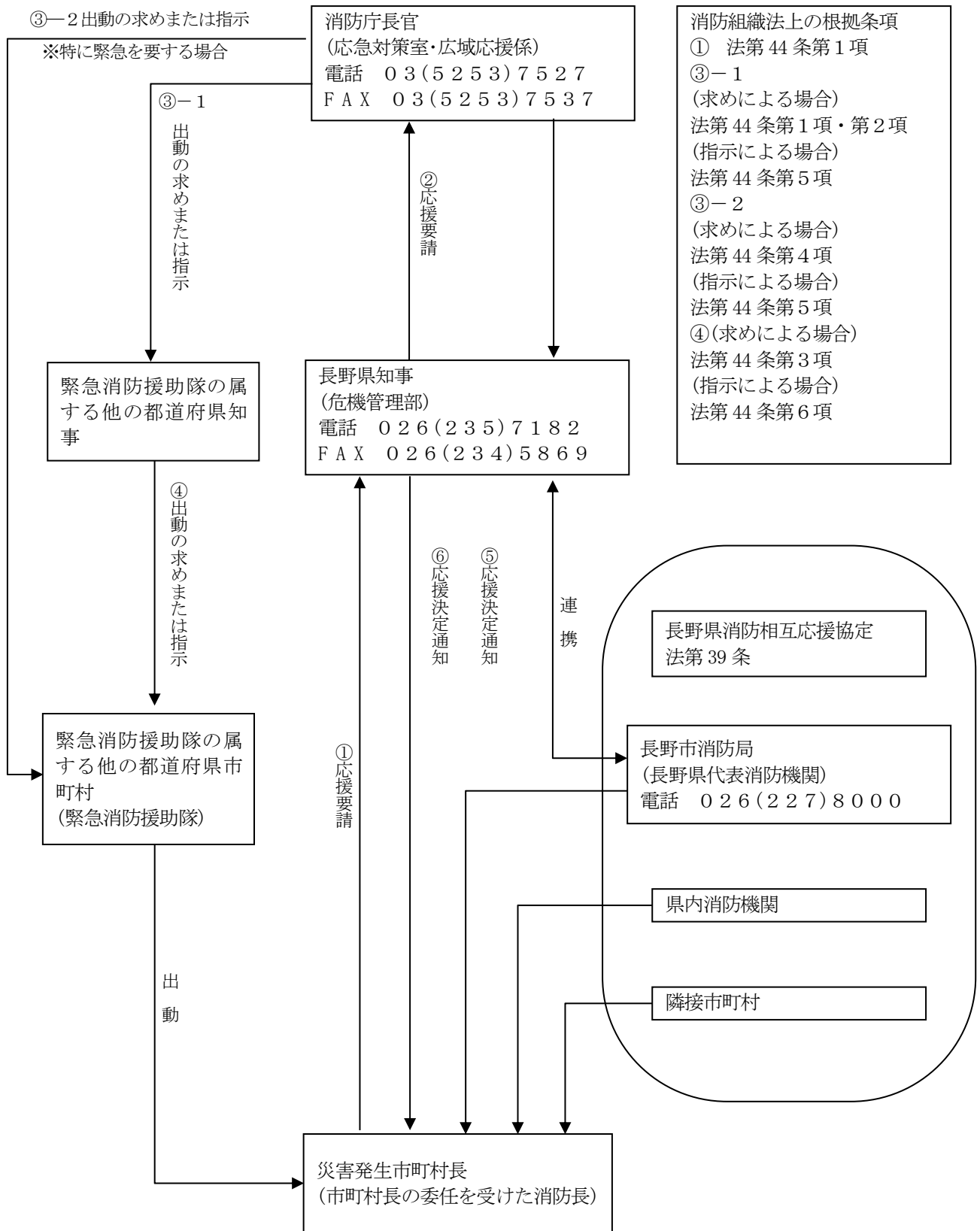
宿泊・野営拠点場所一覧

No.	場 所 名	所 在 地
1	陸上自衛隊松本駐屯地	松本市高宮西 1 - 1
2	松本市文化会館・ 松本市総合体育館	松本市美須々 5 - 1
3	松本市宮野球場	松本市浅間温泉 1 - 9 - 1
4	信州スカイパーク	松本市今井 3443
5	芝沢体育館・グラウンド	松本市和田 1058 - 2
6	塩尻市小坂田公園	塩尻市塩尻町 1080
7	塩尻市総合運動場	塩尻市宗賀 73
8	本城第一・第二グラウンド 本城体育館	筑北村 3449
9	生坂村総合運動広場	生坂村 6110
10	安曇野市防災広場	安曇野市豊科南穂高 803
11	穂高地域福祉センター	安曇野市穂高 5808 - 1
12	三郷文化公園グラウンド	安曇野市三郷明盛 4775 - 3

宿泊・野営拠点場所



緊急消防援助隊応援要請の流れ

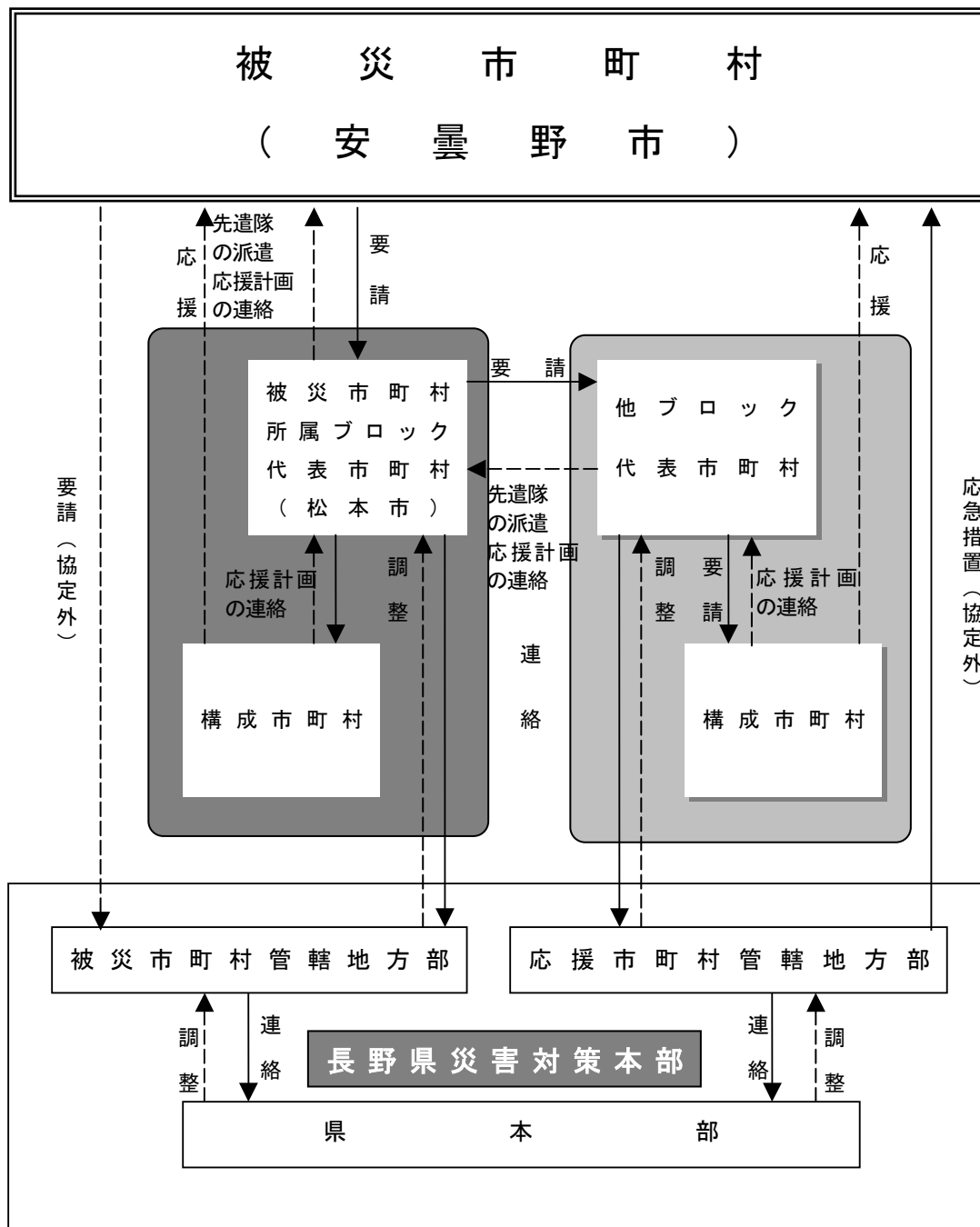


「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」に基づき、指定震度の地震が発生した場合、陸上部隊先遣隊として、消防庁長官の要請により、地震発生後直ちに震央消防本部（松本広域消防局）へ向けて出動し、被災地において初期の緊急消防援助隊活動を行う部隊がある。

(別記)

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

(常備消防分を除く)



第5節 ヘリコプターの運用計画

第1 基本方針

災害時には陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

第2 主な活動

- 1 災害応急対策については、消防防災ヘリコプターを迅速に活用するとともに、各ヘリコプターの支援を受けて、円滑、効果的な対策を実施する。
- 2 県はヘリコプターを運航する機関と平常時から密接な連携を保ち、災害発生時には迅速な要請手続を行う。

第3 計画の内容

1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定

(1) 基本方針

消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。

名 称	機 種	定員	救 助 ホイスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ
消防防災ヘリコプター	ベル412EP	15	○	○	○	
県警ヘリコプター	ユーロコプター AS365N3	13	○		○	○
	アグスタAW139	17	○		○	○
広域航空消防応援ヘリ コプター	各 種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各 種	各種		○	○	
ドクターヘリ	各 種	6				

(2) 実施計画

【県が実施する対策】（危機管理部）

市又は指定地方行政機関等からヘリコプターの出動要請があった場合は、消防防災ヘリコプターが直ちに対応するとともに、活動内容により、前記の基準をもとに要請先と協議のうえ要請すべきヘリコプターを選定する。

2 出動手続きの実施

(1) 基本方針

各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動手続きを行う。(別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり)

(2) 実施計画

ア 【市及び松本広域消防局が実施する対策】(総務部、松本広域消防局)

(イ) ヘリコプターの要請にあたっては、可能な限り次の事項について調査し、急を要する場合は口頭で要請する。(文書による手続きが必要な場合は、後刻速やかに行う。)

<要請事項>

- a 災害の状況と活動の具体的内容(物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離等)
- b 活動に必要な資機材等
- c ヘリポート及び給油体制
- d 要請者、現場責任者及び連絡方法
- e 資機材の準備状況
- f 気象状況
- g ヘリコプターの誘導方法
- h 他のヘリコプターの活動状況
- i その他必要な事項

(ロ) 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置をとる。

(ハ) 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。

(ニ) 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたる。

イ 【県が実施する対策】(危機管理部)

(イ) ヘリコプターの要請にあたっては、可能な限り次の事項を明らかにして要請する。また、正式要請前であっても、積極的な情報交換に努める。

- a 災害に状況と活動の具体的内容(物資の量、輸送人員、傷病の程度、距離等)
- b 活動に必要な資機材等
- c ヘリポート及び給油体制
- d 要請者、現場責任者及び連絡方法
- e 資機材の準備状況
- f 気象状況
- g ヘリコプターの誘導方法
- h 他のヘリコプターの活動状況
- i その他必要な事項

(ロ) ヘリポートについては、市町村等と連携して適切な場所を選定し、散水や安全確保のための要員確保等について市町村等に指示する。

(ハ) 傷病者の搬送にあたっては、輸送先のヘリポートと救急車及び収容先医療機関確保等について、各市町村と調整する。

(ニ) 市町村又は指定地方行政機関等からヘリコプターの出動要請がない場合であっても、震度情報ネットワーク等他の情報により甚大な被害が予想されるときは、ヘリコプターによる情報収集を行う。

(ホ) 災害対策本部設置時には、必要に応じて「ヘリコプター運航調整会議」を開催し、各機関

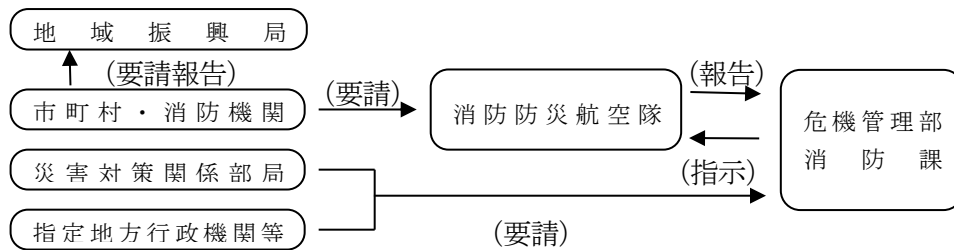
のヘリコプター運航の調整を行う。また平時からも各機関を交えた連絡会議を開催し、連携を図る。

(別記)

ヘリコプター要請手続要領

1 消防防災ヘリコプター

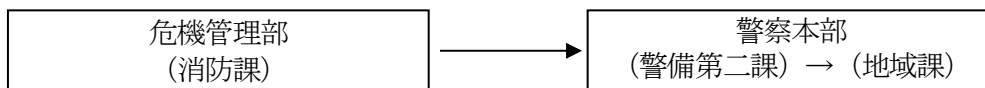
災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。



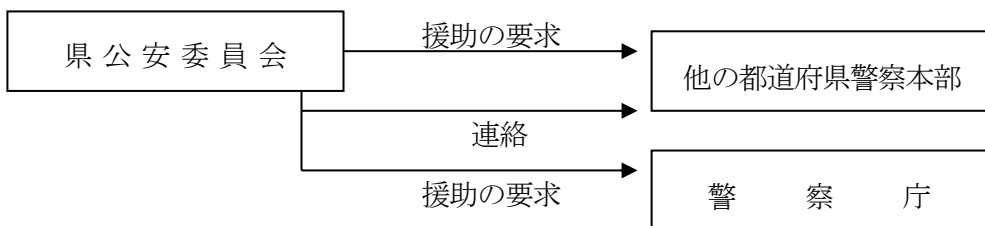
※ 連絡用無線 消防県内共通波 152.81MHZ
呼出名称 「しょうぼうながのけんあるぷす1」

2 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するにあたり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。

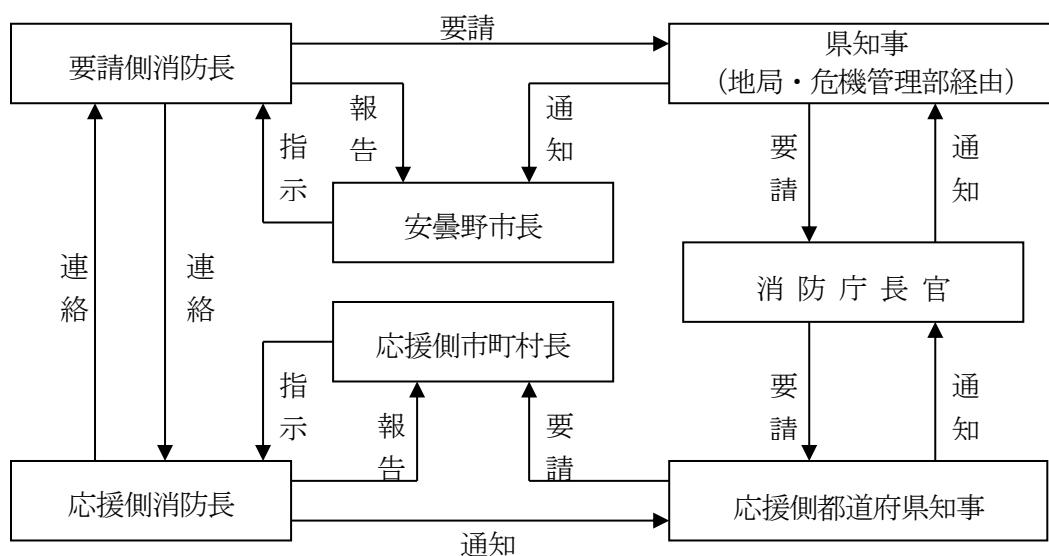


また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行う。



3 広域航空消防応援ヘリコプター

広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請する。



(参考) 「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づく
応援ヘリコプター

- (1) 大規模災害または特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空部隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおり。

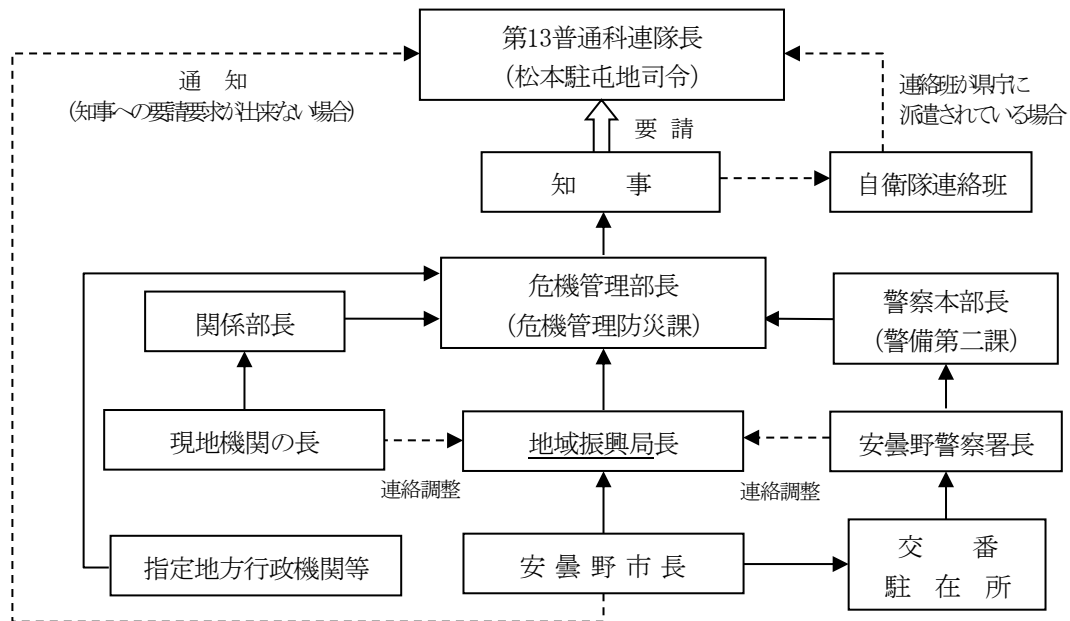
東京消防庁	埼玉県	山梨県	横浜市	新潟県
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市

- (2) 第一次出動航空小隊のほか、大規模災害または特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおり。

栃木県	茨城県	千葉市	川崎市	石川県	福井県
静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市

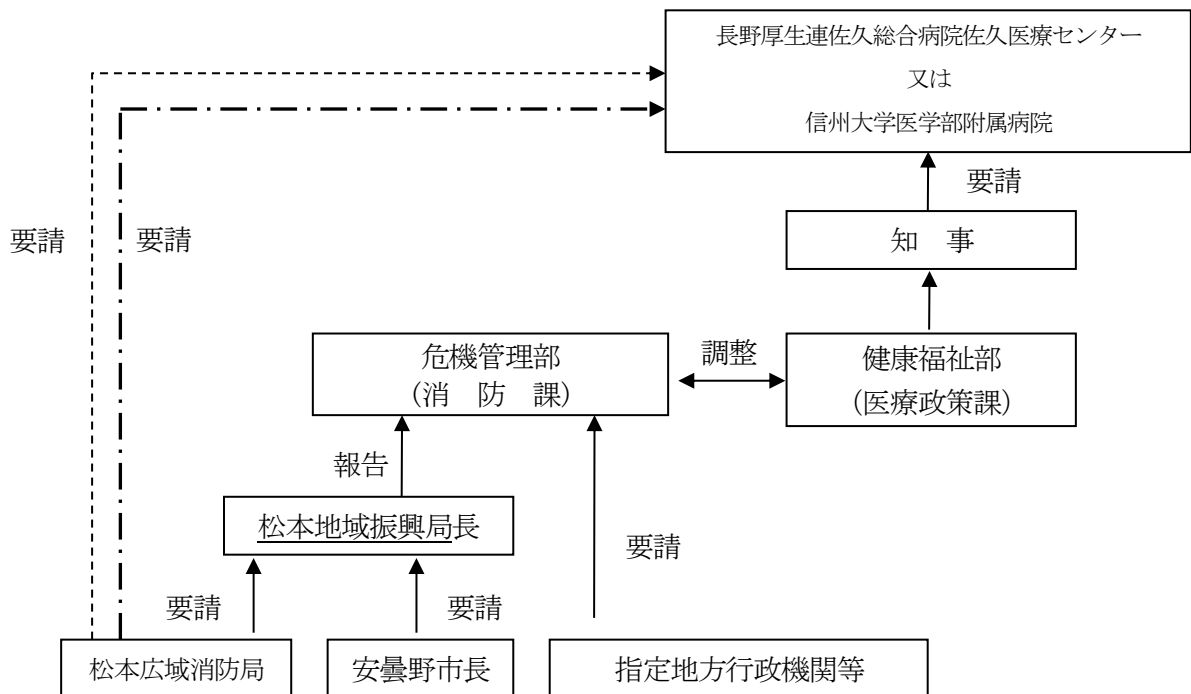
4 自衛隊ヘリコプター

要請については、別節「自衛隊災害派遣活動」による。



5 ドクターヘリ

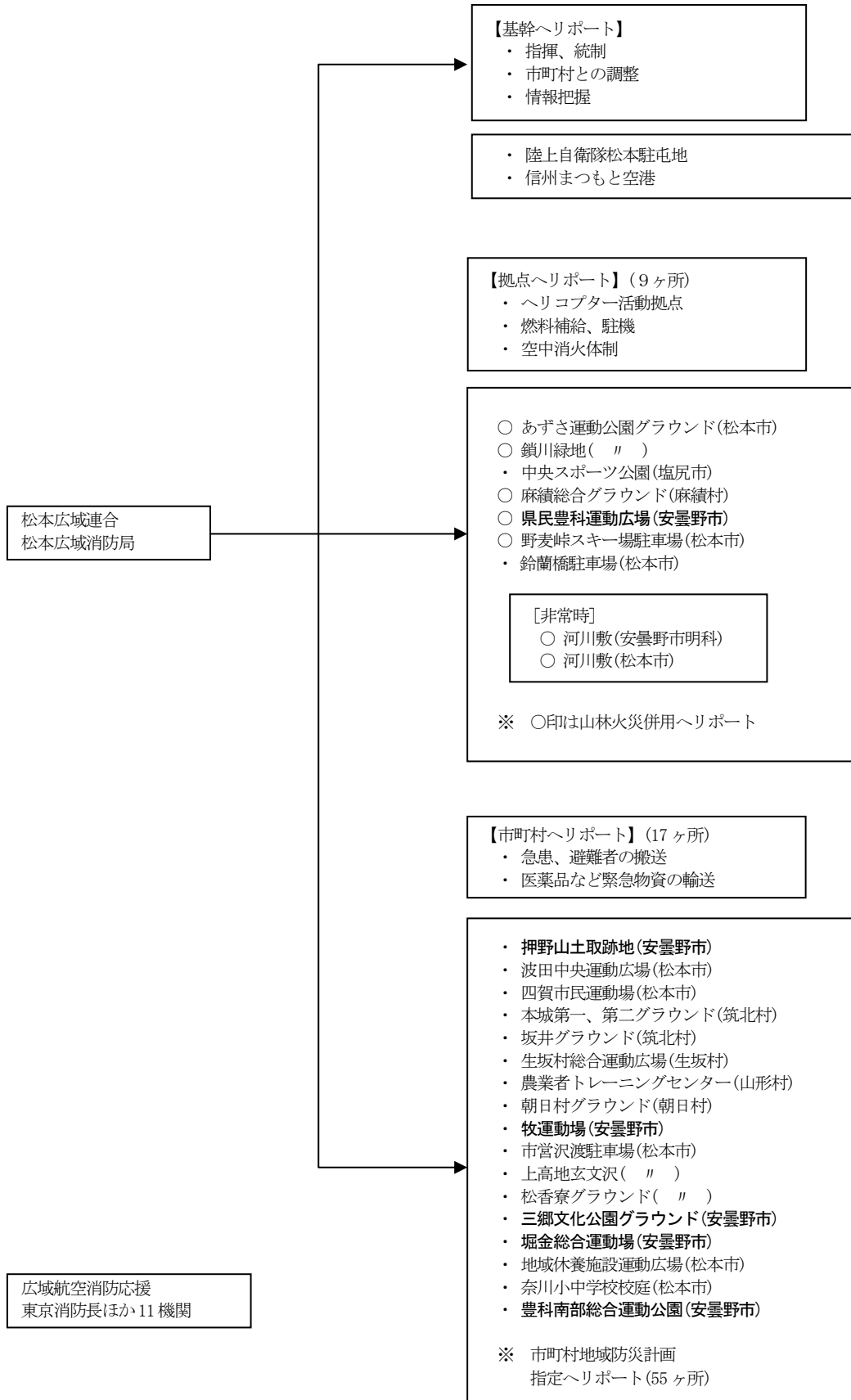
重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と衛生部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院へドクターヘリの出動を要請する。



- - - -> 平常時の手続
 ———> 災害時の手続
 災害時の手続 (急を要する場合)

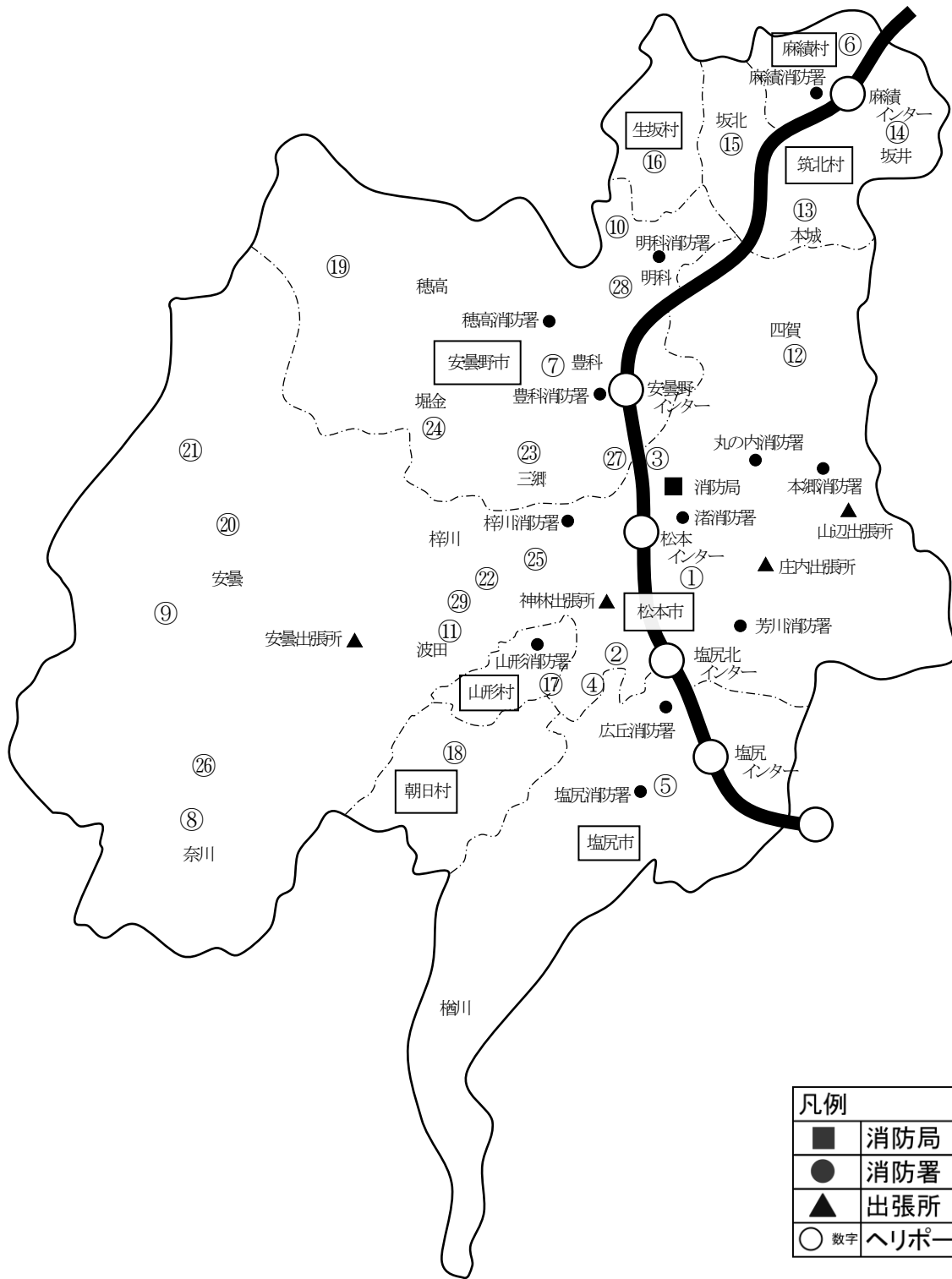
(別記)

地震等大規模災害時のヘリポートの体系



圏域内ヘリポート

No.	場 所 名	所 在 地	連絡先
1	自衛隊松本駐屯地	松本市高宮西 1-1	26-2766
2	県営信州まつもと空港	松本市空港東 8909	58-2517
3	あずさ運動公園グラウンド	松本市島内 1666	47-1427
4	鎖川緑地	松本市今井中沢橋南	34-3000
5	中央スポーツ公園	塩尻市高出 1486-194	52-0280
6	麻績総合グラウンド	麻績村 8425	67-3001
7	県民豊科運動広場	安曇野市豊科南穂高 4985	72-3111
8	野麦峠スキー場駐車場	松本市木曾路原 1174	79-2121
9	鈴蘭橋駐車場	松本市安曇鈴蘭 4294-3	93-2333
10	押野山土取跡地	安曇野市明科七貴下押野	62-3001
11	波田中央運動広場	松本市波田 4417-178	92-3001
12	四賀市民運動場	松本市会田 2920	64-3111
13	本城第一・第二グラウンド	筑北村西条 3258	67-2064
14	坂井グラウンド	筑北村 6486	67-2064
15	坂北野球場	筑北村 5658	67-2064
16	生坂村総合運動広場	生坂村 6110	69-3111
17	農業者トレーニングセンター	山形村 2030-1	98-3111
18	朝日村グラウンド	朝日村小野沢 296-5	99-2001
19	牧運動場	安曇野市穂高牧 1948	82-3131
20	市営沢渡駐車場	松本市安曇 4162-1	93-2947
21	上高地玄文沢	松本市安曇 115-に林小班	94-2947
22	松香寮グラウンド	松本市梓川倭 4262-1	78-5550
23	三郷文化公園グラウンド	安曇野市三郷明盛 4775-3	77-7521
24	堀金総合運動場	安曇野市堀金三田 3570-1	72-6795
25	地域休養施設運動広場	松本市梓川倭 4262-1	78-5000
26	奈川小中学校校庭	松本市奈川 2280-1	79-2002
27	豊科南部総合公園	安曇野市高家 4882	72-3111
28	◎非常時 河川敷	安曇野市明科中川手 2481-88	62-3001
29	◎非常時 河川敷	松本市波田下島	92-3001



凡例	
■	消防局
●	消防署
▲	出張所
○	数字
○	ヘリポート

第6節 自衛隊災害派遣活動

第1 基本方針

大規模な災害が発生したときには、市及び県だけの力では、救助に必要な人員、設備等を確保することが困難な場合が予想される。

このような場合には、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条第1項に基づき、県知事は自衛隊の派遣要請を行い、適切な救助活動を行う。

また、災害対策法第68条の2に基づき、市長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動をするため、市等は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

第2 主な活動

- 1 自衛隊に要請する救援活動及び要請手続きについて定める。
- 2 県、市町村等と派遣部隊の連絡調整について定め受入れ態勢を整備する。
- 3 派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。
- 4 派遣に要した経費の負担について定める。

第3 活動の内容

1 派遣要請

(1) 基本方針

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、市は、自衛隊との事前の情報交換に努めるとともに、災害時の情報収集を速やかに行い、必要があれば直ちに派遣要請を行い、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を自衛隊に連絡する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（総務部、松本広域消防局）

(ア) 派遣の要請

自衛隊の救援活動の具体的内容（災害派遣を要請できる範囲）は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索、救助
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場合は航空機)による消防機関への協力

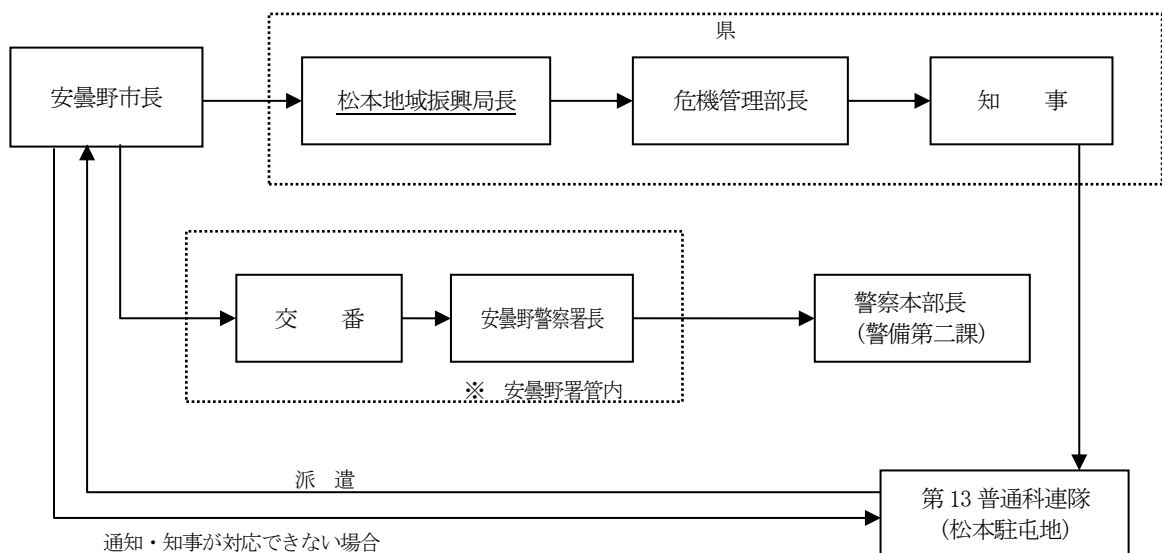
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、救護、防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月10日総理府令第1号)に基く、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置

(イ) 派遣要請手続

市長は1(2)ア(ア)の要請の範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、災害対策基本法第68条の2に基づき、以下により要請を求める。

- a 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって地域振興局長もしくは安曇野警察署長に派遣要請を求める。
- b 市長は、aにより口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに松本地域振興局長を通じ文書による要求をする。
- c 市長は、aの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知する。

また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。



イ 【県が実施する対策】(全部局)

(ア) 派遣の要請

a 要請の要件

公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。
-----	---

緊急性	差し迫った必要性があること。
非代替性	自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

b 救援活動の内容

自衛隊の救援活動の具体的内容（災害派遣を要請できる範囲）は、災害派遣を要請できる範囲は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

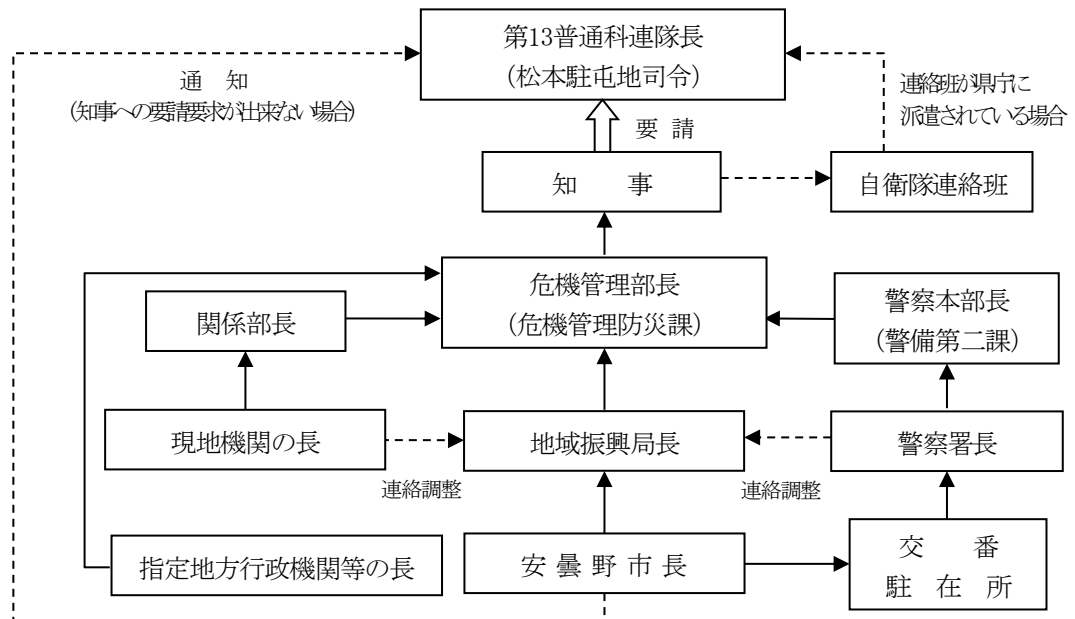
項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索、救助
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場合は航空機)による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、救護、防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月10日総理府令第1号)に基く、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置

(イ) 派遣に係る事前調整

県は、県内に震度5弱以上の地震が発生した場合、その他自衛隊の派遣要請が必要となると予想される状況のときは、第13普通科連隊に県内の震度情報、被害情報等を連絡し、迅速な派遣に係る事前準備を依頼する。

(ウ) 派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の手續き系統は、次表のとおりである。



(エ) 派遣要請手續

a 県現地機関における措置

- (a) 地域振興局長は、市町村長から派遣要請をするよう求められたときは、直ちに危機管理部長（危機管理防災課）に文書または口頭をもって報告する。
- (b) 地域振興局長は、災害の状況から緊急を要すると認められるときは、市町村長の要求を待たないで(a)の例により報告する。
- (c) 地域振興局長は、上記により口頭をもって報告したときは、後刻文書により報告する。
- (d) 他の現地機関の長は、各機関の所管する災害応急対策活動に自衛隊の派遣を要すると認められるときは、地域振興局長と連絡調整を行い、文書又は口頭をもって所管部局長に報告する。
- (e) (d)において口頭をもって報告したときは、後刻文書により報告する。

b 警察署における措置

- (a) 警察署長は、市町村長から派遣要請をするよう求められたときは、直ちに地域振興局長と連絡調整を行い警察本部長（警備第二課）に文書又は口頭をもって報告する。
- (b) 警察署長は、災害の状況から緊急を要すると認められるときは、市町村長の要求を待たないで(a)の例により報告する。
- (c) 警察署長は、上記により口頭をもって報告したときは、後刻文書により報告する。

c 本庁（警察本部を含む）における措置

- (a) 関係部局長、警察本部長は、上記 a 及び b により報告を受けたときは、直ちに危機管理部長に文書又は口頭をもって連絡する。
- (b) 危機管理部長は、地域振興局長及び指定地方行政機関等の長からの報告及び要求もしくは(a)の連絡を受けたときは、その災害の規模等について状況を確認の上、知事にその旨を報告し、その指示を受けて、第13普通科連隊長に対し、文書又は口頭をもって災害派遣の要請を行う。

要請文書のあて先・連絡先

あて先：陸上自衛隊第13普通科連隊長
松本市高宮西1-1

宛先・連絡先

時 間 内	時 間 外
第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(内線235) 防災行政無線 81-535-79 (県庁、合庁からかける場合) FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535-76	駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(内線301) 防災行政無線 81-535-61 (県庁、合庁からかける場合) FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535-62

(c) (b)の要請は、自衛隊連絡班が県庁に派遣されている場合は、当該連絡班を通じ、連絡班が派遣されていないときは、直接部隊に要請する。

(d) 知事が第13普通科連隊長に対し、口頭をもって派遣要請をしたときは、事後において速やかに文書による要請処理を行う。

d 要請手続

要請にあたっては、次の事項を明らかにする。

- (a) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (b) 派遣を希望する期間
- (c) 派遣を希望する区域、作業箇所及び内容
- (d) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況及びその他参考となるべき事項
- (e) ヘリコプターの要請を必要とする場合にあっては、ヘリコプターの発着可能な場所(市町村は、あらかじめ発着可能な場所を調査しておくこと)

e 県警の先導

要請にあたり、必要に応じ、出動部隊の県警による先導の手配を行う。

ウ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 指定地方行政機関等における措置

指定地方行政機関等の長は1(2)イ(ア)の要請の範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、以下により要請を求める。

- a 指定地方行政機関の長は、その管理に属する施設の災害応急復旧について自衛隊の派遣を要するときは、文書または口頭をもって危機管理部長(危機管理防災課)に要求する。
- b 指定地方行政機関の長は、aにより口頭をもって要請をしたときは、事後において速やかに文書による要求をする。

(イ) 自衛隊における措置

a 派遣要請の受理

知事からの派遣要請は次により受理する。

- (a) 平常の勤務時間中における場合
第13普通科連隊長「気付先第3科長」
- (b) 平常の勤務時間外における場合
第13普通科連隊長「気付先松本駐屯地当直司令」

- b 派遣要請受理後の措置
 - (a) 第 13 普通科連隊長は、派遣要請の内容及び自ら収集した情報に基づき部隊の派遣を判断し実施する。
 - (b) 第 13 普通科連隊長は、災害派遣を命じた場合には、速やかに知事に対し、派遣部隊の指揮官の官職、氏名及び必要な事項を通知する。
- c 知事の要請を待つことなく派遣する場合の措置
 - (a) 派遣を行う場合（例）
 - 災害に際し航空機（必要に応じ地上部隊等）により自衛隊又は他部隊のみならず関係機関への情報提供を目的として情報収集を行う場合
 - 災害に際し、通信の途絶等により部隊等が県知事と連絡が不能である場合に市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
 - 災害に際し、通信の途絶により県知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認めた場合
 - 運航中の航空機に異常な事態が発生した事を自衛隊が察知した場合に捜索又は救助の措置をとる必要があると認められる場合
 - 部隊等が防衛庁の施設外において、人命に係る災害の発生を目撃又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で人命救助の措置をとる必要があると認められる場合
 - その他特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがない場合
 - (b) 知事への連絡等
 - (a)の場合においても、できる限り知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。
 - また、(a)による派遣後に知事から要請があった場合は、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

2 派遣部隊との連絡調整

(1) 基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県等は、自衛隊部隊の長と密接に連絡調整を行い、受入れ態勢を整備する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（総務部）

- (ア) 市が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。
- (イ) 市長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告する。また、派遣部隊と市及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置するものとする。
- (ウ) 市は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 部隊等との連絡調整者
 - 部隊等との本庁及び現地における連絡調整は、その災害の状況により次の区分による。

区 分	統括連絡調整者	現地連絡調整者
災害対策本部が置かれていない場合	危機管理部長	地域振興局長等
災害対策本部が置かれている場合	災害対策本部長	地方部長
現地本部が置かれている場合	災害対策本部長	現地本部長

(イ) 連絡調整者の任務

a 総括連絡調整者

- (a) 総括連絡調整者は、部隊等との連絡にあたらせるため連絡員を定め、速やかにその職氏名及び連絡場所等を第13普通科連隊長及び現地連絡調整者に通知する。
- (b) 総括連絡調整者は、全地域における部隊の効果的な活動を図るため、現地連絡調整者、第13普通科連隊及び関係機関との連絡調整を行う。
- (c) 総括連絡調整者は、関係機関等からの災害情報に基づき、次の事項について全体計画をたてる。
 - 地域別優先順位
 - 地域別必要人員
 - 地域別所要資材の確保及び輸送方法
- (d) 部隊が派遣された後における部隊の増援要請は、前記1(2)ア(ウ)にかかわらず、現地連絡者の報告に基づいて総括連絡調整者が行う。

b 現地連絡調整者

- (a) 現地連絡調整者は、災害対策本部が設置されていない場合は、派遣要請の内容に応じ、関係現地機関の長がこれにあたる。
- (b) 現地連絡調整者は、部隊等との連絡にあたらせるため連絡員を定め速やかに現地派遣部隊の長、総括連絡調整者及び関係市町村長に通知する。
- (c) 現地連絡調整者は、関係区域間における部隊、市町村その他関係機関等との連絡調整を行う。
- (d) 現地連絡調整者は、部隊の効果的な活動を図るため、次の事項について計画をたて、施設等については市町村と協力し、準備を行う。
 - ①作業箇所及び作業内容
 - ②作業箇所別必要人員及び機材
 - ③作業箇所別優先順位
 - ④ヘリポート
 - ⑤資材の調達方法
 - ⑥本部事務所
 - ⑦宿泊施設
 - ⑧資材置場、炊事場
 - ⑨駐車場
- 順位
 - 資材の調達方法
- (e) 現地連絡調整者は、部隊の増援を必要と認めるときは、総括連絡調整者に報告する。
- (f) 災害の状況により現地連絡調整者が替わった場合は、引き継ぎを受けた現地連絡調整者は、その旨及び連絡員の職氏名及び連絡場所を関係機関に通知する。

ウ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 指定地方行政機関等における措置

- a 指定地方行政機関等が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行う。
- b 指定地方行政機関等は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

(イ) 自衛隊における措置

- a 第 13 普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を本庁もしくは、地域振興局に、偵察班を現地にそれぞれ派遣する。
- b 第 13 普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており事情真にやむを得ないと認めた場合は知事の要請を受け、連絡班等及び部隊を派遣する。(予防派遣)
- c 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、市長等、警察官がその場にはいない場合に限り次の措置をとることができる。
 - (a) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
 - (b) 他人の土地等の一時使用等
 - (c) 現場の被災工作物等の除去等
 - (d) 住民等を応急措置の業務に従事させること

エ 【住民が実施する対策】

自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行う。

3 派遣部隊の撤収

(1) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(総務部)

市長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に報告する。

イ 【県が実施する対策】(危機管理部)

- (ア) 危機管理部長は、第 13 普通科連隊長及び現地連絡調整者と協議して部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、その旨を知事に報告し、その指揮を受けて第 13 普通科連隊長に対し派遣部隊の撤収の要請をする。
- (イ) 危機管理部長は、第 13 普通科連隊長から撤収の通知を受けたときは、その旨を関係部長、関係現地機関の長、市町村長及びその他関係機関の長に通知する。

ウ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 指定地方行政機関等における措置

指定地方行政機関の長等は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に報告する。

(イ) 自衛隊における措置

- a 第 13 普通科連隊長は、知事から撤収の要請を受けた場合、又は災害派遣の必要がなくなったと認める場合は部隊を撤収する。
ただし、災害が大規模である場合については、知事からの撤収要請があった場合を除き、命により撤収する。
- b 部隊を撤収する場合にあっては、市長、警察、消防機関、その他公共機関と綿密に調整するとともに、知事にその旨通知する。

4 経費の負担

(1) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(総務部、松本広域消防局)

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として派遣を受けた市町村等が負担し、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資材器材(自衛隊の装備に係るものを除く)
- (イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料
- (ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた(自衛隊の装備に係るものを除く)損害の補償

イ 【県が実施する対策】(危機管理部)

上記(ア)、(イ)に記載する負担以外の救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、県が調整して決定する。

ウ 【関係機関が実施する対策】

自衛隊における措置

第13普通科連隊長は、上記の経費について、文書により、市長に請求する。

第7節 救助・救急・医療活動

第1 基本方針

大規模災害時における救助・救急・医療については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）等及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

第2 主な活動

1 災害のため遭難・負傷した住民の救助・救急活動

市、県、県警察本部、消防機関及び医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・医療救急活動を行う。

2 災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。

第3 活動の内容

1 救助・救急活動

(1) 基本方針

消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

(2) 実施計画

ア 【市及び松本広域消防局が実施する対策】（総務部、保健医療部、松本広域消防局）

(ア) 安曇野警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。

(イ) 必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を別節「広域相互応援活動」及び別節「自衛隊災害派遣活動」により行い、住民の安全確保を図る

(ウ) 消防機関は、県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送にあたり、効率的な対応をする。

(エ) 消防機関は、救助活動にあたり、関係機関等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

(オ) 消防機関は、救急活動にあたり、関係機関、救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。

その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて有効に運用する。

(カ) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、別節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

イ 【松本広域消防局が実施する対策】

(ア) あらかじめ定めてある救助・救急計画に基づき、安曇野警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定に基づき応援要請等（本章別節「広域相互応援活動」及び本章別節「自衛隊災害派遣活動計画」）により行い、住民の安全確保を図る。

(イ) 発災直後における救助救急隊の出動は、原則として人命救助・救護を最優先する。

(ウ) 多数の傷病者が集中発生した場合は、消防局が保有する通信施設を利用し、総力をあげて救護活動に従事する。

(エ) 火災に対し消防力優勢時の場合は、消火活動と並行して適宜、救助救急隊として転用を図る。

(オ) 県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送にあたり、効率的な対応をする。

(カ) 救助活動にあたり、関係機関等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

(キ) 救急活動にあたり、関係機関、救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。

その際、高規格救急車（救急救命士搭載）を傷病者の状態に合わせて有効に運用する。

(ク) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章別節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

ウ 【県が実施する対策】（危機管理部、建設部、警察本部）

(ア) 知事は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長に対し、相互応援協定の実施その他救助・救急活動に関し、必要な指示を行う。

(イ) 市町村長等からの要請又は必要に応じて、他の地方公共団体等への応援要請等を別節「広域相互応援活動」及び別節「自衛隊災害派遣活動」により行う。

(ウ) 市町村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による偵察、救助活動等を実施する。

(エ) 警察本部長は、被害状況を把握し、迅速に機動隊を出動させる。

特に、高層建築物、高速道路等において被害が発生した場合においては、高度な救助能力を有する警察災害派遣隊の即応部隊である広域緊急援助隊を迅速に派遣する。

また、被災地の警察署員及び応援機動隊員等により救出救助部隊を速やかに編成し、消防機関等と捜索区割等の調整を行う。

(オ) 道の駅を部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行う。

2 医療活動

(1) 基本方針

市において、災害対策本部又は非常体制組織（以下「災害対策本部等」という。）が設置されたとき、もしくは、災害対策本部長と本部等医務班の救急災害医療コーディネーターが協議し、必要と認めるときは、「安曇野市災害時医療救護活動マニュアル」（以下「医療救護活動マニュアル」という。）に基づき、円滑で効率的な医療活動を実施する。

更に、市町村、都道府県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。

なお、地方公共団体は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（保健医療部、松本広域消防局）

(ア) 災害時における医療救護体制について、「災害時の医療救護活動に関する協定」及び「医療救護活動マニュアル」に基づき、災害対策本部に医務班（以下「本部医務班」という。）を設置し、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の協力を得て医療救護活動を統括する。

(イ) 災害時においては、あらかじめ指定された救護班の班員は、定められた医療救護所へ出動し、施設管理職員と協力し医療救護所を設置するとともに、医療救護活動を実施する。

(ウ) 本部医務班は、医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、県警察に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。

また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。

(エ) 本部医務班は、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。

(オ) 本部医務班は、上記(ア)、(イ)とは別に、大きな被害が発生した場所に臨時に設置する医療救護所及び交代要員並びに応援が必要な医療救護所等に医療救護班を派遣する。

(カ) 医療救護所は、避難住民が存在する限り、継続して設置することを基本としますが、地区内における診療所等の半数以上が機能を回復したところで、本部医務班が規模の縮小等を検討することとします

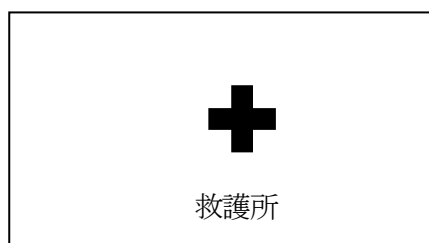
(キ) 医療救護所の設置

a 災害時医療救護活動マニュアルに基づき医療救護所を設置する。

No.	医療救護所 設置施設名	所在地
1	豊科保健センター	安曇野市豊科 4153-1（サントピア豊科内）
2	穂高保健センター	安曇野市穂高 9181
3	三郷保健センター	安曇野市三郷明盛 4810-1
4	堀金保健センター	安曇野市堀金烏川 2132-4
5	明科保健センター	安曇野市明科東川手 606-2

b 救護所旗を設置の見やすい箇所と開設した救護所に掲示する。

1 5 0 cm



1 0 0 cm

(ク) 医薬品・医療資機材の調達

各医療救護所に救護ボックスが配備されており、医療救護にはその医薬品等を使用するが、不足が予想されることから、薬剤師が出動する際、指定された医薬品、衛生材料等を持参する。

また、薬剤師の管理の下、不足する場合は本部医務班が県（松本保健福祉事務所経由）に要請を行う。

(ケ) 救護の費用基準

区 分	費 用 の 項 目	基 準 額
医 療	①救護班で使用した医療材料	実費
	②医療機関へ収容された患者	国民健康保険診療報酬の額以内
	③手術患者	地域の協定料金の額以内
	④救護班の医師・看護師等の報償及び医療器具の費用弁済	別に定める
助 産	①医療機関等で使用した医薬材料及び処置	実費
	②助産師による処置	地域慣行料金の額の8割以内

(コ) 救護班等の業務内容

項 目	対 応 策
医療救護所の開設、運営	医師・歯科医師・薬剤師・看護師 市職員・事務職員
トリアージ、中等・重症患者の後方支援病院への搬送指示	
軽症患者への応急対策	
医務班との連絡調整	
医薬品・衛生材料の要請	
一般ボランティアの要請・調整	
搬送の調整	

イ 【県が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

(ア) 大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を遅滞なく行うための本部（以下「長野県災害医療本部」という。）の設置及び運営を行う。

(イ) 保健福祉事務所（保健所）に地方部保健福祉班を置き、災害時における保健衛生・感染症

予防活動を行うとともに、医療施設の被害状況、診療機能の稼働状況、医療用資機材の需給状況、施設への交通状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握する。

- (ウ) 市町村長等からの要請又は必要に応じ、他の都道府県に対して、広域相互応援体制に基づく応援要請を行うとともに、公的医療機関・民間医療機関からの救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。
- (エ) 県立病院等の職員によりあらかじめ救護班を編成する。
- (オ) 市町村からの協力要請に基づき、救護班により別に掲げる医療救護活動等にあたるとともに、必要に応じ救護班と市町村、消防機関、医療機関等の関係機関間で医療供給体制についての連絡調整を行う。
- (カ) 市町村からの要請により、又は必要があると認められるときは、災害拠点病院を中心とした地方部単位の後方医療体制の確保を行う。
- (キ) 災害拠点病院、救命救急センター等への重篤傷病者の搬送、救護班等医療活動従事者の緊急輸送について、市町村からの要請により、ドクターヘリの出動による協力を行い、必要に応じ、消防防災ヘリコプター・県警ヘリコプター・自衛隊ヘリコプターの出動を要請する。
（危機管理部、健康福祉部、警察本部）
- (ク) 災害対策本部は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害医療本部や現地対策本部と連携して必要な調整を行う。
- (ケ) 災害対策本部は、警察、消防、自衛隊、DMAT都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の配備や活動内容の調整などを行うものとする。
- (コ) 市町村からの医薬品等供給要請があった場合、「災害時における医薬品等の供給に関する協定」及び「災害時における衛生材料等の供給に関する協定」に基づき、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会に対し、備蓄医薬品及び衛生材料の緊急配分を要請する。また、「災害時における医療ガス等の供給に関する協定」に基づき、（一社）日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部に対し、医療ガスの供給を要請する。さらに、県内では十分な量の医薬品等が確保できない場合は、国、他都道府県、関係団体等に供給を要請する。
- (サ) 「災害救助法による医療及び助産の実施委託協定」に基づき、日本赤十字社長野県支部に救護班等の派遣を要請するとともに、必要に応じて、（一社）長野県医師会、（一社）長野県歯科医師会、（一社）長野県薬剤師会、（公社）長野県看護協会に救護班等の派遣を要請し、各機関の連絡調整を行う。
- (シ) 「災害時等における応援に関する協定」に基づき、（公社）長野県柔道整復師会に避難所等における傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）を要請する。
- (ス) 災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等から医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。

(セ) 必要に応じ、関係機関に災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣を要請する。

ウ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行う。

(イ) 日本赤十字社長野県支部長は、県、市町村から要請があったとき、又は支部長、病院長が必要と認めたときは、医療救護班等を派遣し、避難所・救護所等で別に掲げる医療救護活動等にあたる。また、災害の状況に応じ、医療救護班の派遣に併せ、赤十字防災ボランティアを派遣するものとする。

(ウ) 日本赤十字社長野県支部長は、各赤十字病院において関係機関との密接な連携のもとに傷病者の受入れを円滑かつ効率的に行う。

(エ) 日本赤十字社長野県支部長は、県内3か所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づき緊急輸送する。

また、当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請する。

(オ) (一社)長野県医師会、(一社)郡市医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)郡市歯科医師会、(公社)長野県看護協会等は医療救護体制について必要な事項を定めるとともに、あらかじめ救護班を編成し、災害時の医療救護活動を行う。

また、県、市町村から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ救護班を派遣する。

〈救護班等の業務内容〉

- 負傷の程度の判定
- 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- 救急処置の実施
- 救急活動の記録
- 遺体の検案
- その他必要な事項

(カ) 災害派遣医療チーム（D M A T）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、医療救護活動を実施する。

(キ) (一社)長野県薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救護体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救護活動を行う。

また、県、市町村から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣する。

(ク) 災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。

(ケ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、県、市町村からの要請に基づき、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図る。

(コ) (一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、県からの要請に基づき、医療ガスを速やかに供給する。

(サ) 長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部付属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行う。

(シ) (公社)長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）を行う。

(ス) 災害派遣精神医療チーム（D P A T）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、精神医療及び精神保健活動への支援を実施するものとする。

エ 【住民が実施する対策】

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は自発的に救急活動を行うよう心掛ける。

第8節 消防・水防活動

第1 基本方針

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

- 1 火災による被害の拡大を防止するための初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 洪水等による水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず、住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（総務部、松本広域消防局）

(ア) 消火活動関係

a 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

b 情報収集及び効率的部隊配置

市内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

c 応援要請等

(a) 市長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力では対処できないとき、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、松本広域連合長に要請し、「長野県消防相互応援協定」に基づき、他の市町村長に対し応援を求める。

(b) 市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章別節「ヘリコプターの運

用計画」により要請する。

(イ) 救助・救急活動

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ確かな救助・救急活動を行う。

なお、本項については、本章別節「救助・救急・医療活動」に定める。

イ 【県が実施する対策】(危機管理部)

(ア) 知事は、被害状況等を速やかに把握し、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。)の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して、相互応援協定の実施その他消防活動に関し、必要な指示をするとともに、市町村長等からの要請又は必要に応じて、他の地方公共団体等への応援要請等を本章別節「広域相互応援活動」及び別節「自衛隊災害派遣活動」により行う。

(イ) 市町村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による、偵察、救助活動等を実施する。

ウ 【松本広域消防局が実施する対策】

(ア) 情報収集

a 部隊の効果的な運用を図るため、情報収集を積極的に実施するとともに、被害情報、部隊の配置等消防活動の状況を災害対策本部長に逐次報告する。

b 消防計画の情報収集のための職員を配置するとともに、参集職員、出動隊、消防署、市災害対策本部、消防団員及び住民等から必要な情報を収集する。

c 情報収集をするため、必要に応じ、関係機関に消防職員を派遣して、情報の相互交換に努める。

(イ) 通信体制の確立

消防局は、通信・指令等通信統制の確立を図るとともに、一般問合せに対する制限等対策を直ちに実施する。

(ウ) 現場活動

消防局警防本部と各現場指揮本部と綿密に連携して、効率的な消火活動を実施する。

(エ) 避難の指示・勧告

市長が住民に対し、避難の指示・勧告を行った場合、消防局長は市と協力し、住民に対し、避難の伝達及び周知徹底を速やかに行う。

(オ) 応援隊に対する措置

a 応援隊の活動に対し、応援内容・指揮体制・人員・車両・配置場所等連絡調整担当者と協議し、効率的な部隊の配置を実施するとともに、応援隊に対し、消防局連絡員を配備する。

b 応援隊の宿泊施設又は野営場所等について県調整本部及び市と調整して、後方支援する。

エ 【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

(ア) 出火防止、初期消火活動等

住民等は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。

(イ) 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 水防活動

(1) 基本方針

洪水により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市（水防管理団体）が実施する対策】（都市建設部、農林部）

(ア) 監視・警戒活動

市長（水防管理者）は、その管轄する水防区域の監視・警戒を厳にし、状況の把握に努める。

(イ) 通報・連絡

市長（水防管理者）は、監視・警戒活動によって異常箇所を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

(ウ) 水防活動の実施

市長（水防管理者）は、決壊箇所及び危険な状態になった箇所に対し、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得る。

(エ) 応援による水防活動の実施

a 市長（水防管理者）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を本章別節「広域相互応援活動」及び「自衛隊災害派遣活動」により行う。

b 市長（水防管理者）は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章別節「ヘリコプターの運用計画」により、要請する。

イ 【県が実施する対策】（建設部）

風水害等発生時において、その区域における水防管理団体が行う水防活動が十分行われるよう、長野県水防本部を設置し、次に掲げる事項を行う。

(ア) 情報の収集・伝達

水防に関する雨量・水位等の情報を速やかに収集し、水防管理者（市町村長）、関係機関等へ伝達する。

(イ) 警報等

県が管理する河川において、洪水等による水防活動の必要が認められるときは、水防警報を発令する等の方法により、水防管理者（市町村長）及び関係機関等へ伝達する。

- (ウ) 被害状況等の把握・指示
洪水等による被害の状況等の情報を収集し、水防管理者（市町村長）、関係機関等へ伝達するとともに、緊急を要する場合等は、必要な指示等を行う。
 - (エ) 水防資器材の貸与等
水防管理者の備蓄する水防資器材に不足が生じたときは、所管する水防資器材の貸与等を行う。
 - (オ) 市長（水防管理者）から水防活動に関して他都道府県の応援を要請された場合又は必要に応じて、他の地方公共団体等に対する応援要請等を別節「広域相互応援活動」及び「自衛隊災害派遣活動」により行う。
- ウ 【松本広域消防局が実施する対策】
- (ア) 監視警戒活動
災害発生後、その管轄する水防区域において、ダム、河川、ため池の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に危険箇所等を把握し、水害のおそれが認められた場合は、市長（水防管理者）に報告する。
 - (イ) 水防活動の実施
水防活動の実施にあたって、市と連携を取り、氾濫等による被害の拡大をしないよう、迅速かつ適切な水防活動を実施する。
 - (ウ) 避難準備、避難勧告・指示
消防局長は、市長が出した避難準備、避難勧告・指示について市長と協力し、住民に周知徹底する。
 - (エ) 応援隊
応援隊の活動に対し、応援内容、指揮体制、人員、車両、配置場所等について連絡調整担当者と協議する。
- エ 【ダム・水門等の管理者が実施する対策】
- ダム等の管理者は、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、それぞれ定められた操作規則等に基づいて、的確な操作を行う。
- 特に、施設からの放流の影響が極めて大きいダム等の操作にあたっては、下流域の水防管理者及び施設管理者等へ迅速に通報する。
- (ア) 洪水警戒時における措置
管理する施設への最大流入量等を予測し、予備放流等の必要な措置を行う。
 - (イ) 洪水時における措置
洪水時においては、下流の水位の急激な変動を生じないように、洪水調節可能なダム等については、洪水を調節するなど、的確な操作を行う。
 - (ウ) 緊急時の措置
計画規模を超える洪水時に操作を行う場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす可能性のある範囲の水防管理者、その他関係機関へその状況を通報するものとする。
施設に破損の危険が生じた場合等は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の水防管理者、その他関係機関へその状況を通報する。
- オ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）
- (ア) 警報等
国が管理する河川において、洪水等による水防活動の必要が認められるときは、水防警報を発令する等の方法により県水防本部へ伝達する。
 - (イ) 水防資器材の貸与等

水防管理者の備蓄する水防資器材に不足が生じたときは、所管する水防資器材の貸与等を行う。

第9節 要配慮者に対する応急活動

第1 基本方針

災害が発生した際、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、市、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した避難場所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への受入れ等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講ずるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。
- 4 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

第3 活動の内容

1 避難受入れ活動

(1) 基本方針

市、県及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（福祉部、市民生活部、商工観光部）

(ア) 避難準備情報・避難勧告・避難指示をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、防災行政無線、ケーブルテレビ、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行う。

(イ) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

市は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

なお発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。

なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行うものとする。

(ウ) 避難所での生活環境整備等

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難スペースを必要に応じて設置する。

- また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。
- a 避難所における設備の整備
段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。
 - b 避難所における物資の確保及び提供
車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。
 - c 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供
福祉避難所及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。
 - d 外国籍市民や外国人旅行者等の支援体制の確立
外国籍市民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じ災害多言語支援センターの設置を行う。
 - e 情報提供体制の確立
避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、文字放送テレビ、ラジオ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。
- (エ) 在宅者対策
- 災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。
- a 在宅者の訪問の実施
市は在宅の要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。
 - b 物資の確保及び提供
必要に応じて日常生活に必要な物資等を提供する。
 - c 相談体制の整備
在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。
 - d 情報提供体制の確立
災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。
- (オ) 応急仮設住宅等の確保
- 要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。
- イ 【県が実施する対策】(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、建設部)
- (ア) 避難所での生活環境整備
- 要配慮者の避難所での生活環境を整備するため、市町村からの要請に基づき、必要な支援を行うとともに、市町村のみでの対応が困難な場合においては、自ら要配慮者のニーズの把握に努め、市町村と連携して必要な人員や物資の確保及び提供等を行う。なお、外国籍県民や外国人旅行者の避難所での生活環境整備については必要に応じて市の対策を支援する
- (イ) 県立病院等における緊急受入等の実施
- 県立の病院、社会福祉施設、特別支援学校等においては、市町村等からの要請があった場

合、要配慮者の緊急受入れ等について、当該病院・社会福祉施設・特別支援学校等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。

(ウ) 介護職員等の派遣体制の確保

社会福祉事業者等の管理者に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することなどにより介護職員等の派遣体制の整備に努める。

(エ) 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、市町村と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

(オ) 災害派遣福祉チームの派遣

市町村からの支援要請により、又は必要があると認められるときは、災害派遣福祉チームの派遣を要請する。

ウ 【関係機関等が実施する対策】

(ア) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、市から予め提供された名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

なお発災時において、市から予め提供された名簿に掲載されていない避難行動要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼があった場合は、可能な範囲で避難支援を行うよう努めるものとする。

(イ) 医療機関・社会福祉施設等における受入れの推進

福祉避難所や要配慮者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受け入れ等について、市町村から要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。

(ウ) 医療機関・社会福祉施設等の復旧

医療機関や社会福祉施設等要配慮者が利用する施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させる。

2 広域相互応援体制等の確立

(1) 基本方針

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、受入れ等が集中的に必要なことが考えられる。

このような場合、市町村の区域を超えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難受入れ活動を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(福祉部、市民生活部、総務部)

市は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市の区域を超えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難場所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。

イ 【県が実施する対策】(危機管理部、県民文化部、健康福祉部)

県は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市から応援要請があった場合、人

員、資機材及び避難所等について広域的な調整を行う。

ウ 【関係機関等が実施する対策】

医療機関・社会福祉施設等及び関係機関は、市・県等から要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関する人員、資機材及び避難所等の要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するよう努める。

第10節 緊急輸送活動

第1 基本方針

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送を確保する。

また、緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全 ②被害の拡大防止 ③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進し、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
<ul style="list-style-type: none">・人命救助・消防等災害拡大防止・ライフライン復旧・交通規制	<ul style="list-style-type: none">・(第1段階の続行)・食料、水、燃料等の輸送・被災者の救出・搬送・応急復旧	<ul style="list-style-type: none">・(第1・2段階の続行)・災害復旧・生活必需物資輸送

第2 主な活動

- 1 緊急輸送全般の調整は、必要により災害対策本部（危機管理部）が行う。
- 2 被災状況を直ちに調査し、県警察の定める規制計画に基づく交通規制を実施して、緊急交通路を確保するとともに、必要に応じて放置車両や立ち往生車両の移動等について道路管理者に要請を行う。
- 3 県及び県警察を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両等の確認事務を行う。
- 4 主要道路を優先した応急復旧活動を行うとともに、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは放置車両や立ち往生車両等の移動等を行う。また、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。
- 5 輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。
- 6 支援物資の集積と各指定避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。

第3 活動の内容

1 緊急輸送の調整

(1) 基本方針

交通の確保は災害応急対策の成否にかかわる重要な課題であり、かつ、総合的な調整を必要とするため、各機関と協議のうえ、災害対策本部（危機管理部）が必要な調整を行う。

(2) 実施計画

【市及び県が実施する対策】（市：都市建設部、県：災害対策本部〈危機管理部〉）

ア 道路管理者等に対し、道路の被災状況及び復旧見込み等に関する報告を求める。

イ 関係機関等に対し、交通規制、応急復旧、交通手段確保等に関し、必要な要請、依頼等の調整を行う。

2 緊急交通路確保のための交通規制等

(1) 基本方針

県公安委員会は、大規模な地震による災害が発生した場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合において、応急対策活動のため緊急交通路を確保する必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両の通行を確保するための交通規制を実施する。

この場合、原則として、あらかじめ定めた「緊急交通路交通規制対象予定道路」から、被災の範囲や被災状況に応じて緊急交通路として指定し、広域、外周、被災地域の段階的交通規制により、緊急通行車両の通行を確保するものとし、被災直後は、被災地域における被災者の救助等の緊急車両の通行を最優先とした区域交通規制を実施する。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する対策】（建設部、警察本部）

- (ア) 発災時は、緊急交通路確保のため、警察、道路管理者等が協力し、速やかに道路、橋梁、交通状況、信号機の作動状況等を把握し、道路の通行可否判断をする。
- (イ) 県公安委員会は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の都道府県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて応援協定等に基づき、協力要請するものとする。さらに、情報板、信号機等の交通管制施設も活用するものとする。
- (ウ) 県公安委員会は、県内又は隣接県において災害が発生して緊急交通路を確保する必要があると認める場合は、災害対策基本法第 76 条の規定に基づき、被災地域の範囲を区域とし、あるいは通行可能な緊急規制対象道路の区間を緊急交通路として指定し、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限する。
- (エ) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、災害対策基本法第 76 条の 4 の規定に基づき、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。
- (オ) 道路管理者である市に対し、必要に応じて、緊急通行車両の通行を確保するため区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について広域的な見地から指示を行う。（建設部）
- (カ) 交通規制課は隣接県からの車両流入抑止のため、隣接県との事前協定に基づいて関係隣接県警察の交通規制を要請する。
- (キ) 高速道路交通警察隊長及び警察署長は、地震発生後直ちに、警察本部長が定める長野県警察災害警備計画に基づき、交通規制対象交差点及び交通検問所等に警察官を配置し、次の交通規制を実施する。
 - a 被災地域内の一般車両通行禁止の交通規制
 - b 被災地域外周の地域緊急規制対象道路における被災地域への流入禁止の交通規制
 - c 高速道路における一般車両の被災地方面への流入禁止規制とインターチェンジにおける必要な制限等
- (ク) 交通規制等に当たって必要がある場合は、あらかじめ締結した協定に基づき、(一社)長野県警備業協会に協力を求める。

イ 【道路管理者による措置命令等】

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要のあるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

ウ 【警察官、自衛官及び消防吏員の措置命令等】

- (ア) 警察官は、緊急通行車両等の通行確保のため、緊急通行車両等の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両等他の物件（以下「物件等」という）の移動、破損等の措置命令又は強制措置をとる。
- (イ) 警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、(ア)の措置をとる。

3 緊急交通路確保のための応急復旧

(1) 基本方針

県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次確保路線から順次応急復旧を推進し、第1次確保路線復旧が困難な場合は第2次確保路線、第2次確保路線が困難な場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保する。

また、応急復旧にあたっては各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できるかぎり早期の緊急交通路確保に留意する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部、農林部）

- (ア) この計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。
- (イ) 緊急交通路が使用不能となった場合は、市道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路について確保し、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請する。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 県管理道路の緊急交通路確保のため、警察、消防、地元市町村等と連携をとり、必要な交通規制を実施する。（建設部）
- (イ) 県は、応急対策を実施するための緊急交通路を確保するため、県管理道路の機能確保を図る。また、県管理道路以外の道路についても、当該道路管理者の要請に基づき、可能な範囲で応援する。なお、県管理道路の応急復旧対策について応援を必要とするときは、関係機関に応援を要請する。（建設部）
- (ウ) 具体的な復旧作業については、建設業協会等との間に締結した協定に基づき、応急復旧を実施する。
また、復旧状況については、速やかに県災害対策本部に報告又は通報する。（建設部）
- (エ) あらかじめ指定した緊急交通路が被災して通行不能の場合は、活用できる林道について、林道管理者の要請に基づき、被害状況、二次災害の危険性、応急工事の内容等を速やかに調査し、林道管理者に取るべき措置を指導する。（林務部）
- (オ) あらかじめ指定した緊急交通路が被災して通行不能の場合は、広域農道を始めとした基幹農道等について関係者と協議し、市町村が行う復旧作業を支援する。（農政部）
- (カ) 信号機の倒壊や故障が発生した場合、信号機施工業者との連携による緊急補修や移動式信号機の設置を行うとともに、滅灯信号機については可搬式発動発電機により速やかな電源確保を行う。（警察本部）
- (キ) 道路標識の倒壊や損壊に対しては、重要な標識から優先して、補修や移動標識の設置によ

る応急対策を実施する。(警察本部)

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 直轄国道について、直ちに被災状況を把握するとともに、被災箇所については速やかに応急復旧を行う。(地方整備局)
- (イ) 高速道路は、隣接県等との輸送確保上、最も重要な幹線道路であることから、状況を直ちに把握するとともに、建設業各団体等に対して協力を求め、速やかな応急復旧を行う。(東日本高速道路株、中日本高速道路株)
- (ウ) 国有林林道の被災状況の早急な把握に努めるとともに、緊急交通路の使用不能等により県、市町村の要請に基づき、代替路として利用する国有林林道の速やかな応急復旧及び安全通行の確保に努める。(中部森林管理局)
- (エ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。

4 緊急通行車両等確認事務

(1) 基本方針

災害応急対策を円滑・迅速に実施するためには、対策用車両が優先して通行できる交通規制を速やかに実施することが重要であるが、その前提として、一般車両と応急対策用車両を区別するために、緊急通行車両等であることの確認を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(都市建設部)

- (ア) 輸送する物資、数量の確認
- (イ) 輸送ルートの確認
- (ウ) 輸送車両の確認
- (エ) 輸送分担の確認

イ 【県が実施する計画】(危機管理部、警察本部)

- (ア) 確認事務手続き
緊急通行車両等の確認事務は、県(知事)及び県警察(公安委員会)において行う。
- (イ) 事前届出車両の取扱い

予防計画第8節による「緊急通行車両等事前届出済証」「規制除外車両事前届出済証」を所有している車両に対する手続きは、県及び警察(警察本部交通規制課、警察署、検問等)において行う。

5 輸送手段の確保

(1) 基本方針

災害時の輸送は緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(都市建設部、総務部)

市は、計画の定めるところにより自ら輸送力の確保に努める。この場合、自ら調達することが不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、直ちに県に対して調達を要請する。

要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できるかぎり詳細に連絡する。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 市町村からの要請に基づき、第5節「ヘリコプターの運用計画」により、迅速な運用を図る。

この場合、輸送物資等の内容、数量、輸送場所、ヘリポートの位置、天候等に関する事項を、できる限り詳細に連絡する。(危機管理部)

(イ) 市町村からの要請に基づき、予防計画第8節「緊急輸送計画」により、北陸信越運輸局長野運輸支局を窓口として、各輸送関係機関に対して協力を要請する。(危機管理部)

(ウ) 市町村からの要請に基づき、JR各社に対して協力を要請する。(危機管理部)

(エ) 被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず、被災市町村に対する物資を確保し、輸送する。(危機管理部)

(オ) 県庁内各部局と連絡調整し、それぞれが管理する車両の中から、長野県災害対策本部員の活動に要する車両を確保する。(総務部)

(カ) 緊急輸送を実施するため必要に応じて(公社)長野県トラック協会に対して「緊急・救援輸送に関する協定書」に基づき応援を要請する。(危機管理部)

(キ) 緊急輸送を実施するため必要に応じて赤帽長野県軽自動車運送協同組合に対して「災害時における食料、生活必需品等の輸送協力に関する協定」に基づく応援を要請する。(危機管理部)

(ク) 長野県石油商業組合に対して「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」に基づき、緊急車両への優先給油を要請する。(危機管理部、産業労働部)

ウ 【関係機関が実施する対策】(自衛隊、北陸信越運輸局、(公社)長野県トラック協会、(社)長野県バス協会、(一社)長野県タクシー協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合長野県倉庫協会)

(ア) ヘリコプター運行機関は要請に基づいて直ちに出勤の準備をするとともに、地上の支援体制等につき、必要な措置を依頼する。(自衛隊等)

(イ) 緊急車両調達に関する要請があった場合は、直ちに関係機関に対して協力を求める。(北陸信越運輸局)

(ウ) 緊急輸送が円滑に実施されるよう、交通輸送機関の現状把握に努めるとともに、必要に応じ、輸送分担、連絡輸送等の調整、輸送命令、不急輸送の停止及び制限を行う。(北陸信越運輸局)

(エ) (公社)長野県トラック協会は、県等からの要請に基づき、次の事項を実施する。

a 道路運送法第84条の輸送命令又は出勤要請があった場合は、速やかに県トラック協会内に災害対策本部を設置し、緊急救援物資輸送体制を確立する。

b 県下7地区(北信、上小、佐久、諏訪、上伊那、下伊那、中信)において緊急輸送出動体制を組み、要請に基づき、緊急救援物資輸送隊を編成して出勤する。

c 輸送にあたっては、積み降ろしのための人員等について、要請機関と密接に連携する。

d 広域的な災害については、(公社)全日本トラック協会、各県トラック協会、(一社)全国霊柩自動車協会との連携により対応する。

(オ) 北陸信越運輸局から要請を受けた(社)長野県バス協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応える。

(カ) 北陸信越運輸局から要請を受けた(一社)長野県タクシー協会は、特別な理由がない限り、通常業務に優先してこれに応える。

- (キ) 赤帽長野県軽自動車運送協同組合は、県等からの要請に基づき、協定に定められた食料、生活必需品等の輸送協力を実施する。
- (ク) (公社)長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会は、県等からの要請に基づき、長野県災害対策本部室「物資調整担当」において物資輸送に関する調整を行うものとする。

6 輸送拠点の確保

(1) 基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、各避難所ごとに分類して発送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(都市建設部、市民生活部)

- (ア) 輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地の市町村があたることを原則とし、運営にあたっては、被災市町村及び県と密接に連携する。
- (イ) 各避難所での必要物資については、輸送拠点と連携を密にする。

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 予防計画第10節「緊急輸送計画」において各市町村が定める輸送拠点内から、被災状況に応じて必要な輸送拠点を指定し、関係各機関に徹底する。
指定にあたっては、被災市町村における応急対策のための業務量を考慮し、関係市町村と協議のうえ、原則としてその外周市町村を指定する。(危機管理部)
- (イ) 県警察は警察署及び市町村と協議の上、緊急交通路との連絡道路について、交通規制を実施する。(警察本部)

第11節 障害物の処理活動

第1 基本方針

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

第2 主な活動

- 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として障害となる物件の所有者又は管理者が行う。
- 2 除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。

第3 活動の内容

1 障害物除去処理

(1) 基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(都市建設部)

(ア) 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(イ) 放置車両等の移動等

- a 市管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。
- b 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(ウ) 応援協力体制

- a 市に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。
- b 市限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

イ 【県が実施する対策】(各部局)

(ア) 実施機関

- a 県管理の道路施設上の障害物の除去は、建設部が警察本部等関係部局の協力を得て行う。
- b その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その所有者又は管理者が行う。

(イ) 障害物除去の方法

- a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
- b 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- c 緊急輸送路の障害物を確認するため、発災と同時に当該輸送路を通行止めとする。

(警察本部)

- d 交通障害の早期把握のため、先遣隊を派遣する。(警察本部)
- e 障害の除去のため、レッカー車、クレーン車の出動要請を行う。(警察本部)
- f 障害物排除用車両誘導のため、パトカー等による誘導を行う。(警察本部)
- g 障害物件除去のため、放置物件等を保管場所へ移送、保管する。(警察本部)

(ウ) 放置車両等の移動等

- a 通行禁止区域等において緊急車両の通行の妨害となり災害応急対策に著しい障害が生じるおそれがあると認められる場合には、放置車両等を付近の道路外の場所に移動等する。(警察本部)
- b 県管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。(建設部)
- c 道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、緊急通行車両の通行ルートを確認するため広域的な見地から指示を行う。(建設部)

(エ) 必要な資機材等の整備

- a 障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てる。
- b 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。
- c 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、除去作業現場等とする。

(オ) 応援協力体制

- a 緊急輸送路として確保すべき農林道上の障害物については、速やかに除去されるよう市町村を支援する。(農政部、林務部)
- b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

ウ 【関係機関が実施する対策】(各機関)

(ア) 実施機関

自己の所有又は管理する障害物(工作物を含む。)の除去は、その者が行う。

(イ) 障害物除去の方法

- a 緊急輸送道路については、関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去等により、速やかに緊急輸送機能を図る。(地方整備局)
- b 巡回の強化を図り、障害となる物の除去等に努める。
- c 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(ウ) 放置車両等の移動等

- a 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。
- b 運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

(エ) 必要な資機材等の整備

障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てる。

(オ) 応援協力体制

- a 各機関限りで実施困難のときは、市長に応援協力を要請する。
- b 市等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

2 除去障害物の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部、市民生活部）

(ア) 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(イ) 応援協力体制

a 市に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

b 市限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

イ 【県が実施する対策】（各部局）

(ア) 実施機関

a 県管理の道路施設上の障害物に係る集積は、建設部が行い、処分は環境部等関係部局の協力を得てその所有者又は管理者が行う。

b その他の施設、敷地内の障害物の集積、処分は、その所有者又は管理者が行う。

(イ) 障害物の集積、処分の方法

a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。

b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(ウ) 必要な資機材等の整備

a 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。

b 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、集積又は処分作業現場等とする。

(エ) 障害物の集積場所（全部局）

それぞれの実施者において判断するが、おおむね次の場所に保管又は処分し、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所

b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所

c 障害物が二次災害の原因にならないような場所

d 広域避難地として指定された場所以外の場所

(オ) 応援協力体制

市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

ウ 【関係機関が実施する対策】（各機関）

(ア) 実施機関

各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行う。

(イ) 障害物の集積、処分の方法

a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。

b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(ウ) 必要な資機材等の整備

障害物の多寡により、それぞれ対策を立てる。

(エ) 障害物の集積場所

それぞれの実施者において判断するが、おおむね次の場所に保管又は処分し、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

- a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
- b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
- c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
- d 広域避難地として指定された場所以外の場所

(オ) 応援協力体制

- a 各機関限りで実施困難のときは、市長に応援協力を要請する。
- b 市等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

第12節 避難受入及び情報提供活動

第1 基本方針

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市長を中心に計画作成をしておく。

その際、障がい者等の要配慮者についても十分考慮する。

特に、市内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため避難準備・高齢者等避難開始、避難指示（緊急）、避難勧告、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に充分配慮する。

また、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

<避難情報等>			<防災気象情報>
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 ^{※2} ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令 (市町村が発令)	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル 4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示（緊急） ^{※3} ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令 (市町村が発令)	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル 3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 (市町村が発令)	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)	

(国土交通省、気象庁、長野県が発表)

第2 主な活動

- 1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 市長は必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 市は避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 市及び県は、広域的な避難が障がい者などのな場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 市及び県は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 市、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

第3 活動の内容

- 1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報

(1) 基本方針

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を行う。

避難準備・高齢者等避難開始を伝達する者、避難勧告、避難指示（緊急）を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

<避難情報等>			<防災気象情報>
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	【警戒レベル相当情報(例)】
警戒レベル 5	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 ※2 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に可能な範囲で発令（市町村が発令）	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル 4 全員避難	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	避難勧告 避難指示（緊急） ※3 ※3 地域の状況に応じて緊急的又は極めて緊急性を促す場合等に発令（市町村が発令）	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル 3 高齢者等は避難	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始（市町村が発令）	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等
警戒レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等（気象庁が発令）	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報（気象庁が発令）	

（国土交通省、気象庁、長野県が発表）

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア) 実施事項及び実施機関

実施事項	機関等	根拠	対象災害
避難勧告	市長	災害対策基本法第60条	災害全般
避難指示（緊急）	市長	災害対策基本法第60条	災害全般

実施事項	機関等	根拠	対象災害
避難指示（緊急）	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般
指定避難所の開設、収容	市長		

(イ) 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。

(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、その所掌

事務に関し、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。また、都道府県は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。

イ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の意味

○ 「避難準備・高齢者等避難開始」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する要配慮者及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

○ 「避難勧告」

その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。

○ 「避難指示（緊急）」

被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

ウ 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始及び報告、通知等

(ア) 市長の行う措置

a 避難指示（緊急）、避難勧告

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示（緊急）、避難勧告を行う。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示するものとする

なお災害の危険性が高まり、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

(a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断された場合

(b) 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域

(c) 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所）

(d) 国又は長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

(e) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域

(f) 河川が氾濫注意水位・避難判断水位及びはん濫危険水位を突破し、洪水のおそれがある地域

(g) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域

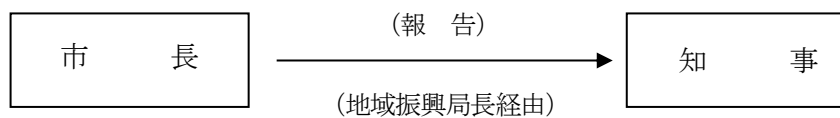
(h) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域

(i) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域

(j) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域

(k) 避難路の断たれる危険のある地域

- (l) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (m) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域
- b 避難準備・高齢者等避難開始
 - 人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記 a の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備・高齢者等避難開始を伝達する。
 - (a) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫注意情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- c 報告（災害対策基本法第 60 条等）



（報告様式は本章第 2 節災害情報の収集・連絡活動第 2 の 4 参照）

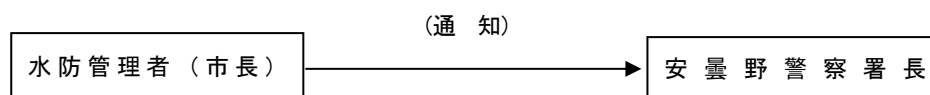
※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) 水防管理者の行う措置

a 指示

水防管理者は、洪水の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知（水防法第 29 条）



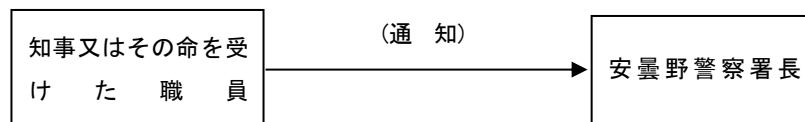
(ウ) 知事又はその命を受けた職員の行う措置

a 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

b 地すべりのための指示（地すべり等防止法第 25 条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



(エ) 警察官の行う措置

a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発

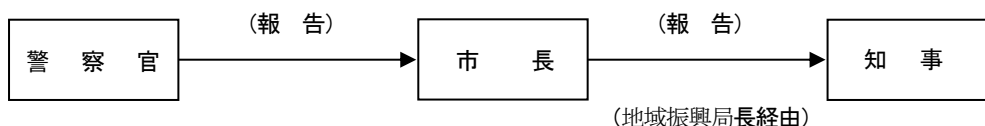
令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

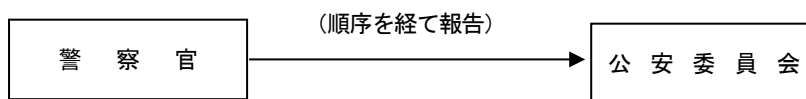
- (a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努める。
- (b) 市関係者と緊密な連絡体制を保持する。
- (c) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第 61 条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。
この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。
- (d) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第 4 条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。
- (e) 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- (f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難場所へ避難誘導を行う。
- (g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- (h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市町村等の指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- (i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b 報告、通知

- (a) 上記 a (c)による場合（災害対策基本法第 61 条）



- (b) 上記 a (d)による場合（警察官職務執行法第 4 条）

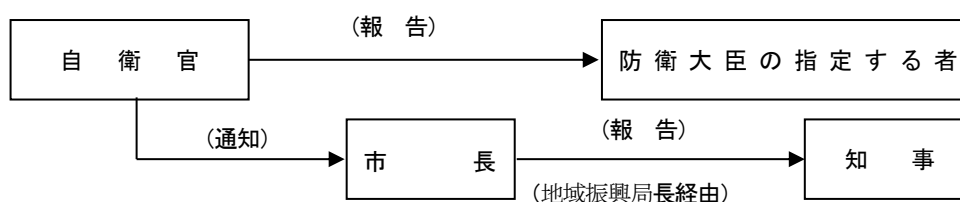


(オ) 自衛官の行う措置

a 避難等の措置

自衛隊法第 83 条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいる場合に限って「警察官職務執行法第 4 条による措置」による避難等の措置をとる

b 報告（自衛隊法第 94 条）



エ 避難指示（緊急）、避難勧告の時期

上記ウ(ア) a (a)~(k)に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示（緊急）、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

オ 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の内容

避難指示（緊急）、避難勧告を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備・高齢者等避難開始の伝達についても同様とする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路または通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 住民への周知

(ア) 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。

避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

- (イ) 市長以外の指示者は、住民と直接関係している市長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。
- (ウ) 市長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておく。
- (エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。
県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。
- (オ) 市及び県は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線（戸別受信機を含む）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。
- (カ) 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

市及び県は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

ク 市有施設における避難活動

災害発生時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

- (ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。
- (イ) 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

- (ア) 市長、市職員（災害対策基本法第 63 条）
- (イ) 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第 21 条）
- (ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第 28 条）
- (エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
- (オ) 自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第 63 条第 3 項—市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る）

なお県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の 3 点である。

- (ア) 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- (イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- (ウ) 避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難指示、避難勧告を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

(2) 実施計画

ア 【避難勧告（緊急）、避難指示の実施機関が実施する対策】

(ア) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者等を優先する。

(イ) 誘導の方法

a 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

b 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

c 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

d 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

f 高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

g 避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。

h 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は松本地域振興局を經由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出勤を求める等適切な処置を行う。

市は、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

i 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

(ウ) 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きにあつての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

イ 【住民が実施する対策】

(ア) 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。

この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

(イ) 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(ア)同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。

この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

市は収容を必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(全部局)

(ア) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

(イ) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

(ウ) 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

(エ) 指定避難所における情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努める。

- a 避難者
- b 住民
- c 自主防災組織
- d 他の地方公共団体
- e ボランティア
- f 避難所運営について専門性を有した外部支援者

(オ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

(カ) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。

(キ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。

(ク) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。

(ケ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双

方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

- (ウ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- (ヤ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
 - a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行う。
 - b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。
 - c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
 - (a) 介護職員等の派遣
 - (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ
 - d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
 - e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。
- (ヨ) 指定避難所の管理運営にあたり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。
- (ユ) 市教育部及び学校長は、県が実施する対策の例（ア(エ)参照）に準じて、市の地域防災計画をふまえ、適切な対策を行う。
 - a 学校が地域の避難所となった場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。
 - b 学校長は、避難所の運営について、必要に応じ市に協力する。なお、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。
 - c 児童生徒が在校時に災害が発生し、学校が地域の避難所となった場合、学校長は、児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と児童生徒の避難場所を明確に区分する。
- (エ) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。
- (オ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 市町村長の報告により、避難所の開設状況を把握するとともに、市町村の要請に応じ指定避難所に必要な資機材の調達及び斡旋に努める。(危機管理部)
 - a 市町村からの要請に備え、協定締結先の(一社)日本建設機械レンタル協会長野支部に調達可能な在庫量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請があった場合調達及び斡旋を図る。
 - b 市町村からのテントの要請があった場合は、協定締結先の長野県テントシート装飾工業組合に対し、調達及び斡旋を図る。
- (イ) 指定避難所の管理運営にあたり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。
- (ウ) 災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、国の非常本部等に支援を要請する。(危機管理部)
- (エ) 県立学校における対策(教育委員会)
 - a 指定避難所としてあらかじめ指定を受けている県立の高等学校及び特別支援学校が地域の避難所となった場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。
また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。
 - b 学校長は、指定避難所の運営について、必要に応じ市町村に協力する。なお、市町村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。
 - c 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、指定避難所として利用される場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。
- (オ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

ウ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定避難所の運営について必要に応じ市長に協力する。
- (イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行う。
- (ウ) 日本赤十字社長野県支部は、市の災害対策本部並びに当該日赤地区(各市及び郡の日赤窓口)・分区(各町村の日赤窓口)と連携をとり、被災者救援に協力する。
 - a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供
 - b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供(炊き出し、救援物資の輸送等)
- (エ) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県、市に提供するものとする。

エ 【住民が実施する対策】

指定避難所の管理運営については市長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

5 広域的な避難を要する場合の活動

(1) 基本方針

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部）

- (ア) 被害が甚大で市町村域を越えた広域の避難・受入れが必要と判断される場合には、県に支援を要請する。
- (イ) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、指定避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。
- (ウ) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- (エ) 避難者を受け入れる必要がある場合、指定避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- (オ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 必要に応じて、避難先の調整、移送ルートの調整を行う。
- (イ) 被害が甚大で県域を越えた広域の避難・受入れが必要と判断される場合には、広域応援協定締結都県市又は国の非常本部等に支援を要請する。
- (ウ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。
- (エ) 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

6 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう市及び県は相互に連携し、公営住宅の斡旋等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部、福祉部、総務部）

- (ア) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
- (ウ) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

- a 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。
- b 応急仮設住宅の建設のため、市公有地又は私有地を提供する。
- c 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。
- d 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
- (エ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。
- (オ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、市に情報提供を行う。
- (カ) 応急仮設住宅の運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。
- イ 【県が実施する対策】（建設部）
 - (ア) 利用可能な県営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。
 - (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受けた場合、被災市町村に情報提供を行う。
 - (ウ) (一社)長野県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会長野県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求める。
 - (エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。
 - a 民間賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。また、応急住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。
 - b 応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で市町村長から要請のあった戸数とする。(国から通知があった場合はこの限りでない。)
 - c 応急仮設住宅は、県有地又は市町村が提供する敷地等に建設する。
 - d (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会との協定に基づき住宅建設を要請する。
また、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。
 - e 入居者設住宅の維持管理は、原則として市町村長に委任する。
 - f 応急仮設住宅は、県有地又は市町村が提供する敷地等に建設する。
 - (オ) 市町村からの要請に応じて、生活衛生同業組合(12団体)との協定に基づき、以下について協力を求める。(健康福祉部)
 - a 避難所としてのホテル・旅館の提供
 - b 食材の供給・炊き出し
 - c 入浴、理・美容、クリーニング等の支援

7 被災者等への的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供できるよう努める。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】（市：総務部、県：危機管理部）

- (ア) 市及び県は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。
- (イ) 市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- (ウ) 市及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (エ) 市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。
- (イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- (ウ) 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

第13節 孤立地域対策活動

第1 基本方針

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。孤立が予想される地域が多数存在する当県の災害応急対策は、常にこのことを念頭に置き、

- 1 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
 - 2 緊急物資等の輸送
 - 3 道路の応急復旧による生活の確保
- の優先順位をもってあたる。

第2 主な活動

- 1 孤立予想地域に対しては市から連絡をとって孤立の有無を確認するとともに、被害状況の把握に努める。
- 2 交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。
- 3 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線機器等の配置を検討するほか、職員、警察官等を派遣する等、通信手段の確保に努める。
- 4 陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。
- 5 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第3 活動の内容

1 孤立実態の把握対策

(1) 基本方針

全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、平常時からの孤立予想に基づき、直ちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(総務部)

(ア) 交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行い、県に対して直ちに速報する。

(イ) 孤立予想地域に対し、N T T回線及び防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行う。

イ 【県が実施する対策】(危機管理部)

県は、市町村における孤立状況を直ちに調査する。

2 救助・救出対策

(1) 基本方針

災害発生時には人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(総務部、保健医療部、商工観光部、松本広域消防局)

- (ア) ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。
- (イ) ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できるかぎり多くの情報を収集して報告する。
- (ウ) 負傷者等が多い場合は、医療救護活動マニュアルに基づき医療救護所の開設及び医師等の現地派遣に配慮する。
- (エ) 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討して、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を推進する。

イ 【県が実施する対策】(危機管理部)

- (ア) 市町村からの要請に備え、ヘリコプターの出動体制を確立する。
- (イ) 市町村に対し、ヘリポート及び要員の確保について指示する。
- (ウ) 負傷者等の搬送の場合は、着陸地を管轄する市町村と連携し、救急車及び収容先病院に関する手配について指示する。
- (エ) 孤立状態から救出すべき要配慮者及び観光客等については、市町村の要請に基づき、早期に救出できるよう手配する。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

N T T回線が不通となった場合、孤立地域での実態を把握し、必要な連絡をする事が不可能になる。情報上の孤立状態をまず解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(総務部)

職員の派遣、地域防災系無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 電気通信事業者に対し、携帯電話等の可搬型無線機の臨時配置について、協力を求める。(危機管理部)
- (イ) アマチュア無線による災害時の応援に関する協定に基づき、日本アマチュア無線連盟長野県支部に対して、情報の伝達について協力を求める。(危機管理部)
- (ウ) 警察は、孤立地域へ警察無線を携帯した警察官を派遣する等の対策を検討する。(警察本部)

ウ 【関係機関が実施する対策】(東日本電信電話株)

- (ア) 携帯電話機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。
- (イ) 避難場所等に、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、災害時用公衆電話(特設公衆電話)を設置する。

エ 【住民が実施する対策】

農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、市との連絡確保に自ら努める。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

(1) 基本方針

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行う他、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部、総務部）

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 市町村からの要請に基づき、各種ヘリコプターの手配、調整を行う。

(イ) 市町村からの要請に基づき、陸上輸送力の確保について手配する。（本章第9節「緊急輸送活動」による）

ウ 【住民が実施する対策】

(ア) 孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力しあう。

(イ) 住民自らも、隣接地域及び市との連絡確保に努める。

5 道路の応急復旧活動

(1) 基本方針

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路をまず確保する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部、総務部）

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

イ 【県が実施する対策】（建設部）

(ア) 孤立地域に通ずる県管理道路については、速やかな復旧に努める。

(イ) 市町村が行う応急復旧活動に関し、要請に基づいて、被害状況、二次災害の危険性、応急工事の内容等を速やかに調整し、道路管理者のとるべき措置について指導する。

ウ 【関係機関が実施する対策】

道路管理の責を有する各機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置等の応急工事を早急に実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行う。

第14節 食料品等の調達供給活動

第1 基本方針

災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

第2 主な活動

- 1 市は、自らの備蓄食料では、必要量の供給ができない場合は、近隣市町村、県等に要請する。
- 2 備蓄食料、協定等によって調達した食料を速やかに供給する。

第3 活動の内容

1 食料品等の調達

(1) 基本方針

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料により対応する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(福祉部、商工観光部、総務部)

市は、計画等で定められた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村及び県(地域振興局長)に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 地域振興局長は災害発生時に、管内市町村からの備蓄食料の供給要請に備え、品目別に数量を確認するとともに、要請があった場合、当該地域振興局の備蓄食料の供給を行う。また、供給した食料の種類及び数量を危機管理部長あて報告する。なお、市町村からの要請量が当該地域振興局の備蓄量を上回る場合は、当該地域振興局長は危機管理部長に必要な量を報告し、危機管理部長は他の地域振興局に備蓄食料の供給を依頼する。(危機管理部)

(イ) 市町村からの食料の要請量が県の備蓄により供給できない場合は、必要に応じて、隣接県に対してあらかじめ締結された協定に基づいて食料の供給を要請する。(危機管理部)

(ウ) 長野県生活協同組合連合会との協定に基づき食料の供給を要請する。(県民文化部)

(エ) 市町村の要請に基づき、協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸商業協同組合、諏訪市卸商業協同組合、長野県商店街振興組合連合会、長野県商店連合会、(一社)長野県LPガス協会との協定に基づき食料の供給を要請する。(産業労働部)

(オ) 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第11の災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき、農林水産省に災害救助用米穀の供給を要請する。(農政部)

(カ) 「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」により県内外の米穀販売事業者に応急米穀の供給を要請する。(農政部)

- (キ) 長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部との協定に基づき食料の供給を要請する。(農政部)
- (ク) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン及び株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート及び株式会社イトーヨーカ堂との協定に基づき食料の供給を要請する。(危機管理部・農政部)
- (ケ) 株式会社デリックちくまとの協定に基づき食料の供給を要請する。(農政部)
- (コ) 上記(ウ)、(エ)、(キ)、(ク)及び(ケ)については、発災後適切な時期に、調達可能な備蓄量等について、主な品目別に確認する。(危機管理部、県民文化部、商工労働部、農政部)
- (カ) 上記(ア)、(イ)については、保健福祉事務所管理栄養士の協力を得て、様々な状況の被災者のニーズに対応できるよう配慮する。(危機管理部、健康福祉部)

ウ **【関係機関が実施する対策】**

- (ア) 農林水産省
農林水産省は、知事又は市町村長からの政府所有米穀の緊急引渡要請を踏まえ、災害救助用米穀の引渡しを行う。
- (イ) 米穀販売事業者
「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取り扱いに関する協定書」に基づき供給を行う。
- (ウ) 卸売市場業者
生鮮農畜水産物について、被災住民に対し、必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、県内卸売市場間での協定に基づき、被災卸売市場に対しその他の市場から優先的な供給を行う。

2 食料品等の供給

(1) 基本方針

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給するための活動が必要である。

各機関は、被災地の状況をいち早く把握し、連携を取り合って活動する必要がある。また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

(2) 実施計画

ア **【市が実施する対策】**(福祉部、農林部、商工観光部)

- (ア) 災害発生時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず市の備蓄食料の供給を行う。
- (イ) 市は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村及び県(地域振興局長)に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行って調達した食料を被災者等に対して供給する。
- (ウ) 食料の供給活動に際しては、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施する。

イ **【関係機関が実施する対策】**(日本赤十字社(長野県支部))

市の災害対策本部並びに当該日赤地区・分区と連携を取り、赤十字防災ボランティアの労力を提供し炊き出し等、被災者援護に協力する。

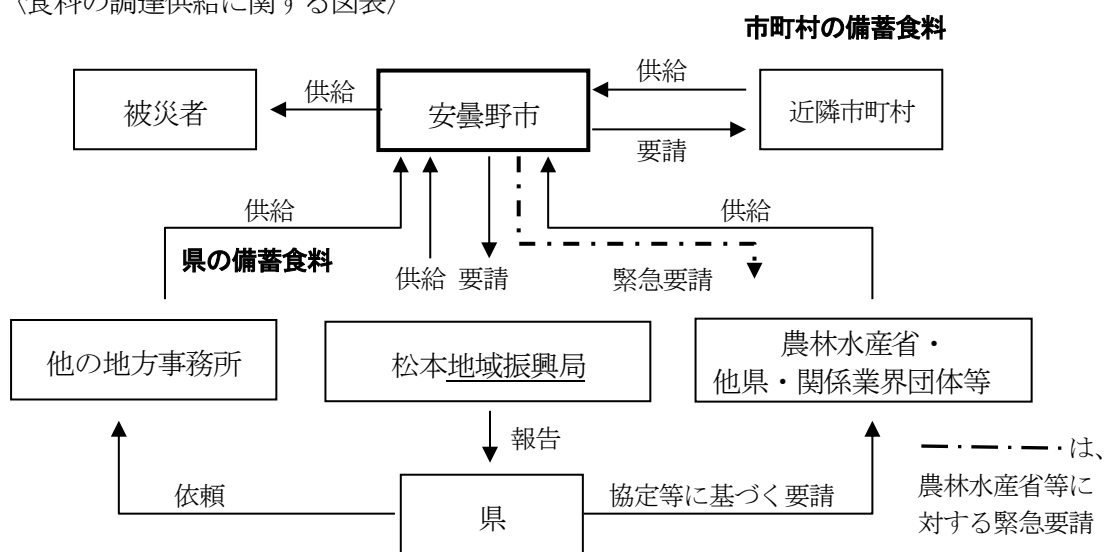
ウ **【住民が実施する対策】**

住民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努める。

〈応急用米穀の供給基準〉

供給の対象	精米必要量
1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食あたり 精米 200 グラム
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食あたり 精米 300 グラム

〈食料の調達供給に関する図表〉



第15節 飲料水の調達供給活動

第1 基本方針

飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、市で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、医療救護所、病院等を中心に、市において給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により市での給水活動が困難となる場合には、長野縣市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。

第2 主な活動

- 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。
- 2 飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。

第3 活動の内容

1 飲料水の調達

(1) 基本方針

飲料水については、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器を設置し確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。

被災地で水の確保が困難な場合は、相互応援要綱による他事業者からの応援給水により調達する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（上下水道部）

(ア) 水源施設の被害調査及び飲料水等の確保

水道施設の被害状況、自己水源地の使用可否及び配水池の貯水状況等を調査し、地域別の飲料水並びに医療救護所及び給食活動等への水道水の確保を図る。

(イ) 水源施設の応急復旧

飲料水等の確保状況に応じ、設備の簡易な修繕を迅速に行う。

(ウ) 浄水機の活用

被害が大きく飲料水等の確保が困難な場合は、浄水機を活用するとともに、関係機関及び団体等に応援を要請する。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 被害状況、飲料水・給水用具の確保状況等の情報収集を行う。（環境部）

(イ) 被災の状況により、相互応援要綱等による調整及び必要に応じ国、他都道府県及び県内の他の事業者への応援要請を行う。（環境部）

(ウ) 松本地域振興局長は災害発生時に、管内市町村からボトルウォーターの供給について要請があった場合、松本地域振興局のボトルウォーターの供給を行うとともに、供給数量を危機管理部長あてに報告する。なお、市町村からの要請量が松本地域振興局の備蓄量を上回る場合は、松本地域振興局長は危機管理部長に必要量を報告し、危機管理部長は他の地域振興局に

ボトルウォーターの供給を依頼する。(危機管理部)

- (エ) サントリービバレッジサービス株式会社との協定に基づきボトルウォーターの供給を要請する。(危機管理部)

ウ 【県企業局が実施する対策】

- (ア) 浄水場や配水池の点検を実施し、飲料水の調達が可能か判断する。
(イ) 「安心の蛇口」設置個所では、組み立て式応急給水栓により、飲料水の調達が可能か確認する。
(ウ) 非常用水源井戸により飲料水の調達を行う。
(エ) 給水袋等給水資材の備蓄場所・数量の確認を行う。
(オ) ボトルウォーター「川中島の水」の備蓄場所・数量の確認を行う。

エ 【住民が実施する対策】

ポリタンク等給水用具の確保を行う。

2 飲料水の供給

(1) 基本方針

市は、市地域防災計画の定めるところにより、断水世帯、避難所、病院等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。

また、水道事業者は、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(上下水道部)

- (ア) 被災市民への飲料水等の供給を直ちに開始する。
a 断水地域の把握等、情報の収集を行う。
b 出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。
c 給水用具の確保を行う。
d 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し給水車、給水タンク、ポリタンク等により、1人1日3リットル以上の飲料水を供給する。
e 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。
f 被災の状況により、市のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。
g 復旧作業にあたり、指定給水装置工事事業者等との調整を行う。
h 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。
(イ) 医療救護所及び給食活動等への水道水の供給を直ちに開始する。

イ 【県が実施する対策】(環境部)

- (ア) 断水地域の把握等、情報の収集・提供を行う。
(イ) 感染症の発生を未然に防止するため、飲料水の供給について市町村に指導する。
(ウ) 相互応援要綱等による連絡調整を行うほか、他都道府県等からの応援が必要な場合は、(公社)日本水道協会に要請を行う。

ウ 【県企業局が実施する対策】

- (ア) 断水地域の把握等、情報の収集を行う。
(イ) 管路の点検を行い、優先して重要給水施設へ飲料水を供給する。
(ウ) 給水車により、市町村が設置した飲料水供給場所へ飲料水を供給する。

- (エ) 「安心の蛇口」設置個所では、組立式応急給水栓による、飲料水の供給に協力する。
- (オ) ボトルウォーター「川中島の水」や給水袋等の給水資材を、市町村が設置した飲料水供給場所へ供給・配布する活動を市町村と協力して行う。
- (カ) 市町村が行う飲料水の供給作業への協力を行う。

第16節 生活必需品の調達供給活動

第1 基本方針

災害発生後、住民の避難所での生活必需品については、基本的には市が備蓄分を供給するが、被害状況等に応じて、市からの要請に基づき県は生活必需品の迅速な調達・供給を行う。

このため、要請された生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

第2 主な活動

- 1 市においては、被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、市では調達できないものについて、県への協力を要請する。
- 2 県においては、要請された生活必需品の調達・供給の迅速な対応を行う。

第3 活動の内容

1 生活必需品の調達

(1) 基本方針

市、県及び関係機関は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の調達・確保に努める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(商工観光部、総務部、福祉部)

災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、マックスバリュ長野株式会社(ザ・ビック穂高店、ザ・ビック三郷店)、イオンリテール株式会社(イオン豊科店)と連携して、必要な物資の調達・確保に努め、不足分については県へ要請する。

イ 【県が実施する対策】(危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部)

市町村からの要請に備え、県内流通業者、長野県生活協同組合連合会、長野県農業協同組合中央会等の協定先に、発災後適切な時期に調達可能な備蓄量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請のあった場合、生活必需品の調達を図る。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の災害時要配慮者については、介護用品、育児用品等避難生活の態様に応じた生活必需品の調達・確保に十分配慮する。

2 生活必需品の供給

(1) 基本方針

市、県及び関係機関は、調達・確保した生活必需品等を被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(商工観光部、農林部、総務部、福祉部)

生活必需品の避難所におけるの充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を、必要に応じ、関係機関、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

特に、要配慮者については、供給・分配について優先的に行うなど十分配慮する。

なお、救援物資の集積場所は、安曇野市防災広場、豊科勤労者スポーツ施設、牧体育館、三郷文化公園体育館、常念ドーム、明科支所防災倉庫とする。

イ 【県が実施する対策】(危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部)

市町村の要請に基づき、迅速に供給する。

輸送の方法については、本章第9節「緊急輸送活動」による。

ウ 【関係機関が実施する対策】(日本赤十字社長野県支部)

日本赤十字社長野県支部は、市災害対策本部並びに当該日赤地区・分区と連携をとり、赤十字防災ボランティアの労力を提供し、生活必需品の供給に協力する。

第17節 保健衛生、感染症予防活動

第1 基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行う。

第2 主な活動

- 1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。
- 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時には、衛生指導、健康調査など感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置をおこなう。

第3 活動の内容

1 保健衛生活動

(1) 基本方針

災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。

また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。

このほか、市町村を通じて被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(保健医療部、市民生活部)

- (ア) 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所(保健所)に置かれる地方部保健福祉班に報告する。
- (イ) 被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談等を行う。
- (ウ) 県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。
- (エ) 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。
- (オ) 保健師等による健康管理、衛生管理、感染症及び食中毒防止対策として避難所等を巡回し、避難住民、災害復旧従事者等の健康相談・指導及び栄養指導を行う。
また、避難所の保健衛生管理、感染症及び食中毒の防止に努める。

イ 【県が実施する対策】(健康福祉部)

- (ア) 被災者の健康管理のため、市町村と連携して衛生班による現地での健康相談等を行うとともに、感染症の予防措置等保健衛生面での指導等を行い、避難所における健康意識の向上に努める。

- (イ) 被災による精神的ショックや避難生活の長期化による精神的ストレス等に対応するため、市町村や医療関係者と連携し、必要に応じ関係機関に、精神科医師等の専門職員から成る災害派遣精神医療チーム（DPAT）又は心のケアチームの派遣を要請するとともに、災害の規模、被災者の状況等に応じ、国（DPAT事務局）に対して他都道府県の災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣調整を要請する。
- (ウ) 市と連携して要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。
- (エ) 安全かつ確実な食料の提供のために、市町村と連携して以下の対策を行う。
 - a 被災者の食料確保の状況を把握し、必要に応じ栄養指導を行う。
 - b 炊き出しによる現場給食の栄養指導・食品衛生指導を行う。
 - c 提供食品（救護食品を含む）の栄養指導、保管場所、保管方法及び運搬方法の衛生指導を行う。
 - d 必要に応じ提供食品（救護食品を含む）の検査を行い、不良食品の排除に努める。
 - e 災害発生の季節・気象状況に応じた食品衛生指導を行う。
 - f 被害を受けた食品等の状況に応じ、食品衛生上の危害防止のため必要な措置をとる。

ウ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 市医師会等は行政との連携のもとに、医療情報等の速やかな提供に努める。
- (イ) 看護協会等は行政との連携のもとに、被災世帯や避難所の救護・健康相談を行うように努める。
- (ウ) 栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携のもとに、栄養指導・炊き出し等を行うよう努める。
- (エ) 関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備しておく。

エ 【住民が実施する対策】

- (ア) 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努める。
- (イ) 住民相互の助け合いを大切に、自らもボランティアとしての活動を行う。

2 感染症予防対策

(1) 基本方針

感染症予防対策の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、被災市町村との連携のもとに衛生指導、健康調査などの感染症予防を行う。

なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（保健医療部、市民生活部）

- (ア) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時には迅速に対応する。
- (イ) 災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（含点検）、機材の確保を図る。
- (ウ) 感染症発生予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症予防活動が

できるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。

- (エ) 感染症の発生を未然に防止するため、松本保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講ずる。

また、避難所の施設管理者を通して衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。

- (オ) 災害発生時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。
- (カ) 感染症患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒やねずみ族、昆虫等の駆除等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。
- (キ) 関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額をとりまとめるとともに、松本保健福祉事務所を經由して県へ報告する。
- (ク) 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、松本保健福祉事務所を經由して県に提出する。
- (ケ) 災害感染予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握する。

なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、松本保健福祉事務所を經由して県に提出する。

イ 【県が実施する対策】(健康福祉部)

- (ア) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時には迅速に対応する。
- (イ) 災害時に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練(含点検)、機材の確保を図り、被災時は機材の適切な導入について関係機材に対し指示を行う。
- (ウ) 災害時の感染症発生予防のため、平時から広報活動を実施し、予防教育を行うとともに、被災時は感染症に関する情報提供を行う。
- (エ) 実情に即応した迅速な感染症予防活動を実施及び指導するため、災害発生後、直ちに現地調査を行い、被害が甚大な市町村に対しては、職員を現地に派遣し適切な指導にあたる。
- (オ) 感染症の発生予防やまん延防止のため、市町村の協力を得て、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、健康調査、健康診断等の感染症予防活動や適切な医療提供をするとともに、市町村へ、消毒やねずみ族、昆虫等の駆除及び予防接種法に基づく臨時予防接種の実施について指示する。

なお、市町村が感染症予防活動及び消毒その他の措置を行う場合は、市町村の要請に基づき、必要に応じて支援する。

- (カ) 状況把握及び今後の対策のため、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、災害防疫実施要綱に基づき国へ報告する。
- (キ) 感染症予防活動完了後は、被災市町村からの災害防疫完了報告書を取りまとめ国へ報告する。
- (ク) 災害感染予防活動終了後、災害に要した経費の他の感染症予防対策に要した経費とは明確に区分して把握する。

なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、市町村の報告額を審査した

後国へ提出する。

- (ケ) 被害が広範囲にわたり、他都道府県からの感染症予防対策に関する応援が必要となった場合及び他都道府県への応援が必要となった場合を想定し、広域相互応援体制の整備を図り、被災時は、必要に応じ他都道府県への応援要請、関係機関との連絡調整を行う。

ウ **【住民が実施する対策】**

市の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努める。
また、避難所においては、市の指導のもと施設管理者が中心となり衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努める。

第18節 遺体の搜索及び処置等の活動

第1 基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索は、市が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視にあたっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、医師会、歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。

第2 主な活動

関係機関との連携を密にし、遺体の搜索及び検視を行うとともに、多数の死者が生じた場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な遺体対策を施す。

第3 活動の内容

遺体の搜索及び対応

1 基本方針

- 遺体の搜索は、市が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに行う。
- 災害時において多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等についての的確な処置を行う。
- 多数遺体の検視については、発見地を管轄する警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。
- 検視場所、遺体安置場所等をあらかじめ把握するとともに、避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等によりその場所が使用不可能となることもあるので、このような場合は、空地にテントを設置しての検視活動も考慮する。

2 実施計画

(1) 【市が実施する対策】(市民生活部、松本広域消防局)

- ア 遺体の搜索は、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。
- イ 被災現場付近の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。
また、収容に必要な機材を確保する。
- ウ 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。
- エ 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。
- オ 外国籍住民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。
- カ 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行う。
- キ 遺体の運搬、棺及び火葬場の不足等遺体の対策等に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、「長野県広域火葬計画」等に基づき要請する。

災害時遺体収容所、埋葬場所

番号	地区	名 称	所 在 地
1	明 科	給然寺	明科中川手 104-1
2		長光寺	明科光 691
3		雲竜寺	明科中川手 2642
4		龍門寺	明科中川手 3519
5		宗林寺	明科光 108
6		安国寺	明科東川手 910
7	穂 高	東光寺	穂高 2721
8		宗徳寺	穂高 7143
9		満願寺	穂高牧 1812
10		正真院	穂高有明 7090
11		明王院正福寺	穂高有明 7574
12		青原寺	穂高有明 3461
13		松尾寺	穂高有明 7327
14		妙法寺	穂高 6674
15	堀 金	自性寺	堀金烏川 2342
16	三 郷	歓喜寺	三郷明盛 2916
17		浄心寺	三郷小倉 3360-へ
18		真光寺	三郷明盛 1654
19		平福寺	三郷温 4372
20		瑠璃光寺	三郷温 610
21	豊 科	一乗寺	豊科 4296
22		岩松寺	豊科田沢 5089
23		金竜寺	豊科高家 5825
24		高山寺	豊科 5805
25		正敬寺	豊科高家 6008
26		専念寺	豊科高家 6003
27		日光寺	豊科 1028
28		法蔵寺	豊科 5716
29		妙現寺	豊科南穂高 3947

火 葬 場 一 覧

名 称	所 在 地	処 理 能 力		
広域豊科葬祭センター	安曇野市豊科田沢 7881-1	焼炉	5基	1日8回
		小型炉	1基	1日4回

(2) 【県が実施する対策】(危機管理部、健康福祉部、警察本部)

- ア 被害が広範囲にわたり、遺体の捜索、検視及び火葬等に関する他都道府県からの応援が必要となった場合及び他都道府県への応援が必要となった場合を想定し、広域相互応援体制の整備を図り、被災時は、必要に応じ他都道府県等への応援要請、関係機関との連絡調整を行う。
- イ 市町村長から、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して応援を要請され、かつ必要があ

- ると認められるときは、速やかに他都道府県等に応援を要請する。
- ウ 市町村長から遺体運搬車の応援に関して要請をされ、かつ必要があると認められるときは、速やかに（公社）長野県トラック協会長に応援要請をする。
- エ 遺体の搜索、輸送、収容、埋・火葬等について必要な基準を設けるとともに、市町村の活動の支援を行う。
- オ 検視（検案）における事前準備を以下のとおり行い、被災時は、関係機関に対する適切な指示を行う。
- (ア) 市町村、医療機関等関係機関との連携を行う。
 - (イ) 検視場所、遺体安置場所等施設の把握、確保を行う。
 - (ウ) 医療機関との連携、検案医師・歯科医師等との協力体制を確保する。
 - (エ) 葬儀業者、遺体安置機材等取扱業者の把握、確保を行う。
 - (オ) 検視に使用する装備資器材の整備を行う。
 - (カ) 多数遺体検視要領を策定し、体制の確立と教養訓練を実施する。
- カ 検視実施要領を以下のとおりとする。
- (ア) 多数遺体の検視にあたっては、一般の遺体観察と同様適正な遺体観察を行う。
 - (イ) 検視は受付順に行い、発見から遺体の引渡しまで、一連の流れが判る遺体発見表を貼付する。
 - (ウ) 検視は迅速に行い、身元が明らかで引取人があるときは速やかに引き渡す。
 - (エ) すべての遺体について写真撮影を行い、必要に応じて指紋、歯型、血液型資料を採取し、身体特徴、着衣、所持品等詳細な記録を行う等、身元確認資料の収集に万全を期す。
- キ 身元確認・遺体の引渡しについては以下のとおりとする。
- (ア) 身元の確認は、遺族等関係者複数に確認させるほか、可能な限り指紋、歯型等による確認を行い、誤りのないよう慎重を期す。
 - (イ) 本籍地の不明な遺体は、遺体取扱規則第9条に基づき、遅滞なく市町村長にその所持品等とともに引き渡す。この場合においては、死亡報告書に遺体見分調書（多数遺体見分調書）を添えて行い、遺体及び所持金品引取書を徴しておく。
 - (ウ) 行方不明者に関する相談窓口を設け、行方不明者の特徴を把握して、身元確認に最大限の努力をする。
- ク 外国籍県民等の遺体の措置については以下のとおりとする。
- (ア) 所轄警察署長は、死者が外国籍県民等であることが判明したときは、遺体取扱い規則第4条第2項の規定に基づき、遅滞なくその旨を領事機関に通報する。
 - (イ) 遺体の引き渡しを受ける遺族等が日本にいない場合は、遅滞なく市町村長にその所持品等とともに引き渡す。

(3) 【関係機関が実施する対策】

日本赤十字社長野県支部安曇野市地区、市医師会、市歯科医師会、災害拠点病院等により編成された救護班は、必要に応じて、洗浄、検案等の対応を行う。

第19節 廃棄物の処理活動

第1 基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

市によるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて広域応援による処理を行う。

第2 主な活動

- 1 ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。
- 2 処理能力を超える場合は広域応援による処理を図る。

第3 活動の内容

1 ごみ、し尿処理対策

(1) 基本方針

県は主として、廃棄物の発生状況、施設の被害状況等の把握のための活動を行い、市においては、被災地における衛生的環境を確保するため廃棄物の処理活動を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(市民生活部)

- (ア) 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告する。
- (イ) 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて廃棄物の早期処理体制の確立を図る。
- (ウ) 下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講ずる。
- (エ) 災害により発生した廃棄物については、「安曇野市災害廃棄物処理計画」に基づき処理を行う。
- (オ) 収集にあたっては処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じできる限り平時の分別区分による収集に努める。
- (カ) ごみ、し尿の処理に必要な処理業者が不足し必要と認める場合は、県に手配を要請する。
- (キ) 被災地の災害廃棄物の処理に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後原則として10日以内に松本地域振興局へ報告する。

処理施設及びし尿処理施設

種別	名 称	所 在 地	処 理 能 力
ごみ	穂高広域施設組合穂高クリ ーンセンター	安曇野市穂高北穂高 1587-8	じんかい150t/日、3基16h可 動
			不燃物、7t/日
し尿	穂高広域施設組合穂高クリ ーンセンター	安曇野市穂高北穂高 1589-2	185kl/日

イ 【県が実施する対策】（環境部）

- (ア) 災害発生後、地域振興局を通じて速やかに被災地における災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握のための活動を行う。（環境部）
- (イ) 市町村から、ごみ、し尿の処理に必要な処理業者の手配について要請を受けた場合は、（一社）長野県資源循環保全協会、長野県環境整備事業協同組合との協定に基づき、両団体に対し協力要請を行う。（環境部）
- (ウ) 市町村から仮設トイレの設置について要請を受けた場合や、設置が必要と認められる場合は、（一社）日本建設機械レンタル協会長野支部との「災害時における災害応急資機材のリースに関する協定」に基づき、協力要請を行う。（危機管理部）

ウ 【住民が実施する対策】

住民は、災害により発生したごみを市が指定した場所に搬入する。
搬入にあたっては、分別区分等市が指定した方法を順守し、集積場所の衛生確保に協力する。

2 廃棄物処理の広域応援

(1) 基本方針

発生した廃棄物の量、廃棄物処理施設の被害状況等により、被災した地方公共団体のみでは、廃棄物処理が困難と認められる時は広域的な応援の要請を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（市民生活部）

収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求める。

イ 【県が実施する対策】（環境部）

市町村等の広域的な支援の要請、調整を図り、大規模災害により被災市町村、近隣市町村のみでは、廃棄物処理が困難と認められるときは、他の都県等に対して支援を要請する。

第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

第1 基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後の社会秩序を維持するための活動を実施する。
- 2 災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

第3 活動の内容

1 社会秩序の維持

(1) 基本方針

災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、関係機関の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を検挙する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（市民生活部、総務部）

(ア) 広報啓発活動の推進

(イ) 防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施

イ 【県が実施する対策】（警察本部）

(ア) 災害に便乗した窃盗事犯の取締り

(イ) 災害に便乗した悪質商法事犯の取締り

(ウ) 災害に便乗した産業廃棄物の不法処分事犯の取締り

(エ) 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集・分析・取締り

(オ) 広報啓発活動の推進

(カ) 防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施

2 物価の安定、物資の安定供給

(1) 基本方針

災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活関連物資の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。

このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（商工観光部）

- (ア) 買占め売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (イ) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (ウ) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (エ) 買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (オ) 管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

イ 【県が実施する対策】（企画部）

- (ア) 物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活必需品等の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等を防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (イ) 調査結果を基に関係機関で対応を協議し輸送ルートの確保等在庫不足等の早期解消に向け必要な措置を講じる。
- (ウ) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (エ) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (オ) 買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。

ウ 【企業等が実施する対策】

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図る。

エ 【住民が実施する対策】

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

第21節 危険物施設等応急活動

第1 基本方針

大規模災害発生時において、危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿、及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあつては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

第2 主な活動

- 1 危険物施設における、P R T R対象物質などの危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 2 火薬類施設における、火災、爆発の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 3 高圧ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 4 液化石油ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに臨時供給のための応急対策の実施
- 5 毒物・劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 6 放射性物質使用施設における、放射線源の露出、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 7 石綿使用建築物等における、石綿の飛散等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 8 大気汚染防止法で定めるばい煙又は特定物質の排出の防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施

第3 活動の内容

1 共通事項

(1) 基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(1) 実施計画

ア【市及び県が実施する主な対策】（市：市民生活部）

(ア) 災害発生時等における連絡（市・県）

危険物施設等において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における関係機関との連絡体制を確立する。

- (イ) 漏洩量等の把握（市・県）
関係機関と連携の上、飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量と、その流出先の把握に努める。
 - (ウ) 危険物施設等の管理者等に対する指導（市・県）
危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。
 - (エ) 周辺住民への広報の実施（市）
周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保する。
 - (オ) 避難誘導の実施（警察本部）
関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。
 - (カ) 環境汚染状況の把握（市・県）
必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。
なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。
 - (キ) 人員、機材等の応援要請（市・県）
必要に応じて、隣接県・市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行う。
- イ 【危険物施設等管理者が実施する主な対策】
- (ア) 危険物等の流出、爆発、火災等の発生を防ぐため、施設の点検及び必要な防止措置を講ずる。
 - (イ) 危険物等の流出、爆発、火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被害拡大防止のための応急対策を実施するとともに、関係機関へ速やかに連絡する。

2 危険物施設応急対策

(1) 基本方針

大規模地震等発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

ア 【市及び松本広域消防局が実施する対策】（市民生活部、松本広域消防局）

- (ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等
松本広域連合長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずる。
- (イ) 災害発生時等における連絡
危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。
- (ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導
危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。
 - a 危険物施設の緊急使用停止等
危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、

危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

b 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

c 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

d 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(a) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(b) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

(c) 相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱い事業所に応援を要請する。

(d) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

イ 【県が実施する対策】（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

3 火薬類等災害応急対策

(1) 基本方針

火薬類取扱施設は、災害により発生する直接的な被害より、むしろ施設の倒壊等による火薬類の流出・紛失などの二次災害の危険性が高い。

このため、被害を受けた場合には、火薬類の安全な場所への移設あるいは火薬類の捜索等が重要になる。

(2) 実施計画

ア 【松本広域消防局が実施する対策】

関係機関と連携協力し、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入りを禁止する。

また、移動可能な火薬類の他施設への移動について、火薬類施設管理者に対し要請する。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 商工労働部が実施する対策

火薬類取扱施設の管理者等に対し、次の応急対策について指導徹底を図る。

- a 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張り人を付け、関係者以外の者が近づけないようにする。
 - b 搬出が危険な場合又は搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈める。
 - c 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓を目塗土等で完全に密閉し、木部は防火措置を講じ、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受けるおそれのある地域は、総て立入禁止の措置を講じ、危険区域内の住民を避難させる。
- (イ) 警察本部が実施する対策
- 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。
- また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。
- さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う。

4 高圧ガス施設応急対策

(1) 基本方針

高圧ガス製造施設等については、災害時における火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対し大きな被害を与えるおそれがある。

災害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する必要がある。

また、高圧ガス製造施設等が使用不能となった場合は、被災地域外の系列（関連）事業者からガス種別ごとに供給を受けることになっている。

事業者間をわたる協力（供給）体制が取れるよう長野県高圧ガス団体協議会が中心となり、その対策を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び松本広域消防局が実施する対策】（市民生活部、松本広域消防局）

(ア) 警察及び消防機関に直ちにその旨を通報する。

(イ) 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、初期消火に努める。

(ウ) 災害時にはその状況に応じ、従業員、周辺住民に対して火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向を考慮し、人命の安全を図る。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 商工労働部が実施する対策

a 高圧ガス関係事業所に対し、次の応急対策の確立について指導徹底を図る。

(a) 施設の保安責任者は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに、警察及び消防機関に直ちにその旨を通報する。

(b) 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとる。

(c) 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、また放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。

(d) 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときは、直ちに充填容器を安全な場所に移す。

- (e) 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、火災防止の初期消火に努める。
 - (f) 災害時には、その状況に応じ、従業員、周辺住民に対して火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向を考慮し、人命の安全を図る。
 - (g) 状況に応じ、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所（資料参照）に応援要請する。
- b 高圧ガス運送者に対し、次の応急対策について指導徹底を図る。
- (a) 状況に応じ、車両を安全な場所に移動させるとともに、付近の火気を管理する。
 - (b) 輸送している容器が危険な状態になったときには、付近の人を安全な場所へ退避させる。
また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所へ退避させる。
 - (c) 長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所（資料参照）に応援要請する。
- ウ 【警察本部が実施する対策】
- 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。
- また、移動可能な容器等を他の施設に移動するよう、関係者等に要請する。

5 液化石油ガス施設応急対策

(1) 基本方針

災害発生時における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、（一社）長野県LPガス協会に要請しているが、大規模災害発生時には他地区からの応援体制、冬期（特に積雪時）の特別体制等、より効果的な体制で活動する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（市民生活部、松本広域消防局）

- (ア) 被災後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被災地に対する液化石油ガスの緊急輸送について、県を経由して長野県エルピーガス協会に依頼する。
- (イ) 被災家庭、避難場所等に対する、迅速な設備の復旧及び臨時供給について関係機関に依頼する。
- (ウ) 避難場所等で使用するコンロ、ボンベ等の確保に努める。
- (エ) 仮設住宅等の臨時供給体制を確保する。

イ 【県が実施する対策】（商工労働部）

- (ア) 液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動の迅速な実施（特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等は最優先で実施）と、冬期（特に積雪時）の困難な条件に対応できる特別体制の実施について、（一社）長野県LPガス協会に要請する。
- (イ) 容器の流出等のおそれがある容器置場や供給設備について、容器の搬出又は流出防止措置を行うよう、（一社）長野県LPガス協会に要請する。
- (ウ) 発災後において、緊急輸送が可能な液化石油ガス充填所を確認し、被災地に対する液化石油ガスの緊急輸送について手配するよう、（一社）長野県LPガス協会に要請する。
- (エ) 必要に応じて、県外からの液化石油ガス等の緊急輸送について手配するとともに、受入窓口となるよう、（一社）長野県LPガス協会に要請する。

- (オ) 被災家庭及び避難所等に対する迅速な液化石油ガス設備の復旧及び臨時供給について、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- (カ) 避難所等で使用するカセット式ガスコンロ及びカセットボンベの調達について、(一社)長野県L Pガス協会に要請するとともに、地域振興局・市町村を通じて量販店等の在庫を確認し、確保に努める。
- (キ) 仮設住宅への液化石油ガスの臨時供給について、他支部及び他県の応援を含めた対応を、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- (ク) 救援活動により持込まれた液化石油ガス容器及びカセットボンベの廃棄又は放置による事故を防止するため、回収と消費者への周知について、(社)長野県エルピーガス協会に要請するとともに、消費者広報に努める。

6 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

(1) 基本方針

毒物及び劇物を取扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等が災害等により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流れ出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生し、又はそのおそれのある場合は、直ちに的確な情報を保健福祉事務所・警察署又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

また、県は、事故発生時に緊急に必要とされる中和剤、吸収剤等の速やかな供給を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(市民生活部、上下水道部、松本広域消防局)

- (ア) 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。
- (イ) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。
- (ウ) 消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 健康福祉部

- a 飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した毒物・劇物の種類、量等を確認する。
- b 警察署、消防機関と連携して、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止に必要な措置、危険区域の設定、立入禁止の措置及び中毒防止方法の広報を行う。
- c 飲料水汚染のおそれのある場合、市町村等へ連絡する。
- d 中和剤、吸収剤の速やかな供給を図る。

(イ) 警察本部

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

ウ 【松本広域消防局が実施する対策】

- (ア) 毒物劇物による汚染区域の拡大防止措置、危険区域の設定及び立入禁止、避難誘導等の措置を行う。
- (イ) 中和剤、吸収剤等の使用により、毒劇物の危害駆除を行う。

エ 【営業者及び業務上取扱者が実施する対策】

- (ア) 災害後直ちに貯蔵設備等の点検及び必要な災害防止措置を講ずるとともに、その旨を保健福祉事務所、警察署又は消防機関へ連絡する。
- (イ) 毒物劇物の漏洩、流出、拡散等の場合には、中和剤・吸収剤等により周辺住民の安全対策

を講ずる。

7 放射性物質使用施設応急対策

(1) 基本方針

災害発生時において、放射性物質を使用する施設の損傷等により、放射性物質が露出、流出し、放射線障害の発生又は発生のおそれのある場合は、迅速かつ的確な応急措置の実施により、人命の安全確保を図る。

(2) 実施計画

ア 【市及び松本広域消防局が実施する対策】（市民生活部、松本広域消防局）

(ア) 放射性物質使用施設において火災が発生し、又は延焼するおそれのある場合、消防機関は、関係機関、放射性同位元素使用者等と連携し、消火又は延焼防止活動を行う。

イ 【県が実施する対策】（警察本部）

関係機関と連携し、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、立入禁止区域を設定し、人、車両の立入を禁止する。

ウ 【放射性同位元素使用者が実施する対策】

放射性同位元素使用者等は、当該使用施設が災害により被害を受け、放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、消防機関等関係機関の協力を得て、次に掲げる応急措置を実施する。

(ア) 放射性物質使用施設に火災が起こり、又は施設に延焼するおそれのある場合は、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに消防機関等に通報する。

(イ) 放射線障害の危険のある地域（放射線量1ミリシーベルト毎時をこえるおそれがある区域）内にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告する。

(ウ) 放射線障害を受けた者又は受けるおそれのある者がいる場合は、速やかに救出し、避難をさせる等緊急の措置をとる。

(エ) 放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかにその拡散の防止及び除去を行う。

(オ) 放射性同位元素を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その周囲には、なわ張り、標識等を設け、かつ、見張人を付け、関係者以外の者の立入りを禁止する。

(カ) 事故発生時、危険区域内にいた者に対して、医師による診察等必要な措置を行う。

8 石綿使用建築物等応急対策

(1) 基本方針

大規模災害発生時において、石綿使用建築物等の損傷等による石綿の飛散状況の確認や飛散防止の応急対策を石綿含有建材に関する知識を有する技術者等の協力を得て実施し、周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】

ア 被災建築物に関する情報を把握し、石綿が使用されている可能性のある建築物等を対象に、石綿露出状況調査の実施地域を選定する。（地域振興局）

イ 被災建築物の石綿露出状況調査に必要となる、石綿含有建材に関する知識を有する技術者の派遣人数及び期間について、水大気環境課と協議する。（地域振興局）

- ウ 調査を担当する県職員が不足する場合には、職員の派遣を環境政策課に要請する。(地域振興局)
- エ 災害時の応援協定に基づき、協定締結団体に対し調査に要する技術者の派遣を要請する。(環境部)
- オ 派遣可能となった技術者の人数と日数から、調査を実施する建築物等を決定して、被災建築物の石綿露出状況を調査する。(地域振興局)
- カ 調査の結果、石綿の露出や飛散のおそれがある状況が確認された場合は、建築物等の所有者又は管理者に、該当建築物への立入制限や飛散防止対策等の応急措置を要請する。(地域振興局)
- キ 所有者等による応急措置が困難な場合は、所有者等からの依頼を得て、市町村との連携により、対象建物周辺の立入制限措置等の応急措置を実施する。(地域振興局)
- ク 損壊した建築物の周囲など粉じんの多い場所での防じんマスクの着用徹底及び正しい着用方法について周知する。(環境部)
- ケ 必要に応じてアスベストが飛散している恐れのある場所について大気中のアスベスト調査を実施し、周辺住民等に対し情報提供を行う。(環境部)
- コ 環境省が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」の徹底を事業者に対し指導を行う。(環境部)

9 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設応急対策

(1) 基本方針

大規模災害発生時において、大気汚染防止法で定める事故時の措置を徹底することにより、周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】

大気汚染防止法に基づき、必要に応じて事業者に対し被害の拡大防止の措置をとるよう命ずる。

第22節 電気施設応急活動

第1 基本方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、早期復旧による迅速な供給再開及び感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止を重点に応急対策を推進する。

第2 主な活動

- 1 職員、電気工事事業者、関連電力各社による、総合的な復旧体制を確立する。
- 2 復旧用資機材、輸送手段を確保し、復旧順位を定めた迅速な応急復旧を行う。
- 3 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努めるとともに、必要に応じて節電の呼びかけを行う。

第3 活動の内容

1 応急復旧体制の確立

(1) 基本方針

被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連各社との連携により、早期復旧体制を確立する。

(2) 実施計画【関係機関が実施する対策】

ア 電力会社が実施する対策

- (ア) 計画に基づいて職員を招集するとともに、直ちに被害状況の確認を行う。
- (イ) 被害状況に応じ、請負会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧体制を確立する。
- (ウ) 電力各社との連絡を密にし、電気供給の融通体制を確立する。

イ 県企業局が実施する対策

- (ア) 計画に基づいて職員を招集し、直ちに臨時点検を実施して被害状況と安全性を確認する。
- (イ) 供給先の電力会社と連携し、復旧体制を確立する。

2 迅速な応急復旧活動

(1) 基本方針

復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努める。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する対策】(市：都市建設部)

電気事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続きを早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して、他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での2者以上の工事については、工事が輻輳しないよう調整する。

イ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 電力会社が実施する対策

- a 市、県及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施する。
- b 復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については、請負会社等と連携して直ちに調達する。
- c 資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等のあらゆる輸送手段を確保する。
- d 応急工事にあたっては、恒久的復旧工事との関連、並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、的確に行う。
また、緊急復旧を必要とする場合は、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を利用して、応急送電を行う。
- e 自社電力が不足する場合は、「全国融通電力受給計画」「二社融通電力受給計画」に基づく緊急融通を行って電力を供給する。

(イ) 県企業局が実施する対策

工作物倒壊、崩落等のため送電することが危険であり、また事故を誘発する恐れがある場合は、直ちに送電を停止し、関係機関に連絡するとともに必要な措置を講じ、送電再開に際しては、電力会社と密接な連絡をとりながら行う。

3 二次災害防止及び節電

(1) 基本方針

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。

また、発電所等の被災により、需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、節電の呼びかけを行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(総務部、都市建設部)

県及び電力会社からの要請に基づき、市の防災行政無線等により、住民に対する広報活動を行う。

イ 【県が実施する対策】(危機管理部・環境部)

- (ア) 電力会社からの報告により、停電地域の実態を把握し、市へ情報提供を行う。
- (イ) 電力各社と連携を密にし、広報に関する指導及び調整を行う。
- (ウ) 電力会社からの報告により、需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、市町村、電力会社と協力して節電の呼びかけを行う。

ウ 【関係機関が実施する対策】(電力会社)

- (ア) 電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努める。
 - a 停電による社会不安除去に関する事項
 - (a) 停電の区域
 - (b) 復旧の見通し
 - b 感電等の事故防止に関する事項
 - (a) 垂れ下がった電線に触れないこと
 - (b) 断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと

- c 送電再開時の火災予防に関する事項
 - (a) 電熱器具等の開放確認
 - (b) ガスの漏洩確認
- (イ) 広報にあたっては、広報車、チラシ、広報板等を利用して積極的に行うとともに、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請や、市の防災行政無線を活用する等、地域住民に対する周知徹底に努める。
- (ウ) 需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、速やかに、県及び市町村へ情報提供するとともに、節電の協力要請を行う。

第23節 都市ガス施設応急活動

当市には都市ガスの供給がされていないことから、今後供給された時点で計画を作成する。

第24節 上水道施設応急活動

第1 基本方針

大規模災害等により長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、水道事業者は、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水及び給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図る等の早期応急復旧のための手段を講ずる。

第2 主な活動

応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

第3 活動の内容

1 上水道施設応急復旧対策

(1) 基本方針

復旧作業については、水道事業者が自ら行う直営工事、又は専門業者への外部委託により復旧工事を行う。

なお、大規模な災害においては、他地区からの応援等により、復旧要員、資材、機材及び重機等を確保し、早期の復旧を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（上下水道部）

- (ア) 被害状況の把握と復旧計画の策定を行う。
- (イ) 復旧体制の確立を行う。
- (ウ) 被災の状況により応援要請を行う。
- (エ) 住民への広報活動を行う。
- (オ) 指定給水装置工事事業者等との調整を行う。

イ 【県が実施する対策】

被災の状況により、他都道府県への応援要請を行う。

また、他都道府県が被災し、本県からの応援が必要と認められる場合は、応援活動を行う。

(ア) 環境部が実施する対策

- a 水道事業者に対し、応急復旧工事等について指導を行う。
- b 被災状況の把握を行う。
- c 応援要請に対しては、相互応援要綱等に基づき調整を行う。

(イ) 建設部が実施する対策

水道事業者が実施する道路区域内の応急復旧工事については、許可手続きを早急に行うとと

もに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での２者以上の工事については、工事現場が輻輳しないよう調整する。

ウ **【水道事業者等が実施する対策】**

(ア) 県企業局が実施する対策

- a 「大規模地震時の初動マニュアル」により、水道施設の点検・操作、被害状況の把握を行う。
- b 長野県営水道指定給水装置工事事業者へ災害時応急措置協定により協力を依頼するとともに、工事の発注を行う。
- c 本復旧に時間を要する地区については、必要に応じ優先順位を定め、仮配管から配水を行う。
- d 関係する市町村と協力して、住民に対し飲料水の供給等に関する広報活動を行う。

エ **【関係機関が実施する対策】**

施工業者は、水道事業者が発注する工事に対し、積極的に応じる。

第25節 下水道施設応急活動

第1 基本方針

内水による浸水は、家屋等の財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであり、被害を最小限に抑えるため適切な水防活動が必要である。

また下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害発生時においてもライフラインとしてのその機能の応急的な確保に努める必要がある。

このため、災害による被害が発生した場合、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

第2 主な活動

- 1 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。
- 2 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。
- 3 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。

第3 活動の内容

1 情報の収集連絡、被害規模の把握

(1) 基本方針

市及び県は、各々が管理する下水道施設等について、その被害状況を早期かつ的確に把握する必要がある。

このため、下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

(2) 実施計画

【市及び県が実施する対策】(市：上下水道部、県：環境部、農政部)

ア 下水道施設台帳等(管渠施設、処理場施設等)を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。

イ 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。

2 応急対策の実施体制

(1) 基本方針

市及び県は、災害対策要領等に沿って、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとらなければならない。

また、被害が甚大である場合には、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」等に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を取る必要がある。

(2) 実施計画

【市及び県が実施する対策】（市：上下水道部、県：環境部）

- ア 災害対策要領等に沿って速やかに職員を非常召集し、対策本部の設置等、必要な体制をとる。
- イ 被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講ずる。
- ウ 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

3 応急対策の実施

(1) 基本方針

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、市及び県は、備蓄してある応急資機材等のの活用を図る他、必要に応じて関係団体等の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置をとる。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する対策】（市：上下水道部、県：環境部）

(ア) 管渠

- a 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。
- b 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

(イ) 処理場

- a 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止または低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。
- b 処理場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。
- c 処理場での下水処理機能が麻痺した場合には、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。

イ 【関係機関が実施する対策】

下水道施設等の建設、維持管理に携わる業者は、下水道管理者の依頼に応じて、緊急調査、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力する。

ウ 【住民が実施する対策】

下水道施設等が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力する。

第26節 通信・放送施設応急活動

第1 基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。これらの確保を図るため各機関ごとに必要な対策計画を定める。

第2 主な取組み

- 1 市は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持を行う。
- 2 県は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持及び臨時回線の開設を行う。
- 3 電気通信事業者は、通信施設の復旧活動、重要回線及び避難所への通信確保を行う。
- 4 放送機関は、放送施設の復旧活動及び放送の継続確保を行う。
- 5 警察機関は、警察無線施設の復旧活動及び臨時回線の開設を行う。

第3 計画の内容

1 市防災行政無線通信の応急活動

(1) 基本方針

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、住民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保にあたる。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】（総務部）

- ア 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。
- イ 通信施設が被災した場合には、市職員と業者により復旧活動を行い、通信の確保にあたる。
- ウ 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- エ 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。
- オ 災害時用通信手段なども使用不能または困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼する。

2 県防災行政無線通信の応急活動

(1) 基本方針

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、市町村及び防災関係機関との通信回線の確保にあたる。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

- ア 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。（危機管理部、総務部、建設部）
- イ 通信施設が被災した場合には、県職員と業者により復旧活動を行うほか、可搬多重無線装置等による臨時無線回線を開設し通信の確保にあたる。（危機管理部、総務部、建設部）

ウ 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。(危機管理部、総務部、建設部)

エ 通信のふくそうが発生し、情報収集・伝達に支障が発生した場合には、通信の統制を行い、利用可能な電話機を制限し重要通信を確保する。(危機管理部)

3 電気通信施設の応急活動

(1) 基本方針

通信サービス確保の基本方針

ア 被災地の通信確保を図るために、防災業務計画に基づき、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。

イ 避難場所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置を行う。

(2) 実施計画

【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)が実施する計画】

ア 重要通信のそ通確保

(ア) 応急回線の作成、網措置等そ通確保に努める。

(イ) 重要通話の確保のため、通話の利用制限等の措置を行う。

(ウ) 非常、緊急扱い通話、又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講ずる。

イ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。

ウ 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置

避難所等への無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置に努めるものとする。

エ 携帯電話等の貸出し

避難所等における通信確保のため、市町村等に対する携帯電話、携帯電話用充電器（マルチチャージャ）、衛星携帯電話等の貸出しに努めるものとする。

オ 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等を速やかに提供する。

カ 情報提供等

通信のそ通及び利用制限の措置状況及び通信の被災と復旧状況等の情報提供に努める。

4 放送施設の応急活動

(1) 基本方針

地震災害が発生した場合には、放送の継続のために各放送機関で定めてある非常災害対策規定に基づき、放送施設の復旧活動など必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア 【日本放送協会が実施する計画】

(ア) 放送設備

空中線、給電線、放送機、電源等の各箇所の被害については、必要に応じて応急措置を講ずる。

(イ) 会館設備

a 演奏設備が回復不能と判断される場合は、放送所等から直接放送を行う。

- (a) 非常用放送施設の開設運用
- (b) 非常持ち出し機材・書類の搬出及び保管
- (c) 必要機材の借用、調達（工事要員を含む）
- (d) 連絡系統の確保、非常通信の利用
- (e) 施設の応急対策
- (f) その他、電波確保に必要な事項

b 局間連絡系統開設順位

各放送局相互間の連絡にあたっては、原則として次の順位により単独に使用または併用する。

- (a) 加入電話
- (b) NHKの基地局、陸上移動局、簡易無線局
- (c) NTT専用線（試験打合、専用線の借用）
- (d) 放送回線
- (e) 非常通信協議会加盟通信網
- (f) 長野県防災行政無線電話通信網
- (g) 非常通信協議会に加盟しない他の官公署公社通信網
- (h) 放送電波
- (i) アマチュア無線局

(ウ) 被災者に対する情報提供のため、次の措置を講ずる。

- a 常設、臨時掲示板による情報提供
- b サービスカーの派遣、避難所等へのラジオ・テレビの取付け
- c 受信機の貸与、被害状況の把握、修理相談の開設

イ 【信越放送株が実施する計画】

(ア) 復旧の優先順位

- a ラジオ演奏所と放送中継網を含めたラジオ送信体制の確保
- b テレビ演奏所と放送中継網を含めた親局送信体制(11CH)確保
- c サテライト局の復旧
- d 連絡通信網の確保

(イ) ラジオ対策

a ラジオマスター関係完全マヒの場合

使用可能なスタジオまたは中継用設備を使用して送出する。

b 送信所が完全マヒの場合（回復不可能）

(a) 応急用代替設備をセットして放送を行う。

(b) 伊那ラジオまたは佐久ラジオ送信所の送信機の1台を移管し松本局常設の非常用アンテナを仮設する。

c 放送中継網の確保

本社から各中継局への中継回線が有線、無線とも障害になった場合、放送用陸上移動局にて対応する。

(ウ) テレビ対策

a 親局（美ヶ原送信所）対策

11CH確保を前提に応急対策を講ずる。送信所が全滅の場合には放送が不可能となる。

- b 本社（中継車を含む）が全滅の場合
NTT～美ヶ原間にFPUをセットしネット受けに対応する。
- c テレビマスター関係完全マヒの場合
使用可能なスタジオまたは中継車を使用して送出する。
- d 放送中継網の確保
 - (a) NTT～本社間の回線障害の対策
 - ・キー局の放送波受信により対応するものとする。
 - ・NTT～本社間にFPUをセットし対応するものとする。
 - ・中継映像素材などの各局への送り出しはSNGにより対応するものとする。
 - (b) STL回線障害の対策
 - ・NTT～本社間にFPUをセットし対応するものとする。

ウ 【株長野放送が実施する計画】

- (ア) 本社演奏所設備が被災した場合
 - a 商用電力が断たれた場合、非常用発電機(500KVA)で電力供給を図る。
非常用発電機も故障の場合は、中継車の発電機(20KVA)から主調整室に応急に接続して、放送に必要な最小限の機器に電力を供給する。
 - b 本社～送信所間のSTL回線が故障した場合は、中継用のFPUを応急に使用する。
 - c 主調整室が機能停止となった場合は、中継車に送出機能を移し放送を確保する。
 - d NTT～演奏所間の同軸ケーブル（光ファイバー）が断となった場合は、最寄りのNTT無線中継所からFPUにより臨時回線を設営しネット番組の放送を確保する。
- (イ) 送信所が被災した場合
 - a 商用電力が断たれた場合は、非常用発電機(150KVA 現用予備2台)で電力供給を図る。
 - b 現用(10KW)の送信系が故障の場合は、予備(1KW)の送信系に切り替え放送を確保する。
 - c 現用の空中線系が故障の場合は、予備の空中線系に切り替え放送を確保する。

エ 【株テレビ信州が実施する計画】

- (ア) 演奏所（放送センター・長野）が被災した場合は、通行可能な機器と臨時の機器を併用して放送の継続を図る。また、完全に機能を失った場合は日本テレビと美ヶ原送信所をSNGまたはFPUで結び放送を確保する。
- (イ) 美ヶ原送信所が被災し、送信機が運用できなくなった場合に備えて、予備送信所を検討する。また、演奏所と善光寺平サテライト間にFPUを設置して長野地域の放送を確保する。（他の地域の放送は不可能）
- (ウ) 中継局が被災した場合は、その状況を把握するとともに、復旧に出向する。なお、複数の中継局が被災した場合は、基幹局の復旧を優先する。

オ 【長野朝日放送株が実施する計画】

- 放送施設の被害を優先的に復旧するとともに、放送の継続及び行政当局より要請による広報活動に協力する。
- (ア) 本社演奏所が被災した場合は、運転可能な機械の能力に応じて放送を実施する。完全に機能を失った場合は、本社の隣接や松本支社に臨時の演奏所を開設し、衛星通信車載局と中継車を利用して放送の確保に努める。
 - (イ) 送信所が被災し、放送機が運用できない場合には小型非常用送信機を送信所に配備し、放送の確保に努める。完全に機能を失った場合は、本社と中継局を直接FPUで結び可能な限りの放送を確保する。

- (ウ) 中継局が被災した場合は、その状況の確認と復旧作業を行う。
- (エ) 電力の供給が断たれた場合は、本社及び送信所・中継局は非常用の自家発電装置などにより電力を確保する。
- (オ) その他必要な措置は、非常災害対策要領による。

カ 【長野エフエム放送(株)が実施する計画】

放送施設が被災したときは、要員の確保及び放送の確保を最優先し、下記により早急な復旧を図る。

- (ア) 演奏所設備の被災、及びS T L設備が被災し放送不能の場合
美ヶ原送信所が正常であれば、長野支社より代替え送出準備及び仮設S T Lにより復旧する。また、被災の状況によっては送信所において、J F N加盟社のFM電波を受信し直接中継する。
- (イ) 送信所設備が被災の場合
放送機の場合は、予備放送機に切り替え対処し、送信空中線系は2条給電に改修し、冗長性の改善を図る。また、可搬型非常用送信機により部分的なサービスを行う。
- (ウ) FM中継局が被災した場合
可搬型非常用FMサテライト装置により速やかに復旧する。
- (エ) 災害地域の情報救済
部分的災害発生の場合において、被災地域住民に対して的確な情報を伝達する手段として、災害地域を対象とした臨時FM放送局の開設を検討する。

キ 【あづみ野エフエム放送(株)が実施する計画】

放送施設が被災した時は、非常災害対策要綱(内規)に基づき、放送の確保を優先し、早期に履修、復旧を図る。

- (ア) 演奏所施設、中継回線が被災し放送不能の場合
送信所、送信設備が正常であれば、可搬型放送送出装置により送信所を仮演奏所として放送を行う。
- (イ) 送信所設備が被災の場合
送信装置は現用2装置体制で運用しており、被災時は運用可能な装置により放送を継続する。継続が困難な状況時はJ C B A加盟局および無線機納入社の協力を得て予備送信機により放送を確保する。
- (ウ) 災害地域の情報救済
地域が特定される災害発生時は被災地域の住民に対して的確な情報を伝達する手段として、安曇野市と協議して、自社所有設備、放送運用人材を有効活用していただき、臨時災害放送局の立ち上げに協力する。

ク 【あづみ野テレビ(株)が実施する計画】

放送施設の被害を優先的に復旧するとともに、放送の継続及び行政当局より要請による広報活動に協力する。

5 警察通信施設の応急活動

(1) 基本方針

損傷した通信施設及び利用可能な通信施設の状況を迅速に把握し、通信手段の早期確保、応急復旧対策の的確な対応を実施する。

(2) 実施計画

【警察本部が実施する計画】

通信施設が被災した場合、被災状況や警察活動の状況により、次の応急対策を実施する。

- ア 災害警備本部の開設
- イ 臨時中継所の開設
- ウ 臨時基地局の開設
- エ 衛星通信回線の開設
- オ 衛星通信車及び応急用通信機器の支援要請
- カ 有線応急架設による応急回線の開設

第 27 節 鉄道施設応急活動

第 1 基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、市、県及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておく。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備する。

さらに、関係機関は、被災鉄道施設の早期復旧のため、関係機関が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努めるものとする。

第 2 主な活動

鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、地震発生時の危険防止、動員体制、資機材の確保等の措置について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。

第 3 活動の内容

1 基本方針

(1) 市・県

道路との交差点においては、鉄道施設の早期応急復旧のため、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図る。

また、道路内には、色々なライフラインが地下埋設されていることから、道路を掘削する場合には、他の占用埋設物件の情報を提供し、他のライフラインの損傷の防止を図る。

同一箇所での 2 者以上の応急活動がある場合には、工事現場が輻輳しないよう必要に応じ調整する。

(2) 東日本旅客鉄道(株)

鉄道施設を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧に努め、輸送の確保を図り、その社会的使命を発揮しうよう、線路、施設等が自然現象から受ける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災施策を樹立するとともに、関係行政機関、地方自治体その他関係機関との密接な連携のもとに万全の措置を講ずる。

2 実施計画

(1) 【市及び県が実施する対策】(市：都市建設部、総務部)

ア 市及び県は、特に道路との交差点の被害状況を早急に把握し、これに対し鉄道施設管理者は、市及び県に協力する。

イ 鉄道施設管理者が、道路区域内で応急活動する場合は、道路管理者に協議のうえ、応急活動に入り、掘削工事を伴う場合は、道路管理者は他の占用物件の情報を提供するとともに、2 者以上の応急工事がある場合は、工事現場が輻輳しないよう調整する。

(2) 【松本広域消防局が実施する対策】

鉄道災害時の安全管理体制の確保のため、鉄道事業者と消防機関との協議、取り決めに関して、「鉄道災害時における安全対策に関する覚書」に基づき対応する。

ア 鉄道災害が発生した場合には相互に連携・協力して、迅速かつ効果的に活動できる体制を構築しておく。

イ 次の事項について徹底しておく。

- (ア) 松本広域消防局への連絡体制
- (イ) 鉄道事業者からの通報体制
- (ウ) 二次災害の防止
- (エ) 救助隊の現場誘導
- (オ) 乗客（非負傷者）の避難誘導
- (カ) 電源等の安全管理
- (キ) 救助活動等における車両の一部破壊、ジャッキアップ等
- (ク) 特殊な場所への侵入
- (ケ) 救助資機材の調達
- (コ) 大規模災害時における対応
- (サ) 鉄道災害を想定した定期的な訓練の実施

(3) 【東日本旅客鉄道(株)が実施する対策】

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておき、また、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と綿密な情報連絡を行うよう、これに必要な措置等を定めておく。

ア 被害状況の把握

東日本旅客鉄道(株)管内で震度6以上の地震が発生した場合等被害が甚大で、かつ広域に及ぶときは、被害状況の早期把握ができるよう、情報連絡拠点及び救助中継基地を指定し、この拠点を介して周辺の被害状況、救助要員の参集状況等を把握する方法を定めておく。

イ 旅客公衆等の避難

災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法並びに緊急輸送のための計画を定めておく。

ウ 水防、消防及び救助に関する措置

(ア) 出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておく。

(イ) 東日本旅客鉄道(株)管内で震度6以上の地震が発生した場合は、本社災害対策本部の指示に基づき、非被災支社から被災支社の救助中継基地等に救助要員を派遣する。

エ 建設機材の現況の把握及び運用

当社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうるよう、その方法及び運用について、定めておく。

オ 駅構内等の秩序の維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な誘導等、災害警備活動の実施要領を定めておくとともに、随時、関係社員の訓練を行い、旅客公衆の安全の確保を期する。

カ 災害復旧

(ア) 災害復旧の実施の方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行

政機関が行う復旧事業を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施する。

(イ) 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後可及的すみやかに、本復旧計画をたて、これを実施する。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。

第28節 災害広報活動

第1 基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民等、被災者、滞在者（以下この節において「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍住民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

第2 主な活動

- 1 住民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。
- 2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

第3 活動の内容

- 1 住民等への的確な情報の伝達

(1) 基本方針

市、県、放送局及び関係機関が相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し、住民等の立場に立って的確に提供する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（総務部）

(ア) 広報資料の収集

広報資料の収集は、第1節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど直接広報資料の収集を行う。

(イ) 広報活動

市は、県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線をはじめ、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、市ホームページ、ソーシャルメディア、掲示板、有線テレビジョン放送、広報誌、広報車等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じた情報を提供する。

- a 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- b 市災害対策本部設置に関する事項
- c 二次災害の防止に関する情報
- d 安否情報
- e 被害区域及び被害状況に関する情報
- f 危険区域及び警戒区域設定等の状況に関する情報
- g 避難所・経路・方法等に関する情報

- h 医療機関等の生活関連情報
 - i 感染症に関する情報
 - j ライフラインの被害状況に関する状況
 - k 生活支援（食料・水等の供給）に関する状況
 - l 民心安定のための情報
 - m 緊急通行路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
 - n 交通機関の運行等の状況に関する情報
 - o 道路における交通危険箇所、う回路等の道路情報
 - p 被災地域及び避難場所等における犯罪予防等民心安定のための情報
 - q 自主防災組織に対する活動実施要請
 - r 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
 - s 相談窓口の設置に関する情報
 - t 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）
- (ウ) 報道機関に対する発表
被害状況及び対策等の情報について、必要のつど報道機関に対し発表を行う。
- (エ) 県その他関係機関への広報
県、その他関係機関に対して、被災状況等の災害情報を提供する。
- イ 【県が実施する対策】（危機管理部、企画振興部）
県が実施する次の対策は、通常は危機管理防災課または関係課が行うが、災害対策本部設置時には災害対策本部が、関係課との緊密な連絡のもとに行う。
- (ア) 広報資料の収集
広報資料の収集は、第1節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど直接広報資料の収集を行う。
- (イ) 広報活動
放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運業者の協力を得て、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、県ホームページ、ソーシャルメディア、携帯電話、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。
- a 災害の状況に関する情報
 - b 応急対策に関する情報
 - c 冷静な行動の呼びかけ、とるべき措置に関する情報
 - d 二次災害の予防に関する情報
 - e 医療機関等の生活関連情報
 - f ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
 - g 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報
 - h 犯罪防止に関する情報
 - i それぞれの機関が講じている施策に関する情報
 - j ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報
 - k その他必要と認められる情報
- (ウ) 報道機関に対する発表
被害状況及び対策等の情報について、必要のつど報道機関に対し発表を行う。発表は通常危機管理防災課が行うが、災害対策本部における発表は、本部室長の指示により広報班長が

行う。

(エ) 中央官庁その他関係機関への広報

中央官庁、その他関係機関に対して、東京事務所を通じて、被災状況等の災害情報を提供する。

(オ) 災害記録の作成

大規模な災害、特異な災害と認められる場合、災害記録の収集、保存に努め、総合的な記録ビデオ、記録集を作成する。

ウ 【放送会社が実施する対策】(NHK・SBC・NBS・TSB・ABN・FM長野)

(ア) 法令に基づく放送送出

災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難命令等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送局は速やかに放送を実施する。

なお、市からの放送要請は、県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県から要請を行う。

法令に基づく放送送出要請機関は次のとおりである。

- a 県(危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室)及び市
- b 長野地方気象台(NHK・SBC・NBS・TSB・ABNに通知)
- c 日本赤十字社(長野県支部)

(イ) 臨時ニュース等の送出

放送局は、災害などの緊急事態に際してすすんで情報を提供し、住民の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施する。

エ 【報道機関が実施する対策】

報道機関は災害報道にあたっては、可能な限り、高齢者、障がい者、外国籍住民等の要配慮者に対する配慮をした報道を行うよう努める。

オ 【関係機関が実施する対策】

市は、県と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、それぞれの業務について、住民に対しテレビ、ラジオ、チラシ、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用し広報活動を行う。

2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

(1) 基本方針

市、県及び関係機関が相互に緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、効果的に住民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(総務部)

必要に応じ、専用電話・ファックス、相談職員の配置など市の実情に即した相談窓口を設置する。

また、次の事項に関して留意する。

(ア) 被災者からの相談・問い合わせ等に対応するため、災害発生後速やかに総合相談窓口を開設する。

(イ) 窓口ではすぐに対応できないような内容の相談があった場合、窓口担当者は、その相談を

関係する課に引き継ぐ。この際、被災者への対応が「たらい回し」にならないよう十分に配慮する。

(ウ) 総合相談窓口を設置した場合には、前項の広報活動により、住民へ周知する。

イ 【県が実施する対策】(危機管理部、企画振興部)

住民等からの問い合わせ等に対する対応は、通常危機管理防災課において行うが、災害対策本部が設置された場合は災害対策本部が行う。

第29節 土砂災害等応急活動

第1 基本方針

風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

第3 活動の内容

1 大規模土砂災害対策

(1) 基本方針

大規模な土砂災害が急迫している状況において、県から被害の想定される区域・時期の情報提供を受けながら、適切に住民に避難指示等を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（総務部）

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難勧告、避難指示（緊急）等の処置を講ずる。
- (イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。
- (ウ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。

イ 【県が実施する対策】（建設部、農政部、林務部）

- (ア) 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生し、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施する。
- (イ) 緊急調査の結果に基づき地すべりによる被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知する。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (エ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。

ウ 【国が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 河道閉塞に起因する土砂災害で天然ダムの高さがおおむね20m以上あり、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施する。
- (イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知する。
- (ウ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣

された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。

エ 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従う。

2 地すべり等応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部、農林部、総務部）

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難勧告、避難指示（緊急）等の処置を講ずる。
- (イ) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (エ) 災害の危険性が高まり、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 早急に監視体制を整え、警戒避難に関する情報を提供するとともに地すべり等にとっての有害要素の除去等を目的とした応急工事を実施する。（建設部、農政部、林務部）
- (イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。（建設部）
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。（建設部）
- (エ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局、气象台）

- (ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動またはその指導の円滑を期するための点検を実施する。
- (イ) 豪雨等により、地すべり活動が活発化し、災害が発生する恐れがある場合は、県及び関係機関と協議のうえ、速やかに避難対策等の措置を講ずるとともに、被害を軽減するための必要な応急対策を実施する。
- (ウ) 地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。
- (エ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。
- (オ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

エ 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告（緊急）、避難指示が出された場合これに迅速に従う。

3 土石流対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部、農林部、総務部）

(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告（緊急）、避難指示等の措置を講じるものとする。

(イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

(ウ) 災害の危険性が高まり、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

イ 【県が実施する対策】（建設部）

(ア) 土砂災害発生状況等を調査する。

(イ) 二次災害に備えて必要に応じ警戒避難情報を市町村、住民等に提供する。

(ウ) 不安定土砂の除去等応急工事を実施する。

(エ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。

(オ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

(カ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局、气象台）

(ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動またはその指導の円滑を期するための点検を実施する。

(イ) 豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況及び河道等における土砂の堆積状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するための必要な応急対策を実施する。

(ウ) 防災施設の被災状況、土石流の発生状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。

(エ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。

(オ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

エ 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示（緊急）が出された場合これに迅速に従う。

4 がけ崩れ応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部、農林部、総務部）

(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示（緊急）等の処置を講ず

る。

- (イ) 崩落被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (エ) 災害の危険性が高まり、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 早急に監視体制を整え、警戒避難に関する情報を提供するとともに地すべり等にとっての有害要素の除去等を目的とした応急工事を実施する。
- (イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (エ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局、気象台）

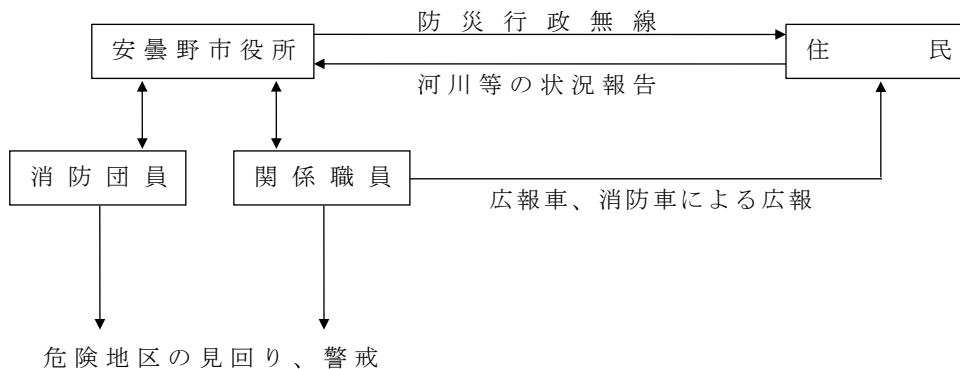
- (ア) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。
- (イ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

エ 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示（緊急）が出された場合これに迅速に従う。

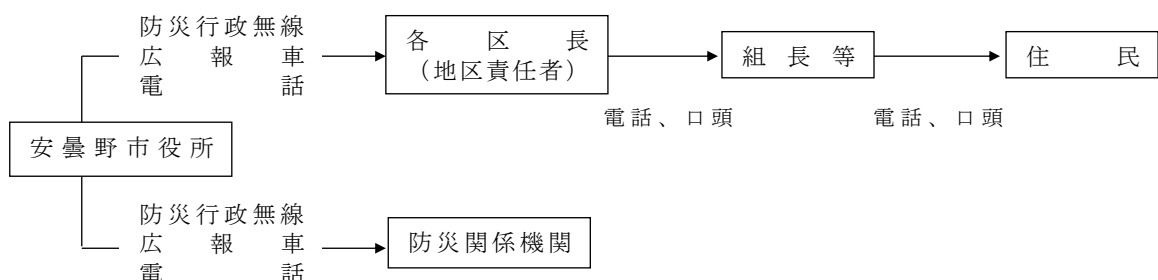
警報・避難勧告発令時の連絡系統

(1) 警報を発令したとき（警戒体制）



(2) 避難勧告を発令したとき（避難体制）

ア 住民への連絡系統及び方法



第30節 建築物災害応急活動

第1 基本方針

強風または出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し落下等の危険性があるものについては応急措置を講ずる。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講ずる。

第3 活動の内容

1 建築物

(1) 基本方針

強風または出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(全部局)

- (ア) 市が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。
- (イ) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。
また、災害の規模が大きく、市において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求める。
- (ウ) 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

イ 【県が実施する対策】(建設部)

- (ア) 県が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。(全機関)
- (イ) 市町村から、被災建築物(震災に限る。)や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。

ウ 【建築物の所有者等が実施する対策】

- (ア) 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。
- (イ) 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講ずる。

2 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（教育部）

市教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定・登録文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

イ 【県が実施する対策】（教育委員会）

教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう、市町村教育委員会を通じて指導するとともに、国指定・登録文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について文化庁に報告する。

ウ 【所有者が実施する対策】

- (ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- (イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。
- (ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市教育委員会の指導を受けて実施する。

第31節 道路及び橋梁応急活動

第1 基本方針

災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第2 主な活動

- 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うとともに交通規制を行い、道路状況を提供する。
- 2 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第3 活動の内容

1 道路及び橋梁応急対策

(1) 基本方針

災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。

また、交通機能確保のために路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、建設業協会等と結んだ業務協定に基づき、速やかに応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(都市建設部、農林部)

行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

イ 【県が実施する対策】(建設部、警察本部、道路公社)

(ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。

(イ) パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。

(ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報(以下「道路情報等」という。)について、ビーコン、ETC 2.0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。

(エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会等と結んだ業務協定に基づき、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。

また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。
- (イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

なお、措置にあたっては、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。

- (ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、ETC 2.0、道路情報板、路側放送インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。
- (エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。

路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

2 関係団体との協力

(1) 基本方針

地震により道路及び橋梁等の被害が激甚の場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（総務部、都市建設部、農林部）

市だけでは応急活動及び復旧活動が困難の場合、各関係機関と締結した、相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 被害状況を把握し県のみでは、応急活動及び復旧活動が困難の場合、各関係機関と締結した、相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

（建設部、警察本部、道路公社）

- (イ) 必要に応じ、関東地方知事会・中部圏知事会及び新潟県との応援協定による応援の要請を行う。（危機管理部）

第32節 河川施設等応急活動

第1 基本方針

風水害による被害を軽減するため、市の水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

- 1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 2 水防上必要な資器材の調達体制
- 3 水門もしくは、閘門（水量調節用のせき）の適切な操作
- 4 市における相互の協力及び応援体制

第2 主な活動

- 1 水防上必要な資器材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定。
- 2 大規模な風水害が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置をとる。

第3 計画の内容

1 河川施設等応急対策

(1) 基本方針

水防活動の支援、河川施設の応急復旧実施及び改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部、農林部）

- (ア) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- (イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

イ 【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 市町村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図り、水防上必要な資器材の調達並びに技術的な援助を与える等、調整にあたる。
- (イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 市の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図る。
- (イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。
- (エ) 堤防決壊時のような重機による水防活動が必要な場合において、民間業者との協定に基づき、業者の協力を得て応急対策業務を行う。

エ 【住民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

2 ダム施設応急対策

当市で管理するダムはないものの、市内を流れる河川の上流にダムがあることから参考に登載した。

(1) 基本方針

異常出水が発生した場合には、速やかに臨時点検を実施する。その結果ダムの安全管理上必要があると認めた場合は、応急措置を行い安全を確保する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(全部局)

情報収集を行い、広報活動を行う。

イ 【県が実施する対策】(建設部、農政部、企業局)

臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定による。

ウ 【関係機関が実施する対策】(地方整備局、水資源機構、電力会社)

臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定による。

第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

第1 基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

被害を最小限に抑えるため以下のような応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 2 危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害防止のための活動を行う。
- 4 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
- 5 危険箇所の緊急点検等の活動を実施する。

第3 活動の内容

1 構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置を講ずる必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部）

行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行う。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 林道の重要施設については、管理者である市町村に協力し、状況に応じて速やかに応急点検を実施する。（林務部）

(イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。（建設部、警察本部、道路公社）

(ウ) パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。

（建設部、警察本部、道路公社）

(エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報（以下「道路情報等」という。）について、ビーコン、ETC2.0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。

（建設部、警察本部、道路公社）

(オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。

また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。

(建設部、企業局、警察本部、道路公社)

ウ 【関係機関が実施する対策】(地方整備局)

- (ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努める。
- (イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。
- (ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、緊急輸送路の指定状況、迂回路等の情報について、ビーコン、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。
- (エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

[危険物関係]

危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

[火薬関係]

火薬類取扱施設は、風水害による直接的被害よりも火薬類の流出・紛失などによる二次災害の危険性がある。

このため、災害時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

[高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設等は、風水害による、漏洩等により周辺住民に対して被害を与えるおそれがある。

被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

[液化石油ガス関係]

二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

[毒物劇物関係]

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置をとる。県は事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア 【市及び松本広域消防局が実施する対策】（市民生活部、松本広域消防局）

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、市の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

(イ) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導する。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 緊急時における指示及び応援要請（危機管理部）

危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。（本章第8節 消防・水防活動参照）

(イ) 避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

ウ 【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止する。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

(ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

(オ) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

(カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

[火薬関係]

ア 【市及び松本広域消防局が実施する対策】（市民生活部、総務部、松本広域消防局）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立ち入りを禁止する。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 知事は、災害防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取扱施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時使用停止を命ずる。

(イ) 下記のウの(ア)から(イ)までの応急対策について、火薬類取扱施設の管理者等に対して指導徹底を図る。(商工労働部)

(ウ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。

さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う。(警察本部)

ウ 【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

(ア) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置する。

(イ) 火薬類が流出した場合は、関係機関の協力を得て捜索を行い、発見回収に努めるとともに、流出した地域の住民に対して、火薬類の危険性について広報を行い周知する。

[高圧ガス関係]

ア 【市が実施する対策】（市民生活部、総務部、松本広域消防局）

(ア) 関係機関と連携して、危険区域周辺の災害防止にかかわる広報を実施する。

(イ) 警戒区域及び消防警戒区域を設定し、区域内住民の避難、誘導を実施する。

イ 【県が実施する対策】（商工労働部）

下記のウの(ア)から(イ)までの応急対策について、高圧ガス製造事業者等に対して指導徹底を図る。

ウ 【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】

(ア) 高圧ガス関係事業所においては以下の応急対策を実施する。

a 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施する。

b 施設の保安責任者は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察官及び消防機関に通報する。

c 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとる。

d 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。

e 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移す。特に浸水により容器が流出しないよう必要な措置をとる。

f 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握

し、初期消火に努める。

- g 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気を取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図る。
- h 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。
- (イ) 高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施する。
 - a 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにする。
 - b 輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の住民等を安全な場所に退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させる。
 - c 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。

[液化石油ガス関係]

- ア **【市が実施する対策】**（市民生活部、総務部、松本広域消防局）
周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。
- イ **【県が実施する対策】**（商工労働部）
災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、必要に応じて、緊急点検活動を実施するよう、(社)長野県エルピーガス協会に要請する。
- ウ **【(社)長野県エルピーガス協会が実施する対策】**
災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、必要に応じて、緊急点検活動を実施する。
- エ **【液化石油ガス販売事業者等が実施する対策】**
自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置を講ずる。

[毒物劇物関係]

- ア **【市が実施する対策】**（市民生活部、上下水道部、総務部）
 - (ア) 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。
 - (イ) 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者、井戸水使用者に対する通報を行う。
- イ **【県が実施する対策】**
 - (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する対策（健康福祉部）
 - a 災害発生時に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。
 - b 応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。
 - c 応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。
 - (イ) 緊急時における指示及び応援要請（健康福祉部）
毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。
 - (ウ) 避難誘導措置等（警察本部）
関係機関と連携して、危険区域住民の避難誘導措置を実施するとともに、危険区域内への人、車両の立入を禁止する。
- ウ **【関係機関が実施する対策】**（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）
 - (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検
貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努める。
 - (イ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止する。

(ウ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

a 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健福祉事務所、警察署又は消防機関へ連絡する。

b 従業員及び周辺地域住民に対する措置

保健福祉事務所、警察署、消防機関及び市町村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

(1) 基本方針

浸水被害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるため、また再度災害の発生を防止するための応急活動が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(都市建設部、農林部、総務部、市民生活部)

(ア) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

(イ) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

イ 【県が実施する対策】(建設部)

(ア) 市町村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図り、水防上必要な資器材の調達並びに技術的な援助を与える等、調整にあたる。

(イ) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

ウ 【関係機関が実施する対策】(地方整備局)

(ア) 市の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図る。

(イ) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(ウ) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

エ 【住民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

オ 【ダム管理者が実施する対策】

(ア) 異常出水が発生した場合には、速やかに臨時点検を実施する。

(イ) 臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

(ウ) この場合、各ダムの操作規則等の規定により、関係機関及び住民へ連絡及び警報等を行う。

4 風倒木対策

(1) 基本方針

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講ずる必要がある。

(2) 実施計画【市及び県が実施する対策】（市：都市建設部、農林部、県：林務部）

倒木による二次災害の発生を防止するため必要に応じて、倒木の除去等の応急対策を講ずる。

5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の降雨等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るための措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部、農林部、総務部、市民生活部）

(ア) 緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとるものとする。

(イ) 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じて、住民の避難、応急対策を行うものとする。

イ 【県が実施する対策】（建設部）

(ア) 緊急点検マニュアルにより土砂災害危険箇所及び施設の点検を実施する。

(イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。

(ウ) 防災アドバイザー制度を活用する。

(エ) 緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について関係者・関係機関に情報提供を行う。また、必要に応じて応急活動を実施する。

(オ) 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じて、住民の避難、応急対策を行う。

ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。

第34節 ため池災害応急活動

第1 基本方針

洪水に伴うため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

第2 主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。

第3 活動の内容

1 基本方針

ため池が決壊した場合、もしくは決壊の恐れが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等を把握するとともに、応急工事を実施する。

2 実施計画

(1) 【市が実施する対策】（農林部、総務部、市民生活部）

- ア 被害が生じた場合は、速やかに県及び関係機関へ報告する。
- イ 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- ウ 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

(2) 【県が実施する対策】（農政部）

- ア ため池が決壊した場合等においては、速やかに被害状況について情報を入手する。
- イ 応急工事が早急に行えるよう市町村及び関係機関に協力する。

(3) 【関係機関が実施する対策】

- ア 管理団体において、ため池に決壊の恐れが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに市へ報告する。
- イ 災害の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊の恐れが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。
- ウ 市が実施する応急対策について協力する。

第35節 農林水産物災害応急活動

第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

第3 活動の内容

1 農水産物災害応急対策

(1) 基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、市、県及び農業団体等が協力して行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（農林部）

(ア) 農業改良普及センター、農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を地域振興局に報告する。

(イ) 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底する。

イ 【県が実施する対策】（農政部）

(ア) 県及び地域振興局は、市町村、農業団体等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行う。

(イ) 被害の状況に応じ、県又は現地機関において農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を作成し、農業改良普及センター、病害虫防除所等を通じて、指導の徹底を図る。

(ウ) 農作物の病害虫防除が広域にわたり必要となる場合は、航空機防除等の実施体制の調整を行うこととし、市町村からの申し出に基づき、長野県植物防疫協会農林航空部会が調整する。また、必要に応じ、長野県農薬卸商業協同組合等を通じ防除農薬を確保する。

(エ) 家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のため、家畜保健衛生所、水産試験場において、被災農家等の状況把握・検査の実施及び消毒等の指導を行う。

(オ) 被災地における家畜への飼料供給を確保するため、国・市町村及び関係団体との調整を行う。

(カ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を支援する。

ウ 【関係機関が実施する対策】

市等と連携を取り、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に努める。

エ 【住民が実施する対策】

(ア) 市等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止対策を実施する。

(イ) 作目別の主な応急対策

a 水稲

(a) 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後速やかにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。

(b) 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。

(c) 水路等が損壊した場合は修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

b 果樹

(a) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕などを行う。

(b) 倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。

(c) 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努めるものとする。

(d) 果実や葉に付着した泥は、速やかに洗い流す。

(e) 病虫害の発生防止のための薬剤散布を行う。

c 野菜及び花き

(a) 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第浅く中耕し、生育の回復を図る。

(b) 病虫害の発生防止のための薬剤散布を行う。

(c) 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。

(d) 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。

d 畜産

(a) 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。

(b) 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って適期刈取りに努める。

e 水産

養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。

(ウ) 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（農林部）

被害状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

イ 【県が実施する対策】（林務部）

被害状況を調査し、関係機関と連携をとりながら迅速な復旧に向けて技術指導など必要な措置をとる。

ウ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講ずるとともに、二次災害のおそれがある場合には、下流域等の関係市町村及び関係機関と連携を図りその防止に努める。（中部森林管理局）

(イ) 市と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに市、県に報告するとともに応急復旧措置をとる。

エ 【住民が実施する対策】

市等が行う被害状況調査や応急復旧に協力する。

第36節 文教活動

第1 基本方針

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）は多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害発生時には児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、市及び県は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置を行う。

また、認定こども園においても、学校等と同様な措置を講ずる必要があるため、応急保育を実施する。

第2 主な活動

- 1 児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引き渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与、授業料減免、就学援助

第3 活動の内容

- 1 児童生徒等に対する避難誘導

(1) 基本方針

学校長等は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（教育部）

県（教育委員会）が実施する対策に準じて市の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行う。

- (ア) 学校長等は、風水害が発生し、または発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

a 児童生徒等が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休業の措置をとるものとし、児童生徒及び保護者に周知するとともに、市教育部（以下「教育部」という）にその旨連絡する。

b 児童生徒等が在校中の場合の措置

(a) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。

(b) 市長等から避難の勧告又は指示があった場合及び学校長等の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。

(c) 児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。

また、避難状況を市教委に報告するとともに保護者及び関係機関に連絡する。

- c 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護
 - (a) 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。
 - (b) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
 - (c) 災害の状況及び児童生徒の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校等又は避難所において保護する。

イ 【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

- (ア) 県立の学校において、学校長は、風水害が発生し、または発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。
 - a 児童生徒等が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休業の措置をとるものとし、児童生徒及び保護者に周知するとともに、県教育委員会（以下「県教委」という）にその旨連絡する。
 - b 児童生徒等が在校中の場合の措置
 - (a) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。
 - (b) 市町村長等から避難の勧告又は指示があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。
 - (c) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。
また、避難状況を県教委に報告するとともに保護者、当該市町村及び関係機関に連絡する。
 - c 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護
 - (a) 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。
 - (b) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
 - (c) 災害の状況及び児童生徒の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する
- (イ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（教育部）

県（教育委員会）が実施する対策の例に準じて、市の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行う。

- (ア) 県教委の指導及び支援を得て、教育部は災害時における教育活動に万全を期するため、下

記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。

a 学校施設・設備の確保

(a) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

(b) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・立学校の施設その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

b 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校等がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える体制を整える。

c 学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、（財）長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

(イ) 学校長等は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

a 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、教育部及び関係機関へ報告又は連絡する。

b 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、市教委と連絡をとり、その確保に努める。

c 教育活動

(a) 災害の状況に応じ、市教委と連絡の上、臨時休業等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(b) 被災した児童生徒等を学校等に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

(c) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

(d) 授業の再開時には、市及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

d 児童生徒等の健康管理

(a) 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

(b) 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

e 教育施設・設備の確保

(a) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置を行う。

(b) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

(c) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図り、授業の実施に努

める。

f 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、教育部と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

イ 【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

(ア) 県教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について県立学校及び市町村教育委員会を指導及び支援する。

a 県立学校施設・設備の確保

(a) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

(b) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

b 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

c 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

(イ) 県立の学校において、学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

a 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、県教委、当該市町村及び関係機関へ報告又は連絡する。

b 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、県教委と連絡をとり、その確保に努める。

c 教育活動

(a) 災害の状況に応じ、県教委と連絡の上、臨時休業等適切な措置を講ずる。

この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(b) 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

(c) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

(d) 授業の再開時には、当該市町村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

d 児童生徒等の健康管理

(a) 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

- (b) 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。
- e 教育施設・設備の確保
 - (a) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置を行う。
 - (b) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
 - (c) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。
- f 学校給食の確保
 - 学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、県教委と連絡をとり、必要な措置を講ずる。
 - また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。
- (ウ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。

3 教科書の供与及び授業料の減免等

(1) 基本方針

市及び県は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や、授業料の減免等の措置を実施する。

(2) 実施計画

ア 教科書の供与

(ア) 【市が実施する対策】(教育部)

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。

市における調達が困難な時は、教育事務所を經由して県教委に調達の斡旋を依頼する。

(イ) 【県が実施する対策】(総務部、教育委員会)

国公立学校及び私立学校における教科書の必要数量を把握して、県立学校に対する配分及び、必要に応じ市町村立、国立及び私立学校の教科書調達のための斡旋を教科書供給所と協力して行う。

イ 授業料の減免

(ア) 【県が実施する対策】(県民文化部、教育委員会)

a 県立高等学校長は、被災により授業料を納付することが困難な生徒に対し、減免の措置をとる。

b 県は、被災により授業料を納付することが困難な者に対して学校法人が授業料を減免した場合、当該学校法人の申請に基づき補助を行う。

ウ 就学援助

(ア) 【市が実施する対策】(教育部)

市教育委員会は、被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

(イ) 【県が実施する対策】(教育委員会)

県教委は、必要に応じて学校長からの報告に基づき、特別支援学校就学奨励費支弁 区分

の変更を行い、被災した児童生徒等の就学を援助する。

第4 応急保育

1 市が実施する対策（福祉部）

(1) 事前措置

- ア 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、認定こども園長に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、園児の保護者への引き渡し等の適切な措置を指示する。
- イ 認定こども園長は、保育園の立地条件等を考慮した上で、災害時の応急計画を樹立するとともに、応急保育の実施方法等についての的確な計画を立てる。

(2) 災害発生直後の体制

- ア 認定こども園長は、状況に応じ適切な緊急避難の措置を講ずる。
- イ 認定こども園長は、災害の規模、園児、職員、施設設備等の被害状況を把握し、速やかに福祉部長を通じて本部長に報告する。
- ウ 勤務時間外に災害が発生したときは、所定の職員は、所属の保育園に参集し、市が行う災害応急・復旧対策に協力し、応急保育の実施及び認定こども園の管理等のために必要な体制を確立する。
- エ 認定こども園長は、準備した応急保育計画に基づき、臨時の編成を行う等、災害の状況に対応して、速やかに調整を図り応急保育の早期実施に努めるとともに、決定事項については、迅速に園児及び保護者に周知する。
- オ 福祉部長は、認定こども園長に対して迅速に適切な緊急対策に関する指示を行うとともに、所轄の認定こども園ごとに分担を定め、情報及び指令の伝達についての万全を期する。併せて、認定こども園の衛生管理指導、施設の緊急使用等の応急・復旧対策実施の総括にあたる。

(3) 応急保育の実施

- ア 認定こども園長は、職員を掌握して保護者の罹災状況を把握し、保育園の整理を行い、福祉部と連携し、復旧体制の確立に努める。
- イ 福祉部長は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、認定こども園長は、その指示事項の徹底を図る。
- ウ 応急保育計画に基づき、受入可能な園児は、認定こども園において保育する。また、罹災により通園できない園児については、地域ごとに実情を把握するように努める。

(4) 保育料等の減免処理

保育料等の減免処理については、応急復旧対策終了後に行う。その間の通園等の支援については従来通りの方法で実施するが、被災により著しく困難になったものについては、関係機関と連絡の上速やかに処置する。

被災園児等が相当数に達し、それらの保育料等の減免処理が必要と認められる場合は、それぞれの関係機関が協議の上処置する。

第37節 飼養動物の保護対策

第1 基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。

第2 主な活動

被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養。

第3 活動の内容

1 基本方針

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。

2 実施計画

(1) 【市が実施する対策】(市民生活部、農林部、総務部)

ア 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置をとる。

イ 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとる。

ウ ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとする。

(2) 【県が実施する対策】

ア 県は市町村が行う被災地における飼養動物の取り扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行う。(健康福祉部)

イ 県は、被災市町村長から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置をとる。(健康福祉部、農政部、警察本部)

ウ 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、市町村、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置をとる。(健康福祉部、農政部)

エ 県は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、飼い主とともに避難した動物の飼育について被災市町村から応援要請等があった場合は、関係団体と連携し、適正な動物飼養に関する相談等を行う。(健康福祉部、農政部)

オ 県は状況に応じて「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定」に基づく災害時被災動物救護本部を設置するとともに、(一社)長野県獣医師会及び長野県動物愛護会に協力を求める。(健康福祉部)

(3) 【飼養動物の飼い主が実施する対策】

ア 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)、及び動物の愛護及び管理に関する条例(平成21年長野県条例第16号)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。

イ 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

第38節 ボランティアの受入れ体制

第1 基本方針

災害時においては、大量かつ広範なボランティアニーズが発生し、それに迅速的確に対応することが求められる。

事前に登録されたボランティアの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まる未登録のボランティア、NPO・NGO、企業等についても、窓口を設置し適切な受入れを行い、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

第2 主な活動

- 1 ボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努めるとともに、被災地で支援活動を行っているNPO・ボランティア等と情報を共有する場を設置し、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。
- 2 災害対策本部はボランティアの活動拠点を設置し、必要に応じ資機材等の提供を行う等、その活動を支援する。

第3 活動の内容

1 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保

(1) 基本方針

災害時におけるボランティアの受入れにあたっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要である。防災関係機関は、被災地におけるボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと協力して円滑な受入れを図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(福祉部、総務部)

(ア) 被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。

(イ) 災害対策本部において、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。

(ウ) 市町村社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体、NPO、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

(エ) ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告する。

イ 【県が実施する対策】(危機管理部、県民文化部、健康福祉部)

(ア) 市町村、防災関係機関と連携し、被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、幅広い広報伝達手段を使いボランティア情報の提供に努める。

(イ) 災害対策本部において、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導し

て行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。

(ウ) 長野県社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体、NPO、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

ウ **【社会福祉協議会、日本赤十字社（長野県支部）等ボランティア関係団体が実施する対策】**
救援本部等を設置し、市及び県の災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受付業務を行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。

エ **【広域的災害ボランティア支援団体のネットワークが実施する対策】**

(ア) 被災者のニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努める。

(イ) 県及び市町村の災害対策本部との連携のもとに、支援活動に必要な情報共有の場を整備し、支援者間の連絡調整を図る。

(ウ) 必要に応じて被災者支援に関する支援策の提言などを行う。

オ **【その他NPO・NGO等が実施する対策】**

被災者支援に際しては、情報を共有する場等を活用し、長野県社会福祉協議会、被災地を管轄する市町村社会福祉協議会及び広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。

2 ボランティア活動拠点の提供支援

(1) 基本方針

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティア関係団体等との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立する。

(2) 実施計画

ア **【市及び県が実施する対策】**（市：福祉部、総務部、県：危機管理部、県民文化部、健康福祉部）

災害対策本部にボランティア担当班を設置するとともに、ボランティアが自由に使用できるスペース（活動拠点）を確保する。また、必要に応じ物資等の提供を行い、ボランティア活動の支援を行う。

イ **【社会福祉協議会が実施する対策】**

(ア) 県社会福祉協議会は、福祉救援ボランティア活動の連絡調整を行う拠点として福祉救援県本部を設置し、情報の収集・提供を行うとともに、福祉救援現地本部、福祉救援広域本部、行政等関係機関との連絡調整を行う。また、ボランティアの登録・受入れ、コーディネーターの派遣を行うとともに、活動に必要な機材・物資の調達等の支援を行う。

(イ) 市社会福祉協議会は、福祉救援現地本部を設置し、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資の提供等を行う。

(ウ) 市町村広域圏内の市町村社会福祉協議会は、福祉救援現地本部の活動を支援する前線拠点として福祉救援広域本部を設置し、ボランティアの登録、コーディネーターの派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。

ウ 【日本赤十字社長野県支部が実施する対策】

市及び県との連携のもとに赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。

第39節 義援物資及び義援金の受入れ体制

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、市は、県、日本赤十字社安曇野支部、市社会福祉協議会、及び県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入、保管等の公正かつ円滑な実施に努める。

第2 主な活動

1 【義援物資】（市：福祉部、財政部、総務部、会計局、県：危機管理部）

- (1) 市、県、市・県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援物資の受付窓口を設置し、義援物資の募集及び受付を実施する。
- (2) 被災者のニーズを把握し、「受入れを希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間等を公表し、支援を呼びかける。

なお、混乱を防ぐために「個人からの義援物資は受け入れない」などの方針を状況に応じて公表する必要がある。

- (3) 各関係機関が受け付けた義援物資については、被災市町村の需給状況を勘案し、効果的に配分する。

2 【義援金】（市：福祉部、財政部、総務部、会計課、県：危機管理部、会計局）

- (1) 市、県、市・県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部、県共同募金会等関係機関は、義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。

なお、県が募集する義援金については災害対策本部が募集及び受付の実施を決定し、その取扱いについては災害義援金募集要綱（以下「要綱」という。）により定める。

- (2) 義援金の配分にあたっては、県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関による「災害義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）を組織し、寄託された義援金を迅速かつ公正に被災者に配分する。

第3 活動の内容

1 義援物資及び義援金の募集等

(1) 基本方針

義援物資及び義援金の募集にあたっては、募集方法、送り先、募集期間等を定めて周知を図ることとし、義援物資については被災地において受入れを希望するものを十分に把握して情報提供を行う。

(2) 実施計画

ア 【市、県及び関係機関が実施する計画】（市：福祉部、財政部、総務部、会計課）

(ア) 義援物資

- a 市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、受入を希望する義援物資を把握するとともに、需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。
- b 市、県及び関係機関等は、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地におい

て円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。

- c 県は、義援物資の保管にあたり、長野県倉庫協会との協定に基づき、保管場所の確保、入出庫管理等を要請する。

(イ) 義援金

県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関は、相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定めて義援金の募集を行う。

イ 【住民、企業等が実施する配慮】

- (ア) 義援物資を提供する場合は、被災地が受入を希望する義援物資とするよう配慮する。

- (イ) 義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努める。

2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分

(1) 基本方針

義援物資は被災市町村の需給状況を勘案し効果的に配分し、義援金は委員会に確実に引き継ぐとともに、委員会において協議のうえ、迅速かつ公正に配分する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(福祉部、総務部)

市に寄託された義援金品は迅速かつ適正に収納する。

寄託された義援金は市に、義援物資は被災地に引き継がれる。市は、被災状況を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等配分基準を定め、迅速かつ適正に配分する。

ボランティア等の協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、迅速かつ適正に配分する。

なお、配分にあたっては、高齢者、障がい者等要配慮者に十分配慮する。

イ 【県が実施する対策】(危機管理部)

- (ア) 義援物資は配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理し、被災市町村に速やかに引き継ぎを行う。

- (イ) 県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は委員会に引き継ぎを行い、委員会は、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、被災市町村を通じて適正に配分する。

別記

長野県災害義援金募集配分委員会会則

(目的)

第1条 本委員会は災害により被害を受けた被災者を救援するため、長野県における災害義援金の募集及び配分に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は長野県災害義援金募集（配分）委員会（以下「委員会」という）と称する。

(所掌事務)

第3条 委員会は次に掲げる事務を所掌する。

(1) 被災者に寄せられた義援金を受け付けた機関から、委員会に引き継がれた義援金の保管及び配分に関すること。

(2) その他必要な事項

(組織等)

第4条 委員会は、第1条の目的に賛同し、協力する次の機関または団体（以下「構成団体」という。）をもって組織するが、被害の状況により他の関係機関、団体等を構成団体に加えることができる。

(1) 長野県

(2) 長野県市長会

(3) 長野県町村会

(4) 日本赤十字社長野県支部

(5) 長野県共同募金会

(6) 長野県社会福祉協議会

(委員)

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

2 委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員長等の職務)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(監事)

第7条 委員会に監事2名を置く。

2 監事は、義援金等に関する会計を監査する。

(会議)

第8条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するため、長野県危機管理部危機管理防災課及び長野県会計局会計課に事務局を置く。それぞれの事務分掌は長野県災害対策本部規程第2条の3による。

(要綱)

第10条 義援金募集（配分）要綱は別紙要綱骨子によるものとし、必要な細目についてはその都度委員会において協議し決定する。

(意見の聴取)

第11条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて防災関係機関等から意見を求めることができる。

(附則)

この会則は、令和〇年〇月〇日から実施する。

第40節 災害救助法の適用

第1 基本方針

市の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、知事は、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし市長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

第2 主な活動

- 1 被害情報の把握を迅速に行い、必要に応じ災害救助法を適用する。
- 2 市、県はそれぞれの役割分担により、迅速な救助を実施する。

第3 活動の内容

1 災害救助法の適用

(1) 基本方針

災害の事態に応じた救助を行うため、迅速に被害情報の収集把握を行い、必要に応じ災害救助法を適用する。

(2) 活動の内容

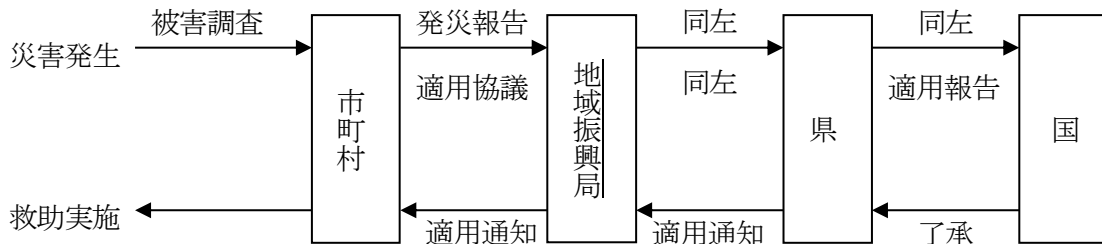
ア 【市が実施する対策】（総務部、全部局）

- (ア) 市長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに松本地域振興局長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。
- (イ) 市長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。
なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 地域振興局長は、本章第1節に基づき被害情報を把握し、迅速に危機管理部長へ報告する。
- (イ) 危機管理部長は、地域振興局長からの被害報告及びその他被害情報に基づき、災害救助法の適用について検討を行う。
- (ウ) 知事は、市町村長からの要請及び被害状況に基づき、災害救助法を適用する。
なお、災害救助法を適用した場合は、公示、市町村長への通知等直ちに必要な手続きを行う。
- (エ) 市町村から災害救助法に定める「災害にかかった住宅の応急修理」に該当する者の被災住宅の瓦屋根の損壊箇所の把握及び応急措置の要請があった場合は、協定締結先の長野県瓦事業組合連合会に依頼する。（危機管理部）

【法の適用事務】



2 救助の実施

(1) 基本方針

市、県は関係機関と協力のうえ、速やかに救助を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（全部局）

- (ア) 市長は知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行う。
委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。
- (イ) 救助の実施は、別に定める基準により行う。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 災害救助法による救助は、知事が行う。ただし、市町村が当該事務を行うことにより、救助の迅速化、的確化が図られると知事が認めた場合は、災害救助法の規定に基づき以下の表のとおり、市町村長に事務の一部を委任する。なお、市町村に委任する事務について、以下の表によりがたい場合は市町村と協議の上、別に定める。

救助の種類	県が実施する事務	市町村に委任する事務
避難所の設置	市町村からの要請による資材調達	その他全て
応急仮設住宅の供与	委任する事務以外全て	募集・維持管理
炊き出しその他による食品の給与	市町村からの要請による食品の調達	その他全て
飲料水の供給	県管理上水道の受給者への供給	市町村管理上水道の受給者への供給
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		全て
医療及び助産	DMAT 等の救護班による活動	インフルエンザの予防接種等
災害にかかった者の救出	全て	
住宅の応急修理	応急修理実施要領の制定	その他全て
埋葬		全て
死体の搜索・処理	全て	
障害物の除去	市町村からの要請による資材調達	その他全て

- (イ) 救助の実施は、別に定める基準により行う。
 - (ウ) 知事は、災害救助法による救助実施のために必要な技術者等が、一般の協力によってもなお不足し、他に確保の方法がない場合には、医師、保健師、土木技術者、大工、土木業者等に対し、従事命令等を発令して、救助活動を実施する。
- ウ 【関係機関が実施する対策】（日本赤十字社長野県支部）
- (ア) 日本赤十字社長野県支部は、知事の行う救助活動の万全を期するため、その組織と設備をあげて協力する。
 - (イ) 知事から委託された「医療及び助産活動」及び「避難所の設置」の業務の実施に努める。

救助の実施要領の基準（概要）

(第 23 条関係)

1 収容施設の供与

(1) 避難所

- ア 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。
- イ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とする。ただし、適当な建物を得ることが困難なときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営してこれに代えることができる。
- ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、100 人 1 日あたり 3 万円（冬季（10 月から 3 月までの期間をいう。）については、別に定める額を加えた額）以内とする。ただし、高齢者、障がい者等（以下「高齢者等」という。）であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合には、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。
- エ 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

(2) 応急仮設住宅

- ア 応急仮設住宅は、住家が全焼し、全壊し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができない者を収容する。
- イ 応急仮設住宅の 1 戸あたりの規模は 29.7 平方メートル（9 坪）を基準とし、その設置のため支出できる費用は、249 万 8,000 円以内とする。
- ウ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1 施設あたりの規模及びその設置のために支出できる費用は(イ)にかかわらず別に定めるところによる。
- エ 高齢者等であつて、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置できる。
- オ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを行い、これに収容することができる。
- カ 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに工事を完成させる。
- キ 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日（(オ)に規定する借上げの場合にあつては、当該借上げの日）から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 4 項の規定による期間（2 年以内）とする。

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

- ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行う。
- イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物による。

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食費、副食費及び燃料費等とし、1人1日あたり1,010円以内とする。

エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、この期間内に3日分以内を現物により支給する。

(2) 飲料水の供給

ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。)により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により次の額の範囲内とする。

なお、季別は災害発生の日をもって決定する。

ア 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯

季別 \ 世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに
夏季 (4月から9月まで)	17,700円	22,700円	33,500円	40,100円	50,900円	7,400円
冬季 (10月から3月まで)	29,200円	37,700円	53,700円	61,800円	77,500円	10,600円

イ 住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別 \ 世帯区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに
夏季 (4月から9月まで)	5,800円	7,700円	11,600円	14,000円	18,000円	2,400円
冬季 (10月から3月まで)	9,200円	12,200円	17,400円	20,600円	25,900円	3,400円

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

4 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療は、災害のため医療の方途を失った者に対して、応急的に処置する。

イ 医療は、救護班によつて行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、一般の病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定する柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。以下同じ。）において、医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。以下同じ。）を行うことができる。

ウ 医療は、次の範囲内で行う。

(ア) 診療

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 病院又は診療所への収容

(オ) 看護

エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、一般の病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬又は療養費の額以内とする。

オ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。

(2) 助産

ア 助産は、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の方途を失った者に対して行う。

イ 助産は、次の範囲内で行う。

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前及び分べん後の処置

脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の 100 分の 80 以内の額とする。

エ 助産を実施できる期間は、分べんした日から 7 日以内とする。

5 災害にかかった者の救出

(1) 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。

(2) 災害にかかった者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 災害にかかった者の救出を実施する期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。

6 災害にかかった住宅の応急修理

(1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半焼し、又は半壊し、自らの資力では応急修理をすること

ができない者に対して行う。

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯あたり53万1千円以内とする。

(3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完成する。

7 生業に必要な資金の貸与

(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全焼し、全壊し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。

(2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、当該生業に係る確実で具体的な事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。

(3) 生業に必要な資金の貸与として貸付できる金額は、次の範囲内の額とする。

ア 生業費 1件あたり3万円

イ 就職支度金 1件あたり15,000円

(4) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。

(5) 生業に必要な資金は、次の条件で貸与する。

ア 貸与期間 2年以内

イ 利子 無利子

8 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（盲学校、ろう学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）の小学部に在学する者を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部に在学する者を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び特殊教育諸学校の高等部を含む。）、専修学校及び各種学校に在学する者をいう。以下同じ。）に対して行う。

(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

ア 教科書

イ 文房具

ウ 通学用品

(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出をし、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品費

小学校児童	1 人あたり	4,100 円
中学校生徒	1 人あたり	4,400 円
高等学校等生徒	1 人あたり	4,800 円

(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については 1 月以内、その他の学用品については 15 日以内に完了しなければならない。

9 埋葬

(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、遺体の応急的処理程度のものを行う。

(2) 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。

ア 棺（附属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

(3) 埋葬のため支出できる費用は、1 体あたり大人 19 万 9,000 円、小人 15 万 9,200 円以内とする。

(4) 埋葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

10 遺体の搜索

(1) 遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

(2) 遺体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 遺体の搜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

11 遺体の処理

(1) 遺体の処理は、災害の際死亡した者について、次の事項を行う。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 遺体の一時保存

ウ 検案

(2) 検案は、原則として救護班によって行う。

(3) 遺体の処理のため支出できる費用は、次の範囲内とする。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体あたり3,300円以内とする。

イ 遺体の一時保存のための費用は、遺体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合においては、1体あたり5,000円以内とする。また、遺体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。

ウ 検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の範囲内とする。

(4) 遺体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

(1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住することが困難な状態にある場合で、自らの資力ではこれを除去することのできない者に対して行う。

(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、1世帯あたり13万7,000円以内とする。

(3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

13 応急救助のための輸送費

(1) 応急救助のための輸送費として支出できるものは、次に掲げる場合の移送又は輸送とする。

ア 被災者の避難

イ 医療及び助産

ウ 被災者の救出

エ 飲料水の供給

オ 遺体の捜索

カ 遺体の処理

キ 救済用物資

(2) 応急救助のため支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための輸送を認める期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

14 応急救助のための賃金職員等雇上費

(1) 応急救助のための賃金職員等雇上費として支出できるものは、次に掲げる場合とする。

ア 被災者の避難

イ 医療及び助産における移送

ウ 被災者の救出

- エ 飲料水の供給
- オ 遺体の捜索
- カ 遺体の処理
- キ 救済用物資の整理、配分及び輸送

(2) 応急救助のため支出できる賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 応急救助のための賃金職員等の雇用を認める期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

第41節 観光地の災害応急対策

第1 基本方針

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、市、県、関係機関が連携し、対応していく。

第2 主な取組み

- 1 観光地で災害が発生した際には、市、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。

第3 活動の内容

1 観光地での観光客の安全確保

(1) 市が実施する対策（商工観光部）

- ア 観光地での災害発生時には、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。
- イ 消防機関は観光客の救助活動にあたり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

(2) 市及び県が実施する対策（市：商工観光部、県：危機管理部、観光部）

- ア 観光地での災害発生時の市、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。

(3) 住民、自主防災組織及び観光事業者が実施する対策

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力する。特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行う。

2 外国人旅行者の安全確保

(1) 【市が実施する対策】（商工観光部）

観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導、非常用電源の供給を行う。

(2) 【県が実施する対策】（観光部）

国、関係機関等と連携して、帰宅困難者対策として外国人旅行者の早期帰宅を図るため、必要な情報収集を行い、ウェブサイト等を通じて交通機関等の復旧状況を発信するなど、早期帰宅に向けた必要な対応を行う。

(3) 【市及び県が実施する対策】（市：商工観光部、県：県民文化部、観光部）

事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。

(4) 関係機関が実施する対策

駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導、非常用電源の供給を行う。

風水害対策編

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

第1 基本方針

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 主な活動

- 1 原状復旧か又は計画的復興かの基本方針を早急に決定する。
- 2 復旧・復興にあたり必要に応じ他の自治体への支援を求める。

第3 活動の内容

1 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針

市及び県は、迅速な原状復旧又は計画的な復興を目指す基本方向を早急に決定し、実施に移る。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する対策】（市：全部局）

(ア) 被災の状況、地域の特徴、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

(イ) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

イ 【関係機関が実施する対策】

防災関係機関は市及び県の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力をを行う。

ウ 【住民が実施する対策】

住民は市及び県の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力をを行う。

2 支援体制

(1) 基本方針

復旧・復興にあたり、必要に応じ他の自治体の支援を求め、円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

【市及び県が実施する対策】（市：全部局）

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

第2 主な活動

- 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- 2 円滑かつ適切に、災害廃棄物の処理を行う。
- 3 被災状況に応じ、他市町村や県からの職員派遣の要請を行う。

第3 活動の内容

1 被災施設の復旧等

(1) 基本方針

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行う。

そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア 【市、県及び公共機関が実施する対策】（市：全部局）

- (ア) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。
- (イ) 被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行う。
- (ウ) 大雨・地震等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- (エ) ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧にあたり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。
- (オ) 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。
- (カ) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努める。
- (キ) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成する。
- (ク) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行う

- とともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努める。
- (ケ) 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。
 - (コ) 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 災害廃棄物の処理

(1) 基本方針

災害から速やかに復帰して生活を再建するうえでも、災害によって生じた災害廃棄物の適正かつ迅速な処理が求められる。

被災地域の災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その適正かつ迅速な処理に努める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(市民生活部、都市建設部)

(ア) 発生した災害廃棄物の種類、性状(可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等)等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行う。

また、災害廃棄物の処理にあたっては、下記事項について留意する。

- a 適切な分別の実施により、可能な限り再生利用と減量化に努める。
- b 復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努める。
- c 環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置を講ずる。

(イ) 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求める。

イ 【県が実施する対策】(環境部)

(ア) 災害発生後、速やかに災害廃棄物の発生量、処理見込等の把握のための活動を行う。

(イ) 市町村等の広域的な支援の要請、調整を図るものとし、大規模災害により、被災市町村、近隣市町村のみでは、処理が困難と認められるときは、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画等に基づき、他の都県等に対して支援を要請する。

3 職員派遣

(1) 基本方針

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、被災市町村のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。

そのため、被災市町村は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(全部局)

(ア) 職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合、市は県や「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣要請を行う。

(イ) 被災市町村から要請を受けた市は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、職員を派遣する。

イ 【県が実施する計画】

被災市町村から、災害復旧にあたり職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し必要と判断した場合、被災市町村と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣する。

第3節 計画的な復興

第1 基本方針

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 主な活動

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑、及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備。
- 2 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりの実施。
- 3 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合の各機関の連携による復興の促進。

第3 計画の内容

1 復興計画の作成

(1) 基本方針

被災地域の再建にあたり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。

当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参加促進に努める。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や、例えば、学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮するものとする。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努めるものとする。

なお、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（全部局）

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に市における復興計画を作成する。

イ 【県が実施する計画】

被災市町村、関係機関等との連携及び国との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。

ウ 【関係機関が実施する計画】

市及び県と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努める。

2 防災まちづくり

(1) 基本方針

被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを住民の理解を求めながら実施する。併せて、女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】(市：総務部、都市建設部)

(ア) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図る。

その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。

また、国土交通省が地震や津波で被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容を取りまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努めることとする。

(イ) 防災まちづくりにあたっては、必要に応じ、次の事項を目標とする。

- a 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、空港等の都市基盤施設及び防災安全街区の整備
- b ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化
- c 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化
- d 耐震性貯水槽の設置等

(ウ) 前記目標事項の整備等にあたっては、次の事項に留意する。

- a 都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。
- b ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等にあたっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、耐水性等にも配慮しながら各事業者と調整を図りながら実施する。
- c 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。
- d 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、火山噴出物(火山災害の場合に限る)、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行う。

- e 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。
 - (エ) 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言する。
 - (オ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。
 - (カ) ボランティア団体等による復旧・復興活動の拠点として、安曇野市防災広場の活用を図る。
- イ 【関係機関が実施する計画】
県、市町村等と連携を図り、整合性のある事業を実施する。
- ウ 【住民が実施する計画】
再度災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子供たちをはじめとする将来のためのまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力を努める。

3 特定大規模災害からの復興

(1) 基本方針

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】

(ア) 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

(イ) 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請するものとする。

イ【市、県及び関係機関が実施する計画】

市、県及び関係機関は、復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行うものとする。

ウ【県が実施する計画】

(ア) 国の復興基本方針に即して、復興のための施策に関する方針を定める。

(イ) 特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

(ウ) 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、国に対し、職員の派遣を要請する。また市町村から要請があった場合は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努める。

第4節 資金計画

第1 基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

- 1 市及び県は、起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置を行う。
- 2 関東財務局長野財務事務所は必要資金量を調査し応急資金の貸付を行う。

第3 活動の内容

- 1 資金計画（財政部）

市が災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

 - (1) 地方債
歳入欠かん債、災害対策事業債、災害復旧事業債
 - (2) 地方交付税
普通交付税の繰上交付、特別交付税
 - (3) 一時借入金
災害応急融資
- 2 県の資金計画
 - (1) 災害復旧経費の資金需要の把握のため、災害応急対策はもちろん災害復旧事業を行うにあたって必要な資金を迅速に調査し、掌握する措置を講ずる。
 - (2) 歳入欠かん債、災害対策事業債、災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期する。
 - (3) 地方交付税の繰上交付を国へ要請する。
 - (4) 一時借入金及び起債の前借等により災害関係資金を確保する。
- 3 市及び県の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置
関東財務局長野財務事務所は、県、市町村等の緊急な資金需要に応ずるため、関係自治体と緊密に連絡して必要資金量を調査し、応急資金の貸付を行う。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

第1 基本方針

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置を講ずることにより生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる必要がある。

第2 主な活動

- 1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅等への優先入居を行う。
- 2 被害の状況が被災者生活再建支援法の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続等を実施する。
- 3 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を行う。
- 4 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。
- 5 被災した低所得者への必要な生活保護措置をとる。
- 6 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
- 7 被災者に対し適時適切な金融上の措置をとる。
- 8 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置をとる。
- 9 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとる。
- 10 被災者に対する被災証明の早期交付体制を確立する。
- 11 被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。
- 12 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。

第3 活動の内容

1 住宅対策

(1) 基本方針

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅等への優先入居の措置をとる。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部、総務部）

(ア) 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の補修資金の説明会等を行い、申込みに必要な、り災証明書の発行を行う。

(イ) 災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、もしくは、一市町村の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。

(ウ) 既存市営住宅の再建

既存市町村営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

(エ) 市営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市営住宅への優先入居の措置を講ずる。

(オ) 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 災害復興住宅建設等補助金（建設部）

住宅金融支援機構が実施する災害復興住宅融資等について、臨時相談窓口の開設等の住宅相談を協力して行うとともに、住宅金融支援機構及び民間金融機関の災害復興住宅資金融資を受けた者に対して、利子相当額の一部を助成する。

(イ) 災害公営住宅（建設部）

被災地全域で500戸以上、もしくは、一市町村の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅を建設する。

(ウ) 既存県営住宅の再建（建設部）

既存県営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

(エ) 県営住宅等への優先入居（建設部）

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、県営住宅等への優先入居の措置を講ずる。

(オ) 被害情報把握のための技術的支援（危機管理部、建設部）

被災市町村から、住宅被害情報を把握するため、技術的支援の要請があった場合は支援を行う。

調査等のため職員の派遣要請があったときは、災害の状況を勘案し必要と判断した場合は、被災市町村と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣する。

(カ) 災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図る。

2 被災者生活再建支援法による復興

(1) 基本方針

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法を適用し、生活再建の支援を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（福祉部、市民生活部、総務部）

(ア) 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行うものとする。

(イ) 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに所管の地域振興局長へ報告する。

- (ウ) 被災者に対し、申請に要するり災証明書等の必要書類を発行する。
- (エ) 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度の周知を行う。
- (オ) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。
- (カ) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 地域振興局長は、本章第2節に基づく住宅被害情報を把握し、迅速に危機管理部長へ報告する。
- (イ) 知事は、住宅被害報告に基づき、被災者生活再建支援法を適用する。
なお、被災者生活再建支援法を適用した場合は、公示、内閣府への報告等必要な手続きを行う。
- (ウ) 市町村から提出された被災世帯からの申請書類等を確認・点検し、被災者生活再建支援法人へ提出する。
- (エ) 支援金の支給事務は、議会の議決を得て、被災者生活再建支援法人へ全部委託する。

ウ 【被災者生活再建支援法人が実施する対策】

県から提出された申請書類の審査及び県から委託された支援金の支給事務を行う。

3 生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付

(1) 基本方針

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付を行う。

(2) 実施計画

ア 【県社会福祉協議会が実施する対策】

県社会福祉協議会は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度により、民生・児童委員及び市町村社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金等の貸付を行う。

なお、必要に応じて据置期間の延長等資金貸付条件の緩和措置を講ずる。

イ 【市及び県が実施する対策】

市及び県は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置をとる。

4 被災者の労働対策

(1) 基本方針

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（商工観光部）

災害により離職を余儀なくされた者の再就職を支援するため、公共職業安定所の行う臨時職業相談窓口、巡回職業相談及び支援制度等の周知、活用促進を図るための措置を講ずる。

イ 【県が実施する対策】（健康福祉部、商工労働部）

(ア) 労働相談

労政事務所は、災害により生ずる労働問題に関する相談に対応するため被災地における巡回労働相談所等の措置をとる。

(イ) 災害により離職を余儀なくされた者に対する措置

長野労働局、ハローワーク及び関係市町村等と連携しながら、合同就職面接会の開催、職業訓練等による再就職の促進を行う。

- (ウ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条に定める措置を適用するとされた激甚災害であって、職業訓練の受講者が当該災害による離職者等である場合には、国と連携し、訓練手当の支給、受講料の免除等の措置を行う。

ウ 【長野労働局が実施する対策】

- (ア) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、被災者のための臨時職業相談の実施、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置をとり、離職者の早期再就職の斡旋を行う。
- (イ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条に定める措置を適用することとされた激甚災害であるときは、災害による休業のため賃金を受けとることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に対し、同条の定めるところにより基本手当を支給する。
- (ウ) 労働条件の確保、労働力の確保に向けた臨時総合相談窓口を開設する。
- (エ) 災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払賃金立替制度により迅速に必要な措置をとる。
- (オ) 労災保険給付にあたり、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、当該証明がない場合でも請求書を受理する等、弾力的な運用を行う。

5 生活保護

(1) 基本方針

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

(2) 実施計画

福祉事務所は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を助長する。

6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付

(1) 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（福祉部）

(ア) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

市は条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障害を受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。

(イ) 災害援護資金の貸付

市は条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

イ 【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

県は、市町村が災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、一定の災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金及び災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金に要する費用の一部を負担する。

(イ) 災害援護資金の貸付

県は、市町村が災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害救助法が適用される災害等により被害を受けた世帯に対し、災害援護資金の貸付を行った場合この貸付に要する費用の貸付を行う。

(ウ) 災害見舞金の交付

県は、災害によって住家又は人的被害を被った世帯又は遺族に対して見舞金を交付する。

7 被災者に対する金融上の措置

(1) 基本方針

現地における災害の実情、資金の需給状況等を的確に把握し、実情に応じて適時適切な金融上の措置を行う。

(2) 実施計画

関東財務局（長野財務事務所）、日本銀行（松本支店）は被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し次の措置をとるよう指導する。

ア 資金の融資について、融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等の措置

イ 預貯金の払戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者に対し、罹災証明書の提示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻しの利便を図る。

ウ 事情やむを得ないと認められる被災者等に対し、定期貯金、定期積金等の中途解約、又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等適宜の措置をとる。

エ 災害時における手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮する。

オ 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込みについては、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長措置をとる。

8 租税の徴収猶予、及び減免

(1) 基本方針

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被災者の生活の安定を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（財政部）

地方税法又は市条例に基づき、被災者の租税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

イ 【県が実施する対策】（総務部）

災害の状況に応じて、県税について次の措置をとる。

(ア) 期限の延長

次に掲げる災害の区分に応じ、当該区分に掲げるところにより、地方税法又は県税条例に基づく、申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長を

行う。

a 災害救助法が適用される災害

知事が必要と認めるときは、地域及び期日を指定して期限を延長する。

b その他の災害

知事又は地域振興局長が必要と認めるときは、納税者の申請により、地域及び期日を指定して期限を延長する。

(イ) 徴収猶予

知事又は県税事務所長が県税の納付又は納入ができないと認めるときは、納税者の申請により、その徴収を猶予する。

(ウ) 減免等

知事又は県税事務所長が県税の減免が必要と認めるときは、納税者の申請により、減免を行う。

9 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等

(1) 基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとり、被災者の負担の軽減を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（保健医療部）

国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、または収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置をとる。

イ 【県が実施する対策】（健康福祉部）

県は、市町村と連携を図り情報収集に努めるとともに、必要に応じて、国（内閣府）及び関係機関と連絡・調整を行う。

ウ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 厚生労働省関東信越厚生局長野事務所は、健康保険被保険者証再交付業務などを迅速に処理するほか、健康保険被保険者証提示の手続きの簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等が行われる場合には、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応する。

10 災証明書の交付

(1) 基本方針

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、遅滞なく罹災証明書の交付を行う。

(2) 実施計画

【市が実施する対策】（財政部）

災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

11 被災者台帳の作成

(1) 基本方針

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の積極的な作成および活用を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者に台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

イ 【県が実施する対策】

災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

12 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

(1) 基本方針

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置し、広く住民に広報する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(財政部、市民生活部)

(ア) 必要に応じ市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。

(イ) 相談業務の実施にあたり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼するものとする。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行うものとする。

(ウ) 住民に対し、掲示板、有線放送、広報誌等を活用し広報を行う。

(エ) 報道機関に対し、発表を行う。

イ 【県が実施する対策】(危機管理部、企画振興部、総務部)

(ア) 知事は、被災者の生活確保を図るため必要があると認めるときは、地域振興局長に命じて被災者相談所(以下「相談所」という。)を設置する。

(イ) 相談所の所長は地域振興局長とし、相談員は関係現地機関の職員があたる。ただし、災害の規模等により地域振興局長から知事に要請があった場合は、知事は、本庁の職員を派遣することができる。

(ウ) 相談所は、原則として地域振興局に置くが、災害の状況により被災市町村の区域内に置くことができる。

(エ) 地域振興局長は、相談所を設置したときは、その旨を知事に報告及び関係市町村に通知し、被災者に徹底させるよう努める。

(オ) 相談業務の実施にあたり、必要に応じて他の関係機関に協力を要請する。また、市町村から相談業務に係る支援要請があったときは県職員の派遣、他の関係機関への協力要請等の調整を行う。

(カ) 長野県災害支援活動士業連絡会との「災害時における相談業務に関する協定」に基づき、被災者支援のための相談業務の実施を要請することができる。

(キ) 県は、住民に対し、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等を活用し、要配慮者にも配慮した適切な手段で広報を行う。

(ク) 県は、報道機関に対し、発表を行う。

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 必要に応じそれぞれの業務について相談窓口を設置する。

(イ) それぞれの業務について、住民に対しチラシ等を活用し広報を行う。

(ウ) 報道機関に対し発表を行う。

第6節 被災中小企業等の復興

第1 基本方針

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

第2 主な活動

- 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。
- 2 事業再開に対する相談体制を整備する。

第3 活動の内容

1 被害農林漁業者等に対する支援

(1) 基本方針

農林漁業関係施設などの早期復旧により、被害農林漁業者等の経営安定を図るため、次により支援する。

(2) 実施計画

【市及び県が実施する対策】（市：農林部、県：農政部、林務部）

ア 次に掲げる制度資金の需要等の把握など効率的な運用。

(ア) 天災資金

(イ) 日本政策金融公庫資金

(ウ) 農業災害資金

イ 市町村、日本政策金融公庫等を通じ、(ア)に掲げる資金も含め利活用できる資金について被害農業者への周知徹底。

ウ 「農業保険法」に基づき、農業共済組合が行う農業保険事業を円滑に実施し、災害その他の不慮の事故によって農業者が受ける損失を補填する共済の事業並びに農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業により、農業経営の安定を図られるよう、農業保険業務の迅速適正化について指導を行う。

2 被災中小企業者に対する支援

(1) 基本方針

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため迅速かつ的確な措置を講ずる。

また、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（商工観光部）

次にあげる市の各種資金の融資を斡旋する。

(ア) 安曇野市制度資金

(イ) 安曇野市勤労者資金

イ 【県が実施する対策】（商工労働部）

- (ア) 次の制度金融の効果的な運用を図る。
中小企業融資制度資金（融資）
- (イ) 市町村、中小企業関係団体等を通じ、利活用できる金融の特別措置について当該被災地域における中小企業者に対し周知徹底を図る。
- (ウ) 被災地域を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。
- (エ) 長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借入れ手続きに際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。
- (オ) 商工会議所、商工会及び市町村と連携し被災中小企業の復旧に関する相談窓口・企業訪問等の相談体制を整備するとともに、商工関係機関による連絡会議を必要に応じて開催する。

第7節 被災した観光地の復興

第1 基本方針

被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、国、市町村、関係機関等と連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。

第2 主な取組み

- 1 観光地の早期復興を図るため、国、市町村、関係機関等と連携して、観光誘客プロモーション活動の施策を企画・実施する。
- 2 風評被害防止を図るため、国内外に向けて被災した観光地の正確な復旧状況を発信する。

第3 活動の内容

1 被災した観光地に対する支援

(1) 【県及び市町村が実施する対策】（観光部）

- ア 国、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進する。
- イ 国、関係機関等と連携して、被災した観光地の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。

(2) 【観光事業者が実施する対策】

観光事業者は、県、市町村、関係団体と連携して、営業状況及び復旧状況などを国内外に向けて情報発信していく。

地震災害対策編

地震災害対策編

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、住民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な地震に備え、対処するため、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震、東日本大震災などの大規模災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、市、県、公共機関、事業者及び住民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、安曇野市防災会議が作成する「安曇野市地域防災計画」の「震災対策編」として、大規模な地震災害に対処すべき事項を中心に定める。

3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていく。

第2節 防災の基本理念及び施策の概要

本市は、牛伏寺断層を含む糸魚川静岡構造線活断層帯、急峻な地形、脆弱な地質を有するという自然的条件と近年の都市化、高齢化、情報化等社会構造の変化に対応した防災対策を講ずる必要がある。

- 1 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ一体となって最善の対策をとる。

特に、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

- 周到かつ十分な災害予防
- 迅速かつ円滑な災害応急対策
- 適切かつ速やかな災害復旧・復興

- 2 市、県及び防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講ずる。

- 防災施設・設備の整備の促進
- 防災体制の充実
- 住民の防災意識の高揚及び自主防災組織等の育成強化
- 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
- 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立
- 防災関係機関、住民等の間、住民等と行政の間での防災情報の共有

- 3 住民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講ずる。

- 4 どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティー等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開する。また、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 安曇野市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地震災害から市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施する。

2 松本広域連合松本広域消防局

松本広域消防局は、自らその権限に属する地震防災活動を実施するとともに、松本広域連合消防計画の定めるところにより必要な防災活動を実施する。

3 長野県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、地震災害から、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する地震防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地震災害から市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、地震防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら地震防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、常日ごろから地震予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。また、市、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 安曇野市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
安曇野市	(1) 市防災会議、市警戒本部及び市災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 災害情報等の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) 防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。 (9) その他防災に関すること。

2 松本広域消防局

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
松本広域消防局	(1) 消防力の整備に関すること。 (2) 災害の予防、警戒及び防御に関すること。 (3) 被災者に対する災害時の避難・救助及び救急措置に関すること。 (4) 防災に関する訓練の実施及び教育に関すること。 (5) 防災の調査に関すること。 (6) その他防災に関すること。

3 長野県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	(1) 県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 災害情報等の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) 防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (9) その他防災に関すること。

4 安曇野警察署

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
安曇野警察署	(1) 災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること。 (2) 災害警備に関すること。 (3) 犯罪の予防に関すること。 (4) 危険物の保安及び暴利行為の防止、取り締まりに関すること。 (5) 道路調査及び交通情報の収集、伝達に関すること。 (6) 交通規制に関すること。 (7) 緊急輸送車両の確認事務に関すること。

5 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 関東管区警察局	ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。 イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。 ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 エ 災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。
(2) 関東財務局 (長野財務事務所)	ア 地方公共団体に対する資金の融通の斡旋に関すること。 イ 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
(3) 関東信越厚生局	災害時の国立病院における医療・助産・救護の指示調整に関すること。
(4) 関東農政局 (長野県拠点松本駐在所)	ア 災害時における食料の供給等に関すること。 イ 自ら管理又は運営する施設、設備に関すること。 ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。 エ 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る施設等の整備に関すること。
(5) 中部森林管理局 (中信森林管理署)	ア 防災・国土保全に資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 ウ 災害応急対策用材の供給に関すること。
(6) 関東経済産業局	ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 イ 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ウ 被災中小企業の振興確保に関すること。
(7) 中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関すること。
(8) 関東東北 産業保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること。 イ 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。
(9) 中部近畿 産業保安監督部	電気の保安に関すること。
(10) 北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送の斡旋並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(11) 東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所)	ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関する事。 イ 遭難航空機の捜索及び救助に関する事。 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事。
(12) 東京管区気象台 (長野地方気象台)	ア 地震情報、南海トラフ地震臨時情報等の通報に関する事。 イ 防災知識の普及に関する事。 ウ 災害防止のための統計調査に関する事。
(13) 信越総合通信局	ア 災害時における通信・放送の確保に関する事。 イ 非常通信に関する事。 ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関する事。 エ 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関する事。
(14) 長野労働局 (大町労働基準監督署)	ア 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関する事。 イ 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関する事。
(15) 関東地方整備局 北陸地方整備局 中部地方整備局	ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定 (オ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 ウ 警戒宣言時 (ア) 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達 (イ) 地震災害警戒体制の整備 (ウ) 人員・資機材等の配備・手配 (エ) 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力 (オ) 道路利用者に対する情報の提供
(16) 中部地方環境事務所	ア 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関する事。 イ 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関する事。
(17) 関東地方測量部	ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事。 イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関する事。

6 自衛隊

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊	(1) 被害状況の把握 (2) 避難の援助 (3) 遭難者等捜索救助 (4) 水防活動 (5) 消防活動 (6) 道路又は水路等の交通路上の障害物の排除 (7) 応急医療防疫、病虫害防除等の支援(8) 通信支援 (9) 人員及び物資の緊急輸送 (10) 炊飯及び給水支援 (11) 救援物資の無償貸付又は譲与 (12) 交通規制の支援 (13) 危険物の保安及び除去

7 指定公共機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(1) 日本郵便(株)信越支社	災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。
(2) 東日本旅客鉄道(株) (長野支社)	ア 鉄道施設の防災に関すること。 イ 災害時における避難者の輸送に関すること。
(3) 日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達に関すること。
(5) 日本放送協会長野放送局 (松本支局)	災害情報等広報に関すること。
(6) 中部電力(株) (安曇野営業所)	ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。
(7) 日本銀行 (松本支店)	ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 イ 損傷通貨の引き換えに関すること。
(8) 日本赤十字社長野県支部 (安曇野市区)	ア 医療、助産等救助、救護に関すること。 イ 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 ウ 義援金の募集配分に関すること。
(9) 独立行政法人水資源機構 (愛知用水総合事業部牧尾支所)	ダムの地震防災に関すること。
(10) 東日本高速道路(株) 中日本高速道路(株)	(東日本高速道路(株)) 長野自動車道(安曇野IC~更埴JCT)の防災に関すること。 (中日本高速道路(株)) 長野自動車道(岡谷JCT~安曇野IC)の防災に関すること。
(11) 日本通運(株) (長野支店)	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。

8 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(1) 土地改良区	ため池、ダム及び水こう門の防災に関すること。
(2) (公社)長野県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(3) 放送会社	(信越放送株、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送株、長野エフエム放送株、あづみ野テレビ株、あづみ野エフエム放送株) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(4) (一社)安曇野市医師会、安曇野市歯科医師会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
(5) 安曇野薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
(6) 長野県建設業協会安曇野市部、安曇野建設事業協同組合	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
(7) 安曇野市社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。
(8) (社)長野県建築士会安曇野支部	災害時における公共施設の応急危険度判定に関すること。
(9) ガス会社	ア ガス施設の保全、保安に関すること。 イ ガスの供給に関すること。
(10) 長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(11) (一社)長野県LPガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(1) 松本広域森林組合	ア 市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員に対する融資、斡旋に関すること。 ウ 木材の供給と物資の斡旋に関すること。
(2) 安曇野市商工会	ア 市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災会員の融資、斡旋の協力に関すること。 ウ 災害時における物価安定の協力に関すること。 エ 救助物資、復旧資材の確保、斡旋の協力に関すること。
(3) あづみ農業協同組合、松本ハイランド農業協同組合	ア 市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 ウ 被災農家に対する融資、斡旋に関すること。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること。 オ 農産物の需給調整に関すること。

(4) 八十二銀行、松本信用金庫、長野県信用組合、長野銀行、長野県労働金庫	被災事業者等に対する資金融資に関すること。
(5) 危険物施設の管理者及び高圧ガス施設の管理者	ア 安全管理の徹底に関すること。 イ 防護施設の整備に関すること。
(6) 病院等医療施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における入院者の保護及び誘導に関すること。 ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。 エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。
(7) 社会福祉施設の管理者	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること。
(8) 安曇野市議会	災害時における市の災害応急対策等について臨時市議会を開催し、協議すること。
(9) 安曇野市消防団	災害時の防火、水防等の消防業務に関すること。
(10) 自主防災組織	ア 災害時の初期消火に関すること。 イ 平常時の町会単位での防災訓練等の実施に関すること。
(11) 安曇野市防犯協会	災害時の犯罪防止に関すること。
(12) 安曇野市管工業協同組合	災害時の水道施設の応急復旧に関すること。
(13) 長野県タクシー協会中信支部	災害時のタクシー無線による情報収集、伝達に関すること。
(14) 漁業協同組合	ア 市、県が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 イ 被災組合員に対する融資、斡旋に関すること。 ウ 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧に関すること。
(15) 学校法人	ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 イ 災害時における教育対策に関すること。 ウ 被災施設の災害復旧に関すること。
(16) 婦人会	ア 市、県が行う災害応急対策の協力に関すること。 イ 被災者の救助活動及び義援金品の募集等の協力に関すること。

第4節 防災面からみた安曇野市の概況

⇒ 風水害対策編 第1章 第4節参照

第5節 被害想定

第1 基本的な考え方

長野県に被害を及ぼすと考えられる地震は、県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。

平成25、26年度の県地震被害想定の結果及び中央防災会議による東海地震、南海トラフ地震の被害想定結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とする。

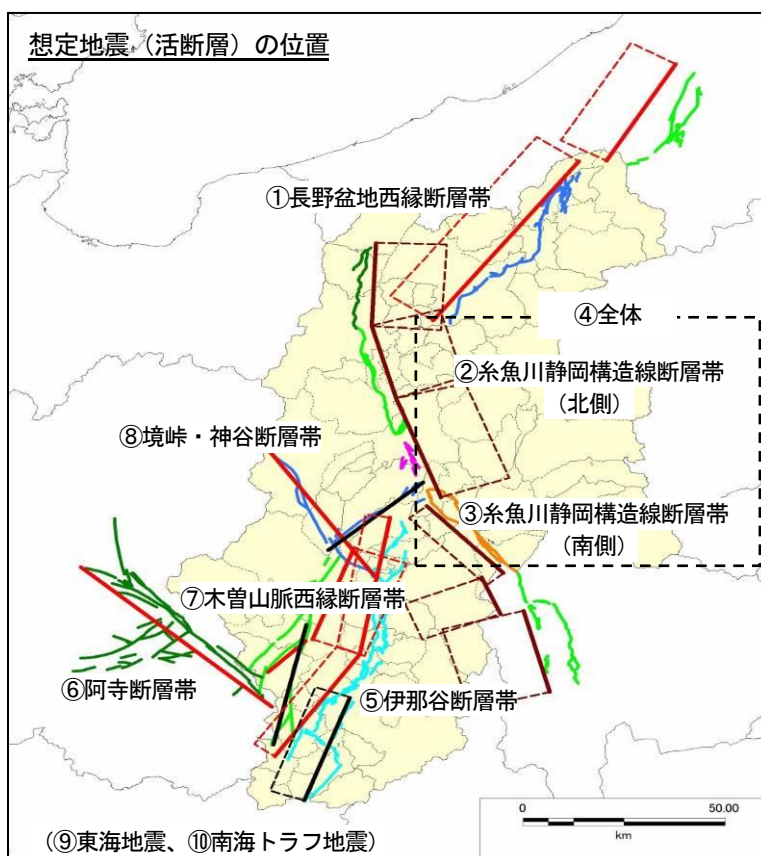
第2 想定地震

長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえ、県内の主要都市の被害が甚大となると考えられる以下の地震が想定されている。

想定地震の緒元

地震名	長さ (km)	マグニチュード	
		Mj	Mw
長野盆地西縁断層帯の地震	① 58	7.8	7.1
糸魚川-静岡構造線断層帯の地震	② 全体 150	8.5	7.64
	③ 北側 84	8.0	7.14
	④ 南側 66	7.9	7.23
伊那谷断層帯(主部)の地震	⑤ 79	8.0	7.3
阿寺断層帯(主部南部)の地震	⑥ 60	7.8	7.2
木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	⑦ 40	7.5	6.9
境峠・神谷断層帯(主部)の地震	⑧ 47	7.6	7.0
想定東海地震	⑨	8.0	8.0
南海トラフ巨大地震	⑩	9.0	9.0

※気象庁マグニチュード(Mj)とモーメントマグニチュード(Mw)について
断層による内陸の地震は、断層の長さ(推定)から気象庁マグニチュード(Mj)を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード(Mw)を求めている。



第3 当市の被害の概要

当市は、「糸魚川-静岡構造線」のほぼ中央に位置し、隣接する松本市に牛伏寺断層が確認されており、直下型地震が発生する確率が高い地域と指摘されている。

県の想定地震のうち、「糸魚川-静岡構造線」ではマグニチュード8クラスの地震が想定されている。各地震で想定される当市の被害の概要は、以下のとおりである。

県の被害想定による当市の被害の概要

大項目	小項目	単位	内陸型地震							海溝型地震					
			糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(全体)	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(北側)	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(南側)	長野盆地西縁断層帯の地震	伊那谷断層帯(主部)の地震	阿寺断層帯(主部南部)の地震	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	境峠・神谷断層帯(主部)の地震	想定東海地震	南海トラフ巨大地震(基本ケース)	南海トラフ巨大地震(陸側ケース)		
			最大震度：7	最大震度：6強	最大震度：5強	最大震度：5強	最大震度：5強	最大震度：4	最大震度：5弱	最大震度：6弱	最大震度：5弱	最大震度：5強	最大震度：5強		
建物被害	液状化	全壊	棟	10	10	0	0	0	0	0	0	10	0	0	10
		半壊	棟	110	60	0	0	0	0	0	0	40	0	0	40
	揺れ	全壊	棟	3,960	160	0	0	0	0	0	*	0	0	0	0
		半壊	棟	8,290	1,270	*	*	*	*	0	0	130	0	0	10
	断層変位	全壊	棟	160	150	0	0	0	0	0	0				
	土砂災害	全壊	棟	80	50	*	*	*	*	0	0	*	0	*	*
		半壊	棟	230	160	*	*	*	*	0	0	*	0	*	*
	火災	焼失	棟	1,010	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	全壊・焼失	棟	5,070	220	*	*	*	*	0	0	10	0	*	10
		半壊	棟	8,630	1,490	*	*	*	*	0	0	170	0	*	50
死者数	建物倒壊	人	190 (10)	10 (0)	*	*	*	*	0 (0)	*	*	*	*	*	*
	屋内収容物移動・転倒、 屋内落下物による被害 (建物倒壊の内数)	人	10 (10)	*	*	*	*	*	0 (0)	*	*	*	*	*	*
	土砂災害	人	*	*	*	*	*	*	0 (0)	0 (0)	*	0 (0)	*	*	*
	火災	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	ブロック塀・自動販売機の転倒、 屋外落下物による被害	人	*	*	*	*	*	*	0 (0)	0 (0)	*	0 (0)	0 (0)	0 (0)	*
	死者数計	人	200 (10)	10 (*)	*	*	*	*	0 (0)	*	*	*	*	*	*
人的被害	建物倒壊	人	2,160 (300)	280 (10)	30 (10)	20 (10)	*	*	0 (0)	*	*	40 (20)	*	40 (*)	70 (*)
	屋内収容物移動・転倒、 屋内落下物による被害 (建物倒壊の内数)	人	200 (120)	50 (20)	30 (10)	20 (10)	*	*	0 (0)	*	*	40 (20)	*	40 (*)	70 (*)
	土砂災害	人	10 (0)	10 (*)	*	*	*	*	0 (0)	0 (0)	*	0 (0)	*	*	*
	火災	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	ブロック塀等の転倒、 屋外落下物による被害	人	*	*	*	*	*	*	0 (0)	*	*	0 (0)	0 (0)	0 (*)	*
	負傷者数計	人	2,170 (300)	280 (10)	30 (10)	20 (10)	*	*	0 (0)	*	*	40 (20)	*	40 (*)	70 (*)
重傷者	建物倒壊	人	1,050 (*)	150 (0)	*	*	*	*	0 (0)	*	*	10 (*)	*	10 (*)	10 (*)
	屋内収容物移動・転倒、 屋内落下物による被害 (建物倒壊の内数)	人	40 (30)	10 (*)	*	*	*	*	0 (0)	*	*	10 (*)	*	10 (*)	10 (*)
	土砂災害	人	*	*	*	*	*	*	0 (0)	0 (0)	*	0 (0)	*	*	*
	火災	人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	ブロック塀等の転倒、 屋外落下物による被害	人	*	*	*	*	*	*	0 (0)	*	*	0 (0)	0 (0)	0 (0)	*
	重傷者数計	人	1,050 (*)	150 (*)	*	*	*	*	0 (0)	*	*	10 (*)	*	10 (*)	10 (*)
自力脱出困難者	人	680 (50)	20 (*)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	*	0 (0)	0 (0)	0 (0)	

県の被害想定による当市の被害の概要 (つづき)

大項目	小項目	単位	内陸型地震							海溝型地震					
			糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(全体)	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(北側)	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震(南側)	長野盆地西縁断層帯の地震	伊那谷断層帯(主部)の地震	阿寺断層帯(主部南部)の地震	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震	境峠・神谷断層帯(主部)の地震	想定東海地震	南海トラフ巨大地震(基本ケース)	南海トラフ巨大地震(陸側ケース)		
			最大震度：7	最大震度：6強	最大震度：5強	最大震度：5強	最大震度：5強	最大震度：4	最大震度：5弱	最大震度：6弱	最大震度：5弱	最大震度：5強	最大震度：5強		
生活支障	被災1日後	合計	人	9,110	600	*	*	*	0	0	40	0	*	20	
		避難所	人	5,470	360	*	*	*	0	0	20	0	*	10	
		避難所外	人	3,640	240	*	*	*	0	0	20	0	*	10	
	被災2日後	合計	人	24,660	4,750	80	40	30	0	*	1,390	*	90	430	
		避難所	人	12,330	2,370	40	20	10	0	*	690	*	40	210	
		避難所外	人	12,330	2,370	40	20	10	0	*	690	*	40	210	
	被災1週間後	合計	人	19,620	2,760	30	20	10	0	*	670	0	30	190	
		避難所	人	9,810	1,380	10	10	10	0	*	330	0	10	100	
		避難所外	人	9,810	1,380	10	10	10	0	*	330	0	10	100	
	被災1ヵ月後	合計	人	16,830	1,250	*	*	*	0	0	80	0	*	20	
		避難所	人	5,050	380	*	*	*	0	0	20	0	*	10	
		避難所外	人	11,780	880	*	*	*	0	0	60	0	*	10	
	避難所避難者における要配慮者数	1日後	人	1,050	70	*	*	*	0	0	*	0	*	*	
		2日後	人	2,370	460	10	*	*	0	*	130	*	10	40	
		1週間後	人	1,890	270	*	*	*	0	*	60	0	*	20	
		1ヵ月後	人	970	70	*	*	*	0	0	*	0	*	*	
	ライフライン	上水道	断水人口	人	92,640	58,570	5,270	2,600	1,280	0	190	35,320	300	6,420	22,560
		下水道	支障人口	人	85,740	55,210	9,410	7,290	6,210	5,240	5,560	32,260	5,480	10,380	23,800
		電力	停電軒数	軒	41,290	24,310	2,320	1,140	540	0	80	14,950	140	2,850	10,020
	物資不足	食料	過不足量	食	△ 4,370	14,010	15,310	15,310	15,310	15,310	15,310	15,220	15,310	15,310	15,280
飲料水		過不足量	ℓ	△ 219,870	△ 57,450	9,470	10,260	10,550	11,100	11,060	△ 13,810	11,050	9,340	2,340	
毛布		過不足量	枚	△ 8,150	2,060	2,780	2,780	2,780	2,780	2,780	2,730	2,780	2,780	2,760	

※1：被害想定はそれぞれが最大になる地震発生時の条件を考慮した場合を示す。

※2：各数値は1の位で四捨五入しており、合計は必ずしも合わない場合がある。

*：わずか

※3：「断層変位」は地震に伴い活断層の変位が地表に現れたことによる被害数を想定したもので、「揺れ」による全壊被害の内数とする。

※4：人的被害は観光客を考慮した場合を示す。表中の括弧()は、観光客を考慮した場合としない場合の差を示す。

※5：「物資不足」では△が不足量を、正の数は需要量を上回る主要備蓄量や給水可能量を示す。

地震災害対策編

第2章 災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくり

第1 基本方針

市内における構造物・施設等について、防災基本計画に基づき耐震性の確保を図るとともに、県が作成する地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく事業の推進を図り、地域の特性に配慮しつつ、地震に強い市づくりを行う。

また、地震防災施設の整備にあたっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

第2 主な取組み

- 1 施設等に耐震性の確保、郷土保全機能の増進等地震に強い安曇野市を形成する。
- 2 地震に強い都市構造の形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保等地震に強い市づくりを推進する。

第3 計画の内容

1 地震に強い郷土づくり

(1) 現状及び課題

市内の東部には糸魚川―静岡構造線（北部）活断層帯があり、急峻な地形、もろい地質とあいまって、地震による大きな被害が懸念されることから、地震災害に強い安全な郷土の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（全部局）

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から郷土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努める。
- (ウ) 地すべり、崖崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの郷土保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。
- (エ) 東海地震、南海トラフ地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、第1章第5節「被害想定」を参考に減災目標、及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震対策を推進する。

イ 【県が実施する計画】（全部局）

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、各施設等の耐震設計や代替性を確保するための道路ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間の連携の強化などにより耐震性の確保に努める。
- (ウ) 地すべり、崖崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの県土保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分

配慮する。

(エ) 東海地震、南海トラフ地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した大規模地震防災・減災対策大綱〔地震防災対策のマスタープラン（防対策から発災時の応急対策、復旧・復興対策）〕や地震防災戦略（期限を定めて定量的な減災目標を設定し、減災目標を達成するために必要な数値目標及び具体的な実現方策）を踏まえ、第1章第5節「被害想定」を基に減災目標を策定するとともに、減災目標を達成するための地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震対策を推進する。

(オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

ウ 【関係機関が実施する計画】（交通・通信施設管理機関）

主要な鉄道、道路等の基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努める。

2 地震に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

都市化の進展、建築物の多様化、ライフライン等への依存度の増大により地震の及ぼす被害も複雑多岐にわたっており、地震に強い都市構造、建築物への安全化、ライフライン施設の耐震化に配慮したまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（全部局）

(ア) 地震に強いまち構造の形成

a 安曇野市防災広場を整備するなど、防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図る。

b 幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤整備及び土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強いまち構造の形成を図る。

なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

c 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化する。

(イ) 建築物等の安全化

a 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校、行政関連施設等の応急対策上重要な建築物、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。

特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

b 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

c 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

d 建築物の落下対策及びブロック塀等の安全化等を図る。

e 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

f 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確

保対策を進めるものとする。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

- a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設とともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

- b 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。
- c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

(エ) 地質、地盤の安全確保

- a 施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。

- b 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。

- c 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。

(オ) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

(カ) 災害応急対策等への備え

- a 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図る。

- b 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。

- c 県、市町村との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

- d 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を努める。

イ 【県が実施する計画】（全部局）

(ア) 地震に強い都市構造の形成

- a 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な

経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

- b 幹線道路、都市公園、河川、空港など骨格的な都市基盤整備及び防災安全街区の整備、危険な密集市街地の解消等を図るための都市防災総合推進事業、防災街区整備事業、土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

- c 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化する。

(イ) 建築物等の安全化

- a 不特定多数の者が利用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。

特に、県内施設の内、多数の者が利用する学校や防災上重要な拠点となる庁舎等で、耐震性能が低い建築物について、平成 19 年 11 月に策定した「県有施設耐震化整備プログラム（平成 23 年度改定）」及び「第二期県有施設耐震化整備プログラム（平成 28 年 3 月策定）」に基づき、計画的な耐震化を推進するとともに、構造躯体の耐震化に合わせ、天井や建具などの非構造部材や建築設備の耐震化に努める。

- b 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- c 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
- d 建築物における天井の脱落防止等の落下対策、ブロック塀の転倒防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。
- e 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- f 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

- a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設とともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

- b 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。
- c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずる。
- d ライフライン防災連絡会を設置し、関係機関の連携を図る。

(エ) 地質、地盤の安全確保

- a 施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。

- b 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る
- c 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努める。
- (オ) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。
- (カ) 災害応急対策等への備え
 - a 次章以降に掲げる、地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図る。
 - b 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
 - c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。
 - d 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。
 - e 災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 地震に強い都市構造の形成

不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。
- (イ) 建築物等の安全化

不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。
- (ウ) ライフライン施設等の機能の確保
 - a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設とともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。
 - b 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。

- c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。
- (エ) 地盤、地質の安全確保
施設の設置にあたっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。
- (オ) 危険物施設等の安全確保
危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進する。
- (カ) 災害応急対策等への備え
 - a 次章以降に掲げる、震災が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための必要な資機材及び人員の配置などの備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。
 - b 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。
 - c 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。
また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。
 - d 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

第2節 情報の収集・連絡体制計画

第1 基本方針

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく市、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てる。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 市・県は、防災関連情報のデータベース化を図り、住民等に周知するとともに震災時の被害予測システムの研究を推進する。
- 3 情報伝達手段の多ルート化等を推進する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。市、県及び防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（全部局、松本広域消防局）

- (ア) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、自主防災組織等の協力を求めて実施するが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。
- (ウ) 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした市内におけるネットワークの整備について研究する。
- (エ) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。
- (オ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 情報収集ルートを、あらかじめ設定する。（第3章第1節「災害情報の収集・連絡活動」参照）（危機管理部）
また、災害発生直後、被害が甚大な市町村等を早期に把握するため、県が情報収集する内容及び報告時間を予め定めると共に、関係機関に周知するものとする。（全部局）
- (イ) 円滑な情報収集の確保を図るため、毎年、訓練を実施する。（危機管理部）
- (ウ) 映像による情報を収集するため、ヘリコプターテレビシステムの効果的な運用を推進する。（警察本部）
- (エ) 震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生

じること等のないよう、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のため、全市町村に震度計を設置し、県と消防庁を結ぶ震度情報ネットワークの高度化を図る。また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努める。（危機管理部）

- (オ) 道路交通状況を把握するため、交通監視用カメラの整備を推進する。（警察本部）
 - (カ) 毎年、防災関係機関における情報収集・連絡担当者名簿を作成し、関係機関に配布する。（危機管理部）
 - (キ) 情報を一元的に収集伝達する「防災情報システム」を構築する。（危機管理部）
 - (ク) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。
 - (ケ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。（危機管理部）
 - (コ) 「長野県地震被害予測システム」により得た被害予測結果を災害時の応急対策活動に活用できる体制の構築に努める。
- ウ 【防災関係機関が実施する計画】
- (ア) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。
 - (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

2 情報の分析整理

市及び県は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等共有化、住民への周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用を図ること等により、地震発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するように努める。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し情報通信が困難になったり、不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部）

- (ア) 防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図る。
- (イ) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所へ設置するよう努める。
- (ウ) 災害時にアマチュア無線局の協力により、情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。
- (エ) 衛星携帯電話の整備を図る。
- (オ) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。
- (カ) 災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を

図る。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 地上系及び衛星系の防災行政無線について、老朽化した設備の更新を行い、耐震性の強化や非常用電源設備の整備を図るとともに、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い円滑な通信の確保を図る。(危機管理部)
- (イ) 災害時にアマチュア無線局の協力により、情報提供が得られるシステムを構築する。
(危機管理部)
- (ウ) 震災時を想定した非常通信訓練を行う。(危機管理部、警察本部)
- (エ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。
(危機管理部、警察本部)
- (オ) 東日本電信電話(株)等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておく。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。
- (カ) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達する体制を維持・整備するよう努める。(危機管理部)

第3節 活動体制計画

第1 基本方針

地震発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等発災時における活動体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 職員の非常参集体制の整備

(1) 現状及び課題

震災による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

(2) 実施計画

ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】（全部局、松本広域消防局）

(ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ、見直しを行う。

その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

なお、過去の地震発生事例から、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、必要な応急対策要員等の配置を行う。

(イ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

イ 【県が実施する計画】（全部局）

(ア) 地震に関する情報等を迅速に把握するため、関係機関との連携を強化する他、各市町村に震度計を設置し、県内の震度情報の収集体制の整備を図る。

(イ) 職員によるより迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

なお、東南海・南海地震については、過去の発生の事例から、両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、必要な応急対策要員等の配置を行う。

また、必要に応じ見直しを行う。（詳細は第3章第2節「非常参集職員の活動」に掲載）

(ウ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員の応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

ウ 【関係機関が実施する計画】(全機関)

(ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ、見直しを行う。

その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

なお、東南海・南海地震については、過去の発生事例から、両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、必要な応急対策要員等の配置を行う。

(イ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす地震災害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。

現在、市及び県にそれぞれ防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(総務部)

災害対策基本法第 16 条に基づき、市防災会議を設置し、地域の災害特性及び地域特性に対応した地域防災計画の作成及び地震災害の特色を考慮した震災対策計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進する。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 県防災会議(危機管理部)

災害対策基本法第 14 条に基づき長野県防災会議を設置し、地域防災計画を必要により修正するとともに計画の実施を推進する。

防災会議は、知事を会長とし、防災関係機関の長又は県職員のうちから任命された委員をもって組織し、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、委員を補佐する。

組織内の部会として地震・火山対策部会等を有する。

(イ) 地震対策部会

災害対策基本法施行令第 7 条第 4 号及び長野県防災会議条例第 4 条 1 項の規定に基づき、長野県防災会議に地震対策部会を設置し、地域防災計画における地震対策の具体的樹立を行う。

(ウ) 火山対策部会

災害対策基本法施行令第 7 条第 4 号及び長野県防災会議条例第 4 条 1 項の規定に基づき、長野県防災会議に火山対策部会を設置し、地域防災計画における火山対策の具体的樹立を行う。

ウ 【関係機関が実施する計画】

市の地域を管轄し、又は市の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、市及び他の防災関係機関が必要とす

る協議会、連絡会議等の組織の整備に協力する。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

市においては、免震構造とされている本庁舎に災害対策本部機能を置いている。非常用電源設備により保安照明と保安コンセントが接続しており、執務室の照明、パソコン、プリンターおよびコピーなどは使用可能である。

また、通信途絶時に備えて衛星携帯電話、防災行政無線、長野県防災行政無線等の非常用通信手段を確保しているが、外部との情報ネットワーク断絶への対応も非常に重要である。

さらに、複数回の地震などの不測の事態による本庁舎使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部）

(ア) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。

また、上記施設が機能不全となった場合は、堀金支所を代替施設として防災中枢機能の確保を図る。

(イ) 長時間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 県庁舎の点検を実施し、崩落の危険箇所を把握し、補強等を実施する。（総務部）

(イ) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき県庁西庁舎に整備した災害対策本部室の機能及び県警災害警備本部の機能を有する（防災センター）を活用し、災害時において迅速かつ的確な応急対策活動を実施できるようにする。（危機管理部、総務部、警察本部）

(ウ) 県庁舎被災時に防災中枢機能を確認するため、県合同庁舎等を代替施設としてあらかじめ想定し、電気設備、通信設備等防災関係機能強化に向けた検討を行う。（危機管理部、総務部）

(エ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。（危機管理部、総務部）

(オ) 緊急防災基盤整備事業債等を活用し、警察署の装備品倉庫等を建設することにより、活動体制の強化を図る。（警察本部）

ウ 【松本広域消防局が実施する計画】（全機関）

消防活動の中核としての防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。また、市と連携して市内の消防署の防災機能の強化を図る。

エ 【関係機関が実施する計画】（全機関）

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。

4 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強

化を図る。

(2) 実施計画

ア 【市及び関係機関が実施する計画】(全部局)

- (ア) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。
- (イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行う。

イ 【県が実施する計画】(全部局)

- (ア) 業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。
- (イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行う。

第4節 広域相互応援計画

⇒ 風水害対策編 第2章 第5節参照

第5節 防災拠点整備計画

⇒ 風水害対策編 第2章 第6節参照

第6節 救助・救急・医療計画

第1 基本方針

災害時における救助・救急・医療は、住民の生命に直接的に係る最も基本的かつ重要な課題であることから、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。

また、医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制等について、「安曇野市災害時医療救護活動マニュアル」（以下「医療救護活動マニュアル」という。）に基づき対応する。

第2 主な取組み

- 1 救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害等緊急時に備え救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法、備蓄施設の耐震化等の検討を行う。
- 3 災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図る。
- 4 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制、被災状況等、消防機関・医療・その他関係機関の情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 現状及び課題

平成31年4月1日現在、松本広域消防局が保有する救助救急車両の保有台数は、救助工作車3台、救急自動車18台（救急自動車のすべてが高規格救急自動車で、うち1台はドクターカー兼用）であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車、救急自動車ともに100%である。これらの状況から、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。

また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに不足が見込まれる資機材については、災害時の借り受け先をあらかじめ定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】（総務部、保健医療部、松本広域消防局）

(ア) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急・救護活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

(イ) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

(ウ) 松本広域消防局と連携して、災害時において迅速かつ的確な救助・救急活動ができる体制を確立する。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

(ア) 消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等の活用による航空消防防災及び救助・救急搬送体制の確立を図る。

(イ) 市町村において、救助工作車、救急自動車の充足及び装備の整備並びに救急自動車の高規格化が促進されるよう、「市町村消防施設整備計画」の見直しに関する助言を行う。

(ウ) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び平常時からの訓練の実施が行われるよう助言する。

(エ) 警察本部は大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。また、次に掲げる資機材の整備を図る。

a 警察署、交番、駐在所に整備すべき資機材

(a) スコップ、バール、ロープ、のこぎり、ナタ等及び管内地図

(b) 照明用資機材

(c) 可搬式標識、表示板

(d) チェーンソー、斧、エンジンカッター等救助用資機材

b 警察本部で整備すべき資機材

(a) aに掲げる装備資機材

(b) レスキュー車、投光車、キッチンカー、トイレカー、給水車、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両

(c) 生存者探査機、ファイバースコープ、エアージャッキ、削岩機、鉄筋カッター等救助用資機材

(d) エアーテント等後方支援用資機材

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班あたりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進める。（日本赤十字社）

(イ) 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進める。（日本赤十字社）

(ウ) 大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命搜索救助システムを導入する。（自衛隊）

2 医療用資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会において、初期治療用医薬品等 43 品目を県下 13 箇所に、衛生材料 24 品目を県下 6 箇所に常時備蓄（松本広域圏では、松本市に医薬品等 2 箇所、衛生 1 箇所）をするとともに、同組合及び同協会と県が平成 30 年 3 月新たに協定を結び、連携体制の強化を図ったところである。また、（一社）日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。さらには日本赤十字社長野県支部、（一社）長野県医師会、（一社）長野県歯科医師会、（一社）長野県薬剤師会、保健所等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。

また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下 3 ヲ所の血液センターに常時備蓄している。

このほか市においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。

このような中で、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制。医薬品等の搬送体制、保管・管理体制の整備が必要となるとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（保健医療部）

(ア) 医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達について、県薬事管理課、松本保健福祉事務所及び医薬品備蓄事業者等との連携を密にして、災害時の供給体制の確認を行う。

また、近隣市町村への供給体制についても、整備を図る。

(イ) 「医療救護活動マニュアル」に基づき市内 5 箇所の医療救護所に設置してある救護ボックスの管理を行う。

イ 【県が実施する計画】（健康福祉部、危機管理局）

(ア) 県における医薬品等の備蓄について、災害時に対応できる適正な品目・数量であるかを随時検討し、必要に応じて見直しを図る。（健康福祉部）

(イ) 県立病院においては、緊急用ベッド・医療機器、担架、医薬品、救護医療用具等の装備品について整備する。（健康福祉部）

(ウ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの医療用資機材及び医薬品の支援が必要になった場合及び他都道府県が被災し、本県からの支援が必要になった場合を想定し、広域相互応援に関する整備を行う。（危機管理部、健康福祉部）

(エ) 災害拠点病院に備蓄してある医薬品の供給体制について関係機関と調整を行う。（健康福祉部）

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 日本赤十字社長野県支部、（一社）長野県医師会、市医師会、災害拠点病院等は、各機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。

(イ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医科機器販売業協会及び（一社）日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、次に掲げる事項を行う。

a 災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の確保に努めるものとする。

b 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図るものとする。また、公安委員会への規制除外車両事前届出等により、医薬品等の輸送手段の確保を図るものとする。

- c 使用施設の災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災を契機に示された、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針に従い、被災地への支援活動のため、医療救護チームの派遣を迅速に行い、救急医療資機材、仮設テント等を装備するとともに、後方病院として、患者受入のためのヘリポート、通信途絶時に備えた衛星携帯電話、簡易ベッド等を装備した地域災害拠点病院を二次医療圏ごとに指定し、更に要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医薬品備蓄、施設構造の強化等について整備された基幹災害拠点病院を県内に1カ所指定し、段階的な施設・設備の整備を図ってきた。

今後は、引き続き、指定を受けた病院の段階的な施設・設備の整備、充実を図るとともに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。また、大規模災害時には、多数の傷病者の発生が見込まれることから、航空搬送拠点となる臨時医療施設（SCU）を松本空港内の信州大学付属病院ドクターヘリ格納庫に設置することとした。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（保健医療部）

「医療救護活動マニュアル」に基づき、市の枠を超えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行う。

イ 【県が実施する計画】（健康福祉部）

- (ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1カ所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に10カ所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・救護班・災害時小児周産期リエゾン（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）による支援体制を確保する。

また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

- (イ) 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努める。
- (ウ) 災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部、（一社）長野県医師会、郡市医師会、（一社）長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、（公社）長野県看護協会等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行う。
- (イ) 長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部付属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行う。
- (ウ) 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンに努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。

- (エ) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。

4 消防及び医療機関耐震化

(1) 現状及び課題

消防署は、災害発生時、応急活動等の最前線であり、倒壊等の事態は避けなければならないことから、早急に耐震診断等を行うとともに、その結果により、適切な対策を速やかに実施する必要がある。

また、医療機関の耐震構造の強化については、各医療機関の管理者が常に点検整備等を行い、耐震化に努める。

県内の医療機関の中には、施設の老朽化が進んでいるものも多く、特に大規模地震の際に本来の機能が果たせるかどうかといった検討も必要となっているが、財政的な問題から対応が遅れがちである。

厚生労働省では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害拠点病院の耐震構造の強化に対する補助の制度化を進めており、厚生労働省の補助制度を活用しながら県内の災害拠点病院の段階的な耐震強化を図っていくことが必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(総務部)

消防団詰所を計画的に整備する。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 市町村等において、新耐震基準以前に建築された消防庁舎等を最優先として、所管する当該庁舎等の耐震診断の早期実施及び定期的な建物診断等が実施されるよう助言する。

また、診断結果に基づく耐震化計画等の策定及び「防災基盤整備事業」の活用等による、既存消防庁舎の計画的かつ速やかな耐震化を図られるよう、併せて助言する。(危機管理部)

- (イ) 地域災害医療センターの耐震構造の強化を推進する。(健康福祉部)

- (ウ) 県立病院においては、ライフラインを確保するための施設整備を進める。また、建物や危険物質等について、自主点検を定期的に行う。

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、災害が生じた場合、入院患者の安全を確保すると同時に、被災者の治療等の後方医療機関としての役割を担うこととなるため、常に施設の点検整備を行い、耐震化に努める。

- (イ) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会は、関係医療機関に対し、施設の耐震化を図るよう指導を行う。

5 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関は「医療救護活動マニュアル」に基づき、災害時の医療情報交換が円滑に行えるよう、関係機関との連携を密にするよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まる

ものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部、保健医療部）

- (ア) 大規模地震災害等集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。
 - a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
 - b 最先到着隊による措置
 - c 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
 - d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
 - e 各活動隊の編成と任務
 - f 消防団の活動要領
 - g 通信体制
 - h 関係機関との連絡
 - i 報告及び広報
 - j 訓練計画
 - k その他必要と認められる事項
- (イ) 災害拠点病院及び災害指定病院を中心に、「医療救護活動マニュアル」に基づき、被災者の受入れ状況、医療スタッフの状況、医療施設の状況等、災害時の医療情報交換と効率的な被災者の移送が円滑に行えるよう、日頃から連携を密にするよう努める必要がある。
- (ウ) 医師会、歯科医師会及び薬剤師会と締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき、緊密な連携に努める。
- (エ) 消防機関・医療機関相互の情報交換及び傷病者の移送に対する医療機関との連携が「市災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、円滑に実施されるよう調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請については、「長野県市町村災害時相互応援協定」（資料参照）を締結しており、それら機関との連絡を平常時から緊密に取り、発災時に円滑な活動で対応できるよう努める。
- (オ) 医療救護活動を実施するための拠点を定め、緊急時における活動体制を確立する。
- (カ) 関係機関の協力を得て、「市災害時医療救護活動マニュアル」に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

イ 【松本広域消防局が実施する計画】

消防計画の救助・救急計画に基づき、災害発生時の救助、救急活動を的確かつ円滑に実施するため、次に掲げる事項に留意し整備する。

- (ア) 救急・救助計画
 - a 出場区分及び関係機関への連絡等
 - b 最先着隊による措置
 - c 現場指揮本部の設置基準、設置場所、編成、任務、必要な資機材の保管及び搬送
 - d 応急救護所の設置基準、設置場所、編成、任務、搬入要領等
 - e トリアージ、緊急度分類による搬送
 - f 救急・救助隊以外の編成と任務
 - g 消防団の活動要領
 - h 消防通信
 - i 関係機関との連絡

j 報告及び広報等

k 訓練計画

l その他必要と認められる事項

(イ) 消防機関、医療機関相互の連絡体制

圏域における救急医療体制の充実推進を目的として、3医師会、国立医療機関、保健福祉事務所等県の指導機関、行政及び松本広域連合で組織する「松本広域圏救急・災害医療協議会」を平成7年に発足した。

震災時の多数傷病者事故等の対応の研究、松本広域消防局と医療機関等、機関相互の連携体制を強化推進する。

ウ 【県が実施する計画】

(ア) 災害拠点病院を中心に、被害者の受入状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、迅速な情報交換と効率的な負傷者の移送を確保するための整備を図る。

(健康福祉部)

(イ) 県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。(健康福祉部)

(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。(健康福祉部)

(エ) 市町村において、大規模地震災害等集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画の作成を助言する。(危機管理部)

(オ) 市町村災害対策本部へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と、相互の協力関係の確立を図る。(警察本部)

(カ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。(危機管理部、健康福祉部)

エ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図る。

(イ) 市医師会は、他の市町村の医師会との応援体制の整備を図る。

(ウ) 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。

第7節 消防・水防活動計画

第1 基本方針

大規模地震災害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく消防力の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し又は発生するおそれがある場合における水防活動が迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第2 主な取組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第3 計画の内容

1 消防計画

(1) 現状及び課題

大規模地震災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した市消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部）

大規模地震災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、松本広域消防局、消防団が迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図り、防災活動の万全を期する。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図るものとする。また消防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防協力団体として指定することで消防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。

(イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。

その際、地震による水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態及び防火水槽が損壊する事態が予想されることから、耐震性貯水槽の整備、河川・農業用排水路等

自然水利の活用及びプール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(ウ) 被害想定の実施

松本広域消防局と連携し、消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

(エ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防署、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、大規模地震災害等発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

(オ) 火災予防

a 防火思想、知識の普及

大規模地震発生時における同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する地震発生時の火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

b 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

c 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、地震発生時における危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導する。

(a) 可燃物と酸化剤の混合による発火

(b) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

(c) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(カ) 活動体制の整備

大規模地震発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等の、火災防ぎよ計画等を定める。

(キ) 応援協力体制の確立

大規模地震災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

イ 【松本広域消防局が実施する計画】

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

(イ) 火災予防

a 防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

b 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

(ウ) 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、風水害発生時における危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導する。

a 可燃物と酸化剤の混合による発火

b 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

c 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(エ) 活動体制の整備

大規模災害発生時における、消火、救助及び救急活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防計画の修正を行い、その計画の実施を推進する。

a 関係機関との初動時における連携体制・情報収集の調整

b 大規模な同時多発火災に対しての火災防ぎょ計画

(オ) 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、応援の要請及び応援の受入れ体制を確立する。

ウ 【県が実施する計画】

(ア) 消防防災ヘリコプターを中心とした航空消防防災体制の確立を図る。(危機管理部)

(イ) 市町村に対し、市町村消防計画の作成に関する助言を行い、消防機関において、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化が図られ、大規模災害等に迅速かつ効果的に活動できる体制の整備を促進する。(危機管理部)

- (ウ) 市町村等と連携し、火災予防運動、防災訓練等を通じて、住民等に対して災害発生時における火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。(危機管理部)
- (エ) 消防水利として活用される農業水利施設及び防火水槽の整備を推進する。(危機管理部、農政部)
- (オ) 関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動の拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める(危機管理部)

エ 【住民及び自主防災組織が実施する計画】

住民は、地震発生時には、まず自分の身の安全を確保し、揺れが収まるのを待って、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の使用を中止して、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努める。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努める。

2 水防計画

(1) 現状及び課題

当市は、周囲を山々に囲まれた内陸特有の傾斜扇状地に立地しており、犀川をはじめとする中小河川の川岸崩壊等による河道の堰止め、土石流による決壊、堤防沈下・すべり出し等による決壊が予想される。

また、洪水時に地震が発生した場合には、堤防の含水比が非常に高く、決壊しやすい状況のところへ、地震が拍車をかける結果となるため、さらに大きな被害をもたらす可能性がある。

これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(総務部、都市建設部、農林部)

市は、水防が十分に行われるように、次の事項を実施する。

- (ア) 水防組織、水防団、消防団の確立・整備
- (イ) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄ほか次に掲げる事項
 - a 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
 - b 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備
- (ウ) 通信連絡システムの整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- (エ) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- (オ) 河川ごとの水防工法の検討
- (カ) 居住者への立退の指示体制の整備
- (キ) 洪水時等における水防活動体制の整備
- (ク) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- (ケ) 浸水想定区域内に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成
- (コ) 地域防災計画において、浸水想定区域内にある地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定多数の者が利用する施設をいう。以下同じ)でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるものの施設の名称及び所在地を定める。

- (サ) 地域防災計画において、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
- (シ) 地域防災計画において、浸水想定区域内にある大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
- (ス) (コ)～(シ)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備
なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施するものとする。
- (セ) 水防機関の整備
- (ソ) 水防計画の策定
- (タ) 水防訓練の実施（年1回以上）
 - a 水防技能の習熟
 - b 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
 - c 発災時の避難誘導訓練
- (チ) 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努めるものとする。

イ 【県が実施する計画】（建設部）

水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、次に掲げる事項を実施する。

なお、水防組織、気象警報・注意報等の伝達、活動の基準、重要水防区域、その他水防体制の確立に必要な事項の詳細は、「県水防計画」の定めによる。

- (ア) 水防計画の策定
- (イ) 水防協議会の設置
- (ウ) 水防事務の調整及び円滑な実施のための援助
- (エ) 大雨及び洪水に関する気象警報・注意報等の伝達体制の整備
- (オ) 水防信号の決定
- (カ) 水防警報の発令及び伝達体制の整備
- (キ) 住民への立退の指示並びに勧告及び助言体制の整備
- (ク) 水防管理団体への勧告及び助言体制の整備
- (ケ) 水防上緊急を要するときの水防管理団体への指示体制の整備
- (コ) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体（指定水防管理団体）の指定
- (サ) 水防団員の定員の基準の設定
- (シ) 水防管理団体を援助するための水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄
- (ス) 水防活動に要する資器材等の費用への補助
- (セ) 水防管理団体に対する水防活動関係の必要な報告の要求
- (ソ) 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携による、水防技能の習熟及び沿川住民の水防思想の普及啓発を図るための、水防演習等訓練の実施。
- (タ) 洪水予報を実施する河川又は避難判断水位を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において浸水想定区域を指定し、また、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。
- (チ) 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の

連携を強化するよう努める。

ウ 【松本広域消防局が実施する計画】

- (ア) 通信連絡システムの整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- (イ) 平常時における河川、遊水池の水防対象箇所の巡視
- (ウ) 災害時の水防対象箇所の警戒及び巡視
- (エ) 洪水時における水防活動体制の整備
- (オ) その他、松本広域消防局消防計画による諸活動の実施

エ 【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

- (ア) 防災備蓄基地等の整備及び水防用・応急復旧資器材並びに排水対策用の移動式ポンプの備蓄を図るとともに、緊急時において当該資材の確保にあたり、関係業界団体の協力が得られるよう努める。
- (イ) 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携により、水防技能の習熟と、沿川住民の水防思想の普及啓発を図るため、水防演習等訓練を実施する。

オ 【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

- (ア) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画
 - a 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等訓練実施に努めるものとする。
 - b 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練実施に努めるものとする。
- (イ) 大規模工場等の所有者又は管理者が実施する計画
 - a 地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練実施に努めるものとする。
 - b 地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

市内の水防倉庫

	名 称	所 在 地 (目標物)
1	真々部	安曇野市豊科高家 5211-43 付近 (梓橋左岸 200m 下流)
2	重柳	安曇野市豊科南穂高 5576-18 (安曇野スイス村東)
3	南穂高	安曇野市豊科南穂高 4981-13 (県民豊科運動広場駐車場内)
4	上川手	安曇野市豊科田沢 4917-23 (消防団第 5 分団第 1 部詰所東)
5	上原	穂高 8106-25 (上原第 4 水源地西)
6	貝梅	安曇野市穂高 5006-11 (穂高川右岸穂高橋上流 200m)
7	堀金	安曇野市堀金烏川 2047-5 (養護老人ホーム常念荘西)
8	下押野	安曇野市明科七貴 6093 (押野工場団地内)

水防倉庫に備蓄する資機材

資	機	材	名
空俵類	ペンチ		のこぎり
なわ	かま		おの
ロープ	掛矢		スコップ
救命綱	照明具		ツルハシ

分団及び管轄区域

分 団 等 名 称		管 轄 区 域	
第 1 分 団	第 1 部	豊科	上鳥羽、下鳥羽
	第 2 部	豊科	本村、吉野
第 2 分 団	第 1 部	豊科	成相
	第 2 部	豊科	新田
第 3 分 団	第 1 部	豊科高家	真々部、たつみ原、飯田、下飯田
	第 2 部	豊科高家	中曾根、熊倉
第 4 分 団	第 1 部	豊科南穂高	寺所、踏入
	第 2 部	豊科南穂高	細萱、重柳

分団及び管轄区域

分 団 等 名 称		管 轄 区 域	
第5分団	第1部	豊科田沢	田沢、小瀬幅、大口沢
		豊科光	光、桜坂
	第2部	豊科田沢	徳治郎、アルプス
		豊科高家	アルプス
第6分団	第1部	明科中川手	明科、大足
		明科光	矢の沢
	第2部	明科中川手	町、宮中
	第4部	明科光	光（北村、中条、天神原）
第7分団	第1部	明科東川手	潮、潮沢、木戸、上生野
第8分団	第1部	明科七貴	上押野、下押野
	第2部	明科七貴	荻原、塩川原
	第3部	明科南陸郷	南陸郷
第9分団	第1部	穂高	等々力
	第2部	穂高	穂高
	第3部	穂高	等々力町、穂高町
第10分団	第1部	穂高北穂高	島新田、青木花見、孤島
第11分団	第1部	穂高有明	古厩、立足
	第2部	穂高有明	新屋
	第3部	穂高有明	橋爪、耳塚
	第4部	穂高有明	富田、豊里、小岩岳、嵩下
第12分団	第1部	穂高牧	牧
	第2部	穂高柏原	久保田、塚原
	第3部	穂高	矢原、柏矢町、白金
		穂高柏原	柏原
第13分団	第1部	堀金烏川	岩原、倉田、上堀
	第2部	堀金烏川	中堀、下堀、扇町
	第3部	堀金三田	小田多井、田尻、田多井
第14分団	第1部	三郷小倉	北小倉、南小倉、東小倉、室町
第15分団	第1部	三郷温	野沢、上長尾、下長尾
	第2部	三郷温	楡、住吉
第16分団	第1部	三郷明盛	七日市場、一日市場、二木
	第2部	三郷明盛	及木、中萱

第8節 要配慮者支援計画

⇒ 風水害対策編 第9節参照

第9節 緊急輸送計画

⇒ 風水害対策編 第10節参照

第10節 障害物の処理計画

第1 基本方針

地震直後の道路は、法面の崩壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊に加えて、放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これらの所有者又は管理者は常日頃、不断の点検を実施するなど、障害物となりうる工作物の倒壊などを未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

第2 主な取組み

- 1 各種施設などの所有者又は管理者は、これら施設等の倒壊等を未然に防止するための定期点検を行い、その結果に基づき、耐震のための適時適切な措置を講ずる。
- 2 応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。
- 3 放置車両や立ち往生車両を含む障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

各種施設等へのパトロールなどの定期点検を行い、必要に応じて耐震のための措置を講じ、施設の倒壊等を未然に防止する。

地震直後の道路上には、ありとあらゆる物が散乱し、これが障害物等となり応急対策活動の妨げとなる。

これらの障害物等の除去にあたっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。

緊急輸送路として確保すべき広域農道など基幹農道の管理は、市が行っているが、障害物等除去体制について県と事前に対応を検討する。

2 実施計画

(1) 【市が実施する計画】(都市建設部、農林部)

- ア 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。
- イ 緊急輸送路として確保すべき広域農道など基幹農道について、速やかな障害物等除去体制の

整備を図る。

(2) 【県が実施する計画】(各部局)

- ア 倒木処理に係る技術的指針を策定するなど、市町村の体制づくりを支援する。(林務部)
- イ 緊急輸送路とされている基幹農道について、速やかな障害物等除去体制の整備を市町村に対して指導する。(農政部)
- ウ 災害発生時に予想される障害物等の所有者及び所轄署と事前に対応を協議する。(建設部)
- エ 建設業協会等と業務協定を締結し、応急対策に備える。
- オ レッカー車、クレーン車等の保有業者等の実態を把握して災害時の協力依頼を行うとともに、排除物件の保管場所確保を行う。(警察本部)
- カ 公共の広場、駐車場など排除物件の保管場所を確保する。(警察本部)
- キ 業者に対する車両、要員等除去体制、能力の充実に依頼する。

(3) 【関係機関が実施する計画】(各機関)

- ア 道路上の障害物の処理等を行うに必要な資機材の備蓄計画を策定し、必要な資機材の備蓄を図るとともに、迅速に資機材の調達及び供給ができるよう民間保有の主要な災害復旧用資機材及び応急用主要機械等を地域別に把握する。また、資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておく。(地方整備局)
- イ 部内規定の定めるところにより、巡回の強化を図る。

(4) 【住民が実施する計画】

自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止する。

第11節 避難受入れ活動計画

第1 基本方針

大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。

第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 安全な指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
- 3 市及び県は住宅の確保等を迅速に行うため、体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第3 計画の内容

1 避難計画の策定等

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災のような激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。

また、特に土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市（総務部、福祉部、農林部、都市建設部、教育部）及び県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）が実施する計画】

(ア) 市及び県は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難の確立など防災体制の整備について指導する。

(イ) 市及び県は指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路などの避難計画を策定する場合は協力して行う。

イ 【市が実施する計画】（全部局、総務部）

(ア) 避難路、指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定

a 市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

b 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

(イ) 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施

等避難体制の確立に努める。

- a 避難勧告・避難指示（緊急）の具体的発令基準及び伝達方法
- b 避難準備・高齢者等避難開始を伝達する基準及び伝達方法
(避難勧告、避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始については第3章第11節を参照)
- c 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- d 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- e 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (a) 給食措置
 - (b) 給水措置
 - (c) 毛布、寝具等の支給
 - (d) 衣料、日用品の支給
 - (e) 負傷者に対する救急救護
 - (f) 仮設トイレの設置
- f 指定避難所の管理に関する事項
 - (a) 避難受入れ中の秩序保持
 - (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
 - (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (d) 避難住民に対する各種相談業務
- g 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - (a) 平常時における広報
 - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - 住民に対する巡回指導
 - 防災訓練等
 - (b) 災害時における広報
 - 広報車による周知
 - 避難誘導員による現地広報
 - 住民組織を通じた広報

なお市は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等安全措施をとるべきことにも留意する。

(ウ) 避難行動要支援者対策

市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(エ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

ウ 【松本広域消防局が実施する計画】

デパート等多数の住民が出入りする施設の管理者に対して、非常時の避難誘導要領、避難経路の明示、照明・非常電源の確保について指導する。

エ 【県が実施する計画】

(ア) 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておく。

(県有施設管理部局)

県は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。(危機管理部、県民文化部、社会部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)

(イ) 要配慮者利用施設について、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定する。(県民文化部、健康福祉部)

(ロ) 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

(エ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社アップランド、イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO 法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壺番屋、株式会社セブーンイレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキンとの協定に基づき連携を強化する。(危機管理部・農政部)

(オ) 市町村が策定する避難計画について、市町村地域防災計画の修正についての助言等により、要配慮者や帰宅困難者等に配慮した、避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。(危機管理部)

(カ) 警察署、交番及び駐在所で発行するミニ広報紙や各種会合出席等の平常時の警察活動を通じて、地域住民に対して災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所及び、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図る。(警察本部)

(キ) デパート、劇場等多数の人が集まる場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領の作成、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等についての指導を促進する。

(危機管理部、警察本部)

オ 【関係機関が実施する計画】

(ア) それぞれの管理施設についての避難計画を作成し、避難の万全を期する。(全機関)

(イ) 市の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力する。(全機関)

(ロ) 要配慮者の利用する施設の管理者は、市及び県の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努める。

特に、要配慮者利用施設の管理者にあつては、避難誘導に係る訓練の実施等により、市、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図る。

カ 【住民が実施する計画】

(ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。

- a 家の中でどこが一番安全か。
- b 救急医薬品や消火器等の点検
- c 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。

- d 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか。
 - e 避難する時、誰が何をもち出すか、非常持出袋はどこにおくか。
 - f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
 - g 昼の場合、夜の場合の家族の分担
- (イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。
 - (ウ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておく。
- キ【企業等において実施する計画】

帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努める。

また大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導體制の整備に努める

2 避難場所等の確保

(1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】(総務部、市民生活部、福祉部、都市建設部、教育部)

- (ア) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載するものとする。

- (イ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫(一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水)、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。

なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

- (ウ) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。
- (エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。
- (オ) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

イ【県が実施する計画】(県有施設管理部局)

- (ア) 県有施設について市町村の指定緊急避難場所の指定に協力する。
- (イ) 県有施設の避難に関する計画の策定にあたり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、市の指定緊急避難場所の指定に協力する。(全機関)
- (イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努める。

3 避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【市が実施する計画】

- (ア) 指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
- (イ) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (ウ) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
- (エ) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (オ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。
なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。
- (カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。
- (キ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。

- (ク) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。
 - (ケ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
 - (コ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。
 - (カ) 公有地はもとより私有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。
 - (シ) 「避難所マニュアル策定指針」(平成24年3月長野県危機管理部)等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。
 - (ス) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。
 - (セ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。
 - (ソ) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。
 - (タ) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。
 - (チ) 市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
 - (ツ) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。
- イ **【県が実施する計画】**(県有施設管理部局)
- (ア) 「避難所マニュアル策定指針」(平成24年3月長野県危機管理部)について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努める。
 - (イ) 県有施設について市町村の指定避難所の指定に協力する。
 - (ウ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。
 - (エ) 市が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。
- ウ **【関係機関が実施する計画】**
- (ア) 管理施設について、市の指定避難所の指定に協力するものとする。(全機関)
 - (イ) 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受

入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

4 住宅確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため市及び県は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部、財政部）

- (ア) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (ウ) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所、指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。
- (エ) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図るものとする。
- (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備するものとする。
- (カ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備するものとする。

イ 【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 利用可能な県営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。（建設部）
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受け、被災市町村に情報提供する体制を整備する。（建設部）
- (ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、（一社）長野県宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会長野県本部及び（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき連携を強化する。（建設部）
- (エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するため、供給体制の整備を図る。（危機管理部、建設部）
 - a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
 - b （社）プレハブ建築協会、（一社）全国木造建設事業協会及び（一社）長野県建設業協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化する。
 - c 入居者の決定等住宅供給方法等について、市町村と相互に連携した体制の整備を図る。

5 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

地震発生時、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）の生

命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】（市：教育部、県：教育委員会）

私市立、県立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導する。

(ア) 防災計画（教育部）

- a 学校長は、地震災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては市、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。
- b 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、市教育部（以下「教育部」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
- c 防災計画には、以下の事項を定めておく。
 - (a) 地震対策に係る防災組織の編成
 - (b) 地震に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
 - (c) 市・県教委、市、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
 - (d) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
 - (e) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
 - (f) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
 - (g) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
 - (h) 児童生徒等が登下校の途中で地震にあった場合の避難方法
 - (i) 児童生徒等の救護方法
 - (j) 初期消火と重要物品の搬出の方法
 - (k) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
 - (l) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
 - (m) 防災訓練の回数、時期、方法
 - (n) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
 - (o) 震災時における応急教育に関する事項
 - (p) その他、学校長が必要とする事項

(イ) 施設・設備の点検管理（教育部）

学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

- a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
- b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- c 設備や備品等の設置方法・場所が適切か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(ウ) 防火管理（教育部）

地震災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
 - b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。
- (エ) 避難誘導（教育部）
- a 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
 - b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成にあたっては、以下の事項に留意する。
 - (a) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
 - (b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
 - (c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものにする。
 - (d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものにする。
- (オ) 私立学校に対する指導（県：県民文化部）
- 私立学校については、県立学校の対策に準じて整備するよう指導する。

第12節 孤立防止対策

第1 基本方針

本市は市域の60.7%が急峻な山と高低差のある山間地であり、北アルプス連峰を源とする梓川、中房川、高瀬川などが犀川に合流し、また、山間地には小集落が点在しており、これを結ぶ道路網は山間を走り、川に沿い、多くの橋梁によって施設されている。

こうした地勢は、ひとたび災害が発生すれば交通手段の寸断等により孤立地域の発生を余儀なくさせることから、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策が重要である。

第2 主な取組み

- 1 災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。
- 2 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平常時から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平常時から地域住民の間で準備する。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進する。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第3 計画の内容

1 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

N T T回線以外の情報伝達手段として、市防災行政無線が整備された。今後は、停電時の通信手段の安定確保を図るため、非常電源の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(総務部)

- (ア) 防災行政無線の活用等、災害時の通信手段確保に努める。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとする。
- (イ) 孤立する可能性のある集落等に対し、衛星携帯電話、緊急速報メール、エリアメール等の非常時通信手段の確保を図る。
- (ウ) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。
- (エ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努める。また、I P電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

イ 【県が実施する計画】(危機管理部)

- (ア) 県と市町村間の災害に強い通信手段の構築に努める。

- (イ) 市町村における防災行政無線の導入について指導する。
- (ウ) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。
- (エ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする

2 災害に強い道路網の整備

(1) 現状及び課題

元来、急峻な地形を切り開いて道路が建設されていることから、その全てについて完全な災害予防対策を構ずることは不可能であるのが実態である。

したがって、

- 主要路線優先の対策推進
- 複線化の推進

を図ることが必要である。

(2) 実施事項

ア 【市が実施する計画】(都市建設部)

市道の災害予防対策を推進する。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 代替路線のない部分を優先して災害予防対策を推進する。(建設部)
- (イ) 迂回道路としての林道整備を推進する。(林務部)
- (ウ) 迂回道路としての農道整備を推進する。(農政部)

ウ 【住民が実施する計画】

道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮する。

3 孤立予想地域の実態把握

(1) 現状及び課題

市内の孤立予想地域は、市全体で平成25年12月末現在17集落である。

大規模な地震が発生すれば交通手段の寸断等で住民生活が困難又は不可能になることにより孤立地域が発生する可能性が高く、あらかじめ孤立予想集落を把握する必要がある。その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある住民を平常時から把握し、孤立地域発生時に備える。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(福祉部、農林部、商工観光部)

- (ア) 中山間地域などの集落のうち、道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難又は不可能となるおそれがある孤立予想地域をあらかじめ把握しておく。
- (イ) 平常時の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておく。
- (ウ) 観光地にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 県内の中山間地域などの集落における孤立予想地域をあらかじめ把握する。
- (イ) 市が行う要配慮者の実態把握についての支援を行う。

ウ 【住民が実施する計画】

各地域においては、地区内の要配慮者について平常時から把握するよう努める。

4 自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

市内の自主防災組織の組織率は、平成31年4月1日現在100%の組織率である。

大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関が直ちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。

人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部）

- (ア) 自主防災組織の一層の組織強化を推進する。
- (イ) 災害発生時の活動要領について、松本広域消防局と連携し教育指導を行う。
- (ウ) 活動用資機材の整備充実を行う。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

組織率の向上と組織の活性化のため、市町村に対して助言を行うとともに、県民に対する啓発活動を行う。

ウ 【住民が実施する計画】

孤立が予想される地域の住民は、自主防災訓練等に積極的に参加するよう努める。

5 避難所の確保

(1) 現状及び課題

孤立が予想される地域に最低1か所以上の避難所となり得る施設を整備するとともに、地震による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する必要がある。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】（総務部、教育部）

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新について、地区を指導する。

6 備蓄

(1) 現状及び課題

備蓄計画については、第13節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時は、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実に鑑み、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。

(2) 実施計画

ア 【市・県が実施する計画】（総務部、農林部、福祉部）

孤立化が予想される集落単位での分散備蓄に配慮する。

イ 【住民等が実施する計画】

(ア) 孤立が予想される地域の住民は、平常時から備蓄を行う。

(イ) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行う。

第13節 食料品等の備蓄・調達計画

⇒ 風水害対策編 第2章 第14節参照

第14節 給水計画

⇒ 風水害対策編 第2章 第15節参照

第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

⇒ 風水害対策編 第2章 第16節参照

第16節 危険物施設等災害予防計画

第1 基本方針

大規模地震等により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、耐震化の促進、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第2 主な取組み

- 1 危険物施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 2 火薬類施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 3 高圧ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 4 液化石油ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 5 毒物・劇物保管貯蔵施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 6 放射性物質使用施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 7 石綿使用建築物等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 8 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第3 計画の内容

1 危険物施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

市内の消防法に定める危険物施設は、製造所、貯蔵所及び取扱所がある。これら施設においては、大規模地震等発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】（市民生活部、松本広域消防局）

(ア) 規制及び指導の強化

- a 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、地震動による慣性力等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。
- b 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、地震発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、耐震性の向上を図る。
- c 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。
 - (a) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況
 - (b) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

(イ) 自主防災組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な地震防災体制をあらかじめ整えておくため、

危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

(ウ) 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図る。

また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

(エ) 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

(オ) 県警察との連携

危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨連絡し、連携を図る。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 危機管理部が実施する計画

a 市町村に対し、危険物施設における保安体制の強化及び災害に対する安全性の向上について指導する。

b 消防法に定める危険物取扱者に対する保安講習を実施するとともに、危険物施設の管理者等関係者を対象に、地震時における保安管理技術の向上を図るため、消防機関等関係機関と連携し、講習会、研修会等を実施する。

また、危険物施設の管理者に対し、地震対策に係る自主的な保安教育計画の作成を求めるとともに、当該計画に基づく従業員教育の推進について指導する。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、危険物施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

2 火薬類施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

市内には火薬類取扱施設はないが、火薬類の消費施設については、中信射場がある。

これらの施設で、火薬類取締法に基づき許可を受けて設置されており、保安物件に対する保安距離及び構造基準等が確保されている。

また、火薬類の取扱に関しては、資格者及び詳細な技術基準が定められている。特に風水害等による危険時については、事業者に対し緊急措置及び警察官等への通報が義務付けられている。

しかし、火災が発生した場合は、爆発等により、周辺住民等に多大な被害を及ぼすおそれがあることから、危害防止体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】（市民生活部、総務部、松本広域消防局）

市内の火薬消費場所の把握に努め、危害防止対策の措置を検討する。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 商工労働部が実施する計画

a 火薬類取扱施設の管理者等に対し、立入検査及び保安検査を実施し、法令に基づく技術基準の徹底を図る。

b 火薬類災害防止実験会及び保安教育講習会等において、事故及び盗難防止対策の徹底を図る。

c 火薬類取扱施設の管理者等に対し、災害時の緊急体制等の整備について、次に掲げる事

項の指導徹底を図る。

(a) 自主保安体制の整備

大規模地震等の発生時における従業員の任務を明確にするとともに、社内防災訓練を行うよう努める。

(b) 緊急連絡体制の整備

行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、緊急時の応援体制の確立に努める。

(c) 付近住民に対する周知

付近住民に対し、災害時には施設周辺に近づかないよう、日頃から周知するよう努める。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、火薬類取扱施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

3 高圧ガス施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

市内には、高圧ガス貯蔵施設、販売所及び消費施設等がある。これらの施設は、いずれも高圧ガス保安法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。

また、高圧ガスの取扱いについては、高圧ガス製造保安責任者等資格者の選任及び製造、消費の基準等が詳細に定められている。

災害発生時の対応は、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するために事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する計画】

(ア) 産業労働部が実施する計画

a 液化石油ガス製造施設及び一般高圧ガス製造施設に対する保安検査を年1回実施し、法令で定める技術上の基準に適合するよう指導する。

b 高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等に対し、立入検査を随時実施し、法令で定める技術上の基準等の遵守についての徹底を図る。

c 長野県高圧ガス地域防災協議会に対し、高圧ガス事業所及び高圧ガスの移動等における災害の発生又は拡大を防止するために、一層の防災体制の充実を図るよう要請する。

d 高圧ガス製造施設等に対し、災害時における従業員の任務を明確にし、緊急時の措置及び連絡体制について整備を図るよう指導する。

また、災害防止訓練の実施を推進する。

e 災害の拡大を防止するため、消防、警察及びその他関係機関への応援体制の確立を図る。

f 高圧ガス製造事業者等に対し（以下、1まで同じ。）高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害を防止するため、毎年1回以上不同沈下量の測定を実施するよう徹底を図る。

g 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備の日常点検を強化し、機能を維持するよう指導する。

h 高圧ガス設備の倒壊を防ぐため、その設備の架台及び支持脚を補強し、防錆塗装を行うよう指導する。

- i 多数の容器を取扱う施設は、容器の転倒によるガスの漏洩を防止するため、ホームのブロック化及びロープ掛け等により容器の転倒転落を防止するとともに段積み避けるよう指導する。
- j 災害時に高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵入防止対策の整備を図る。
- k 災害時には高圧ガス製造施設等に近づかないことを付近住民に周知するよう指導する。
- l 災害時における応急供給体制を確立するよう指導する。
- m 事業者間をわたる協力体制を整備するよう長野県高圧ガス団体協議会に対し依頼する。
- n 災害復旧工事等に高圧ガスを使用する場合の応急供給計画に対する対策を整備するよう長野県高圧ガス協会に依頼する。
- o 災害発生状況を把握するため、地域振興局等に空気呼吸器などの体制整備を図る。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、高圧ガス施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ 【関係機関が実施する計画】(高圧ガス保安協会、指定保安検査機関)

高圧ガス保安協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県CE検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導する。

4 液化石油ガス施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

液化石油ガス一般消費先について、耐震自動ガス遮断器の設置、容器の転倒防止措置などの地震対策を推進するよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、指導を一層徹底する必要がある。

また、地震時においては、消費者の適切な措置が不可欠であるため、消費者啓発も一層重点的に実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】(市民生活部、総務部、松本広域消防局)

- (ア) 災害発生時の対応等、適切な措置について広報を実施し、平常時から注意を喚起する。
- (イ) 災害時の避難場所になる官公庁に対し、一層の安全性の高い対策を講ずるよう依頼する。
- (ウ) 液化石油ガス施設等の実態を把握するとともに、災害発生時の周辺住民の避難誘導体制の確立を図る。
- (エ) 災害発生時の緊急出動体制、関係施設の点検等の構築について、関係機関に対して指導を行う。
- (オ) 行政官庁、その他の関係機関との連絡体制を整備し、情報交換、応援体制の確立を図る。

イ 【県が実施する計画】(商工労働部)

- (ア) 液化石油ガス販売事業者等に対する立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。
- (イ) 地震時に、容器の転倒によるガスの漏洩が生じることのないよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、一般消費先の容器の転倒防止措置を徹底するよう指導する。
- (ウ) 大規模地震発生時における燃焼器具の転倒及び燃焼器具への物の落下による火災の発生並びにガスメーター下流のガス漏れを防止するため、一般消費先に対する耐震自動ガス遮断機(マイコンメーターSを含む)の設置について、液化石油ガス販売事業者を把握する。
- (エ) 大規模地震発生時における容器周辺の配管等から大量のガス漏れを防止するため、一般消

費先に対するガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売事業者を指導する。

特に学校・病院等の公共施設、地滑り・土砂崩れ発生のおそれのある地区及び高齢者世帯等は優先的に設置するよう指導する。

- (オ) 地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対する広報を実施するとともに、液化石油ガス販売事業者等に対しても、一般消費者に対する周知を確実にを行うよう指導する。
- (カ) 地震発生時における液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を実施するための緊急出動体制の確立及び連絡手段の構築を図るよう、(社)長野県エルピーガス協会に要請する。
- (キ) 液化石油ガス一般消費先に対し、効率的な緊急点検を実施するため、消費先の巡回順路をあらかじめ定めるとともに、住宅地図を整備するよう、(社)長野県エルピーガス協会に要請する。
- (ク) 緊急点検等に必要な資機材を整備し、必要に応じて備蓄するよう、(社)長野県エルピーガス協会に要請する。
- (ケ) 埋設管、集合供給設備等については、配管図面を整備し、地震時に直ちに使用できる状態にしておくよう、液化石油ガス販売事業者等を指導する。
- (コ) 地震時にとるべき行動・作業等についてのマニュアルを整備し、従業員等に熟知させるよう、液化石油ガス販売事業者等を指導する。
- (サ) 集中監視システムの設置促進について、液化石油ガス販売事業者を指導する。
- (シ) 大規模地震等における避難所等への臨時供給及び設備の応急復旧に対応できる体制並びに仮設住宅等への臨時供給体制について、他支部及び他県の応援を得る場合を含め、事前に整備しておくよう、(社)長野県エルピーガス協会に要請する。

特に冬期については、一刻も早い供給が必要になるため、積雪時、渋滞時等に対応できる臨時供給方法とするよう要請する。
- (ス) 災害時に避難所となる学校・病院等の公共施設の管理者に対し、自己管理に万全を期し、より安全性の高い対策を講ずるよう要請する。
- (セ) 消防、警察等関係機関との情報連絡体制を確立しておくよう、(社)長野県エルピーガス協会に要請する。
- (ソ) 地震防災対策強化地域内液化石油ガス保安対策会議関係機関相互の連絡提携により、地震防災対策を推進するための情報交換を行う。

5 毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

県内における毒物及び劇物取締法に基づく、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業（以下「営業者」という。）及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健福祉事務所等による監視により災害防止のため、「危害防止規定の策定」等について指導を実施している。

また、届出を要しない業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握が難しい状況である。

なお、緊急時に必要とされる毒物劇物事故処理剤については、災害発生時に備えて常時備蓄している。

また、災害発生防止等のため研修会等の開催により、営業者、業務上取扱者及び関係機関への指導を実施している。

(2) 実施計画

ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】（市民生活部、総務部、松本広域消防局）

- (ア) 地震発生時における住民等の避難誘導について、安曇野警察署と調整する。
- (イ) 保健福祉事務所の指導の下、保管貯蔵施設等の実態を把握し、地震災害時における対処を検討する。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 健康福祉部が実施する計画
 - a 営業者及び業務上取扱者に対して、「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸着剤等の配置、防液堤等の設置等を指導する。
 - b 災害発生緊急通報システムを作成する。
 - c 中毒事故発生時における処理情報等の提供を行う。
 - d 毒物劇物事故処理剤の備蓄品目・数量について、各種災害に対応できる適正備蓄数量であるかを随時検討し、必要に応じて備蓄品目・数量について充実を図るとともに備蓄場所の整備、備蓄品目の充実のため、財政的支援を行う。
 - e 災害発生状況を把握するため、保健福祉事務所等における空気呼吸器などの体制整備を図る。
 - f 災害の発生防止及び発生時に迅速に対応するため、営業者、業務上取扱者等を対象に研修会を開催する。
- (イ) 警察本部が実施する計画
毒物、劇物保管貯蔵施設の所在地、名称及び毒物劇物の種類・貯蔵量等を把握するとともに関係機関との情報連絡体制を確立し、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

ウ 【関係機関が実施する計画】（長野県医薬品卸協同組合）

毒物劇物事故処理剤の確保体制の整備を図る。

6 放射性物質使用施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

当市における放射性同位元素等使用事業所は、研究機関、医療機関及び民間機関等を中心にあり、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射線障害に対する予防対策を講じている。

消防機関においては、放射性物質使用施設等における消火、救助及び救急活動体制の充実強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（市：市民生活部）

- (ア) 所管する放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期す。
- (イ) 市は、消防機関に地域の実情に応じて、放射線測定器、放射線保護服等を整備し、放射性物質による事故等に対応できる体制の整備を図る。

[参 考]

○ 放射性同位元素等の規制に関する法律による許可を受けた使用事業所（平成 31 年 3 月 31 日現在）

- 1 日本フェンオール（株）信越営業所及び長野工場
安曇野市豊科 450
- 2 豊科フィルム（株）豊科工場

- 安曇野市豊科 5050
- 3 長野県こども病院
安曇野市豊科 3100
- 4 長野県犀川安曇野流域下水道事務所
安曇野市豊科田沢 6709

7 石綿使用建築物等災害予防計画

(1) 現状及び課題

石綿製品はその化学的・物理的特性から防火用、保温用、騒音防止用として建築物、工作物に多用されてきた。現在は原則として石綿の製造、輸入、使用が禁止されているが、建材あるいは吹付け石綿として使用された建築物等が残されており、災害発生時において、これらの建築物等からは倒壊や解体作業などにより石綿が飛散する恐れがあることから、石綿の飛散・ばく露防止対策を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する計画】

アスベスト測定機器の整備及びアスベスト測定技術者の育成により、震災発生時の大気中のアスベスト調査に対応できる体制の整備を図る。

8 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設又は特定施設で事故等が発生し特定物質が大気中に多量に排出されたときは、事業者は直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めるとともに、直ちに県に連絡するよう定めている。災害発生時においても、特定施設等の損傷等により特定物質等が大気中に排出され、周辺住民の健康被害が生じるおそれがあることから、当法の徹底により被害防止の対策を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する計画】

事業場への立ち入り等により、事業者に対し災害時の緊急体制等の整備について次に掲げる事項の指導徹底を図る。

- (ア) 特定物質が大気中に多量に排出されたときに、直ちにその事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧できるよう防災体制の整備に努める。
- (イ) その事故の状況を直ちに県に通報できるよう緊急連絡体制の整備に努める。

第17節 電気施設災害予防計画

⇒風水害対策編 第2章 第18節参照

第18節 都市ガス施設災害予防計画

当市には都市ガスの供給がされていないことから、今後供給された時点で計画を作成する。

第19節 上水道施設災害予防計画

第1 基本方針

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の耐震性の強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

水道施設・設備の整備及び安全性の確保

1 現状及び課題

水道事業者等については、施設の耐震化、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。

またライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。

水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

2 実施計画

(1) 【市が実施する計画】(上下水道部)

ア 管路の耐震化、老朽管の布設替並びに耐震性機材の採用により、整備の推進を図る。

イ 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。

ウ 5地域相互の緊急時連絡管の整備促進を図る。

エ 復旧資材の備蓄を行う。

オ 水道管路図等の整備を行う。

(2) 【県が実施する計画】(環境部)

水道事業者に対し、石綿セメント管等老朽管の更新及び施設の安全性の確保等に関する指導を行う。

第20節 下水道施設災害予防計画

第1 基本方針

下水道（汚水・雨水）、農業集落排水施設、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、地震災害発生時においてもその機能の確保を図る必要がある。

このため、地震による被害が予想される地域の施設、老朽化の進んだ施設等については補強・改築を進めるとともに、今後建設する施設については、必要な耐震性能を有した施設とする。

また、地震により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。

第2 主な取組み

- 1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築を実施する。
- 2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立を図る。
- 3 緊急用、復旧用資材の計画的な備蓄を図る。
- 4 下水道台帳・農業集落排水台帳の整備・充実を図る。
- 5 管渠及び処理場施設の、系統の多重化を図る。

第3 計画の内容

1 新耐震基準に基づく施設整備

(1) 現状及び課題

当市の下水道整備は、平成2年から進められてきており、施設は耐震化対策が施されている。

また、処理場は、河川に隣接しており、その地盤は決して良好とはいえない。このため、既存施設の調査、補強等の対策が必要であるとともに、施設の新設にあたっては、耐震対策を講ずる必要がある。

(2) 実施計画

【市及び県が実施する計画】（市：上下水道部、県：環境部、農政部）

ア 重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずる。

イ 新たに建設する管渠、処理場施設については、土質調査等を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずる。

2 緊急連絡体制、復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

地震災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、市及び県は、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との間での広域応援協定や民間事業者等との災害時の支援協定を締結する必要がある。

(2) 実施計画

【市及び県が実施する計画】（市：上下水道部）

ア 災害時の対応を定めた業務継続計画や災害対策要領等を策定する。

イ 業務継続計画や災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。

ウ 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、関係団体等との協力体制を確立する。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。

3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、緊急用・復旧用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

【市及び県が実施する計画】（市：上下水道部、県：環境部）

発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材計画的に購入、備蓄する。

4 下水道台帳、農業集落排水台帳の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務づけられている。

下水道施設等が地震により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、また、当該台帳等から確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。

(2) 実施計画

【市及び県が実施する計画】（市：上下水道部、県：環境部、農政部）

下水道台帳等を適切に調製・保管するものとする。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。

5 管渠及び処理場施設の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道は施設等が被災した場合においてもライフラインとしての機能を確保するため、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努めることが必要である。

(2) 実施計画

【市及び県が実施する計画】（市：上下水道部、県：環境部）

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

第 21 節 通信・放送施設災害予防計画

第 1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう各機関ごとに予防措置を講ずる。

第 2 主な取組み

- 1 各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 県は通信施設の地震対策、災害に強い通信手段の整備及び災害情報収集処理システムの整備を図る。
- 3 市町村は通信施設の地震対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 4 東日本電信電話株は通信施設の地震対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
- 5 放送機関は通信施設の地震・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。
- 6 警察機関は通信機器の地震対策、情報収集体制の強化を図る。
- 7 通信ケーブルの地中化を推進する。

第 3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

(1) 現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能または輻輳の発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

各機関において、有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。

通信施設の整備にあたっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておく。

2 市防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

当市には、同報系及び移動系の防災行政無線が設置されているが、災害時は輻輳することが予想される。

住民及び防災関連機関への迅速かつ確かな無線通信による情報の伝達するため、防災行政無線を整備し、また、衛星携帯電話を配備する

既存の通信施設については、次の災害予防対策を行っている。

- ア 各無線局の通信機器は可能な限り小型軽量化を図っている。
- イ 各無線局には、予備電源装置として発動発電機を設置している。
- ウ 各無線局の空中線については、風速 60 メートルに耐えられるよう設置を行っている。

- エ 中継局については、浸水対策として、高床式としている。
- オ 中継局については、雷対策として、耐電トランスを設置している。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部）

住民及び防災関連機関への情報伝達手段として有効な同報系並びに防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える移動系の防災無線の整備を推進する。また、通信施設については、安全性等災害予防対策を図る。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部、総務部、建設部）

- (ア) 幹線系の途絶を防止するため、衛星系を含めた通信経路の多ルート化及び中枢機能の分散化を図る。（危機管理部、総務部、建設部）
- (イ) 端末系の途絶を防止するため、通信衛星を使った通信設備の整備を行う。（危機管理部）
- (ウ) 被災地との通信確保のため、移動体通信機器、施設の充実化を推進する。（危機管理部、建設部）
- (エ) 被災情報の迅速な処理、災害予測を図るため、情報処理機器を活用した防災情報処理システムについて研究を行う。（危機管理部、建設部）
- (オ) 各無線局において通信機器及び予備電源装置の取扱の習熟のため訓練を行う。（危機管理部、総務部、建設部）
- (カ) 通信機器の動作状態を遠隔監視するほか定期保守点検を実施し、常時運用可能な状態に維持する。（危機管理部、総務部、建設部）

3 電気通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

従来の地震対策は、関東大震災クラス（震度6）を想定した災害対策を実施してきたが、震度7を想定した耐震対策との危機管理体制を整備する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部、都市建設部）

地域防災計画等の定めるところにより、電信電話会社との連携を図る。

イ 【県が実施する計画】

電信電話会社との間において、情報収集システムを確立するとともに、平常時より連携を強化する。

ウ 【東日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ、KDD I ㈱、ソフトバンクモバイル㈱が実施する計画】

災害に強い通信サービスの実現にむけて下記の施策を逐次実施する。

- (ア) 建物・鉄塔及び端末機器等の耐震対策
 - a 震度7でも通信設備の機能が最低限維持できるように、建物・鉄塔等耐震診断を実施し、耐震性の低いものについて、耐震補強を実施する。
 - b 事務室設置のシステム等端末設備類の耐震性についても、震度7に耐えられるよう補強する。
- (イ) 電気通信設備の停電対策

予備エンジンの配管設備を含めた予備電源装置の耐震確保、及び蓄電池の維持等の停電対策強化を図る。

(ウ) 設備監視体制

通信ネットワークの集中監視・制御センターが被災しても対応できるよう、他のセンターからの相互バックアップ機能を確立する。

(エ) 重要ファイルの管理

交換機の運転ファイル、社内情報処理システム等の重要ファイルを複数拠点で分散保管し、信頼性の向上を図る。

(オ) 緊急受付窓口の強化

災害時に多発する故障受付、臨時電話の申込時に迅速に対応できるよう、緊急受付窓口体制を確立する。

(カ) 災害時優先電話の活用

現状の災害時優先電話の範囲を災害対策基本法に基づく、指定機関の災害対策の指揮・指導する立場の責任者宅まで拡大する。

(キ) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の早期設置による通信確保

指定避難所に合わせた災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置台数等のマニュアル化を行い、緊急時における早期通信を確保する。

(ク) 被災状況の早期把握

通信孤立地域を早期に把握し、解消するため、県及び市町村等防災関係機関との情報連絡体制の強化を図る。

(ケ) 危機管理、復旧体制の強化

a 社内情報連絡ツールの充実

b 災害発生直後に出勤できる被害調査隊と復旧隊の編成準備・配置

(コ) 電気通信設備の停電対策

移動電源車、移動用発動発電装置の配備及びバックアップ蓄電池による保持に努める。

4 放送施設災害予防

(1) 現状及び課題

ア 日本放送協会（松本支局）

地震災害に際して放送の送出及び受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から放送所や機器等の整備に努めている。

イ 信越放送㈱

地震等の非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、「地震報道対策会議」を設置し災害対策を確立して平常時から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。

(ア) 放送施設、局舎の補強

高圧受電設備、自家用発電設備、送信設備の耐震対策は完了している。

(イ) 自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。

(ウ) 衛星を使った移動中継設備SNGを長野と松本に配備している。

ウ ㈱長野放送

地震等の災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定、以下の項

目について放送施設を整備し有事に備えている。

- (ア) 演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備系統を設ける。(放送装置の現用予備2台化等)
- (イ) 上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備える。
- (ウ) 上記の放送施設内には、放送設備に耐震対策(固定化)を施す。
- (エ) 毎年、冬季前に無線設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行う。

エ (株)テレビ信州

災害の発生に際し、放送を確保するため、「非常災害対策要綱」を策定し放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

- (ア) 局舎の耐震性について
演奏所、送信所、中継局の建物は、十分な耐震構造だが、更新時には見直しをし万全を期すようにしている。
- (イ) 電源設備について
演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。
- (ウ) 非常災害対策訓練の実施
非常時に迅速適切な措置がとれるよう会社規模の訓練を実施している。

オ 長野朝日放送(株)

地震災害などの非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、当社「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出及び受信を確保し、防災及び取材体制の充実を図る。また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

- (ア) 社屋の耐震性について
社屋は平成3年竣工であり新法規により建設されているため耐震性は十分ある。
- (イ) 電源設備について
自家発電及び無停電設備により停電時に備えている。
- (ウ) 放送設備について
災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準備している。

カ 長野エフエム放送(株)

非常災害時における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた放送施設の防災対策を実施している。

- (ア) 放送施設の耐震固定の実施
- (イ) 予備放送設備の整備
- (ウ) CS衛星経由によるネットキー局との放送回線の確保
- (エ) 非常災害時緊急音声割込み設備及びFM文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼働

キ あづみ野エフエム放送(株)

非常災害時における放送を確保するため「非常災害対策要綱」を策定し、これに基づき放送設備の防災対策を講じている。

- (ア) 放送設備の転倒防止のための固定化の実施
- (イ) 送信機は現用1号機、現用2号機を整備
- (ウ) 放送回線は自社光専用線およびNTT公衆回線で二重化
- (エ) 中継回線の中断時は送信所より直接放送を実施

ク あづみ野テレビ(株)

(2) 実施計画

ア 【日本放送協会が実施する計画】

平常時から実施している災害予防対策に加えて、施設の耐震補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。当面は、テレビモニター、パソコンラック（ディスプレイ、プリンター）などの耐震補強対策を行う。また、停電対策として非常電源設備の充実を図る。

イ 【信越放送㈱が実施する計画】

演奏所などの施設の防護、耐震補強、放送機器などの落下・転倒防止対策を行う。また、無停電装置のバックアップを図り、老朽化している受電設備の更新、局舎の耐震を加味した改修、連絡無線網の整備、機能向上を図る。

ウ 【㈱長野放送が実施する計画】

- (ア) 定期的な放送施設の補修、耐震対策箇所の点検、補強を行う。
- (イ) 予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行う。
- (ウ) 陸上移動局等、無線通信機器の増強に努める。

エ 【㈱テレビ信州が実施する計画】

- (ア) 災害復旧及び取材活動を迅速に進めるための連絡手段（VHF無線機等）を充実させる。
- (イ) 演奏所と送信所を結ぶS T Lの予備回線を検討している。

オ 【長野朝日放送㈱が実施する計画】

放送回線・通信回線の拡充を図る。

- (ア) 衛星通信基地局に送信装置を追加。
- (イ) 衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線確保の実施。
- (ウ) 衛星通信車載局の随時の整備点検。

カ 【長野エフエム放送㈱が実施する計画】

- (ア) 設備の耐震基準（震度4以上）の見直し。
- (イ) S T L送受信空中線導波管の耐震フレキシブルへの改修を行う。
- (ウ) F M送信空中線給電系の2ルート化を行う。
- (エ) 演奏所電源系改修を行う。
- (オ) S T L非常回線の設置を検討する。
- (カ) 非常用送信機設置等の実施。

キ 【あづみ野エフエム放送㈱が実施する計画】

地震などの災害に備え以下の対策を講じる。

- (ア) 送信所停電時は遠隔制御による自動起動発電機により運用
- (イ) 送信機は自動切り替え装置により2台の送信機を瞬時切替対応
- (ウ) 演奏所停電時は自家発電装置により運用
- (エ) 中継回線切断時は自社中継無線設備により運用

ク 【あづみ野テレビ㈱が実施する計画】

線路設備の確保

自主放送の体制整備

5 警察無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

警察通信施設は、警察本部、各警察署及び無線中継所のそれぞれの設備に耐震対策を実施している。

特に無線中継所にあつては、平成6年度以降に建設されたものは、鉄骨造りALCとする等、耐震性、不燃堅牢性について強化を図っている。また、地震による長期停電に備え、警察本部、各警察署及び主要無線中継所には、発動発電機が整備されている。

無線多重回線については、平成5年度に2ルート化の工事を完了し、信頼性の向上を図っている。

平成8年度にはヘリコプターテレビシステムの整備を行い、被災現場における情報収集体制の強化を行っている。また、衛生通信固定局の整備を行い、災害に強い情報収集と同報性の確保を図っている。

(2) 実施計画

【警察本部が実施する計画】

ア 県警本部通信施設の機能損傷に対処するため、本部設備の一部2重化、応急用通信機器の保管場所の整備を推進する。

イ 災害現場における情報収集活動を効率的に行うため映像機器、映像伝送機器の拡充整備を行う。

ウ 情報の同報性、共時性を図るため衛星通信車の導入整備を行う。

エ 無線中継局及び無線基地局の増設整備を行い、サービスエリアの拡張整備を行う。

6 道路埋設通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

架空の通信ケーブルは、地震発生時に倒壊するおそれがあり倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。このため架空から地中化を進める必要がある。

(2) 実施計画

【道路管理者が実施する計画】(市、県、地方整備局)

道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝または、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図る。

第 22 節 鉄道施設災害予防計画

⇒ 風水害対策編 第 2 章 第 23 節参照

第 23 節 災害広報計画

⇒ 風水害対策編 第 2 章 第 24 節参照

第24節 土砂災害等の災害予防計画

第1 基本方針

当市は、地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、地震に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。

これら土砂災害を防止するため、国、県、市等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

第2 主な取組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づき指定を行い、ハザードマップ等により、周知徹底を図るとともに、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事の推進に加え、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。
- 2 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。
- 3 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。
- 4 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。

第3 計画の内容

1 地すべり対策

(1) 現状及び課題

当市は、東西山部に地すべり地帯が存在しており、開発に伴う造成、山林荒廃等による森林保水力の低下が懸念される。特に明科地域の東山部を中心に地すべり箇所は49箇所中20箇所が、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域に指定されている。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部、農林部）

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。
- (イ) 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講ずる。また、地すべり危険箇所を住民に周知する。
- (ウ) 地すべり災害の発生する恐れがある場合に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示（緊急）を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確率するものとする。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 地すべりの発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ地すべり防止区域の指定を行う。（建設部、林務部、農政部）

- (イ) 所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行う。(建設部、林務部、農政部)
- (ウ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずる。(建設部、林務部、農政部)
- (エ) 地すべりの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等の指定を行う。(建設部)
- (オ) 地すべり防止工事を要する箇所について、積極的に対策事業を実施する。(建設部、林務部、農政部)
- (カ) 地すべり防止施設の状況把握に努め、機能が低下した施設については更新・機能回復を行う。(建設部、林務部、農政部)
- ウ 【関係機関が実施する計画】(地方整備局、中部森林管理局)
 - (ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行う。
 - (イ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずる。
- エ 【住民が実施する計画】
 - ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

2 山地災害危険地対策

(1) 現状及び課題

山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、平成24年4月1日現在、山腹崩壊危険地区107箇所、地すべり危険地区21箇所、崩壊土砂流出危険地区51箇所である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(都市建設部、農林部)

当市においても県の計画に基づき、危険箇所の周知を図り、調査、点検について住民の理解と協力を得ながら、警戒、避難体制の確立を図る。

イ 【県が実施する計画】(林務部)

山地災害危険地区については、地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意しており、毎年見直し調査を実施している。また、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、常にその状態について把握し、加えて平成26年度から航空レーザー測量データを活用して、崩壊等の危険箇所の抽出を行っている。

これらの情報をもとに、対策を要する箇所について治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

ウ 【関係機関が実施する計画】(中部森林管理局)

国有林野内等国が直轄で所掌する山地災害危険地区については、必要に応じて見直しを行い、対策を要する箇所について、治山施設整備及び森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

3 土石流対策

(1) 現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が

壊滅的被害を受けている事例が多い。特に当市は、糸魚川―静岡構造線と中央構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多く、現在土石流危険渓流は 111 渓流である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部、農林部）

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。
- (イ) 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置を講ずる。また、土石流危険渓流を住民に周知する。
- (ウ) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示（緊急）を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

イ 【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 土石流の発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域の指定を行い、その結果を市町村へ提供する。
- (イ) 砂防工事を要する箇所について、計画的に対策事業を実施するとともに、砂防指定地の指定を促進する。

ウ 【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

- (ア) 直轄で所掌している砂防施設について、定期的に点検を行い施設の現況を把握する。
- (イ) 土石流による災害を未然に防ぐための予警報システムの整備を図るとともに、土石流監視装置の整備を図る。

エ 【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておく。

4 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

本市には、急傾斜地崩壊危険箇所が 180 箇所あり、山裾だけでなく市街地など広範囲で崖崩れが発生することが懸念されるので、事前処置として平常時から危険箇所の把握と防災パトロールを強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部、農林部）

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、予報、警報の発令及び伝達、周知方法等について定める。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごと土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知するものとする。

(ウ) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示（緊急）を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

(エ) 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 崖崩れが発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為の規制を行うとともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設、その他必要な防災工事を施すなど改善処置をとることを勧告する。また、防止工事として所有者、管理者等が施工することが困難または不相当と認められるものについて、防止対策事業の推進を図る。（建設部）

(イ) 崖崩れの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について必要に応じ土砂災害警戒区域等の指定を行う。（建設部）

(ウ) 土砂崩壊危険箇所台帳等に基づき、緊急度の高いものから補強・改修工事を実施する。（農政部）

ウ 【関係機関が実施する計画】

農業用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、市町村に緊急連絡ができるようにする。

エ 【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

5 要配慮者関連施設が所在する土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い本市では、要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等に立地している。

これらの地区については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部、農林部、福祉部、総務部）

(ア) 防災マップ等の作成・配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図る。

(イ) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておくものとする。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等のうち、要配慮者利用施設が所在している重要施設が立地している箇所については、計画的な事業の推進を図る。（建設部）

(イ) 警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、当該要配慮者利用施設及び市町村へ調査結果を通知する。（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）

(ウ) 市町村地域防災計画書への掲載及び要配慮者利用施設周辺の自主防災組織や近隣居住者

等の協力を得た避難誘導・搬送体制の整備について、関係機関と調整を図り、その推進に努める。(建設部)

- (エ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の危険箇所のパトロールをおこない、周辺の状況を把握することに努める。(建設部)
- (オ) 要配慮者利用施設に対する災害の未然防止に配慮した農地地すべり防止事業を推進する。(農政部)
- (カ) 要配慮者利用施設に対する農地の保全に関する地すべり危険箇所に関する情報を提供する。(農政部)
- (キ) 要配慮者利用施設に隣接した山地災害危険箇所等のうち緊急に対策を講ずる必要のある箇所について、治山事業を積極的に推進する。(林務部)
- (ク) 緊急点検調査結果の周知等(林務部)
 - a 当該施設が所在する市町村への通知、市町村地域防災計画への掲載についての助言をする。
 - b 関係機関との連携・協力し、防災マップ等を利用して施設管理者等に土砂災害防止に関する情報の提供を積極的に行う。
- (ケ) 土砂災害等が多発する出水期前等に施設に隣接した裏山等において山地の荒廃状況や治山施設等の状況を把握し、施設管理者等に通知する。(林務部)

6 土砂災害警戒区域の対策

(1) 現状及び課題

当市の土砂災害警戒区域を指定する箇所は、平成31年4月1日現在で261箇所区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は250区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供のあり方等に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(都市建設部、農林部)

- (ア) 市町村は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努めるものとする。
- (イ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずるものとする。
 - a 建築基準法に基づく建築物の構造規制
 - b 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (ウ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとるものとする。
 - a 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。
 - (a) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法
 - (b) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路
 - (c) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
 - (d) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地
 - (e) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
 - (f) 救助に関する事項

- (g) その他警戒避難に関する事項
- b 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。
- (エ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

イ 【県が実施する計画】(危機管理部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部)

- (ア) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の推進
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、関係市町村長の意見を聴いて土砂災害警戒区域等の指定を行う。
 - (イ) 基礎調査の結果を公表し、住民等への周知に努める。
 - (ウ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。
 - a 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
 - b 建築基準法に基づく建築物の構造規制
 - c 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
 - (エ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。
 - 区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について市町村へ助言する。
 - (オ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

ウ 【住民等が実施する計画】

- (ア) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。
- (イ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

第 25 節 防災都市計画

⇒ 風水害対策編 第 2 章 第 26 節参照

第 26 節 建築物災害予防計画

第 1 基本方針

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき建築物の耐震性を確保し安全性の向上を図る。

第 2 主な取組み

- 1 建築基準法の現行耐震基準（昭和 56 年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。
- 2 建築物の落下物、ブロック塀等屋外構造物及び屋外設置物による被害の防止対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第 3 計画の内容

1 公共建築物

(1) 現状及び課題

公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物も多く、また要配慮者が利用する建築物も多いことから特に耐震性が要求される。これらの中には昭和 56 年以前に建築された建築物もあり、今後、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

また、地震による被害の軽減を図るため、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（全部局）

(ア) 市有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等で、昭和 56 年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

(イ) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等（特定行政庁）

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。

(ウ) 防火管理者の設置

学校、病院等で消防法第 8 条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。

(エ) 緊急地震速報の活用

市が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 県有施設の耐震診断及び耐震改修の実施（全機関）

庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等で、昭和 56 年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

また、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表を行う。

(イ) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等（建設部）

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。

(ウ) 防火管理者の設置（全機関）

病院等で消防法第 8 条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。

(エ) 県有施設を新築又は建て替える場合の措置

県有施設の新築又は建て替えにあたっては、「県有施設の耐震対策要綱」に基づき建築する。

(オ) 緊急地震速報の活用

県が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

（県有施設管理部局）

ウ 【関係機関が実施する計画】（全機関）

(ア) 昭和 56 年以前に建築された関係機関の建築物は、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

(イ) 防火管理者の設置

関係機関は、消防法第 8 条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。

2 一般建築物

(1) 現状及び課題

昭和 56 年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等の恐れがあるので、耐震診断・耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

また、地震保険等は被災者の住宅再建に有効であるので活用を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

(ア) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。

(イ) 耐震診断、耐震改修のための支援措置

a 住宅及び市長が指定した民間の避難施設について、県と連携を図り耐震診断への助成を行う。

b 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、県と連携を図り耐震改修への助成を行う。

(ウ) がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

(エ) 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市はそれらの制度の普及

促進に努める。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部、建設部）

(ア) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等

- a 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。
- b 耐震診断・耐震改修の促進を図るため、講習会を実施し耐震診断士を養成する。

(イ) 耐震診断・耐震改修のための支援措置

a 住宅・建築物耐震改修総合支援事業による助成

- (a) 住宅、市町村長が指定した民間の避難施設及び特定建築物について、市町村と連携を図り耐震診断への助成を行う。
- (b) 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、市町村と連携を図り耐震改修への助成を行う。

b 住宅金融支援機構のリフォームローンにより耐震改修の融資を行う。

(ウ) がけ地近接等危険住宅の解消を図るため、関係市町村と調整のうえ、移転事業の促進を図る。

(エ) 地震保険や共済制度の活用（危機管理部）

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、県はそれらの制度の普及促進に努める。

ウ 【建築物の所有者等が実施する計画】

(ア) 必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努める。

(イ) 「わが家の耐震診断表」を利用し、住宅の自己診断を実施する。

(ウ) 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、住宅再建にとって有効な手段であることから制度の活用を図る。

3 落下物・ブロック塀等

(1) 現状及び課題

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下、ブロック塀等屋外構造物の倒壊及び広告看板や自動販売機等の屋外設置物の落下・転倒に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

(ア) 落下物の防止を図るため、定期的に外壁タイル等の状態を点検し、必要に応じて改修工事を行うよう指導する。

(イ) ブロック塀等の倒壊を防止するため、技術基準の周知に努めるとともに、既存のブロック塀等について修繕、補強等の技術指導をする。

(ウ) 屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について、普及・啓発を図るため広報活動を行う。

イ 【県が実施する計画】（建設部）

(ア) 落下物の防止を図るため、定期的に外壁タイル等の状態を点検し、必要に応じて改修工事を行うよう指導する。

(イ) ブロック塀等の倒壊を防止するため、技術基準の周知に努めるとともに既存のブロック塀

等について修繕、補強等の技術指導をする。

- (ウ) 屋外設置物の落下・転倒による被害を防止するため、管理者及び住民に対し、安全対策について広報活動を行い、意識の啓発を図る。

ウ 【住民が実施する計画】

- (ア) 外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。
- (イ) 地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討を行うとともに対策を講ずる。

4 文化財

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

また、建造物についてはそのほとんどが木造であるため、震災等の災害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(教育部)

教育部は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

イ 【県が実施する計画】(教育委員会)

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (ア) 市町村教育委員会を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

ウ 【所有者が実施する計画】

防災管理体制及び防災施設を整備し、自衛消防隊の確立を図る。

第 27 節 道路及び橋梁災害予防計画

第 1 基本方針

震災時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。

構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に 1～2 度程度発生する確率の地震）に際して機能に重大な支障が生じないことを目標に設計する。

道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては地震防災緊急事業五箇年計画等に基づきネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。

第 2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の耐震性を確保する。
- 2 震災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。

第 3 計画の内容

1 道路及び橋梁の耐震性の整備

(1) 現状及び課題

大地震が発生すると道路は法面崩壊、路肩決壊、路面陥没・亀裂、橋梁・トンネル等構造物の破損、電柱等の倒壊、地下埋設物の破損、沿道建築物の落下倒壊等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。この対策として各道路管理者並びに警察等関係機関は道路・道路施設及び橋梁について耐震性の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部、農林部）

施設整備計画により耐震性に配慮し、整備を行う。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 落石等の危険か所点検（平成 8・9 年道路防災総点検）に基づき緊急度の高い箇所から順次整備する。（建設部、道路公社）

(イ) 橋梁の危険か所点検（平成 8・9 年道路防災総点検）に基づき緊急度の高い橋梁から順次耐震補強を実施する。（建設部、道路公社）

(ウ) 信号機、信号柱等を震災に強い施設にするよう計画的に整備する。

また、停電に備えて信号機電源付加装置を計画的に設置する。（警察本部）

(エ) 道の駅の道路ネットワーク上の防災拠点としての整備を進める。（建設部）

(オ) 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する（資料編参照）。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。（建設部）

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 緊急輸送道路ネットワーク計画による道路においては、道路防災総点検による橋梁等の耐震補強を社会資本整備重点計画等に基づき計画的に推進する。（地方整備局）

(イ) 「道路橋示方書」「既設道路橋の耐震補強に関する参考資料」に基づき既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次、橋脚等の耐震補強を推進する。

(地方整備局)

(ウ) 緊急輸送道路のネットワークにおいては、地震災害応急対策を円滑に実施するため、広域的な応急対策の輸送等を考慮し、長野県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において関係機関と総合的な調整を行う。(地方整備局)

(エ) 長野県内における供用中の高速道路は、中央自動車道・長野自動車道・上信越自動車道及び中部横断自動車道の4路線であり、県内の総延長は317.1 kmである。構造は、高架・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。

日常から、これらの施設の点検調査とこれに基づく補修工事及び耐震診断に基づく耐震補強を実施し、災害に強い施設の確保に努める。(東日本高速道路株、中日本高速道路株)

(オ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。

(東日本高速道路株、中日本高速道路株)

(カ) 地震災害等に備え防災訓練を実施する。(東日本高速道路株、中日本高速道路株)

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

大地震が発生し道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者ならびに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき交通の確保を図る。

各道路管理者、関係機関及び県は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(都市建設部、農林部)

(ア) 地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備する。

(イ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

(ウ) 災害時の公共施設への災害応急対応について、円滑かつ的確に行えるように、安曇野市内の建設業に従事する企業と「災害時における応急対策に関する協定」を締結しており、平常時から連携を強化する。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び中央日本四県との協定を締結しており、より効果的な内容への見直しを図るとともに、訓練の実施等平時から連携強化に努める。(危機管理部)

(イ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。(全機関)

(ウ) 「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく活動体制を確認し、訓練の実施等平時から連携強化に努める。(建設部、道路公社)

(エ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び市町村が情報共有できる体制の整備に努める。(建設部)

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県・市町村の協定等に協力する。(全機関)
- (イ) 大震災時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておく。(地方整備局)
- (ウ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、県及び市町村が情報共有できる体制の整備に努める。

第28節 河川施設等災害予防計画

第1 基本方針

破堤をはじめとする河川管理施設の災害は、多くの人命・財産を失うなど多大なる社会的影響を与えることから、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備、点検、維持管理を行い安全の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 堤防等の耐震点検を行い、耐震性の不十分なものは安全性の向上を図るため河川施設の補強を行う。
- 2 既存のダム施設等に関して、定期点検を行い施設の維持管理に努める。
- 3 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・のり面のはらみ・崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・樋門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。特に洪水時に地震が発生した場合には、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながるおそれがある。安全度の向上を図っている。また、水害に強い郷土作りを目指し、未改修河川の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部、農林部）

施設整備計画により河川管理施設の耐震性を向上させる。

イ 【県が実施する計画】（建設部）

(ア) 国庫補助事業、県単独事業による河川改修事業を促進し、災害危険箇所の解消に努める。

(イ) ダム、堤防等の河川管理施設の状況や河道の土砂堆積状況を把握し、必要に応じて維持的な対策を講ずる。

ウ 【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

改善の必要性があると認められた施設について整備を図る。

2 ダム施設災害予防

(1) 現状及び課題

当市が管理するダムはないが、当市を貫流する河川の上流に位置するダムが存在する。

完成ダムでは定期的に点検整備を行っている。ダム施設においては、河川管理施設等構造令及び各種基準により、構造計算に用いる設計震度が定められ、これに基づき設計されている。また、完成ダムでは定期的に点検整備を行っている。

我が国では、過去多くの地震が発生しているが、ダム機能に影響するような被害を受けたことはない。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部、総務部）

ダム管理者から送られる情報管理体制の充実を図る。

イ 【県が実施する計画】（農政部、建設部、企業局）

(ア) ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努める。

(イ) ダム施設の新設及び改築等を行う場合は、耐震対策として関係法令等を最低基準として設計及び施工する。

ウ 【関係機関が実施する計画】（地方整備局、水資源機構、電力会社）

(ア) ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努める。

(イ) ダム施設の新設及び改築等を行う場合は、耐震対策として関係法令等を最低基準として設計及び施工する。

第29節 ため池災害予防計画

第1 基本方針

市内には7箇所と数は少ないが、農業用ため池が存在している。

下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が大規模地震により被災した場合は、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じる恐れがある。

このため、適切な維持管理や監視体制について施設管理者に指導するとともに、耐震性が確保されていない施設については耐震化工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。

第2 主な取組み

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点ため池」を優先して対策に取り組む。

(1) 緊急時の迅速な避難行動につながる対策

ハザードマップの作成と公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。

(2) 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策

農業用水として利用されなくなったため池は所有者等の合意を得て、廃止を推進する。

また、決壊した場合に人的被害を与えるおそれがあるため池は、耐震対策を推進する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

ため池台帳に記載されている農業用ため池のほか、受益のなくなった旧農業用ため池もある。

老朽化が進んだ施設も存在しており、下流に人家や公共施設等がある農業用ため池が決壊した場合には、甚大な被害を及ぼす恐れがあることから、適切な維持管理や耐震対策を講じていく必要がある。

2 実施計画

(1) 【市が実施する計画】（農林部）

ア ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、変更が生じた場合は県に報告する。

イ ため池管理者、市町村等との緊急連絡網を作成するものとする。

ウ ハザードマップを作成し、住民への周知を図る。

(2) 【県が実施する計画】（農政部）

ア 管理の基本となる県全体の「ため池カルテ」を管理し、毎年度更新する。

イ 耐震性点検の結果、耐震性が確保されていないため池について、計画的に耐震化工事を実施する。

ウ 市町村が行うハザードマップ作成に対して、支援する。

(3) 【関係機関が実施する計画】

ア 管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに市に緊急連絡ができるようにする。

イ 適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに市に結果を報告する。

第30節 農林水産物災害予防計画

第1 基本方針

地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱、養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊、農産物集出荷貯蔵施設、製材施設、農林水産物処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜・水産物の死亡被害なども予想される。

そこで、予防技術対策の充実、森林の整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進する。

また、新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための、機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。

第2 主な取組み

- 1 松本地域振興局、あづみ農業協同組合等と連携して、農業者に対して生産施設、集出荷貯蔵施設等の安全性確保について指導徹底を図る。
- 2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び市森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第3 計画の内容

1 農水産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

生産施設等の損壊に伴う農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針に基づき、農業改良普及センター等を通じ予防技術対策の周知徹底を図っている。

集出荷貯蔵施設等においては、建築後かなりの年数が経過するなど耐震性の劣る施設も見られることから、施設管理者による耐震診断と補強工事が求められる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（農林部）

農業改良普及センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。

イ 【県が実施する計画】（農政部）

(ア) 農作物等災害対策指針の充実を図るとともに、農業改良普及センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。

(イ) 家畜・水産物の死亡等に伴う伝染性疾病の発生及びまん延防止対策を推進する。

(ウ) 集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等の実施を指導する。

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 市等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。

(イ) 必要に応じ、集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等を実施し、施設の安全性を確保する。

(ウ) 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努める。

エ 【住民が実施する計画】

(ア) 生産施設等における補強工事等を実施し、施設の安全性を確保する。

(イ) 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にす

るための安全対策に努める。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあつては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあつては、活断層等の存在に留意するとともに機械、施設を固定するなど安全対策を普及する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（農林部）

(ア) 森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。

(イ) 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言するものとする。

イ 【県が実施する計画】（林務部）

(ア) 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針に基づき多様な森林の整備を図る。

(イ) 健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐を実施する。

(ウ) 林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。

(エ) 市町村との連携を図りつつ、防災・減災の観点からの森林整備を行うとともに、間伐材の利用を推進する。

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、国有林野内からの林産物、土石等の流出防止に努める。

（中部森林管理局）

(イ) 指導指針に基づいた適正な森林施業を実施する。

(ウ) 関係業界は、県、市町村と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

エ 【住民が実施する計画】

(ア) 市等が計画的に行う森林整備に協力する。

(イ) 施設の補強等対策の実施に努める。

第31節 積雪期の地震災害予防計画

第1 基本方針

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、市、県及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所における雪崩防止施設の整備、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

第2 主な取組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、積雪期の地震に強い市づくり、県づくりを行う。
- 2 冬期道路交通確保を確保するための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。
- 4 ヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。
- 5 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- 6 建築物の所有者に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。
- 7 積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。
- 8 積雪時においても住民が円滑に避難することができるよう避難場所及び避難路の確保等を図る。
- 9 冬期の災害に対処できる備蓄等の確保に努める。

第3 計画の内容

1 雪対策の推進

(1) 現状及び課題

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強い町づくり等の雪害予防対策の総合的、継続的推進により確立されるものである。

そのため、「安曇野市地域防災計画（雪害対策編）」等を策定し、雪対策を推進している。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部、総務部）

「安曇野市地域防災計画（雪害対策編）」等に基づき、各防災関係機関が緊密に連携し、総合的かつ具体的な雪害予防対策の実施を推進する。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

長野県地域防災計画（雪害対策編）、「長野県総合雪対策計画」及び「長野県雪害予防実施計画」に基づき、各防災関係機関が緊密に連携し、総合的かつ具体的な雪害予防対策の実施を推進する。

2 道路交通の確保

(1) 現状及び課題

積雪期の地震においては、雪崩等が発生し、道路交通に支障が生じるおそれがあるため、市、県、関係機関は除雪機械及び要員の増強を図り、除雪体制の強化に努めることが重要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

(ア) 計画の定めるところにより除雪体制を整備し、地震時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図る。

(イ) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 地震時に道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施しうよう緊急確保路線について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統その他必要な事項に 関し、あらかじめ所要の体制を確立する。（建設部）

(イ) 応急復旧のために建設業界と事前に役割分担を定めておき緊急交通の確保を図る。（建設部）

(ウ) 有料道路においては、除雪機械及び要員の増強体制を整え、除雪体制の強化に努める（道路公社）

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 地震時の円滑な道路交通を確保するための除雪体制の整備を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況や路面の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達するための機器等の整備を行う。（地方整備局）

(イ) 地震時の高速道路の交通を確保するため除雪体制を整備するとともに、災害による交通規制の状況の周知を図る。（東日本高速道路株、中日本高速道路株）

エ 【自主防災組織・住民が実施する計画】

地震時には通常の除雪を実施することが困難となることが想定されるため、住宅の近く等については自力除雪あるいは圧雪による避難路の確保に努める。

3 鉄道運行の確保

(1) 現状及び課題

特に積雪時の地震においては、雪崩等の発生により、公共交通網が混乱し、住民生活や地域経済に大きな影響を与えることが予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】（鉄道会社）

ア 排雪車両及び除雪機械等による除雪体制の強化

イ 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実

ウ 利用者に対する運行（遅延）情報の提供体制の整備

4 航空輸送の確保

(1) 現状及び課題

積雪期の地震による道路交通の一時的マヒ、孤立集落の発生等が考えられる。

このため、孤立集落に対するヘリコプターによる航空輸送の確保を図ることが重要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部、都市建設部）

孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進するとともに、緊急時のヘリポート（場外離発着場を含む）の除・圧雪体制を整備する。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 消防防災ヘリコプターの活用により積雪時における輸送機能の充実強化を図る。
(危機管理部)
- (イ) 空港管理者は、空港の除雪体制を確保するとともに、除雪機械の計画的な整備を推進する。
(企画部)

5 雪害予防計画

(1) 現状及び課題

積雪地帯で発生する雪害を防止するため、雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業等を計画的に実施することが重要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(総務部、都市建設部)

市内の雪崩危険箇所の住民周知を図るとともに、雪崩対策の事業推進を図る。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 雪崩危険箇所には、人家、道路、公共施設の保全を目的になだれ防止保安林を指定して、森林の造成を基本目標に、柵工、植栽工を中心に、その他の阻止工法の有機的組み合わせにより、対策事業を実施する。(林務部)
- (イ) 雪崩危険区域の点検を随時実施し、計画的な対策事業の実施を図るとともに、防災林としての森林が成林するまでの維持管理についても、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、計画的に実施していく。(林務部)
- (ウ) 雪崩災害から人命・財産を守る雪崩対策事業を実施する。(建設部)
- (エ) 融雪時の出水、雪崩等に伴う土砂流出対策として砂防事業を実施する。(建設部)
- (オ) 豪雪地域における液化石油ガス一般消費設備について、液化石油ガス容器の転倒防止措置を徹底するとともに、設備破損及び容器流出によるガスの大量漏えいを防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう液化石油ガス販売事業者を指導する。(商工労働部)
- (カ) 積雪による園芸施設等の農業用建物の倒壊を防止するよう指導する。(農政部)

ウ 【関係機関が実施する計画】

各機関が管理する施設が雪崩の危険区域にある場合、必要に応じ予防措置を講ずる。

6 家屋倒壊の防止

(1) 現状及び課題

建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行うことが重要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(都市建設部)

- (ア) 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行う。
- (イ) 住宅マスタープランに基づき雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行う。

イ 【県が実施する計画】(建設部)

- (ア) 災害を防止するため、多雪区域を重点に建築物の所有者等に対し安全対策を周知する。
- (イ) 多数の者が利用する建築物の所有者等に対し、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告制度の周知を図る。

- (ウ) 建築物パトロールを実施し、雪害防止のための指導を行う。
- (エ) 克雪住宅の対策について、積雪を見込んだ木造住宅の構造方法等を手引きとして示すなど、雪に強い住宅建設の促進を図る。
- (オ) 豪雪地帯の市町村に対し、住宅マスタープランの策定による克雪住宅等の普及推進を指導する。

ウ 【建築物の所有者等が実施する計画】

- (ア) 建築基準法第 12 条第 1 項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努める。
- (イ) 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努める。

7 消防活動の確保

(1) 現状及び課題

積雪時に地震火災が発生すると、積雪によって消防活動が制約されやすい状態になることが予想される。

このため、各消防機関は消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める必要がある。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】

- ア 雪に強い消防資機材の整備拡充を図る。
- イ 防火水槽及び自然水利の取付箇所付近の除雪を励行する。
- ウ 防火水槽の積雪型への切り替えを推進する。
- エ 多雪式消火栓の整備を図る。

8 避難場所及び避難路の確保

(1) 基本方針

積雪時において地震が発生した場合においても住民が円滑に避難することができるよう避難場所及び避難路の確保等を図ることが重要である。

(2) 実施計画

積雪時において地震が発生した場合に備え、住民が円滑に避難場所等に避難することができるよう次の対策を講ずる。

ア 【市が実施する計画】（総務部、都市建設部）

- (ア) 地域の人口及び地形、なだれ等の危険性、施設の耐震性・耐雪性等を考慮し、避難場所をあらかじめ指定する。
- (イ) 避難誘導のための標識は、住民が、安全に避難場所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して設置する。

イ 【市及び県が実施する計画】（市：都市建設部）

- (ア) 積雪及び堆雪に配慮した体系的街路の整備
- (イ) 小型除雪車の増強による歩道除雪の推進
- (ウ) 機械による除排雪が困難な人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所における重点的な消融雪施設等の整備

9 寒冷対策の推進

(1) 現状及び課題

豪雪時は、積雪の影響による長期間の停電やライフラインの停止あるいは、雪崩災害などにより避難が必要となる場合がある。

寒冷期間においては、避難施設において暖房が必要になるなど、冬期の災害に対処できる備蓄等を整えることが重要である。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】（総務部、全部局）

ア 市は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、雪上車等）の備蓄に努める。

イ 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

ウ 積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となることが想定されるため、積雪の状況により長期避難が必要な場合は、住宅の確保対策など避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

第32節 二次災害の予防計画

第1 基本方針

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日頃からの対策及び活動が必要である。

第2 主な取組み

- 1 建築物や宅地に係る二次災害予防のため被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士（以下「危険度判定士」という。）体制の整備等を行うとともに、構造物についても二次災害予防のための体制の整備等を行う。
- 2 それぞれの危険物施設等に応じた二次災害予防のための措置を講ずる。
- 3 河川施設の整備を図る等の二次災害予防のための措置を講ずる。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制整備に努める。

第3 計画の内容

- 1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

[建築物や宅地関係]

災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、被災建築物や宅地の危険度を判定できる資格者の要請を行う必要がある。

[道路・橋梁関係]

地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2) 実施計画

[建築物や宅地関係]

ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

被災時に応急危険度判定を行う判定士の受入体制を整備する。

イ 【県が実施する計画】（建設部）

(ア) 建築士を対象にした被災建築物応急危険度判定士の養成・登録を行う。

(イ) 建築士等を対象にした被災宅地応急危険度判定士の養成・登録を行う。

[道路・橋梁関係]

ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

計画の定めるところにより整備する。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 重要施設についてはあらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備しておくよう市町村を指導する。（林務部）

(イ) 被災時に落石等の状況や盛土、トンネル及び橋梁等の点検が速やかに実施できるようあら

かじめ体制を整備しておく。(建設部、道路公社)

ウ 【関係機関が実施する計画】

関係機関の計画の定めるところにより整備する。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

[危険物関係]

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

[火薬関係]

火薬類取扱施設は、地震による直接的被害よりも地震後の火災による火薬類の誘爆等の二次災害の危険性が高く、爆発等による被害を防止するための危害防止体制の確立が必要である。

[高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、及び消費施設等における災害発生時の対応については、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

[液化石油ガス関係]

液化石油ガス一般消費先における地震用安全器具の設置、容器の転倒防止措置の徹底など、地震対策の促進について液化石油ガス販売事業者等に対する指導を徹底する。また、消費者が適切な措置を行えるよう、消費者に対する啓発も必要である。

[毒物劇物関係]

毒物劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、「毒物劇物危害防止規定」の作成、流出等の防止施設の整備、及び事故処理剤備蓄体制の充実が必要である。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】(総務部、松本広域消防局)

(ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

(イ) 立入検査の実施等指導の強化

(ウ) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

(エ) 自衛消防組織の強化についての指導

(オ) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

(カ) 民間業者等の資機材保有実態の把握に努める。

イ 【県が実施する計画】(危機管理部)

(ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

(イ) 立入検査の実施等指導の強化についての市町村に対する指導

ウ 【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- (イ) 危険物施設の耐震性の向上
- (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備
- (エ) 自衛消防組織の強化促進
- (オ) 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

[火薬関係]

ア 【県が実施する計画】（商工労働部）

- (ア) 行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制、緊急時の応援体制の整備及び確立
- (イ) 火薬類取扱施設管理者が講ずべき対策についての指導徹底

イ 【火薬類取扱施設の管理者が実施する計画】

- (ア) 日頃から、行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備し、緊急応援体制を確立しておく。
- (イ) 日頃から、近隣住民に対して、災害時に火薬類取扱施設に近寄らないよう周知しておく。

[高压ガス関係]

ア 【県が実施する計画】（商工労働部）

高压ガス製造事業者等が、講ずべき対策についての指導の徹底

イ 【高压ガス製造事業者等が実施する計画】

- (ア) 高压ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定の実施
- (イ) 高压ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持
- (ウ) 高压ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施
- (エ) ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置の実施
- (オ) 近隣住民に対し、災害時に高压ガス施設に近寄らないことの周知徹底
- (カ) 警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

[液化石油ガス関係]

ア 【県が実施する計画】（商工労働部）

- (ア) 液化石油ガス販売事業者等において実施すべき対策についての指導を徹底するとともに、立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。
- (イ) 地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対する広報活動を実施する。
- (ウ) 学校・病院等の公共施設の管理者に対して、管理体制、安全対策について、より適正なものとするよう要請する。

イ 【(社)長野県エルピーガス協会が実施する計画】

地震発生時に緊急点検活動が速やかに実施できるよう、マニュアル及び体制を整備する。

ウ 【液化石油ガス販売事業者等が実施する計画】

- (ア) 地震発生時に、容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先

の容器について転倒防止措置を徹底する。

- (イ) 地震発生時の燃焼器具の転倒及び燃焼器具への物の落下による火災の発生、ガスメーター下流のガス漏れを防止するため、一般消費先に対する対震自動ガス遮断機（マイコンメーターSを含む）を設置する。
- (ウ) 地震発生時の容器周辺の配管等からの大量ガス漏れを防止するため、一般消費先に対するガス放出防止器の設置を促進する。
特に、学校・病院等の公共施設、地滑り・土砂崩れ等の発生の恐れのある地区及び高齢者世帯等を優先する。
- (エ) 地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対して周知する。

[毒物劇物関係]

ア 【県が実施する計画】（健康福祉部）

- (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等に対する危害防止教育の実施
- (イ) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸収剤等の配置、防液堤等の設置等の指導
- (ウ) 二次災害発生時の安全対策についての情報の提供
- (エ) 毒物劇物事故処理剤の整備、充実

イ 【関係機関が実施する計画】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

- (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加
- (イ) 毒物劇物貯蔵施設の耐震性の向上
- (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備

3 河川施設の二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、降水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性がある。

今後、さらに河川施設の整備を進めていく必要がある。

また、ダム施設については、過去に地震によりダム機能に直接影響する被害が発生したことはないが、定期的に点検を実施し、適切な維持管理を行っていくことが二次災害防止の観点からも必要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

- (ア) 河川管理施設の耐震性を向上させる。
- (イ) 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておく。

イ 【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 補助河川改修事業を推進し、併せて県単独事業も推進して河川の整備を図る。
- (イ) 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておく。

ウ 【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

改善の必要があると認められる施設について整備を図る。

エ 【ダム管理者が実施する計画】

ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努める。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部、農林部）

(ア) 情報収集体制の整備

(イ) 警戒避難体制の整備

イ 【県が実施する計画】（建設部）

(ア) 土砂災害危険箇所の把握

(イ) 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備

第33節 防災知識普及計画

第1 基本方針

「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。

このため、市、県及び指定行政機関等は、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努める。

第2 主な取組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。

第3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等の、より実践的な活動が必要である。また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(全部局)

- (ア) 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項について防災知識の普及を図る。
 - a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出袋(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
 - b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
 - c 地震に関する一般的な知識
 - d 警報等や、避難勧告・避難指示等の意味や内容
 - e 警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令時にとるべき行動

- f 地震発生時の地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動、余震の状況等）に関する知識
- g 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識
- h 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- i 地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う、救助活動、応急手当、避難行動
自動車運転の自粛等様々な条件の下で防災上とるべき行動に関する知識
- j 正確な情報入手の方法
- k 要配慮者に対する配慮
- l 男女のニーズの違いに対する配慮
- m 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- n 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- o 各地域における緊急避難場所及び避難経路に関する知識
- p 避難生活に関する知識
- q 平常時から住民が実施し得る、概ね3日分の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- r 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- s 南海トラフ地震（東海地震を含む）に関する知識
 - (a) 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、南海トラフ地震臨時情報を気象庁が発表するという知識
 - (b) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合にとるべき行動等の知識
 - (c) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震の発生形態には多様性があるという知識
 - (d) 東海地震に係る地震防災対策強化地域においては、東海地震に関連する情報、警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動等の知識
- t 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動
- u 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するよう努める。
- v 急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- w 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- (イ) 県所有の地震体験車等を、利用して住民が地震の恐ろしさを身をもって体験し、どのように行動すべきか身をもって体験できる機会を設ける。
- (ウ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。
- (エ) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進する。
- (オ) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。
- (カ) 安曇野市防災広場などの各種防災施設を利用した防災知識の普及啓発、訓練の実施などに努める。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 上記ア(ア) a～wの事項について、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により、市とともに普及を図る。
- (イ) 市町村に対して防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等の作成について促進する。
- (ウ) 県所有の地震体験車を、貸出計画に基づき市町村等に貸し出し、住民が地震の恐ろしさを身をもって体験できる機会を提供する。
- (エ) 企業等に対しても地域社会の一員として研修会、講演会等への参加を呼びかける。

ウ 【松本広域消防局が実施する計画】

- (ア) 県所有の地震体験車等を、活用して、住民が地震の恐ろしさ及びどのように行動すべきか身をもって体験できる機会を設ける。
- (イ) 町会、自主防災会等の防災知識の普及、組織の育成に努める。
- (ウ) 防災知識の普及を図るため、積極的な出前防災訓練に努める。

エ 【自主防災組織等が実施する計画】

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に協力する。

オ 【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努める。

カ 【住民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に行き、以下の様な活動を通じて、防災意識を高める。

- (ア) 避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確認
- (イ) 発災時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）
- (ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (エ) 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認
- (オ) 備蓄食料の試食及び更新
- (カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (キ) 地域の防災マップの作成
- (ク) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加
- (ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

キ 【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。

ク 【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施する。

長野地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、デパート等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(全部局)

市が管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ 【県が実施する計画】

防災上重要な各施設の指導部局は、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

ウ 【松本広域消防局が実施する計画】

危険物使用施設、病院、社会福祉施設、旅館、ホテル、駅、デパート等の防災上重要な施設等における訓練時期をとらえて、災害時における配慮すべき事項等、防災意識の普及徹底に努める。

エ 【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。

そのため、学校における防災訓練等をより実践的なものにするるとともに、学級活動等とおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】(市：総務部、教育部、県：県民文化部、教育委員会)

(ア) 学校においては、大規模災害にも対処できるように松本広域消防局、消防団、その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。

(イ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

- a 防災知識一般
- b 避難の際の留意事項
- c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- d 具体的な危険箇所
- e 要配慮者に対する配慮

(ウ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

イ 【松本広域消防局が実施する計画】

学校において大規模災害に対処できるよう、実践的な消防訓練を実施する。

4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない、そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

【市及び県が実施する計画】（市：全部局）

市及び県は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

- ア 地震及び津波に関する一般的な知識
- イ 地震発生時の地震動に関する知識
- ウ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第34節 防災訓練計画

第1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び、住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。市、県、防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

第2 主な取組み

- 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

第3 計画の内容

1 防災訓練の種別

(1) 現状及び課題

市は、毎年総合防災訓練を実施しているが、今後「医療救護活動マニュアル」に基づいた訓練及び訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（全部局、松本広域消防局）

(ア) 「総合防災訓練（地震総合防災訓練）」

市は、県、各防災機関、住民、企業、その他関係団体の協力を得て、下記により総合防災訓練を実施する。

a 実施時期

松本広域消防局等防災関係機関と調整し、他市町村と競合しない時期に実施する。

b 実施場所

訓練効果を考慮し、市内を5地域に区分し実施する。

c 実施方法

毎年作成する市地震総合防災訓練（地震総合防災訓練）実施要綱に基づき、国及び県の訓練に合わせ、大規模地震を想定した、広域的かつ総合的訓練を実施する。

(イ) 「その他の訓練」

下記の訓練については、総合防災訓練で実施する他にも必要に応じて、関係機関と連携して、別途実施する。

a 水防訓練

市及び水防管理者は、水防協力団体等の協力を得て、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行う。

b 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防ぎょ訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行う。

c 災害救助訓練

市及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、たき出し等の訓練を行う。

d 通信訓練

市及び防災関係機関は、災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、あらかじめ作成された想定により、遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練等を行う。

e 避難訓練

市、松本広域消防局及び、警察等避難訓練実施機関は、災害時における避難勧告等の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び病院集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

f 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。

非常参集訓練については、抜き打ち的に実施する。

g 情報収集及び伝達訓練

災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

h 広域防災訓練

広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

i 防災図上訓練

災害時における資材、活動力等の整備体制を事前に確認し、整備する目的をもって実施する。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 「総合防災訓練」

県及び訓練実施場所を管轄する市町村は共催で防災関係機関、住民、企業、その他関係団体の協力を得て、下記により総合防災訓練を実施する。

a 実施時期

共催する市町村と調整し決定する。

b 実施場所

訓練効果を考慮し、災害発生のおそれのある地域において実施する。

c 実施方法

県、県警察、訓練実施市町村、指定地方行政機関、陸上自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び地元住民が参加してウの（ア）から（オ）まで及び（ケ）に定める訓練を中心として、あらかじめ災害の想定を行い、予想される事態に即した応急活動を実施する。

(イ) 「地震総合防災訓練」

県、市町村、防災関係機関は、住民の参加を得て相互の協力体制の強化を目的として、大規模な地震を想定した県地震総合防災訓練を行う。

a 実施時期

原則として防災週間(8月30日～9月5日)に実施するものとする。

b 実施場所

訓練場所を考慮し、地震防災対策強化地域を中心に全県的に実施する。

c 実施方法

県は市町村、防災関係機関及び住民の参加を得てウの(カ)から(ケ)までに定める訓練を中心とした、地震総合防災訓練を実施する。

ウ 【松本広域消防局が実施する計画】

9月1日の防災の日を中心とする防災週間に市町村が実施する総合防災訓練に参加し、各関係機関との連携、協力体制を強化する。

また、住民参加型のきめ細やかな「出前防災訓練」を、町会単位で反復実施することで、地域防災力の向上につながる訓練を実施する。

(ア) 水防訓練

水防協力団体等の協力を得て、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は協同して水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行う。

(イ) 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防ぎょ訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行う。

(ウ) 災害救助訓練

救助・救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人名救助、たき出し等の訓練を行う。

(エ) 通信訓練

災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、信越地方非常通信協議会等の協力を得て、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練等を行う。

(オ) 避難訓練

災害時における避難指示、避難勧告、避難準備情報の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び病院集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

(カ) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。

非常参集訓練については、抜き打ち的に実施する。

(キ) 情報収集及び伝達訓練

災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

(ク) 広域防災訓練

広域応援協定をより実行あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

エ 【住民が実施する計画】

市等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。

オ 【企業等が実施する計画】

(ア) 企業等においても防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努める。

- (イ) 地域防災計画に名称及び所在地を定められた浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者、要配慮者利用施設の所有者又は管理者、大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 現状及び課題

訓練の実施にあたっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに次回以降の訓練の参考にするため訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び訓練の実施機関が実施する計画】（市：総務部）

(ア) 実践的な訓練の実施

- a 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定（地震の場合は規模を含む。事故災害の場合は事故の想定を含む。）を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意するものとするまた、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。
- b 学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練となるよう努める。
- c 避難行動要支援者避難個別支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

(イ) 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価・検証を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 県は、市が行う自主防災組織の参加を得て行う訓練に対して、助言を行うものとする。
- (イ) 県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第48条第2項の規定に基づき、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域または道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

第35節 災害復旧・復興への備え

⇒ 風水害対策編 第2章 第35節参照

第36節 自主防災組織等の育成に関する計画

⇒ 風水害対策編 第2章 第36節参照

第37節 企業防災に関する計画

第1 基本方針

災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討や耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性、耐震性等を確保するため、建築物の耐震診断や定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の耐震診断や点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

大規模災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。

企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

2 実施計画

(1) 【市、松本広域及び県が実施する計画】（総務部、商工観光部、松本広域消防局）

ア 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

イ 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

ウ 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

エ 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

(2) 【企業が実施する計画】

ア 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。

イ 社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市、県等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

ウ 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。

エ 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。

オ 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第 38 節 ボランティア活動の環境整備

⇒ 風水害対策編 第 2 章 第 38 節参照

第 39 節 災害対策基金等積立及び運用計画

⇒ 風水害対策編 第 2 章 第 39 節参照

第40節 震災対策に関する調査研究及び観測

第1 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要である。

県においては、地震被害想定調査を実施し、県内における被害想定を行っているところであるが、さらに、最新のデータを用い、科学技術等の進歩に対応した最も有効な手法を活用した調査研究を検討する必要がある。

第2 主な取り組み

市・県・各機関が協力し、活断層及び地質の調査、地震に関する情報の収集整理等を推進する。

第3 計画の内容

1 【市及び松本広域消防局が実施する計画】（総務部、都市建設部、農林部、松本広域消防局）

- (1) 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。
- (2) 国、県が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータの累積に努める。
- (3) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存する。また、古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な研究についても検討する。

2 【県が実施する計画】（危機管理部）

- (1) 国が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に努める。
- (2) 国が行う東南海・南海地震に関する長周期地震動や時間差発生等の調査研究に協力し、データの収集、累積に努める。
- (3) 松代地震センターの運営に参加し、地震関連データの収集、解析に努める。
- (4) 東京大学地震研究所、長野地方気象台から地震活動のデータの提供を受け整理・分析を行う。
- (5) 被害想定は、社会的条件の変化等によりその内容の更新が必要となるため、必要に応じ、見直しを図る。
- (6) 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な研究についても検討する。

第 41 節 観光地の災害予防計画

⇒ 風水害対策編 第 2 章 第 41 節参照

第 42 節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

⇒ 風水害対策編 第 2 章 第 42 節参照

地震災害対策編

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡活動

第1 基本方針

地震が発生し、地震に関する情報（緊急地震速報、震度速報、地震情報）を受信した市、県及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達に努める。

災害が発生した場合、各防災関係機関は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行う。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次による。

第2 活動の内容

1 地震に関する情報の伝達

(1) 伝達体制及び通信施設、設備の充実

地震に関する情報（緊急地震速報、震度速報、地震情報）の伝達を受けた市、県及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達出来るように、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】（市：総務部、全部局、松本広域消防局、県：危機管理部、県有施設管理部局）

伝達を受けた地震に関する情報を住民及び来庁者に直ちに伝達するため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

イ 【放送事業者が実施する計画】

地震に関する情報の伝達を受けた放送事業者は、直ちに住民等への伝達に努める。

2 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、またはその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告する。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

3 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。

調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求め、県現地機関等は速やかに必要な応援を行う。

松本地域振興局長は、被災地における被害の状況から県危機管理防災課（災害対策本部室）の応援が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（災害対策本部室）に対し情報収集チーム

の派遣を求める。この場合、県危機管理防災課（災害対策本部室）は必要な職員により情報収集チームを構成し速やかに派遣する。また、市・県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	市（総務部）	県関係現地機関
人的及び住家の被害	市（総務部、政策部）、松本広域消防局	松本地域振興局
避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況	市（総務部）、松本広域消防局	松本地域振興局
社会福祉施設被害	市（福祉部）、施設経営者	松本保健福祉事務所
農・畜・養蚕・水産業被害	市（農林部）	松本地域振興局・松本農業改良普及センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・農業協同組合・森林組合
農地・農業用施設被害	市（農林部）	松本地域振興局、土地改良区、水利組合
林業関係被害	市（農林部）、松本地域振興局、中信森林管理署	松本森林組合
公共土木施設被害	市（都市建設部）、安曇野建設事務所、犀川砂防事務所、北陸地方整備局関係機関	
土砂災害等による被害	市（都市建設部）、安曇野建設事務所	
都市施設被害	市（都市建設部）・流域下水道関係事務所	安曇野建設事務所
水道施設被害	市（上下水道部）	松本地域振興局
廃棄物処理施設被害	市（市民生活部）	松本地域振興局
感染症関係被害	市（保健医療部）	松本保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	松本保健福祉事務所
商工関係被害	市（商工観光部）	松本地域振興局・市商工会
観光施設被害	市（商工観光部）	松本地域振興局、市観光協会
教育関係被害	市（教育部）、設置者・管理者	松本教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
市有財産被害	市（財政部）	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力等関係機関	松本地域振興局
警察調査被害	安曇野警察署	安曇野市・警備業協会
火災速報	市（総務部）、松本広域消防局	
危険物等の事故による被害	市（市民生活部）、松本広域消防局	
水害等情報	市、水防関係機関	

4 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実な者
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいう。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のももの。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のももので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のももの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のももの。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のももの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

5 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より市関係課にいたる報告様式、市関係課及び関係機関より危機管理課（市災害対策本部）への報告様式、及び総括表とからなるが、それぞれの様式は資料編のとおりとする。

(2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、市は直接県関係課に報告し、その後において松本地域振興局等の機関に報告する。

(3) 関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

ア 被害報告等

(ア) 【市が実施する事項】（全部局）

- a あらかじめ定められた「市地域防災計画」における情報収集連絡体制（第2章第2節「情報の収集・連絡体制計画」）をとり、本節第2の2において市が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、前記(1)、(2)に定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告する。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告する。
- b 市における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は松本地域振興局長に応援を求める。
- c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行う。
この場合の対象となる災害は(イ)のdに定めるとおりとする。
なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻す。

(イ) 【県（本庁）の実施する事項】

- a 危機管理部（災害対策本部室）は、発災後直ちに県警察本部と連携し、ヘリコプターによる画像情報・目視情報等の概括的な情報の収集を行うとともに、得られた被害情報等を関係各課、関係機関及び消防庁に報告する。
- b 各課は、市町村単位または施設の種類別に被害状況を取りまとめる。
- c 各課は、とりまとめた被害状況を危機管理部（災害対策本部室）、関係行政機関（本省）、及び関係課に報告する。
- d 危機管理部（災害対策本部室）は、各課及び関係機関の被害状況等を取りまとめ、すみやかに国（総務省消防庁）、その他関係省庁及び関係地方公共団体に報告するとともに、別節「災害広報計画」により報道機関に発表する。
この場合において、国に報告すべき災害は次のとおりとする。
 - (a) 県において災害対策本部を設置した災害
 - (b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害
 - (c) (a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害

なお、この国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防

災第 267 号) により行う消防庁への報告と一体的に行う。

- e 危機管理部（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡する。
- f 危機管理部（災害対策本部室）は、地域振興局長から情報収集チームの派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の可否を決定する。
- g 危機管理部（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、地域振興局を通じ被災市町村へ連絡する。
- h 危機管理防災課（災害対策本部室）は、市において通信手段の途絶等が発生し、災害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして災害情報等の把握に努める。

(ウ) 【県現地機関等の実施する事項】（松本地域振興局）

- a 各課（所）は、市町村単位に被害状況をとりまとめる。
- b 各機関の管理に属する施設の被害状況をとりまとめる。
- c 掌握した被害状況等を地域振興局総務管理課に報告または連絡するとともに県（本庁）の主管課に報告する。
- d 松本地域振興局長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理部（災害対策本部室）に情報収集チームの派遣を求める。

(エ) 【松本広域消防局の実施する事項】

- a 第 2 の 1 において定められた事項について、被害状況を調査のうえ、市町村災害対策本部及び県現地機関に報告する。
- b 松本広域消防局だけでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は、災害対策本部長経由、松本地域振興局長に応援を求める。
- c 各職員が被害を知ったときは、直ちに上司に報告し、応急対策活動が時期を失することのないよう努める。

(オ) 【指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する事項】

各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理部（災害対策本部室）に連絡する。

また、その状況を必要に応じ市（危機管理課）にも連絡する。

- (カ) 「防災情報システム」が運用開始された際には、被害情報等による関係機関との情報共有に努める。

イ 地震情報

気象庁及び長野地方気象台は、地震発生後、地震に関する情報を次のとおり発表・伝達する。

(ア) 緊急地震速報（警報・予報）

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる警報及び予報である。

市、県、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報（警報）を市防災行政無線（個別受信機を含む。）等により住民への伝達を行う。

住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

る。

a 緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、震度4以上の揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて発表される。

なお地震に対する特別警報は、震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から市町村への通知、市町村から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。

b 緊急地震速報（予報）

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして発表される。

(イ) 震度速報

震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報。
地震発生後約2分で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を発表する。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。

(ウ) 地震情報（震源に関する情報）

震度3以上の地震が発生した場合に発表する情報。
地震の震源要素（発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名とともに「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表する。

ただし、津波警報・注意報を発表したときには、この情報は発表しない。

(エ) 地震情報（震源・震度に関する情報）

震度3以上を観測した場合、津波警報・注意報を発表した場合、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合のいずれかに該当するときに発表する情報。
地震の震源要素、震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名を発表する。
また、震度5弱以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報が得られていない場合に、その市町村名を発表する。

(オ) 地震情報（各地の震度に関する情報）

震度1以上を観測した場合に発表する情報。
地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度からなる。
また、震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度情報が得られていない場合に、その地点名を発表する。

(カ) 地震情報（その他の情報）

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合に、震度1以上を観測した地震の回数を知らせる情報。

(キ) 地震情報（推計震度分布図）

震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

ウ 水防情報

(ア) 雨量の通報

a 県水防本部（災害対策本部設置後は土木班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理部（災害対策本部室）に通報する。

b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。

c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。

(イ) 水位の通報

a 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理部（災害対策本部室）に通報する。

b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。

c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

6 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行う。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機による目視・撮影、携帯電話、トランシーバー等の移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1) 【市が実施する事項】（総務部）

ア 市防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。

イ 可搬型移動無線、携帯電話等移動無線機器の活用を図る。

ウ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(2) 【県が実施する事項】

ア 県防災行政無線を活用し、必要に応じ統制を行う。（危機管理部）

イ 可搬型移動無線、携帯電話、MCA移動無線等の移動系無線機器の活用を図る。
（危機管理部）

ウ アマチュア無線クラブとの協定に基づく活動を依頼する。（危機管理部）

エ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。（危機管理部）

オ NTT等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請する。（危機管理部）

カ 県（警察）有ヘリコプターによるテレビ画像情報の送信を行う。（警察本部）

(3) 【市及び松本広域消防局が実施する事項】（総務部、松本広域消防局）

ア 市防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。

イ 可搬型移動無線、携帯電話等移動無線機器の活用を図る。

(4) 【電気通信事業者が実施する事項】

重要通信の優先的な取扱を図る。

別記 災害情報収集連絡系統

⇒風水害対策編 第3章 第1節参照

第2節 非常参集職員の活動

⇒ 風水害対策編 第3章 第3節参照

第3節 広域相互応援活動

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、安曇野市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防関係機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の中・右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

なお、市が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請にあたっては、受入れ体制に不備が生じないように十分配慮する。

また、他市町村が被災したときは、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。

<p>① 東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>② 東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③ 東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「東海地震応急対策活動要領」(平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正) 「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正) 	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月28日中央防災会議決定) 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会申合せ)
<p>東南海地震、南海地震が同時発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「東南海・南海地震応急対策活動要領」(平成18年4月21日中央防災会議決定) 「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成19年3月20日中央防災会議幹事会申合せ) 	
<p>東京湾北部地震(東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震)及びその他東京23区で震度6強を観測する程度の地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「首都直下地震応急対策活動要領」(平成18年4月21日中央防災会議決定、平成22年1月15日修正) 「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成20年12月11日中央防災会議幹事会申合せ) 	

第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。
- 2 災害覚知時に速やかな応援体制を整える。
- 3 応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。
- 4 応援活動に伴う経費を負担する。

第3 活動の内容

1 応援要請

(1) 基本方針

市は、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な災害応急対策が実施できる体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（総務部、松本広域消防局）

(ア) 消防に関する応援要請

a 県内市町村に対する応援要請

市長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ消防力のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請し、その旨知事に連絡する。

b 他都道府県への応援要請

市長は、前項の場合における長野県消防相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

(a) 長野県緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請

(b) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの応援

(c) その他、他都道府県からの消防隊

(イ) 消防以外に関する応援要請

a 他市町村に対する応援要請

市長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみでこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定等の協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長（松本市長）等に対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

この場合において、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。

なお、震度6強以上の地震が観測された市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣する。

また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供する。

ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、近隣のブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。

〈応援の要請事項〉

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

b 県に対する応援要請等

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第 68 条の規定により応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

c 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 29 条及び第 30 条の規定により、職員の派遣の要請又は斡旋を求める。

なお、国土交通省関東地方整備局、北陸地方整備局と当市は、「災害時の情報交換に関する協定」を締結しており、市内で重大な被害が発生、又は発生するおそれがある場合や、市災害対策本部が設置された場合等には、災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣を要請する。

イ 【松本広域消防局が実施する対策】

(ア) 消防に関する応援要請

- a 松本広域連合長は、地震災害時の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己の消防力をもってしては対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、効果的必要があると認められる場合は、災害発生市町村長と調整のうえ、地理的条件、事前に締結されている長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに近隣市町村長に応援要請をするものとし、その旨及びその結果を知事（松本地域振興局経由）に連絡する。
- b 松本広域連合長は、前項による応援のみでは十分な災害防御措置がとれていない、又はとれないことが予測される場合においては、災害発生市町村長と調整のうえ速やかに知事（松本地域振興局経由）に対し、消防の応援に関して他都道府県の応援を要請する。
- c 消防局長は、広域航空消防応援が必要となったときは、要請先都道府県又は市を決定し、直ちに松本広域連合長に報告のうえ指示に従って知事（松本地域振興局経由）へ次の事項を明らかにして応援の要請を行う。この場合、同時に応援側都道府県知事又は消防長へ同様の連絡を行う。（広域航空消防応援）

〈応援側都道府県知事又は応援側消防庁への通報〉

- (a) 必要とする応援の具体的な内容
- (b) 応援活動に必要な資機材等
- (c) 離発着可能な場所及び給油体制
- (d) 災害現場の最高指揮者の職。氏名及び無線による連絡の方法
- (e) 離発着場における資機材の準備状況
- (f) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリコプターの活動状況
- (g) 他にヘリコプターの応援を要請している場合のヘリコプターを所有する消防機関名又は都道府県名
- (h) 気象の状況

- (i) ヘリコプターの誘導方法
- (j) 要請側消防機関の連絡先
- (k) その他必要な事項

ウ 【県が実施する対策】

(ア) 消防に関する応援要請（危機管理部）

a 市町村長等に対する指示

知事は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して相互応援協定の実施その他災害防御の措置に関して必要な指示を行う。

b 他都道府県に対する応援要請

(a) 知事は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村長から消防の応援に関して、他都道府県の応援を要請され、かつ県内の消防力をもってはこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、近隣都県に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる事項について、消防組織法第44条の規定により、速やかに消防庁長官に応援を要請し、その結果は要請市町村長に通知する。

- 緊急消防援助隊
- 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター
- その他、他都道府県からの消防隊

(b) 知事は、前項の場合において、災害の規模及び被害の状況等から緊急を要し、要請を待ついとまがなく、かつ必要があると認められる場合は、速やかに消防庁長官に応援要請をし、その旨及びその結果を被災市町村長に通知する。

(イ) 警察に関する応援要請（警察本部）

県公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し、必要があると認めるときは、次の事項を明らかにして、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法第60条の規定により、警察災害派遣隊の援助の要求を行う。

〈援助の要求事項〉

- a 援助を必要とする理由
- b 援助を依頼する先の都道府県警察
- c 援助のための派遣を受けることが必要な人員及び装備
- d 派遣の日時、場所
- e 援助を必要とする期間等

(ウ) 消防・警察以外に関する応援要請等（危機管理部）

a 市長に対する要請

知事は、市において実施する災害応急対策等が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認めるときは、他の市町村に対して応援すべきことを要請する。

この場合において、知事は次の事項を示さなければならない。

- (a) 応援すべき市町村名
- (b) 応援の範囲又は区域
- (c) 担当業務
- (d) 応援の方法

b 他の都道府県等に対する応援要請

(a) 知事は、大規模地震災害等が発生した場合において、その災害応急対策の実施にあたり、自己のもつ人員、資機材、物資等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他の都道府県等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる相互応援協定に基づき、速やかに他の都道府県知事等に応援を要請する。

また、次に掲げる相互応援協定以外の場合にも、一層の連携強化が図られるよう努めるとともに、国〔総務省〕と協力し、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市区町村への応援に関する調整を実施するものとする。

- 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」

全国知事	47 都道府県
------	---------
- 「震災時等の相互応援に関する協定」

関東地方知事会	1 都 9 県
---------	---------
- 「災害時等の応援に関する協定」

中部圏知事会	9 県 1 市
--------	---------
- 「災害時の相互応援に関する協定」

新潟県	
-----	--
- 「中央日本四県（新潟県、山梨県、長野県、静岡県）の災害時の相互応援等に関する協定」

新潟県、山梨県、静岡県	
-------------	--

(b) 知事は、前項の場合における相互応援協定に基づく応援を受けても十分な災害応急対策が実施できないと認められるときは、協定締結外の道府県に対し、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第 74 条の規定により、他の都道府県知事等に応援を要請する。

〈応援の要請事項〉

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

(c) 大規模災害発生時等に、応援の要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に要求を行ってもなお不十分な場合には、国を介してその他都道府県に対して応援を要求する。

c 指定行政機関等に対する応急措置の実施要請等

(a) 知事は、応急措置を実施するため、又は県内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 70 条第 3 項の規定により、指定行政機関の長等に対し道路の警戒等について応急措置の実施を要請する。

なお、職員の派遣要請については、第 2 節「非常参集職員の活動」による。

(b) 被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関する技術的な支援のため、国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

エ 【公共機関及びその他事業者が実施する対策】

公共機関及びその他事業者は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害の状況等から、自己のもつ人員、資機材等のみではこれに対処できない、又はできないことが予測される場合は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに他の公共機関及びその他事業者に応援を要請する。

2 応援体制の整備

(1) 基本方針

ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする災害応急対策等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、地方公共団体等は、災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

なお、地方公共団体等は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。

この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

ウ 県外被災自治体への支援

県外で大規模災害が発生した場合も、被災した県外地方自治体に対し、市と県が一体となって支援を行う。

(2) 実施計画

ア 【市、県、公共機関及びその他事業者が実施する対策】（危機管理部、関係各部署）

(ア) 情報収集及び応援体制の確立

市、県、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、大規模地震等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

(イ) 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

(ウ) 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

(エ) 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

イ 【松本広域消防局が実施する対策】

(ア) 常備消防の応援体制

a 松本広域連合長は、災害発生を覚知したときは、災害規模等の情報収集を迅速に行うとともに、速やかに応援体制を整え、要請を受けた場合は、直ちに出動し、要請地方公共団体の長の指揮の下に行動する。

その際、被災地方公共団体等に負担とならないよう自己完結型の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交代等にも留意する。

また、あらかじめ締結されている消防相互応援協定に基づき、通信の途絶等により要請がない場合でも災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主的に出動する。

なお、この場合も、被災地方公共団体の長との連絡確保に努め、連絡可能となった際に

は、応援の可否を含め、被災地方公共団体の長の指揮の下に行動する。(長野県消防相互応援協定)

b 国内における地震等の大規模災害に属する都道府県の消防力をもってしても、これに対処できないものの発生に際し、消防庁長官の応援要請があったときは、被災地の消防の応援のため速やかに被災地へ赴き、人命救助活動を行う。(緊急消防援助隊)

(イ) 非常備消防の応援体制

松本広域消防局及び災害発生市町村の消防団の消防力をもってしては、これに対応できない災害の発生に際し、応援要請消防団の市長と調整のうえ、消防組織法第 18 条第 3 項に基づく消防団の区域外出場を命令し、消防団を出動させる。

この場合の経費負担等は、長野県市町村災害時相互応援協定による。

ウ 【長野県合同災害支援チームが実施する対策】

(ア) 長野県外で大規模な災害は発生した場合、被災した県外地方公共団体に対し、県と市町村が一体となって支援を行う。

(イ) 県及び市町村は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」に基づき支援を行う。

(ウ) 主な支援内容は以下のとおり。

a 被災県等への職員派遣及び物資の提供

b 被災者の受入及び施設の提供

(a) 県内医療機関での傷病者の受入

(b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供

c その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

3 受援体制の整備

(1) 基本方針

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入れ体制の整備が重要になる。

(2) 実施計画

ア 【市、県、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

(市：総務部、松本広域消防局、県：危機管理部、関係各部署)

円滑な受入れ体制の整備のため、あらかじめ、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討する。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。

イ 【松本広域消防局が実施する対策】

(ア) 他の地方公共団体等に応援要請する場合は、必要とする応援内容、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、応援活動上必要とする施設等についても必要に応じて確保する。

ヘリポートについては、松本広域消防局が指定した基幹、拠点、市町村ヘリポートの状況把握に努める。

また、野営場所の確保、食料、燃料の供給等の後方支援的事項についても、必要に応じて応援側地方公共団体等の到着までに整えるものとし、円滑かつ効果的な応援措置が実施できる応援体制を整備する。(根拠：長野県消防相互応援協定、緊急消防援助隊、広域航空消防応援)

(イ) 緊急消防援助隊の松本広域消防局への誘導

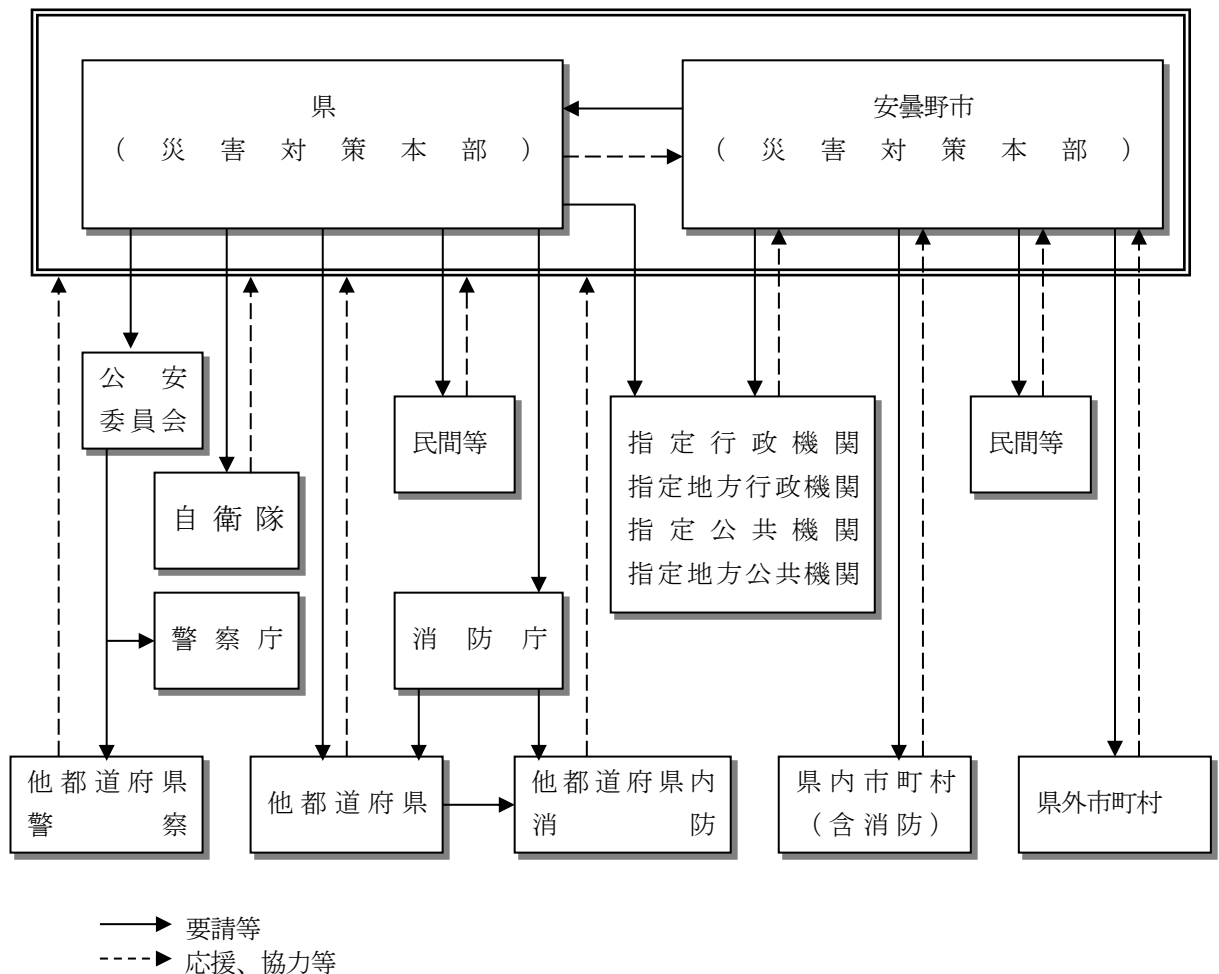
緊急消防援助隊を受け入れるため、状況によって警察に誘導を依頼する。
また、必要に応じて援助隊到着予定地に誘導員を配置し、誘導に務める。

4 経費の負担

- (1) 国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)
- (2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法による。

(別記)

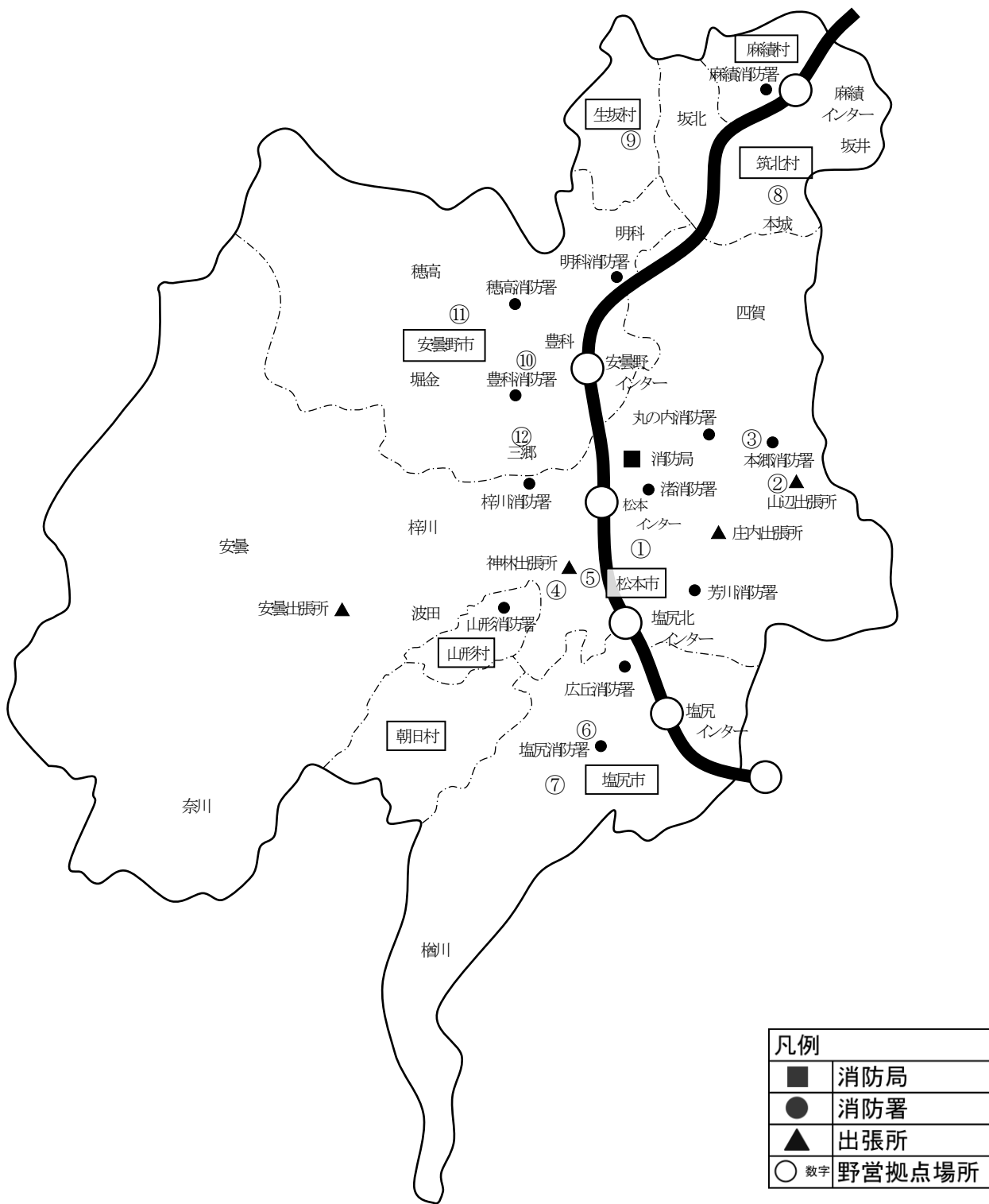
広域相互応援体制図



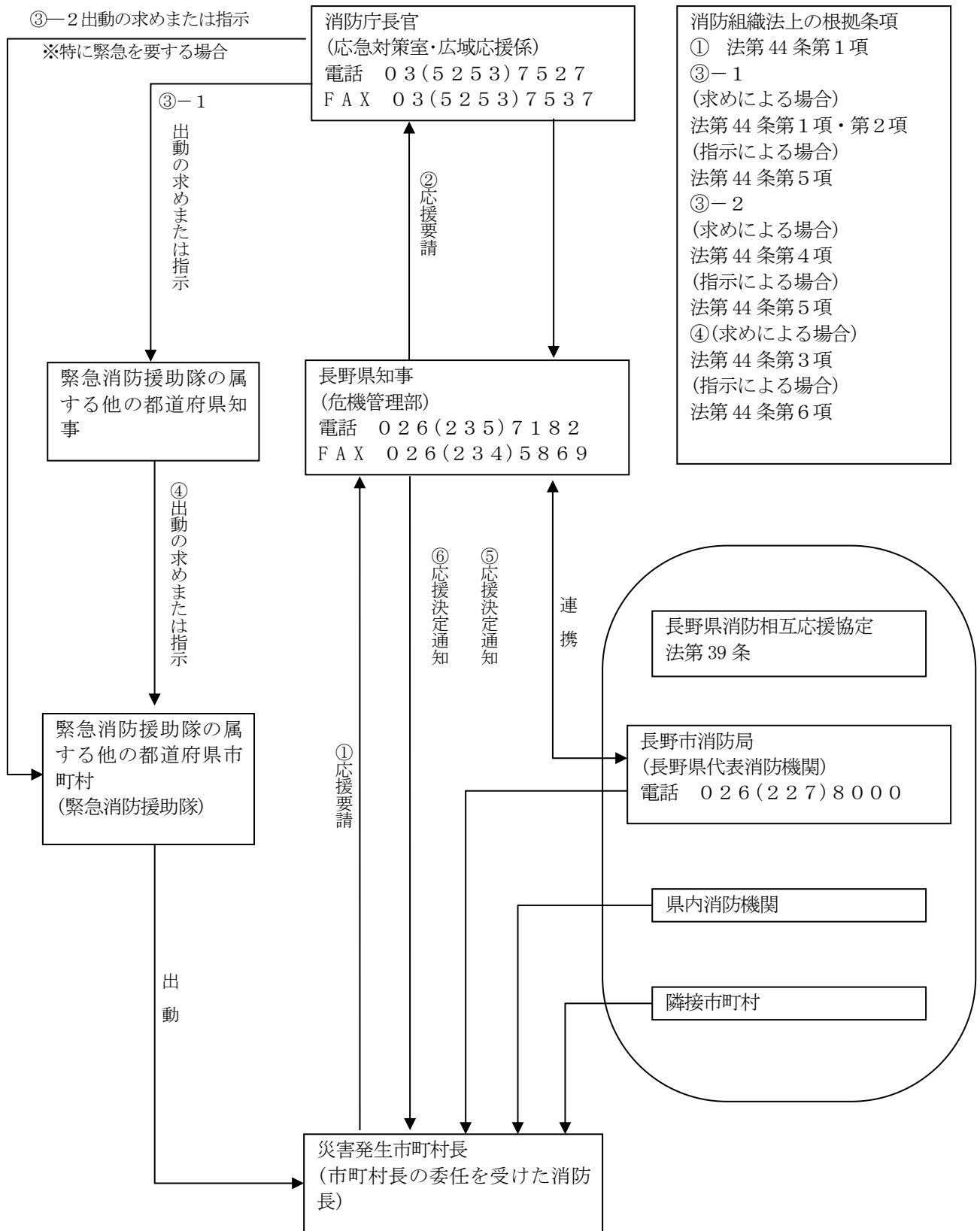
宿泊・野営拠点場所一覧

No.	場 所 名	所 在 地
1	陸上自衛隊松本駐屯地	松本市高宮西 1 - 1
2	松本市文化会館・ 松本市総合体育館	松本市美須々 5 - 1
3	松本市宮野球場	松本市浅間温泉 1 - 9 - 1
4	信州スカイパーク	松本市今井 3443
5	芝沢体育館・グラウンド	松本市和田 1058 - 2
6	塩尻市小坂田公園	塩尻市塩尻町 1080
7	塩尻市総合運動場	塩尻市宗賀 73
8	本城第一・第二グラウンド 本城体育館	筑北村 3449
9	生坂村総合運動広場	生坂村 6110
10	安曇野市防災広場	安曇野市豊科南穂高 803
11	穂高地域福祉センター	安曇野市穂高 5808 - 1
12	三郷文化公園グラウンド	安曇野市三郷明盛 4775 - 3

宿泊・野営拠点場所



緊急消防援助隊応援要請の流れ

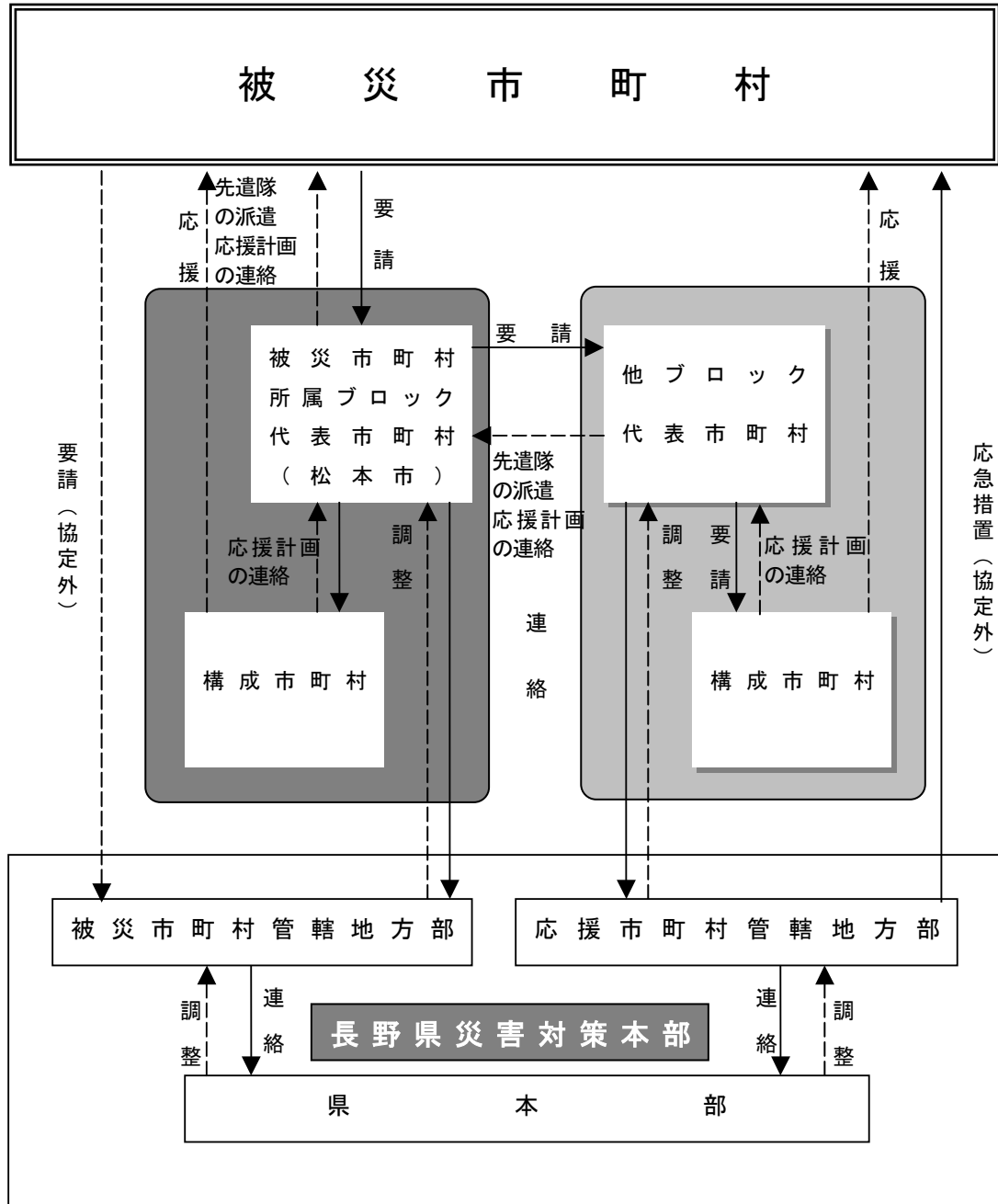


「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」に基づき、指定震度の地震が発生した場合、陸上部隊先遣隊として、消防庁長官の要請により、地震発生後直ちに震央消防本部（松本広域消防局）へ向けて出動し、被災地において初期の緊急消防援助隊活動を行う部隊がある。

(別記)

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

(常備消防分を除く)



第4節 ヘリコプターの運用計画

⇒ 風水害対策編 第3章 第5節参照

第5節 自衛隊災害派遣活動

⇒ 風水害対策編 第3章 第6節参照

第6節 救助・救急・医療活動

⇒ 風水害対策編 第3章 第7節参照

第7節 消防・水防活動

第1 基本方針

大規模地震等発生時においては、建築物の倒壊等の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに当該地震により、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し又は発生するおそれがある場合における水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

- 1 二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 堤防その他、施設の損壊による浸水等の被害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

(1) 基本方針

大規模地震発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（総務部、松本広域消防局）

(ア) 消火活動関係

a 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

b 情報収集及び効率的部隊配置

市内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

c 応援要請等

(a) 市長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの

消防力では対処できないとき、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、松本広域連合長に要請し、「長野県消防相互応援協定」に基づき、他の市町村長に対し応援を求める。

(b) 市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第4節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

(イ) 救助・救急活動

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、本章第6節「救助・救急・医療活動」に定める。

イ 【県が実施する対策】(危機管理部)

(ア) 知事は、被害状況等を速やかに把握し、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。)の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して、相互応援協定の実施その他消防活動に関し、必要な指示をするとともに、市町村長等からの要請又は必要に応じて、他の地方公共団体等への応援要請等を本章第3節「広域相互応援活動」及び第5節「自衛隊災害派遣活動」により行う。

(イ) 市町村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による、偵察、救助活動等を実施する。

ウ 【松本広域消防局が実施する対策】

(ア) 情報収集

a 部隊の効果的な運用を図るため、情報収集を積極的に実施するとともに、被害情報、部隊の配置等消防活動の状況を災害対策本部長に逐次報告する。

b 消防計画の情報収集のための職員を配置するとともに、参集職員、出動隊、消防署、市災害対策本部、消防団員及び住民等から必要な情報を収集する。

c 情報収集をするため、必要に応じ、関係機関に消防職員を派遣して、情報の相互交換に努める。

(イ) 通信体制の確立

消防局は、通信・指令等通信統制の確立を図るとともに、一般問合せに対する制限等対策を直ちに実施する。

(ウ) 現場活動

消防局警防本部と各現場指揮本部と綿密に連携して、効率的な消火活動を実施する。

(エ) 避難の指示・勧告

市長が住民に対し、避難の指示・勧告を行った場合、消防局長は市と協力し、住民に対し、避難の伝達及び周知徹底を速やかに行う。

(オ) 応援隊に対する措置

a 応援隊の活動に対し、応援内容・指揮体制・人員・車両・配置場所等連絡調整担当者と協議し、効率的な部隊の配置を実施するとともに、応援隊に対し、消防局連絡員を配備する。

b 応援隊の宿泊施設又は野営場所等について県調整本部及び市と調整して、後方支援する。

エ 【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

(ア) 出火防止、初期消火活動等

住民等は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。

(イ) 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 水防活動

(1) 基本方針

大規模地震発生時において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市（水防管理団体）が実施する計画】（都市建設部、農林部、総務部）

(ア) 監視・警戒活動

市長（水防管理者）は、地震発生後、その管轄する水防区域において、ダム、河川、ため池等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずる。

(イ) 通報・連絡

水防管理者（市長）は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資器材を確保する。

(ウ) 水防活動の実施

水防管理者（市長）は、損壊箇所及び危険箇所等に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得る。

(エ) 応援による水防活動の実施

a 市長（水防管理者）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を第3節「広域相互応援活動」及び第5節「自衛隊災害派遣活動」により行う。

b 市長（水防管理者）は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第4節「ヘリコ

プターの運用計画」により、要請する。

イ 【県が実施する計画】（建設部）

大規模地震発生時において、その区域における水防管理団体が行う水防活動が十分行われるよう、長野県水防本部を設置し、次に掲げる事項を行う。

(ア) 情報の収集・伝達

地震による河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止めの情報並びに水防に関する雨量・水位等の情報を速やかに収集し、水防管理者（市町村長）、関係機関等へ伝達する。

(イ) 警報等

県が管理する河川において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水防活動の必要が認められるときは、水防警報を発令する等の方法により、水防管理者（市町村長）及び関係機関等へ伝達する。

(ウ) 被害状況等の把握・指示

浸水等による被害の状況等の情報を収集し、水防管理者（市町村長）、関係機関等へ伝達するとともに、緊急を要する場合等は、必要な指示等を行う。

(エ) 水防資器材の貸与等

水防管理者の備蓄する水防資器材に不足が生じたときは、所管する水防資器材の貸与等を行う。

(オ) 市町村長（水防管理者）から水防活動に関して他都道府県の応援を要請された場合又は必要に応じて、他の地方公共団体等に対する応援要請等を第3節「広域相互応援活動」及び第5節「自衛隊災害派遣活動」により行う。

ウ 【松本広域消防局が実施する対策】

(ア) 監視警戒活動

災害発生後、その管轄する水防区域において、ダム、河川、ため池の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に危険箇所等を把握し、水害のおそれが認められた場合は、市長（水防管理者）に報告する。

(イ) 水防活動の実施

水防活動の実施にあたって、市と連携を取り、氾濫等による被害の拡大をしないよう、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

(ウ) 避難準備、避難勧告・指示

消防局長は、市長が出した避難準備、避難勧告・指示について市長と協力し、住民に周知徹底する。

(エ) 応援隊

応援隊の活動に対し、応援内容、指揮体制、人員、車両、配置場所等について連絡調整担当者と協議し、効率的な部隊の配置を実施する。

エ 【ダム・水門等の管理者が実施する計画】

ダム等の管理者は、地震発生後、所管するダム等の巡視を行い、破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町村、警察、その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行えるように措置する。

また、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等による水害時又は水害のおそれがあると認めたときは、それぞれ定められた操作規則等に基づいて、的確な操作を行う。

特に、施設からの放流の影響が極めて大きいダム等の操作にあたっては、下流域の水防管理

者及び施設管理者等へ迅速に通報する。

オ 【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

(ア) 警報等

国が管理する河川において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水防活動の必要が認められるときは、水防警報を発令する等の方法により関係機関等へ伝達する。

(イ) 水防資器材の貸与等

水防管理者の備蓄する水防資器材に不足が生じたときは、所管する水防資器材の貸与等を行う。

第8節 要配慮者に対する応急活動

⇒ 風水害対策編 第3章 第9節参照

第9節 緊急輸送活動

⇒ 風水害対策編 第3章 第10節参照

第10節 障害物の処理活動

第1 基本方針

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。また、障害物の集積、処分に当たっては、その集積場所の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積、処分ができるよう措置する必要がある。

第2 主な活動

- 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として、障害となる物件の所有者又は管理者が行う。
- 2 除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。

第3 活動の内容

1 障害物除去処理

(1) 基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部）

(ア) 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(イ) 放置車両等の移動等

- a 市管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。
- b 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(ウ) 応援協力体制

- a 市に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。
- b 市限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

イ 【県が実施する対策】（各部局）

(ア) 実施機関

- a 県管理の道路施設上の障害物の除去は、建設部が警察本部等関係部局の協力を得て行う。
- b その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その所有者又は管理者が行う。

(イ) 障害物除去の方法

- a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。

- b 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- c 緊急輸送路の障害物を確認するため、発災と同時に当該輸送路を通行止めとする。
(警察本部)
- d 交通障害の早期把握のため、先遣隊を派遣する。(警察本部)
- e 障害の除去のため、レッカー車、クレーン車の出動要請を行う。(警察本部)
- f 障害物排除用車両誘導のため、パトカー等による誘導を行う。(警察本部)
- g 障害物件除去のため、放置物件等を保管場所へ移送、保管する。(警察本部)
- (ウ) 放置車両等の移動等
 - a 通行禁止区域等において緊急車両の通行の妨害となり災害応急対策に著しい障害が生じるおそれがあると認められる場合には、放置車両等を付近の道路外の場所に移動等する。
(警察本部)
 - b 県管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。(建設部)
 - c 道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、緊急通行車両の通行ルートを確認するため広域的な見地から指示を行う。(建設部)
- (エ) 必要な資機材等の整備
 - a 障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てる。
 - b 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。
 - c 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、除去作業現場等とする。
- (オ) 応援協力体制
 - a 緊急輸送路として確保すべき農林道上の障害物については、速やかに除去されるよう市町村を支援する。(農政部、林務部)
 - b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。
- ウ 【関係機関が実施する対策】(各機関)
 - (ア) 実施機関
 - 自己の所有又は管理する障害物(工作物を含む。)の除去は、その者が行う。
 - (イ) 障害物除去の方法
 - a 緊急輸送道路については、関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去等により、速やかに緊急輸送機能を回復する。(地方整備局)
 - b 巡回の強化を図り、障害となる物の除去等に努める。
 - c 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
 - (ウ) 放置車両等の移動等
 - a 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。
 - b 運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。
 - (エ) 必要な資機材等の整備
 - 障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てる。
 - (オ) 応援協力体制
 - a 各機関限りで実施困難のときは、市長に応援協力を要請する。
 - b 市等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

2 除去障害物の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部、市民生活部）

(ア) 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(イ) 応援協力体制

a 市に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

b 市限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

イ 【県が実施する対策】（各部局）

(ア) 実施機関

a 県管理の道路施設上の障害物に係る集積は、建設部が行い、処分は環境部等関係部局の協力を得てその所有者又は管理者が行う。

b その他の施設、敷地内の障害物の集積、処分は、その所有者又は管理者が行う。

(イ) 障害物の集積、処分の方法

a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。

b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(行削除)

(ウ) 必要な資機材等の整備

a 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。

b 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、集積又は処分作業現場等とする。

(エ) 障害物の集積場所（全部局）

それぞれの実施者において判断するが、おおむね次の場所に保管又は処分し、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所

b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所

c 障害物が二次災害の原因にならないような場所

d 広域避難場所として指定された場所以外の場所

(オ) 応援協力体制

市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

ウ 【関係機関が実施する対策】（各機関）

(ア) 実施機関

各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行う。

(イ) 障害物の集積、処分の方法

a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。

b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

- (ウ) 必要な資機材等の整備
障害物の多寡により、それぞれ対策を立てる。
- (エ) 障害物の集積場所
それぞれの実施者において判断するが、おおむね次の場所に保管又は処分し、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。
 - a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
 - b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
 - c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
 - d 広域避難場所として指定された場所以外の場所
- (オ) 応援協力体制
 - a 各機関限りで実施困難のときは、市長に応援協力を要請する。
 - b 市等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

第 11 節 避難受入れ及び情報提供活動

第 1 基本方針

地震時においては、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第 1 次的実施責任者である市長を中心に計画作成をしておく。

その際、高齢者、障がい者等の要配慮者についても十分考慮する。

特に、市内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所等に所在しているため、避難勧告、避難指示（緊急）、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮する。

第 2 主な活動

- 1 避難勧告、避難指示（緊急）の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 市長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 市町村は避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 市及び県は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 市及び県は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 市、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

第 3 活動の内容

1 避難勧告、避難指示（緊急）

(1) 基本方針

地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難勧告、避難指示（緊急）を行う。

避難勧告・避難指示（緊急）を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難勧告、避難指示（緊急）を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア) 実施事項及び実施機関

実施事項	機関等	根拠	対象災害
避難勧告	市長	災害対策基本法第 60 条	災害全般
避難指示（緊急）	市長	災害対策基本法第 60 条	災害全般
	水防管理者	水防法第 29 条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第 29 条・地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり
	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第 94 条	災害全般
指定避難所の開設、収容	市長		

(イ) 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。

(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示（緊急）、避難勧告の対象地域、判断時期等について助言をするものとする。また、都道府県は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。

イ 避難勧告、避難指示（緊急）の意味

「勧告」とは、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為を言う。「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものを言う。

ウ 避難勧告、避難指示（緊急）及び報告、通知等

(ア) 市長の行う措置

a 避難勧告、避難指示（緊急）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難の指示、勧告を行う。

(a) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域

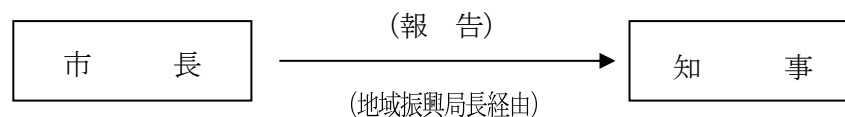
(b) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域

(c) 避難路の断たれる危険のある地域

(d) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域

(e) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b 報告（災害対策基本法第 60 条）



（報告様式は、第 3 章 第 2 節「災害情報の収集・連絡活動」第 2 の 4 参照）

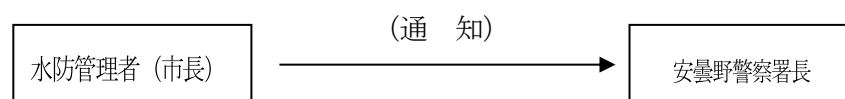
※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) 水防管理者の行う措置

a 指示

水防管理者（市長）は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知（水防法第 29 条）



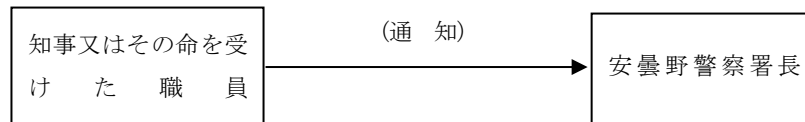
(ウ) 知事又はその命を受けた職員の行う措置

a 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

b 地すべりのための指示（地すべり等防止法第 25 条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



(エ) 警察官の行う措置

a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

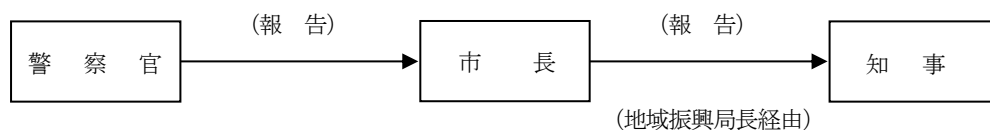
把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

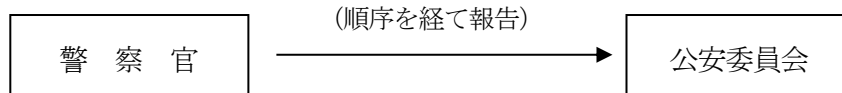
- (a) 住民の生命、身体を安全を最優先とした避難・誘導に努める。
- (b) 市関係者と緊密な連絡体制を保持する。
- (c) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第 61 条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。
この避難指示（緊急）に従わない者に対する直接強制は認められない。
- (d) 被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第 4 条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。
- (e) 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- (f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難場所へ避難誘導を行う。
- (g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- (h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市町村等の指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- (i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b 報告、通知

(a) 上記 a (c) による場合（災害対策基本法第 61 条）



(b) 上記 a (d) による場合（警察官職務執行法第 4 条）

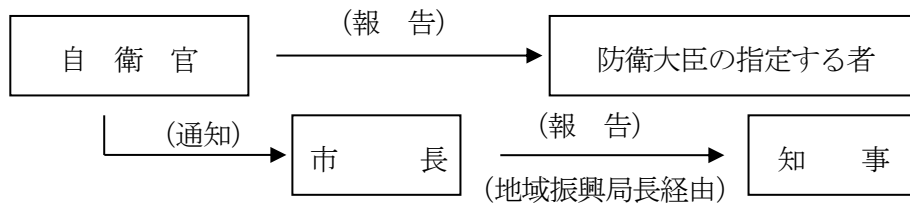


(オ) 自衛官の行う措置

a 避難等の措置

自衛隊法第 83 条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にい
ない場合に限り「(エ) a 警察官職務執行法第 4 条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告 (自衛隊法第 94 条)



エ 避難勧告、避難指示 (緊急) の時期

地震災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、がけ崩れ等により広域的に人命の危険が
予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示、避難勧告 (緊急) を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるもの
とする。

オ 避難勧告、避難指示 (緊急) の内容

避難勧告、避難指示 (緊急) を行うに際して、次の事項を明確にする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路または通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 住民への周知

- (ア) 避難勧告、避難指示 (緊急) を行った者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車
等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。

避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、要配慮者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

- (イ) 市長以外の指示者は、住民と直接関係している市長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。
- (ウ) 市長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、
警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておく。
- (エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより
効果的であるとき、市長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。
要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮

して放送する。

(オ) 市及び県は、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

(カ) 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局に開設を検討するものとする。

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

市及び県は、災害発生後直ちに避難支援計画により民生・児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

ク 市有施設における避難活動

地震等災害発生時においては、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、障がい者等要配慮者に十分配慮する。

(ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

(イ) 避難勧告及び避難指示（緊急）は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

(ア) 市長、市職員（災害対策基本法第 63 条）

(イ) 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第 21 条）

(ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第 28 条）

(エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）

(オ) 自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第 63 条第 3 項―市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る）

なお県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは

収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

(ア) 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

(イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

(ウ) 避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難勧告、避難指示（緊急）を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

(2) 実施計画

ア 【避難勧告、避難指示の実施機関が実施する計画】

(ア) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者等を優先する。

(イ) 誘導の方法

a 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

b 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

c 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

d 浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

f 高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

g 市は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。

h 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないとき

は、市は松本地域振興局を經由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出勤を求める等適切な処置を行う。

市は、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

- i 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。
- j 誘導員の対比を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

(ウ) 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きにあたっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

イ 【住民が実施する計画】

(ア) 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。

この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

(イ) 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(ア)同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難する。

この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

市は収容を必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（総務部、福祉部、教育部）

(ア) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

(イ) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

(ウ) 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

(エ) 指定避難所における情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努める。

- a 避難者
- b 住民
- c 自主防災組織
- d 他の地方公共団体
- e ボランティア

(オ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配

慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

- (カ) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。
- (キ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。
- (ク) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿処理及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。
- (ケ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。
- (コ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- (サ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
 - a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行う。
 - b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。
 - c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
 - (a) 介護職員等の派遣
 - (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ
 - d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
 - e 文字放送テレビ、ラジオ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。
- (シ) 指定避難所の管理運営にあたり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。
- (ス) 市教育部及び学校長は、県が実施する対策の例（イ(エ)参照）に準じて、市の地域防災計画をふまえ、適切な対策を行う。
 - a 学校が地域の避難所となった場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。
 - b 学校長は、避難所の運営について、必要に応じ市に協力する。なお、市の災害対策担当

者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。

- c 児童生徒が在校時に災害が発生し、学校が地域の避難所となった場合、学校長は、児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と児童生徒の避難場所を明確に区分する。
- (セ) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。
- (ソ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 市町村長の報告により、避難所の開設状況を把握するとともに、市町村の要請に応じ指定避難所に必要な資機材の調達及び斡旋に努める。(危機管理部)
 - a 市町村からの要請に備え、協定締結先の(一社)日本建設機械レンタル協会長野支部に調達可能な在庫量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請があった場合調達及び斡旋を図る。
 - b 市町村からのテントの要請があった場合は、協定締結先の長野県テントシート装飾工業組合に対し、調達及び斡旋を図る。
- (イ) 指定避難所の管理運営にあたり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。
- (ウ) 災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、国の非常本部等に支援を要請する。(危機管理部)
- (エ) 県立学校における対策(教育委員会)
 - a 指定避難所としてあらかじめ指定を受けている県立の高等学校及び特別支援学校が地域の指定避難所として利用される場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。
また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。
 - b 学校長は、指定避難所の運営について、必要に応じ市町村に協力する。なお、市町村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。
 - c 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、指定避難所として利用される場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。
- (オ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

ウ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定避難所の運営について必要に応じ市長に協力する。
 - (イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行う。
 - (ウ) 日本赤十字社長野県支部は、市の災害対策本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力する。
 - a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供
 - b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）
 - (エ) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県、市町村に提供するものとする。
- エ 【住民が実施する対策】
- 指定避難所の管理運営については市長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

5 広域的な避難を要する場合の活動

(1) 基本方針

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部）

- (ア) 被害が甚大で市町村域を越えた広域の避難・受入れが必要と判断される場合には、県に支援を要請する。
- (イ) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、避難先の市町村に対し、指定避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。
- (ウ) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- (エ) 避難者を受け入れる必要が生じた場合、指定避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- (オ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 必要に応じて、避難先の調整、移送ルートの調整を行う。
- (イ) 被害が甚大で県域を越えた広域の避難・受入れが必要と判断される場合には、広域応援協定締結都県市又は国の非常本部等に支援を要請する。
- (ウ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。
- (エ) 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

6 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう市及び県は相互に連携し、公営住宅の斡旋等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(都市建設部、福祉部、総務部)

- (ア) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。
- (ウ) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。
 - a 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。
 - b 応急仮設住宅の建設のため、市公有地又は私有地を提供する。
 - c 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。
 - d 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。
- (エ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。
- (オ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、市に情報提供を行う。
- (カ) 応急仮設住宅の運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

イ 【県が実施する対策】(建設部)

- (ア) 利用可能な県営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受けた場合、被災市町村に情報提供を行う。
- (ウ) (一社)長野県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会長野県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会、(一社)全国木造建設事業協会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求める。
- (エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。
 - a 民間賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。また、応急住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。
 - b 応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で市町村長から要請のあった戸数とする。(国から通知があった場合はこの限りでない。)
 - c 応急仮設住宅は、県有地又は市町村が提供する敷地等に建設する。
 - d (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会との協定に基づき住宅建設を要請する。

また、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。
 - e 入居者の決定は、市町村の協力を得て行う。

f 応急仮設住宅の維持管理は、原則として市町村長に委任する。

7 被災者等への的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供できるよう努める。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】（市：総務部、県：危機管理部）

- (ア) 市及び県は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。
- (イ) 市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- (ウ) 市及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (エ) 市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。
- (イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- (ウ) 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

第 12 節 孤立地域対策活動

⇒ 風水害対策編 第 3 章 第13節参照

第 13 節 食料品等の調達供給活動

⇒ 風水害対策編 第 3 章 第14節参照

第 14 節 飲料水の調達供給活動

⇒ 風水害対策編 第 3 章 第15節参照

第 15 節 生活必需品の調達供給活動

⇒ 風水害対策編 第 3 章 第16節参照

第 16 節 保健衛生、感染症予防活動

⇒ 風水害対策編 第 3 章 第17節参照

第 17 節 遺体の捜索及び処置等の活動

⇒ 風水害対策編 第 3 章 第18節参照

第 18 節 廃棄物の処理活動

⇒ 風水害対策編 第 3 章 第19節参照

第 19 節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

⇒ 風水害対策編 第 3 章 第20節参照

第 20 節 危険物施設等応急活動

⇒ 風水害対策編 第 3 章 第21節参照

第 21 節 電気施設応急活動

⇒ 風水害対策編 第 3 章 第22節参照

第 22 節 都市ガス施設応急活動

当市には都市ガスの供給がされていないことから、今後供給された時点で計画を作成する。

第 23 節 上水道施設応急活動

⇒ 風水害対策編 第 3 章 第24節参照

第 24 節 下水道施設等応急活動

⇒ 風水害対策編 第 3 章 第25節参照

第 25 節 通信・放送施設応急活動

⇒ 風水害対策編 第 3 章 第26節参照

第 26 節 鉄道施設応急活動

⇒ 風水害対策編 第 3 章 第 27 節参照

第 27 節 災害広報活動

⇒ 風水害対策編 第 3 章 第 28 節参照

第28節 土砂災害等応急活動

第1 基本方針

地震により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

第3 活動の内容

1 大規模土砂災害対策

(1) 基本方針

大規模な土砂災害が急迫している状況において、県から被害の想定される区域・時期の情報提供を受けながら、適切に住民に避難指示等を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（総務部）

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難勧告、避難指示等の処置を講ずる。
- (イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (ウ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。

イ 【県が実施する対策】（建設部、農政部、林務部）

- (ア) 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生し、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施する。
- (イ) 緊急調査の結果に基づき地すべりによる被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知する。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。
- (エ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努めるものとする。

ウ 【国が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 河道閉塞に起因する土砂災害で天然ダムの高さがおおむね20m以上あり、おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合は、緊急調査を実施する。
- (イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知する。
- (ウ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。

また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。

エ 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従う。

2 地すべり等応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部、農林部、総務部）

(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難勧告、避難指示等の処置を講ずる。

(イ) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

(ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

(エ) 災害の危険性が高まり、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 早急に監視体制を整え、警戒避難に関する情報を提供するとともに地すべり等にとっての有害要素の除去等を目的とした応急工事を実施する。（建設部、農政部、林務部）

(イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。

（建設部）

(ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。

(エ) 市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局、气象台）

(ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動またはその指導の円滑を期するための点検を実施する。

(イ) 余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、地すべり防止施設等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう必要な措置を講ずる。

(ウ) 地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。

(エ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。

(オ) 市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

エ 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従う。

3 土石流対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部、農林部、総務部）

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の措置を講じるものとする。
- (イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (ウ) 災害の危険性が高まり、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

イ 【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 土砂災害発生状況等を調査する。
- (イ) 二次災害に備えて必要に応じ警戒避難情報を市町村、住民等に提供する。
- (ウ) 不安定土砂の除去等応急工事を実施する。
- (エ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。
- (オ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。
- (カ) 市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局、気象台）

- (ア) 直轄で所掌している砂防施設の被害状況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を行う。
- (イ) 余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう必要な措置を講ずる。
- (ウ) 防災施設の被災状況、土石流の発生状況等について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。
- (エ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。
- (オ) 市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

エ 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従う。

4 かけ崩れ応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部、農林部、総務部）

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講ずる。
- (イ) 崩落被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

(エ) 災害の危険性が高まり、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 早急に監視体制を整え、警戒避難に関する情報を提供するとともに地すべり等にとっての有害要素の除去等を目的とした応急工事を実施する。
- (イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。
- (エ) 市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局、气象台）

- (ア) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。
- (イ) 市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

エ 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難勧告、避難指示が出された場合これに迅速に従う。

第29節 建築物災害応急活動

第1 基本方針

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。また、緊急地震速報を有効に活用し、被害の軽減を図る。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を講ずる。

第3 活動の内容

1 公共建築物

(1) 基本方針

災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。また、緊急地震速報を受信した場合は、利用者を適切に誘導するとともに、職員も適切な対応行動をとることにより、被害の軽減を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(全部局)

- (ア) 庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。
- (イ) 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずる。
- (ウ) 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。(全機関)
- (イ) 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずる。(県有施設管理部局)
- (ウ) 応急危険度判定士の派遣の準備を行う。(建設部)

ウ 【関係機関が実施する対策】(全機関)

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

2 一般建築物

(1) 基本方針

災害発生後、建築物の所有者等は、速やかに建築物等の被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部）

- (ア) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度判定を行い、危険防止のため必要な措置を講ずる。
- (イ) 災害の規模が大きく、市において人員が不足する場合は、応急危険度判定士の派遣要請を行うほか、県若しくは近隣市町村に対して支援を求める。
- (ウ) 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅や宅地の応急修繕を推進する。

イ 【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 応急危険度判定士の派遣の準備を行う。
- (イ) 市町村から、被災住宅や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。

ウ 【建築物の所有者等が実施する対策】

建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し危険箇所への立入禁止等必要な措置を講ずる。

3 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（教育部）

市教育部は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

イ 【県が実施する対策】（教育委員会）

教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう、市町村教育委員会を通じて指導するとともに、国指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について文化庁に報告する。

ウ 【所有者が実施する対策】

- (ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- (イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。
- (ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市教育委員会の指導を受けて実施する。

第30節 道路及び橋梁応急活動

⇒ 風水害対策編 第3章 第31節参照

第31節 河川施設等応急活動

第1 基本方針

地震による被害を軽減するため、市の水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

- 1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 2 水防上必要な資機材の調達体制
- 3 水門もしくは、閘門（水量調節用のせき）の適切な操作
- 4 市における相互の協力及び応援体制

第2 主な活動

- 1 水防上必要な資機材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定
- 2 大規模な地震が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置をとる。

第3 計画の内容

1 河川施設等応急対策

(1) 基本方針

水防活動の支援、河川施設の応急復旧実施及び改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部、農林部）

(ア) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

(イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(ウ) 地震による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

イ 【県が実施する対策】（建設部）

(ア) 市町村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図り、水防上必要な資器材の調達並びに技術的な援助を与える等、調整にあたる。

(イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(ウ) 地震による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

(ア) 市町村の水防活動を支援するため、水防に関する情報の連絡又は交換を図る。

(イ) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

(ウ) 地震による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

(エ) 堤防決壊時のような重機による水防活動が必要な場合において、民間業者との協定に基づき、業者の協力を得て応急対策業務を行う。

エ 【住民が実施する対策】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

2 ダム施設応急対策

当市で管理するダムはないものの、市内を流れる河川の上流にダムがあることから参考に登載した。

(1) 基本方針

あらかじめ定めた規模の地震が発生した場合には、速やかに臨時点検を実施する。その結果ダムの安全管理上必要があると認めた場合は、応急措置を行い安全を確保する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（全部局）

情報収集を行い、広報活動を行う。

イ 【県が実施する対策】（建設部、企業局）

臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定による。

ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局、水資源機構、電力会社）

臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

この場合、ダムから行う関係機関及び一般住民への連絡及び警報等は、各ダムの操作規則等の規定による。

第32節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

第1 基本方針

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

第2 主な活動

- 1 建築物や敷地に係る二次災害を防止するため危険度判定士の派遣等の活動を行う。また、構造物の二次災害を防止するための活動を行う。
- 2 危険物施設等に係る二次災害を防止するため、それぞれの危険物に応じた活動を行う。
- 3 河川施設の二次災害を防止するための活動を行い、被害の拡大を防ぐ。
- 4 危険箇所の緊急点検等の活動を行う。

第3 活動の内容

1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

[建築物関係]

被災した建築物や敷地について余震等による倒壊等の二次災害から住民を守るための措置を講ずる必要がある。

[道路及び橋梁関係]

道路・橋梁等の構造物についても余震等による倒壊等の二次災害を防止するための措置を講ずる必要がある。

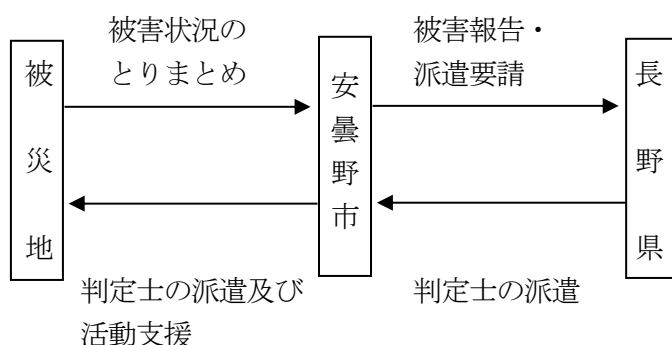
(2) 実施計画

[建築物関係]

ア 【市が実施する対策】(都市建設部)

- (ア) 被災地において、危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備する。
 - a 危険度判定士の派遣要請
 - b 危険度判定を要する建築物や敷地又は地区の選定
 - c 市内の被災地域への派遣手段の確保
 - d 危険度判定士との連絡手段の確保
- (イ) 市長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や敷地について立入禁止等の措置をとる。

応急危険度判定士の派遣要請の流れ



イ 【県が実施する対策】（建設部）

災害時において、被災建築物の余震等による倒壊等の危険から県民を守るため、被災地に危険度判定士を派遣する。

また、建築技術者等の派遣等により、積極的に市町村の活動を支援するものとする。

ウ 【建築物や敷地の所有者等が実施する対策】

危険度判定士により、危険度を判定された建築物や敷地の所有者等は、判定結果に基づき必要な措置を講ずる。

[道路及び橋梁関係]

ア 【市が実施する対策】（都市建設部、農林部）

行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行う。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 林道の重要施設については、管理者である市町村に協力し、状況に応じて速やかに応急点検を実施する。（林務部）

(イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。（建設部、警察本部、道路公社）

(ウ) パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。（建設部、警察本部、道路公社）

(エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報（以下「道路情報等」という。）について、ビーコン、ETC 2.0、道路情報板、路側放送インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。（建設部、警察本部、道路公社）

(オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。

また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。（建設部、警察本部、道路公社）

ウ 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において自転車やバイク等の多様な移動手段の活用により速やかにパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活用等により情報収集を行う。
- (イ) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。
- (ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報（以下「道路情報等」という。）について、ビーコン、ETC2.0、道路情報板、路側放送インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。
- (エ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

[危険物関係]

地震の発生後、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

[火薬関係]

火薬類取扱施設は、地震による直接的被害よりも地震後の火災による火薬類の誘爆等の二次災害の危険性が高い。

このため、地震災害時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

[高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設等は、地震後の火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対して被害を与えるおそれがある。

被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

[液化石油ガス関係]

地震発生後の二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

[毒物劇物関係]

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置をとる。県は事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア 【市及び松本広域消防局が実施する対策】（市民生活部、松本広域消防局）

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

松本広域連合長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、市の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

- (イ) 災害発生時等における連絡
危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。
 - (ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導
危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導する。
- イ 【県が実施する対策】
- (ア) 緊急時における指示及び応援要請（危機管理部）
危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。（本章第7節「消防・水防活動」参照）
 - (イ) 避難誘導措置等（警察本部）
関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。
また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。
- ウ 【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】
- (ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等
危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止する。
 - (イ) 危険物施設の緊急点検
危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。
 - (ウ) 危険物施設における災害防止措置
危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。
 - (エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等
 - a 応急措置
危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。
 - b 関係機関への通報
危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。
 - (オ) 相互応援体制の整備
必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。
 - (カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置
消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

[火薬関係]

ア 【市及び松本広域消防局が実施する対策】（市民生活部、総務部、松本広域消防局）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立ち入りを禁止する。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 知事は、災害防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取扱施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時使用停止を命ずる。

(イ) 下記のウの(ア)から(イ)までの応急対策について、火薬類取扱施設の管理者等に対して指導徹底を図る。（商工労働部）

(ウ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。

さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う。（警察本部）

ウ 【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

(ア) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置する。

搬出が危険な場合又は搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈める。

(イ) 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓を目塗土等で完全に密閉し、木部は防火措置を講じ、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受けるおそれのある地域は総て立入禁止の措置を講じ、危険区域内の住民を避難させる。

[高圧ガス関係]

ア 【市が実施する対策】（総務部、市民生活部）

(ア) 関係機関と連携して、危険区域周辺の災害防止にかかわる広報を実施する。

(イ) 警戒区域及び消防警戒区域を設定し、区域内住民の避難、誘導を実施する。

イ 【県が実施する対策】（商工労働部）

下記のウの(ア)から(イ)までの応急対策について、高圧ガス製造事業者等に対して指導徹底を図る。

ウ 【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】

(ア) 高圧ガス関係事業所においては以下の応急対策を実施する。

a 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施する。

b 施設の保安責任者は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察官及び消防機関に通報する。

c 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとる。

d 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。

e 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移す。特に浸水により容器が流出しないよう必要な措置をとる。

f 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努める。

- g 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図る。
- h 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。
- (イ) 高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施する。
 - a 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにする。
 - b 輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の住民等を安全な場所に退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させる。
 - c 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。

[液化石油ガス関係]

ア 【市が実施する対策】(市民生活部、総務部、松本広域消防局)

周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。

イ 【県が実施する対策】(商工労働部)

地震発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施するよう、(社)長野県エルピーガス協会に要請する。

ウ 【(社)長野県エルピーガス協会が実施する対策】

地震発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施する。

エ 【液化石油ガス販売事業者等が実施する対策】

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置を講ずる。

[毒物劇物関係]

ア 【市が実施する対策】(市民生活部、総務部、上下水道部)

(ア) 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。

(イ) 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者、井戸水使用者に対する通報を行う。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する対策(健康福祉部)

a 地震発生時に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。

b 応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。

c 応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。

(イ) 緊急時における指示及び応援要請(健康福祉部)

毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。

(ウ) 避難誘導措置等(警察本部)

関係機関と連携して、危険区域住民の避難誘導措置を実施するとともに、危険区域内への人、車両の立入を禁止する。

ウ 【関係機関が実施する対策】(毒物劇物営業者及び業務上取扱者)

(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努める。

(イ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去

等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止する。

(ウ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

a 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健福祉事務所、警察署又は消防機関へ連絡する。

b 従業員及び周辺地域住民に対する措置

保健福祉事務所、警察署、消防機関及び市町村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

3 河川施設の二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生後の洪水又は余震等により河川施設等に二次的な災害の発生が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(都市建設部)

(ア) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。

(イ) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。

(ウ) 災害防止のため応急工事を実施する。

(エ) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

(オ) 必要に応じて水防活動を実施する。

イ 【県が実施する対策】(建設部)

(ア) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。

(イ) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。

(ウ) 災害防止のため応急工事を実施する。

ウ 【関係機関が実施する対策】(地方整備局)

(ア) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。

(イ) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。

(ウ) 災害防止のため応急工事を実施する。

エ 【ダム管理者が実施する対策】

(ア) あらかじめ定めた規模以上の地震が発生した場合は、速やかにダム施設の臨時点検を実施する。

(イ) 臨時点検の結果、漏水、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとる。

(ウ) この際、各ダムの操作規則等の規定により関係機関及び一般住民への連絡及び警報等を行う。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から県民を守るための措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(都市建設部、農林部、総務部)

緊急点検結果の情報に基づき、避難勧告等の必要な措置をとる。

イ 【県が実施する対策】(建設部)

(ア) 緊急点検マニュアルにより土砂災害危険箇所及び施設の点検を実施する。

(イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。

(ウ) 防災アドバイザー制度を活用する。

(エ) 緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について関係者・関係機関に情報提供を行う。また、必要に応じ応急活動を実施する。

(オ) 県と長野地方気象台と共同で発表する土砂災害警戒情報について、降雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施する。

ウ 【関係機関が実施する対策】(長野地方気象台)

長野地方気象台が発表する大雨警報等について、降雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施する。

第33節 ため池災害応急活動

第1 基本方針

地震発生に伴うため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

第2 主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。

第3 活動の内容

1 基本方針

あらかじめ定めた規模の地震が発生した場合には、対象となるため池について速やかに緊急点検を実施する。

ため池が決壊した場合、もしくは決壊の恐れが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等について把握するとともに、応急工事を実施する。

2 実施計画

(1) 【市が実施する対策】（農林部、総務部）

ア 地震発生後の緊急点検の結果及び被害が生じた場合の状況は、速やかに県及び関係機関へ報告する。

イ 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。

ウ 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施する。

(2) 【県が実施する対策】（農政部）

ア 地震発生後の緊急点検の結果を速やかに把握し、国へ報告する。

イ ため池が決壊した場合等においては、速やかに被害状況について情報を入手し、応急工事が早急に行えるよう市町村及び関係機関に協力する。

(3) 【関係機関が実施する対策】

ア 管理団体において、地震発生後にため池の緊急点検を実施し、結果を速やかに市へ報告する。

イ 地震の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊の恐れが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。

ウ 市が実施する応急対策について協力する。

第34節 農林水産物災害応急活動

第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

第3 活動の内容

1 農水産物災害応急対策

(1) 基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、市、県及び農業団体等が協力して行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（農林部）

(ア) 農業改良普及センター、農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を松本地域振興局に報告する。

(イ) 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底する。

イ 【県が実施する対策】（農政部）

(ア) 県及び地域振興局は、市町村、農業団体等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行う。

(イ) 被害の状況に応じ、県又は現地機関において農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を作成し、農業改良普及センター、病害虫防除所等を通じて、指導の徹底を図る。

(ウ) 家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のため、家畜保健衛生所、水産試験場において、被災農家等の状況把握・検査の実施及び消毒等の指導を行う。

(エ) 被災地における家畜への飼料供給を確保するため、国・市町村及び関係団体との調整を行う。

(オ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を支援する。

ウ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 市等と連携を取り、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努める。

(イ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

エ 【住民が実施する対策】

- (ア) 市等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止対策を実施する。
- (イ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（農林部）

被害状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

イ 【県が実施する対策】（林務部）

被害状況を調査し、関係機関と連携をとりながら迅速な復旧に向けて技術指導など必要な措置をとる。

ウ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講ずるとともに、二次災害のおそれがある場合には、下流域等の関係市町村及び関係機関と連携を図りその防止に努める。

（中部森林管理局）

- (イ) 市と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに市、県に報告するとともに応急復旧措置をとる。

エ 【住民が実施する対策】

市等が行う被害状況調査や応急復旧に協力する。

第35節 文教活動

第1 基本方針

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下、この節において「学校」という）は多くの幼児及び児童生徒（以下、この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害発生時には児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、市及び県は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置を行う。

また、保育園においても、学校等と同様な措置を講ずる必要があるため、応急保育を実施する。

第2 主な活動

- 1 児童生徒等に対する安全な避難誘導、保護者への引き渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与、授業料減免、就学援助

第3 活動の内容

1 児童生徒等に対する避難誘導

(1) 基本方針

学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（教育部）

学校長等は地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで、安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。（教育部）

(ア) 第一次避難場所への避難誘導

- a 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。
- b 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。

(イ) 第二次避難場所への避難誘導

- a 第一次避難場所が危険になった場合は、市長の指定する避難場所施設等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童生徒等を誘導する。
- b 保護者にはあらかじめ第二次避難場所を周知しておくとともに、学校等に連絡員を残すか、避難先を掲示する。
- c 第二次避難場所に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたるとともに、避難状況を県教育委員会（以下「県教委」という）、市及び関係機関に報告又は連絡する。

(ウ) 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護

- a 児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。

- b 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
- c 災害の状況及び児童生徒等の状況により帰宅させることが困難な場合は、学校等又は避難所において保護する。

イ 【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

(ア) 県立の学校において、学校長は地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで、安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

a 第一次避難場所への避難誘導

- (a) 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。
- (b) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。

b 第二次避難場所への避難誘導

- (a) 第一次避難場所が危険になった場合は、市町村長の指定する避難場所施設等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童生徒等を誘導する。
- (b) 保護者にはあらかじめ第二次避難場所を周知しておくとともに、学校に連絡員を残すか、避難先を掲示する。
- (c) 第二次避難場所に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたるとともに、避難状況を県教育委員会（以下「県教委」という）、当該市町村及び関係機関に報告又は連絡する。

c 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護

- (a) 児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。
- (b) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
- (c) 災害の状況及び児童生徒等の状況により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

(イ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（教育部）

県（教育委員会）が実施する対策の例に準じて、市の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行う。

(ア) 県教委の指導及び支援を得て、市教育部は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策を講ずる。

- a 学校施設・設備の確保
 - (a) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
 - (b) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。
- b 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校等がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える体制を整える。
- c 学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、（財）長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。
- (イ) 学校長等は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。
 - a 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、市教委及び関係機関へ報告又は連絡する。
 - b 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、市教委と連絡をとり、その確保に努める。
 - c 教育活動
 - (a) 災害の状況に応じ、市教委と連絡の上、臨時休業等適切な措置を講ずる。
この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
 - (b) 被災した児童生徒等を学校等に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。
 - (c) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。
 - (d) 授業の再開時には、市及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。
 - d 児童生徒等の健康管理
 - (a) 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。
 - (b) 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。
 - e 教育施設・設備の確保
 - (a) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置を行う。
 - (b) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
 - (c) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図り、授業の実施に

努める。

f 学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、市教育部と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

イ 【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

(ア) 県教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について県立学校及び市町村教育委員会を指導及び支援する。

a 県立学校施設・設備の確保

(a) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

(b) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

b 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

c 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

(イ) 県立の学校において、学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

a 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、県教委、当該市町村、及び関係機関へ報告又は連絡する。

b 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、県教委と連絡をとり、その確保に努める。

c 教育活動

(a) 災害の状況に応じ、県教委と連絡の上、臨時休業等適切な措置を講ずる。

この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(b) 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

(c) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

(d) 授業の再開時には、当該市町村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

d 児童生徒等の健康管理

(a) 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

- (b) 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。
- e 教育施設・設備の確保
 - (a) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置を行う。
 - (b) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
 - (c) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。
- f 学校給食の確保
 - (a) 学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、県教委と連絡をとり、必要な措置を講ずる。
また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など被災者対策に可能な限り協力する。
- (ウ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。

3 教科書の供給及び授業料の減免等

(1) 基本方針

市及び県は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や、授業料の減免等の措置を実施する。

(2) 実施計画

ア 教科書の供与

(ア) 【市が実施する対策】(教育部)

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。市における調達が困難な時は、教育事務所を經由して県教委に調達の斡旋を依頼する。

(イ) 【県が実施する対策】(総務部、県民文化部、教育委員会)

国公立学校及び私立学校における教科書の必要数量を把握して、県立学校に対する配分及び、必要に応じ市町村立、国立及び私立学校の教科書調達のための斡旋を教科書供給所と協力して行う。

イ 授業料の減免

(ア) 【県が実施する対策】(総務部、県民文化部、教育委員会)

県立高等学校長は、被災により授業料を納付することが困難な生徒に対し、減免の措置をとる。

(イ) 県は、被災により授業料を納付することが困難な者に対して学校法人が授業料を減免した場合、当該学校法人の申請に基づき補助を行う。

ウ 就学援助

(ア) 【市が実施する対策】(教育部)

市教育委員会は、被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

(イ) 【県が実施する対策】(教育委員会)

県教委は、必要に応じて学校長からの報告に基づき、特別支援学校就学奨励費支弁区分の変更を行い、被災した児童生徒等の就学を援助する。

第4 応急保育

1 【市が実施する対策】(福祉部)

(1) 事前措置

ア 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、認定こども園長に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、園児の保護者への引き渡し等の適切な措置を指示する。

イ 認定こども園長は、認定こども園の立地条件等を考慮した上で、災害時の応急計画を樹立するとともに、応急保育の実施方法等についての的確な計画を立てる。

(2) 災害発生直後の体制

ア 認定こども園長は、状況に応じ適切な緊急避難の措置を講ずる。

イ 認定こども園長は、災害の規模、園児、職員、施設設備等の被害状況を把握し、速やかに福祉部長を通じて本部長に報告する。

ウ 勤務時間外に災害が発生したときは、所定の職員は、所属の認定こども園に参集し、市が行う災害応急・復旧対策に協力し、応急保育の実施及び認定こども園の管理等のために必要な体制を確立する。

エ 認定こども園長は、準備した応急保育計画に基づき、臨時の編成を行う等、災害の状況に対応して、速やかに調整を図り応急保育の早期実施に努めるとともに、決定事項については、迅速に園児及び保護者に周知する。

オ 福祉部長は、認定こども園長に対して迅速に適切な緊急対策に関する指示を行うとともに、所轄の認定こども園ごとに分担を定め、情報及び指令の伝達についての万全を期する。併せて、認定こども園の衛生管理指導、施設の緊急使用等の応急・復旧対策実施の総括にあたる。

(3) 応急保育の実施

ア 認定こども園長は、職員を掌握して保護者の罹災状況を把握し、保育園の整理を行い、福祉部と連携し、復旧体制の確立に努める。

イ 福祉部長は、情報、指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、認定こども園長は、その指示事項の徹底を図る。

ウ 応急保育計画に基づき、受入可能な園児は、認定こども園において保育する。また、罹災により通園できない園児については、地域ごとに実情を把握するように努める。

(4) 保育料等の減免処理

保育料等の減免処理については、応急復旧対策終了後に行う。その間の通園等の支援については従来通りの方法で実施するが、被災により著しく困難になったものについては、関係機関と連絡の上速やかに処置する。

被災園児等が相当数に達し、それらの保育料等の減免処理が必要と認められる場合は、それぞれの関係機関が協議の上処置する。

第 36 節 飼養動物の保護対策

⇒ 風水害対策編 第 3 章 第 37 節参照

第 37 節 ボランティア活動の受入れ体制

⇒ 風水害対策編 第 3 章 第 38 節参照

第 38 節 義援物資及び義援金の受入れ体制

⇒ 風水害対策編 第 3 章 第 39 節参照

第 39 節 災害救助法の適用

⇒ 風水害対策編 第 3 章 第 40 節参照

第 40 節 観光地の災害応急対策

⇒ 風水害対策編 第 3 章 第 41 節参照

地震災害対策編

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

⇒ 風水害対策編 第4章 第1節参照

第2節 迅速な原状復旧の進め方

⇒ 風水害対策編 第4章 第2節参照

第3節 計画的な復興

⇒ 風水害対策編 第4章 第3節参照

第4節 資金計画

⇒ 風水害対策編 第4章 第4節参照

第5節 被災者等の生活再建等の支援

⇒ 風水害対策編 第4章 第5節参照

第6節 被災中小企業等の復興

⇒ 風水害対策編 第4章 第6節参照

第7節 被災した観光地の復興

⇒ 風水害対策編 第4章 第7節参照

地震災害対策編

第5章 東海地震等に関する事前対策活動

第1節 総則

第1 計画の目的

東海地震に係わる地震防災対策地域に指定されている地域では、大規模地震対策特別措置法第6条第1項の規定に基づき、東海地震に関する情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき対策を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることとされている。しかし、当市は同法に基づく対象地域には指定されていないが、強化地域と隣接していることから、当市においても同様の地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

警戒宣言が発せられる前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備的行動を実施する。

第3 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

地震対策編第1章第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。

第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制

第1 市の体制

1 東海地震に関連する情報時の体制

東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が伝達されたとき、または東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、第3章第2節「非常参集職員の活動」に基づき配備体制をとり次の業務を行う。

- (1) 地震予知情報等の収集及び防災対応等に関する広報
- (2) 地震災害警戒本部設置の準備
- (3) 地震防災応急対策の準備、また、
 - ア 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
 - イ 地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認
 - ウ 管理している施設の緊急点検
 - エ 公立学校の児童、生徒の引渡し等の安全確保対策

2 警戒宣言発令時の体制

警戒宣言が発せられたときは、「市地震災害警戒本部」を設置し、地域防災計画の定めるところにより、次の業務を行う。

- (1) 地震予知情報等の収集及び住民、防災関係機関等への伝達
- (2) 自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の状況の収集及び県への報告
- (3) 市内における防災対策の実施

第2 県の体制

1 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、県はその情報の内容に応じ必要な活動体制をとる。

(1) 東海地震に関連する情報等の種別と活動体制

情報の種別	活動体制	業務内容
東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地震観測体制	○ 東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達
東海地震注意情報 （東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合）	東海地震注意体制	○ 東海地震注意情報の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○ 地震災害警戒本部設置の準備 ○ 地震防災応急対策の準備 ・ 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 ・ 地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・ 管理している施設の緊急点検 ・ 必要により県立学校の児童、生徒の引渡し等の安全確保対策

警戒宣言及び東海地震予知情報	東海地震警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震災害警戒本部の設置 ○ 地震予知情報等の収集及び伝達 ○ 地震防災応急対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村、防災関係機関等の地震応急対策状況の収集及び国への報告 ・ 県内における地震応急対策の総合調整及び推進
----------------	----------	---

※ 「東海地震に関連する情報等」とは「警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容その他これに関する情報」をいう。

(2) 地震災害警戒本部の設置

警戒宣言が発せられたときは、大規模地震対策特別措置法第 16 条に基づき、長野県地震災害警戒本部を設置する。

ア 本部の組織

長野県地震災害警戒本部条例及び同規定に定めるところによる。

イ 本部の位置及び活動

(ア) 地震災害警戒本部は原則として、県庁西庁舎防災センターの災害対策本部室に置く。

(イ) 地震災害警戒本部は、大規模地震対策特別措置法第 17 条第 7 項、長野県地震防災強化計画の地震防災応急計画に係る措置及び長野県震災対策応急計画の応急対策に係る事項を行う。

2 東海地震発生のおそれがなくなった旨の情報が発表された時並びに警戒宣言が解除された時、または他の体制に移行したときは、活動体制を解除する。

3 職員は、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震注意情報、警戒宣言の発令に接したときは、動員命令を待つことなく、自己判断により定められた場所に参集する。

第3 防災関係機関の体制

1 東海地震に関連する情報時の体制

各機関は、東海地震観測情報、東海地震注意情報が伝達されたとき、または東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、その所掌業務について、各機関の防災業務計画に基づき警戒宣言の発令に備えて準備を行う。

- (1) 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
- (2) 地震防災応急対策上必要な資機材等の確認
- (3) 管理している施設の緊急点検

2 警戒宣言時の体制

各機関は、活動体制等について各機関の防災業務計画にあらかじめ定めておく。また、その所掌事務について発災時に備えての準備を行う。

第3節 情報収集伝達計画

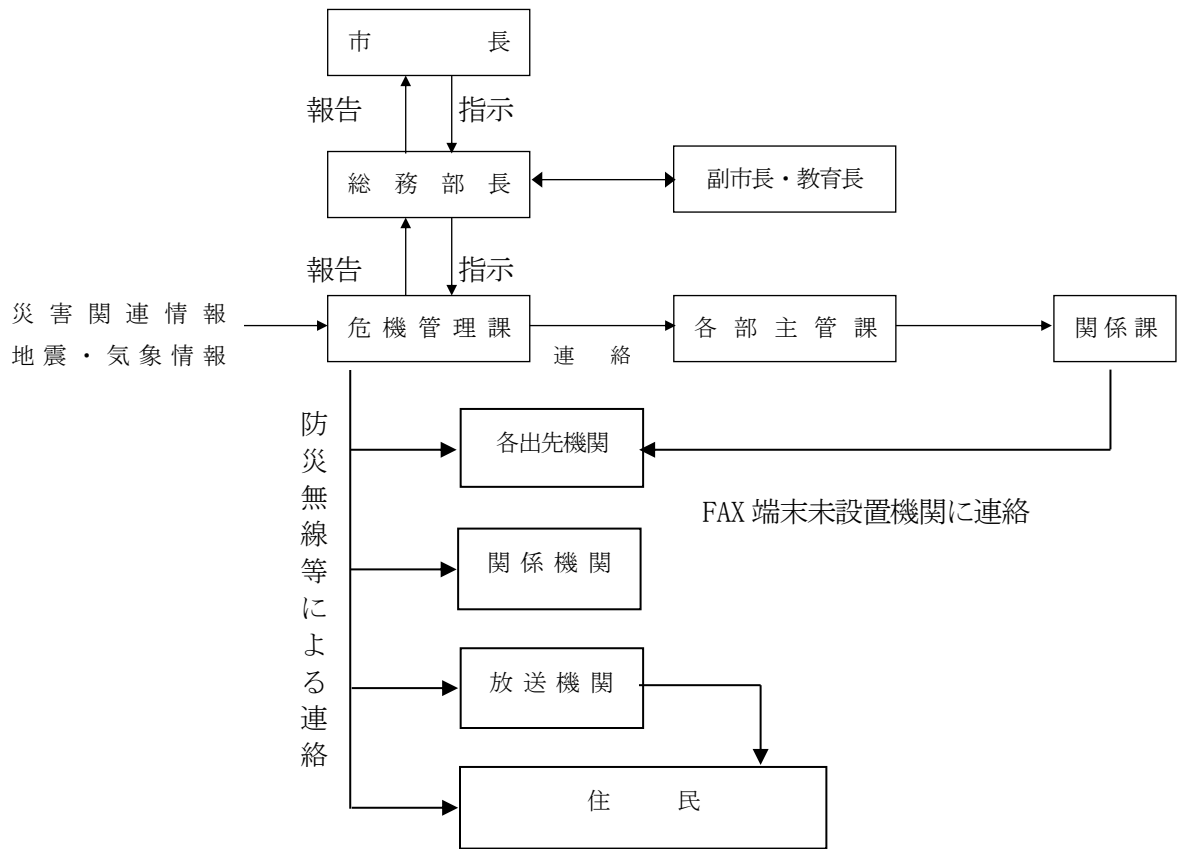
第1 地震予知に関する情報等の伝達

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達については、次により迅速かつ的確に行う。

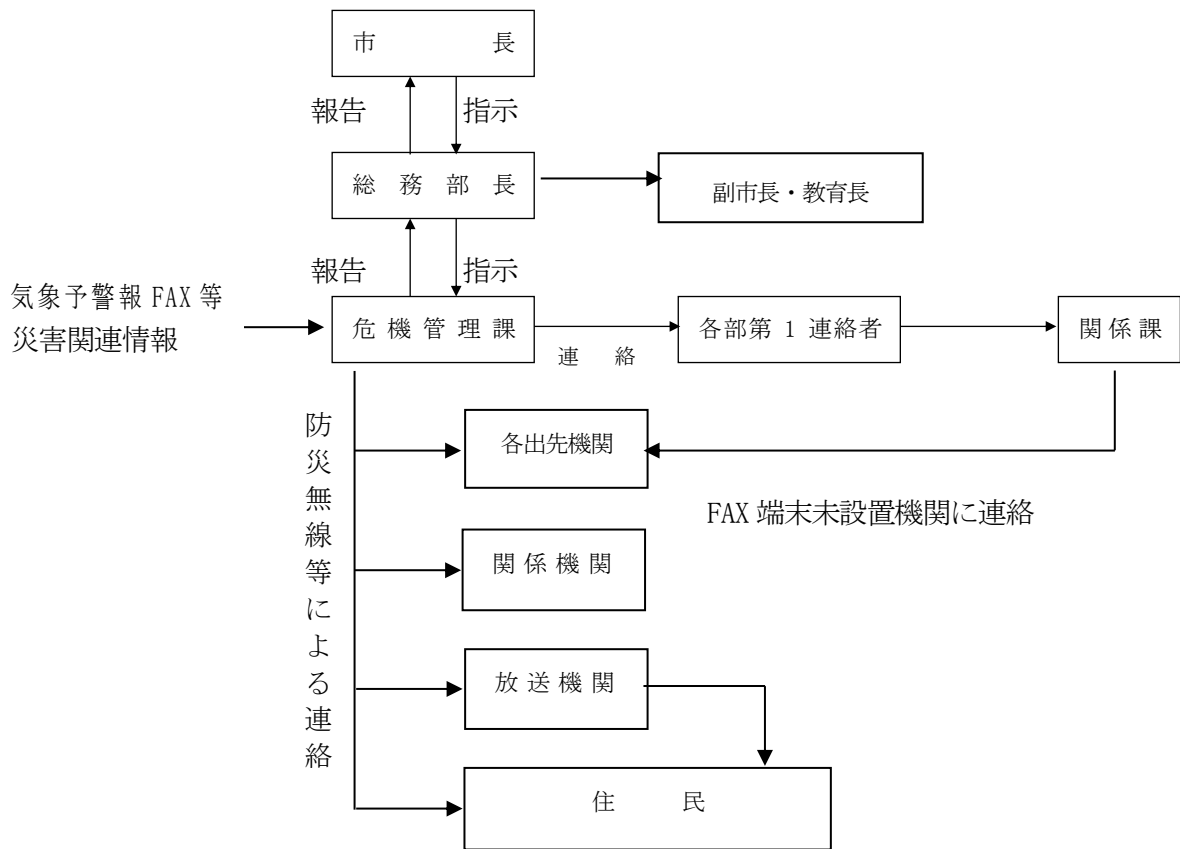
1 東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報

(1) 伝達系統図

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



(2) 勤務時間内の伝達要領

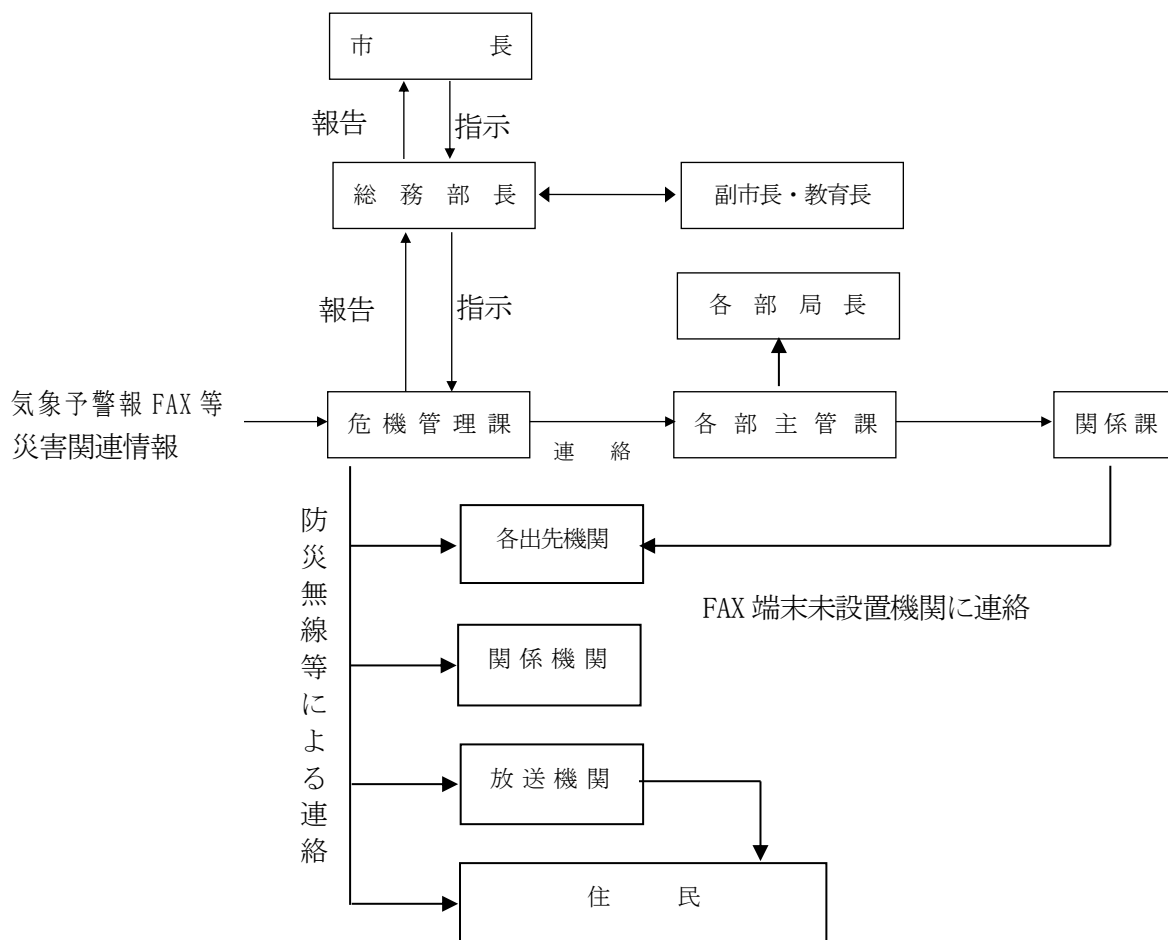
- ア 勤務時間内に、県等から東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した危機管理課長は、直ちに系統図に従い市長まで報告する。
- イ 庁内職員に対する伝達は、放送設備による一斉庁内放送により行う。

(3) 勤務時間外、休日の伝達要領

- ア 勤務時間外及び休日に、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した職員は、直ちにこの旨を危機管理課長へ報告する。
- イ 報告を受けた危機管理課長は、系統図に従い市長まで報告し、必要な指示を受け、各部局主管課に伝達する。
- ウ 危機管理課職員及び各部局主管課職員は、速やかに登庁し、情報収集等にあたる。

2 警戒宣言

(1) 伝達系統図



(2) 伝達要領

ア 警戒宣言は、内閣総理大臣が報道機関を通じて発するので、それにより覚知する。

なお発する前に、警戒宣言を発することについて閣議決定がなされた旨の通知を危機管理課長が受理した場合は、市長の指示により伝達系統図に準じて伝達する。

イ 警戒宣言後、警戒宣言文及び地震予知情報等の通知を受理した危機管理課長は、直ちに系統図に従い市長へ報告するとともに、指示に基づき、一斉庁内放送により庁内に伝達するとともに、防災行政無線等を活用し関係機関へも伝達する。

【参考】「東海地震に関連する情報」の発表基準

情報名称	情報の発表基準等
東海地震予知情報	<p>【発表基準】</p> <p>東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合 (3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等)</p>
東海地震注意情報	<p>【発表基準】</p> <p>観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合 (2箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まったと「判定会」が判断した場合等)</p>
東海地震に関連する調査情報(臨時)	<p>【発表基準】</p> <p>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合 (1箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等)</p>
東海地震に関連する調査情報(定例)	<p>【発表基準】</p> <p>毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合</p>

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第2 応急対策実施状況等の収集伝達

県、市町村、防災関係機関は、相互に連絡をとり、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合及び警戒宣言後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行う。

第4節 広報計画

第1 基本方針

地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震予知情報等などに対応する広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施する。

なお、住民に対しても、的確な広報を行い、冷静かつ適切な対応を促すよう努める。

第2 活動の内容

1 東海地震注意情報受理時の広報

(1) 【市及び県が実施する計画】(総務部、政策部)

市及び県は、東海地震注意情報が伝達された場合は、次により広報を行う。

ア 広報内容

(ア) 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関する情報の内容

(イ) 関係機関の対応状況など住民が行動を的確に判断するための事項

(ウ) 強化地域内への不要不急の旅行の自粛等、住民等が留意すべき事項

(エ) その他必要な事項

イ 報道機関との応援協力関係

東海地震注意情報を受理した場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて住民等に呼びかける。

2 警戒本部設置時の広報

(1) 【市及び県が実施する計画】(市：全部局)

市及び県は、警戒本部が設置された場合は、県等から情報を得て、次により広報を行う。

ア 広報内容

(ア) 警戒宣言及び地震予知情報等

(イ) 主な交通機関運行状況及び道路交通状況

(ウ) 車両運転の自粛と運転者のとるべき処置

(エ) ライフラインに関する情報

(オ) 地域内外の生活関連情報

(カ) 事業者等がとるべき措置

(キ) 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ

(ク) 家庭において実施すべき事項

(ケ) 自主防災組織に対する防災活動

(コ) 犯罪予防等のために住民がとるべき措置

(サ) 金融機関等が講じた措置に関する情報

(シ) その他必要な事項

イ 広報手段

報道機関の協力を得てテレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、ヘリコプター、広報車、インターネット等により実施する。

また、防災無線、同報無線等を活用するほか、状況に応じて自主防災組織の協力を得て、住民に周知する。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、外国語による表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

ウ 問い合わせ窓口

住民等の問い合わせに対応できるよう、警戒本部に問い合わせ窓口等の体制を整える。

エ 報道機関との応援協力関係

知事は、警戒宣言が発せられた場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて直接住民等に呼びかける。

(3) 【防災関係機関が実施する計画】

ア 放送機関

臨時ニュース、特別番組等により迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、協定に基づく報道要請があったときは適正な放送を行う。

イ 電力供給機関

報道機関、広報車等を通じ、発災時に備えての電気の安全措置等に関する広報を行う。

ウ ガス供給機関

報道機関、広報車等を通じ、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時ガスに関する安全喚起について広報を行う。

エ NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)

報道機関、広報車等を通じ、通信の疎通状況、利用制限措置等について住民に周知する。

オ JR会社

報道機関及び停留所等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について住民に周知する。

カ 路線バス会社

報道機関及び停留所等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について住民に周知する。

キ 道路管理者

報道機関、道路情報提供装置等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨等について住民に周知する。

ク 水道管理者

報道機関、広報車等を通じ、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について住民に周知する。

ケ その他の防災関係機関

状況に応じ、適時適切な広報活動を行う。

第5節 避難活動等

第1 基本方針

東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、また、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置をとる。

その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍住民、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導にあたっては、特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずる。

また、避難勧告、避難指示の対象となるがけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）における避難は、徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（以下「車両避難対象地区」という。）については、必要最小限の車両避難についても検討するなど避難活動の実効性を確保する。

なお、避難対象地区以外の住民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所で行動する。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておく。

第2 活動の内容

1 避難の勧告又は指示

(1) 【市が実施する計画】（全部局）

ア 避難対象地区は、おおむね次の基準によりあらかじめ市長が定める地区とする。

- (ア) がけ地、山崩れ崩落危険地区
- (イ) 崩落危険のあるため池等の下流地域
- (ウ) その他市長が危険と認める地域

イ 避難対象地区の住民等に地域防災無線、インターネット、広報車等の手段を活用し、地区の範囲、避難場所、避難路及び勧告又は指示の伝達方法等について十分徹底を図る。

ウ 警戒宣言が発せられたとき、市長は、避難対象地区に避難の勧告又は指示を行い、また、必要と認められる地域に危険防止のための警戒区域の設定を行う。

また、市長は、自主防災組織、住民及び関係者に対し、次の事項について指導を行う。

- (ア) 防災用品、非常持出し品及び食料の準備
- (イ) 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- (ウ) 避難場所の点検及び収容準備
- (エ) 避難者の安全管理
- (オ) 負傷者の救護準備
- (カ) 避難行動要支援者の避難救護

(2) 【県が実施する計画】

ア 地震防災対策強化地域の市町村に対し、避難勧告、避難指示の実施に関する連絡調整及び助言を行う。（危機管理部）

イ 警察署は、地元市町村と緊密な連携を図り、市町村が行う避難に関する広報、伝達等の活動に協力する。（警察本部）

ウ 警察官は、警戒宣言が発せられた場合は、大震法第25条に基づき、避難に伴う混雑等において危険な事態が発声するおそれがあると認めるときは、危険事態発生防止のため、次の事項を実施することができる。

- (ア) 危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対する必要な警告又は指示
 - (イ) (ア)の場合において特に必要な場合における危険な場所への立ち入りの禁止若しくはその場所からの退去
 - (ウ) (ア)の場合において特に必要な場合における危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置
- エ 市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求のあったときは、警察官は大震法第26条で準用する災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。
- オ 次の事項について市町村に協力する。
- (ア) 県が管理する施設の開放
 - (イ) 県が管理する介護施設等への該当者の収容
 - (ウ) 県が把握する物資等の供給、斡旋
 - (エ) 給水資機材の配備

(3) 【住民が実施する計画】

平常時から避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を確認しておく等地震発生に備えて万全を期するよう努め、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区の住民等は、市の指示に従いあらかじめ指定された避難場所に速やかに避難する。

2 車両による避難

(1) 【市が実施する計画】(市民生活部、総務部)

- ア 市は、警察本部、危機管理部と協議のうえ、あらかじめ避難対象地区のうち、必要最小限の車両避難を認める地区について定めておく。
- イ 車両避難対象地区は、山間地等で、避難場所までの距離がおおむね4km以上離れているなど、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とするほか、災害時の交通管理に支障のないよう地域の実態に応じて、警察本部、安曇野警察署と調整しておく。
- ウ 車両避難対象区については、各地域における避難場所の設置等環境の変化に応じて、その都度必要な検討・見直しを行う。
- エ 車両を避難に活用する場合は、対象車両、対象人員を確実に把握しておくとともに、対象車両数や避難場所の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておく。
- オ 災害時には、直ちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行うよう周知を図る。

(2) 【県が実施する計画】

市町村が、最小必要限の車両による避難を行う地域について、その実情を把握し、必要な連絡調整を行う。

なお、市町村から事前に車両避難対象地域について協議があった場合、警察本部及び危機管理部において、基本的事項についての確認を行い、管轄の警察署において、災害時における交通管理に支障が発生する可能性の有無や避難路における交通障害発生のおそれの有無等、具体的事項について精査・調整を行う。

(3) 【住民が実施する計画】

車両による避難を実施する場合は、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を心掛けるとともに、発災時の停車又は避難場所における駐車にあたっては、緊急通行車両等の走行を妨げないように配慮する。

3 屋内避難

(1) 【市が実施する計画】(市民生活部、福祉部)

ア 警戒宣言が発せられた場合の避難は、屋外を原則とするが、避難対象地区内の住民のうち、高齢者、傷病者、幼児等の要配慮者で在宅の者及びその介護等に必要な付添者については、避難施設の設定が可能な場合は、必要に応じて屋内避難の対象とする。

イ 公立小中学校等の公共施設の中から、屋内避難が可能な施設を選定するとともに、避難対象地域内の屋内避難の対象とすべき者の概数をあらかじめ把握しておく。

ウ 屋内避難が可能な施設の収容力が、屋内避難対象者に対して不足している場合は、避難対象地区以外の知人・親戚宅への避難も含め要配慮者に配慮した対策を講ずる。

(2) 【県が実施する計画】

ア 市町村が、屋内施設を選定する際にその実情を把握し、必要な調整及び助言を行う。

イ 県は、屋内避難に適する県有施設の活用について市町村に協力する。

4 要配慮者利用施設における避難対策

(1) 【市が実施する計画】(福祉部)

避難対象地域内要配慮者利用施設の有無を確認し、これらの施設が所在している場合は、下記事項に留意しつつ避難方法等を調整しておく。

- ・ 警戒宣言等が発せられた場合の迅速な情報伝達
- ・ 徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法
- ・ 屋内避難指針に適合した施設、知人・親戚宅等の避難先

(2) 【県が実施する計画】

県は、避難対象区域内の要配慮者利用施設について状況を把握するとともに、避難対策等について市町村へ助言を行う。

(3) 【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】

要配慮者利用施設の管理者は、市町村と調整の上、それぞれの施設の耐震性等を十分考慮して、その利用実態、宿日直者等の有無等に応じて下記事項について定めておく。また、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、利用者・入所者等の安全確保のために必要な対策を講ずる。

- ・ 夜間・休日を含めた連絡体制
- ・ 避難行動要支援者の避難方法、使用車両等
- ・ 利用者・入所者の態様に応じた避難先

5 避難活動

(1) 【市が実施する計画】(市民生活部、総務部)

ア 避難の状況、避難所の設置、避難者の数、必要な救助、保護の内容等について状況を把握す

るとともに、県へ報告する。

イ 避難所の設置及び運営については、次により行う。

(ア) 避難所の生活が円滑に行えるように、必要に応じて、仮設トイレ、寝具、テント等必要な物品の調達・備品等について定めておく。

また、避難生活の維持にあたっては、自主防災組織の協力を得る。

(イ) 避難所で避難生活をする者は、避難勧告、避難指示を受けた者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。

なお、帰宅困難者、滞留旅客の保護のため、帰宅支援等必要な支援を講ずる。

(ウ) 設置場所は、計画に基づく危険のない場所とする。

(エ) 避難所の設置期間は、警戒宣言が発せられてから解除されるまで又は地震発生に伴う避難所が設置されるまでの間とする。

(オ) 避難所の運営は、自主防災組織の協力を得て行う。

(カ) 避難所には、運営のため必要な職員を派遣するとともに、必要により、安全の確保と秩序維持のため、警察官の配置を要請する。

(2) 【県が実施する計画】

ア 避難生活維持のための食料、生活必需品等の調整等について、市町村からの要請に基づき、調達、提供及び斡旋について協力する。

イ 県は、交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対して市町村が実施する避難誘導、保護等の活動が円滑に行われるように協力するとともに、必要に応じて市町村間の調整等を行う。

ウ 警察は、市町村と連携し、避難誘導の措置等について協力する。また、避難所及び避難後の地域の治安維持のためのパトロールを行う。

(3) 【住民が実施する計画】

住民及び自主防災組織は、避難及び避難場所の運営に関し市に積極的に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活をおくるように努める。

第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画

第1 基本方針

警戒宣言時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主防災活動により確保するものとし、市及び県は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋するほか、物資流通の円滑化に配慮する。

なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、緊急物資の調達及び斡旋等を円滑に実施するため、利用可能な備蓄物資量の確認、調達可能量の把握等の準備を行う。また、地震発生時の飲料水確保について、市及び県は必要な措置をとる。

第2 活動の内容

1 食料及び生活必需品の確保

(1) 【市が実施する計画】(福祉部、商工観光部、総務部)

ア 緊急避難等で非常持出しができなかった住民等に緊急物資の供給の必要が生じたときの物資の調達又は斡旋を行う。

イ 平常時から緊急物資の在庫状況を把握しておくとともに、必要に応じて物資等の供給協定の締結を行う。

ウ 県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請を行う。

エ 市は、避難対象地区以外において住民が、食料等生活必需品を確保し、日常生活の維持が可能となるよう、小規模小売店等に対し、営業の継続を要請する。

また、上記の要請が可能となるよう、市内における主要な店舗等と警戒宣言時における安全性を確保しながらの営業のあり方について協議しておく。

オ 生活必需品等の備蓄について、住民に対して周知する。

カ 物資拠点の開設準備を行う。

(2) 【県が実施する計画】(危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部)

ア 市町村の要請に基づき、協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、長野県商店街振興組合連合会、諏訪市卸商業協同組合、長野県化粧品日用品卸組合、長野県商店会連合会、長野県石油商業組合、(一社)長野県LPガス協会、長野県生活協同組合連合会、長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部と連携して物資の調達を図る。

この場合の調達先は、県と緊急物資の供給協定を締結した物資保有者を中心として、広く各業界に協力を求める。

イ 緊急物資の在庫状況や関係業界からの調達状況を勘案し、国に対して調達又はその準備措置を要請する。

ウ 緊急物資の円滑な流通のため、適切な広報を行うとともに、必要により物資の保有者等に対し、収容命令や保管命令を発する。

エ 広域物資拠点の開設準備を行う。

(3) 【関係機関が実施する計画】(農林水産省)

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第11に基づき知事又は市町村長からの要

請を受けて、緊急売却の措置を講ずる。

(4) 【住民が実施する計画】

住民は、避難対象地区の内外を問わず、平常時から、食料等生活必需品の備蓄に努める。

住民は、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行うものとするが、パニックに陥って買いだめ等に走ることなく、冷静に行動する。

2 飲料水の確保計画

(1) 【市が実施する計画】(上下水道部)

ア 住民に対して貯水の励行に関する広報を徹底する。

イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応急給水活動の準備を行う。

ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。

エ 応急復旧体制の準備を行う。

オ 物資拠点の開設準備を行う。

(2) 【県が実施する計画】

ア 県民に対して貯水の励行に関する広報を行う。

イ 市町村が実施する飲料水確保について助言を行う。

ウ 広域的な応援体制を確立する。

エ 水道用水供給施設については、飲料水を確保するための必要な措置を講ずる。

オ 県所有の浄水機を強化地域内に集中し、応急給水体制を確立する。

カ 広域的物資拠点の開設準備を行う。

(3) 【住民が実施する計画】

飲料水及び生活用水を、可能な範囲で貯水する。

第7節 医療救護及び保健衛生活動計画

第1 基本方針

市及び県は、地震発生に備え、関係機関との連携を密にして、医療救護及び保健衛生活動体制を確立する。

なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するための準備的措置を最大限に行う。

第2 活動の内容

1 医療救護体制の確立

地震防災対策強化地域を中心とする地震発生時の人的被害に備え、支援体制を含め、医療救護体制の準備を整える。

(1) 【市が実施する計画】(保健医療部)

- ア 災害時の医療救護活動に関する協定及び災害医療救護マニュアル等に基づき、医師会等に対し、救護班の出動準備を要請する。
- イ 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県または関係機関に対して供給の要請を行う。
- ウ 救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材等を配備し、受入体制を整える。
- エ 傷病者の搬送準備をする。
- オ 住民に対し、救護所及び応急救護に携わる指定医療機関の周知を図る。

(2) 【県が実施する計画】

- ア 市町村、日赤長野県支部、医師会等に対して救護活動の準備を要請するとともに、県立医療機関での医療救護活動の準備を整える。
- イ 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医科機器販売業協会に対し、備蓄医薬品等の緊急配分の準備を指示する。
- ウ 強化地域以外の医療関係機関を含め、救護班派遣可能数及び搬送患者受入可能数を把握する。
- エ 強化地域内の医療搬送拠点の確保を図る。

(3) 【関係機関が実施する計画】

ア 日本赤十字社(長野県支部)

日本赤十字社長野県支部長は、救護資機材等の装備の確認を行い、医療救護班の出動に備える。

県から協力要請があったとき、又は支部長が必要と認めたときは、救護班等を派遣する。

イ (社)長野県医師会、郡市医師会

市町村又は県から協力要請があったとき、又は医師会長が必要と認めたときは、救護班等を派遣する。

ウ 災害拠点病院

発災に備えて、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。

エ 国立病院、大学病院

県から協力要請があったとき、又は病院長が必要と認めたときは、救護班を派遣する。

オ 長野県医薬品卸協同組合、長野県医科機器販売業協会

県から緊急配分について要請があった場合は、備蓄医薬品等の指定場所への速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図る。

カ (社) 県薬剤師会

県から要請があったときは、薬剤師班を派遣する。

2 保健衛生体制の確立

市及び県は、地震発生に備えて体制を確立するとともに応急用資機材を準備し、住民は、自己完結の努力をする。

(1) 【市が実施する計画】(市民生活部、保健医療部)

し尿処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について、資機材を準備する。

(2) 【県が実施する計画】

保健衛生活動全般の連絡調整を行うとともに、保健福祉事務所等の出動準備を整える。

(3) 【住民が実施する計画】

し尿処理、ごみ処理等の自家処理に必要な器具を準備し、可能な限り自己完結する。

第8節 児童生徒等の保護活動計画

第1 基本方針

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園（以下、この節において「学校」という。）においては、平常時から地震予知情報等が発せられた時の対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言前に提供される情報の内容、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、保護者等と密接な連携を図り、幼児及び児童生徒（以下、この節において「児童生徒等」という。）の安全確保を最優先とした対策を講ずる。

なお、学校においては、地域の特性や学校の置かれた状況等を踏まえ、児童生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別、学校施設の避難場所及び避難所指定等の実態に即した計画の策定や対策を実施する。

第2 活動の内容

1 【市及び私立学校が実施する計画】（市：教育部）

県（教育委員会）が実施する計画の例に準じて、適切な対策を行う。

2 【県が実施する計画】

県立の学校は、児童生徒等が在校中に警戒宣言が発せられた場合、授業又は学校行事を直ちに中止し、原則として休校とする。また、児童生徒等が在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、登校又登園はしない。

なお、遠距離通学・通園などの事情により警戒宣言発令後に対策を講じたのでは児童生徒の安全確保ができないと予想される場合、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った時点で、必要により授業等を中止し、児童生徒等の帰宅や保護者の引渡し等の安全確保対策をとることができる。

- (1) 児童生徒等の安全確保に十分留意し、必要に応じ、教職員が引率してその集団下校や直接保護者への引渡しを行う。
- (2) 児童生徒等については帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用通学者、避難対象地区内在住者等で、帰宅、引渡しが困難と考えられる場合は、市町村が設置した避難場所又は学校で保護する。この場合、事前に保護者と打合せのうえ、個々についての対応の仕方を確認しておく。
- (3) 保護にあたっては不安、動揺を与えないよう配慮するものとし、保護する児童生徒の氏名、人数を確実に把握し、当該市町村警戒本部及び県教育委員会へ報告する。
- (4) 保護した児童生徒等の生活に必要な主要食料、水、生活必需品等の確保については、当該市町村警戒本部と協議のうえ、対策を講ずる。
- (5) 警戒宣言が登下校中に発せられた場合に備え、児童生徒に対し、以下の事項を徹底しておく。
 - ア ブロック塀、橋、がけ下等の危険箇所から離れる。
 - イ 学校か自宅か近い方に急いで避難することを原則する。
 - ウ 交通機関利用者については、その場の指揮者（乗務員、添乗員、車掌等）の指示により行動し、勝手な行動はとらない。

第9節 消防・救急救助対策等

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、市及び松本広域消防局は、市地域防災計画及び松本広域連合消防計画に基づき、平常時の業務を停止又は縮小し、消防・救急救助対策活動を実施する。

また、県は東海地震応急活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備活動を実施する。

第2 活動の内容

1 【市が実施する計画】（総務部）

- (1) 地域防災無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立する。
- (2) 警察庁、防衛省及び消防庁の応援部隊を受入れるため、あらかじめ定めた活動拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。
- (3) 火災防除のため、現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図る。
- (4) 火災発生の防止、初期消火活動について住民等への広報を行う。
- (5) 自主防災組織、自衛消防隊等の消防防災活動に対する指導を実施する。
- (6) 消防団、自主防災組織の協力を得て、消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に配慮した資機材等の確認を行う。

2 【松本広域消防局が実施する計画】

- (1) 地震予知情報等の収集と伝達体制を確立する。
- (2) 地震に備えての消防部隊の編成強化を行う。
- (3) 資機材及び救急資機材を確保する。
- (4) 迅速な救急救助のための体制確保
- (5) 出火防止、初期消火等の広報を行う。
- (6) 施設、事業所等に対し、応急計画の実施を指示する。

3 【県が実施する計画】

- (1) 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、消火薬剤・資機材、救急救助資機材等県が保有する物質、資機材の点検、初動準備を行うとともに、市町村、各防災関係機関の消防対策用資機材の保有状況及び緊急応急対策要員の参集状況を確認する。
- (2) 警察庁、防衛庁及び消防庁の応援部隊を受入れるため、あらかじめ定めた活動拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。
- (3) 迅速な救急救助のため体制を確保する。
- (4) 警戒宣言が発せられた場合、報道機関の協力を得て、住民等に対し、火気使用の自粛、消火の準備等火災の発生防止、初期消火などについて広報を行う。

第10節 警備対策

第1 基本方針

警戒本部は、警戒宣言が発せられた場合、犯罪及び混乱防止等に関して、主に次の事項を実施する。

第2 活動の内容

【県が実施する計画】

1 正確な情報収集及び伝達

警備対策を迅速・的確に推進するため、各種情報を積極的に収集するとともに住民に対して積極的な広報活動を行う。

2 不法事案等の予防及び取締り

悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、組織犯等生活に密着した犯罪の予防、取締りを重点的に行う。

3 避難地域、警戒区域、重要施設等の警戒

避難地域、重要施設等のパトロールの強化、避難所等の巡回を行い、各種犯罪・事故の未然防止を図り、住民等の不安の軽減に努める。

4 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防止活動に対する指導

民間防犯活動が的確に行われるよう地域の防犯団体や警備業者等の指導及び連携を積極的に行う。

第11節 防災関係機関の講ずる措置

第1 基本方針

防災関係機関は、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとり、東海地震注意情報が発表された場合は、相当の職員の参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図る。

また、防災関係機関は、東海地震注意報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、又は警戒宣言が発せられた場合は、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

第2 活動の内容

1 電力会社

- (1) 地震災害警戒本部を設置する。
- (2) 電力設備の特別巡視点検を実施し、通信網の確保、要員、資機材の確保を図るとともに、その輸送ルート確立する。
- (3) 社員一人一人が、迅速・的確な行動をとれるよう、個々の行動、役割を記載したカードを全社員が携帯する。
- (4) 訪問者、見学者等の安全避難を図るとともに、テレビ、ラジオ等を通じて利用者に対する具体的な安全措置についての広報を行う。

2 通信（東日本電信電話(株)長野支店、(株)NTTドコモ長野支店、KDDI(株)、ソフトバンク(株)）

- (1) 地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置するとともに、復旧体制を確立する。
- (2) 重要通信を確保するため、通信の疎通状況の監視を強化し、必要により通話規制等の利用制限措置をとる。
- (3) 通信の途絶を防止するため、災害対策機器の試験・点検を行う。
- (4) 通信の疎通状況・利用制限措置等について利用者への広報を行う。
- (5) 警戒宣言発令後、災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等の運用開始に向けた準備を行うとともに、ふくそうが発生した場合は、速やかに運用を開始する。なお、注意情報等発出後においても、同様とする。

3 ガス（ガス業者）

- (1) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、非常体制を確立する。
- (2) 工事中のガス工作物については、安全措置を講じて直ちに中止する。
- (3) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。
- (4) 利用者に対し、テレビ、ラジオ、広報車等を通じて、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。
- (5) 警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を確保する。

4 金融機関

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から、民間金融機関における窓口業務は停止する。
但し、預金取扱金融機関においては、普通預金の払戻業務以外の業務は停止し、その後の、店頭顧客の混雑等の状況を的確に把握し、混乱を起こさないように窓口における払戻業務も停止する。
- (2) 預金取扱金融機関においては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機（ＡＴＭ）等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に支障をきたさないような措置をとる。
- (3) 営業停止等を周知させるため、ポスターの店頭掲示、新聞やインターネット等を活用して広報を行う。

※ 「民間金融機関」とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合等の預金を取扱う機関をいう。

5 日本郵便(株)信越支社

- (1) 日本郵便(株)信越支社は非常災害対策本部を設置し、発災に備えて災害応急体制及び復旧体制等を整える。
- (2) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局における業務の取扱を停止する。
- (3) 日本郵便(株)信越支社は警戒宣言に伴う郵便の業務運営について、報道機関等を通じて広報活動を行う。
- (4) 強化地域内に所在する郵便局において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他の必要事項を局前等に掲示する。
- (1) 警戒宣言が解除された場合は、遅滞なく平常どおりの業務を行う。

第12節 売り惜しみ・買い占め等の防止

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、悪質商法や、売り惜しみや買い占め等による物価の高騰等を防ぎ、必要物資の安定供給のための措置が必要である。

第2 活動の内容

1 【市及び県が実施する計画】（市：市民生活部）

- (1) 売り惜しみ買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう諸費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (4) 売り惜しみ買い占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (5) 管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。また、警察本部等は、警戒宣言に便乗した悪質商法事犯の取り締まりや広報啓発活動を行う。

2 【住民が実施する計画】

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

第13節 交通対策

第1 基本方針

警戒宣言時には、交通の混乱と交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の避難の円滑と緊急輸送路を確保するため、次に定めるところにより交通の規制等を実施する。

また、鉄道の運行停止に伴う滞留旅客等に対応するための措置を講ずる。

なお、県、公安委員会、道路管理者は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。

第2 活動の内容

1 道路に関する事項

(1) 【市が実施する計画】（総務部、市民生活部、商工観光部）

ア 関係業者と連携した滞留旅客対策を行う。

イ 警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。

(2) 【県が実施する計画】

ア 強化地域内での一般車両の走行は極力抑制する。

イ 強化地域への一般車両の流入は極力制限する。

ウ 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

エ 避難経路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。

オ 高速自動車国道については、一般車両の県内への流通を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジからの流通を制限する。

カ 警察庁指定の広域交通規制対象道路については、必要な交通規制、迂回誘導、自動車利用の要請等を行う。

キ 自動車運転者の執るべき措置の指導

平常時から関係機関と連携して、自動車運転者に対し、次の事項の周知徹底を図る。

○警戒宣言が発せられた場合における措置

走行中のとき	① 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。 ② 車両を置いて避難する時は、できる限り路外に停車すること。やむを得ず道路に置いて避難する時は、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアロックしない。
避難するとき	第5節2において市が定める「車両避難を認める地区」を除いては、避難のために車両を使用しない。

(3) 【東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)が実施する計画】

東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)は、その防災業務計画に定めるところにより、警戒宣言時の対策を実施する。

(4) 【路線バス会社が実施する計画】

- ア 主要バスターミナル、営業所及び車両等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達する。
- イ 警戒宣言の情報を入手したときは、車両の運行を中止し、安全な場所に停車し、旅客に避難場所を教示する。児童・生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとる。

2 鉄道に関する事項

(1) 【市が実施する計画】(商工観光部)

関係事業者と連携した滞留旅客対策を行う。

(2) 【県が実施する計画】

県は、規制の結果生じる滞留旅客等の保護のために行う市町村等の活動について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整を行う。

(3) 【JR会社が実施する計画】

ア 東海旅客鉄道株

(ア) 東海地震注意情報発表時の対応

- a 東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときは、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転計画を案内する。
- b 東海地震注意情報が発表された後、列車の運転取扱いは次のとおり実施する。
 - ・ 旅客列車は運転を継続する。ただし、長距離夜行列車については、強化地域への侵入を禁止する。
 - ・ 貨物列車は強化地域への進入を禁止する。

(イ) 警戒宣言発令時の対応

- a 警戒宣言が発せられたときは、旅客等にその情報を伝達するとともに、あらかじめ定めた方法及び内容により列車の運行状況について案内する。
- b 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。
- c 警戒宣言発令後、列車の運転取扱いは次のとおり実施する。
 - ・ 強化地域内への進入を禁止する。
 - ・ 強化地域内を運転中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。
 - ・ 長距離夜行列車、貨物列車については、強化地域への侵入禁止を継続する。
 - ・ 強化地域外においては、坂下駅以北で折り返し可能な駅(南木曾駅)以北の運転を必要に応じ速度を制限して可能は限り確保する。

イ 東日本旅客鉄道株

(ア) 東海地震注意情報発表時の対応

- a 東海地震注意情報が発表された場合は、旅客等に対して、警戒宣言時に列車の運転を中止すること等状況を説明し、旅行の中止をしようとする。
なお、強化地域の境界付近を内方に向かって運転中の列車の旅客に対しては、状況により最寄りの駅で強化地域外へ向う列車に移乗することを案内する。
- b 東海地震注意情報が発表された場合は、次のとおり列車の運転規制手配を行う。

- ・ 強化地域内を運転中、又は強化地域内へ侵入する予定の貨物列車等については、原則として最寄りの貨物駅に抑止を行うが、強化地域外への進出が可能と判断される場合には運転を継続する。
- ・ 強化地域内を旅行目的としない旅客を主に輸送する列車（夜行寝台列車等）は、原則として強化地域内への入り込みを規制する。
なお、強化地域内を運転中の旅客列車は、原則としてそのまま運送を継続する。
- ・ 強化地域及び隣接する地域においては、帰宅困難者や滞留旅客軽減のため必要により輸送力の増強を実施する。

(イ) 警戒宣言発令時の対応

- a 警戒宣言が発せられた場合は、あらかじめ定めた方法により列車の運送状況、旅客の待機状況等を適宜報道機関に発表する。
- b 駅施設内の旅客及び停車した列車に旅客は、自己責任において行動を希望する者を除き、原則として駅施設内又は列車内に残留させる。
ただし、列車の停車が長期間となった場合、危険が見込まれるとき及び発災後は地方自治体の定める避難地へ旅客を避難させる。
また、旅客に対し必要に応じ食事の斡旋を行う。
- c 警戒宣言が発せられたときの列車の運転規制手配を次のとおり行う。
 - ・ 強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制する。
 - ・ 当該地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車させる。

第14節 緊急輸送

第1 基本方針

警戒宣言時における緊急輸送は、地震防災応急対策上必要な、最小限の範囲で実施するものとし、各機関と協議の上、地震災害警戒本部が必要な調整を行う。

なお、市、県及び関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両及びヘリポート等の確保を図る。

第2 活動の内容

1 緊急輸送の対象

警戒宣言は発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は次のとおりである。

- (1) 地震防災応急対策実施要員
- (2) 地震防災応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材
- (3) その他警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

2 【市が実施する計画】(都市建設部、総務部)

- (2) 市は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両等の確保を図る。
- (3) 市は、必要に応じて、震災対策編第3章第4節「ヘリコプターの運用計画」により、ヘリコプターの出動を要請する。

3 【県が実施する計画】

(1) 交通規制等

ア 県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法第24条に基づき地震防災応急対策に従事する者若しくは地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。

イ 交通規制課は、隣接県との事前協定に基づいて関係隣接県警察の交通規制を要請する。

ウ 交通規制等に当たって必要がある場合は、あらかじめ締結した協定に基づき、(一社)長野県警備業協会に協力を求める。

(2) 輸送手段の確保

ア 市町村からの要請等に基づき、震災対策編第3章第4節「ヘリコプターの運用計画」により、迅速な運用を図る。

イ 県庁内各部局と連絡調整し、それぞれが管理する車両の中から、長野県地震災害警戒本部員の活動に必要な車両を確保する。

ウ 緊急輸送を実施するため必要に応じて(公社)長野県トラック協会及び赤帽長野県軽自動車運送協同組合に対して「緊急・救援輸送に関する協定書」等に基づき応援を要請する。

(3) 物資輸送拠点の確保

県は、緊急輸送を円滑に推進するため、市町村と協議の上、必要な物資輸送拠点の指定等準備を行う。

4 【関係機関が実施する計画】

各関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両等の確保を図る。

5 【緊急通行車両の確保】

地震防災応急対策の円滑な実施のため必要がある場合は、震災対策編第3章第9節「緊急輸送活動」第3の4「緊急通行車両確認事務」に準じ、緊急通行車両の確認を行う。

第15節 他機関に対する応援の要請

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、各機関は地震防災応急対策上の必要に応じて、法令やあらかじめ締結した協定等に基づき、応援を要請する。

第2 活動の内容

1 協定等に基づく応援要請等の準備

(1) 【市が実施する計画】(総務部、松本広域消防局)

ア 災害が発生し、他の市町村等からの協定に基づく応援を受け入れることとなった場合に備え、要請可能な内容の確認、受援体制を確保するよう努める。

イ 松本広域消防局は、災害が発生し、他の市町村からの緊急消防援助隊の応援を受け入れることとなった場合に備え、消防庁及び代表消防本部等と連絡体制を確保し、受援体制を確保するよう努める。

(2) 【県が実施する計画】

ア 県は、災害が発生し、他の都道府県等からの協定に基づく応援を受け入れることとなった場合に備え、要請可能な内容の確認、受援体制を確保するよう努める。

イ 県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊の応援を受け入れることとなった場合に備え、消防庁及び代表消防本部等と連絡体制を確保し、受援体制を確保するよう努める。なお、県は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、市町村及び関係機関と連携して、東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備を行う。

2 自衛隊に対する地震防災派遣の要請

(1) 【市が実施する計画】(総務部)

市長は、必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣を要請する。

ア 派遣を要請する事由

イ 派遣を要請する期間

ウ 派遣を希望する区域

エ その他参考となるべき事項

(2) 【県が実施する計画】

ア 知事(地震災害警戒本部長)は、必要があるときは、国の地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)(内閣総理大臣)に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣を要請する。

(ア) 派遣を要請する事由

(イ) 派遣を要請する期間

(ウ) 派遣を希望する区域

(エ) その他参考となるべき事項

イ また、地震防災派遣を要請する場合は、これに先立って、陸上自衛隊第13普通科連隊に、地震防災派遣を要請する予定である旨、また要請内容について明らかにし、事前準備を依頼する。
連絡先は、震災対策編第3章第5節「自衛隊災害派遣活動」のとおり。(時間内は第三科、時間外は駐屯地当直司令)

第16節 事業所等対策計画

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、各事業所は、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。

なお、強化地域外の事業所等や一定規模以下の施設及び事業所にあっても、警戒宣言時の対応措置をあらかじめ定めておく。

これらの事業所等においては、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、建物等の耐震性や立地条件、営業や利用状況などを判断して、警戒宣言時の地震防災応急対策を円滑に実施する。

第2 活動の内容

1 【事業所が実施する計画】

(1) 施設内の防災体制の確立

- ア 防災責任者などを中心にして、地震災害を未然に防止し、又は軽減するための体制を確立する。
- イ 地震予知情報等必要な情報を正確に入手し、顧客や従業員等に迅速かつ正確に伝達し、避難誘導や安全確保のための措置を講ずる。
- ウ あらかじめ定められた分担に従って地震防災応急対策を実施する。

(2) 応急保安措置の実施

防災体制を整える。

- ア 火気使用を自粛する。
- イ 落下物による被害等防災上の点検を行い必要があれば、応急修理を実施する。
- ウ 消火器具等の消防施設を点検し、出火に備える。
なお、夜間、休日等時間外に警戒宣言が発せられた時は、地震防災応急計画に基づいて、直ちに出勤し、あらかじめ定めてある応急対策を行う。

2 【従業員の帰宅措置】

従業員等においては、応急保安措置を講じた後は、保安要員を残し避難を開始する。この場合、従業員数、道路交通状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路にかかる状況を確認したうえで、相互協力し時差退社させる。

ただし、帰宅にあたっては、徒歩又は自転車によるものとし、原則として自家用車による帰宅はしない。

なお、強化地域内では、鉄道、バス等の運行が停止されるので、帰宅方法等について適切な措置を講じておく。

その他災害 対策編

原子力災害対策編

火山災害対策編

雪害対策編

航空災害対策編

道路災害対策編

鉄道災害対策編

危険物等災害対策編

大規模な火事対策編

林野火災対策編

原子力災害対策編

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、市、県、防災関係機関、原子力事業者及び住民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的とする。

第2 用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等による放射線障害の防止等に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- 2 「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第1号に規定する被害をいう。
- 3 「原子力事業者」とは、原災法第2条第3号に規定する事業者をいう。
- 4 「原子力事業所」とは、原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- 5 「特定事象」とは、原災法第10条第1項に規定する政令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。
- 6 「原子力緊急事態」とは、原災法第2条第2号に規定する事態をいう。
- 7 「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、児童、乳幼児、妊産婦等のうち、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。

第3 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき安曇野市防災会議が作成する「安曇野市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定める。

第4 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていく。

第5 計画の対象とする災害

市内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね半径5Km）」及び「緊急防護措置を準備する区域（原子力事業所からおおむね半径30Km圏内）」にも本市の地域は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が緊急防護措置を準備する区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

第2節 防災の基本方針

近隣の原子力事業所所在県、原子力事業所等からの情報収集、住民等への連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に対応した防災対策を講ずる。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意を持って必要な措置を講ずる。

4 防災関係機関

指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市及び県が特に原子力災害対策として処理すべき事務又は業務

- (1) 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。
- (2) 原子力事業所所在県（以下「所在県」という。）及び本県に隣接する県（以下「隣接県」という。）との連携に関すること。（県）
- (3) 原子力事業者、原子力防災専門官との連携に関すること。（県）
- (4) 自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請に関すること。（県）
- (5) 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。
- (6) 環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）等に関すること。
- (7) 健康被害の防止に関すること。
- (8) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。
- (9) 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。
- (10) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。
- (11) 汚染物質の除去等に関すること。
- (12) その他原子力防災に関すること。

2 原子力事業者（東京電力ホールディングス株式会社、中部電力(株)等）

- (1) 原子力施設の防災管理に関すること。
- (2) 従業員等に対する教育、訓練に関すること。
- (3) 関係機関に対する情報の提供に関すること。
- (4) 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。
- (5) 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。
- (6) 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。
- (7) 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。
- (8) 汚染物質の除去に関すること。

第2章 災害に対する備え

放射性物質の拡散、放射線の影響に対する第3章に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。

なお、モニタリング等に関しては、本県原子力災害時における環境放射線等のモニタリングに必要な体制等に関する「原子力災害発生時における長野県放射線モニタリング基本指針」を定め、今後、本指針に基づく実施要領等を整備する。

また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

第1 モニタリング等

災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを実施する。県は、「長野県地域防災計画原子力災害対策編に係る空間放射線モニタリング等実施要領」に基づき対応する。（市：市民生活部、県：環境部）

第2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

- 1 市は、広域的な避難に備えて他の市町村と指定避難所の相互提供等についての協議を行うほか、市外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。
- 2 市は、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建家を退避所又は指定避難所とするよう努める。（市：総務部、福祉部）

第3 健康被害の防止

- 1 市及び県は、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。
- 2 市及び県は、は、放射性物質の拡散の有無を空間放射線量を測定を実施し、その測定結果を公式ホームページ等で公表する。（市：市民環境部、保健医療部、県：健康福祉部）

第4 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、市、県及び原子力事業者は、住民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。（市：関係部局、県：危機管理部、関係部局）

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- 2 原子力災害とその特殊性に関すること。
- 3 放射線防護に関すること。
- 4 市等が講ずる対策の内容に関すること。
- 5 屋内退避、避難に関すること。
- 6 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること。

第5 原子力防災に関する訓練の実施

市及び県は、必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する。（市：総務部、県：危機管理部）

第6 研修会等への参加

市は、国及び県の主催する研修会等へ参加するように努める。(市：総務部、市民生活部)

第3章 災害応急対策

第1節 基本方針

放射性物質の拡散又は放射線の影響から、住民の生命・身体・財産を保護するため、市、県、防災関係機関はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。

なお、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

第2節 情報の収集・連絡活動

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 本市に比較的近い新潟県、静岡県等に立地する原子力発電所で警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。以下同じ。）又は全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。以下同じ。）が発生した場合、市は、県、国、所在県、隣接県及び原子力事業者に対し情報の提供を求め、又は必要に応じて所在県、オフサイトセンター等に職員を派遣するなど自ら情報収集活動を実施し、事故の状況、その他市内への影響を把握する。

また、収集した情報は、必要に応じて防災関係機関、住民に周知する。（市：総務部、県：危機管理部、環境部）

2 警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。（市：総務部、県：危機管理部）

3 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内の地域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、市は県と調整し、必要に応じて原子力災害合同対策協議会へ県職員と一緒に職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策について協議する。（市：総務部、県：危機管理部）

4 市は、県と連携を密にして情報の把握に努める。（市：総務部、県：危機管理部、環境部）

5 東京電力ホールディングス株式会社及び中部電力株式会社は、それぞれ県とあらかじめ定めた通報連絡事項が発生した場合は、速やかに県へ通報連絡を行う。また、県は他の原子力事業者との通報連絡体制の整備に努める。（県：危機管理部）

第2 通信手段の確保

- 1 市及び県は、必要に応じ情報連絡のための通信手段を確保する。(市：総務部、県：危機管理部、警察本部)
- 2 市及び県は、必要に応じ電気通信事業者に対して市、県、防災関係機関等の重要通信の確保を要請する。県より重要通信の確保の要請を受けた電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。(市：総務部、県：危機管理部)

第3節 活動体制

第1 市の活動体制

- 1 警戒本部の設置（総務部、関係部局）
 - (1) 設置基準
市長は、次に掲げる場合、警戒本部を設置し、事故に関する情報収集及び情報提供を行う。
ア 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲におよび、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。
イ その他市長が必要と認めたとき。
 - (2) 組織
本部長：副市長、副本部長：本部長の指定する者、本部員：関係部局長等
 - (3) 所管事務
指示の徹底及び各部局の情報交換・対応の調整等を行う。
 - (4) 警戒本部の廃止
概ね次の基準による。
ア 災害対策本部が設置されたとき。
イ 市長が市内において屋内退避又は避難のおそれがなくなると認めたとき。
- 2 災害対策本部の設置（総務部、関係部局）
 - (1) 設置基準
市長は、次に掲げる状況になった場合、災害対策本部を設置する。
ア 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲におよび、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき。
イ その他市長が必要と認めたとき。
 - (2) 組織
安曇野市長野県災害対策本部条例に定めるところによる。
 - (3) 所管事務
安曇野市地域防災計画地震災害対策編第3章第2節に定める分掌事務による。
 - (4) 災害対策本部の廃止
概ね次の基準による。
ア 市内において屋内退避又は避難の必要がなくなるとき。
イ 市長が、原子力災害に関する対策の必要がなくなると認めたとき。

第2 県の活動体制

1 警戒本部の設置（危機管理部）

(1) 設置基準

知事は、次に掲げる場合、警戒本部を設置し、事故に関する情報収集及び情報提供を行う。

ア 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲におよび、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。

イ その他知事が必要と認めたとき。

(2) 組織

本部長：副知事、副本部長：本部長の指定する者、本部員：関係部局長等

(3) 所管事務

指示の徹底及び各部局の情報交換・対応の調整等を行う。

(4) 警戒本部の廃止

概ね次の基準による。

ア 災害対策本部が設置されたとき。

イ 知事が県内において屋内退避又は避難のおそれがなくなると認めたとき。

2 災害対策本部の設置（危機管理部）

(1) 設置基準

知事は、次に掲げる状況になった場合、災害対策本部を設置する。

ア 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき。

イ その他知事が必要と認めたとき。

(2) 組織

長野県災害対策本部条例及び同規程に定めるところによる。

本部長：知事、副本部長：副知事、本部員：全部局長、教育長、県警本部長等

(3) 所管事務

長野県災害対策本部規程別表第1に定める事務及び本計画に定める事務を行う。

(4) 災害対策本部の廃止

概ね次の基準による。

ア 県内において屋内退避又は避難の必要がなくなったとき。

イ 知事が、原子力災害に関する対策の必要がなくなると認めたとき。

第3 国の職員及び専門家等の派遣要請（県：危機管理部）

県は、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれがあるとき、必要に応じて安全規制担当省庁に専門家の派遣、又は原子力事業者に連絡窓口のための職員の派遣を要請する。

第4節 モニタリング等

原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるときから、次の対応を行う。

なお、モニタリング等に関しては、本県原子力災害時における環境放射線等のモニタリングに必要な体制等に関する「原子力災害発生時における長野県放射線モニタリング基本指針」を定め、今後、本指針に基づく実施要領等を整備する。

第1 災害時のモニタリング

- 1 県は、国、所在県、原子力事業者等が実施する緊急時モニタリングの結果を収集するとともに、必要に応じて測定箇所、頻度等を増やしてモニタリングを実施する。結果は県ホームページで公表するとともに、関係市町村、防災関係機関に必要な応じ連絡するほか、特に必要な場合は安全規制担当省庁等に連絡する。(県：危機管理部、環境部)
- 2 市は、必要に応じてモニタリングを実施する。また、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。(市：市民生活部)
- 3 長野地方気象台は、災害発生時における風雨等気象状況について、県及び市から要請があった場合、情報提供する。(長野地方気象台)

第2 放射能濃度の測定

- 1 県は、あらかじめ定めた放射能濃度測定の実施体制に基づき、水道水、食品、大気浮遊塵、降下物の測定を重点的に行うとともに、その他の測定を必要に応じて実施し、結果を県ホームページで公表する。(県：関係部局)
- 2 市は、必要に応じて放射能濃度の測定を実施する。また、県が「長野県地域防災計画原子力災害対策編に係る空間放射線モニタリング等実施要領」等に基づき実施する放射能濃度の測定が円滑に行われるよう協力する。(市：市民生活部)
- 3 長野地方気象台は、災害発生時における風雨等気象状況について、県及び市から要請があった場合、情報提供する。(長野地方気象台)

第5節 健康被害防止対策

第1 健康被害防止対策の実施

市及び県は、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。(市：保健医療部、県：健康福祉部)

第2 安定ヨウ素剤の配布 (市：保健医療部)

1 備蓄の目的及び効果

原子力災害が発生した場合、放射性物質として、放射性ヨウ素が放出される可能性がある。放射性ヨウ素は内部被ばくにより人体に悪影響を及ぼす可能性がある。

この内部被ばくに関しては、安定ヨウ素剤を予防的に服用することにより、甲状腺への放射線被ばくを阻止・低減させる効果があるとされているため、安曇野市薬剤師会の協力のもと、あらかじめ安定ヨウ素剤を備蓄している。

なお、安定ヨウ素剤の服用は、甲状腺以外の臓器への内部被ばくや、放射性ヨウ素以外の放射性物質による内部、外部被ばくには防護する効果がないことに留意する。

保管場所

名	称	住	所
安曇野薬剤師会	あづみ野薬局	安曇野市豊科 4270 - 3	Jビル 1 F
安曇野薬剤師会	事務所	安曇野市豊科 4270 - 3	Jビル 2 F

2 保管数量

次のとおり 41 千人分 (40 歳未満・40 歳以上の妊婦) の備蓄を行う。なお、使用期限 (分包 1 年、丸薬 3 年 (製造から)) 以内に更新する。

- (1) ヨウ化カリウム 丸薬 (7 歳以上 40 歳未満の者)
- (2) ヨウ化カリウム 分包 (乳剤と混合) (7 歳未満の者)

3 安定ヨウ素剤の配布

(1) 服用準備

市は、原子力規制庁が策定した「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」及び日本医師会が策定した「安定ヨウ素剤服用ガイドライン」に基づき、原子力事業所における事故等で、全面緊急事態に至り、放射性ヨウ素拡散の危機が高まったと判断される場合には、国・県の指示等ないし市独自の判断に基づき、直ちに服用対象者が安定ヨウ素剤を服用できるための準備を行う。

(2) 服用対象者

40 歳未満の市民全員と妊産婦を対象とする。

ただし、安定ヨウ素剤の成分、またはヨウ素に対して過敏症の既往歴のある住民については服用不適切者と判断する。

また、現在治療中の住民の場合、現に服用している薬剤に加えて安定ヨウ素剤を服用した場合に、併用に伴う健康影響が起こる可能性があることから、以下の薬剤を服用中の住民に対しては医師に相談するよう促すことに努める。

安定ヨウ素剤の服用不適と慎重服用に該当する症状及び治療中の者において相互作用の可能性のある薬剤は主に以下のとおりである。

ア 服用不適と慎重服用に該当する症状

- (ア) ヨウ素過敏症
- (イ) ヨード造影剤過敏症
- (ウ) 甲状腺機能異常症
- (エ) 腎機能障害、先天性筋硬直症、高カリウム血症
- (オ) 低補体血症性蕁麻疹様血管炎、ジューリング疱疹状皮膚炎
- (カ) 肺結核

イ 治療中の者において相互作用の可能性のある薬剤

- (ア) カリウム含有製剤：カリウム補給
- (イ) リチウム製剤：双極性障害
- (ウ) 抗甲状腺薬：甲状腺機能低下症など
- (エ) カリウム貯留性利尿剤：高血圧症
- (オ) ACE阻害剤：高血圧症
- (カ) アンジオテンシンⅡ阻害薬（ARB）：高血圧症
- (キ) 降圧剤（配合剤）：高血圧症

(3) 服用指示

市は、県からの安定ヨウ素剤服用の指示があった場合又は市災害対策本部医務班長が服用の緊急性を認めた場合は、服用対象者へ安定ヨウ素剤を配布し、その服用を指示する。

服用にあたっては、指定避難場所等において、医師、保健師、薬剤師等の立会いのもと配布する。

なお、医師、保健師、薬剤師等の立会いが困難な場合は、服用対象者又は保護者等が服用に同意したうえでの服用も可能とする。

(4) 服用回数

原則として1回とする。

なお、連続服用を考慮しなければならない状況では、避難を優先させるものとする。

(5) 服用量

対 象 者	ヨウ化カリウム量 (一人あたり)	服用量 (一人あたり)
新生児（1か月未満）	16.3m g	1包（0.1g）
生後1か月以上3歳未満の者	32.5m g	1包（0.2g）
3歳以上7歳未満の者	50m g	1包（0.3g）
7歳以上13歳未満の者	50m g	丸薬1丸
13歳以上40歳未満の者	100m g	丸薬2丸
40歳以上の妊婦	100m g	丸薬2丸

第6節 住民等への的確な情報伝達

第1 住民等への情報伝達活動

- 1 市及び県は、住民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。
情報提供及び広報にあたっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や原子力事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。(市：総務部、県：危機管理部、企画振興部)
- 2 県は、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く県内外に向けて提供し、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。(県：危機管理部、企画振興部)

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

市及び県は、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置し、速やかに住民等からの問い合わせに対応する。(市：関係部局、県：関係部局)

第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動

第1 屋内退避及び避難誘導

- 1 市及び県は、市内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に次の方法等で情報を提供する。(市：総務部、教育委員会、県：危機管理部、企画振興部、県民文化部、教育委員会、警察本部)
 - (1) 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道
 - (2) 警察署・交番等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動
 - (3) 松本広域消防局の広報車等による広報活動
 - (4) 防災行政無線や広報車等による広報活動
 - (5) 市・県教育委員会等を通じた小中高等学校への連絡
 - (6) 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動
 - (7) インターネット、ホームページを活用した情報提供
- 2 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置を講ずる。(市：全部局)
 - (1) 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

- (2) 避難誘導にあたっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
- (3) 退避・避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。
- (4) 退避所又は避難所の開設にあたっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。
- (5) 「原子力災害対策指針（最新改定日令和元年7月3日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は下表のとおりである。

基準の概要	初期設定値* ¹	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率* ² ）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物* ³ の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転* ⁴ させるための基準	20 μ Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

- *1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。
- *2 実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- *3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- *4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

第2 広域避難活動

- 1 市は、当市外へ避難を行う必要が生じた場合、他の市町村に対し収容先の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請する。
 県は、必要に応じて避難先及び輸送ルートの調整を行う。（市：総務部、県：危機管理部）
- 2 避難にあたっては、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、県と調整の上、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。（市：総務部、県：危機管理部）
- 3 市は、他の市町村からの避難受入れ要請に基づき避難者を受け入れる場合は、避難所を開設する

とともに必要な災害救助を実施する。(市：総務部、県：危機管理部)

4 JR東日本、バス会社は市、県と連携し、避難者の輸送を行う。

5 自衛隊は、市及び県と協力し、避難者の輸送に関する援助を行う。

第3 屋内退避又は避難を勧告又は指示した区域における交通の規制及び立入制限等の措置

県は、市町村長が屋内退避又は避難を勧告又は指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。(県：危機管理部、警察本部)

第4 屋内退避の解除 (市：総務部、市民生活部)

1 状況の把握

市は、屋内退避の指示を解除する地域を確認するとともに、放射性物質又は放射線の放出状況、今後の予測及び環境などの最新情報、その他屋内退避の解除に係る留意事項などを把握する。

2 屋内退避解除の伝達

市は、屋内退避区域内外の住民、学校、社会福祉施設等避難施設に対して、防災行政無線、広報車等あらゆる広報手段により屋内退避が解除されたことを伝達する。また、災害の状況、今後の予測等必要な情報及び屋内退避解除に係る留意事項を広報するとともに、引き続きテレビ、ラジオ等からの情報に留意するよう周知し、デマ・パニック等社会的な混乱防止に努める。

第8節 緊急輸送活動

第1 緊急輸送活動

1 緊急輸送体制の確立

- (1) 県は、関係市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要に応じて調整を行う。(県：危機管理部)
- (2) 県は、人員、車両等に不足が生じたときは、次表の関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じて隣接県に支援を要請する。(県：危機管理部)

輸送内容	関係機関
モニタリング要員 各種資機材	(公社)長野県トラック協会 警察本部 (緊急輸送路の確保、車両の先導等) 自衛隊
避難住民等	(公社)長野県バス協会 警察本部 (緊急輸送路の確保、車両の先導等) 自衛隊

第2 緊急輸送のための交通路確保

県公安委員会は、緊急輸送のための交通路確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、交通規制を実施するとともに交通情報の提供を行う。

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報、その他警察が保有する手段等により、交通状況の把握に努めるとともに、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関して、適切に対応する。(県：警察本部)

第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等

第1 飲料水・飲食物の摂取制限

- 1 県は、国の指示、要請及び県が実施する災害時モニタリングの結果に基づき、原子力規制委員会及び厚生労働省が示す飲食物摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を関係市町村又は水道事業者に指示又は要請する。(県：環境部、危機管理部)
- 2 市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。(市：保健医療部、農林部、上下水道部)

第2 農林畜水産物の採取及び出荷制限

- 1 県は、国の指示及び要請に基づき、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、関係市町村に指示する。(県：農政部、林務部)
- 2 市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。(市：農林部)

第3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準

対 象	放射性ヨウ素
飲料水	300 ベクレル/キログラム
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル/キログラム

(「原子力災害対策指針（令和元年7月3日）」より)

対 象	放射性セシウム
飲料水	10 ベクレル/キログラム以上
牛乳	50 ベクレル/キログラム以上
一般食品	100 ベクレル/キログラム以上
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム以上

(厚生労働省令及び告示より)

第10節 県外からの避難者の受入れ活動

第1 避難者の受入れ

1 緊急的な一時受入れ

- (1) 県は、県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下「避難元都道府県」という。）と連携し、必要に応じて次の対応を行う。（県：関係部局）
 - ア 県の有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。
なお、受入れにあたっては、要配慮者及びその家族を優先する。
 - イ 市町村に対しその保有する施設を、県の対応に準じて避難所として設置するよう要請する。
- (2) 市は、県に準じた対応を実施するよう努める。（市：総務部）

2 短期的な避難者の受入れ

- (1) 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。（県：関係部局）
 - ア 被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、まず、緊急的な一時受入れと同様に、県又は市町村の施設で対応する。
 - イ アによる受入れが困難な場合、市町村と協議の上、県内の旅館・ホテル等を県が借り上げて、避難所とする。
- (2) 市は、県に準じた対応を実施するよう努める。（市：総務部）

3 中期的な避難者の受入れ

- (1) 県は、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。（県：関係部局）
 - ア 避難者に対しては、県営住宅への受入れを行う。また、市町村営住宅等の受入情報について提供を行う。
 - イ 民間賃貸住宅を県が借り上げ、2年間で限度に応急仮設住宅として提供する。
 - ウ 長期的に本県に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。
- (2) 市は、県に準じた対応を実施するよう努める。（市：総務部）

第2 避難者の生活支援及び情報提供

- 1 市及び県は、避難元都道府県等と連携し、市内に避難を希望する避難者に対して、住まい・生活・医療・教育・介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。（市：関係部局、県：関係部局）
- 2 県は、避難者に関する情報について避難元都道府県を通じて避難元市町村へ情報提供する。（県：関係部局）
- 3 市及び県は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報等を提供するとともに、市及び県からの避難者支援に関する情報を提供する。（市：関係部局、県：関係部局）

第4章 災害からの復旧・復興

市、県、国及び原子力事業者は、相互に連携しながら、必要な復旧・復興対策を講ずる。

第1 放射性物質による汚染の除去等

市及び県は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。また、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者は、環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる。

第2 その他災害後の対応

- 1 市及び県は、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。(市：関係部局、県：関係部局)
- 2 市及び県は、関係機関と協力してモニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。(市：市民生活部、県：環境部)
- 3 市及び県は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。(市：商工観光部、県：関係部局)
- 4 市及び県は、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。(市：保健医療部、県：健康福祉部)

第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応

核燃料物質等の輸送中に係る事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

なお、下記以外の項目については「第2章 災害に対する備え」「第3章 災害応急対策」「第4章 災害からの復旧・復興」を準用する。

第1 原子力事業者及び核燃料物質等の運搬を委託された者の対応

運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

- 1 安全規制担当省庁、警察及び消防機関への迅速な通報
- 2 消火、延焼防止の措置
- 3 核燃料物質の安全な場所への移動、その場所の周辺に縄や標識による関係者以外立ち入りを禁止する措置
- 4 モニタリングの実施
- 5 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
- 6 核燃料物質による汚染の拡大の防止及び除去
- 7 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- 8 その他放射線障害の防止のために必要な措置

第2 警察及び消防機関の対応

- 1 松本広域消防局は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて、消防機関の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。また、市、防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。(松本広域消防局)
- 2 警察は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。また、県等防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。(警察本部)

火山災害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 火山災害に強いまちづくり

第1 基本方針

市は、地域の特性に配慮しつつ、火山災害に強いまちづくりを行う。県内及び近隣には10の活火山があり、比較的当市に近いのは、平成31年3月18日に噴火警戒レベルが導入された乗鞍岳のほか、噴火警戒レベル未導入のアカダナ山である。距離的に爆発、噴火によって、甚大な被害を被る危険性は少ないが、その規模によっては降灰の被害が考えられるため、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとる必要がある。

第2 実施計画

市は、防災の第一次責任を有する基礎的地方公共団体として、火山噴火等にかかわる災害から市の地域、住民並びに一般観光客の生命、身体、財産を保護するため関係機関の協力を得て火山災害対策活動を実施する。特に近年の住宅環境の変化やライフライン等への依存の増大により、災害の及ぼす影響も多様化しており、災害に強いまちづくりが必要となっている。

第3 計画の内容

1 火山災害に強いまちづくり

- (1) 必要に応じ、警戒避難対策の推進、住民等への情報提供等を効果的に行うため、火山災害にも考慮した防災マップ等の整備を推進する。
- (2) 道路情報ネットワークシステム等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。
- (3) 火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。
- (4) 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査するものとする。

2 火山災害に対する建築物の安全性

不特定多数の者が利用する建築物等については、火山災害に対する安全性の確保についても配慮する。

3 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の火山災害に対する安全の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

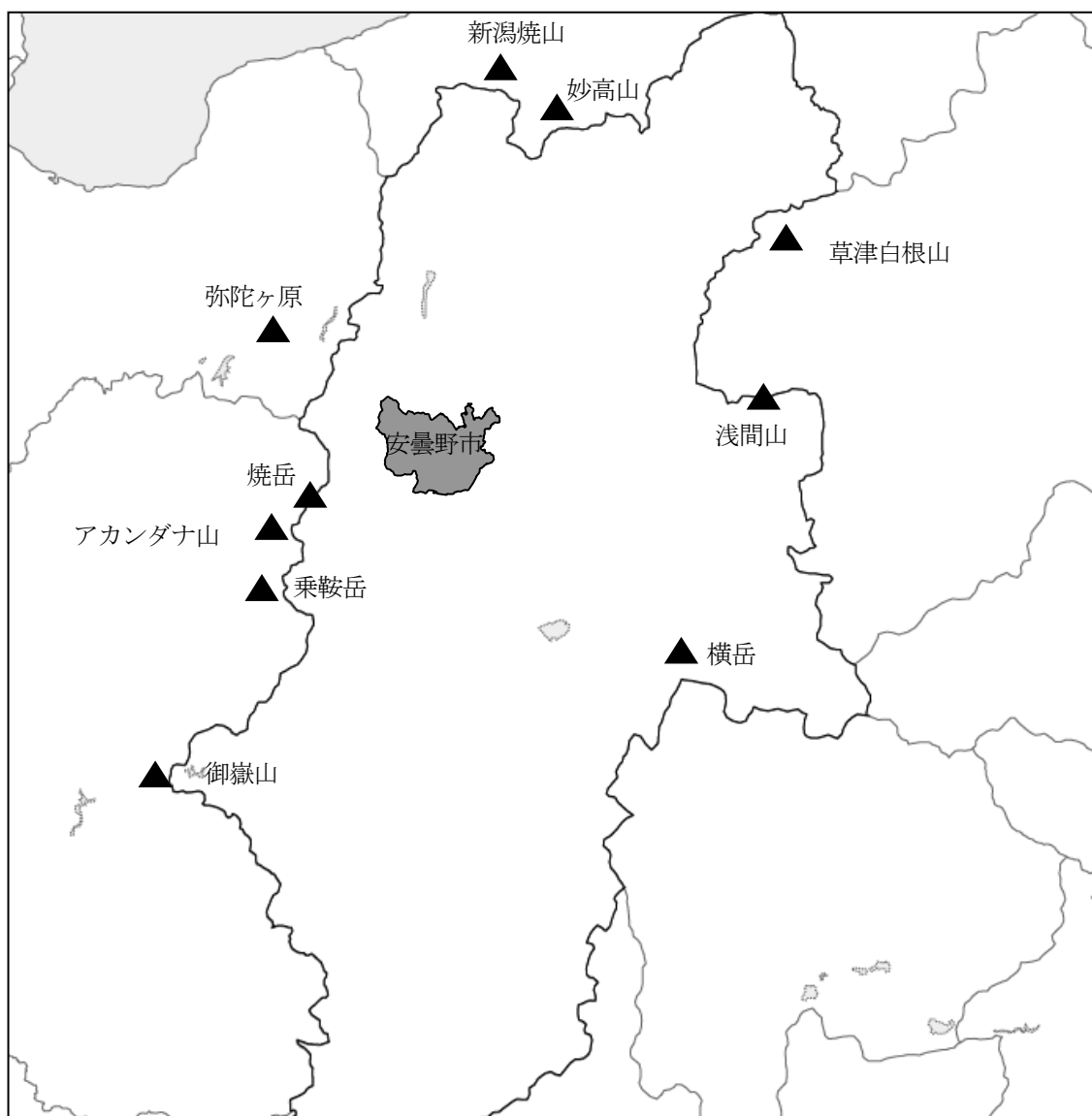
- (2) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

4 降灰対策

火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。

5 災害応急対策等への備え

災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るとともに、人的ネットワークの構築を図る。



火山名	英語表記	火山活動度 ランク	最新の噴火年 (有史後)	常時観測 対象火山	周辺の 都道府県	標高 (m)
草津白根山 (本白根山)	Kusatsu-shiranesan	B	2018年	○	群馬県・長野県	2171
浅間山	Asamayama	A	2019年	○	群馬県・長野県	2568
横岳	Yokodake	C	約600年前		長野県	2472
新潟焼山	Niigata-yakeyama	B	1983年	○	新潟県・長野県	2400
妙高山	Myoukosan	C	—		新潟県・長野県	2454
弥陀ヶ原	Midagahara	C	1836年		富山県・長野県	2621
焼岳	Yakedake	B	1995年	○	長野県・岐阜県	2455
アカンダナ山	Akandanayama	C	—		長野県・岐阜県	2109
乗鞍岳	Norikuradake	C	—	○	長野県・岐阜県	3026
御嶽山	Ontakesan	B	2014年	○	長野県・岐阜県	3067

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

第1 基本方針

火山災害については、その活動状況から、噴火等の災害発生の危険性を予測することが可能であり、噴火警報・予報等の伝達、迅速な避難誘導等、災害発生直前の対策が重要である。また要配慮者については、迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

第2 主な活動

- 1 噴火警報・予報等を迅速に住民に対して伝達する。
- 2 噴火警報・予報で発表される噴火警戒レベルや警戒事項等に応じた防災対応を行う。

第3 活動の内容

- 1 噴火警報・予報等の住民に対する伝達対策

(1) 基本方針

火山活動等に異常が見られ、噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報及び火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表された時は、住民に対して情報の迅速な伝達活動を実施する。

(2) 実施計画

ア【長野地方気象台が実施する対策】

(ア) 気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが発表する次に示す噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報(臨時)、降灰予報、火山ガス予報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料を、各関係機関に通報及び確実に伝達するものとする。

(イ) 噴火警報・予報等の通報伝達系統図は、別紙1のとおり。通報及び伝達を行う噴火警報・予報は、本文の対象市町村等に長野県内の市町村を含んだものとする。また、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料もこれに準ずる。なお、活動火山対策特別措置法第12条の規定に該当する情報とは、「噴火警報」、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」、「噴火速報」をいう。

(ウ) 噴火警報・予報

- ・ 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)

気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」として発表する。

- ・ 噴火予報

気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが、警報の解除等を行う場合に発表する。

(エ) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。

国の防災基本計画（火山災害対策編）に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。

長野県及び近隣の活火山の噴火警戒レベル導入状況及び噴火警戒レベル導入火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

噴火警報及び噴火予報の発表基準

a 噴火警戒レベルが運用されている火山

(浅間山、草津白根山※、御嶽山、焼岳、新潟焼山、乗鞍岳、弥陀ヶ原※「白根山（湯釜付近）」および「本白根山」のそれぞれについて噴火警戒レベルを運用)

種別	名称	対象範囲	発表基準等	レベル	警戒事項等
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域およびそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル5	避難
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4	避難準備
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3	入山規制
		火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2	火口周辺規制
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏な状態。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる。(噴火警報解除時)	レベル1	活火山であることを留意

b 噴火警戒レベルが運用されていない火山（横岳、アカンダナ山、妙高山）

種別	名称	対象範囲	発表基準等	警戒事項等
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域又は山麓及びそれより火口側	居住地域又は山麓に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	居住地域 嚴重警戒
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は噴火警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	入山危険
		火口から少し離れたところまでの火口周	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	火口周辺 危険

		辺		
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏な状態。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる。(噴火警報解除時)	活火山であることに留意

(オ) 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況等や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。

(カ) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を主な対象として発表する。

(キ) 降灰予報

- ・噴火の恐れがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報（定時）」
- ・火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（速報）」
- ・火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（詳細）」

(ク) 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する情報。

(ケ) 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報、噴火速報、降灰情報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターが発表する。

a 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上、警戒・注意すべき事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料。

b 月間火山概況

前月一か月間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

c 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報。

イ【市が実施する対策】（総務部）

- (ア) 県から噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、伝達を受けた事項を市防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等により、関係機関や住民、登山者等へ伝達するものとする。また、放送事業者等は、伝達を受けた噴火警報等について、住民、登山者等への伝達に努めるものとする。なお、市は、特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル4以上、

噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報(居住地域)」の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者等に伝達するものとする。

- (イ) 市において住民から噴火等の災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに長野地方気象台及び関係機関に伝達する。

ウ【県が実施する対策】

火山現象による災害が発生するおそれのある場合、県は以下の措置を講ずる。

- (ア) 噴火警報、火山の状況に関する解説情報(臨時)、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、指定地方行政機関、指定地方公共機関、市町村その他の関係者に対し、必要な通報又は要請をする。
- (イ) 噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、火山活動解説資料の各市町村及び関係事務所等への伝達
- (ウ) 関係市町村に対する助言
 - a 噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報、噴火速報及び火山の状況に関する解説情報の住民等への広報
 - b 登山禁止措置についての広報

エ【住民が実施する対策】

火山に関する以下の様な異常を発見した者は、ただちに市長又は警察官に通報する。

- (ア) 噴煙：噴煙の増加または減少、色の変化
- (イ) 火口付近の状態：噴気活動の活発化、新噴気孔出現、硫黄などの昇華物の顕著な付着、硫黄溶融、地割れの出現、火口底の地形変化
- (ウ) 地熱地帯の状態：地熱地帯の出現または拡大、地温の上昇、草木の立ち枯れ
- (エ) 鳴動：異常音の発生
- (オ) 火山性地震：有感地震の発生
- (カ) 温泉、湧水：新温泉の湧出、湯量の増加または減少、温度・色等の変化
- (キ) 河川、湖沼、井戸などの異常：変色、混濁、発泡、温度の変化、水位の変化、沿岸魚類の移動
- (ク) その他：火映、異常臭、動物の異常行動、動物の死体など

2 防災対応等

(1) 基本方針

噴火警戒レベル導入火山では、噴火警報・予報で発表される噴火警戒レベルに応じて定められた防災対応を行う。噴火警戒レベル未導入火山では、レベル導入火山に準じて、その噴火警報・予報に記載されている影響範囲などに応じた防災対応を行う。

(2) 実施計画

ア【市が実施する対策】(総務部)

- (ア) 噴火警戒レベル導入火山では、関係機関と連携を取りながら、レベルに応じて定められた防災対応を行う。
- (イ) 噴火警戒レベル未導入火山では、噴火警戒レベル導入火山に準じて、噴火警報・予報で発表される警報対象範囲等に応じた防災対応を行う。

イ【県が実施する対策】

市町村及び防災関係機関が行う防災対応について、必要に応じて協力援助する。

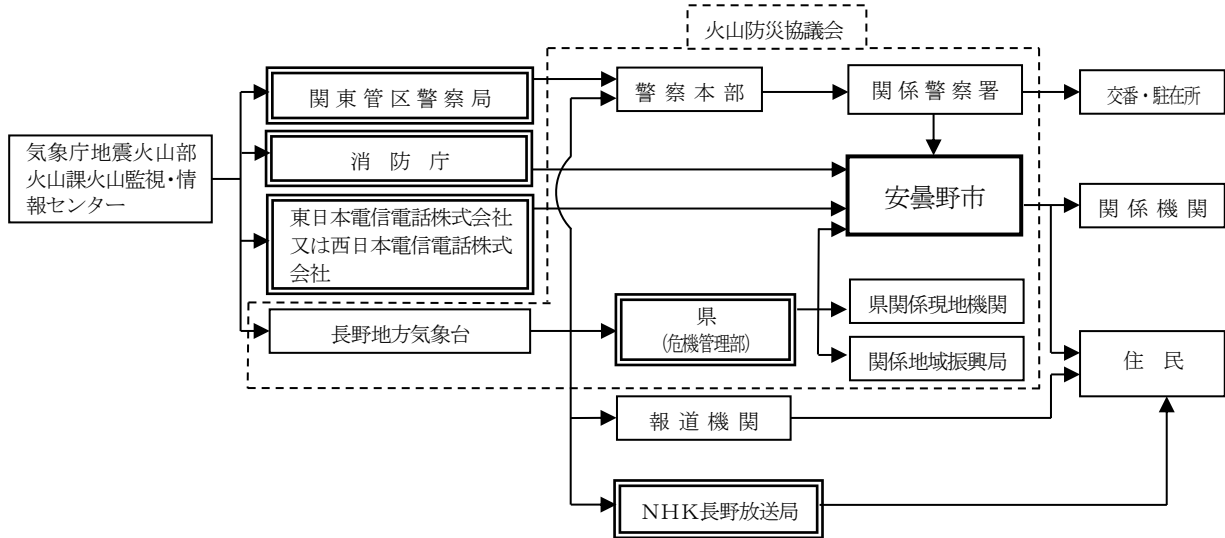
ウ【長野地方気象台が実施する対策】

通報及び伝達を行った噴火警報・予報等について、必要に応じて関係機関に対し解説を行う。

別紙 1

噴火警報・予報等の通報で伝達系統

(1) 噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報の伝達系統図

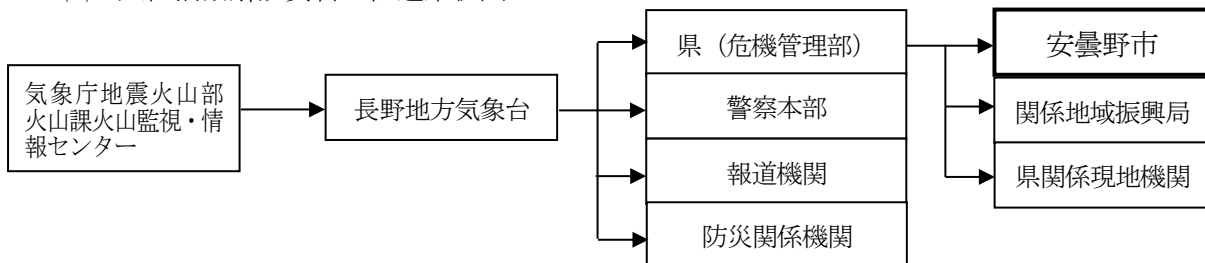


(注) 特別警報発表時については、地震災害編第3章第1節「災害直前活動」の警報等伝達系統図により伝達を行う。

二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定通知機関。

※ 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の関係市町村への伝達は、「噴火警報・予報」に限る。

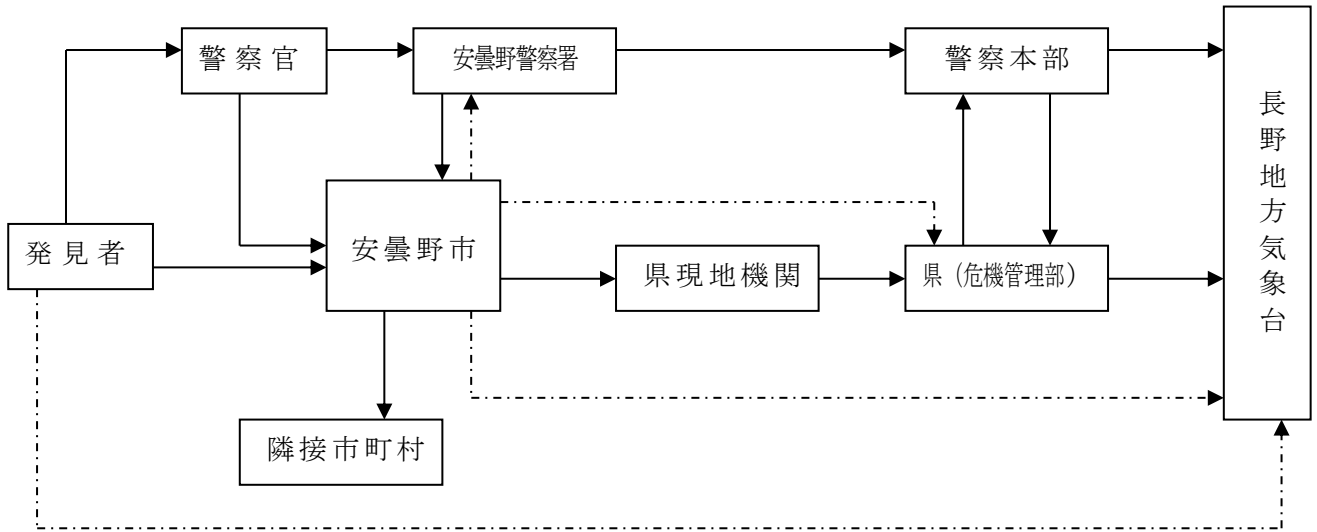
(2) 火山活動解説資料の伝達系統図



(注1) 「防災関係機関」とは、気象庁が整備した防災情報提供システムを利用している国の機関、電力会社、鉄道会社及び公益法人等をいう。

(注2) 「関係機関」とは、各市町村地域防災計画に定める、市町村の機関（現地化機関、消防団、小中学校など）及び防災上関連のある機関をいう。

異常現象の通報系統図



第2節 災害応急対策

第1 基本方針

火山災害が発生した場合は、住民の生命・身体の保護又は被害の拡大防止のため、災害応急対策活動を実施する。

第2 計画の内容

火山災害が発生した場合における災害応急対策活動は、地震災害対策編第3章「災害応急対策計画」に準ずる。

雪害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、主要国県道等の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。

第1節 雪害に強いまちづくり

第1 基本方針

地域の特性に配慮しつつ豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強いまちづくりを行う。

第2 主な取組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い郷土づくりを行う。
- 2 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。
- 4 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- 5 電力供給設備の雪害対策による電力供給の安定確保を図る。
- 6 ガス供給施設の安全性の確保、緊急時の点検体制の整備を図る。
- 7 雪害時における通信確保のための電気通信設備の予防対策及び復旧体制の整備を図る。
- 8 豪雪地帯における医療を確保するための体制の整備を図る。
- 9 雪害による農林産物の被害を防ぐための適切な技術指導、普及啓発を図る。
- 10 建築物の所有者等に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。
- 11 豪雪時における児童生徒の安全確保及び冬期における児童生徒の教育の確保を図る。
- 12 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。
- 13 雪害時における警備体制の確立及び交通規制を行う。
- 14 雪害に関する知識について住民に対して普及・啓発を図る。

第3 計画の内容

1 雪害に強い郷土づくり

(1) 基本方針

地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い郷土づくり、県づくりを行う。

(2) 実施計画【市及び県が実施する計画】(市、県：全部局)

- ア 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪(以下「集中的な大雪」という。)時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努めるものとする。
- イ 雪害に強い郷土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進する。
- ウ 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。
- エ 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行う。
- オ 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行う。

2 道路交通の確保計画

(1) 基本方針

市内の冬期道路交通を確保するため、市、県、関係機関は除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努める。

市、県及び関係機関は日頃から情報を共有し、特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(全部局)

- (ア) 市は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。
- (イ) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに排雪場所の周知を図る。
- (ウ) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。
- (エ) 雪捨場の確保、情報収集
常設の雪捨場及び臨時の雪捨場の指定を行い、住民に周知する。
- (オ) 除雪体制が円滑に行えるよう、民間の除雪機械の保有状況等を把握しておく。

イ 【市、県及び関係機関が実施する計画】

- (ア) 豪雪時の迅速かつ適切な除雪活動のため、市、県及び関係機関は連絡会議を設置し連携を図る。(県：建設部、市：都市建設部)
- (イ) 豪雪時に病院、学校などへのアクセス道路、バス路線を確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう、市、県及び関係機関が調整の上、除雪優先路線の選定を行う。(県：建設部、市：都市建設部)
- (ウ) 集中的な大雪に対しては、国〔国土交通省〕、地方公共団体及び高速道路事業者は道路ネ

ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

- (エ) 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。

ウ 【県が実施する計画】

- (ア) 豪雪時に道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施しうよう緊急確保路線について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統、排雪場所の設定その他必要な事項に関し、あらかじめ所要の体制を確立するとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。(建設部)
- (イ) 豪雪時に迅速かつ適切な交通規制を行うため、道路管理者、警察が連携体制を整備する。(建設部、警察本部)
- (ウ) 豪雪時に県と市町村が相互に連携して除雪できる体制を整備する。(建設部)
- (エ) 豪雪時には豪雪地域、小雪地域等の県内地域間で資機材の融通等を図る。(建設部)
- (オ) 豪雪時に隣接県と相互に連携して除雪できる体制を整備する。(建設部)
- (カ) 応急復旧のために建設業界と事前に役割分担を定めておき交通の確保を図る。(建設部)
- (キ) 有料道路における交通確保(道路公社)
除雪機械及び要員の確保を図り、除雪体制の強化に努めるとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。
- (ク) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

エ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 一般国道(指定区間)について、国土交通省計画により除雪を行う。(地方整備局)
なお、除雪上必要とする資機材の現況及び操作人員について、常時把握する。
- (イ) 円滑な道路交通を確保するための除雪機械の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達するための機器等の整備を行う。(地方整備局)
- (ウ) 高速道路の交通を確保するための除雪体制の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪による交通規制の状況の周知や早期通行止め解除に向けた弾力的な交通規制の運用に努める。(東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱)
- (エ) 道路管理者と連携し、バスの安全な運行に努めるものとする。(路線バス会社等)
- (オ) 豪雪時に滞留車両の発生を抑制するため、関係機関は連携して除雪及び情報連絡体制の強化、道路利用者・一般住民への情報発信、交通規制を行うものとする。

オ 【住民が実施する計画】

厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるものであるため、路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない等、円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近く等については自力除雪に努める。

3 鉄道運行確保計画(鉄道会社)

(1) 基本方針

冬期間における鉄道等の公共交通機関の役割は、重要であり、雪によって公共交通網が混乱すると、住民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】(鉄道会社)

- ア 排雪車両及び除雪機械の増強等による除雪体制の整備
- イ 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実
- ウ 利用者に対する運行(遅延)情報の提供体制の整備
- エ 降雪により転倒、落下等のおそれがある支障木の伐採

4 雪崩災害予防計画

(1) 基本方針

積雪地帯で発生する雪崩の被害を防止するため、雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(都市建設部、農林部)

市内の危険箇所における雪崩対策の事業推進を図る。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 雪崩危険箇所には、人家、道路、公共施設の保全を目的になだれ防止保安林を指定して、森林の造成及び維持を基本目標に、柵工、植栽工を中心に、その他の阻止工法の有機的組み合わせにより、対策事業を実施する。(林務部)
- (イ) 雪崩危険地区の点検を随時実施し、計画的な対策事業の実施を図るとともに、防災林としての森林が成林するまでの維持管理についても、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、計画的に実施していく。(林務部)
- (ウ) 除排雪機能又は融雪時の出水、雪崩等に伴う土砂流出対策として砂防事業を実施する。(建設部)
- (エ) 雪崩災害から人命・財産を守るため、雪崩防止柵の設置等、雪崩対策事業を実施する。(建設部)
- (オ) 豪雪地域における液化石油ガス一般消費設備について、液化石油ガス容器の転倒防止措置を徹底するとともに、設備破損及び容器流出によるガスの大量漏えいを防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売事業者を指導する。(産業労働部)

ウ 【関係機関が実施する計画】

各機関が管理する施設が雪崩の危険区域にある場合、必要に応じ予防措置を講ずる。

5 電力の確保

(1) 基本方針

電力供給設備を雪害から守り、安定した電力の供給を確保するため必要な施設の強化を行う。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】

ア 中部電力株式会社が実施する計画

- (ア) 発電設備、変電設備については、積雪の多い地域の電気設備の屋内化及び充電部・露出部の隠ぺい化を実施する。また、構内巡視路・機器周辺への融雪装置の設置、機器架台のかさ上げ、防雪カバー等を設置する。
- (イ) 送電設備については、積雪の多い地域及び市街地については、鉄塔の耐雪強化設計又は電線の難着雪化を行う。
- (ウ) 配電設備については、以下の対策を行う。
 - a 電線の太線化
 - b 難着雪化電線の使用
 - c 支持物の強化
 - d 冠雪対策装柱の採用
 - e 雪害対策支線ガードの採用
 - f 支障木の伐採

6 ガス施設の安全確保

(1) 基本方針

豪雪時におけるガス供給設備の破損を防ぐための措置の徹底及び雪害発生時の緊急点検活動体制の整備を図る。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する計画】

- (ア) 豪雪時に、液化石油ガス供給設備の破損が生じないように、建物の切妻側や軒下等に設置するか、収納庫又は雪囲い等によって保護するとともに、容器の転倒防止措置を徹底するよう、液化石油ガス販売業者を指導する。(産業労働部)
- (イ) 豪雪地域においては、排気筒が折れないよう保護措置を講ずるとともに、設備破損によるガスの大量漏えいを防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売事業者を指導する。(産業労働部)
- (ウ) 雪害発生時に液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を実施するための緊急主導体制の構築を図るよう、(一社)長野県LPガス協会に要請する。各支部内で対応できる災害の場合のほか、他支部等からの応援を得て実施する大規模災害の場合についても整備を要請する。

特に、病院、指定避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等については、最優先で実施するよう要請する。

排気筒折損、供給管破損等のほか、積雪に囲まれた空間へのガスの滞留と室内への流入等に特に注意するよう要請する。(産業労働部)

7 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、線路設備、孤立防止用無線設備の巡回点検整備を行うほか、非常用可搬型無線機ならびに移動用電源装置の整備等必要な措置を実施する。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】（東日本電信電話㈱長野支店）

電気通信設備の予防措置

雪害のおそれのある地域の電気通信設備等について、支障木の伐採、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図る。

8 医療の確保

(1) 基本方針

豪雪地帯における医療の確保を図るため、へき地診療所の整備等を行う。

(1) 実施計画

【市及び県が実施する計画】（市：保健医療部、県：健康福祉部）

ア へき地診療所整備事業の実施

イ 患者輸送車整備事業の実施

9 農林産物対策計画

(1) 基本方針

雪害による農林産物の被害を防ぐため、生産者等に対する適切な技術指導を行う。

(2) 実施計画

【市及び県が実施する計画】（市：農林部）

ア 水稻、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する予防技術の指導を行う。

（農政部）

イ 雪害に対処するため、水稻、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する必要な応急対策技術の指導を行う。（農政部）

ウ 積雪による園芸施設等の農業建物の倒壊を防止するよう指導する。（農政部）

エ 特用林産施設を所有する生産者に対し、ハウス設備等の倒壊を防止するよう指導する。（林務部）

オ 健全な森林を育成するため、適地適木による森林造成及び適正な除伐、間伐の実行等に対する技術指導を行う。

また、被害立木については、森林病虫害の発生を未然に防ぐために、適正な処理を行うよう指導、支援する。（林務部）

10 建築物対策

(1) 基本方針

建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

（ア）建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行う。

（イ）地域の実情に応じて雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行う。

（ウ）住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

イ 【県が実施する計画】（建設部）

（ア）災害を防止するため、多雪区域を重点に建築物の所有者等に対し安全対策を周知する。

- (イ) 多数の者が利用する建築物の所有者等に対し、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告制度の周知を図る。
- (ウ) 建築物パトロールを実施し、雪害防止のための指導を行う。
- (エ) 豪雪地帯の市町村に対し、克雪住宅等の普及推進を指導する。
- (オ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

ウ 【建築物の所有者等が実施する計画】

- (ア) 建築基準法第 12 条第 1 項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努める。
- (イ) 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努める。
- (ウ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うものとする。

11 授業の確保等

(1) 基本方針

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下この節において「学校」という。)においては、幼児及び児童生徒(以下この節において児童生徒等という。)の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(教育部)

- (ア) 児童生徒等の通学のための危険を排除し、安心して学習に専念できるように、必要がある場合冬期分校及び冬期寄宿舍を設置する。
- (イ) 県が実施する対策に準じて、市の防災計画等をふまえ適切な対策を行う。

イ 【県が実施する計画】(教育委員会)

- (ア) 県立の学校においては、以下の対策を実施する。
 - a 建設時に想定された施設の耐久度を上回る積雪が生じると破損するおそれがあるので、定期的な施設点検を実施し、危険箇所の補強修理、施設の壁面や基礎等を防護するための雪囲いをする等の処置を講ずる。
 - b 豪雪地帯あるいは山間地にある学校の施設の改築及び新增築については、豪雪を考慮したものとする。
 - c 学校長は、緊急時、消防車・救急車などが校内まで進入できるような通路及び避難経路・避難場所の確保に配慮する。
 - d 学校長は、緊急時、児童生徒及び保護者に対し確実かつ迅速に連絡できる体制を整備する。
 - e 特別支援学校において、学校長は、児童生徒等の通学の便を考慮し、冬期間の寄宿舍の受け入れに配慮する。
- (イ) 県教育委員会は、冬期分校及び冬期寄宿舍の設置を行う市町村に対して、学級編制の認可等を行う。

12 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

当市における国・県指定文化財の中で、特に豪雪地帯あるいは山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがあるため、適切な対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（教育部）

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努める。

イ 【県が実施する計画】（教育委員会）

市町村教育委員会を通じ所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導する。

ウ 【所有者等が実施する計画】

定期的な点検を行い、危険箇所の応急修理、建造物の側面や土台を防護するための雪囲いを行う等の処置を講ずる。

13 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、災害発生時に効果的な活動ができる体制の構築に平常時から努める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部）

松本広域消防局、安曇野市消防団等関係機関と密接な連絡のもとに、災害発生時に円滑で効果的な行動がとれる体制をとる。

イ 【県が実施する計画】（警察本部）

(ア) 警備措置

a 平常時の措置

危険地域等の調査

(a) 調査対象

- ・ 雪崩災害危険箇所
- ・ 交通途絶地域
- ・ 融雪災害危険地域
- ・ 地すべり災害危険箇所

(b) 調査事項

- ・ 危険地域の状況
- ・ 危険・被害予想
- ・ 警備措置(事前の観測体制、危険状態の伝達体制、警備体制、危険排除措置、避難措置等)

14 雪害に関する知識の普及・啓発

(1) 基本方針

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、住民に対する雪害に関する知識及び雪害を予防する体制の普及・啓発並びに地域で連携して支援する体制の整備が必要であると共に、集中的な大雪が予測される場合は、県民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(総務部)

降積雪時の適切な活動について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図る。

また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。

イ 【県が実施する計画】(危機管理部・健康福祉部・警察本部)

(ア) 次の項目についてテレビ、ラジオ等のマスメディアや、防災研修会、防災講演会、パンフレット等により広く県民に対して防災知識の普及を図る。

また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯に対して、地域で連携して支援する体制があることを普及・啓発する。

- a 雪害に関する警報・注意報等に対する知識
- b 住宅周辺等の自主的除雪を心がける等の防災思想の普及
- c 住宅周辺等の自主的除雪の際の屋根からの落雪への注意
- d 屋根の雪下ろしの際の転落防止への注意

(イ) 市町村に対して防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等の作成について指導するとともに、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を支援するため、要配慮者世帯の状況に応じた、地域住民の支え合いの力による支援体制を整えるよう働きかける。

(ウ) 地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努めるものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等の住民に対する伝達体制を整備する。
- 2 緊急輸送確保のため、除雪等の体制を強化する。
- 3 避難受入れに使用することが想定される施設の建設にあたっては、雪崩災害等の危険性に対する配慮を行う。
- 4 雪処理の担い手確保の体制を整備する。

第3 計画の内容

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、第2章災害応急対策計画 第1節「災害直前活動」の「伝達系統」とおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

2 緊急輸送関係

(1) 基本方針

迅速かつ円滑な災害応急対策を行うためには、緊急輸送体制の整備が必要である。このため、各機関は、除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(都市建設部、農林部)

スノーシェットの設置、除雪体制の強化等の雪害に対する安全性を確保する。

イ 【県が実施する計画】

(ア) スノーシェットの設置、除雪体制の強化等の雪害に対する安全性を確保する。

(全部局)

(イ) 信号機、情報板等の道路交通関連施設について雪害に対する安全性を確保する。(警察本部)

3 避難受入れ関係

(1) 基本方針

公民館、学校等の避難施設としての使用が予想される施設の建設にあたっては、雪崩等の災害に対する安全性、寒さに対する配慮等を行う。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】(教育部、総務部、都市建設部)

ア 公民館、学校等の公共施設は、雪崩のおそれがない場所へ設置する。

- イ 避難施設等における暖房設備の設置等の寒さに対する配慮を行う。
- ウ 応急仮設住宅等の設置に適した、雪崩のおそれがない場所を把握する。

4 雪処理関係

(1) 基本方針

雪害が発生するおそれがあり通常の除排雪の体制では人材、機材が不足する可能性を想定して、各機関は、雪処理の担い手となる、地域住民、ボランティア、建設業団体の受け入れ等に関する体制の構築に努める。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(福祉部、都市建設部、総務部)

(ア) 豪雪に備えた地域住民による支援のための仕組みづくりを推進する。

(イ) ボランティアを地域で受け入れるための体制づくりを図る。

(ウ) 社会福祉協議会が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

(エ) 建設業団体と連携して除排雪に必要な機械の確保を図る。

イ 【県が実施する計画】(危機管理部、健康福祉部)

(ア) 豪雪に備えた地域住民による支援のための仕組み作りを推進する。

(イ) 社会福祉協議会が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

(ウ) 建設業団体と連携して除排雪に必要な機械の確保を図る。

ウ 【社会福祉協議会等ボランティア関係団体が実施する計画】

(ア) ボランティア事前登録の推進を図る。

(イ) 除雪ボランティア活動環境の整備に努める。

第3節 観測・予測体制の充実

第1 基本方針

雪を克服するため、また雪をより有効に利用するため、降雪量など雪に関するより迅速かつ正確な情報提供ができる体制が必要とされる。

また、複数の観測機関の協力による住民に対する情報提供体制の整備が必要である。

第2 主な取組み

- 1 降積雪等に関する観測・予測体制の充実・強化を図る。
- 2 住民に対する情報の提供体制を整備する。

第3 計画の内容

1 観測・予測体制の充実強化

(1) 基本方針

降積雪状況を素早く把握できる体制づくりを進めるとともに、降積雪のデータの保存・整理を行う。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する計画】（市：都市建設部）

- (ア) 応急対策等に活用するため、降積雪に関するデータを保存・整理する。
- (イ) 長野地方気象台からの情報収集の他、オンラインによる、気象状況の正確な把握ができる体制の整備に努める。（危機管理部）
- (ウ) 冬期における運行規制及び気象情報・路面情報等を集中管理し、道路利用者に雪道情報を迅速かつ正確に提供するための体制の整備を図る。（建設部）
- (エ) 広域的な道路管理上必要な観測点で、観測を実施するものとする。（建設部）
- (オ) 道路管理者は、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

降雪予測の充実を図るとともに、気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する。（長野地方気象台）

2 情報提供体制の充実

(1) 基本方針

各機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部）

- (ア) 有線テレビジョン放送、ラジオ、屋外文字放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。

(イ) インターネットポータル会社等を利用し、住民に対して各種の情報を提供する体制の整備を検討する。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 地域衛星通信ネットワークによる情報の多ルート化

(イ) 災害対策本部室の設置に伴う新しい通信技術を利用した情報システムの整備

(ウ) インターネットポータル会社等の活用による情報の提供

(エ) 道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対してビーコン、情報板等による迅速な情報提供

第2章 災害応急対策計画

基本方針

本章では、雪害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、雪害に特有のものについて定める。

第1節 災害直前活動

第1 基本方針

雪害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、気象警報・注意報等の迅速な伝達や避難誘導により、災害を未然に防止するための活動を実施する。

第2 主な活動

- 1 雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達
- 2 住民の避難誘導等

第3 活動の内容

- 1 気象警報・注意報等の伝達活動

(1) 基本方針

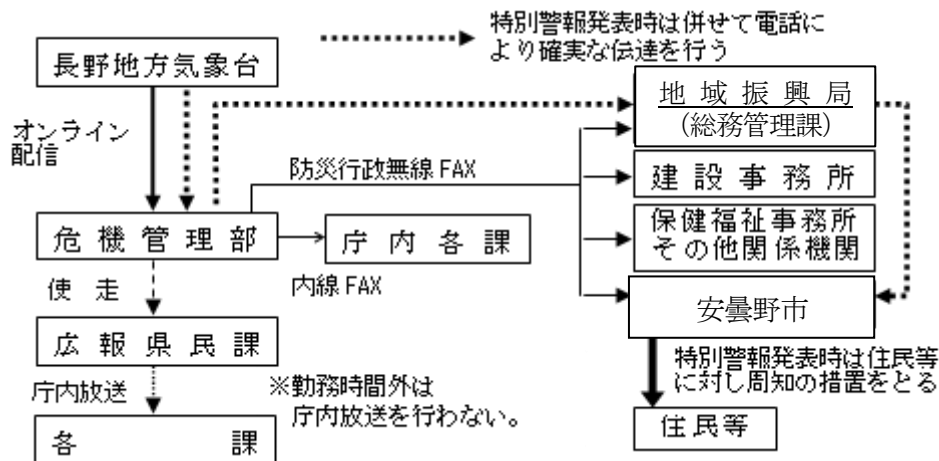
長野地方気象台から発表される気象警報・注意報等について、各市町村・関係機関に円滑に伝達を行うとともに、迅速な活動体制をとる。

なお、活動体制については、地震災害対策編の活動体制計画及び非常参集職員の活動を参照のこと。

(2) 実施計画【県が実施する対策】

雪に関する気象警報・注意報等の伝達系統

伝達は他の気象警報・注意報と同様に行われるが、県においては、以下のとおり行う。



【関係機関が実施する対策】

気象業務法に基づく警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する。
(長野地方気象台)

長野地方気象台が発表する雪に関する警報・注意報

警報

種 類	発 表 基 準		
暴風雪	平均風速 17m/s 以上 雪を伴う		
大 雪	一次細分	二次細分	12 時間降雪の深さ
	北部	中野飯山地域	40cm 以上
		長野地域	25cm 以上〔山沿い 60cm 以上〕
		大北地域	25cm 以上〔山沿い 60cm 以上〕
	中部	上田地域	25cm 以上〔菅平 50cm 以上〕
		佐久地域	20cm 以上
		松本地域	20cm 以上〔聖高原 25cm 以上〕
		乗鞍上高地地域	30cm 以上
		諏訪地域	20cm 以上
	南部	上伊那地域	20cm 以上
		木曾地域	20cm 以上
		下伊那地域	20cm 以上

注意報

種 類	発 表 基 準		
風 雪	平均風速 13m/s 以上 雪を伴う		
大 雪	一次細分	二次細分	12 時間降雪の深さ
	北部	中野飯山地域	25cm 以上
		長野地域	15cm 以上〔山沿い 20cm 以上〕
		大北地域	15cm 以上〔山沿い 20cm 以上〕
	中部	上田地域	10cm 以上〔菅平 15cm 以上〕
		佐久地域	10cm 以上
		松本地域	10cm 以上〔聖高原 15cm 以上〕
		乗鞍上高地地域	20cm 以上
		諏訪地域	10cm 以上
	南部	上伊那地域	10cm 以上
		木曾地域	10cm 以上
		下伊那地域	10cm 以上
雪 崩	1 表層雪崩：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さが 20cm 以上で風速が 10m/s 以上。又は積雪が 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上。 2 全層雪崩：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃以上、又は日降水量が 15mm 以上。		
着氷・着雪	著しい着氷、着雪が予想されるとき。		
融 雪	1. 積雪地域の日平均気温が 10℃以上。		

2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で、日降水量が20mm以上。

- (注) 1 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除され、または更新されて新たな警報・注意報にきりかえられる。
- 2 情報の取扱いについて警報・注意報等の伝達系統に準じて行う。
- 3 警報・注意報の発表基準の解説については、風水害対策編第3章第1節「災害前活動」にある内容を参照する。

2 住民の避難誘導等

(1) 基本方針

- ア 積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。
- イ 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（市民生活部、総務部）

- (ア) 住民の避難が必要とされる場合には、避難勧告、避難指示を行う。また、要配慮者に配慮した避難誘導等を実施する。
- (イ) 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。
- (ウ) 市町村は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

イ 【県が実施する対策】

市からヘリコプターの出動について要請があった場合は、地震災害対策編第3章第4節「ヘリコプターの運用計画」によりヘリコプターを派遣する。

第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動

第1 基本方針

雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにもつながる。

このため、適切な除雪の実施、雪崩災害の防止活動が必要である。

第2 主な活動

- 1 迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施
- 2 雪害時における鉄道の運行を確保するための活動の実施
- 3 雪害時における通信を確保するための活動の実施
- 4 豪雪地帯住民の安全確保を図るための活動の実施
- 5 冬期における児童生徒の教育の確保
- 6 文化財に積雪による破損等のおそれがある場合の応急活動の実施
- 7 警備体制の確立による応急活動の実施
- 8 雪崩災害の発生及び拡大を防止するための活動の実施

第3 活動の内容

1 除雪等活動

(1) 基本方針

救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、被害の拡大を防止し、緊急物資を被災者に供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。このため、迅速かつ効果的な除雪活動が求められる。

また、病院、学校などの主要施設へのアクセス道路や地域として必要なバス路線を確保するため、迅速かつ効果的な除雪活動を行う必要がある。

除雪活動を迅速かつ効果的に行うためには、路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し、作業量及び緊急度に応じた体制をとる。

なお、関連する他の道路との整合は常に図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部）

それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図る。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 路上の障害物の除去、除雪、応急復旧等の実施について、道路管理者、警察は必要に応じて消防機関及び自衛隊等の協力を得て、必要な措置をとる。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施する。あわせて、道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対してビーコン、情報板等により迅速に情報提供する。

(イ) 国県道の緊急除雪体制の確保（建設部）

a 「豪雪災害時における道路交通確保のための緊急措置要領」及び連絡会議で確認した実施内容により緊急確保路線及び除雪優先道路の除雪を行う。

- (ウ) 道路管理者、警察が連携し、豪雪時に迅速かつ適切な交通規制等を実施する。(建設部)
- (エ) 有料道路については、きめ細かな除雪と道路状況の情報提供により、事故防止を図る。(道路公社)

ウ 【関係機関が実施する対策】(地方整備局)

道路交通の確保のため、国道事務所長が除雪量等適切に判断して随時除雪の出動を実施する。

なお、除雪に関する機関は、除雪についての情報を随時交換し、相互に協力するとともに、民間機関の所有する除雪機械の出動について必要のつど応援協力を要請し、除雪が早期適切に実施できるように措置する。

2 鉄道運行確保計画(鉄道各社)

(1) 基本方針

雪害時における輸送対策については、地域住民、観光客の足を守るという観点にたつて、可能な限りの機動力及び人力を動員して除雪に努め、鉄道輸送の信頼度を高めることを基本的考え方とし、雪害時の輸送確保に対処していく。

このためには、的確な気象情報の把握により降雪が激しくなる前に、適時適切な運転規制を行い、常に早めの除雪体制により、少なくとも通勤通学列車と、観光客等が多く利用する列車については、極力運転を確保する。

なお、鉄道会社と市、県が事前に打ち合わせを行って、日頃の連絡協力体制を密にして、除雪等については協力を得るなどして、運転不能という不測の事態は極力避ける。

(2) 実施計画

ア 【関係機関が実施する対策】(鉄道会社)

- (ア) 除雪作業には、除雪車両及び除雪機械等を適正配備し、機械による除雪と人力による除雪の総力を結集してこれにあたる。
- (イ) 列車の運転を確保するため、降雪状況に応じて、排雪列車を優先的に運行し、一般列車の運転規制を実施する。
- (ウ) 雪崩発生危険箇所には、防護施設の整備を行うとともに、警戒に努め、必要に応じ予防措置を行い安全運行の確保を図る。
- (エ) 雪害時においては、旅客の安全と輸送秩序の維持に万全を期するため、必要に応じ給食・医療等の手配を行うが、非常時においては、市町村・住民等に協力を求めて給食・医療の万全を期する。
- (オ) 雪害時において旅客の生命、身体に危険が及び社内において対応が不可能となった場合は、状況に応じて消防機関に応援要請する。自衛隊については自衛隊法に基づき長野県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

3 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、必要な応急措置を実施する。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する対策】(東日本電信電話株)

ア 電気通信設備の復旧体制

- (ア) 災害が発生し、又はおそれがある場合は、災害の規模その他の状況により、必要な災害対

策組織を配置し、通信のそ通確保と迅速な復旧に努める。

- (イ) 応急復旧に必要な物資については、支店保有の資材を使用し、不足を生じる時は、他支店に保有する資機材を使用する。

又通信のそ通を確保し、被災した設備を迅速に復旧するため、災害対策用機器及び車両を配備する。

- (ウ) 災害のために通信が途絶し、又は通信が著しく輻輳したときは、定められた復旧順位により応急復旧措置を実施する。

4 住民の安全対策、福祉対策

(1) 基本方針

雪下ろしや除雪作業の際の安全確保を図り、高齢者世帯等の雪下ろし等の実施が困難な世帯の安全確保のための住宅除雪支援員の派遣を行う。

さらに降雪が続き広域的除雪支援が必要な場合は、広範囲な地域住民による支援やボランティアによる支援を行う。

(2) 実施計画

ア 【市、県及び社会福祉協議会等が実施する対策】（市：福祉部、県：危機管理部）

- (ア) 住民による自力除雪の際の危険防止について注意喚起等の広報活動を実施する。

- (イ) 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施する。

イ 【県が実施する対策】

特別豪雪地帯市町村の高齢者世帯、傷病・障がい者世帯等に対して、市町村が行う、住宅除雪支援員の派遣に対して支援を行い、人命の安全と生活の安定確保を図る。

（危機管理部）

5 授業の確保等

(1) 基本方針

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する対策】（市：教育部、県：教育委員会）

- (ア) 学校においては、以下の対策を実施する。

- a 学校長は、児童生徒及び保護者に対し確実かつ迅速に連絡体制をとる。

- b 学校長は、天候の急変に際して県教育委員会と密接な連絡の上、始業、終業時刻の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。

- c 学校長は、豪雪による交通機関の停止または遅延に際しては、遠隔地通学児童生徒等の実態を踏まえ、授業日の振替、始業・終業時刻の変更等、学校運営について弾力的に対応する。

- d 学校長は、山間部から通学する児童生徒等の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは気象情報等を伝達するなど事故防止に努める。

- e 積雪が一定量を超えると施設等の耐久度により破損するおそれがある場合、学校長は、これを防止するため雪下ろしを実施する。

なお、雪下ろしのいとまがない場合には、一時建物の使用を禁止する等の措置をとる。

6 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

当市における国・県指定文化財の中で、山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがある場合は、適切な応急対策を講ずる。

(2) 実施計画

【所有者等が実施する対策】

積雪量が一定量を超えると、文化財建造物等の耐久度により破損や損傷のおそれがある場合、これを防止するため時期を逸しないよう雪下ろしを実施する。

7 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、雪害が発生し又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して、人命の保護を第一義とした活動に努める。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する対策】（警察本部）

(ア) 警備措置

a 事前措置

- (a) 事前情報の収集と情勢判断
- (b) 警備体制の確立
- (c) 装備資器材等の確保
- (d) 関係機関との連絡協調
- (e) 広報活動の実施

(イ) 雪害発生時の措置

a 雪害情報の収集・被害の調査等

- (a) 事前情報
- (b) 雪害発生時の情報
- (c) 関係機関に対する連絡

b 避難措置等

- (a) 雪崩予想箇所等危険区域の警戒
- (b) 市町村長の行う「避難指示」に対する必要な助言及び協力
- (c) 避難誘導
- (d) 避難後の措置

c 罹災者の救出（救護）活動

- (a) 人命救助活動
- (b) 関係機関の行う救護活動に対する協力

(ウ) 雪害発生後の措置

- a 犯罪の予防・取締
- b 行方不明者の捜索・遺体の見分
- c 各種紛争事案に対する措置
- d 他機関の行う応急対策実施に対する協力
- e 広報の実施
 - (a) 雪害の状況
 - (b) 今後の見通し
 - (c) 復旧措置の状況
 - (d) 罹災者の収容状況
- イ 交通の確保（規制）措置
 - (ア) 道路交通の実態把握
 - (イ) 関係機関との連絡協調
 - (ウ) 所要の交通規制の実施、迂回・誘導措置
 - (エ) 交通整理・取締員の配置
 - (オ) 交通情報の収集・提供
 - (カ) 交通安全施設等の視認性の向上
 - (キ) 交通規制等の広報

8 雪崩災害の発生及び拡大の防止

(1) 基本方針

当市は、急峻な地形が多く、山間地では雪崩等の災害が発生する蓋然性が高く、適切な応急対策を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する対策】（市：都市建設部、農林部、県：建設部、林務部）

- (ア) 雪崩災害の発生の防止、軽減を図るため、専門技術者等を活用して、雪崩危険箇所の点検を実施する。
- (イ) 危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急対策を実施する。
- (ウ) 雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて応急工事を実施する。

イ 【中部森林管理局が実施する対策】

雪害が発生した場合、土木及び林業用機械について市町村等から要請があった場合、協力する。

第3節 避難受入活動にあたっての雪崩災害等に対する配慮

第1 基本方針

災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合に、安全が確保されるまでの間、被災者の当面の居所を確保する必要があるが、避難受入等の活動にあたっては、雪害の特性に応じた配慮を行う。

第2 主な活動

避難受入等の活動にあたっては、雪崩等の危険箇所について配慮する。

第3 活動の内容

(1) 基本方針

雪害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の避難受入等の活動にあたっては、雪崩等の危険箇所について十分に配慮して行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（市民生活部、総務部）

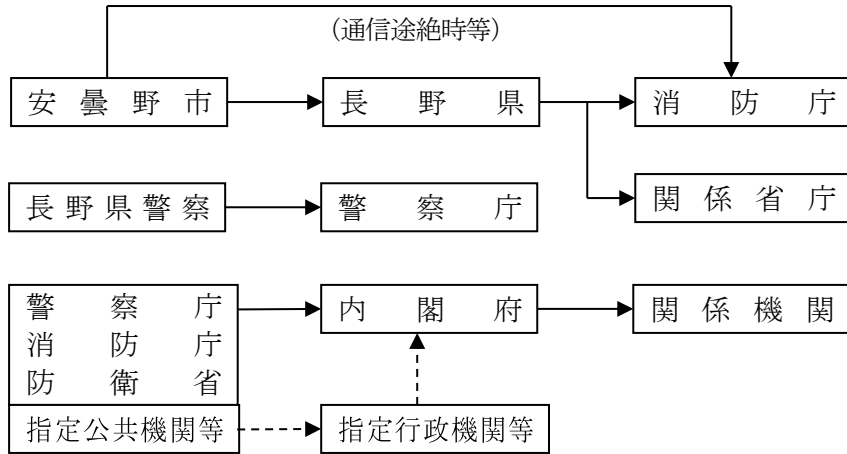
- (ア) 避難誘導にあたっては、住民に対して雪崩等の危険箇所の所在等の避難に資する情報を提供するもの。
- (イ) 指定避難所開設にあたっては、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置する。

イ 【県が実施する対策】

応急仮設住宅の建設が必要な場合は、雪崩等の危険箇所に配慮して、できる限り安全性の高い場所に設置する。

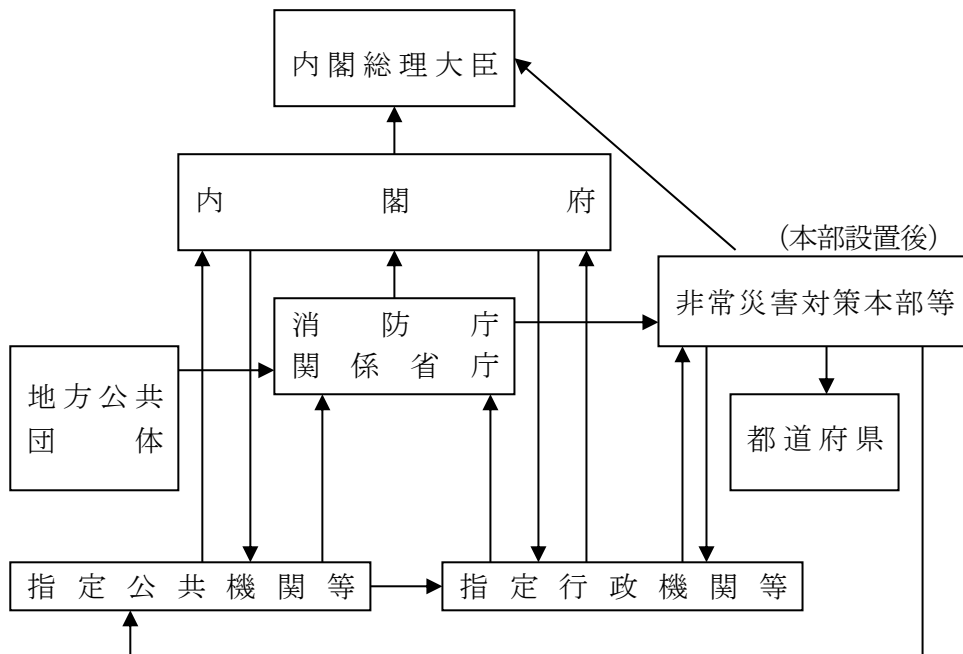
雪害における連絡体制

(1) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

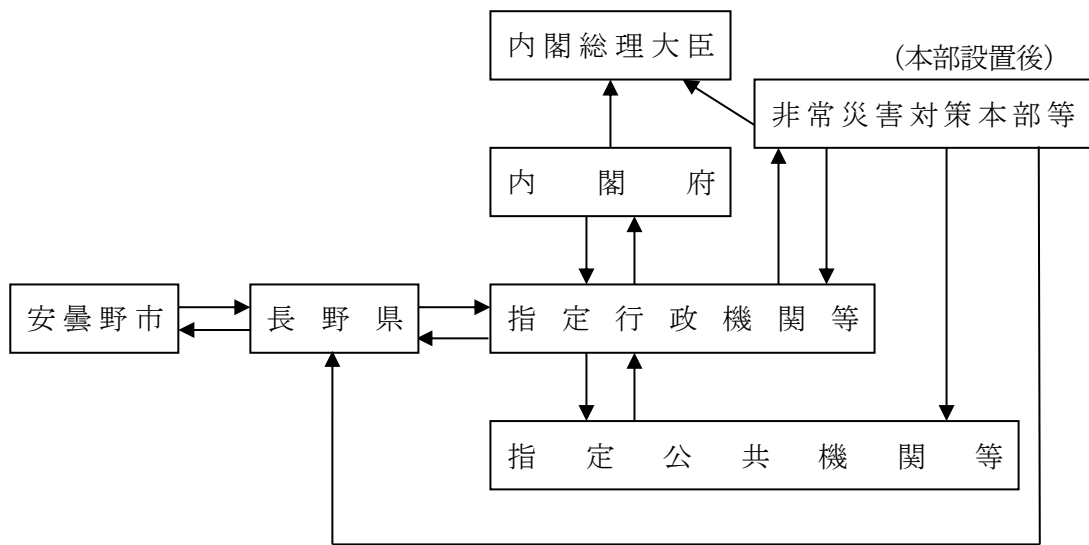


大規模な場合
 (-----> は、指定公共機関等の場合)

(2) 一般被害情報等の収集



(3) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

航空災害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

航空運送事業者等の運航する航空機の墜落等の大規模な事故による多数の死傷者の発生を予防し、また万が一の事故発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助、救急、消火活動を行う関係機関の資機材の整備等に努め、航空災害の予防に万全を期する。

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

第1 基本方針

市・県及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備、情報の分析整理について必要な体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 関係機関及び機関相互における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、発災現場等や民間企業、報道機関、住民等からの情報収集体制の整備を行う。
- 2 機動的な情報収集活動を行うための車両等整備を行う。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 基本方針

市・県及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(全部局、松本広域消防局)

県及び関係機関と連携し、情報収集に努める。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 松本空港内の事故について「松本空港消火救難対策実施要領」の定める緊急時通報網が円滑に機能するよう常に見直しを図る。(企画部)

(イ) 住民から消防機関等を通じ入った災害情報を、国土交通省東京航空局松本空港出張所(以下「CAB」(Civil Aviation Bureau)という。)など救難調整本部へ伝達する方法等をあらか

じめ定めておく。(危機管理部、企画部、警察本部)

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 松本空港の離発着機及び長野県内の航空機の運航状況について、東京航空局との連携により可能な限り把握に努めるとともに、県、航空運送事業者への連絡体制の整備を図る。(CAB)

(イ) 航空機の安全運航に係る松本空港の気象状況についての的確な実況監視を行い関係機関へ伝達する体制を整備する。(東京航空地方気象台松本航空気象観測所)

2 情報収集を行うための情報収集手段の整備

(1) 基本方針

航空機が消息をたつ等、遭難が予想される場合は、上空からの捜索が有効である。機動的な情報収集が行えるよう、航空機等の有効利用ができる体制づくりを行う。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する計画】

(ア) 消防防災ヘリコプターの活用について、緊急運航要綱等にあらかじめ定める。(危機管理部)

(イ) 県警ヘリコプター、ヘリコプターテレビ画像伝送システムを利用した情報収集体制を整えておく。(警察本部)

イ 【関係機関が実施する計画】

航空運送事業者においては、災害情報の収集及び連絡に必要な、情報収集機材の整備に努める。

第2節 災害応急体制の整備

第1 基本方針

市・県及び航空運送事業者は、あらかじめ、非常時の職員の体制、救助・救急医療、消火活動に必要な体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制をあらかじめ整備する。
- 2 空港管理者、消防・警察機関及び医療機関は救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄等に務める。
- 3 関係者への的確な情報伝達活動を行う。

第3 計画の内容

- 1 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制

(1) 基本方針

市・県及び航空運送事業者は、非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連携体制をあらかじめ整備しておく。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（全部局、松本広域消防局）

職員によるより迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。また、必要に応じて見直しを行う。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 職員によるより迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。また、必要に応じて見直しを行う。（危機管理部）

(イ) 空港内の事故について空港管理者は「松本空港消火救難対策実施要領」に基づく関係機関の非常参集体制のマニュアルを作成するとともに、関係機関をまじえた定期的な訓練を実施する。（企画部）

(ウ) 空港内及びその周辺の事故について「松本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」及び「松本空港及びその周辺における消火救難活動実施要領」に基づく、松本地域広域行政事務組合との緊急事態における役割分担等の活動内容を把握するとともに、訓練を定期的に行い、必要な資料等を交換する。

（企画部）

(エ) 消防機関同士の相互応援体制が円滑に行われるよう、火山災害対策編第2章第4節「広域相互応援計画」に定めるとおり、緊急消防援助隊の出動を想定した人命救助活動の支援体制の整備を行う。（危機管理部）

2 救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄

(1) 基本方針

市、県、医療機関等の救助、救急関係機関は、各種活動を迅速、的確に実施するため、必要な資機材の整備に努める。

(2) 実施計画

ア 【松本広域消防局が実施する計画】

松本広域消防局は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、その他応急措置に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 空港管理者は空港内の事故に備えるため、消防ポンプ自動車等の消防用機械、資機材の整備を行うとともに、消防主管部局は消防防災ヘリコプターによる救助、救急活動に必要な資機材の整備を行う。(危機管理部、企画部)

(イ) 空港管理者は、空港内の事故で負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。(企画部)

(ウ) 空港管理者は、空港内の事故に備えるため、空港管理者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制について計画を策定するよう努める。(企画部、健康福祉部)

3 関係者への的確な情報伝達活動

(1) 基本方針

空港管理者及び航空運送事業者は、航空事故に関する情報を常に伝達できるよう体制の整備を行う。

(2) 実施計画【県が実施する計画】

ア 空港管理者は空港内での事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を放送事業者等との連携を図りながら整備する。(企画部)

イ 空港管理者は空港内での事故について家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ航空運送事業者と連携をとりながら計画をしておく。(企画部)

ウ 空港外の事故については、県地域防災計画火山災害対策編第2章第23節「災害広報計画」に準じて体制を整備する。(危機管理部)

第2章 災害応急対策計画

基本方針

航空機の墜落等の大規模な事故により多数の死傷者が発生した場合に迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限に止めることを目的とする。

第1節 情報の収集・連絡・通信の確保

第1 基本方針

市・県及び航空運送事業者等は、事故発生の情報及び被害の状況について情報を得た場合は速やかに情報の収集、関係機関への連絡にあたる。

第2 主な活動

- 1 県は国土交通省から得た情報を、関係市町村等へ連絡する。
- 2 市及び県は、航空機や画像情報による情報収集を行うとともに、被害規模に関する概括的情報を関係機関へ報告する。
- 3 市及び県は、応急対策の活動状況を相互に連絡し合うとともに、国土交通省等非常災害対策本部との情報交換に努める。

第3 活動の内容

1 関係市町村等への連絡等

(1) 基本方針

県は国土交通省等から得た災害発生情報について市町村等に速やかに連絡し、情報収集体制の確立を早期に行う。

(2) 実施計画

ア 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 松本空港の離着陸機及び長野県内の航空機の運航状況、東京航空局からの災害発生情報を得た場合は速やかに県への連絡を行う。(国土交通省東京航空局松本空港出張所(以下「CAB」という。))
- (イ) 県内に発表された気象警報・注意報等を関係機関へ伝達するとともに、松本空港及び航空路における予報の解説を行う。また、松本空港及びその周辺における災害発生情報を得た時は、松本空港における気象状況の臨時観測を行い、関係機関に伝達を行う。(東京航空地方気象台松本空港気象観測所)

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 空港内の事故について「松本空港消火救難対策実施要領」の定める緊急時通報により速やかに現地関係機関に出動の要請を行う等体制を整える。
(危機管理部、企画部、警察本部)

- (イ) 災害発生情報について、速やかに関係消防本部に連絡するとともに、地域振興局を通じ市町村へ連絡を行う。(危機管理部)

2 情報の収集及び報告

(1) 基本方針

市及び県は、航空機や画像により情報を収集した場合や、住民から災害発生直後の1次情報を得た場合は直ちに関係機関へ報告を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(全部局)

市は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに地域振興局へ連絡する。

イ 【県が実施する対策】

- (ア) 空港内の事故について「松本空港消火救難対策実施要領」の定める緊急時通報系統の定めるところにより収集した情報を速やかに集約し、関係する国の機関(国土交通省、関係省庁)へ報告を行う。(危機管理部、企画部、警察本部)
- (イ) 航空機事故等の災害発生の情報を得た場合は、必要に応じて、CABと調整のうえ、ヘリコプターによる情報収集を行う。(危機管理部、警察本部)
- (ウ) 地域振興局は市町村を通じて得た災害発生直後の1次情報を速やかに、危機管理防災課へ報告する。

3 応急活動対策の情報収集

(1) 基本方針

市及び県は、応急対策の実施状況について相互に情報交換を行うとともに、広域応援体制の必要性について随時国土交通省または非常災害対策本部に対して連絡を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(総務部)

市は応急対策の活動状況、対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡する。

イ 【県が実施する対策】

県は指定行政機関を通じ、国土交通省又は非常災害対策本部が設置された場合は本部に対して随時応急対策の活動状況、対策本部の設置状況を連絡するとともに、非常災害対策本部等から得た情報を、市町村等へ提供する。(危機管理部、企画部、警察本部)

第2節 活動体制の確立

第1 基本方針

市、県、関係機関等は災害発生後、速やかに活動体制の確立を図るため、必要な措置をとる。

第2 主な活動

- 1 職員の非常参集、情報収集連絡体制等を確立し、必要に応じて災害対策本部を設置する。
- 2 被害等の規模によっては、必要に応じて広域応援の要請を行う。

第3 活動の内容

- 1 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

(1) 基本方針

発災を覚知した場合は、速やかに関係職員を参集するとともに、情報収集連絡体制の確立のために必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(全部局)

市は、震災対策編第3章第2節で定める非常参集計画に基づき早期参集を行うとともに、想定される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置する。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 火山災害対策編第3章第3節「非常参集職員の活動」に定めるところにより、関係職員は早期参集を行うとともに、想定される災害の規模を勘案し、必要に応じて、災害対策本部を設置する。(危機管理部)

(イ) 空港内の事故について「松本空港消火救難対策実施要領」により、関係職員は迅速に参集する。(危機管理部、企画部、警察本部)

- 2 広域応援体制への早期対応

(1) 基本方針

被害規模により、広域応援体制をとる必要があることから、あらかじめ締結された広域応援協定に基づき速やかに受援体制を整える。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する対策】(市：全部局)

市及び県は、災害の規模等により、被災地方公共団体の活動のみでは、十分な応急活動が行えない場合は、地震災害対策編第3章第3節「広域相互応援活動」において定めるところにより、応援要請を行うとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整える

第3節 搜索、救助・救急及び消火活動

第1 基本方針

災害が発生した場合には、関係機関は速やかに相互に連携して搜索、消火、救助、医療活動を実施する。

第2 主な取組み

- 1 航空機の遭難等の情報を得た場合は、ヘリコプター等多様な手段を活用した搜索活動を実施する。
- 2 空港管理者等は、航空災害が発生した場合は消防機関と連携した消火活動を実施するとともに必要に応じて、関係機関への応援要請を行う。
- 3 関係機関等の協力を得て医療活動を実施する。
- 4 緊急通行車両の通行を確保するため、交通規制を適切に実施する。

第3 活動の内容

- 1 関係機関による、ヘリコプター等多様な手段を活用した搜索活動の実施

(1) 基本方針

東京救難調整本部から、航空機の遭難情報を得た場合は、速やかにヘリコプター等を活用した搜索活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(総務部、松本広域消防局)

県から災害の発生情報を得た場合は、消防機関においては速やかに非常備消防団と連携した搜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。

イ 【県が実施する対策】

東京救難調整本部から航空機の遭難情報を得た場合は、関係省庁との情報交換を密にして、関係消防機関への搜索、市町村へ情報の収集を指示するとともに、必要に応じて、CABと調整のうえ、ヘリコプター等による搜索活動を実施する。(危機管理部、警察本部、企画部)

- 2 消火、救助活動の実施

(1) 基本方針

災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、あらかじめ定められた救助計画等により、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(総務部、松本広域消防局)

市は、被災状況の情報収集に努め、県・関係機関と連携を取りながら、消火、救助活動を実施する。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 空港内で発災した場合は、「松本空港消火救難対策実施要領」に基づき、空港管理者は速やかに各班長に必要な指示を行うとともに消防、警察医療機関等の関係機関に状況の報告、出動の要請を行い、「松本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」、「松本

空港及びその周辺における消火救難活動実施要領」に定めるところにより、活動を実施する。

(企画部)

(イ) 空港外で発災した場合は、県地域防災計画火山災害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるところにより救助・救急活動及び消火活動を実施する。

(ウ) 災害の規模等により、広域応援の実施が必要と認められる場合は、前述したとおり、県地域防災計画火山災害対策編第3章第4節「広域相互応援活動」に定めるところにより要請を行うものとし、必要に応じて第6節「自衛隊災害派遣活動」に定めるところにより要請する。

(危機管理部)

3 医療活動の実施

(1) 基本方針

多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、市医師会や日本赤十字社、自衛隊等の関係機関の協力を得て、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(総務部、保健医療部)

市は、被災状況の情報収集に努め、県・関係機関と連携を取りながら、風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより、医療活動を実施する。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 空港管理者は空港内の事故について「松本空港消火救難対策実施要領」に基づき、地区医師会への協力要請を行う。(企画部)

(イ) 自衛隊や日本赤十字社の協力が必要な場合は、所要の要請を行うとともに不足が見込まれる医薬品がある場合は調達に必要な措置をとる。(危機管理部、健康福祉部)

(ウ) 空港外で発生した事故の場合には、県地域防災計画火山災害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより、医療活動を実施する。

4 緊急車両の通行確保と交通規制の実施

(1) 基本方針

被害状況に応じて、緊急車両の優先通行を図るため、必要な交通規制を実施する。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】

緊急車両の通行を確保するため、一般車両の通行禁止や応援車両の交通誘導を実施する。

また、緊急車両が特定の道路に集中し、渋滞等が発生しないように、必要に応じて、ヘリコプター等により、上空からの規制を実施する。(警察本部)

第4節 関係者等への情報伝達活動

第1 基本方針

被災家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により対応する。

第2 主な活動

- 1 被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- 2 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 被災家族への情報伝達活動

(1) 基本方針

被災家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（総務部）

県・関係機関等と連携を密にし、情報の迅速な伝達等住民である被災家族等への対策に万全を期する。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 県及び航空運送事業者は相互に連絡をとりあいながら、航空災害の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社新聞、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

(イ) 空港外で発生した事故については、県地域防災計画火山災害対策編第3章第28節「災害広報活動」に定めるところにより、被災者の家族等に対する広報活動を実施する。

ウ 【関係機関が実施する対策】

航空運送事業者は搭乗者名簿の提供等を速やかに行い、積極的に情報を提供する。

2 一般住民への情報伝達活動

(1) 基本方針

地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（総務部）

県・関係機関等と連携を密にし、住民に対し情報の迅速な伝達等への対策に万全を期する。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 県及び航空運送事業者は相互に連絡をとりあいながら、航空災害の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社新聞、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

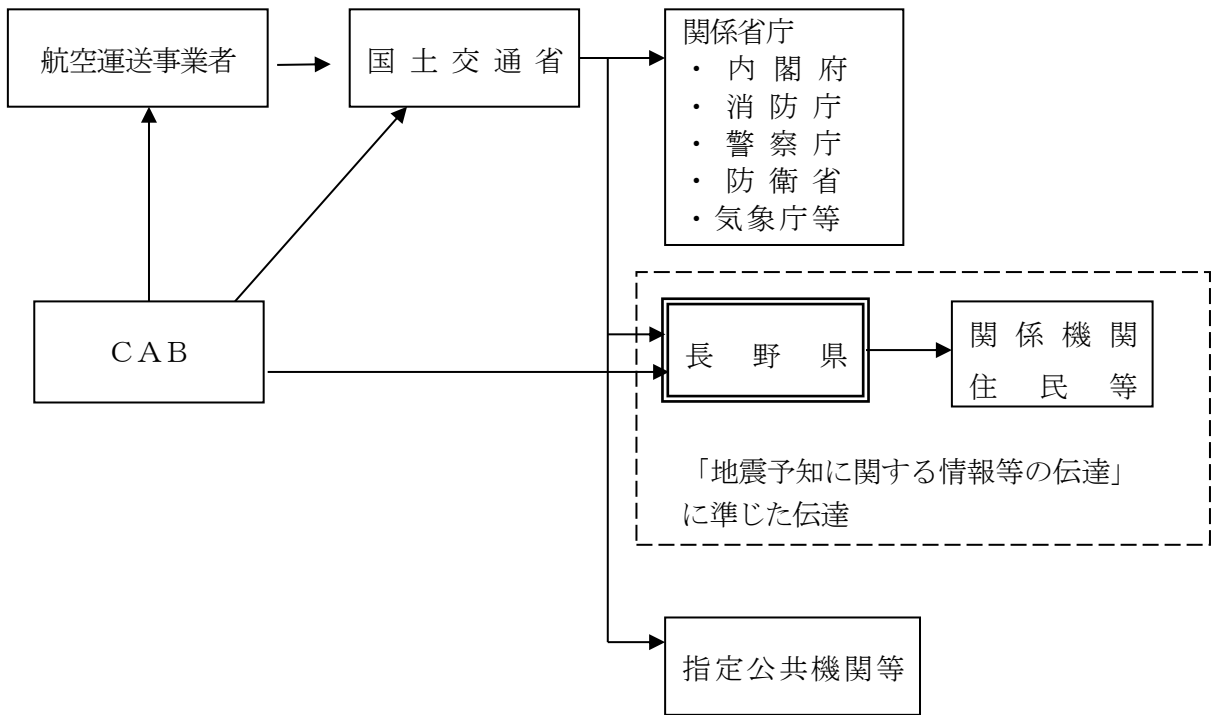
(イ) 空港外で発生した事故については、県地域防災計画火山災害対策編第3章第28節「災害広報活動」に定めるところにより、住民等に対する広報活動を実施する。

イ 【関係機関が実施する対策】

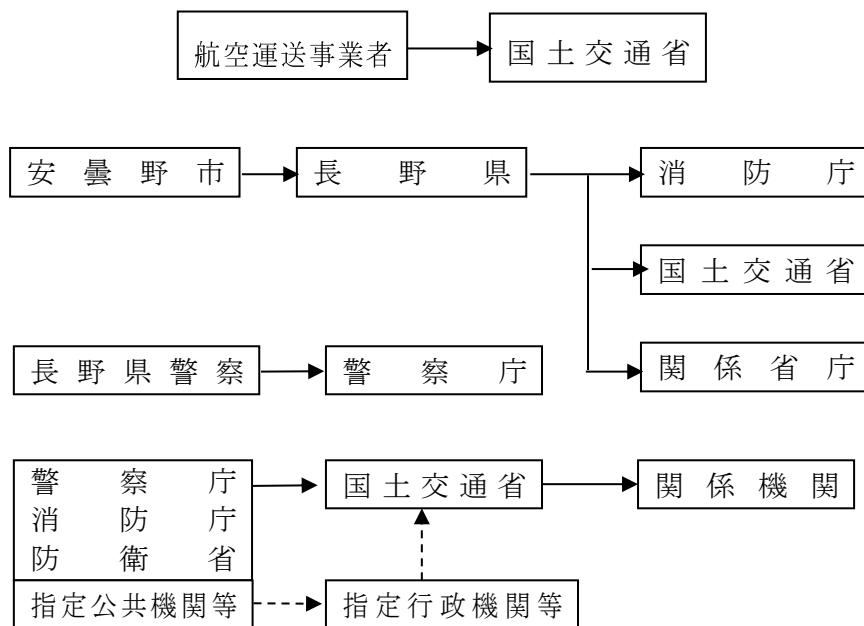
航空運送事業者は航空機の運航等交通機関利用者、一般住民の必要な情報の提供を行う。

航空災害における連絡体制

(1) 航空事故情報等の連絡



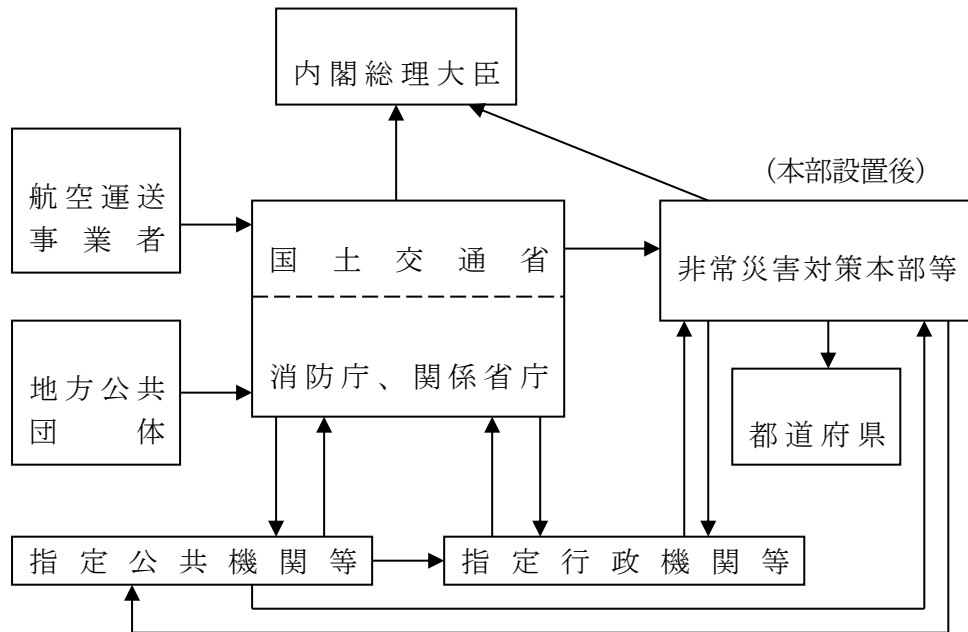
(2) 航空事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡



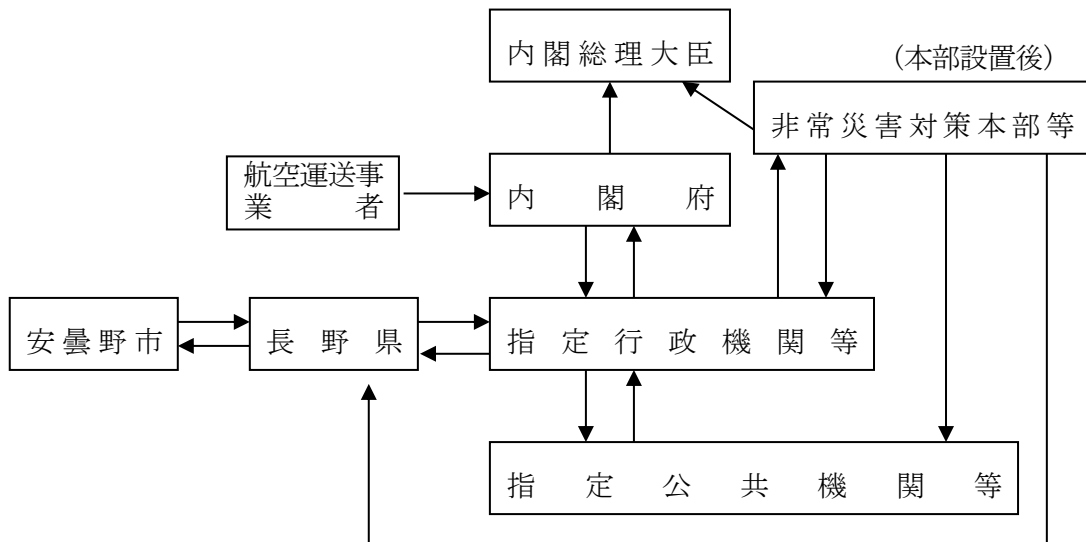
大規模な場合

(---▶ は、指定公共機関等の場合)

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

松本空港消火救難対策実施要領

(目的)

第1条 本要領は、松本空港内における航空機事故、地震等による災害又は建物火災等（以下「緊急事態」という。）に際し、松本空港管理事務所職員及び松本空港内に事務所、営業所等を有する現地関係機関の職員を隊員として編成する松本空港消火救難隊（以下「消火救難隊」という。）が一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

(編成)

第2条 消火救難隊には、隊長1名、副隊長1名をおくほか、次の各班をもって編成し、各班の担当業務は別表のとおりとする。

- (1) 通報連絡班
- (2) 消火班
- (3) 救護誘導班
- (4) 警備班

2 隊長は松本空港管理事務所長を、副隊長は国土交通省東京航空局松本空港出張所長をもってあて、班長は隊員の中から隊長があらかじめ指名するものとする。

3 各班の編成は別に定めるものとする。

(隊員の選任等)

第3条 現地関係機関の長は、当該機関の職員のうちから隊員をあらかじめ選任し、隊長に届け出るものとする。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 現地関係機関の長は、隊長の指示があるときは、隊員以外の人員派遣及び車両等の機材の提供について協力するものとする。

(任務等)

第4条 隊長は緊急事態の発生により消火救難活動の必要を認めるときは、速やかに現地関係機関の長に対し、隊員の出動を要請し、緊急配備につかせるとともにその活動を命じ、隊員を指揮監督するほか、本部の任務の一切を掌理する。

2 副隊長は、隊長の職務を補佐するとともに、隊長不在のときはその職務を代行する。

3 班長は、隊長の命に基づき班員を指揮監督し、それぞれの任務達成に努めるものとする。

4 班員は、班長の指揮のもとに各々その与えられた任務達成のため行動するものとする。

(事故の通報及び応急処置)

第5条 現地関係機関の職員は、緊急事態の発生を発見したとき又はそのおそれのあるときは、速やかに口頭もしくは電話等をもって事故発生の旨を隊長に通報するとともに、被害防止のため臨機応変の処置をとらなければならない。

(隊員の出動)

第6条 隊長は、前条の通報を受けた時は、状況を確認し、必要と判断したときは、別に定める「松本空港緊急時連絡体制図」により、隊員の出動を要請するものとする。

2 隊員は、隊長より出動の要請があったときは、別に指定する集合地点に速やかに集合し、隊長の指示を受けるものとする。

(消火救難器材の整備)

第7条 各班長は、事故等の発生に備え、その任務達成上必要な器具、備品等について常時点検するとともに、これを整備しておかなければならない。

(隊員の表示)

第8条 隊員は、出動及びその行動に当たっては、ヘルメット及び所定の腕章をつけその身分を表示す

るものとする。

(演習)

第9条 消火救難隊は、隊長の指揮のもとに、定期的に総合訓練を実施するものとする。

(その他)

第10条 隊長は、必要に応じてこの要領を実施するための実施細目を、別途定めることができる。

(削除)

附 則

この要領は、平成6年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別表

各班の担当業務

班 名	担 当 業 務 内 容
通報連絡班	関係機関への通報連絡、事故に関する情報収集、各班との連絡調整、報道関係者への対応
消火班	消火活動及び現場保存のための整備
救護誘導班	事故現場での罹災者の救護、旅客等の避難及び誘導
警備班	関係者以外の空港内立入規制、待合客、見学者等部外者の避難誘導と立入規制、車両の誘導整理

道路災害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生じることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び住民の生命身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

第1 基本方針

自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう、各関係機関において情報交換を図る等、平常時より連携を強化しておく。

第2 主な取り組み

関係各機関の情報連絡体制、連携を強化し、気象警報・注意報等の的確な発表、伝達の実施に努める。

第3 計画の内容

1 気象警報・注意報等の的確な発表、伝達等

(1) 基本方針

道路利用者に対する気象警報・注意報等の周知不足が大災害に発展した場合も多く、情報収集とともに、道路利用者に情報を周知することが求められる。

(1) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するために、平常時から長野地方気象台、県警等関係機関との連携を強化しておく。また、道路利用者に気象警報・注意報等を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 道路管理者は、気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するために、平常時から長野地方気象台、県警等関係機関との連携を強化しておく。また、道路利用者に気象警報・注意報等を迅速に提供するための体制の整備を図る。（建設部、道路公社）

(イ) 道路管理者及び警察本部は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制及び情報伝

達体制の整備を図る。(建設部、警察本部、道路公社)

ウ 【関係機関が実施する計画】

気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各関係機関へ速やかに伝達する。(長野地方気象台)

第2節 道路（橋梁等を含む）の整備

第1 基本方針

自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう安全に配慮した道路（橋梁等を含む）整備を行う。

また、気象条件により自然災害・事故等の発生のおそれがあるときは、未然にこれを防ぐ施設を整備する。

第2 主な取組み

道路（橋梁等を含む）の自然災害・事故等に対する安全性を確保するため、危険箇所の点検を実施し、道路（橋梁等を含む）の整備を図る。

第3 計画の内容

1 道路（橋梁等を含む）の自然災害・事故等に対する安全性の確保

(1) 基本方針

自然災害・事故が発生した場合、道路（橋梁等を含む）は、落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、橋梁等重要構造物の破損、電柱等の倒壊、事故車両等によって交通不能あるいは交通困難な状態になる場合も予想される。この対策として各道路管理者ならびに警察等関係機関は、道路（橋梁等を含む）について自然災害・事故等に対する対策の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（都市建設部）

(ア) 市は、それぞれの施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行う。

(イ) 自然災害・事故等が発生した場合に救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路の拡幅等整備を図る。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 自然災害が予測される危険箇所の点検実施に努め、緊急度の高い箇所から順次整備する。
（林務部、農政部、建設部、道路公社）

(イ) 橋梁点検に基づき緊急度の高い橋梁から耐震性の強化を順次整備する。
（建設部、道路公社）

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 自然災害・事故等が予測される危険箇所等について現場点検の実施に努め、緊急度の高い箇所から逐次必要な対策を実施する。

（地方整備局、東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱）

(イ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。（地方整備局、東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱）

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合に備えて、平常時から情報の収集・連絡体制、災害応急体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 関係各機関において緊急に必要となる相互支援について、連携の強化等、災害応急体制を整備する。
- 2 関係者への的確な情報伝達活動を行う。

第3 計画の内容

1 災害応急体制の整備

(1) 基本方針

自然災害・事故等により、道路（橋梁等を含む）が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、各機関単独では対応が遅れる恐れがある。

この対策として被災後の応急復旧及び復旧活動に関し、各関係機関において緊急時の相互応援が必要な場合に備えて、平常時から連携を強化しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日頃から関係機関との関係を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（保健医療部）

市は、地域防災計画等の定めるところにより、関係機関との協力体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び中央日本四県との協定を締結しており、訓練の実施等平常時から連携強化に努める。（危機管理部）

(イ) 自然災害・事故等発生時に速やかに交通規制、交通誘導等ができるよう、訓練等を通じて普段から災害応急体制の整備を図る。（警察本部）

(ウ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平常時から連携を強化しておく。（全機関）

(エ) 応急復旧に関して、建設業協会等と事前に災害時における応急対策業務に関する協定を締結し、交通の確保を図る。（建設部、道路公社、警察本部）

(オ) 地域医療センターを中心に、被害者の受入状況、医療スタッフの状況等、迅速な情報交換と効率的な被害者の移送を確保するための整備を図る。また、県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。（健康福祉部）

(カ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。

（危機管理部、健康福祉部）

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県、市町村の協定等に協力する。(全機関)
- (イ) 自然災害・事故等の発生時において、資機材の調達及び応急復旧が緊急に必要となる場合に備え、事前に必要な措置を講じておく。(地方整備局)
- (ウ) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図る。(医療機関)
- (エ) 長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図る(医師会)

2 関係者への的確な情報伝達体制の整備

(1) 基本方針

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう体制の整備を行う。

(2) 実施計画

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を、放送事業者等との連携を図りながら整備する。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また、必要に応じ迂回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止めるとともに、応急復旧工事を行う。

被害が甚大な場合は、必要に応じて相互に支援を行うことにより処理する。

第1節 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保

第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握しその後の救急・救助活動や応急対策に資するようにする。

第2 主な活動

情報不足による混乱の発生及び被害の拡大を防止するため、災害情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・提供・連絡活動の実施

(1) 基本方針

災害発生時に迅速な情報を収集することは、災害応急対策を実施する上で重要である。このため、迅速な情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

また、被害拡大の防止等を図るため、道路利用者への情報提供に努める。

(3) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(都市建設部、総務部)

パトロール等の結果や通報、防災行政無線等により入手した情報を、県防災行政無線等を活用して、速やかに県、関係各機関へ通報する。

イ 【県が実施する対策】

(ア) 道路(橋梁等を含む)の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール等を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集を行う。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。(建設部、道路公社、警察本部)

(イ) 収集した情報に基づき、交通規制の実施、迂回路の選定及び情報の提供を行う。(建設部、道路公社、警察本部)

ウ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、道路管理者は速やかにパトロールを

実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努める。

(地方整備局、東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱)

- (イ) 道路管理者はパトロール等の結果、災害の発生又はその恐れがある場合、速やかに県、市町村、関係各機関へ通報する。また、市町村や県、他の機関等から入手した応報を道路復旧に活用するなどお互いに協力する。

(地方整備局、東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱)

第2節 救急・救助・消火活動

第1 基本方針

道路災害が発生した場合には、負傷者の救急・救助活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が協力体制を確立する。

第2 主な活動

市、県及び関係各機関は、道路事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助活動に努める。

第3 活動の内容

1 救急・救助活動

(1) 基本方針

道路災害発生時においては、何をおいても人命を第一とし、迅速な救急・救助活動に努める。

(2) 実施計画

ア 【市及び松本広域消防局が実施する対策】(保健医療部、松本広域消防局)

震災対策編第3章第6節「救助・救急・医療活動」及び第7節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

イ 【道路管理者が実施する対策】

事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うよう努めるとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力する。

第3節 災害応急対策の実施

第1 基本方針

各機関は、自然災害・事故等が発生した場合は、災害応急対策を円滑かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。

また、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかに道路利用者に周知せしめる。

第2 主な活動

- 1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等それぞれが、路上障害物除去、緊急輸送路確保等の応急活動を実施する。

また、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供する。

- 2 関係機関の間で整備した業務協定等に基づく応急活動を実施する。

第3 活動の内容

- 1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等の応急活動の実施

(1) 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合には、速やかに道路障害物除去等の応急活動を実施し、被害を最小限度にとどめるとともに、二次災害を防ぐために交通規制等を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部）

行政区域内の道路（橋梁等を含む）の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

イ 【県が実施する対策】

(ア) パトロール等の点検結果や、発見者の通報等をもとに、速やかに路上の障害物の除去等の応急活動を実施するとともに、二次災害を防ぐための交通規制、迂回路の設定等の応急活動を実施する。

災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。

（建設部、警察本部、道路公社）

(イ) 迅速に立入禁止区域を設定するとともに通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を的確に行う。

また、二次災害の防止及び緊急交通路を確保する必要があると認める場合は、災害対策基本法第76条の規定に基づき、被災地域の範囲を区域とし、あるいは通行可能な緊急規制対象道路の区間を緊急交通路として指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限する。（警察本部）

ウ 【関係機関が実施する対策】

(ア) パトロール等の点検結果や道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道

路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

(地方整備局、東日本高速道路(株)・中日本高速道路(株))

- (イ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して関係機関の一元化した情報提供を行う。

(地方整備局、東日本高速道路(株)・中日本高速道路(株))

2 関係機関の協力体制の確立

(1) 基本方針

関係各機関が協力して活動することは、災害応急対策を実施するうえで有効である。このため各機関が相互に情報を共有し、協力して災害応急対策活動を実施する体制を確立する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(総務部、都市建設部)

必要物資等について速やかに県に要請するなど、県と連絡を密にし、協力して効率的な人員資材の運用に努める。

イ 【県が実施する対策】

パトロール等の点検結果や通報等の情報を、速やかに防災行政無線等を利用して市町村、関係各機関へ通報する。

また、入手した情報をもとに、お互いに必要な人員資材を融通し合うことにより、効率的な人員資材の運用に努める。(危機管理部、建設部、警察本部、道路公社)

ウ 【関係機関が実施する対策】

パトロール等による点検の結果や通報等の情報を、速やかに県、市町村、関係各機関へ通報する。また、市町村や県、他の関係機関等から入手した情報を道路復旧に活用するなどお互いに協力して、より効率的な人員資材の運用に努める。

(地方整備局、東日本高速道路(株)・中日本高速道路(株))

第4節 関係者への情報伝達活動

第1 基本方針

被災家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により対応する。

第2 主な活動

被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 被災家族等に対する的確な情報伝達活動

(1) 基本方針

被災家族等のニーズを充分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

(2) 実施計画【市、県及び関係機関が実施する対策】（市：総務部、都市建設部）

道路事故災害の状況、安否状況、医療機関などの状況を把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

第5節 道路（橋梁等を含む）の応急復旧活動

第1 基本方針

道路管理者は、迅速かつ的確に道路（橋梁等を含む）の応急復旧を行い、早期に道路交通の確保に努める。

第2 主な活動

道路交通の早期回復のため、道路（橋梁等を含む）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動を実施する。

第3 活動の内容

1 迅速な道路（橋梁等を含む）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動

(1) 基本方針

道路管理者は、被害の状況、本復旧までの工期施工量等を勘案し、迅速かつ的確な道路（橋梁等を含む）の応急復旧を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（都市建設部）

パトロール等の点検結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。

応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

イ 【県が実施する対策】

パトロール等の点検結果等をもとに、速やかに被災道路の応急復旧工事を行う。

応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

応急対策業務に関して、必要に応じて「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、建設業者団体等に協力を要請する。（建設部、道路公社）

信号機の倒壊等が発生した場合、信号機施工業者との連携による緊急補修を行うとともに、滅灯信号機については可搬式発動発電機により速やかな電源確保を行う。また、道路標識の倒壊、損壊については、重要な標識から優先して、補修や移動式標識の設置による応急対策を実施する。（警察本部）

ウ 【関係機関が実施する対策】

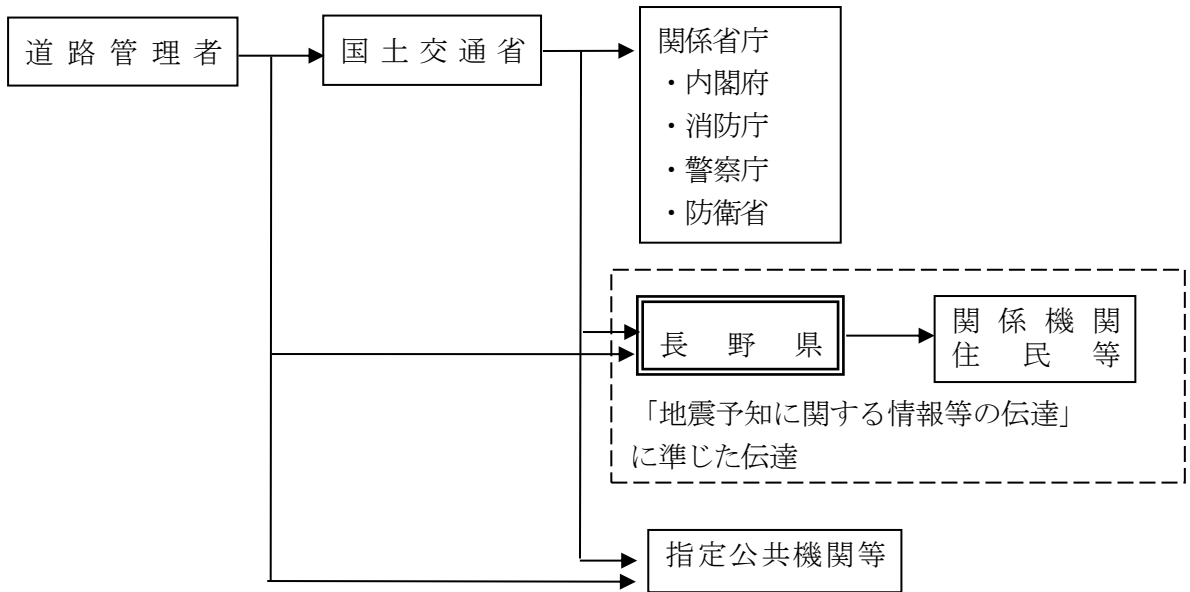
(ア) パトロール等の点検結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。

応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。（地方整備局、東日本高速道路株・中日本高速道路株）

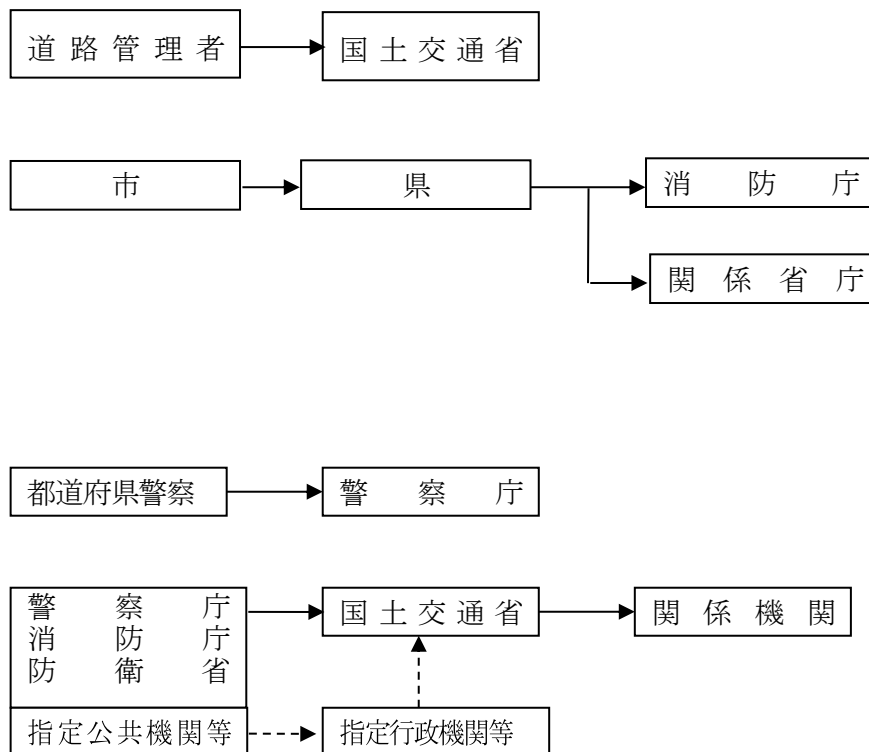
(イ) 県からの「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づく要請に対して、公共施設の応急復旧工事等の活動を実施する。（建設業者団体等）

道路災害における連絡体制

(1) 道路災害等事故情報の連絡

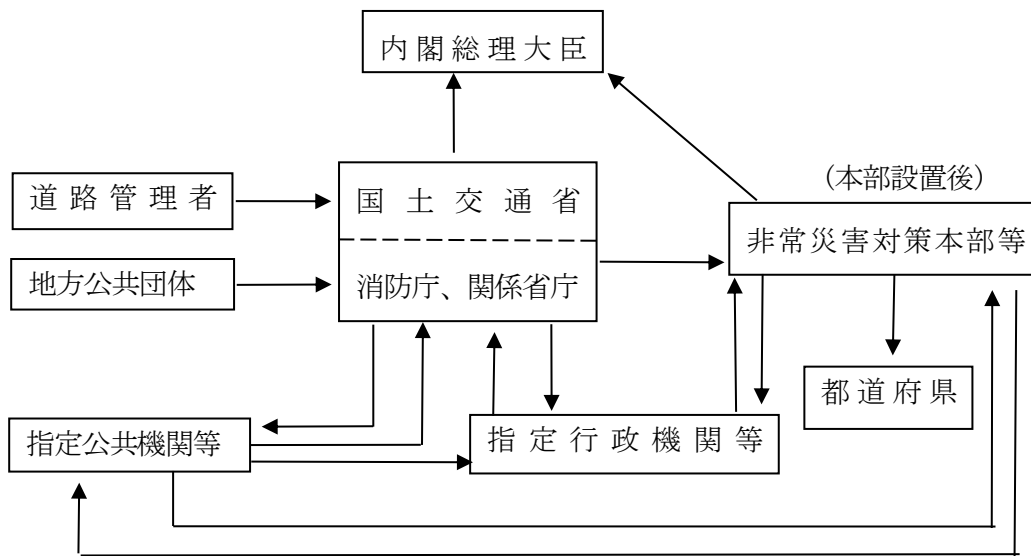


(2) 道路事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

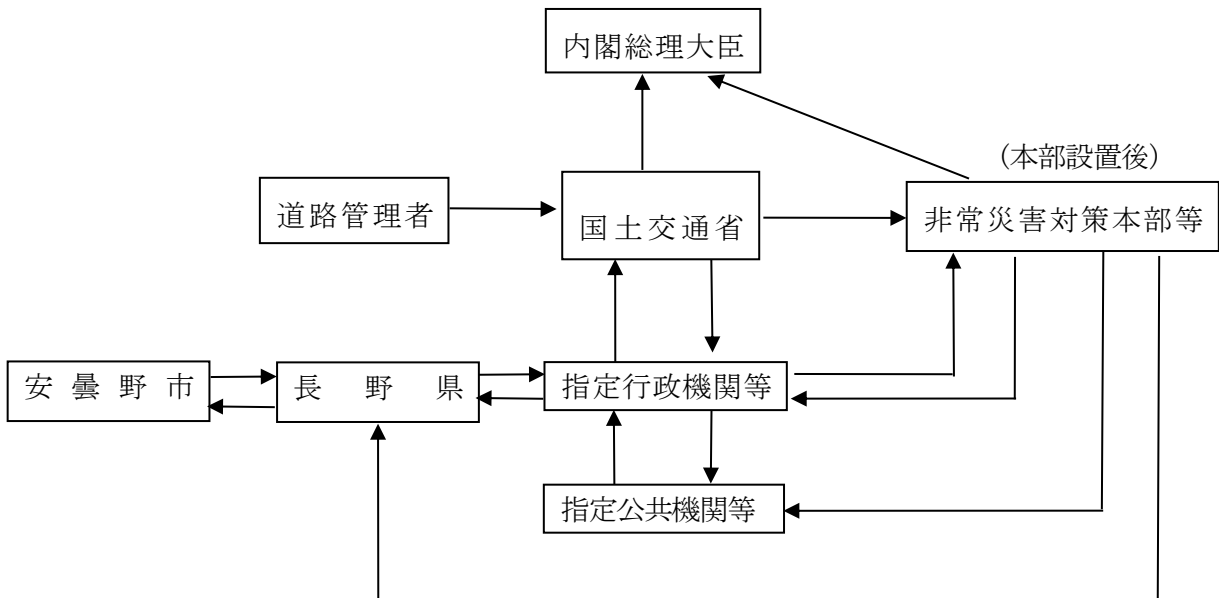


大規模な場合
 (-----> は、指定行政機関の場合)

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、安曇野市地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や県等との連絡体制まで含めた体制の概要を図示したものである。

鉄道災害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

大規模な鉄道事故に備えて、鉄道及び車両等の安全を確保し、利用者及び住民等の生命及び身体を保護するため、予防活動の円滑な推進を図る。

第1節 鉄道交通の安全のための情報の充実

第1 基本方針

踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、踏切道の安全通行や鉄道事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。

第2 主な取組み

市及び鉄道事業者等は鉄道事故防止のための知識の普及に努める。

第3 計画の内容

事故防止のための知識の普及

1 基本方針

外部要因による事故を防止するため、鉄道事故防止等に関する知識を広く一般に普及する必要がある。

2 実施計画【市、県及び鉄道事業者が実施する計画】（市：都市建設部、警察本部、鉄道会社）

全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等の広報・啓発活動を行うよう努める。

第2節 鉄道施設・設備の整備・充実等

第1 基本方針

大規模鉄道事故の防止のためには、軌道・踏切等の施設や安全のための設備の整備・充実を図るとともに、鉄道施設周辺の安全を確保する必要がある。

また、被害がさらに拡大することを防止するため、あらかじめ適切な措置を講ずる必要がある。

第2 主な取組み

- 1 市、県、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の改良のため必要な対策を講ずる。
- 2 鉄道事業者は、鉄道施設の保守を適切に実施するとともに、運転保安設備等の整備・充実に努めるほか、鉄道事故による被害の拡大を防止するため、あらかじめ必要な対策を講ずる。
- 3 市、県及び道路管理者は、鉄道施設周辺の安全を確保するために必要な対策を講ずる。
- 4 市及び県は、鉄道事故による住民生活への支障等を防止するために必要な措置を講ずる。

第3 計画の内容

1 踏切道の保守・改良

(1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、踏切道の保守・改良等に万全を期す必要がある。

(2) 実施計画【市が実施する計画】(都市建設部)

踏切道の改良のため、以下の対策の実施に努める。

- ア 踏切道の立体交差化
- イ 踏切道の構造の改良
- ウ 踏切保安設備の整備

2 施設・設備の整備

(1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、軌道及び列車防護施設・保安設備等の点検・整備等に万全を期す必要がある。

(2) 実施計画

ア 【鉄道事業者が実施する計画】

事故を防止するとともに、事故の発生に際し、迅速かつ円滑な措置を講ずることができるよう、以下の対策を行う。

- (ア) 線路・路盤等の施設の適切な保守
- (イ) 線路防護施設の整備の推進
- (ウ) 列車集中制御装置 (CTC) の整備、自動列車停止装置 (ATS) の高機能化等の運転保安設備の整備・充実
- (エ) 諸施設の新設及び改良
- (オ) 列車防護用具、災害用資材及び非常用器材等の整備
- (カ) 救援車・作業車等の整備
- (キ) 建築限界の確認

(ク) 保安設備の点検・整備

イ 【東日本旅客鉄道㈱が実施する計画】

復旧機材の保管場所及び主要部品をあらかじめ定めておく。

3 鉄道施設周辺の安全の確保

(1) 基本方針

鉄道事故を防止するため、鉄道施設周辺の安全を確保するための適切な措置を講ずる必要がある。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】(都市建設部)

大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険箇所の把握、防災工事の実施等の土砂災害対策を講ずる。

4 被害の拡大を防止するための事前の措置

(1) 基本方針

大規模事故が発生した際に、さらなる被害の拡大を防ぐために、あらかじめ適切な措置を講じておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(都市建設部)

主要な鉄道施設の被災による、広域的な経済活動への支障及び住民生活への支障並びに地域の孤立化を防止するため、主要な交通網が集中している地域について土砂災害対策等を重点的に実施する。

イ 【鉄道事業者が実施する計画】

(ア) 鉄道事業者及び関係機関等の所有する応急用建設機材の配置状況及び数量等を把握するとともに、事故発生時においてこれらを緊急に使用できるよう、その方法等を定めるよう努める。

(イ) 事故等の発生により、走行する列車の運行に支障が生ずるおそれのあるときには、鉄道施設及びその周辺の監視強化を行い、輸送の安全確保に努める。

ウ 【北陸信越運輸局が実施する計画】

(ア) 鉄道事業者に対し、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるよう指導する。

(イ) 鉄道事業者に対し、土砂災害等からの鉄道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の災害等防止設備等の点検及び除雪体制の整備等、積雪等に対する防災体制の確認を行うよう努めるとともに、災害により列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視等に努めるよう指導する。

(ウ) 鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に

支障が生ずるおそれ予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、必要により計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。また、利用者への情報提供のあり方については、①利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法、②計画運休の際の振替輸送のあり方、③地方自治体への情報提供の仕方など、鉄道事業者等と行った検討結果を踏まえ、国土交通省において作成したモデルケースを参考に各鉄道事業者において情報提供タイムラインをあらかじめ作成しておくよう指導する。

第3節 鉄道車両の安全性の確保

第1 基本方針

大規模鉄道事故を防止するためには、鉄道車両の安全性をより一層向上させることが重要であり、そのため鉄道事業者は、検査体制の充実に努める必要がある。

第2 主な取組み

鉄道事業者は、検査体制を充実させるため、検査精度の向上及び検査データの科学的分析等に努める。

第3 計画の内容

検査体制の充実

1 基本方針

鉄道車両の安全性をより一層向上させるため、検査体制の充実に努める必要がある。

2 実施計画

(1) 【鉄道事業者が実施する計画】（鉄道会社）

ア 新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図る。

イ 車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努める。

(2) 【北陸信越運輸局が実施する計画】

鉄道車両の検査については、IT 技術等の新技術を取り入れた検査機器の導入を促進して検査精度の向上を図るとともに、新技術の導入に対応して研修担当者の教育訓練内容の充実を図る。また、車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、保守管理へ反映させることにより車両故障等の予防を図る。

第4節 鉄道交通に携わる人材の育成

第1 基本方針

大規模鉄道事故及びそれによる被害の拡大を防止するためには、鉄道の運行に携わる者の資質をより一層高めることが重要であり、人材の育成に努める必要がある。

第2 主な取組み

鉄道事業者は、乗務員等に対する教育成果の向上を図るとともに、検査担当者等の教育訓練の充実に努める。

第3 計画の内容

人材の育成

1 基本方針

鉄道の運行に携わる者の資質をより一層高めるため、人材の育成に努める必要がある。

2 実施計画

(1) 【鉄道事業者が実施する計画】

ア 乗務員及び保安要員に対する教育成果の向上を図るとともに、適性検査の定期的な実施に努める。

イ 車両の安全性をより一層高めるため、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。

(2) 【東日本旅客鉄道㈱が実施する計画】

鉄道事故に備え、次の事項について社員に徹底しておく。

ア 事故の応急措置及び復旧方法

イ 事故情報の伝達及び旅客誘導方法

ウ 非常招集の範囲及び方法

エ 復旧用具の整備

オ その他必要と認める事項

(3) 【北陸信越運輸局が実施する計画】

鉄道事業者に対し、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努めるよう指導する。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 基本方針

大規模鉄道事故の発生に際して、迅速かつ円滑な応急対策を実施し、復旧・復興に備えるために、あらかじめ体制等の整備を行う必要がある。

事故発生時においては、被害情報や負傷者の受入体制等の情報を、関係機関が迅速かつ適切に入手することが不可欠であるため、情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について、事前に連携体制を確立する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 市、県及び鉄道事業者は、迅速・確実な情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 鉄道事業者は、事故発生時の重要通信の確保及び外部機関との情報連絡手段の確保のため、必要な措置を講ずる。
- 3 市、県及び鉄道事業者は、応急措置のための救急救助体制、初期消火体制及び旅客避難体制の整備に努める。
- 4 市、県及び医療機関等は、日頃から相互の連携を密にし、応援・協力体制の確立を図る。
- 5 市、県、道路管理者及び鉄道事業者は、緊急輸送活動のための体制の整備を図る。
- 6 鉄道事業者は、事故の発生を想定した訓練を実施し、迅速かつ円滑な対応方の確立に努める。
- 7 鉄道事業者は、事故復旧に備え、人員の応援計画及び復旧資材の調達計画を定める。

第3 計画の内容

1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、日頃から関係機関相互の連絡を緊密にし、情報収集・連絡体制をあらかじめ整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】（市：総務部、都市建設部）

ア 事故発生時の円滑な応急対策のため、迅速かつ確実な情報収集・伝達が行われるよう、日頃から相互の連絡を緊密にし、体制をあらかじめ整備しておく。

イ 特に、鉄道事故を引き起こすおそれのある浮き石、落石等を発見した場合に、必要に応じて相互に連絡を取り合うための連絡体制を、事前に確立する。

2 通信手段の確保等

(1) 基本方針

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、外部機関との情報連絡手段を確保する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【鉄道事業者が実施する計画】

(ア) 事故発生時の重要通信の確保のため、指令電話及び列車無線等の整備に努める。

(イ) 外部機関との情報連絡手段を確保するため、無線電話又は災害時優先電話の整備に努める。

イ 【北陸信越運輸局が実施する計画】

- (ア) 関係省庁、公共機関、地方公共団体とともに、また、鉄道事業者を指導して、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
- (イ) 鉄道事業者に対し、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努めるよう指導するとともに、関係鉄道事業者に対し、衛星携帯電話や鉄道専用電話等の導入等について、早期に対応するよう指導する。その際、電気通信事業者の協力を得ることに努めるよう指導する。
- (ウ) 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。
- (エ) 収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3 救助・救急・消火活動のための体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時における迅速かつ円滑な救助・救急・消火活動のため、適切な体制を整備し、関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び松本広域消防局が実施する対策】（保健医療部、松本広域消防局）

震災対策編第2章「災害予防計画」第6節「救助・救急・医療計画」及び第7節「消防・水防活動計画」に定めるとおり体制の整備等に努める。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 消防防災ヘリコプターの導入による航空消防防災体制の確立を図る。
- (イ) ドクターヘリによる救急搬送体制の確立を図る。
- (ウ) 市等と連携し、火災予防運動、防災訓練等を通じて、住民等に対して災害発生時における火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

ウ 【鉄道事業者が実施する計画】

- (ア) 事故発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、市、県及び消防機関との連携の強化に努める。
- (イ) 火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、県・市町村及び消防機関との連携の強化に努める。
- (ウ) 事故発生時における混乱を防止し、秩序を維持するために、駅構内及び列車等における、旅客の誘導等に関する実施要領を定めるよう努める。

4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 基本方針

医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、事故発生時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】（保健医療部、松本広域消防局）

(ア) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

(イ) 近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法について、事前に定めておく。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

(ア) 地域災害医療センターを中心に、被害者の受入状況及び医療スタッフの状況等、迅速な情報交換のため、広域災害救急医療情報システムの利用を推進するとともに効率的な被害者の移送を確保するための整備を図る。

(イ) 県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。

(ウ) 市事故対策本部等へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と、相互の協力関係の確立を図る。

(エ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図る。

(イ) 長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図る。

5 緊急輸送活動のための体制の整備

(1) 基本方針

事故発生時の応急活動に必要な人員・資機材等の輸送のため、道路交通管理体制を整備するとともに、緊急自動車の整備等に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市、県及び道路管理者が実施する計画】（市：都市建設部）

市、県及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

イ 【鉄道事業者が実施する計画】

事故発生時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急輸送計画を定めておくとともに、緊急自動車の整備に努める。

6 防災訓練の実施

(1) 基本方針

事故発生時に適切な行動をとることによって、被害を最小限にとどめるためには、具体的な状況を想定した日頃からの訓練が重要である。

(2) 実施計画【鉄道事業者が実施する計画】

事故の発生を想定した情報伝達訓練を実施するとともに、市及び県の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

7 事故復旧への備え

(1) 基本方針

事故発生時の復旧作業に備え、あらかじめ計画を定めておく必要がある。

(2) 実施計画【鉄道事業者が実施する計画】

鉄道事業者は、施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に備え、人員の応援計画及び復旧資材の調達計画をあらかじめ定めておく。

第6節 再発防止対策の実施

第1 基本方針

鉄道事故が発生した場合には、類似・同種の事故の再発を防止することが極めて重要であり、そのため、徹底的な原因究明により再発防止を図る必要がある。

第2 主な取組み

鉄道事業者は事故の再発防止のため、その原因を究明し、究明した成果を安全対策に反映させるよう努める。

第3 計画の内容

1 事故原因の究明等

(1) 基本方針

鉄道事故の再発防止のため、その原因を究明し、安全対策に反映させるよう努める必要がある。

(2) 実施計画

ア【鉄道事業者が実施する計画】

(ア) 事故発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故発生の直接又は間接の要因となる事実について、関係機関の協力を得て調査を進め、事実の整理を行う。

(イ) 事故の原因が判明した場合には、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故の再発防止に努める。

イ【北陸信越運輸局が実施する計画】

鉄道事業者とともに事故災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生時の直接又は間接の要因となる事実について、警察機関、消防機関等の協力を得て運輸安全委員会が行う調査の支援を行う。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

本章では、大規模鉄道事故が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、鉄道事故に特有のものについて定める。

第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、正確な情報を迅速に収集し伝達することが極めて重要であり、そのため、情報収集・連絡体制を整備する必要がある。

第2 主な活動【鉄道事故情報等の連絡】

- 1 鉄道事故情報等については、鉄道事業者から収集し、関係市町村及び関係機関に円滑かつ迅速に伝達する。
- 2 大規模鉄道事故発生直後の人的被害等の第1次情報、一般被害情報及び応急対策の活動情報等については、各関係機関が速やかにこれを調査・収集し、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに伝達する。

第3 活動の内容

1 鉄道事故情報等の連絡

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した際に、速やかに初動体制を確立するため、事故発生情報を直ちに収集し伝達する必要がある。

(2) 実施計画

ア 伝達系統は「鉄道災害における連絡体制」のとおり。

イ 【市が実施する対策】（総務部、都市建設部、市民生活部）

(ア) 市、県及び鉄道事業者は、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、必要に応じて互いに連絡を取り合う。

(イ) 発見又は連絡に基づき、市及び県は直ちに、警戒体制の強化、避難勧告、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講ずる。

(ウ) 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者は直ちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

ウ 【北陸信越運輸局が実施する対策】

鉄道事業者に対し、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるよう指導する。

2 その他各種情報等の収集・連絡

(1) 基本方針

事故発生後の第1次情報（被害速報等）をはじめ、応急対策のために必要な各種の情報を、迅速かつ円滑に収集し伝達する必要がある。

(2) 実施計画

事故発生直後の第1次情報、一般被害情報及び応急対策活動情報等についての伝達系統は、「鉄道災害における連絡体制」のとおり。

第2節 活動体制及び応援体制

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合において、適切な事故応急対策を実施するためには各関係機関が速やかに活動体制を整える必要がある。

第2 主な活動

- 1 鉄道事業者は、被害の拡大の防止のため、発災後速やかに必要な措置を講じ、必要な体制をとる。
- 2 市及び県は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、被害の規模等により必要に応じて、応援を要請し又は応援を実施する。
- 3 市及び県は、被害の状況等に応じて必要があれば直ちに、自衛隊に災害派遣を要請するための手続きをとる。

第3 活動の内容

1 鉄道事業者の活動体制

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合、鉄道事業者は速やかに活動体制を整え、適切な応急対策を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【鉄道事業者が実施する対策】

(ア) 被害拡大防止措置

- a 関係列車の非常停止の手配
- b 乗客の避難

(イ) 活動体制の確立

- a 職員の非常招集
- b 情報収集連絡体制の確立
- c 対策本部の設置

イ 【東日本旅客鉄道㈱が実施する対策】

- (ア) 事故が発生したときは、列車防護等応急手配を講ずるとともに、併発事故の防止に努める。
- (イ) 事故が発生したときは、必要により現地対策本部を設ける。
- (ウ) 列車の脱線、線路の故障等により、輸送に著しく影響を及ぼすおそれがある事故が発生した場合は、必要により対策本部を設ける。

ウ 【北陸信越運輸局が実施する対策】

- (ア) 鉄道事業者に対し、発災後速やかに、災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、あらゆる手段を用いた乗客の避難等の必要な措置を講ずるよう指導する。
- (イ) 鉄道事業者に対し、その管理する鉄道施設等の被害状況の早急な把握、被災した鉄道施設等の迅速な応急復旧を行わせる。この場合、必要に応じて、応急復旧に係わる事業者間の広域的な応援体制が的確に機能するよう指導する。
- (ウ) 鉄道事業者に対し、事故災害等が発生した場合には、鉄道利用者に対して復旧の見通し等について適切な情報提供に努めるよう指導する。

2 広域応援体制

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、その被害の状況等に応じて、市・県は広域応援を要請し、また他の県・市町村からの要請に応じて応援を行う。

(2) 実施計画

【市が実施する対策】（総務部）

ア 鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、他県・他市町村に応援を求める。

イ 他県・他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整える。

3 自衛隊派遣要請

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合において、被害の状況等に応じて必要があれば直ちに、県は自衛隊に災害派遣を要請する。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】（総務部）

鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、震災対策編第3章「災害応急対策計画」第5節「自衛隊災害派遣活動計画」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

イ 【県が実施する対策】

鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、震災対策編第3章「災害応急対策計画」第5節「自衛隊災害派遣活動計画」に定めるところにより、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

第3節 救助・救急・消火活動

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、負傷者等の救急・救助活動及び初期消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が強力に連携する必要がある。

第2 主な活動

市、県及び鉄道事業者は、鉄道事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助・消火活動に努める。

第3 活動の内容【救急・救助・消火活動】

1 基本方針

救急・救助・消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、市・県及び鉄道事業者等が強力に連携する必要がある。

2 実施計画

(1) 【市が実施する対策】(保健医療部)

震災対策編第3章「災害応急対策計画」第6節「救助・救急・医療活動」及び第7節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急消火活動を実施する。

(2) 【鉄道事業者が実施する対策】

事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力するよう努める。

事故発生直後における初期消火活動を行うとともに、各関係機関の行う消火活動に可能な限り協力するよう努める。

(3) 【北陸信越運輸局が実施する対策】

ア 鉄道事業者に対し、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう指導する。

イ 鉄道事業者に対し、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう指導する。

第4節 緊急交通路及び代替交通手段の確保

第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、緊急通行車両の通行のための緊急交通路を確保するとともに、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保する必要がある。

第2 主な活動

- 1 県は、緊急交通路を確保するため、交通規制を行う。
- 2 鉄道事業者は、代替交通手段の確保に努める。

第3 活動の内容

1 緊急交通路の確保

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、緊急通行車両の通行のための緊急交通路を確保する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び県が実施する対策】（市：都市建設部、県：警察本部）

市及び県は、緊急通行車両の通行を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

2 代替交通手段の確保

(1) 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合には、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【鉄道事業者が実施する対策】

- (ア) 他路線への振り替え輸送
- (イ) バス代行輸送
- (ウ) 被災していない鉄道事業者の協力による代替輸送

イ 【北陸信越運輸局が実施する対策】

- (ア) 鉄道事業者に対し、事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるよう指導し、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう指導する。
- (イ) 緊急自動車の通行に支障を及ぼさないよう、優先して開放する踏切の指定に向けた関係者間の協議や地震後の踏切の状況等に関する情報共有のための緊急連絡体制などを整備する。

第5節 関係者等への情報伝達活動

第1 基本方針

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、災害の状況、安否状況等の情報をきめ細かに正確に提供する。

また、地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

第2 主な活動

- 1 被災者家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- 2 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

第3 活動の内容

1 被災者家族等への情報伝達活動

(1) 基本方針

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

(2) 実施計画

ア【市、県及び鉄道事業者が実施する対策】（市：総務部、保健医療部）

市、県及び鉄道事業者は相互に緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

イ【北陸信越運輸局が実施する対策】

鉄道事業者、関係機関等と連携の下、鉄道交通における事故災害の発生による乗客の被災者等に対する情報提供等の支援を行うための体制を整備し、必要なマニュアル等の策定、乗客の被災者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワークの形成等を図るものとする。

2 一般住民への情報伝達活動

(1) 基本方針

鉄道事故現場周辺の地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民に対して、随時情報の提供を行う。

(2) 実施計画

ア【市、県及び鉄道事業者が実施する対策】

市、県及び鉄道事業者は相互に緊密な連絡をとりあいながら、鉄道事故の状況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

イ 【鉄道事業者が実施する対策】

鉄道事業者は鉄道の運行等、交通機関利用者及び一般住民にとって必要な情報の提供を行う。

ウ 【北陸信越運輸局が実施する対策】

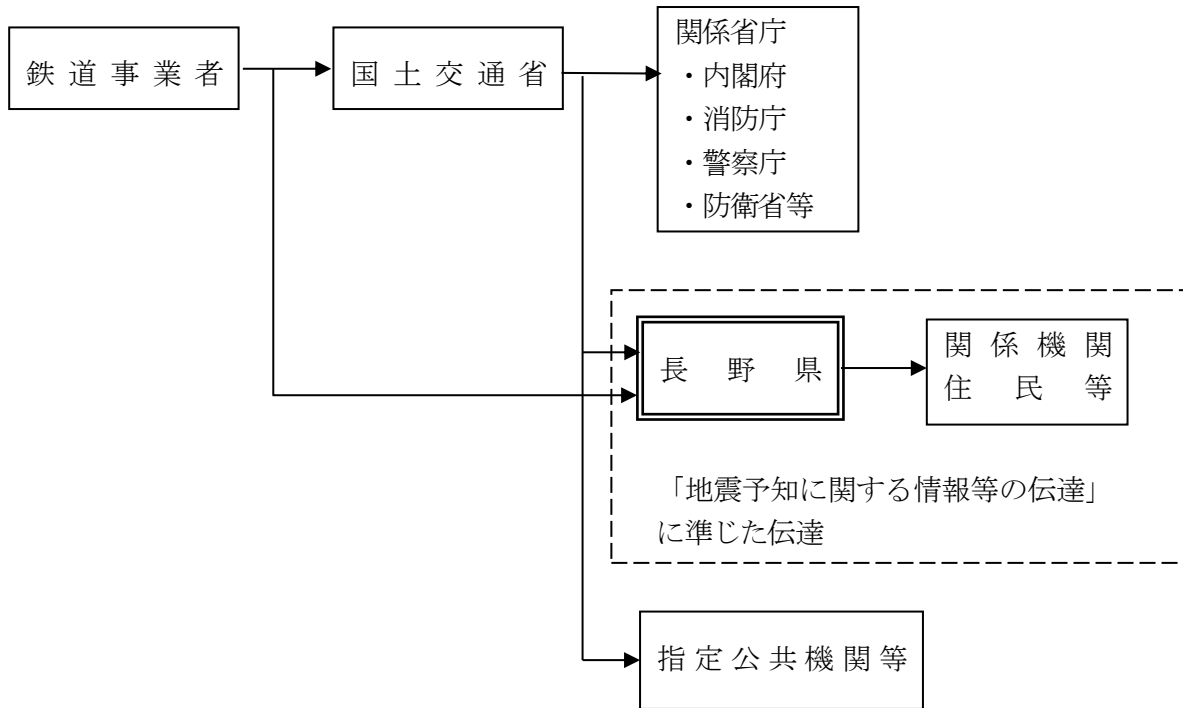
鉄道事業者に対し、二次災害発生の危険性のある箇所の把握・監視、危険が切迫した場合の関係者への通報、倒壊等のおそれのある施設等の除去等の措置を講じるよう指導する。

報道機関等と協力して、施設等の被害状況、運行状況等に関する情報については、速やかに被災者を含めた一般国民に提供する。また、被災者等から、これらの情報について問合せがあった場合には、乗客の被災者等に対する窓口等を通じた適切な情報提供に努めるものとする。

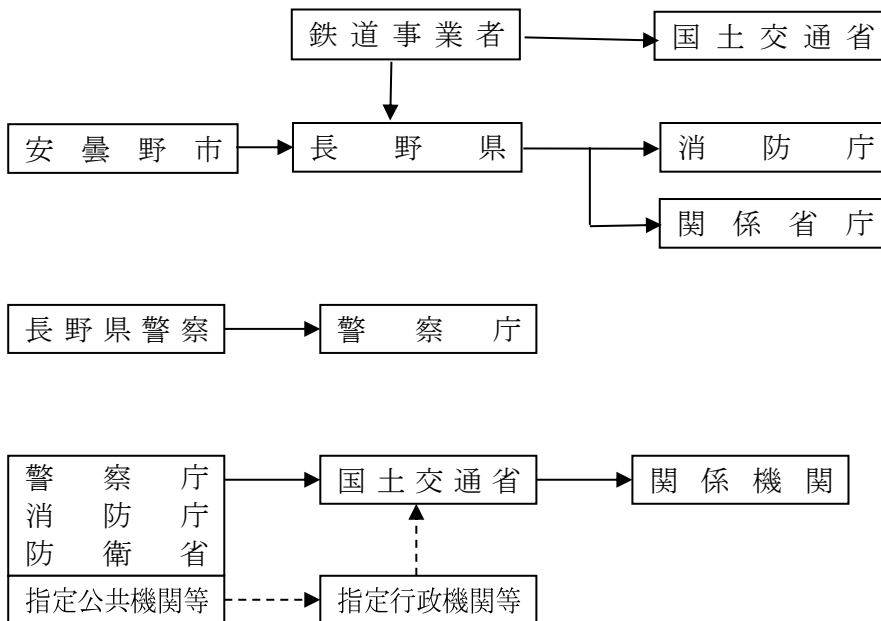
鉄道事業者に対し、可能な限り、復旧予定時期の明確化に努めるよう指導する。

鉄道災害における連絡体制

(1) 鉄道事故情報等の連絡

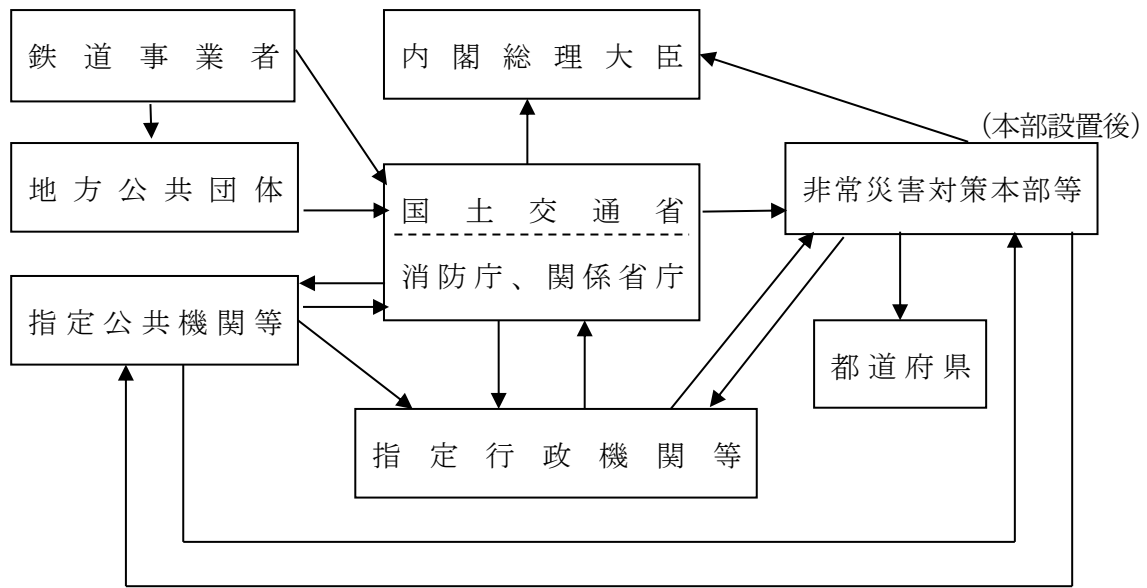


(2) 鉄道事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

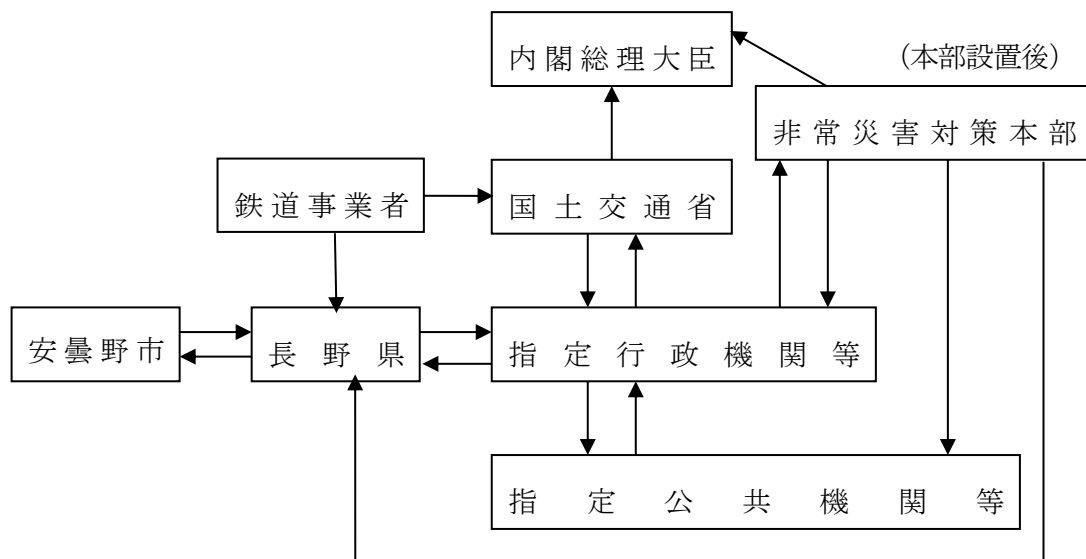


大規模な場合
 (-----> は、指定公共機関の場合)

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、安曇野市地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や県との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

危険物等災害対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

第1節 危険物等関係施設の安全性の確保

第1 基本方針

危険物等関係施設における災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準の遵守、自主保安体制の強化、保安管理及び危険物等に関する知識の向上等により、安全性の確保を図る。

第2 主な取組み

危険物等関係施設における安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 危険物等関係施設の安全性の確保

(1) 基本方針

[危険物関係]

市内の消防法に定める危険物施設は、製造所、貯蔵所及び取扱所がある。これらの施設は消防法に基づく許可、検査を受けて、位置・構造・設備の技術上の基準に適合するよう設置されている。

また、危険物の貯蔵及び取扱いについては、取扱者制度及び技術基準が定められており、物的・人的両面からの規制が行われている。

危険物による災害の発生を防止するためには、法令の遵守及び立入検査の実施により、施設・設備の安全性の確保を図るとともに、自衛消防組織の設置、定期点検・自主点検の実施及び保安教育の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

[火薬関係]

県内の火薬類取扱施設は、煙火製造所、火薬庫及び庫外貯蔵庫があり、更に火薬類の消費場所においては、火薬類取扱所及び火工所がある。

これらの施設は、火薬類取締法に基づき許可を受けて設置されており、保安物件に対する保安距離及び構造基準等が確保されている。

また、火薬類の取扱いに関しては、資格者及び詳細な技術基準が定められている。

しかし、災害が発生した場合は、爆発等により、周辺住民等に多大な被害を及ぼすおそれがあることから、危害防止体制の確立が必要である。

[高圧ガス関係]

市内には、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等がある。

これらの施設は、いずれも高圧ガス保安法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。

また、高圧ガスの取扱いについては、高圧ガス製造保安責任者等資格者の選任及び製造、消費の基準等が詳細に定められている。

しかし、災害の発生を防止するために事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制整備を一層推進する必要がある。

[毒物劇物関係]

市内における毒物及び劇物取締法に基づく、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業（以下「営業者」という。）及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健福祉事務所等による監視により災害防止のため、「危害防止規程の策定」等について指導を実施している。

また、届出を要しない毒物劇物業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握が難しい状況である。

また、研修会等の開催により、営業者、業務上取扱者及び関係機関への指導を実施している。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア 【松本広域消防局が実施する計画】

(ア) 規制及び指導の強化

a 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。

b 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

c 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

(a) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

(b) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

(イ) 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自衛消防体制の整備について指導する。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

(ア) 市町村に対し、危険物施設における保安体制の強化及び安全性の向上について指導する。

(イ) 消防法に定める危険物取扱者に対する保安講習を実施するとともに、危険物施設の管理者等関係者を対象に保安管理技術の向上を図るため、消防機関等関係機関と連携し、講習会、研修会等を実施する。

また、危険物施設の管理者に対し、自主的な保安教育計画の作成を求めるとともに、当該計画に基づく従業員教育の推進について指導する。

ウ 【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

- (ア) 危険物施設の定期点検・自主点検を実施し、施設の安全管理に努める。
- (イ) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等は研修会等へ積極的に参加し、保安管理技術の向上に努める。
- (ウ) 緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制を整えるため、自衛消防組織等の自主的な自衛体制を整備する。

[火薬関係]

【県が実施する計画】（商工労働部）

- ア 火薬類取扱施設の管理者等に対し、立入検査及び保安検査を実施し、法令に基づく技術基準の徹底を図る。
- イ 火薬類災害防止実験会及び保安教育講習会等において、事故及び盗難防止対策の徹底を図る。

[高压ガス関係]

ア 【県が実施する計画】（商工労働部）

- (ア) 液化石油ガス製造施設及び一般高压ガス製造施設に対する保安検査を年1回実施し、法令で定める技術上の基準に適合するよう要請する。
- (イ) 高压ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等に対し、立入検査を随時実施し、法令で定める技術上の基準等の遵守についての徹底を図る。
- (ウ) 高压ガス製造事業者等に対し、下記ウの実施について指導する。

イ 【関係機関が実施する計画】（高压ガス協会、指定保安検査機関）

高压ガス協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県CE検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高压ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導する。

ウ 【高压ガス製造事業者等が実施する計画】

- (ア) 高压ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定を実施する。
- (イ) 高压ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検により機能を維持する。
- (ウ) 高压ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装を実施する。
- (エ) ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置を実施する。

[毒物劇物関係]

ア 【県が実施する計画】（健康福祉部）

- (ア) 営業者及び業務上取扱者に対して、「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸着剤等の配置、防液堤等の設置等を指導する。
- (イ) 災害の発生防止及び発生時に迅速に対応するため、研修会を開催し、関係機関に対して指導を行う。

イ 【関係機関が実施する計画】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

毒物劇物営業者及び業務上取扱者は、毒物劇物取扱責任者等の研修会等へ積極的に参加する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 基本方針

危険物等関係施設における災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、迅速かつ円滑に災害応急対策及び災害復旧を実施する必要があるが、そのために平常時から防災関係機関相互の連携及び応急対策用資機材の備蓄等の災害応急体制を整備することが必要である。

第2 主な取組み

- 1 危険物等関係施設における災害応急体制の整備を図る。
- 2 危険物等大量流出時における応急対策用資機材の整備を図る。

第3 計画の内容

- 1 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

(1) 基本方針

危険物等関係施設における災害発生時の対応は、それぞれの関係法令において緊急措置の実施及び関係機関への通報等が定められているが、災害の拡大を防止するため、関係機関の連携の強化等保安体制の整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア 【松本広域消防局が実施する計画】

(ア) 消火資機材の整備促進

市町村は、多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備を図る。

(イ) 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、関係機関との連携の強化について指導する。

(ウ) 県警察との連携

消防法で定める危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 危機管理部が実施する計画

市町村に対し、危険物施設における災害応急体制の整備について指導する。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、危険物施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

ウ 【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定を締結する等、関係機関との連携を強化する。

[火薬関係]

ア 【県が実施する計画】

(ア) 商工労働部が実施する計画

災害時の緊急体制等の整備について、火薬類取扱施設の管理者等に対し、下記のイに掲げる事項の指導徹底を図る。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、火薬類取扱施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ 【火薬類取扱施設の管理者が実施する計画】

(ア) 自主保安体制の整備

災害時における従業員の任務を明確にするとともに、社内防災訓練を行うよう努める。

(イ) 緊急連絡体制の整備

行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、緊急時の応援体制の確立に努める。

[高圧ガス関係]

ア 【県が実施する計画】

(ア) 産業労働部が実施する計画

a 長野県高圧ガス地域防災協議会に対し、高圧ガス事業所及び高圧ガスの移動等における災害の発生又は拡大を防止するために、一層の防災体制の充実を図るよう要請する。

b 高圧ガス製造施設等に対し、災害時における従業員の任務を明確にし、急時の措置及び連絡体制について整備を図るよう指導する。

また、災害防止訓練の実施を推進する。

c 災害の拡大を防止するため、消防、警察及びその他関係機関への応援体制の確立を図る。

d 災害発生状況を把握するため、地域振興局等への空気呼吸器の配備などの現地確認体制の整備を図る。

e 災害時における応急供給体制を確立するよう指導する。

f 事業者間をわたる協力体制を整備するよう長野県高圧ガス団体協議会に対し依頼する。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、高圧ガス施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ 【関係機関が実施する計画】(高圧ガス保安協会、指定保安検査機関)

高圧ガス保安協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県CE検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導する。

ウ 【高圧ガス製造事業者等が実施する計画】

警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制を確立する。

[毒物劇物関係]

ア 【県が実施する計画】

(ア) 健康福祉部が実施する計画

- a 災害発生緊急通報系統を作成する。
- b 中毒事故発生時における治療情報等の提供を行う。
- c 災害発生状況を把握するため、保健福祉事務所等に空気呼吸器等を配備するとともに体制整備を図る。

(イ) 警察本部が実施する計画

毒物、劇物保管貯蔵施設の所在地、名称及び危険物の種類・貯蔵量についての情報連絡体制を確立し、施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ 【関係機関が実施する計画】(長野県医薬品卸協同組合)

緊急時の処理剤の確保体制の整備を図る。

2 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

(1) 基本方針

危険物等の河川等への大量流出時に備えて、防除資機材の整備等が行われているが、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【松本広域消防局が実施する計画】

(ア) 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導する。

(イ) 消防法で定める危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。

イ 【県が実施する計画】

(ア) 行政機関、警察署、消防署等の関係機関との連絡体制の整備や、災害応急体制の整備について事業者等に対して指導する。(危機管理部、健康福祉部)

(イ) 毒物劇物事故処理剤の備蓄品目・数量について、各種災害に対応できる適正備蓄数量であるかを随時検討し、必要に応じて備蓄品目・数量について充実を図るとともに備蓄場所の整備、備蓄品目の充実のため、財政的支援を行う。

(健康福祉部)

(ウ) オイルフェンス等油防除資機材の整備状況を調査し、消防、警察等の関係機関に対する情報提供を行う。(危機管理部)

ウ 【関係機関が実施する計画】(河川管理者、水道事業者、危険物等施設の管理者)

(ア) 危険物等の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄を図る。

(イ) 関係機関が相互に協力して対策を実施できるよう、緊急時の連絡体制を構築する。

(ウ) 給水車、給水タンク及び水道事業者相互の水道連結管の整備促進を図るとともに、他の事業者等との相互応援体制を整備する。(水道事業者)

第2章 災害応急対策計画

基本方針

本章では、危険物等による災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、危険物等災害に特有のものについて定める。

また、道路におけるタンクローリー等の横転事故に対する対応についても、別に定める交通規制等の活動を除いて、本章の各節に定める。

第1節 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 基本方針

危険物等による大規模な事故が発生した場合、被害状況及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であるため、関係機関は効果的な通信手段・機材を用いて、情報の収集・連絡を迅速に行うことが必要である。

第2 主な活動

効果的な応急対策を実施するため、災害情報の収集・連絡を迅速に行う。

第3 活動の内容

災害情報の収集・連絡活動

1 基本方針

危険物等による大規模な事故が発生した場合、効果的に応急対策を実施するため、情報の収集・連絡を迅速に行う。

2 実施計画

(1) 【市及び松本広域消防局が実施する対策】（総務部、松本広域消防局）

人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集し、概括的情報を含め、県に連絡する。

(2) 【県が実施する対策】

ア 危険物等による大規模な事故が発生し、事業者、市町村等からの連絡を受けた場合、それぞれの危険物の取扱規制担当省庁へ連絡する。

イ 危険物等の取扱規制担当省庁から情報を受けた場合、これを市町村へ連絡する。

ウ 市町村等からの情報収集を行うとともに、必要に応じて情報収集課を派遣する等の活動を行う。

(3) 【事業者が実施する対策】

危険物等による大規模な事故が発生した場合、それぞれの危険物に応じて県の関係部局、警察署、消防署等に連絡する。

第2節 災害の拡大防止活動

第1 基本方針

危険物等施設に災害が発生した場合、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあつては、的確な応急点検及び応急措置等を速やかに実施し、災害の拡大の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害拡大防止及び被害の軽減を図る。

第2 主な活動

危険物等災害時の被害拡大防止のため、危険物等の種類に応じた応急対策を実施する。

第3 活動の内容

危険物等施設における災害拡大防止応急対策

1 基本方針

[危険物関係]

危険物等施設の災害時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生等被害の拡大防止のため応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

[火薬関係]

火薬類取扱施設の災害時には、火薬類の誘爆あるいは火薬庫の倒壊等による火薬類の盗難・紛失などによる被害拡大の二次災害の危険性が高い。

このため、発災時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

[高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設等における災害時には、火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対し大きな被害を与えるおそれがある。

災害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する必要がある。

[毒物劇物関係]

毒物及び劇物を取扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等で、毒物劇物が飛散し、もれ、流れ出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生した場合は、直ちに的確な情報を保健福祉事務所・警察署又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

また、県は、事故発生時に緊急に必要とされる中和剤、吸収剤等の速やかな供給を行う。

[タンクローリー等の横転事故関係]

道路におけるタンクローリー等の横転事故等により危険物等が漏洩した場合は、道路管理者、警察本部等は、交通規制等を実施するほか、その他の活動については、第2章の各節において定めるところにより実施する。

2 実施計画

[危険物関係]

(1) 【市及び松本広域消防局が実施する対策】（総務部、松本広域消防局）

ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

広域連合長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

イ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立する。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導する。

(2) 【県が実施する対策】

ア 緊急時における指示及び応援要請（危機管理部）

危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。

イ 避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

(3) 【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

ア 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をする。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

ウ 危険物施設における災害拡大防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

オ 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

カ 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のため

の措置を行う。

[火薬関係]

(1) 【県が実施する対策】

- ア 知事は、災害拡大防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取扱施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時停止を命ずる。(商工労働部)
- イ 下記の(2)のア及びイの応急対策について、火薬類取扱施設の管理者等に対して指導徹底を図る。(商工労働部)
- ウ 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。
また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。(警察本部)

(2) 【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

- ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置する。
搬出が危険な場合又は搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈める。
- イ 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓を目塗土等で完全に密閉し、木部は防火措置を講じ、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受けるおそれのある地域は総て立入禁止の措置を講じ、危険区域内の住民を避難させる。

[高圧ガス関係]

(1) 【県が実施する対策】

- ア 下記のイの応急対策について、高圧ガス製造事業者等に対して指導徹底を図る。(商工労働部)
- イ 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。
また、移動可能な容器等を他の施設に移動するよう、関係者等に要請する。(警察本部)

(2) 【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】

- ア 施設の保安責任者は、災害が発生した場合は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察署及び消防機関に通報する。
- イ 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとる。
- ウ 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。
- エ 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移す。
- オ 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には、状況を的確に把握し、初期消火に努める。
- カ 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図る。
- キ 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。

[毒物・劇物関係]

- (1) 【市及び松本広域消防局が実施する対策】(市：総務部、市民生活部、上下水道部、松本広域消防局)
 - ア 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。
 - イ 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。
 - ウ 消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

- (2) 【県が実施する対策】
 - ア 飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した毒物・劇物の種類、量等を確認する。(健康福祉部)
 - イ 警察署、消防機関と連携して、毒物・劇物による汚染区域の拡大防止に必要な措置、危険区域の設定、立入禁止の措置及び中毒防止方法の広報を行う。(健康福祉部)
 - ウ 飲料水汚染のおそれがある場合、市町村等へ連絡する。(健康福祉部、環境部)
 - エ 中和剤、吸収剤の速やかな供給を図る。(健康福祉部)
 - オ 応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。(健康福祉部)
 - カ 災害発生時に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。(健康福祉部)
 - キ 応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。(健康福祉部)
 - ク 毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。(健康福祉部)
 - ケ 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。(警察本部)

- (3) 【営業者及び業務上取扱者が実施する対策】
 - ア 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検
貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努める。
 - イ 毒物劇物貯蔵設備等における災害拡大防止措置
毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止する。
 - ウ 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等
 - (ア) 応急措置及び関係機関への通報
毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健福祉事務所、警察署又は消防機関へ連絡する。
 - (イ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置
保健福祉事務所、警察署、消防機関及び市町村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

- (4) 【水道事業者等が実施する対策】

取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

[タンクローリー等の横転事故関係]

(1) 【県が実施する対策】

ア パトロール等による情報、発見者の通報等をもとに、二次災害を防ぐための交通規制、迂回路の設定等の応急活動を実施する。

災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。

(建設部、企業局、道路公社、警察本部)

イ 迅速に立入禁止区域を設定するとともに通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導を的確に行う。

また、二次災害の防止及び緊急交通路を確保する必要があると認められる場合は、災害対策基本法第76条の規定に基づき、被災地域の範囲を区域とし、あるいは、通行可能な緊急規制対象道路の区間を緊急交通路として指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止または制限する。(警察本部)

[共通事項]

【市及び県が実施する対策】(保健医療部)

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は震災対策編第3章第6節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより救助・救急活動等を実施する。

第3節 危険物等の大量流出に対する応急対策

第1 基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、周辺住民への健康被害を与える恐れがあるため、市・県及び関係機関は、密接に連携をとりつつ、適切な応急対策を迅速に実施し、被害の拡大防止を図る。

第2 主な活動

危険物等の除去及び環境モニタリングを実施する。

第3 活動の内容

危険物等大量流出時における応急対策

1 基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、危険物等の除去及び環境モニタリングを実施し、周辺住民への影響を最小限に抑える。

また、その際、水質汚濁対策連絡協議会等既存の組織を有効に活用し、迅速に対応する。

2 実施計画

(1) 【市及び松本広域消防局が実施する対策】

(市：総務部、市民生活部、上下水道部、松本広域消防局)

ア オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を行う。

イ 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

ウ 環境モニタリングを実施する。

(2) 【県が実施する対策】(危機管理部、健康福祉部、環境部)

ア 流出した危険物等の種類、量等を確認する。

イ 環境モニタリングを実施する。

ウ 飲料水汚染のおそれのある場合、市町村等へ連絡する。(環境部)

エ 毒物劇物の中和剤、吸収剤の速やかな供給を図る。(健康福祉部)

(3) 【関係機関が実施する対策】(河川管理者、水道事業者、危険物等施設の管理者等)

ア 危険物等の流出が発生したときは、オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を迅速かつ的確に行う。

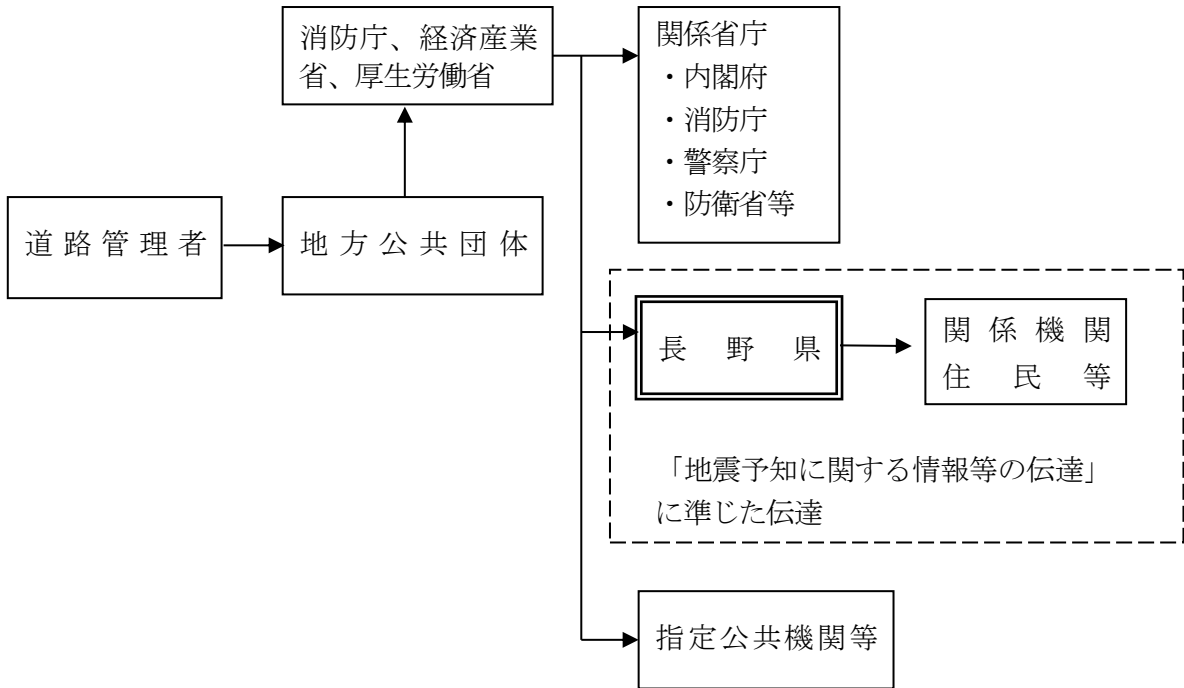
(河川管理者、危険物等施設の管理者等)

イ 危険物等の流出の事態が発生させた場合又は発見した場合は、速やかに消防、警察、健康福祉事務所等関係機関に通報する。(危険物等施設の管理者等)

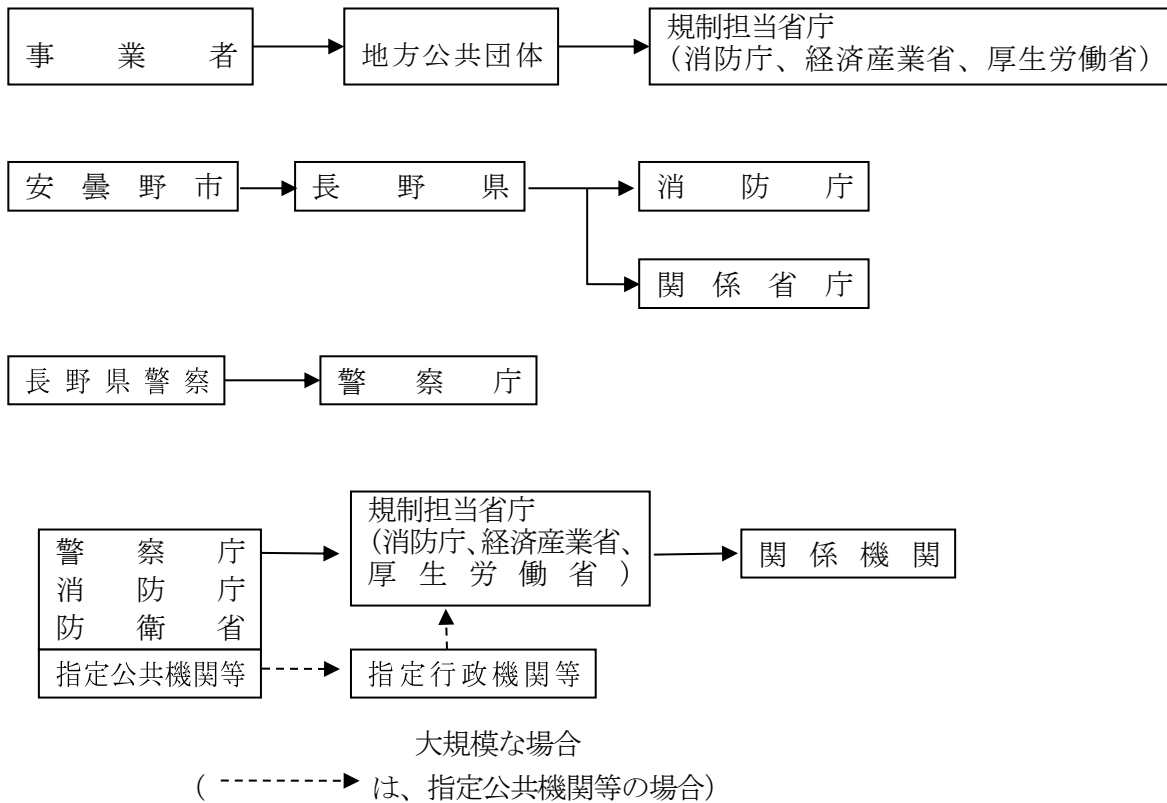
ウ 取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。(水道事業者)

危険物災害における連絡体制

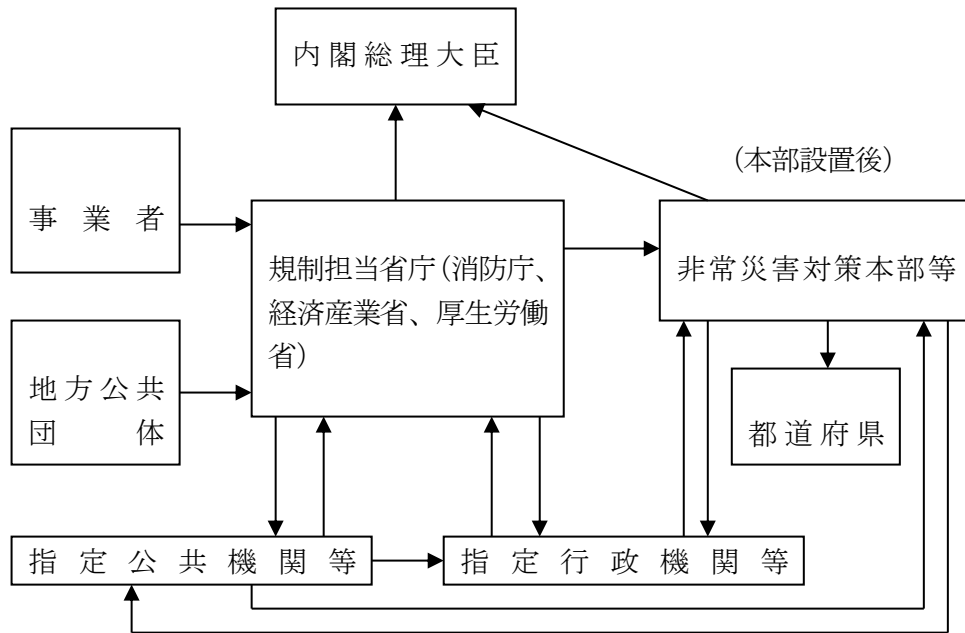
(1) 危険物等事故情報の連絡



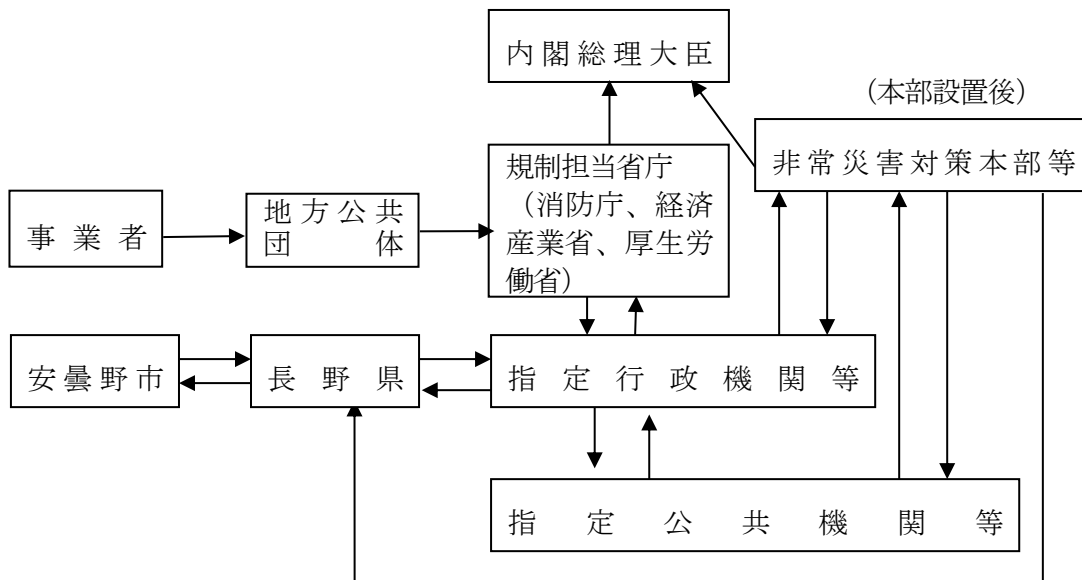
(2) 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関等との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

大規模な火事対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

近年は、建築物の高層化、住宅地の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増している。

このため、大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び住民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強いまちづくりを形成する。

第1節 災害に強いまちづくり

第1 基本方針

市及び県は、地域の特性に配慮しつつ大規模な火事災害発生による被害を最小限にすることを考慮した災害に強いまちづくりを行う。

第2 主な取組み

- 1 大規模な火事災害に強いまちの形成
- 2 火災に対する建築物の安全化

第3 計画の内容

- 1 大規模な火事災害に強いまちの形成

- (1) 基本方針

市及び県、地域の特性に配慮しつつ、大規模な火事災害に強いまちづくりを行う。

- (1) 実施計画

- ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から郷土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。(全部局、松本広域消防局)
- (イ) 都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定める。(都市建設部)
- (ウ) 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定する。(都市建設部)
- (エ) 大規模な都市における都市防災構造化事業計画を策定する。(都市建設部)
- (オ) 「緑の基本計画」等の策定にあたり、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。

(都市建設部)

- (カ) 市道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努める。(都市建設部)
- (キ) 木造密集地や、公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高い街づくりを実現するため、市街地開発計画を積極的に推進する。(都市建設部)
- (ク) 「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(密集市街地整備法)」に基づき、防災上危険な密集市街地について、防災機能の確保等、整備を総合的に推進する。(都市建設部)

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。(全部局)
- (イ) 都市防災対策の検討、防火地域等の指定等にあたり、市町村へ助言を行う。(建設部)
- (ウ) 市町村が実施する市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画について、協議、調整し事業が適正に施行されるよう指導・助言を行う。(建設部)
- (エ) 大規模な火災災害時における避難場所としての防災機能を有する公園整備に努める。(建設部)
- (オ) 幹線道路について、避難路及び延焼遮断帯としての機能を有する広幅員街路網の計画的整備に努める。(建設部)
- (カ) 計画的に市街地整備を行うため土地区画整理事業等を積極的に推進することにより、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図る。
このため、事業の推進に向けて市町村へ助言を行う。
(建設部)

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 基本方針

大規模な火事災害による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐火性を確保し安全性の向上を図る。

(2) 実施計画

ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】

- (ア) 建築基準法に基づき、規模等により、建築物を耐火構造・準耐火構造とするように指導する。(都市建設部)
- (イ) 防火地域・準防火地域以外の市街地において、建築基準法第22条区域の指定により、指定区域内の建築物の屋根の不燃化を促進する。(都市建設部)
- (ウ) 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し火災に備える。(全部局)
- (エ) 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進する。(松本広域消防局)
- (オ) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。(教育部)

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 建築基準法に基づき、用途、規模、地域により、耐火性能を確保し、避難上の安全確保が要求される建築物について、耐火構造または準耐火構造とするように指導する。(建設部)
- (イ) 防火地域・準防火地域以外の市街地について指定する建築基準法第22条区域内の建築物の屋根の不燃化等を促進するよう指導する。(建設部)
- (ウ) 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し火災に備える。(全機関)
- (エ) 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進する。(危機管理部)
市町村教育委員会を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。(教育委員会)

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

大規模な火事災害が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 救助・救急用資機材の整備
- 2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備
- 3 消火活動の計画
- 4 避難誘導計画の整備

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 基本方針

平成31年4月1日現在、松本広域消防局が保有する救助救急車両の保有台数は、救助工作車3台、救急自動車18台（救急自動車のすべてが高規格救急自動車で、その内1台をドクターカーとして運用）であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車、救急自動車ともに100%である。

今後は、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。

また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】（松本広域消防局、総務部、財政部）

(ア) 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備がされているので、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進する。

その際、救急救命士の計画的配置にも努める。

(イ) 消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部、警察本部）

(ア) 消防防災ヘリコプターを中心とした航空消防防災体制の確立を図る

(イ) 市町村において、救助工作車、救急自動車の充足及び装備の整備並びに救急自動車の高規格化が促進されるよう、「市町村消防施設整備計画」の見直しに関する指導を行う。

(ウ) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救

急活動を行う体制の整備及び平常時からの訓練の実施が行われるよう助言する。

- (エ) 警察本部及び警察署は、発災時の迅速な救助体制の確立を図るとともに、ヘリコプター及びブレスキュー車、投光車、トイレカー、ファイバースコープ等の装備資機材を整備する。

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班あたりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進める。(日本赤十字社長野県支部)
- (イ) 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進める。(日本赤十字社長野県支部)
- (ウ) 大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命捜索救助システムを導入する。

2 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 基本方針

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が、適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(1) 実施計画

ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】(松本広域消防局、全部局)

- (ア) 大規模な火事災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。
 - a 出動区分及び他機関への要請(ヘリコプターを含む)等
 - b 最先到着隊による措置
 - c 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
 - d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
 - e 各活動隊の編成と任務
 - f 消防団の活動要請
 - g 通信体制
 - h 関係機関との連絡
 - i 報告及び広報
 - j 訓練計画
 - k その他必要と認められる事項
- (イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

- (ウ) 関係機関の協力を得て、市消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助

活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

イ 【県が実施する計画】

- (ア) 地域災害医療センターを中心に、被害者の受入状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、迅速な情報交換と効率的な被害者の移送を確保するための整備を図る。(健康福祉部)
- (イ) 県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。(健康福祉部)
- (ウ) 市町村において、大規模な火事災害発生時の救助、救急活動が、的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画の作成について助言する。(危機管理部)
- (エ) 市災害対策本部へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と、相互の協力関係の確立を図る。(警察本部)
- (オ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。
(危機管理部、健康福祉部)

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図る。
- (イ) 長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図る。

3 消火活動の計画

(1) 基本方針

大規模な火事災害時等において、消火活動が迅速かつ的確に実施できるように消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】(総務部)

消防組織法(昭和22年法律第226号)第4条第15条[現行=第14号]に基づいて市消防計画の基準を作成し、大規模な火事災害が発生した場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。

また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図る。

(イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(ウ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における消火、救助活動等は、住民・事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防局、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

(エ) 火災予防

a 防火思想、知識の普及

大規模な火事災害発災時における同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか広報媒体等を通じて、住民等に対する消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

b 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物について消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合又は火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

c 危険物保有施設への指導

科学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

(a) 可燃物と酸化剤の混合による発火

(b) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

(c) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(オ) 活動体制の整備

大規模な火災発生時における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等の、火災防御計画等を定める。

(カ) 応援協力体制の確立

大規模な火災災害発生時において、自らの消防力のみでは対処できない又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

イ 【県が実施する計画】(危機管理部)

(ア) 市町村に対し、市町村消防計画の作成について助言を行い、消防機関において、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化が図られ、大規模な火事災害等に迅速かつ効

果的に活動できる体制の整備を促進する。

- (イ) 市等と連携し、火災予防運動、防災訓練等を通じて、住民等に対して災害発生時における火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。
- (ウ) 消防水利として活用される河川施設、農業水利施設及び防火水槽の整備を推進する。（農政部、建設部）

4 避難誘導計画

(1) 基本方針

市町村は、大規模な火事災害時等における避難誘導に係る計画をあらかじめ定める。

(2) 実施計画

【市が実施する計画】

- (ア) 市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。また防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置をとるものとする。
- (イ) 市は、木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを、大規模な火事災害時の指定緊急避難場所として指定するものとする。なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

本章では、大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定める。

第1節 消火活動

第1 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、建築物の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。

第3 活動の内容

消火活動

1 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

2 実施計画

(1) 【市が実施する対策】(松本広域消防局、総務部)

ア 消火活動関係

(ア) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

(イ) 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

(ウ) 応援要請等

a 市長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を震災対策編第3章第3節により行う。

b 市は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、風水害対策編第3章第5節により要請する。

イ 救助・救急活動

大規模な火事災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、風水害対策編第3章第7節に定める。

(2) 【県が実施する対策】(危機管理部)

ア 知事は、被害状況等を速やかに把握し、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。)の消防長に対して、相互応援協定の実施その他消防活動に関し、必要な指示をするとともに、市町村長等からの要請又は必要に応じて、他の地方公共団体への応援要請等を県地域防災計画火山災害対策編第3章第4節により行う。

イ 市町村長の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による偵察、救助活動等を実施する。

(3) 【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

ア 初期消火活動等

住民等は、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

イ 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。

第2節 避難誘導活動

第1 基本方針

大規模な火事災害により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を把握し、必要な措置をとる。

第2 主な活動

災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

第3 活動の内容

1 基本方針

公共建築物については、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

また、その他の建築物についても適切な避難誘導活動を実施する。

避難誘導活動においては、特に高齢者、障がい者、妊産婦等要配慮者に配慮した措置をとる。

2 実施計画

(1) 【市が実施する対策】（関係部局）

庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

(2) 【県が実施する対策】（全機関）

庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

(3) 【建築物の所有者等が実施する対策】

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

第3章 災害復旧・復興計画

基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進にあたり、必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第1節 計画的復興の進め方

第1 基本方針

大規模な火事災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解をもとめながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 主な活動

複数の機関が関係し、高度化、複雑化及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画を作成し、体制を整備する。

第3 活動の内容

1 復興計画の作成

(1) 基本方針

被災地域の再建にあたり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するための復興計画を作成する。

また、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する対策】(全部局)

関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。

イ 【県が実施する対策】

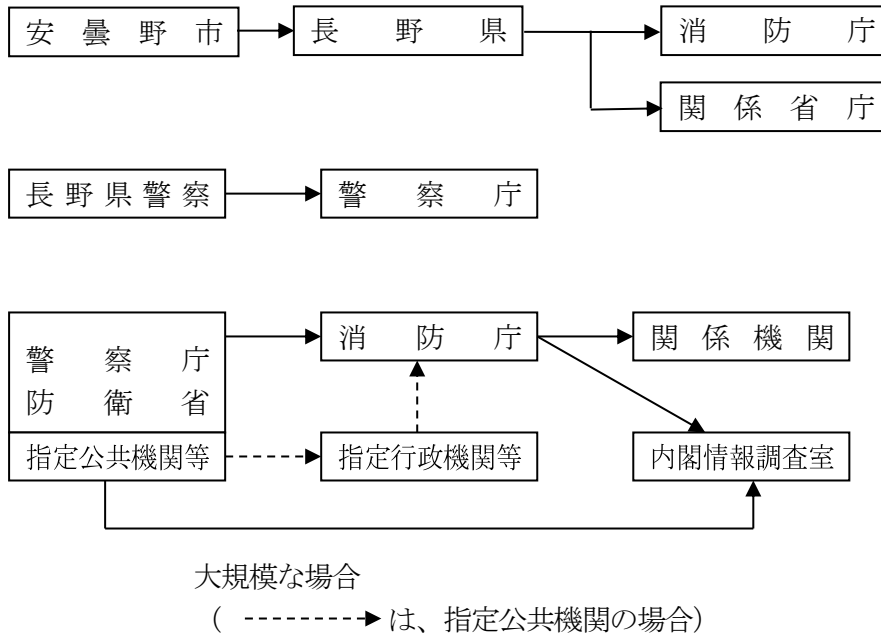
被災市町村、関係機関等との連携及び国との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。

ウ 【関係機関が実施する対策】

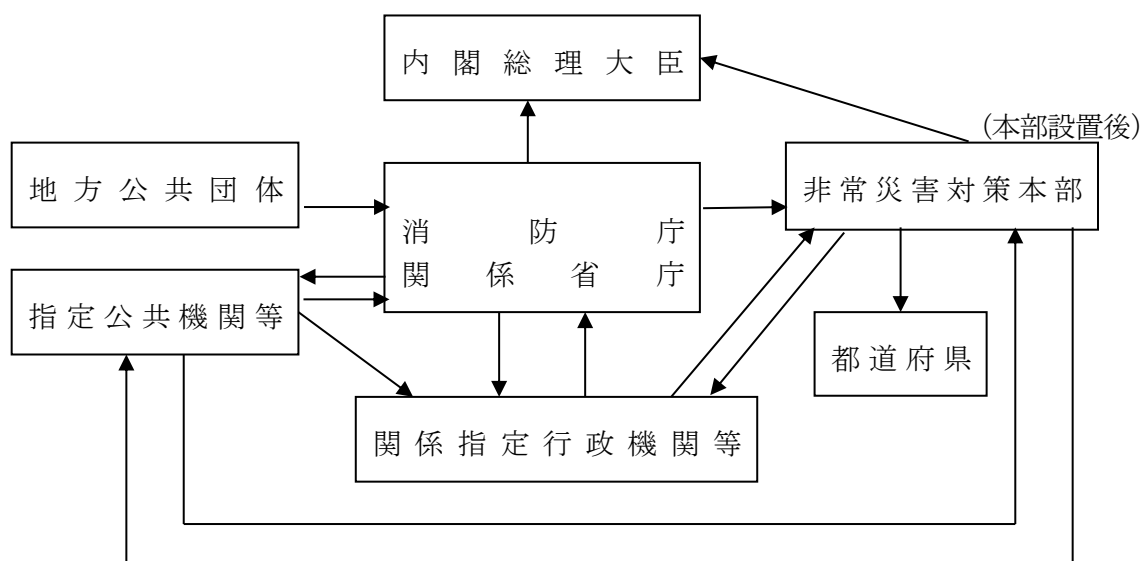
県、市町村等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努める。

大規模な火事災害における連絡体制

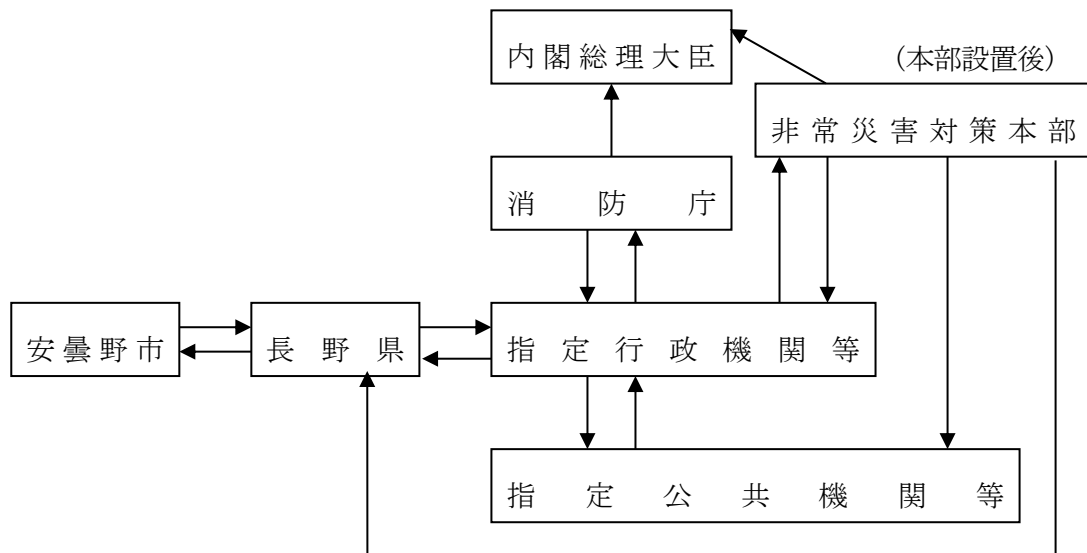
(1) 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

林野火災対策編

第1章 災害予防計画

基本方針

林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象条件によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制等の整備を図る。

第1節 林野火災に強い地域づくり

第1 基本方針

市及び県は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図る。

第2 主な取組み

- 1 関係機関等と連携を図り、林野火災対策計画を確立する。
- 2 林野火災対策計画に基づく予防対策を実施する。

第3 計画の内容

1 林野火災消防計画の確立

(1) 基本方針

関係機関等と連携を図り、林野火災対策計画を作成し、林野火災の発生防止及び発生時における活動体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】（農林部、松本広域消防局）

関係機関と緊密な連携をとり、林野火災対策計画の確立を図るものとし、計画の作成にあたっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。

イ 特別警戒実施計画

- a 特別警戒区域
- b 特別警戒時期
- c 特別警戒実施要領

- (イ) 消防計画
 - a 消防分担区域
 - b 出動計画
 - c 防ぎよ鎮圧要領
- (ウ) 資機材整備計画
- (エ) 防災訓練の実施計画
- (オ) 啓発運動の推進計画

イ 【県が実施する計画】(危機管理部、林務部)

市町村に対し、林野火災対策計画の作成を指導し、予防対策の万全を期す。

2 予防対策の実施

(1) 基本方針

林野火災対策計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

(2) 実施計画

ア 【市、松本広域消防局及び県が実施する計画】(市：農林部、総務部、松本広域消防局)

市、松本広域消防局及び県は、林野火災予防のため、次の事業を行う。

- (ア) 防火思想の普及
 - a 防災関係機関の協力を得て、入山者、地域住民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。
 - b 林野火災予防協議会の設置等の推進を図る。
 - c 自主防災組織の育成を図る。
- (イ) 予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備
 - a 林野火災発生の危険性の高い地域を林野火災特別地区として指定し、その地域の実態に即した対策事業を推進する。
 - b 林野火災予防マップ作成の推進を図る。
 - c 防火管理道の作設、防火線・防火帯の設置及び消防用貯水ダム(治山ダムへの開閉装置の設置)、防火水槽の設置等消防施設の整備を図る。
 - d 自動音声警報機等の予防資機材、水のう付き手動ポンプ等の初期消火機材及び空中消火機材、空中消火薬剤等の消火機材の整備を推進する。
- (ウ) 森林保全巡視指導員及び森林保全推進員による巡視
- (エ) 林野所有(管理)者に対する指導
 - a 火の後始末の徹底
 - b 防火線・防火樹帯の設置
 - c 自然水利の活用による防火用水の確保
 - d 地ごしらえ、焼畑等火入れ行為をするにあたっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法を確立する。
 - e 火災多発期における見回りの強化
 - f 消火のための水の確保等
- (オ) 応援体制の確立
 - 長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定等に基づく応援体制の整備

第2節 林野火災防止のための情報の充実

第1 基本方針

林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等の発表等気象に関する情報の収集体制の整備に努める。
- 2 林業関係者、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 気象情報の収集体制の整備

(1) 基本方針

気象警報・注意報等の発表等気象状況を正確かつ迅速に把握できる体制を整備し、気象状態の変化に対応した予防対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部）

長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。

イ 【県が実施する計画】

長野地方気象台からの情報の収集のほか、オンラインによる気象実況の正確な把握ができる体制の整備に努める。

ウ 【関係機関が実施する計画】（長野地方気象台）

(ア) 気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する。

(イ) 火災気象通報業務に関する協定に基づき通報様式により県に通報する。

2 林野火災関連情報等の収集体制の整備

(1) 基本方針

防火広報、警戒活動を効果的に実施するため、林野火災多発時期における監視パトロール等により、入山者の状況等の把握可能な体制を確立する。

(2) 実施計画

【市、松本広域消防局及び県が実施する計画】（農林部、松本広域消防局）

林野火災の発生しやすい時期において、広報車、県警ヘリ等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立する。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するため、そのための備えとして所要の体制の整備を行う。

第2 主な取組み

- 1 情報収集体制及び関係機関相互間等の連絡体制の整備を図る。
- 2 関係機関の迅速な初動体制を確保するため、災害応急体制の整備を図る。
- 3 消火活動の実施に必要な資機材の整備に努める。
- 4 防災関係機関等と防災訓練を実施する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡関係

(1) 基本方針

災害現地及び関係機関相互の通信手段を確保し円滑な連絡体制を整備する。

また、必要に応じヘリ、車両等を現地に派遣し、被害状況を迅速に把握する体制を整備する。

(2) 実施計画

【市及び松本広域消防局、県が実施する計画】（総務部、農林部、松本広域消防局）

防災行政無線、携帯電話を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通信機器についても整備を進める。

また、状況に応じてヘリ又は車両による現地情報の収集体制を整備する。

2 災害応急体制の整備関係

(1) 基本方針

関係機関職員の林野火災発生時における非常参集体制及び相互の応援体制の確認を平常時から行い、発災時に迅速な活動ができる体制の確保を図る。

(2) 実施計画

ア 【市が実施する計画】（総務部）

(ア) 職員の参集等活動体制の確認を行う。

(イ) 長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等の要請方法について確認を行う。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

林野火災発生時の職員の参集等活動体制の確認を行う。

3 消火活動関係

(1) 基本方針

消防水利及び林野火災消火用資機材の点検整備を実施し、迅速な出動が可能な体制の確保を行う。

(2) 実施計画

ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】（総務部、松本広域消防局）

- (ア) 松本広域消防局、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。
- (イ) 空中消火基地及び取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握する。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 市町村に対し、消防水利の多様化とともに、適切な配置について指導を行う。
- (イ) 林野火災の初期消火を実施するため、消防防災ヘリコプターの迅速な出動体制を確保する。
- (ウ) 林野火災空中消火資機材を備蓄し、空中消火を実施する消防機関に貸与する。

4 防災関係機関等の防災訓練の実施

(1) 基本方針

消防機関及び関係機関が参加し、実践的な消火等の訓練等を実施する。

(2) 実施計画

ア 【市及び松本広域消防局が実施する計画】（総務部、松本広域消防局）

- (ア) 防災訓練において自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施する。
- (イ) 消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施する。

イ 【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 総合防災訓練において自衛隊及び広域応援を想定した訓練を実施する。
- (イ) 空中消火資機材の取扱いに関する講習会を実施する。

第2章 災害応急対策計画

基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリコプターの要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

第1節 林野火災の警戒活動

第1 基本方針

火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し地域住民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

第2 主な活動

林野火災の発生のおそれがある場合、火災予防広報活動を強化するとともに、火の使用制限等を行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

林野火災の発生の恐れのある時期に多様な広報手段を利用し、林野火災予防の広報活動を集中的に実施する。

2 実施計画

(1) 【市及び松本広域消防局が実施する対策】(総務部、農林部、松本広域消防局)

ア 火入れによる出火を防止するため、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく市長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

イ 火入れ、たき火、喫煙等の制限

(ア) 気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。

(イ) 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は気象状況が火災予防止危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

(ウ) 火災警報の住民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、掲示標、吹出し、旗等消防信号による信号方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ、有線放送等を通じ、周知徹底する。

(2) 【県が実施する対策】(危機管理部、林務部)

気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合は、広報車、テレビ、ラジオ等により入林者等に対し火気の取扱いの自粛等の広報等を行うとともに、巡視、監視を強化して、火災の発生を防止する。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制

第1 基本方針

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保する。

第2 主な活動

災害情報の収集及び連絡体制を確保する。

第3 活動の内容

1 基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

2 実施計画

(1) 【市及び松本広域消防局が実施する対策】（総務部、農林部、松本広域消防局）

ア ヘリコプターによる偵察の要請

イ 職員の災害現場への派遣

(2) 【県が実施する対策】（危機管理部、警察本部）

ア ヘリコプターによるヘリテレ等を使用した上空からの情報収集の実施

イ 関係機関とのホットラインの設置

ウ 現地情報収集課の派遣

第3節 活動体制の確立

第1 基本方針

関係機関の連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保する。

第2 主な活動

- 1 災害情報の収集・連絡を実施する。
- 2 事業者の消火活動に対する協力体制を確立する。

第3 活動の内容

1 災害情報の収集・連絡体制

(1) 基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

(2) 実施計画

ア 【市及び松本広域消防局が実施する対策】（総務部、農林部、松本広域消防局）

- (ア) 職員の災害現場への派遣及び状況報告
- (イ) 松本広域消防局からの県への火災即報の送信
- (ウ) 状況に応じ、消防防災ヘリ等の応援要請の実施

イ 【県が実施する対策】（危機管理部、林務部、警察本部）

- (ア) ヘリコプターによるヘリテレ等を使用した上空からの情報収集の実施
- (イ) ホットライン等による関係機関からの情報収集の実施
- (ウ) 現地情報収集課による現地情報の収集
- (エ) 消防庁への火災即報の送信（必要に応じて林野庁、関係省庁への報告）

2 林野所有（管理）者の活動体制

(1) 基本方針

林野所有（管理）者は、消防機関の消火活動が円滑かつ効果的に実施できるよう支援を行う。

(2) 実施計画

ア 【市、松本広域消防局及び県が実施する対策】（農林部、松本広域消防局）

林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求める。

イ 【林野所有（管理）者等が実施する対策】

初期消火を実施するとともに、消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供について協力を行う。

第4節 消火活動

第1 基本方針

被害の拡大を最小限に食い止めるため関係機関が連携して消火活動を実施する。

第2 主な活動

地上からの消火活動に加え、火災の拡大のおそれがある場合は、ヘリによる空中消火活動を実施する。

第3 活動の内容

1 基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域な応援等を得て、迅速かつ的確な消防活動を行う。

2 実施計画

(1) 【市及び松本広域消防局が実施する対策】(全部局、松本広域消防局)

市は、林野火災の発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるため、消火活動にあたっては、次の事項を検討して、最善の方途を講ずる。

- ア 出動部隊の出動区域
- イ 出動順路と防ぎよ担当区域
- ウ 携行する消防機材及びその他の器具
- エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- カ 応急防火線の設定
- キ 救急救護対策
- ク 住民等の避難
- ケ 空中消火の要請

(2) 【県が実施する対策】(危機管理部、林務部)

県は、林野火災の状況を的確に把握し、次に掲げる事項について、応急措置をとるとともに、市町村に対しその助言を行う。

ア 通報連絡

林業関係機関及び林業関係団体に通報し、必要と認めるときは、イ、ウ、エに掲げる応援機関に通報し、応援を得て、消火活動を実施する。

イ 市町村相互応援

林野火災は、多数の消火人員を動員する必要があるため、火災の拡大にともない、当該市町村のみでは消火できないと判断したときは、市町村の相互応援協定により、応援状況を勘案しつつ、他市町村に対し応援を指示する。

ウ 広域航空消防応援

広域航空消防応援を必要とするときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施

要綱」により要請する。

エ 自衛隊派遣要請

自衛隊の派遣を必要とするときは、震災対策編第3章「災害応急対策計画」第5節「自衛隊災害派遣活動」により、要請する。

オ 林野火災空中消火

消防防災ヘリコプター等による空中消火を実施する。

(3) 【関係機関が実施する対策】(中部森林管理局)

ア 国有林火災の場合の通報連絡

国有林又は国有林附近の林野火災を覚知した森林管理署等は、速やかに関係消防機関に通知するとともに、火災の拡大防止に努める。

イ 広域消火活動のため、自衛隊の派遣を必要とするときは、第3章「災害応急対策計画」第5節「自衛隊災害派遣活動」により、知事に要請する。

第5節 二次災害の防止活動

第1 基本方針

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があるため、これらによる二次災害から住民を守るための措置を講ずる。

第2 主な活動

二次災害発生を防止する措置を講ずるとともに、関係機関への情報提供を行う。

第3 活動の内容

二次災害の防止

1 基本方針

危険箇所について速やかに調査を行い、二次災害の防止に必要な応急措置を講ずる。

2 実施計画

(1) 【市及び松本広域消防局が実施する対策】（農林部、松本広域消防局）

緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

(2) 【県が実施する対策】

ア 林務部が実施する対策

機能を失った森林に原因する二次災害の発生予想・影響等について調査し、危険性が高い箇所について、関係者・関係機関に情報提供を行うとともに、土砂災害等の防止対策を検討する。

イ 建設部が実施する対策

(ア) 緊急点検マニュアルにより、土砂災害危険箇所及び施設の点検を実施する。

(イ) 必要に応じ、斜面判定士の派遣要請をする。

(ウ) 緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について、関係者・関係機関に情報提供を行う。

また、必要に応じ応急活動を実施する。

第3章 災害復旧計画

第1 基本方針

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良普及を行う。

第2 主な活動

森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

事業者による森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを支援する。

2 実施計画

(1) 【市が実施する対策】(農林部)

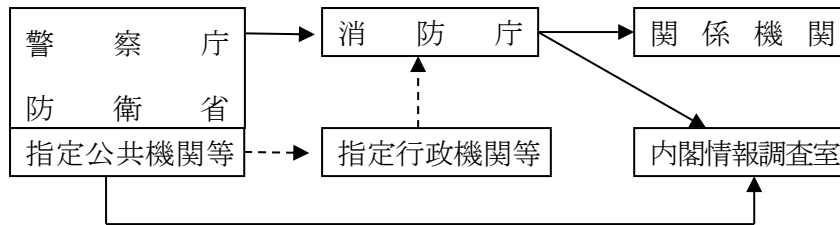
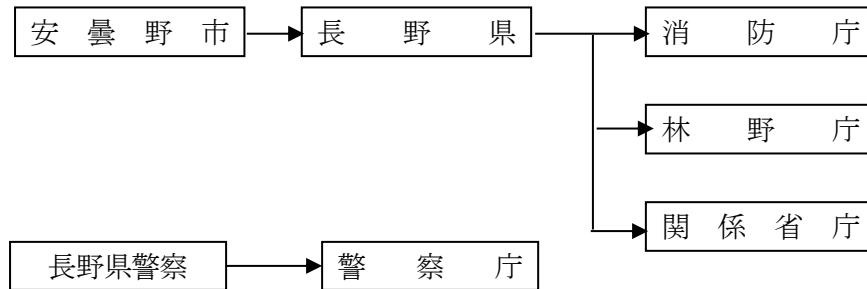
寡雨地帯や消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに関係者等に対する普及啓発を行う。

(2) 【県が実施する対策】(林務部)

- ア 保安林及び保安林の指定を行い管理していく必要のある公益的に重要な森林においては、土砂の移動を防止するための柵工・土留工などの施設と組み合わせて植栽し、森林を造成する。
- イ 寡雨地帯においては、森林の延焼を防止又は軽減することを目的に防火林帯（防火樹林帯及び空間地帯）の造成等について検討する。

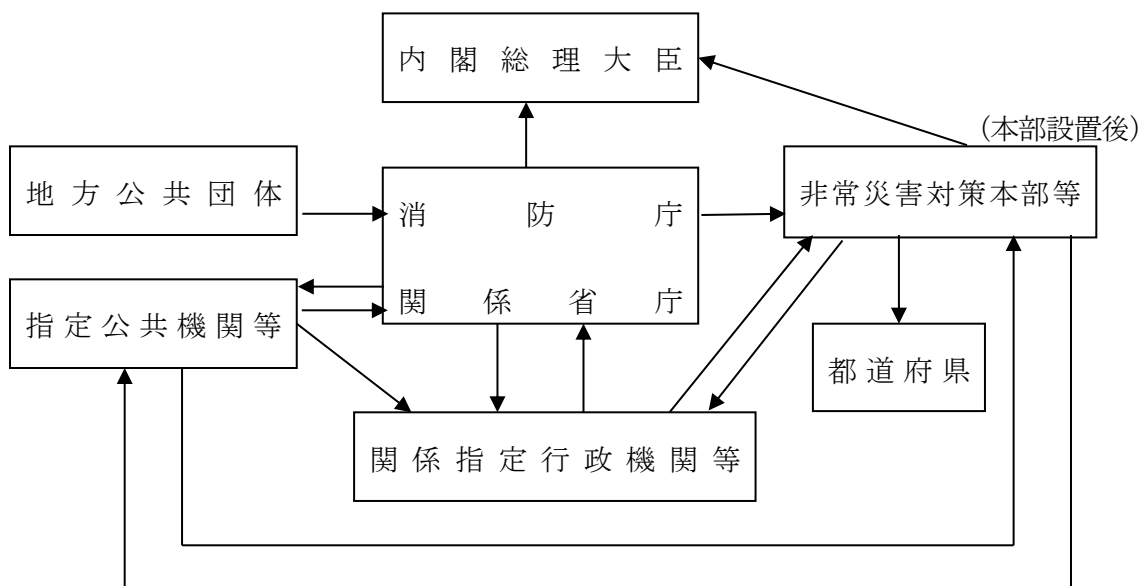
林野火災における連絡体制

(1) 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

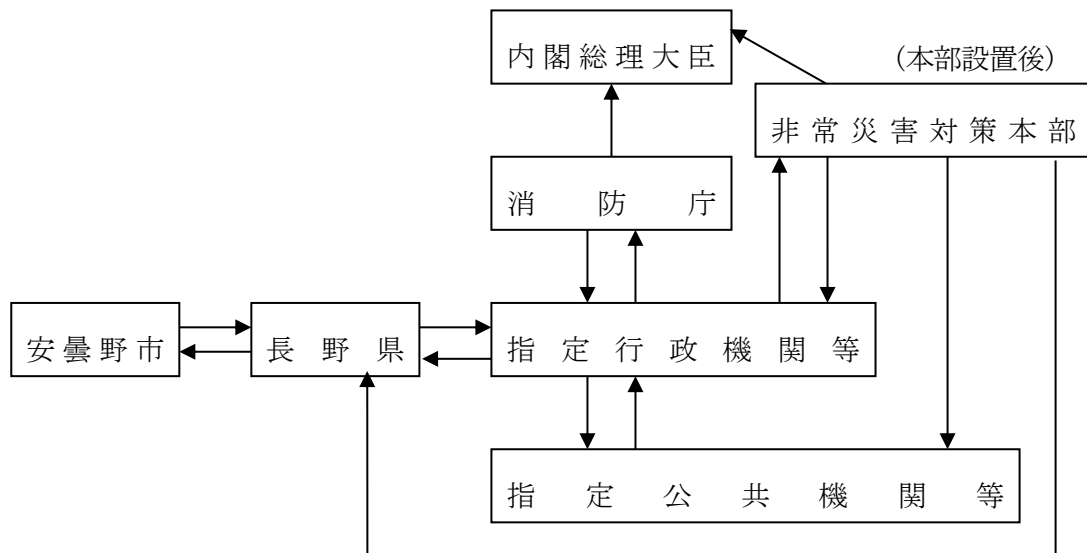


大規模な場合
(-----> は、指定公共機関の場合)

(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、長野県地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

資料・様式

資 料

第1 災害直前対策関係

1 気象台関係の観測所

地域気象・地域雨量観測所

観測所名	種類	所在地	観測開始	備考
燕岳	雨口	安曇野市穂高有明字中房国有林 208 い林班	昭 54. 7. 5	
穂高	四	安曇野市穂高 5075	昭 53. 11. 21	

(注)「種類」欄の区別は下記のとおり。

雨口：無線ロボット雨量計による降水量の観測。

四：有線ロボット気象計による降水量、気温、風向、風速、日照の観測。

2 国土交通省関係の観測所

(1) 雨量観測所

千曲川河川事務所所管

観測所名	河川名	位置	種別
堀金	犀川・烏川	安曇野市堀金烏川 32-44	自記・テレメーター
信濃坂	犀川・穂高川	安曇野市穂高中房 7568	自記・テレメーター
陸郷	犀川	安曇野市明科南陸郷	自記・テレメーター

(2) 水位観測所

ア 千曲川河川事務所所管

観測所名	河川名	位置	種別
熊倉	犀川	安曇野市豊科高家字寺村 3023-2	自記・テレメーター
陸郷	犀川	安曇野市明科南陸郷	自記・テレメーター

イ 大町ダム管理所所管

観測所名	河川名	位置	種別
高瀬下橋	高瀬川	安曇野市穂高北穂高	自記・テレメーター

(3) 放流警報局

大町ダム管理所所管

観測所名	河川名	位置	種別
追分	高瀬川	安曇野市穂高北穂高 2833-33	ダム放流警報：サイレン・スピーカー
有明	高瀬川	安曇野市穂高青木花見地先	ダム放流警報：スピーカー
北穂高	高瀬川	安曇野市穂高北穂高 2608-24	ダム放流警報：スピーカー
狐島	高瀬川	安曇野市穂高北穂高 1049-3	ダム放流警報：サイレン・スピーカー
安曇橋	高瀬川	安曇野市穂高地先	ダム放流警報：スピーカー

3 県関係の観測所

(1) 雨量観測所

観測所名	水系	河川名	位 置	備 考
犀川砂防	信濃川	犀川穂高川	安曇野市明科犀川砂防事務所	自記・テレメーター
豊科	信濃川	穂高川	安曇野市豊科 4960-1 (安曇野建設事務所内)	自記・テレメーター
中房	信濃川	犀川穂高川	安曇野市穂高有明中房	自記・テレメーター
有明	信濃川	犀川穂高川	安曇野市穂高有明 73743	自記・テレメーター
黒沢	信濃川	黒沢川	安曇野市三郷小倉 2608-1	自記・テレメーター
烏川	信濃川	烏川	安曇野市堀金烏川	自記・テレメーター

(2) 水位観測所

観測所名	河川名	位 置	備 考
巾下	穂高川	安曇野市穂高 4842-1	テレメーター
十日市場	穂高川	安曇野市穂高北穂高 (高瀬下橋傍受)	テレメーター

4 国が指定する水防警報河川

水防警報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	位 置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	対象水防管理団体	関係建設事務所
犀川	熊倉	安曇野市豊科熊倉	3.5m	4.0m	5.8m	6.0m	安曇野市	松本 安曇野
	陸郷	安曇野市明科南陸郷	2.5m	3.3m	4.5m	4.8m	安曇野市、生坂村、長野市、大町市、信州新町、中条村	松本 大町 長野

5 県が指定する水防警報河川

水防警報を行う河川名及びその区間、対象となる水位観測所

河川名	区 域		対象水位観測所				対象水防管理団体	水防警報発表責任者
	自	至	名称	位置	水防団待機水位	氾濫注意水位		
高瀬川	大町市大町 (高瀬橋)	安曇野市明科 (犀川合流点)	十日市場	安曇野市穂高北穂高	2.1m	2.4m	大町市、池田町、松川村、安曇野市	大町建設事務所長
穂高川	安曇野市穂高有明 (乳川合流点)	安曇野市穂高北穂高 (安曇野大橋)	巾下	安曇野市穂高	2.0m	2.2m	安曇野市	安曇野建設事務所長

6 国が行う水位情報の通知（水位情報周知河川）

河川名	区 域		対象水位観測所			対象水防 管理団体	水防情報 通知者
	自	至	名称	位 置	特別警戒 水位		
犀川	松本市波田前 淵（新淵橋）	松本市島内 （奈良井川合 流点）	稲核 ダム	松本市安 曇島々	流量 420 m ³ /S	池田町、松本 市、安曇野市	千曲川河川事務 所長
	松本市島内 （奈良井川合 流点）	安曇野市明科 七貴（高瀬川 合流点）	熊倉	安曇野市 豊科熊倉	5.05m	安曇野市	
	安曇野市明科 七貴（高瀬川 合流点）	生坂村北陸郷 字沢口（日野 橋）	陸郷	安曇野市 明科南陸 郷	3.67m	安曇野市、生 坂村	

7 県が行う水位情報の通知（水位情報周知河川）

河川名	区 域		対象水位観測所			対象水防 管理団体	水防情報 通知者
	自	至	名称	位 置	特別警戒 水 位		
穂高川	安曇野市穂 高有明（乳川 合流点）	安曇野市穂 高北穂高（安 曇野大橋）	巾下	安曇野市 穂高	2.7m	安曇野市	安曇野建設事 務所長
高瀬川	大町市大町 （高瀬橋）	安曇野市明 科七貴（犀川 合流点）	十日 市場	安曇野市 北穂高	2.8m	大町市、池田 町、松川村、安 曇野市	大町建設事務 所長

第2 活動体制関係

1 安曇野市防災会議条例

平成17年10月1日

条例第213号

改正

平成21年3月25日条例第3号

平成24年9月28日条例第24号

平成26年6月30日条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、安曇野市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事項及び組織を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 安曇野市地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 安曇野市の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長をもって充て、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員は40名以内とし、次に掲げる者のうちから充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 長野県知事の部内職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 安曇野警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 松本広域消防局消防局長
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 市の教育委員会の教育長又は教育委員会事務局職員のうちから市長が任命する者
 - (7) 市の消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) その他関係機関又は必要な民間団体のうちから市長が委嘱し、又は任命する者
- 5 前項第8号から第10号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第5条 防災会議はその定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月25日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(安曇野市水防協議会条例の廃止)
- 2 安曇野市水防協議会条例(平成17年安曇野市条例第221号)は、廃止する。
(安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例の一部改正)
- 3 安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例(平成17年安曇野市条例第40号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成24年9月28日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

安曇野市防災会議委員名簿

	委員種別	指名・任命	所属団体	役職
	会 長		安曇野市	市 長
1	1号議員	任 命	長野地方気象台	台 長
2	1号議員	任 命	国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所	所 長
3	2号議員	任 命	松本地方事務所	所 長
4	2号議員	任 命	安曇野建設事務所	所 長
5	2号議員	任 命	犀川砂防事務所	所 長
6	2号議員	任 命	松本保健福祉事務所	所 長
7	3号議員	任 命	安曇野警察署	署 長
8	4号議員	任 命	松本広域消防局	局 長
9	5号議員	指 名	安曇野市	副市長
10	5号議員	指 名	安曇野市	総務部長
11	5号議員	指 名	安曇野市	政策部長
12	5号議員	指 名	安曇野市	財政部長
13	5号議員	指 名	安曇野市	市民生活部長
14	5号議員	指 名	安曇野市	福祉部長
15	5号議員	指 名	安曇野市	保健医療部長
16	5号議員	指 名	安曇野市	農林部長
17	5号議員	指 名	安曇野市	商工観光部長
18	5号議員	指 名	安曇野市	都市建設部長
19	5号議員	指 名	安曇野市	上下水道部長
20	5号議員	指 名	安曇野市	教育部長
21	5号議員	指 名	安曇野市	議会事務局長
22	6号議員	任 名	安曇野市教育委員会	教育長
23	7号議員	任 命	安曇野市消防団	団 長
24	8号議員	任 命	日本郵便株式会社 豊科郵便局	局 長
25	8号議員	任 命	東日本旅客鉄道(株)長野支社	豊科駅長
26	8号議員	任 命	東日本電信電話(株)長野支店	設備部災害対策室長
27	8号議員	任 命	一般社団法人安曇野市医師会	会 長
28	8号議員	任 命	安曇野市歯科医師会	地域医療連携部副部長
29	8号議員	任 命	安曇野薬剤師会	副会長
30	8号議員	任 命	安曇野赤十字病院	院 長
31	8号議員	任 命	中部電力パワーグリッド株式会社 安曇野営業所	所 長
32	8号議員	任 命	東京電力リニューアブルパワー株式会社 松本事業所	所 長
33	8号議員	任 命	安曇野市消防団	女性消防隊長
34	8号議員	任 命	安曇野市赤十字奉仕団	副委員長

35	9号議員	任 命	安曇野市社会福祉協議会	ボランティアコーディネーター
36	9号議員	任 命	安曇野市ボランティア連絡協議会	幹事
37	9号議員	任 命	長野県看護協会	松本支部役員
38	10号委員	任 命	陸上自衛隊第13普通科連隊	第2中隊長

2 安曇野市災害対策本部条例

平成 17 年 10 月 1 日
条例第 214 号

改正

平成 24 年 9 月 28 日条例第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、安曇野市災害対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策本部に、災害対策副本部長及び災害対策本部員を置くことができる。

3 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(所管事項)

第 3 条 災害対策本部は、当該関係地方行政機関と緊密な連絡のもとに、安曇野市の地域防災計画に基づく災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

(班)

第 4 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

(現地災害対策本部)

第 5 条 現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 28 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

3 災害応急対応タイムスケジュール【震災対策】

No.	節名	部名	1時間以内	3時間以内	6時間以内
1	災害情報の収集・連絡活動	全部局、松本広域消防局	通信手段の確保 災害情報の収集		
2	非常参集職員の活動	全部局、松本広域消防局	災害対策本部設置 職員参集開始(夜間・休日) 稼働可能職員数の把握	第1回本部会議の開催	第2回本部会議の開催 関係機関参集
3	広域相互応援活動	総務部、松本広域消防局		応援協定に基づく応援要請	
4	ヘリコプターの運用計画	総務部、松本広域消防局		県へのヘリコプター出動要請	
5	自衛隊災害派遣活動	総務部、松本広域消防局		県への自衛隊派遣要請	
6	救助・救急・医療活動	健康福祉部、総務部、松本広域消防局	現場への出動及び医療機関への搬送(消防機関)		
7	消防・水防活動	総務部、都市建設部、農林部、松本広域消防局	消火活動の実施	火災発生状況の把握	
8	災害時要援護者に対する応急活動	健康福祉部、市民環境部、商工観光部、総務部	災害時要援護者への避難支援		
9	緊急輸送活動	都市建設部、農林部、市民環境部、総務部			
10	障害物の処理活動	都市建設部、市民環境部			
11	避難収容活動	全部局	避難所開設準備 福祉避難所開設準備	避難所開設、受入 避難者数、内訳の把握	
12	孤立地域対策活動	総務部、健康福祉部、商工観光部、都市建設部		通信手段の確保	孤立状態の情報収集、報告 県への救出要請 食料品の搬送又は県への要請
13	食糧品等の調達供給活動	商工観光部、健康福祉部、総務部、農林部			食料供給の県への要請
14	飲料水の調達供給活動	上下水道部			被害状況、断水地域の把握 ボトルウォーター供給の県への要請
15	生活必需品の調達供給活動	商工観光部、総務部、健康福祉部			不足品の把握と県への要請
16	保健衛生、感染症予防活動	健康福祉部、市民環境部			被災者避難状況の県への報告
17	死体の捜索及び処置等の活動	市民環境部、松本広域消防局			
18	廃棄物の処理活動	市民環境部			
19	社会秩序の維持、物価安定に関する活動	市民環境部、商工観光部、総務部			
20	危険物施設等応急活動	市民環境部、上下水道部、松本広域消防局	施設等被災状況把握 周辺住民の安全確保、避難誘導措置		
21	電気施設応急活動	総務部、都市建設部			停電地域の把握 住民に対する広報
22	都市ガス施設応急活動	総務部、都市建設部			供給停止範囲の把握 住民に対する広報
23	上水道施設応急活動	上下水道部			被災状況の把握 住民に対する広報
24	下水道施設応急活動	上下水道部			被災状況の把握 住民に対する広報
25	通信・放送施設応急活動	総務部			被災状況の把握
26	鉄道施設応急活動	総務部、都市建設部			
27	災害広報活動	総務部			被害情報の収集・広報 災害関連情報の収集・広報
28	土砂災害等応急活動	都市建設部、農林部、総務部	避難誘導措置		被害状況の把握
29	建築物災害応急活動	全部局	避難誘導措置		
30	道路及び橋梁応急活動	総務部、都市建設部、農林部			被害状況の把握
31	河川施設等応急活動	都市建設部、農林部			被害状況の把握
32	二次災害の防止活動	都市建設部、総務部、農林部、市民環境部、上下水道部、松本広域消防局			被害状況の把握
33	ため池災害応急活動	農林部、総務部、市民環境部			点検 被害状況の把握
34	農林水産物災害応急活動	農林部			被害状況の把握
35	文教活動	教育委員会、健康福祉部	児童、生徒の安全確保、避難誘導		学校施設被害状況の把握
36	飼養動物の保護対策	総務部、市民環境部、農林部			
37	ボランティアの受入れ体制	健康福祉部、総務部			
38	義援物資、義援金の受入れ体制	健康福祉部、総務部、会計局、企画財政部			
39	災害救助法の適用	総務部、全部局			被害状況の把握
40	観光地の災害応急対策	商工観光部	観光客の安全確保、避難誘導		被害状況の把握 初期救助・救急活動の実施

	発災からの経過時間					
	12時間以内	24時間以内	72時間(3日以内)以内	1週間以内	1ヶ月以内	3ヶ月以内
			本部組織の見直し			
避難所までの連絡道路の確保 応急復旧工事の実施 障害物除去、集積						
物資等輸送路の確保						
		給水活動の実施				
避難者に対する健康相談の実施	感染予防対策の実施					
	遺体の捜索 収容所の開設、収容 し尿処理の実施					
		ごみ収集開始	近隣市町村への応援要請			
		適正価格での販売を業界に要請	相談窓口の設置			
		仮復旧				本復旧
排水機能の回復措置 応急簡易処理の実施 重要通信の確保		仮復旧				本復旧
				住宅・宅地危険度判定実施		住宅の応急修理実施
避難所等への連絡路の確保 応急工事の実施 応急工事の実施 応急工事の実施						復旧工事の実施 復旧工事の実施 復旧工事の実施
						復旧工事の実施
応急対策・工事の実施	被害の拡大、二次災害の防止 措置	応急復旧の実施				
応急工事の実施		被害の拡大、二次災害の防止 措置 病害虫の発生防止措置		教育施設・設備の確保 学校給食の確保 児童、生徒等の健康管理 逃走犬等の保護・収容・教護	仮設校舎の建設 教職員の確保	
ボランティア情報の発信	ボランティアニーズの把握 需給調整、活動支援	ボランティア活動拠点の提供 支援				
災害救助法による救助 運用手続き						

4 災害応急対応タイムスケジュール【風水害対策】

No.	節名	部名	避難準備情報発表	避難勧告	避難指示	浸水・暴風雨による被害発生中
1	災害直前活動	全部局、松本広域消防局	住民への避難準備情報の伝達 災害前兆情報の関係機関への周知	住民への避難勧告の伝達	住民への避難指示の伝達	
2	災害情報の収集・連絡活動	全部局、松本広域消防局	通信手段の確保 情報の収集			
3	非常参集職員の活動	全部局、松本広域消防局		防災対策部設置		救助法適用に伴う救助事務
4	広域相互応援活動	総務部、松本広域消防局				
5	ヘリコプターの運用計画	総務部、松本広域消防局				県へのヘリコプター出動要請
6	自衛隊災害派遣活動計画	総務部、松本広域消防局				県への自衛隊派遣要請
7	救助・救急・医療活動	健康福祉部、総務部、松本広域消防局				現場への出動及び医療機関への搬送(消防機関)
8	消防・水防活動	総務部、都市建設部、農林部、松本広域消防局	水防活動の実施			火災発生状況の把握 消火活動の実施 水防活動の実施
9	災害時要援護者に対する応急活動	健康福祉部、市民環境部、商工観光部、総務部	災害時要援護者への避難支援	避難場所での生活環境整備 別施設(福祉避難所)の確保	在宅訪問による支援	福祉避難所への移動支援 他市町村への応援要請
10	緊急輸送活動	都市建設部、農林部、市民環境部、総務部				被害状況、復旧見込みの情報収集
11	障害物の処理活動	都市建設部、市民環境部				
12	避難収容活動	全部局	避難準備情報発表 避難所開設準備 福祉避難所開設準備	避難勧告発令 避難所開設、受入 避難者数、内訳の把握	避難指示発令	
13	孤立地域対策活動	総務部、健康福祉部、商工観光部、都市建設部				通信手段の確保 孤立状態の情報収集、報告 県への救出要請 食料品の搬送又は県への要請
14	食糧品等の調達供給活動	商工観光部、健康福祉部、総務部、農林部				食料供給の県への要請
15	飲料水の調達供給活動	上下水道部				被害状況、断水地域の把握 ボトルウォーター供給の県への要請
16	生活必需品の調達供給活動	商工観光部、総務部、健康福祉部				不足品の把握と県への要請
17	保健衛生、感染症予防活動	健康福祉部、市民環境部				被災者避難状況の県への報告 避難者に対する健康相談の実施
18	死体の捜索及び処置等の活動	市民環境部、松本広域消防局				
19	廃棄物の処理活動	市民環境部				
20	社会秩序の維持、物価安定に関する活動	市民環境部、商工観光部、総務部				
21	危険物施設等応急活動	市民環境部、上下水道部、松本広域消防局				施設等被災状況把握 周辺住民の安全確保、避難誘導措置(警察本部)
22	電気施設等応急活動	総務部、都市建設部				停電地域の把握 住民に対する広報
23	都市ガス施設等応急活動	総務部、都市建設部				供給停止範囲の把握 住民に対する広報
24	上水道施設等応急活動	上下水道部				被災状況の把握 住民に対する広報
25	下水道施設等応急活動	上下水道部				被災状況の把握 住民に対する広報 排水機能の回復措置 応急簡易処理の実施
26	通信・放送施設等応急活動	総務部				被災状況の把握 重要通信の確保
27	鉄道施設等応急活動	総務部、都市建設部				
28	災害広報活動	総務部	避難情報の収集・広報			被害情報の収集・広報 災害関連情報の収集・広報
29	土砂災害等応急活動	都市建設部、農林部、総務部	前兆現象の観測 避難準備情報発表	避難勧告発令 避難誘導措置	避難指示発令	被害状況の把握
30	建築物災害等応急活動	全部局				
31	道路及び橋梁等応急活動	総務部、都市建設部、農林部	パトロールの実施			被害状況の把握 避難所等への連絡路の確保 応急工事の実施
32	河川施設等応急活動	都市建設部、農林部	水防活動の実施 パトロールの実施			被害状況の把握 応急工事の実施
33	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	都市建設部、総務部、農林部、市民環境部、上下水道部、松本広域消防局	パトロールの実施			被害状況の把握 応急工事の実施
34	ため池災害等応急活動	農林部、総務部、市民環境部	点検			被害状況の把握 応急対策の実施
35	農林水産物災害等応急活動	農林部				
36	文教活動	教育委員会、健康福祉部		児童、生徒の安全確保、避難誘導		学校施設被害状況の把握 応急工事の実施
37	飼養動物の保護対策	総務部、市民環境部、農林部				
38	ボランティアの受入れ体制	健康福祉部、総務部				ボランティア情報の発信
39	義援物資、義援金の受入れ体制	健康福祉部、総務部、会計局、企画財政部				
40	災害救助法の適用	総務部、全部局				被害状況の把握 災害救助法による救助 運用手続き
41	観光地の災害等応急対策	商工観光部		観光客の安全確保、避難誘導		被害状況の把握 初期救助・救急活動の実施

第3 相互応援関係

1 長野県市町村災害時相互応援協定書

長野県内全市町村は、県内に災害が発生した場合において、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び互助友愛精神に基づき、被災市町村に対し、その総力を挙げて応援活動を行うものとし、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、市町村相互の応援による応急措置等を円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

なお、常備消防に関する相互の応援については、「長野県消防相互応援協定」に定めるところによるものとする。

(代表市町村の設置等)

第2条 市町村が行う救援活動等に関する調整及び県との連絡調整等を行うため、別記1に掲げるブロックごとに代表市町村を置くものとする。

2 代表市町村が被災した場合に備え別記1に掲げるブロックごとに代表市町村の業務を代行する第2順位及び第3順位の市町村を定めるものとする。

(応援の内容)

第3条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあっせん

- ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両等
- エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- オ 避難受入れ施設（避難所、応急仮設住宅等）
- カ 火葬場

(2) 人員の派遣

- ア 救護及び応急措置に必要な職員
- イ 消防団員

(3) その他

- ア 避難場所等の提供、緊急輸送路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- イ ボランティアのあっせん
- ウ 児童・生徒の受け入れ
- エ 前2号に掲げるもののほか、災害救助法第23条第1項に定める救助

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により他の市町村に要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
 - ア 物資・資機材の搬入
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等
 - イ 人員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等
 - ウ その他、必要な事項
(緊急時における自主的活動)

第5条 代表市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

- 2 市町村は、前項の情報収集に基づき、被害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、代表市町村と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、代表市町村は、別記1に掲げる代表市町村の属するブロック内の構成市町村において震度6強以上の地震が観測された場合においては、代表市町村が行う業務に必要な被災状況等についての情報収集及び提供等の業務を行うため、先遣隊を当該市町村に派遣するものとする。
- 4 代表市町村が被災した場合において前項の規定により先遣隊を派遣することができないときは、別記1に掲げる代表市町村の属するブロックの構成市町村（代表市町村を除く。）が別に定めるところにより、当該派遣を行うものとする。
- 5 前項に規定する場合において、別記1に掲げるブロックの構成市町村の大半が被災し当該ブロック内から前2項の規定による先遣隊の派遣を行うことができないときは、別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣を行うものとする。
- 6 別記2に掲げる応援するブロックから当該派遣することができない場合に備え、代表市町村の会議において協議し、派遣する代表市町村をあらかじめ定めておくこととする。
- 7 前4項に規定する場合以外の場合は、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合等で、代表市町村が必要と認めた場合に派遣するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

- 2 応援職員等が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災市町村及び応援市町村が協議して決める。
- 4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が、賠償の責めに任ずる。
ただし、応援職員等の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。

- 5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又はブロックをまたいで、備蓄物資の状況、緊急連絡先等の必要な情報等を定期的に相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、別記1に掲げるブロックごと又は、ブロックをまたいで、物資調達、人的支援等の訓練を実施するとともに、他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するよう努めるものとする。

(防災体制の強化等)

第9条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画等の整備等、防災体制の強化を図るものとする。

2 市町村は、この協定を実効あるものとしていくため、必要に応じて県への協力を求める等、県との連携を強化することとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議において協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成8年4月1日から施行する。

(協定の成立)

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この協定は、平成23年12月16日から施行する。

(別記1)

ブロック名	代表市町村	構 成 市 町 村
佐 久	佐久市	小諸市・佐久市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町
上 小	上田市	上田市・東御市・長和町・青木村
諏 訪	岡谷市	岡谷市・諏訪市・茅野市・下諏訪町・富士見町・原村
上伊那	伊那市	伊那市・駒ヶ根市・辰野町・箕輪町・飯島町・南箕輪村・中川村・宮田村
飯 伊	飯田市	飯田市・松川町・高森町・阿南町・阿智村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・喬木村・豊丘村・大鹿村
木 曾	木曾町	木曾町・上松町・南木曾町・木祖村・王滝村・大桑村
松 本	松本市	松本市・塩尻市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村
大 北	大町市	大町市・池田町・松川村・白馬村・小谷村
長 野	長野市	長野市・須坂市・千曲市・坂城町・小布施町・高山村・信濃町・飯綱町・小川村
北 信	中野市	中野市・飯山市・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・栄村

(別記2)

被災ブロック	応援するブロック
佐 久	上 小
上 小	佐 久
諏 訪	上伊那 木 曾
上伊那	諏 訪 飯 伊
飯 伊	上伊那 木 曾
木 曾	飯 伊 諏 訪
松 本	長 野
大 北	北 信
長 野	松 本
北 信	大 北

(備考) 応援するブロックが複数の場合は、代表市町村が派遣。

2 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

(趣 旨)

第1条 この実施細則は、「長野県市町村災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(代表市町村)

第2条 代表市町村は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災市町村の情報収集と状況把握
- (2) 災害応急措置等に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3) 応援要請内容の所属ブロック構成市町村及び他の代表市町村への仕分け
- (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5) 応援活動等に関する県との連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害応急活動を円滑に行うために必要な業務

2 代表市町村が被災等により前項の業務を遂行できない場合は、協定第2条第2項の規定により、代表市町村の業務を代行する第2順位又は第3順位の市町村が代表市町村の業務を代行する。

ただし、大半の構成市町村が同時被災し、代行することが困難と認められる場合は、協定別記2の応援するブロックの代表市町村がこれを代行するものとする。

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる順序により、応援を要請するものとする。

- (1) 要請は原則として所属ブロックの代表市町村に行うものとする。
- (2) 所属ブロックの代表市町村が同時被災しているおそれがある場合は、当該ブロックの第2順位の市町村に要請するものとする。

所属ブロックの代表市町村及び第2順位の市町村が同時被災しているおそれがある場合は、第3順位の市町村に要請するものとし、第4順位以下を定めた場合も同様とする。

- (3) 所属ブロックの大半が同時被災しているおそれがある場合は、協定別記2の応援するブロックの代表市町村に要請するものとする。

2 被災市町村所属ブロックの代表市町村は、被災市町村の要請内容に当該ブロックの構成市町村のみでは対応できないと認められる場合は、他の代表市町村に要請するものとする。

(応援実施の手続)

第4条 被災市町村以外の市町村は、代表市町村から被災市町村への応援を要請された場合被災市町村から直接要請があったものとして、速やかに応援を実施するものとする。

2 被災市町村の属するブロックの代表市町村は、当該ブロック内の構成市町村及び他のブロックの代表市町村と連絡調整し要請事項及び搬入、派遣等に要する時間などの応援計画を被災市町村に伝達するとともに、後日、速やかに応援通知書を送付するものとする。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災市町村は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第6条 被災市町村から要請を受けた代表市町村又はこれを代行する市町村は、応援が終了したときは、被災市町村に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第7条 協定第5条により自主的に応援活動を実施する場合においては、被災市町村との連絡確保に努

め、連絡可能となった際は、応援の要否を含め、被災市町村の指示のもとに行動するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援職員等の派遣に要する経費については、応援市町村が定める規定により算定した当該応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(情報交換)

第9条 協定第7条の規定に基づく情報は次のとおりとし、変更の都度、協定市町村に報告するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段一覧表
- (2) 備蓄物資、資機材一覧表
- (3) その他応援に必要な情報

(補 則)

第10条 この実施細則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この実施細則に定めのない事項は、その都度、代表市町村の会議で定めることとする。ただし、当該定めのない事項のうちブロック内のみで決定する事項は、各ブロックの構成市町村の会議において協議して定める。
- 3 前項ただし書の場合において、ブロック内のみで決定する事項を定めた場合は、他のブロックの代表市町村に、その都度報告することとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施細則は、平成8年4月1日から施行する。
(実施細則の改定)
- 2 この実施細則の改正は、代表市町村の会議において決定するものとする。
(実施細則の成立)
- 3 この実施細則の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

附 則

この実施細則は、平成24年1月25日から施行する。

3 長野県消防相互応援協定書

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、長野県内の消防本部を置く市町村の区域内で災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に市町村等（消防事務を他の市に委託している町村にあってはその受託している市、消防事務に関する一部事務組合を組織している市町村にあってはその一部事務組合、広域連合を組織している市町村にあってはその広域連合をいう。以下同じ。）がそれぞれの消防力を活用して消防相互応援をすることにより、被害を最小限に防止することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町村等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町村等を別表に掲げる地域に区分する。

(代表消防機関の設置及び任務)

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に掲げる地域ごとに地域代表消防機関を置き、更に地域代表消防機関を統括するための総括代表消防機関を置くものとする。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、各消防長の協議により行うものとする。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地域内市町村等との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 長野県及び地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 長野県内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における長野県内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

第2章 相互応援

(応援の種別)

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 消防応援 消防隊による応援
- (2) 救助応援 救助隊による応援
- (3) 救急応援 救急隊による応援
- (4) その他の応援 上記以外の応援

(応援要請)

第6条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村等（以下「要請側」という。）の長から電話その他の方法により、災害の規模等に応じて、次の各号の区分により応援する市町村等（以下「応援側」という。）の長に対して行い、事後速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 第1要請 当該市町村等が隣接する市町村等に対して行う応援要請
- (2) 第2要請 当該市町村等が属する別表の地域内の他の市町村等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）
- (3) 第3要請 当該市町村等が属する別表の地域外の市町村等に対して行う応援要請（第1要請を

除く。)

- 2 応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- 3 第2要請にあつては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援側の地域代表消防機関を経由して行うものとする。
- 4 自衛隊に対して応援要請したときは、要請側の消防長は、地域代表消防機関及び総括代表消防機関へ通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第7条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、特別の事情がない限り応援隊を派遣しなければならない。

- 2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対してその旨を通知するものとする。この場合において、前条第3項の規定により経由することとされている各代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。
- 3 市町村等の長は、災害が発生している市町村等に対して、自主的に応援出動することができる。ただし、この場合は災害発生時の市町村等の長に連絡するとともに、地域代表消防機関に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、要請側の長の指揮の下に活動するものとする。この場合において、被災地で消防活動を行うその他の応援隊と緊密に連携するものとする。

第3章 経費負担

(応援経費等の負担)

第9条 この協定に基づく経費等の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側の負担する経費等

- ア 応援出動した隊員の旅費及び諸手当
- イ 応援出動した隊員の公務災害補償費及び消防職員等賞じゅつ金
- ウ 応援出動した際に破損した機械器具等の修理に要した経費
- エ 消防活動に要した消火剤
- オ 燃料及び給食等に要する経費
- カ 前アからオに掲げるもののほか応援出動に要した経費

(1) 要請側の負担する経費等

応援隊による消防法（昭和23年法律第186号）第29条第3項の規定による損失補償費及び同法第36条の3第1項の規定による損害補償費

(損害賠償)

第10条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる費用は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償金
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償金

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

第4章 協議

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について変更の必要若しくは疑義が生じたときは、市町村等の長が協議して定めるものとする。

(補則)

第 12 条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成 8 年 2 月 14 日から施行する。

(長野県広域消防相互応援協定の廃止)

2 法第 21 条の規定により、県内を 10 ブロックに編成して昭和 41 年に各ブロック毎に締結した長野県広域消防相互応援協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書 18 通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

附 則 (平成 12 年 7 月 1 日一部改正同意)

この協定は、公布の日から施行し、平成 12 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 13 年 7 月 1 日一部改正同意)

この協定は、公布の日から施行し、平成 13 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 15 年 11 月 1 日一部改正同意)

この協定は、公布の日から施行し、平成 15 年 11 月 1 日から適用する。

別表

区 分	市 町 村 等
北信地域	長野市 須坂市 千曲坂城消防組合 岳北広域行政組合 岳南広域消防組合
東信地域	上田地域広域連合 佐久広域連合
中信地域	松本広域連合 北アルプス広域連合 木曾広域連合
南信地域	諏訪広域連合 伊那消防組合 伊南行政組合 南信州広域連合

4 長野県消防相互応援協定実施細則

(趣旨)

第1条 この実施細則は、長野県消防相互応援協定書（平成8年2月14日締結。以下「協定」という）第12条の規定に基づき、消防相互応援の実施について必要な事項を定めるものとする。

(代表消防機関の選定等)

第2条 協定第4条第2項に規定する地域代表消防機関及び総括代表消防機関は、次のとおりとする。

- (1) 地域代表消防機関 協定別表に掲げる各地域の長野県消防長会副会長が属する消防本部とする。ただし、総括代表消防機関を兼ねることができる。
- (2) 総括代表消防機関 長野県消防長会長が属する消防本部とする。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関が行う連絡調整は、次に掲げる事項とするものとする。

- (1) 応援部隊の編成計画の作成及び調整に関すること。
- (2) 各消防機関の応援可能資機材等に関すること。
- (3) 応援要請及び情報伝達等に関すること。
- (4) 応援部隊の技術の向上及び訓練計画に関すること。
- (5) その他必要な事項

3 地域代表消防機関又は総括代表消防機関の管轄地域において災害が発生した場合は、地域代表消防機関が属する地域内の消防本部又は他の地域の消防本部が、地域代表消防機関を代行し、総括代表消防機関の代行は地域代表消防機関が行うものとする。

(応援要請の事項)

第3条 応援要請側の市町村等の長は、次に掲げる事項を電話その他の方法により連絡し、後日応援要請書（様式第1号）を送付するものとする。

- (1) 災害の種別、発生場所及び状況
- (2) 応援隊の種別、隊数及び資機材等
- (3) 応援隊の集結場所
- (4) 応援隊の活動範囲及び任務
- (5) 使用無線周波数
- (6) 安全管理上の注意事項
- (7) その他必要と思われる事項

2 協定第6条第1項に規定する応援要請を迅速かつ的確に行うため、長野県緊急消防援助隊応援出動計画の規定を準用し、連絡するものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 協定第7条第2項に基づき応援隊を派遣する市町村等は、次に掲げる事項について電話その他の方法で通知し、後日応援通知書（様式第2号）を送付するものとする。

- (1) 派遣人員
- (2) 派遣車両
- (3) 資機材等の種別及び数量
- (4) 出発時刻及び到着予定時刻
- (5) 指揮責任者

2 応援隊にあっては、応援要請に迅速に対応するため原則として当直隊が出動するものとする。

(応援隊の誘導等)

第5条 要請側の消防長は、必要に応じて応援隊到着予定地に誘導員を配置して応援隊の誘導に努める

とともに、応援活動上必要な資機材等を貸与するものとする。

(応援隊の報告)

第6条 応援隊の長は、現場に到着したときは、要請側の現場最高指揮者から次の事項について情報の提供を受け活動するものとする。

- (1) 災害の状況及び進入経路
- (2) 活動方針、任務及び使用無線周波数
- (3) その他必要な事項

2 応援側の市町村の長は、応援活動終了後、要請側の市町村等の長に対して応援活動の内容を応援活動状況報告書(様式第3号)により報告するものとする。

3 要請側の消防長は、応援活動終了後速やかに総括代表消防機関及び応援側の消防長に対して、災害等の概要を災害状況報告書(様式第4号)により報告するものとする。

(応援隊の編成及び指揮)

第7条 複数の応援隊を派遣する場合の部隊編成は、地域代表消防機関又は総括代表消防機関が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、地域代表消防機関又は総括代表消防機関の管轄地域において災害が発生した場合は、第2条第3項の規定を準用するものとする。

3 前2項の規定により部隊編成された応援隊の最高指揮者は、要請側の現場最高指揮者の指示を受け、応援隊を指揮するものとする。

(総括代表消防機関等への連絡)

第8条 応援隊の派遣要請があった場合及び自主応援した場合は、関係する地域代表消防機関へ連絡するものとする。

2 地域代表消防機関は、前項の連絡があった場合、総括代表消防機関へ速やかにその旨を連絡するものとする。

(応援要請の解除)

第9条 要請の解除をした場合は、応援要請通知書(様式第5号)により通知するとともに地域代表消防機関に連絡するものとする。

(会議等)

第10条 協定事項の円滑な推進を図るため、協議会及び地域連絡会議を必要に応じて開催するものとする。

(協議会)

第11条 協議会は、県内の市町村等の消防長をもって構成し、総括代表消防機関の消防長が招集するものとする。

(地域連絡会議)

第12条 地域連絡会議は、県内4ブロックごとに地域内の市町村等の消防長をもって構成し、地域代表消防機関の消防長が招集するものとする。

(その他会議)

第13条 総括代表消防機関の消防長は、必要に応じて会議を招集することができるものとする。

(協議事項)

第14条 会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 長野県消防相互応援に関すること。
- (2) 警防技術及び訓練に関すること。
- (3) 市町村の消防現況、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。

(4) 消防用資機材の備蓄状況及び開発研究に関すること。

(5) その他必要な事項

(協議)

第 15 条 この実施細目に定めのない事項又はこの実施細目について変更の必要若しくは疑義等が生じたときは、その都度消防長が協議して定めるものとする。

附則

1 この実施細則は、平成 8 年 2 月 14 日から施行する。

2 この実施細則の成立は、市町村等の消防長の同意書をもって証する。

市町村長（管理者）
様

安曇野市長

応 援 要 請 書

長野県消防相互応援協定第6条に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1 要請日時 年 月 日 時 分
- 2 災害の種別
- 3 災害発生場所
- 4 災害の状況
- 5 応援隊の種別及び隊数
- 6 応援隊の集結場所
- 7 応援隊の活動範囲及び任務
- 8 資機材等
- 9 使用無線周波数
- 10 安全管理上の注意事項
- 11 その他必要と思われる情報

市町村長（管理者）
様

応援側市町村長（管理者）

応 援 通 知 書

平成 年 月 日付け第 号の応援要請書に基づき、下記のとおり応援隊を派遣します。

記

1 応援隊の概要

- (1) 派遣人員
- (2) 派遣車両種別及び台数
- (3) 資機材等の種別及び数量
- (4) 出発時刻及び到着予定時刻
- (5) 指揮責任者等

2 その他必要事項

市町村長 (管理者)
様

応援側市町村長 (管理者)

応援要請解除通知書

長野県消防相互応援協定書に基づく応援要請を解除します。

記

- 1 解除日時
年 月 日 時 分
- 2 要請日時
年 月 日 時 分
- 3 その他必要事項

5 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

1 目的

この広域航空消防実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第24条の3の規定に基づき、大規模特殊災害発生地在市町村が他の都道府県の市町村による回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地在市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）及び都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施し又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

応援側市町村の属する都道府県をいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

(1) 大規模な地震、風水害等の自然災害。

(2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等

(3) 高層建築物の火災

(4) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故

(5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主に任務により次の各号のとおり区分する。

(1) 調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

(2) 火災出場

消火活動のための出場

(3) 救助出場

人命救助のための特別な活動を要する場合の出場の出場（これ附随する救急搬送活動も含む。）

(4) 救急出場

救急搬送のための出場で、特別の人命救助活動を伴わないもの。

(5) 救援出場

救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市長村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びヘリに搭乗可能な救助器具の保有状況を勘案し、広域航空消防応援の要請先市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村の場合には、当該都道府県とする。）を決定するものとする。

6 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続

(1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の要請先市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。

- ① 要請先市町村
- ② 要請者・要請日時
- ③ 災害の発生日時・場所・概要
- ④ 必要な応援の概要

(2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。

(3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認めるときは、応援側都道府県の知事に対し要請を行うものとする。

(4) 応援側都道府県の知事は、前号の要請があつた場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。

(5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、応援側都道府県の知事、応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

- ① 必要とする応援の具体的内容
- ② 応援活動に必要な資機材等
- ③ 離発着可能な場所及び給油体制
- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
- ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
- ⑧ 気象の状況
- ⑨ ヘリの誘導方法

⑩ 要請側消防本部の連絡先

⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って応援側都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知については、前2項を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「要請先市町村」とあるのは「要請先都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第4号中「前号の要請があった場合は直ちに」とあるのは「前号の要請があり、かつ当該都道府県の保有するヘリの運行が可能であると認めるときは直ちに」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長へ」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事へ」と、第7項第1号中「通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。」とあるのは「通知するものとする。」と、同項第2号中「直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は」とあるのは「直ちに消防庁長官へ通知するとともに、同時に要請側市町村の消防長へ連絡するものとし、消防庁長官は」と読み替えるものとする。

9 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 都道府県がヘリを保有する場合において、当該都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は前項において準用して適用する第7項に準じてその連絡を行うものとする。

10 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートへ帰着したときに終了するものとする。要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

11 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めるときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

12 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

13 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前号の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届け出等を行うものとする。

14 応援側市町村及びヘリを保有する都道府県の届出

- (1) 応援側市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ応援側都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出ておくものとする。
なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。
 - ① 保有ヘリの性能及び活動能力
 - ② 特別救助隊等の隊員数
 - ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、設備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量
- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。
なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。
 - ① 保有ヘリの性能及び活動能力
 - ② 当該都道府県内の特別救助隊等の隊員数
 - ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

15 消防庁長官の情報提供

- (1) 消防庁長官は、第13項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を応援側都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2) 消防庁長官は、前号各号に定める届出を受けた場合には、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

16 広域航空消防応援に要する経費の負担区分

広域航空消防応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) ヘリの燃料費、隊員の出場手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村が負担するものとする。
- (2) 前号の規定に基づき要請側市町村が負担する経費については、要請側都道府県がその一部を補助することができる。
- (3) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援・側市町村（都道府県がヘリを保有する場合には、当該都道府県を含む。以下この項において同じ。）の重大な過失により発生した損害は、応援側市町村の負担とする。
- (4) 前号に定める要請側市町村の負担額は、応援側市町村の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (5) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度市町村が協議し定めるものとする。

17 要請側市町村及び応援側市町村（都道府県がヘリを保有する場合には、当該都道府県を含む。）

は、広域航空消防応援を円滑かつ適確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

18 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

6 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定

長野県（以下「甲」という。）、長野県市長会（以下「乙」という。）及び長野県町村会（以下「丙」という。）は、大規模災害により被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）への支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、長野県外で大規模な災害が発生した場合に、被災県等に対し、甲、乙及び丙が一体となって迅速かつ的確な支援を行うため必要な事項について定めるものとする。

（支援の実施）

第2条 支援方法及び内容等については、別添「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針」に基づき実施するものとする。

（その他）

第3条 この協定に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、甲、乙、及び丙が協議して定める。

附 則

この協定は、平成24年12月12日から適用する。

平成24年12月12日

甲 住所 長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県知事

阿部 守一

乙 住所 長野市大字西長野字加茂北 143-8

長野県市長会長

母袋 創一

丙 住所 長野市大字西長野字加茂北 143-8

長野県町村会長

藤原忠彦

7 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針

第1 総 則

1 目 的

この方針は、長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した都道府県・市区町村（以下「被災県等」という。）に対し、長野県（以下「県」という。）と長野県内の市町村（以下「市町村」という。）が一体となって、迅速かつ的確な支援を行うために設置する長野県合同災害支援チームの活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

(1) 代表市町村

長野県市町村災害時相互応援協定に定める代表市町村をいう。

(2) ブロック

長野県市町村災害時相互応援協定に定めるブロックをいう。

(3) 先遣隊

大規模災害が発生した際に、被災状況を把握するため、被災県等へ派遣する長野県職員と市町村職員（代表市町村職員もしくはブロックを代表する市町村職員をいう。以下同じ。）による合同チームをいう。

(4) 現地支援本部

被災県等において支援ニーズの把握、支援に関する調整及び支援の実施を行う組織をいう。

(5) 後方支援本部

支援に際し、長野県庁等において被災県、現地支援本部及び市町村との連絡、調整を行う組織をいう。

(6) 調整会議

支援方針、現地支援本部及び後方支援本部の体制等について調整を行う組織をいう。

第2 被災県等への支援

1 支援を行う被災県等

次に掲げる協定に基づき支援を行うこととなった被災県等とする。

- (1) 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（全国知事会）
- (2) 「災害時等の応援に関する協定」（中部圏知事会）
- (3) 「震災時等の相互応援に関する協定」（関東地方知事会）
- (4) 「災害時の相互応援に関する協定」（新潟県）
- (5) 県が新たに締結する災害時応援協定

2 支援の内容

主に、次の支援を行う。

- (1) 被災県等への職員派遣及び物資の提供
- (2) 被災者の受入及び施設の提供
 - ① 県内医療機関での傷病者の受入
 - ② 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供
- (3) その他被災県等との協議の中で必要と認められた支援

3 支援の実施又は終了の決定

- (1) 被災県等に対する支援を実施する場合又は支援を終了する場合は、県危機管理監が県知事、市長会長及び町村会長の事前の承認を得るものとする。ただし、支援の実施に当たり、緊急を要する場合にあっては、事後の承認をもって足りるものとする。
- (2) 前項の承認後、県は、市町村に対して、県知事、市長会長及び町村会長の連名により、支援の決定または終了を通知するものとする。

第3 支援体制の整備

1 先遣隊の派遣

- (1) 被災状況を把握するため、被災県等の災害対策本部に先遣隊を派遣する。
- (2) 先遣隊は、県職員2名と市町村職員2名を基本に構成し、隊長は県職員をもってあてる。
- (3) 先遣隊を派遣するブロックの順番、先遣隊の装備品など、派遣を円滑に行うために必要な事項については、あらかじめ県と代表市町村との協議で定める。

2 現地支援本部の設置

- (1) 先遣隊は、被災県等と調整の上、適切な場所に現地支援本部を設置し、運営にあたる。なお、その場合は先遣隊長を現地支援本部の責任者とする。
- (2) 現地支援本部は、次の業務を行う。
 - ① 被災県等との連絡体制の確立
 - ② 被災県等の支援ニーズの把握
 - ③ 被災県等での職員、物資等の受入調整
 - ④ 広域避難を実施する場合の調整
 - ⑤ 被災県等に対する支援の実施
 - ⑥ その他、支援に必要な業務
- (3) 現地支援本部に派遣する県職員及び市町村職員の人数は、支援状況に応じて後方支援本部で決定する。

3 後方支援本部の設置

支援を決定した場合は、県及び市町村で構成する後方支援本部を原則として県庁内に設置する。ただし、県危機管理監がとくに認めた場合は、県庁外に設置することができる。

- (1) 後方支援本部は、県危機管理監、関係する部局の県職員及び各ブロック1名ずつの市町村職員を基本に構成し、設置後の被災県等への支援状況に応じて人数を定める。
- (2) 後方支援本部の責任者は県危機管理監をもってあてる。
- (3) 後方支援本部の業務
 - ① 現地支援本部との連絡体制の確立
 - ② 現地支援本部から送られる支援ニーズの把握と支援内容の検討
 - ③ 支援内容の県及び市町村への割り振り
 - ④ 支援に関する被災県等、現地支援本部及び市町村間の総合調整
 - ⑤ 費用精算業務
 - ⑥ その他支援に必要な業務
- (4) 調整会議

県危機管理監、市長会事務局長、町村会事務局長及び後方支援本部の市町村職員で構成する調整会議を設置し、主に次の事項を協議する。

- ① 支援方針
- ② 現地支援本部及び後方支援本部の体制
- ③ 支援の終了
- ④ その他、支援を円滑に行うために調整が必要な事項

第4 県及び市町村において実施する事項

1 県が実施する事項

- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
- (2) 県及び市町村の支援可能な職員、物資等の把握
- (3) 支援可能な職員、物資等の確保
- (4) その他支援に必要な事項

2 代表市町村が実施する事項

- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
- (2) ブロック内市町村の支援可能な職員、物資等の把握
- (3) 支援可能な職員、物資等の確保
- (4) ブロック内の連絡体制の整備
- (5) その他支援に必要な事項

3 代表市町村以外の市町村が実施する事項

- (1) 本基本方針に係る事項の地域防災計画等への記載
- (2) 支援可能な職員、物資等の確保及び代表市町村への情報提供
- (3) その他支援に必要な事項

第5 その他

1 訓練の実施

他県で実施する防災訓練に合わせ、先遣隊の派遣訓練、現地支援本部及び後方支援本部の設置訓練、情報連絡に関する訓練を実施する。

2 姉妹市長村等の災害時応援協定との関係

この方針は、市町村が姉妹市町村等の災害時応援協定により被災市町村を支援することを妨げるものではない。

3 本方針を円滑に運用するために必要な事項は、県及び代表市町村で定める。

8 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省）

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）及び国土交通省北陸地方整備局長（以下「乙」という。）（以下、甲、乙を「両地方整備局」という。）と、安曇野市長（以下「丙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、安曇野市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、両地方整備局及び丙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 両地方整備局及び丙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- (1) 安曇野市内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
- (2) 安曇野市災害対策本部が設置された場合
- (3) その他両地方整備局又は丙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）

第3条 両地方整備局及び丙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関する事
- (2) 公共土木施設（河川、ダム、砂防、道路、公園、下水道等）の被害状況に関する事
- (3) その他両地方整備局又は丙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、丙の要請があった場合又は両地方整備局が必要と判断した場合には、両地方整備局から丙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、両地方整備局及び丙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 両地方整備局及び丙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙丙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、3通作成し、甲乙丙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年6月15日

- 甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
関東地方整備局長 下保 修
- 乙) 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1
国土交通省
北陸地方整備局長 前川 秀和
- 丙) 長野県安曇野市豊科4932番地46
安曇野市
安曇野市長 宮澤 宗弘

9 災害時の相互支援に関する協定書（協定先 神奈川県真鶴町）

（趣旨）

第1条 安曇野市（以下「甲」という。）と真鶴町（以下「乙」という。）とは友好都市提携の精神に基づき、甲、乙いずれか一方に大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では被災者の救護等の応急措置が実施できない場合において被災市町の要請に応じ、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第2条 この協定による応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救助及び応急対策に必要な職員の派遣
- (4) その他両市町が応援を必要とするもの

（応援要請の手続）

第3条 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして文書（別記様式）により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる応援を要請する場合は、品名、規格、数量等
- (3) 前条第3号に掲げる応援を要請する場合は、活動の種類及び職種別人数
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) その他両市町が応援を必要とするもの

（経費の負担）

第4条 応援に要する経費の負担は、法令その他、特別に定めのあるものを除くほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う市町が負担するものとする
- (2) 応援物資の調達その他援助に要する経費は、原則として応援を要請した市町が負担する。

（災害補償等）

第5条 応援職員がその業務により、負傷、疾病、又は死亡した場合における公務災害補償については、応援市町の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請市町が、要請市町への往復の途中において生じたものについては応援市町が賠償の責めを負うものとする。

（連絡担当）

第6条 甲及び乙は、別表のとおり災害時の相互支援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは速やかに連絡を行い、その情報を相互に共有するものとする。

（期限）

第7条 この協定の有効期限は、平成18年9月30日から3年間とする。ただし、期間満了の日の3カ月前までに甲、乙いずれかの申し出がないときは、さらに3年間自動的に延長されるものとし、以後この例による。

（協議）

第8条 この協定に定めない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度、甲乙協議して定

めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成18年9月30日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年9月30日

甲 長野県安曇野市長 平 林 伊三郎 印

乙 神奈川県足柄下郡真鶴町長 青 木 健 印

別記様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

真鶴町長

様

安曇野市長

災害発生による応援要請について

災害時の相互支援に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり応援の要請をいたします。

項 目	内 容
(1) 被害の状況	
(2) 応援の種類及び内容	
(3) 応援を要する職種別人員	
(4) 応援場所・到達経路	
(5) 応援を受ける期間	
(6) その他応援に必要な事項	

別表（第6条関係）

連 絡 担 当 課

市 町 名	連絡担当部課	電 話 番 号	F A X 番 号
安曇野市	総務部危機管理課	代表 (0263) 71-2000 直通 (0263) 71-2119	(0263) 72-6739
真 鶴 町	環 境 防 災 課	代表 (0465) 68-1131	(0465) 68-5119

※ 連絡担当部課等に変更が生じたときは、速やかに通知するものとする。

10 安曇野市と武蔵野市との災害相互援助協定書

安曇野市（以下「甲」という。）と武蔵野市（以下「乙」という。）は、友好都市の精神に基づき、甲乙のいずれか一方に大規模な災害が発生し、若しくは発生する恐れがある場合において、災害対策について相互に応援することを約束し、ここに災害相互援助協定を締結する。

（援助要請）

第1条 大規模災害が発生し、応援を求めようとする甲又は乙（以下「被災市」という。）は、災害応急対策及び災害復旧対策その他必要な措置について要請することができる。

2 前項により要請を受けた甲又は乙（以下「応援市」という。）は、その要請内容に従って援助するよう努める。

（援助）

第2条 援助の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な車両及び資機材の提供
- (2) 被災者の救命、救助、救出に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 応急復旧に必要な車両及び資機材等の提供
- (5) 被災者を一時収容する施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めたもの

（手続）

第3条 被災市は、次の事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当部局を通じて、電話等により援助を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 援助を要する物資、車両、資機材の品名及び数量
- (3) 援助を要する人員及び期間
- (4) 援助の場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（経費の負担）

第4条 援助に要する経費の負担は、法令その他特別に定めのあるものを除くほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援市が負担する。
- (2) 応援物資の調達その他援助に要する経費は、原則として被災市が負担する。

（災害補償等）

第5条 派遣職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、被災市が負担する。

2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務中に生じたものについては被災市が、被災市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めを負うものとする。

（連絡担当）

第6条 甲及び乙は、あらかじめ災害援助に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡を行い、その情報を相互に共有するものとする。

(期 限)

第7条 この協定の有効期限は、平成18年4月2日から3年間とする。ただし、期間満了の日の3月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出がないときは、さらに3年間自動的に延長されるものとし、以後この例による。

(協 議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年4月2日

甲 長野県安曇野市豊科 4932 番地 46
安曇野市
代表者 安曇野市長 平林 伊三郎 印

乙 東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号
武蔵野市
代表者 武蔵野市長 邑上 守正 印

11 災害時相互応援協定（協定先 埼玉県三郷市・奈良県三郷町）

（趣 旨）

第1条 友好都市提携の精神に基づき、三郷市、安曇野市及び三郷町は、いずれかの自治体の地域において大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では被災者の救援等の応急処置が実施できない場合に、被災した自治体の要請により、災害を受けていない自治体が協力・応援を行い、もって被災した自治体が応急対策や復旧対策を円滑に遂行できるようにするため、この協定を締結する。

（連絡体制）

第2条 各自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部課を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡するとともに、必要な情報を相互に交換するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) その他、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を要請する自治体は、次の事項を明らかにし、第2条に定める連絡担当部課を通じて、電話、ファクシミリ等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる資器材、物資等の品名、規格、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる人員
- (4) 応援場所及び応援場所までの経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) その他応援に関し、必要な事項

（緊急時における自主的活動）

第5条 各自治体は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

（物資の輸送等）

第6条 応援に必要な物資、資器材、職員等の輸送は、原則として、応援を行う自治体を実施するものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う自治体が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として応援を行う自治体が負担するものとする。

（情報の交換）

第8条 各自治体は、この協定による応援が円滑に行われるよう、年1回以上、情報を相互に交換するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。
(適用)

第10条 この協定は、平成18年7月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、各自治体は署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年7月1日

埼玉県三郷市長 美田長彦印

長野県安曇野市長 平林伊三郎印

奈良県三郷町長 秋田新平印

12 武蔵野市交流市町村協議会 災害時相互支援宣言（安曇野市サミット宣言）

（主旨）

平成 23 年 3 月 11 日発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のマグニチュード 9.0 の大震災による大津波などにより、2 万 3,000 人を超える死者、行方不明者をもたらし、今なお 8 万人を超える人々が避難生活を送っている。

今回の震災で武蔵野市交流市町村協議会（以下、「協議会」という。）の会員 10 自治体では住民に直接の犠牲者はなかったものの、岩手県遠野市は岩手県沿岸の被災地の後方支援という極めて重要な役割を担い、被災地の支援に大きく貢献している。

協議会会員の自治体は、遠野市の後方支援活動に対し、いち早く物的・人的支援活動、義捐金活動などを行い、国や県の支援とは別に、現地のニーズに応じた素早い支援を実現した。

こうした支援の形を今後も続く東日本大震災の支援・復興や、将来別の地域でも起こりうる災害を活かすため、ここに協議会を構成する 10 の自治体が災害時における相互支援の仕組みを確認し、長年の友好交流が創り出した絆を大きな力として、相互に助け合い、支えあうことをここに宣言する。

（災害時相互支援の骨子）

- 1 災害時相互支援は、協議会会員 10 市町村が実情に応じた実施可能な方法と範囲で自主的に行う。
- 2 災害時相互支援は、会員自治体が被災した場合に限らず、他の被災した自治体を会員自治体が後方支援する場合も含むものとする。
- 3 災害時相互支援の種類は物的支援、人的支援、金銭的支援、その他支援要請に基づく支援とするが、事情によりこれらを直接行うことができない場合は、他の会員自治体を通じて間接的に行うものとする。

平成 23 年 7 月 6 日

武蔵野市交流市町村協議会

富山県	南砺市	長野県	安曇野市	長野県	川上村
千葉県	南房総市	岩手県	遠野市	新潟県	長岡市
広島県	大崎上島町	山形県	酒田市	鳥取県	岩美町
東京都	武蔵野市				

13 長野県安曇野市と千葉県東金市との災害時相互援助協定

長野県安曇野市と千葉県東金市は、友好都市の精神に基づき、両市のいずれか一方に大規模な災害が発生した場合における、災害対策について相互に応援することを約束し、ここに災害時相互援助協定を締結する。

(援助要請)

第1条 大規模災害が発生し、応援を求めようとする市（以下「被災市」という。）は、応急対策及び復旧対策その他必要な措置について援助を要請することができる。

2 前項により要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、その要請内容に従って援助するよう努める。

(援助)

第2条 援助の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な車両及び資機材の提供
- (2) 被災者の救命、救助並びに救出に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧対策に必要な職員等の派遣
- (4) 復旧対策に必要な車両及び資機材等の提供
- (5) 被災者を一時収容する施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めたもの

(手続)

第3条 被災市は、次の事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当部局を通じて、電話等により援助を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 援助を要する物資、車両並びに資機材の品名及び数量
- (3) 援助を要する人員及び期間
- (4) 援助の場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(経費の負担)

第4条 援助に要する経費の負担は、法令その他特別に定めのあるものを除くほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 職員等の派遣に要する経費は、応援市が負担する。
- (2) 応援物資の調達その他援助に要する経費は、原則として被災市が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、災害の規模及び被災状況等により、援助に要する経費の負担を両市で協議の上、定めることができる。

(災害補償等)

第5条 派遣した職員等がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、被災市が負担する。

2 派遣した職員等が業務上第三者に損害を与えた場合であって、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市が、被災市への往復の途中において生じたものについては

応援市が負担する。

(連絡担当)

第6条 両市は、あらかじめ災害援助に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに連絡を行い、その情報を相互に共有する。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、両市で協議の上、定めるものとする。

(災害時相互支援宣言の失効)

第8条 この協定の締結により、「長野県安曇野市・千葉県東金市 災害時相互支援宣言」は、失効するものとする。

この協定の成立を証するため、署名押印の上、各1通を保有する。

平成28年10月25日

長野県安曇野市豊科6000番地
長野県安曇野市
安曇野市長

千葉県東金市東岩崎1番地1
千葉県東金市
東金市長

14 安曇野市と郵便局の災害時における協力に関する協定書

安曇野市（以下「甲」という。）と安曇野市内郵便局（以下「乙」という。）は、安曇野市内に発生した地震その他災害時において、友愛精神に基づき、甲及び乙が相互に協力し必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、安曇野市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便、為替貯金、簡易保険の郵便局事業に係る災害特別事務取扱並びに、援護対策及び避難所への郵便差出箱の設置
- (2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積所等としての提供
- (3) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (4) 甲又は乙が収集した被災住民の避難先及び、被災状況の情報の相互提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み相互に協力するよう努めなければならない。

（安曇野市災害対策本部への参加）

第4条 甲は、安曇野市災害対策本部への職員の派遣を、乙に要請することができる。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第6条 乙は、甲の行う防災訓練に参加することができる。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては安曇野市総務部防災交通課長、乙においては豊科郵便局副局長（総務郵便担当）とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙が協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年5月23日

甲 安曇野市長 平林 伊三郎 印

乙 安曇野市内郵便局

豊科郵便局長 牛澤 修二 印

穂高郵便局長 藤森 豊子 印

三郷郵便局長 槇石 豊 印

明科郵便局長 平林 正範 印

15 生活安全情報の提供に関する協定書

安曇野市（以下「甲」という。）と安曇野市内郵便局（以下「乙」という。）は、乙が収集した市民の生活安全に関連する情報を甲に提供することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が収集した市民の生活安全に係わる有為な情報を甲に提供することにより、地域住民の生活安全施策の推進に協力することを目的とする。

（乙が提供する生活安全情報）

第2条 乙が甲に提供する情報は、次の事項に関するものとする。

- (1) 道路や河川、橋梁、溜池、貯水槽、消火栓並びに、上・下水道施設等の損壊又は陥没等の状況及び、そのおそれが予想される箇所の情報
- (2) 土砂崩落、洪水、雪害等の自然状況に関する情報
- (3) ゴミ等環境汚染物の放置や廃棄等の情報
- (4) プライバシーを侵害しない範囲での、一人暮らし高齢者及び高齢者世帯等の異常と思慮される情報
- (5) その他、市民生活に影響があると思われる情報

（情報の処理状況の報告）

第3条 甲は、乙から提供された情報に関し、必要に応じその対応又は処理状況について、乙に簡易な方法で報告するものとする。ただし、行政の守秘義務又はプライバシー侵害に及ぶ事項については、除外することができる。

（情報の取扱責任者）

第4条 この協定による情報等の取扱責任者は、甲においては安曇野市総務部防災交通課長、乙においては豊科郵便局副局長（総務郵便担当）とする。

（情報の提供方法等）

第5条 乙の甲に対する情報提供の方法は、次の各号による。

- (1) 乙の収集した情報を、とりまとめて一括提供する「通常提供」と、緊急を要すると思慮され、その都度提供する「緊急提供」とする。
- (2) 甲乙間における情報交換手段は、原則として別に定める様式により、郵送又はファクシミリによるものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話通報するものとする。
- (3) 甲及び乙が使用するファクシミリは、それぞれ次のとおりとする。

甲 (0263) 72-8340

乙 (0263) 72-4951

（情報の非公開とプライバシー保護）

第6条 この協定に基づく情報の取り扱いは、甲乙両者が了解したものを除き、非公開とする。

2 乙の情報収集又は情報提供は、プライバシーの侵害に抵触する行為とならない範囲に限定する。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項及び、この協定に対し疑義が生じたときは、甲乙協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年5月23日

甲 安曇野市長 平林 伊三郎 印

乙 安曇野市内郵便局

豊科郵便局長 牛澤 修二 印

穂高郵便局長 藤森 豊子 印

三郷郵便局長 槇石 豊 印

明科郵便局長 平林 正範 印

16 災害時における応急対策に関する協定（建設業組合）

安曇野市（以下「甲」という）と安曇野市建設業組合（以下「乙」という）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害時の応急対策業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、安曇野市地域防災計画（以下「地域防災計画」という）に基づき、市内において災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、甲と乙が協力することによって公共施設への災害応急対応を円滑かつ的確に行い、被害の拡大防止及び速やかな災害復旧を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1項に規定する災害が発生し、地域防災計画に基づく安曇野市災害対策本部が設置された場合をいう。

2 この協定において「公共施設」とは、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担等施行令（昭和26年政令第107号）第1条各号に掲げる施設のうち、甲が管理する施設
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置法（昭和25年法律第169号）第2条第2項に定める林業用施設（林道）のうち甲が管理する施設
- (3) 水道法（昭和32年法律第177号）第6条又は第26条に基づき厚生大臣の事業認可を受けた水道事業又は水道用水供給事業経営者のうち甲が管理する水道施設にかかる建物、建物以外の工作物、土地及び設備
- (4) その他、甲が管理する土地、建物及び施設

3 この協定において「災害応急対応」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第62条第1項に規定する応急措置をいう。

（協力内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は次のとおりとする。

- (1) 現地調査の実施に基づく被害状況等の報告
- (2) 緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送
- (3) 甲が管理する公共施設の応急復旧工事
- (4) その他、甲が必要とする業務

（平常時の準備）

第4条 乙は、緊急対応を行うために平常時から次の各号に掲げる項目について整備を行うものとする。

- (1) 乙は、業務が早急に実施できるよう、毎年度当初に会員名簿及び緊急連絡体制、出動等が可能な資機材リストを作成し、甲に提出する。
- (2) 乙は、災害応急対応を円滑に実施するため、各会員が担当する区域あるいは区間をあらかじめ定め、甲に提出する。

（協力要請）

第5条 甲は、災害応急対応のための協力を要請する必要があると認めるときは、電話等により次の各号に掲げる事項を明らかにして乙の協力を要請し、後日、速やかに協力要請書（様式1）を乙に送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する理由

- (2) 協力を必要とする場所
- (3) 協力を必要とする作業内容
- (4) その他、協力を必要とする事項

(報告)

第6条 乙は、前条の規定に基づき協力を行った場合は、速やかに次の事項を明らかにした報告書（様式2）を提出するものとする。ただし、報告書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに報告書を提出するものとする。

- (1) 従事した場所及び期間
- (2) 被災状況及び作業内容
- (3) 従事した事業所名、人員数及び建設資機材等の種類、数量
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 この協定に基づく協力内容のうち、第3条第1号については乙の負担とし、第3条第2号、第3号及び第4号に係る費用については甲の負担とし、甲の積算基準等に従い算出した額を基準に、甲乙が協議して定めるものとする。

(補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、業務において負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用のある場合を除き、安曇野市消防団員等公務災害補償条例（平成17年安曇野市条例219号）の規定に準じて補償するものとする。

(損害に対する負担)

第9条 乙の会員が応急対策業務の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲並びに乙及び乙の会員が協議してその賠償をするものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲乙いずれからも申出がないときは、この協定は更に1年間更新するものとし、以後についても同様とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、協議して定めるものとする。

平成23年3月23日

甲 安曇野市 市長 宮澤 宗弘 印

乙 安曇野市建設業組合 組合長 赤羽 芳人 印

(様式1)

協 力 要 請 書

1 災害の状況及び協力を要請する理由

2 協力を必要とする場所

3 協力を必要とする作業内容

4 その他、協力を必要とする事項

安曇野市建設業組合
組合長 _____

平成 年 月 日

安曇野市
市長 _____

(様式2)

報告書

平成 年 月 日
作成者

1 従事した場所及び期間

(1) 場所：

(2) 期間：平成 年 月 日 時 から
平成 年 月 日 時 まで

2 被災状況及び作業内容

(1) 被災状況

(2) 作業内容

3 従事した事業所名、人員数及び建設資機材等の種類、数量

(1) 事業所名：

(2) 出勤人数： 人

(3) 建設資機材等の種類、数量

種別	規格	長さ	高さ	幅	数量

4 その他必要な事項

※作業前後の現場写真などを添付する

17 災害時における電気の保安に関する協定書（一般財団法人 中部電気保安協会）

安曇野市（以下「甲」という。）と一般財団法人中部電気保安協会長野支店（以下「乙」という。）は、安曇野市内に発生した地震、風水害その他による災害発生時（以下「災害時」という。）における災害応急対策業務のうち電気の保安について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における電気設備の保安及び電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を円滑に行い、甲の施設の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧を図ることを目的とする。

（災害応急対策業務）

第2条 乙は甲の施設の電源復旧の支援を行う。

2 電力会社が供給責任を負う低圧供給の設備並びに、甲が乙以外の者と電気保安に関する契約を締結している高圧設備及び特別高圧設備の電源復旧について、甲から要請があった場合可能な限り支援を行う。

3 乙は甲に対して、甲の施設での電気の安全使用に関して必要なアドバイスをを行う。

4 甲及び乙は災害復旧に当たって、相互に協力し電源復旧に必要な情報を可能な限り提供するものとする。

（相互の連絡）

第3条 甲と乙は本協定書を遵守するために、災害応急対策業務の電気の保安に関する必要な事項について相互に連絡するものとする。

（要請手続）

第4条 甲が、乙に対して災害応急対策業務を要請するときは、日時、場所及び業務の内容を災害時の状況により、文書（様式第1号）又は口頭による要請ができるものとする。

（費用負担）

第5条 乙は、乙が実施する災害応急対策業務に要する費用は甲には一切請求しない。

（第三者に対する損害賠償）

第6条 甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策業務により、第三者に被害が生じた場合は、甲と乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

（防災体制の連絡）

第7条 乙は乙の営業所の組織図及び連絡先を記載した書面を甲に提出し、以降書面に変更があった場合は速やかに再提出するものとする。

（防災訓練）

第8条 乙は甲の要請があった場合、甲が主催する総合防災訓練に参加するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は締結した日から平成26年3月31日までとする。

ただし、期間満了の3箇月前までに甲又は乙のいずれからも書面による異議の申出のない場合は、この協定を有効期間満了後1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定書に記載されていない事項については、甲及び乙が協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年3月26日

甲 長野県安曇野市豊科4932番地46

安曇野市長 宮澤 宗弘

乙 長野県長野市桐原一丁目5番8号
一般財団法人 中部電気保安協会

長野支店長 倉持 高久

18 災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書(長野 LP 協会松本支部、一般社団法人 LP ガス協会)

安曇野市（以下「甲」という。）と長野LP協会松本支部（以下「乙」という。）並びに一般社団法人長野県LPガス協会（以下「丙」という。）とは、災害時におけるLPガスに係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時におけるLPガスに係る保安の確保並びに応急仮設住宅及び公共施設等に対するLPガスの供給に関する協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要があると認められるときは、乙に対し次条に掲げる業務の協力要請を行うことができる。

2 乙は、甲より協力要請を受けた業務の一部を丙に協力を要請することができる。

3 前項の規定による要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で要請することとし、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（協力業務）

第3条 乙及び丙が行う協力業務は次のとおりとする。

(1) 被災地域のLPガスの一般消費者等（以下「一般消費者等」という。）に対して法に基づいて販売事業者が行うべき緊急点検、修繕及び供給

(2) 供給設備設置場所以外で発見されたLPガス容器について販売事業者等が行うべき回収及び保管

(3) 応急仮設住宅又は避難所等公共施設へのLPガスが供給されることとなった場合のLPガス供給設備工事及びLPガス供給

(4) 販売事業者及び一般消費者等の被害状況及び復旧状況についての調査

(5) 前各号に掲げるもののほか、一般消費者等に係る保安の確保及びLPガス供給のために特に必要な業務

（費用）

第4条 前条第3号の規定により乙又は丙が行った業務の費用並びに乙又は丙が供給したLPガス等の対価及び運搬の費用については、甲が負担するものとする。

この場合における費用は、災害発生時直前の通常価格を基準として、甲、乙又は丙が協議の上決定する。

2 甲は、前条に規定する費用の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して、原則として30日以内に乙の指定する支払先に支払わなければならない。

（役割分担）

第5条 甲は、災害時において円滑にLPガスが供給できるため、あらかじめ公共施設等にLPガス供給設備を設置又は併設、及び防災資材の整備に努めるものとする。

2 乙は、災害時に甲の要請に基づき第3条の協力業務を実施するほか、丙に必要な対策を要請する。

3 乙は、甲より要請された業務を実施する他、災害対策上必要と思われる報告を求められた時は、速やかに、甲及び丙に報告する。

（連絡体制）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務部危機管理室とし、乙においては乙の事務局とし、丙においては丙の事務局とする。

2 乙は、災害時において支部内に災害地域対策本部を設置し、丙は必要に応じて、協会内にLPガス災害対策本部を設置するものとする。

3 甲、乙及び丙は、この協定の運用に支障を来たさないよう、協力の要請方法等について常に点検し、改善に努めるものとする。

4 甲、乙及び丙は、災害対策上必要と思われる連絡は、その都度迅速に行い相互に連絡できるものとする。

(緊急連絡網の整備)

第7条 乙は、災害時に円滑な支援活動が実施できるよう、活動体制の整備に努めるとともに、緊急連絡網を作成し、これを甲及び丙に提出するものとする。

2 乙は、前項の緊急連絡網について、毎年1回以上見直しを行い、変更が生じたときは、直ちに甲及び丙に提出するものとする。

(防災訓練等への参加)

第8条 乙は、甲が企画する防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

(従業者の災害補償)

第9条 第3条の規定により業務に従事した者が、業務に従事したことにより死亡又は負傷し、疾病にかかり又は、廃疾になった場合においては、次に掲げる場合を除き、その損害の補償については、甲、乙は誠意をもって協議するものとする。

(1) 応援に従事する者の故意または重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙又は応援に従業する者が締結した損害保険契約により保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、第三者から損害賠償を受けることができる場合
(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙、丙は相互に協議して定めるものとする。

(協定期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、3者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年1月17日

甲 長野県安曇野市豊科4932番地46
安曇野市長 宮澤 宗弘

乙 長野県松本市大手2-5-12
長野LP協会松本支部
支部長 會田 恵司

丙 長野県長野市中御所1-16-13 天馬ビル4F
一般社団法人 長野県LPガス協会
会長 小林 芳夫

19 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書（長野県石油商業組合）

安曇野市（以下「甲」という。）と長野県石油商業組合（以下「乙」という。）及び長野県石油商業組合中信支部（以下「丙」という。）は地震、風水害、その他の災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が必要とする石油類燃料を乙及び丙が優先かつ安定的な供給を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、安曇野市地域防災計画に基づき、災害応急対策活動に必要な石油類燃料を、地元石油販売事業者の協力を得ることにより確保し、もって市民生活の早期安定を図るため、乙及び丙の所有する石油類燃料の甲への供給等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時等において、甲は、乙及び丙、並びに丙の会員（以下「乙及び丙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

- （1）甲が指定する緊急車両等への石油類燃料の優先給油
- （2）甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設への石油類燃料の優先提供
- （3）乙及び丙等が取り扱う物資（第1号及び第2号で規定する石油類燃料を除く。）の供給及び要員の動員等
- （4）乙及び丙等の給油所における、帰宅困難者、被災者及び観光客（外国人を含む。）等（以下「帰宅困難者等」という。）に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供
- （5）乙及び丙等の給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供
- （6）乙及び丙等の給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する救急要請及び簡易な応急手当等の支援

2 前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」（別記第1号様式）によるものとする。

ただし、緊急を要する場合はメールで要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第3条 乙及び丙等は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施する。ただし、通信の途絶等により甲が乙及び丙等に要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するものとする。

（報告手続）

第4条 乙及び丙等は、第2条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合にはメールで甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書」（別記第2号様式）を提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条第1項第1号から第3号までの規定により、乙及び丙等が供給した石油類燃料の対価及び乙及び丙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として当該石油類燃料の供給等を受けた者（以下「供給先」という。）が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、供給先と乙及び丙が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第6条 供給先は、乙及び丙等からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

（事故等の報告）

第7条 乙及び丙等は、その石油類燃料の供給に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第8条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(協定体制の構築)

第9条 甲、乙及び丙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての情報交換を定期的に行い、災害時に備えるものとする。

2 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に推進するために、事務担当者名簿(別記第3号様式)を作成し相互に交換するとともに、平常時から石油類燃料等の備蓄及び安定供給に関し、必要な対策について協議するものとする。

(防災意識の向上)

第10条 乙及び丙は、組合活動を通じて、日常的に石油類燃料の備蓄、緊急時対応設備の整備等組合員の防災意識の向上に努め、甲は、乙及び丙に対して必要な協力を行うものとする。

(市民への周知)

第11条 甲、乙及び丙は協力して、この協定の内容及び乙及び丙等の所在地等について市民へ周知を図るものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲、乙及び丙から特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

本協定締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年5月28日

甲 安曇野市
市長 宮澤 宗弘

乙 長野県石油商業組合
理事長 渡邊 一正

丙 長野県石油商業組合中信支部
支部長 曾根原 幹二

第4 救助・救急・医療関係

1 救急告示医療機関一覧

(22. 4. 1 現在)

医療圏	病院・診療所の別	名称	開設者	所在地（電話番号）	認定の有効期限 年 月 日
松 本	病 院	安曇野赤十字病院	日 赤	安曇野市豊科 5685 (0263-72-3170)	H23. 1. 30
		医療法人仁雄会 穂高病院	医療法人	安曇野市穂高 4634 (0263-82-2474)	H22. 2. 6

2 災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における医療救護活動の万全を期するため、安曇野市（以下「甲」という。）と社団法人安曇野市医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、安曇野市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前項の規定により医療救護活動を実施するための、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（医療救護班の任務）

第4条 医療救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 負傷の程度の判定
- (2) 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- (3) 救急処置の実施
- (4) 救急活動の記録
- (5) 遺体の検案
- (6) その他必要な事項

（医療救護班に対する指揮命令等）

第5条 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医薬品の補給等）

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、医療救護班の輸送、通信の確保等医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（収容医療機関の指定）

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（救護所の設置）

第8条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に乙の協力を得て救護所を設置する。

（救護所における給食等）

第9条 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

（医療費）

第10条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第 11 条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(費用弁償)

第 12 条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成、待機及び派遣に要した経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項の定めによる実費弁償による額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(損害補償)

第 13 条 甲は、医療救護活動従事中に乙が災害を受けたときは、市町村非常勤職員公務災害補償条例(平成 5 年長野県市町村総合事務組合条例第 4 号)の規定に準じて補償を行うものとする。

2 甲は、災害訓練従事中に乙が怪我等を受けたときは、安曇野市防火防災訓練災害補償等共済制度取扱要綱(平成 17 年 10 月 1 日告示第 170 号)の規定により補償を行うものとする。

なお、乙に対して旅費・報酬・委託料等の支払いがされている場合には、除外対象とする。

3 第 8 条第 2 項の規定による救護所を設置した医療施設において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

(第三者に対する損害賠償)

第 14 条 医療救護活動従事中に第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(医事紛争の措置)

第 15 条 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(報告)

第 16 条 乙は、医療救護活動終了後、速やかに甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療活動の内容を甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第 17 条 乙は、第 12 条に規定する費用及び第 13 条に規定する補償(以下「費用等」という。)を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第 18 条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(実施細目)

第 19 条 この規定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第 20 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第21条 この協定の有効期間は、平成19年12月1日から平成20年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了1月前までに甲乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本通2通を作成し、甲乙記名押印して、双方1通を保有するものとする。

平成19年12月1日

甲 安曇野市長

平林 伊三郎

乙 安曇野市豊科4111番地1

社団法人 安曇野市医師会

会 長 米倉 正博

3 災害時の医療救護活動に関する実施細則

平成19年12月1日付で、安曇野市（以下「甲」という。）と、社団法人安曇野市医師会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時の医療救護に関する協定書（以下「協定書」という。）第19条の規定に基づき、実施細則を次のとおり定める。

（医療救護活動の報告）

第1条 乙は、協定書第2条の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動を終了した後「医療救護活動報告書」（様式第1号）、「診療報告書」（様式第2号）、「助産報告書」（様式第3号）又は「医薬品等使用報告書」（様式第4号）により速やかに甲に報告するものとする。

（事故報告）

第2条 乙は、協定書第2条の規定による医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは「事故報告書」（様式第5号）により速やかに甲に報告するものとする。

（医療施設等損傷報告書）

第3条 乙は、協定書第2条の規定による医療救護活動において、医療施設及び設備を損傷したときは、「医療施設及び設備損傷報告書」（様式第6号）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第4条 協定書第12条第2項に定める費用の額は、別表に定めるとおりとする。

（費用等の請求）

第5条 協定書第17条に規定する費用等の請求は、乙が各医療救護班分を取りまとめ「費用弁償請求書」（様式第7号）、「医薬品等実費弁償請求書」（様式第8号）又は「医療施設及び設備の損傷に係る損害賠償請求書」（様式第9号）による甲に請求するものとする。

（支払）

第6条 甲は、前条の規定により費用等の請求を受けたときは、関係書類を確認のうえ、速やかに乙に対し支払うものとする。

本実施細則2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年12月1日

甲 安曇野市長
平林 伊三郎

乙 安曇野市豊科4111番地1
社団法人 安曇野市医師会
会長 米倉 正博

別表（第4条関係）

区 分	職 種	費 用 の 額
日 当	医 師 保 健 師 助 産 師 看 護 師	災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）の例による。 ・ 医師 1人1日 17,400円以内 ・ 保健師、助産師、看護師 1人1日 11,400円以内
旅 費	医 師 保 健 師 助 産 師 看 護 師	安曇野市職員以外の者の旅費又は実費弁償に関する規則（平成17年10月1日規則第38号）の例による。
時間外 勤務手当	医 師 保 健 師 助 産 師 看 護 師	安曇野市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年10月1日条例第43号）を準用する。この場合において、勤務1時間当りの給与額は、日当一般職の職員の勤務時間数で除して得た額とする。

(様式第1号)

年 月 日

(あて先) 安曇野市長

社団法人 安曇野市医師会

会 長

印

(医療機関名

印)

医療救護活動報告書

従事者名	職 種	従事月日	従 事 時 間	救護活動場所
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	

(様式第2号)

年 月 日

(あて先)安曇野市長

安曇野市医師会

会 長 印

(医療機関名 印)

診 療 報 告 書

所属医療機関責任者名	番号	氏 名	性別	年齢	住 所	傷 病 名	程度(重・中・軽)	処 置 概 要	備 考

(注) 備考欄には、死亡または転送先を記入のこと。

(様式第3号)

年 月 日

(あて先) 安曇野市長

安曇野市医師会
会 長

印

(医療機関名

印)

助産報告書

分べん者名	分べん 日 時	助産機関名	分べん期間	金 額	備 考
			月 日から 月 日まで	円	
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		
			月 日から 月 日まで		

(様式第4号)

年 月 日

(あて先) 安曇野市長

安曇野市医師会

会 長 印

(医療機関名 印)

医 薬 品 等 使 用 報 告 書

品 名	規 格	数 量	基 準 価 格	金 額

合計金額 円

(様式第5号)

年 月 日

(あて先) 安曇野市長

安曇野市医師会
会 長

印

(医療機関名

印)

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までの災害時の

医療救護活動において、別紙のとおり事故者が発生したので報告します。

(別紙)

事故者の概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種		勤務先	所属医療班名		
傷病名			程度	死亡・重傷・中等傷・軽症	
外来・入院 月 日		診療(入院)医療機関名			
受傷(発病)日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
受傷(発病)場所					
死亡原因					
死亡場所					
死亡日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
事故発生時の状況					

(様式第6号)

年 月 日

(あて先) 安曇野市長

安曇野市医師会

会長 印

(医療機関名 印)

医療施設及び設備損傷報告書

物件名	損傷の種類	損傷の程度	数	量	単価	金額	備考

合計金額 円

- 1 医療機関ごとに記入のこと。
- 2 物件名欄は、建造物、医療機関、器具及び自動車等を記入のこと。
- 3 損傷の種類欄は、破損、損傷、汚染等の種類を記入のこと。
- 4 損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不能等具体的に記入のこと。
- 5 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入のこと。

(様式第7号)

年 月 日

(あて先) 安曇野市長

安曇野市医師会
会 長

印

(医療機関名

印)

費用弁償請求書

年 月 日から 年 月 日までの
災害時の医療救護活動に係る費用弁償を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

円也

2 請求金額内訳

区 分	単 価	算 出 内 容	金 額
日 当			
時間外勤務手当			
旅 費			
日 当			
時間外勤務手当			
旅 費			
日 当			
時間外勤務手当			
旅 費			
合 計			

3 算出内訳明細

別紙 医療救護活動報告書のとおり

(様式第8号)

年 月 日

(あて先) 安曇野市長

安曇野市医師会
会 長

印

(医療機関名

印)

医薬品等実費弁償請求書

年 月 日から 年 月 日までの災害時の

医療救護活動において使用した医薬品等の実費弁償を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

円也

2 請求金額内訳

別紙 医薬品等使用報告書のとおり

(様式第9号)

年 月 日

(あて先) 安曇野市長

安曇野市医師会
会 長

印

(医療機関名

印)

医療施設及び設備の損傷に係る 損害補償請求書

年 月 日から 年 月 日までの災害時
の医療救護活

動により生じた医療施設及び設備の損傷に係る損害補償を下記のとおり請求しま
す。

記

1 請求金額

円也

2 請求金額内訳

別紙 医療施設及び設備損傷報告書のとおり

4 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

災害時における歯科医療救護活動の万全を期するため、安曇野市（以下「甲」という。）と安曇野市歯科医師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、安曇野市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき、歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し歯科医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（災害歯科医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前項の規定により歯科医療救護活動を実施するための、災害歯科医療救護計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班の任務）

第4条 歯科医療救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する医療救護所において歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

2 歯科医療救護班の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 歯科傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否
- (2) 歯科傷病者に対する応急処置
- (3) 遺体の身元確認等に対する協力
- (4) その他歯科医療救護活動に関する必要な処置

（歯科医療救護班に対する指揮命令等）

第5条 歯科医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する歯科医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医療品の補給等）

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、歯科医療救護班の輸送、通信の確保等歯科医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（収容歯科医療機関の指定）

第7条 乙が、甲が傷病者の収容歯科医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（救護所の設置）

第8条 甲は、災害の状況により必要に応じて救護所を指定し、設置することがある。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、歯科医療救護活動が可能な被災地周辺の歯科医療施設を、乙の協力を得て救護所と指定し、設置することもある。

3 救護所における従事者等に関する対応については、甲乙協議して定めるものとする。

（救護所における給食等）

第9条 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

(医療費)

第10条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容歯科医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(費用弁償)

第12条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成、待機及び派遣に要した経費

(2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項の定めによる実費弁償による額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(損害補償)

第13条 甲は、歯科医療救護活動従事中に乙が災害を受けたときは、市町村非常勤職員公務災害補償条例(平成5年長野県市町村総合事務組合条例第4号)の規定に準じて補償を行うものとする。

2 甲は、災害訓練従事中に乙が怪我等を受けたときは、安曇野市防火防災訓練災害補償等共済制度取扱要綱(平成17年10月1日告示第170号)の規定により補償を行うものとする。

なお、乙に対して旅費・報酬・委託料等の支払いがされている場合には、除外対象とする。

3 第8条第2項の規定による救護所を設置した歯科医療施設において、歯科医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

(第三者に対する損害賠償)

第14条 歯科医療救護活動従事中に第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(医療紛争の措置)

第15条 歯科医療救護班が歯科医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(報告)

第16条 乙は、歯科医療救護活動終了後、速やかに甲の定めるところにより歯科医療救護活動従事者の氏名及び人数その他歯科医療活動の内容を甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第17条 乙は、第12条に規定する費用及び第13条に規定する補償(以下「費用等」という。)を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第18条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(実施細目)

第19条 この規定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第20条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第21条 この協定の有効期間は、平成20年3月6日から平成21年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了1月前までに甲乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本通2通を作成し、甲乙記名押印して、双方1通を保有するものとする。

平成20年3月6日

甲 安曇野市長

平林 伊三郎

乙 安曇野市豊科 4312-6

安曇野市歯科医師会

会長 丸山 慶四郎

5 災害時の歯科医療救護活動に関する実施細則

平成20年3月6日付で、安曇野市（以下「甲」という。）と、安曇野市歯科医師会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時の歯科医療救護に関する協定書（以下「協定書」という。）第19条の規定に基づき、実施細目を次のとおり定める。

（歯科医療救護活動の報告）

第1条 乙は、協定書第2条の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、歯科医療救護活動を終了した後「歯科医療救護活動報告書」（様式第1号）、「歯科診療報告書」（様式第2号）又は「医薬品等使用報告書」（様式第3号）により速やかに甲に報告するものとする。

（事故報告）

第2条 乙は、協定書第2条の規定による歯科医療救護活動において、歯科医療救護班員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは「事故報告書」（様式第4号）により速やかに甲に報告するものとする。

（歯科医療施設等損傷報告書）

第3条 乙は、協定書第2条の規定による歯科医療救護活動において、歯科医療施設及び設備を損傷したときは、「歯科医療施設及び設備損傷報告書」（様式第5号）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第4条 協定書第12条第2項に定める費用の額は、別表に定めるとおりとする。

（費用等の請求）

第5条 協定書第17条に規定する費用等の請求は、乙が各歯科医療救護班分を取りまとめ「費用弁償請求書」（様式第6号）、「医薬品等実費弁償請求書」（様式第7号）又は「歯科医療施設及び設備の損傷に係る損害賠償請求書」（様式第8号）による甲に請求するものとする。

（支払）

第6条 甲は、前条の規定により費用等の請求を受けたときは、関係書類を確認のうえ、速やかに乙に対し支払うものとする。

本実施細則2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成20年3月6日

甲 安曇野市長
平林 伊三郎

乙 安曇野市豊科4312-6
安曇野市歯科医師会
会長 丸山 慶四郎

別表（第4条関係）

区 分	職 種	費 用 の 額
日 当	歯科医師 歯科技工士 歯科衛生士 看護師	<p>災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）第7条の規定を準用する。この場合において、歯科衛生士は看護師の規定を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科医師 1人1日 17,400円以内 ・ 歯科技工士 1人1日 11,400円以内 ・ 歯科衛生士 1人1日 11,400円以内 ・ 看護師 1人1日 11,400円以内
旅 費	歯科医師 歯科技工士 歯科衛生士 看護師	安曇野市職員以外の者の旅費又は実費弁償に関する規則（平成17年10月1日規則第38号）の例による。
時間外勤務 手 当	歯科医師 歯科技工士 歯科衛生士 看護師	安曇野市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年10月1日条例第43号）を準用する。この場合において、勤務1時間当りの給与額は、日当一般職の職員の勤務時間数で除して得た額とする。

(様式第1号)

年 月 日

(あて先) 安曇野市長

安曇野市歯科医師会

会 長

印

(医療機関名

印)

歯科医療救護活動報告書

従 事 者 名	職 種	従 事 月 日	従 事 時 間	救 護 活 動 場 所
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	

(様式第2号)

年 月 日

(あて先)安曇野市長

安曇野市歯科医師会

会長

印

(医療機関名

印)

歯科診療報告書

所属医療機関責任者名	番号	氏名	性別	年齢	住所	傷病名	程度(重・中・軽)	処置概要	備考

(注) 備考欄には、死亡または転送先を記入のこと。

(様式第3号)

年 月 日

(あて先) 安曇野市長

安曇野市歯科医師会

会長

印

(医療機関名

印)

医薬品等使用報告書

品名	規格	数量	基準価格	金額

合計金額

円

(様式第4号)

年 月 日

(あて先) 安曇野市長

安曇野市歯科医師会

会 長

印

(医療機関名

印)

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までの災害時の

医療救護活動において、別紙のとおり事故者が発生したので報告します。

(別紙)

事故者の概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種		勤務先		所属医療班名	
傷病名		程度	死亡・重傷・中等傷・軽症		
外来・入院	月	日	診療(入院)医療機関名		
受傷(発病)日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
受傷(発病)場所					
死亡原因					
死亡場所					
死亡日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
事故発生時の状況					

(様式第5号)

(あて先) 安曇野市長

年 月 日

安曇野市歯科医師会

会 長

印

(医療機関名

印)

医療施設及び設備損傷報告書

物件名	損傷の種類	損傷の程度	数	量	単価	金額	備考

合計金額 円

- 1 医療機関ごとに記入のこと。
- 2 物件名欄は、建造物、医療機関、器具及び自動車等を記入のこと。
- 3 損傷の種類欄は、破損、損傷、汚染等の種類を記入のこと。
- 4 損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不能等具体的に記入のこと。
- 5 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入のこと。

(様式第6号)

年 月 日

(あて先) 安曇野市長

安曇野市歯科医師会
会 長

印

(医療機関名

印)

費用弁償請求書

年 月 日から 年 月 日までの
災害時の医療救護活動に係る費用弁償を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

円也

2 請求金額内訳

区 分	単 価	算 出 内 容	金 額
日 当			
	時間外勤務手当		
	旅 費		
日 当			
	時間外勤務手当		
	旅 費		
日 当			
	時間外勤務手当		
	旅 費		
合 計			

3 算出内訳明細

別紙 医療救護活動報告書のとおり

(様式第7号)

年 月 日

(あて先) 安曇野市長

安曇野市歯科医師会

会 長

印

(医療機関名

印)

医薬品等実費弁償請求書

年 月 日から 年 月 日までの災害時の

医療救護活動において使用した医薬品等の実費弁償を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

円也

2 請求金額内訳

別紙 医薬品等使用報告書のとおり

(様式第8号)

年 月 日

(あて先) 安曇野市長

安曇野市歯科医師会
会 長

印

(医療機関名

印)

歯 科 医 療 施 設 及 び 設 備 の 損 傷 に 係 る
損 害 補 償 請 求 書

年 月 日から 年 月 日までの災害時
の医療救護活動により

生じた歯科医療施設及び設備の損傷に係る損害補償を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

円也

2 請求金額内訳

別紙 歯科医療施設及び設備損傷報告書のとおり

6 災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における医療救護活動の万全を期するため、安曇野市（以下「甲」という。）と安曇野薬剤師会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、安曇野市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し薬剤師班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに薬剤師班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前項の規定により医療救護活動を実施するための、災害医療救護計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（薬剤師班の任務）

第4条 薬剤師班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 傷病者に対する調剤、服薬指導

(2) 医薬品の仕分け及び管理

（薬剤師班に対する指揮命令等）

第5条 医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する薬剤師班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医薬品の補給等）

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、薬剤師班の輸送、通信の確保等医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）

第7条 救護所における調剤費は、無料とする。

2 収容医療機関における調剤費は、原則として患者負担とする。

（訓練）

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

（費用弁償）

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の編成、待機及び派遣に要した経費

(2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項の定めによる実費弁償による額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（損害補償）

第10条 甲は、医療救護活動従事中に乙が災害を受けたときは、市町村非常勤職員公務災害補償条例（平成5年長野県市町村総合事務組合条例第4号）の規定に準じて補償を行うものとする。

2 甲は、災害訓練従事中に乙が怪我等を受けたときは、安曇野市防火防災訓練災害補償等共済制度取扱要綱（平成17年10月1日告示第170号）の規定により補償を行うものとする。

なお、乙に対して旅費・報酬・委託料等の支払いがされている場合には、除外対象とする。

（第三者に対する損害賠償）

第11条 医療救護活動従事中に第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（医療紛争の措置）

第12条 薬剤師班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適当な措置を講ずるものとする。

（報告）

第13条 乙は、医療救護活動終了後、速やかに甲の定めるところにより医療救護活動従事者の氏名及び人数その他医療活動の内容を甲に報告するものとする。

（費用等の請求）

第14条 乙は、第9条に規定する費用及び第10条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

（支払）

第15条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

（実施細目）

第16条 この規定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

（協議）

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第18条 この協定の有効期間は、平成20年3月6日から平成21年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了①月前までに甲乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本通2通を作成し、甲乙記名押印して、双方1通を保有するものとする。

平成20年3月6日

甲 安曇野市長

平林 伊三郎

乙 安曇野市豊科4270-3

安曇野薬剤師会

会長 中嶋 培夫

7 災害時の医療救護活動に関する実施細則

平成20年3月6日付で、安曇野市（以下「甲」という。）と、安曇野薬剤師会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時の医療救護に関する協定書（以下「協定書」という。）第16条の規定に基づき、実施細目を次のとおり定める。

（医療救護活動の報告）

第1条 乙は、協定書第2条の規定により薬剤師班を派遣したときは、医療救護活動を終了した後「医療救護活動報告書」（様式第1号）、「医薬品等使用報告書」（様式第2号）により速やかに甲に報告するものとする。

（事故報告）

第2条 乙は、協定書第2条の規定による医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは「事故報告書」（様式第3号）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第3条 協定書第9条第2項に定める費用に額は、別表に定めるとおりとする。

（費用等の請求）

第4条 協定書第14条に規定する費用等の請求は、乙が各薬剤師班分を取りまとめ「費用弁償請求書」（様式第4号）及び「医薬品等実費弁償請求書」（様式第5号）による甲に請求するものとする。

（支払）

第5条 甲は、前条の規定により費用等の請求を受けたときは、関係書類を確認のうえ、速やかに乙に対し支払うものとする。

本実施細目2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成20年3月6日

甲 安曇野市長

平林 伊三郎

乙 安曇野市豊科4270-3

安曇野薬剤師会

会長 中嶋 培夫

別表（第3条関係）

区 分	職 種	費 用 の 額
日 当	薬剤師	災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3号）第7条の規定を準用する。 ・薬剤師 1人1日 11,900円以内
旅 費	薬剤師	安曇野市職員以外の者の旅費又は実費弁償に関する規則（平成17年10月1日規則第38号）の例による。
時間外勤務手当	薬剤師	安曇野市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年10月1日条例第43号）を準用する。この場合において、勤務1時間当りの給与額は、日当一般職の職員の勤務時間数で除して得た額とする。

(様式第1号)

年 月 日

(あて先) 安曇野市長

安曇野市薬剤師会

会 長

印

(医療機関名

印)

医療救護活動報告書

従事者名	職種	従事月日	従事時間	救護活動場所
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	
		月 日 曜日	時 分から 時 分まで	

(様式第2号)

年 月 日

(あて先) 安曇野市長

安曇野市薬剤師会

会 長

印

(医療機関名

印)

医 薬 品 等 使 用 報 告 書

品 名	規 格	数 量	基 準 価 格	金 額

合計金額

円

(様式第3号)

年 月 日

(あて先) 安曇野市長

安曇野市薬剤師会
会長

印

(医療機関名

印)

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までの災害時の

医療救護活動において、別紙のとおり事故者が発生したので報告します。

(別紙)

事故者の概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種		勤務先		所属医療班名	
傷病名		程度	死亡・重傷・中等傷・軽症		
外来・入院	月	日	診療(入院)医療機関名		
受傷(発病)日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
受傷(発病)場所					
死亡原因					
死亡場所					
死亡日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
事故発生時の状況					

(様式第4号)

年 月 日

(あて先) 安曇野市長

安曇野市薬剤師会
会長

印

(医療機関名

印)

費用弁償請求書

年 月 日から 年 月 日までの
災害時の医療救護活動に係る費用弁償を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

円也

2 請求金額内訳

区 分		単 価	算 出 内 容	金 額
	日 当			
	時間外勤務手当			
	旅 費			
	日 当			
	時間外勤務手当			
	旅 費			
	日 当			
	時間外勤務手当			
	旅 費			
合 計				

3 算出内訳明細

別紙 医療救護活動報告書のとおり

(様式第5号)

年 月 日

(あて先) 安曇野市長

安曇野市薬剤師会

会 長

印

(医療機関名

印)

医薬品等実費弁償請求書

年 月 日から 年 月 日までの災害時の

医療救護活動において使用した医薬品等の実費弁償を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

円也

2 請求金額内訳

別紙 医薬品等使用報告書のとおり

8 医療機関等一覧

令和3年3月現在

No.	地域名	医療機関名	住所	電話番号
1	豊科	石田医院	豊科4677	72-2766
2		宮島耳鼻咽喉科医院	豊科4927-2	72-2424
3		ふじもり医院	豊科5959	72-2011
4		鶴見医院	豊科高家5187	72-4500
5		豊科病院	豊科5777-1	72-8400
6		長野県立こども病院	豊科3100	73-6700
7		宮澤眼科医院	豊科4708	72-2118
8		中島整形外科	豊科2594-2	72-3543
9		山田眼科医院	豊科625-1	73-5060
10		篠崎医院 豊科診療所	豊科高家5089-1	71-6311
11		安曇野形成皮ふクリニック	豊科2661	71-2345
12		中村内科医院	豊科4702-1	72-2460
13		山田医院	豊科627-1-2	72-3207
14		あづみ野レディースクリニック	豊科4198-3	71-2666
15		あおぞら産婦人科	豊科高家4915	71-4915
16		神谷小児科医院	豊科5575-1	72-5162
17		樽本内科医院	豊科南徳高2820-1	73-0616
18		このうの内科循環器科	豊科南徳高271-10	71-5881
19		こばやし内科クリニック	豊科高家5441-1	71-1117
20		安曇野赤十字病院	豊科5685	72-3170
21		丸山内科クリニック	豊科4301-6	72-6188
22		土屋クリニック	豊科高家3531-1	71-1811
23		小穴クリニック	豊科4697	72-2150
24		さかき皮膚科	豊科4440-1	73-1167
25		小林医院	豊科4275-7	72-2717
26		丸山整形外科医院	豊科南徳高283-1	72-7000
27		安曇野市夜間急病センター	豊科4111-1	73-6383
28		あさひ内科クリニック	豊科877-4	50-8075

No.	地域名	医療機関名	住所	電話番号
29	穂高	古川医院	穂高4342-2	82-4385
30		根津内科医院	穂高6870	82-8382
31		前角整形外科医院	穂高8263-1	82-1478
32		横山眼科医院	穂高5600-3	81-3317
33		虹の村診療所	穂高有明7607-3	84-5820
34		小田切医院	穂高有明1639-3	83-6025
35		高橋医院	穂高5622-1	82-2561
36		穂高ハートクリニック	穂高有明9394-1	50-6731
37		穂高病院	穂高4634	82-2474
38		中田医院	穂高787-1	82-2339
39		飯田医院	穂高有明9982-1	83-5061
40		百瀬医院	穂高2561-3	82-2205
41		追分クリニック	穂高北穂高2982-5	82-2129
42		信濃内科循環器科医院	穂高8337-1	82-7722
43		堀内医院	穂高5914	82-3324
44		須澤クリニック	穂高617	82-2993
45		古川整形外科医院	穂高4572	82-8880
46		内山皮膚科クリニック	穂高5952-2	82-8050
47		山本耳鼻咽喉科	穂高984-2	82-7525
48		せき泌尿器科クリニック	穂高8255-1	82-0666
49		柏原クリニック	穂高柏原4565-1	82-7222
50		武田内科クリニック	穂高柏原1122-1	88-6500
51		京島クリニック	穂高有明10340-1	83-8567
52		穂高の森メンタルクリニック	穂高有明8059-11	81-5130
53		安曇野ストレスケアクリニック	穂高有明9982-7	31-3107
54		おひさまクリニック	穂高北穂高143-7	88-7692
55		安曇野クリニック	穂高柏原1843-1	82-7683
56		村山医院	穂高4599	82-2101

No.	地域名	医療機関名	住所	電話番号
57	三郷	中萱医院	三郷明盛3007	77-2130
58		木暮医院	三郷温546	77-2119
59		たかはしクリニック	三郷温2988-1	77-7880
60		白木医院	三郷明盛1610-1	77-2134
61		あづみ野眼科	三郷温967-1	77-7333
62		ミサトピア小倉病院	三郷小倉6086-2	76-5500
63		池田医院	三郷明盛1362-2	77-2055
64		ミサトピア小倉醫院	三郷小倉2105-1	77-8711
65		赤津整形外科クリニック	三郷明盛4697-1	76-3133
66		ももせクリニック	三郷温2645-3	77-1188
67		堀金	和田医院	堀金烏川3338
68	太田皮膚科クリニック		堀金烏川5026-6	31-6363
69	米倉医院		堀金烏川2581	72-2354
70	あづみ野平林整形外科		堀金烏川4349-1	88-3322
71	ヴェリタス堀金診療所		堀金烏川5029	87-6700
72	明科	上條内科医院	明科光757	62-2050
73		平林医院	明科東川手418-3	62-2227
74		塔の原内川医院	明科中川手2243-1	81-2121
75		伊藤医院	明科中川手6833	62-2051
76		あかしな野中眼科	明科中川手3746	62-2929
77		宮澤医院	明科中川手3760-6	62-2052
78		やざき診療所	明科中川手4085	62-2360
79		安曇野ななき診療所	明科七貴4588-1	31-5779

第5 消防・水防関係

水防倉庫の状況

1 水防倉庫に備蓄する資機材

(1) 指定水防管理団体は、その重要水防区域の延長約2キロメートルにつき、1棟の水防倉庫又は代用備蓄場を設け、おおむね次表に示す資機材を備蓄するように努める。

ただし水防管理者が地勢その他の状況により必要があると認めるときは、その数量を増減することができる。

品名	単位	数量	品名	単位	数量
空俵類	枚	600	掛矢	丁	10
なわ	kg	150	照明具	台	3
ロープ	本	5	のこぎり	丁	4
救命綱	本	5	おの	丁	5
ペンチ	丁	5	スコップ	丁	30
かま	丁	10	ツルハシ	丁	5

(2) 水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹立木、木材等を調査するとともに、各農家、農業関係倉庫等の手持量を調査し、資材業者を登録し、並びに緊急時に調達しうる数量を確認して、その補給に備えること、また備蓄機材が使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておく。

(3) 水防管理者は、備蓄水防資機材では不足するような緊急事態に際して、国有又は県有水防倉庫の備蓄資機材を国土交通省河川事務所長又は建設事務所長の承認を受けて使用することができる。

なお、国土交通省河川事務所長及び建設事務所長は、予備鍵の貸与等をあらかじめ水防管理者と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努めるものとする。

(4) 市内水防倉庫設置状況

	名 称	管理団体	所 在 地 (目標物)	建築年
1	真々部水防倉庫	安曇野市	安曇野市豊科高家 5211-43 付近 (梓橋左岸 200m 下流)	H27
2	重柳水防倉庫	国土交通省 (松本)	安曇野市豊科南穂高 5576-18 (安曇野スイス村東)	
3	南穂高水防倉庫	安曇野市	安曇野市豊科南穂高 4981-13 (県民豊科運動広場駐車場内)	H13
4	上川手水防倉庫	安曇野市	安曇野市豊科田沢 4917-23 (消防団第 5 分団第 1 部詰所東)	S59
5	上原水防倉庫	安曇野市	穂高 8106-25 (上原第 4 水源地西)	R1
6	貝梅水防倉庫	安曇野市	安曇野市穂高 5006-11 (穂高川右岸穂高橋上流 200m)	H8
7	堀金水防倉庫	安曇野市	安曇野市堀金烏川 2047-5 (養護老人ホーム常念荘西)	H12
8	下押野水防倉庫	安曇野市	安曇野市明科七貴 6093 (押野工場団地内)	H19

(5) 水防用備蓄資機材一覧表

令和2年10月16日現在

地域	区分 倉庫の名称 及び位置	所管	水防資機材													
			シート(枚)	土のう袋(枚)	トン土のう(枚)	スコップ(角)	スコップ(剣)	かけや・げんのう	かま	のこぎり	おの	つるはし	鉄線カッター大中小	発電機	照明具	排水ポンプ
豊科	真々部水防倉庫 梓橋左岸300m下流	建	37	950	250	1	7	2	10	4	5	5	1	1	1	
豊科	南徳高水防倉庫 県民グラウンド北	建	8	1000	250	0	2	5			2	1	2			
豊科	上川手水防倉庫 消防団第5分団第1部東	建	6	350	150	2	2	6	7	3			3			
徳高	貝梅水防倉庫 穂高川右岸200m上流	建	5	1000	150	6	0	5	2	1	1	1	2			
徳高	上原水防倉庫	建	11	670	240	7	2									
堀金	堀金水防倉庫(除雪基地) 堀金烏川2047-5	建	15	1400	170	5	13	1	5		1	1	1			
明科	下押野水防倉庫 (除雪基地)	建	17	2000	200	0	9	1	6	5	2	3	1			2
合計																

※ 水防倉庫のカギは、都市建設部建設課・総務部危機管理課にて共有保管する。

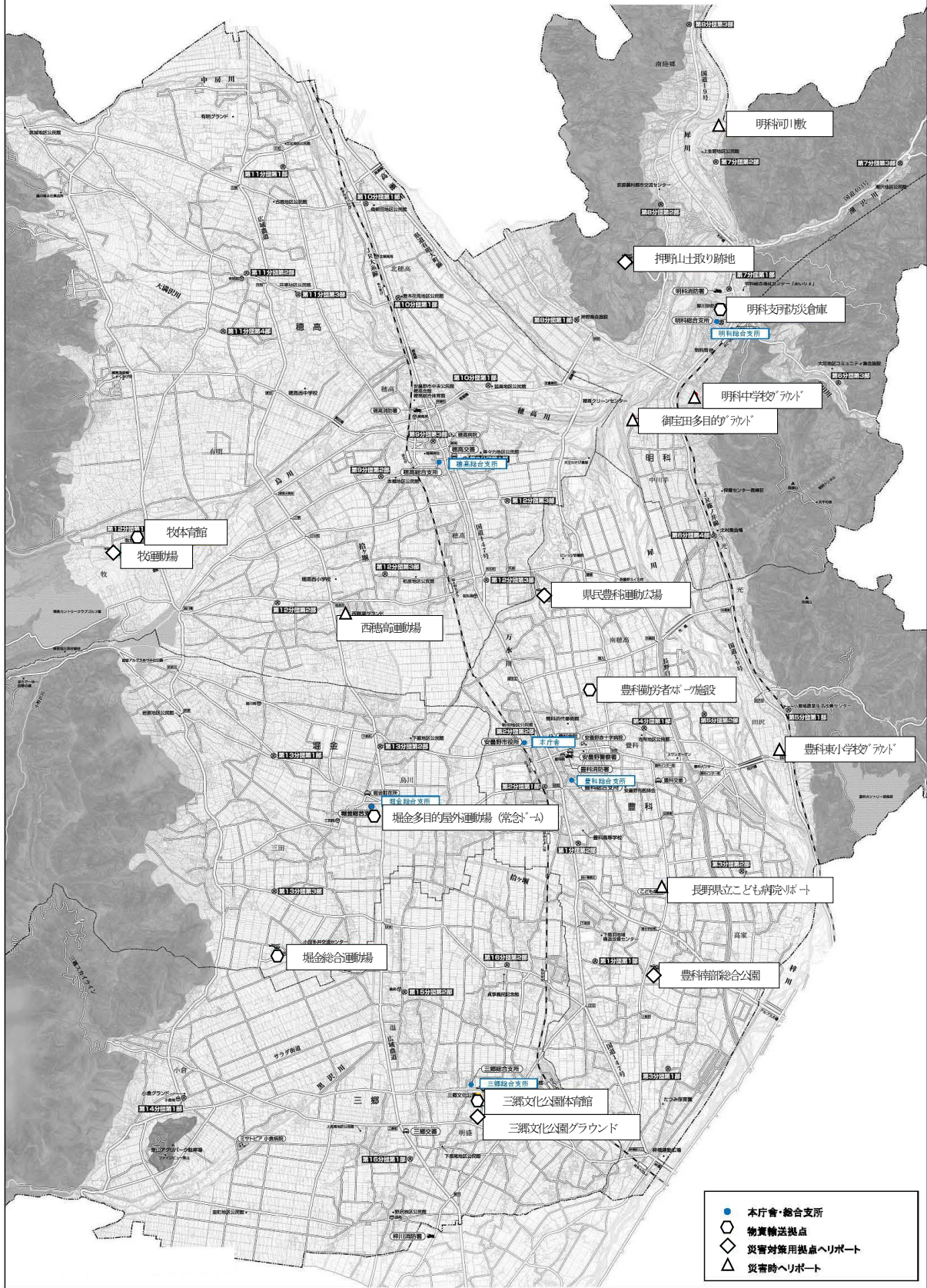
第6 緊急輸送関係

1 物資輸送拠点及び緊急用ヘリポート一覧表

No.	所在地		物資輸送拠点等の名称		施設管理者	施設規模			広さ 長さ×巾 (m ²)
	市町村名	住所	専用	名称	又は占有者	大型	中型	小型	
物拠1	安曇野市	豊科南穂高2866		豊科勤労者総合スポーツ施設	市教育委員会				1,152 m ²
物拠2	〃	穂高牧1900-1		牧体育館	市教育委員会				742 m ²
物拠3	〃	三郷明盛4775		三郷文化公園体育館	市教育委員会				1,080 m ²
物拠4	〃	堀金烏川2697-1		堀金多目的屋外運動場 (常念ターム)	市教育委員会				1,256 m ²
物拠5	〃	明科中川手6824-1		明科支所防災倉庫	安曇野市長				317 m ²
H拠1	〃	豊科南穂高4985		県民豊科運動広場	市教育委員会	○			123×117
H拠2	〃	豊科高家4882		豊科南部総合公園	安曇野市長	○			180×90
H拠3	〃	穂高牧1928		牧運動場	市教育委員会	○			120×70
H拠4	〃	三郷明盛4775		三郷文化公園グラウンド	市教育委員会	○			93×93
H拠5	〃	堀金三田3570-1		堀金総合運動場	市教育委員会	○			105×100
H拠6	〃	明科七貴6857-1		押野山土取り跡地	安曇野市長	○			160×100
他 1	〃	豊科3100		長野県立こども病院 ヘリポート	長野県立 こども病院			○	20×20
他 2		豊科田沢5626		豊科東小学校グラウンド	学校長	○			90×65
他 3	〃	穂高柏原2814-5		西穂高運動場	市教育委員会	○			108×88
他 4	〃	明科中川手2666		明科中学校グラウンド	学校長	○			120×67
他 5	〃	明科中川手2481-99		御宝田多目的グラウンド	市教育委員会	○			105×95
他 6	〃	明科東川手14540		上生野農村公園	安曇野市長		○		70×70

- ※ 「物拠」・・・物資輸送拠点
「H拠」・・・拠点ヘリポート
「他」・・・その他ヘリポート

安曇野市 災害対策用ヘリポート・物資輸送拠点 位置図



2 市内主要道路一覽

(1) 一般国道

番号	路線名	総延長(m)	実延長(m)
19	19号(指定区間)	176,532.0	14,237.0
147	147号	31,437.6	15,094.8
403	403号	110,841.5	6,722.7
計(3)		318,811.1	36,054.5

(2) 主要地方道

番号	路線名	総延長(m)	実延長(m)
25	塩尻鍋割穂高線	41,266.1	21,202.1
48	松本環状高家線	18,559.1	632.6
51	大町明科線	18,236.9	3,362.7
57	安曇野インター堀金線	11,791.1	11,791.1
85	穂高明科線	5,817.5	5,817.5
計(5)		95,670.7	42,806.0

(3) 一般県道

番号	路線名	総延長(m)	実延長(m)
181	下奈良本豊科線	23,461.8	0.0
276	下生野明科線	4,983.1	1,864.3
278	大野田梓橋(停)線	9,570.1	378.8
302	矢室明科線	10,715.0	2,785.7
306	有明大町線	34,591.1	5,750.9
307	下木戸有明(停)線	4,616.7	4,616.7
308	小岩岳穂高(停)線	4,261.1	4,261.1
309	塚原穂高(停)線	6,650.5	6,650.5
310	柏矢町田沢(停)線	4,668.0	4,668.0
314	田多井中萱豊科線	5,536.1	5,536.1
315	波田北大妻豊科線	7,766.4	3,783.2
316	梓橋田沢(停)線	6,273.9	6,273.9
317	穂高(停)線	638.6	638.6
319	小倉梓橋(停)線	13,169.4	13,169.4
321	中堀一日市場(停)線	6,114.7	6,114.7
327	槍ヶ岳矢村線	14,157.6	14,157.6
329	原木戸安曇追分(停)線	2,076.8	674.3
432	柏原穂高線	4,195.3	4,195.3
495	豊科大天井線	16,743.6	16,743.6
計(19)		180,189.8	102,262.7

第 7 避難・受入れ関係

1 指定緊急避難場所一覧

No.	名称	所在地（地区）	災害種別ごとの適否			備考
			地震	洪水	土砂災害	
1	上鳥羽地域農業推進拠点施設 （上鳥羽地区公民館）	豊科 381-1（上鳥羽）	○	×	○	
2	豊科南部認定こども園	豊科 369-1（上鳥羽）	○	×	○	
3	下鳥羽公民館	豊科 980-1（下鳥羽）	○	×	○	
4	本村区コミュニティセンター	豊科 1908-1（本村）	○	×	○	
5	吉野コミュニティセンター	豊科 3302-1（吉野）	○	×	○	
6	豊科公民館	豊科 4289-1（成相）	○	×	○	
7	豊科認定こども園	豊科 4553-15（成相）	○	×	○	
8	成相コミュニティセンター	豊科 4365-3（成相）	○	×	○	
9	豊科中央公園	豊科 4425-1（成相）	○	×	○	
10	新田地区公民館	豊科 5942-8（新田）	○	×	○	
11	豊科近代美術館	豊科 5609-3（新田）	○	×	○	
12	寺所地区公民館	豊科南徳高 657-1（寺所）	○	×	○	
13	踏入コミュニティセンター	豊科南徳高 2737-1（踏入）	○	×	○	
14	南徳高認定こども園	豊科南徳高 2856（踏入）	○	×	○	
15	新屋地区公民館	豊科南徳高 3075（細萱）	○	×	○	
16	殿村地区公民館	豊科南徳高 4452-3（細萱）	○	×	○	
17	細萱地区公民館	豊科南徳高 3757-11（細萱）	○	×	○	
18	重柳地区公民館	豊科南徳高 5178（重柳）	×	×	○	
19	真々部地区公民館	豊科高家 5735-2（真々部）	○	○	○	
20	たつみ原公園	豊科高家 1137-87（たつみ原）	○	×	○	
21	たつみ原地区公民館	豊科高家 1137-224（たつみ原）	○	×	○	
22	飯田地区公民館	豊科高家 414-1（飯田）	○	×	○	
23	たつみ認定こども園	豊科高家 151-1（飯田）	○	×	○	

24	下飯田地区公民館	豊科高家 747-1 (下飯田)	○	×	○	
25	中曽根地区公民館	豊科高家 2754 (中曽根)	○	×	○	
26	アルプス認定こども園	豊科高家 3259 (熊倉)	○	×	○	
27	熊倉地区公民館	豊科高家 2047 (熊倉)	○	○	○	
28	アルプス地区公民館	豊科高家 3770-93 (アルプス)	○	×	○	
29	徳治郎地区公民館	豊科田沢 6517-4 (徳治郎)	○	×	○	
30	田沢地区公民館	豊科田沢 5140-3 (田沢)	○	○	○	
31	小瀬幅農業生活改善センター (小瀬幅地区公民館)	豊科田沢 4917-11 (小瀬幅)	○	○	○	
32	大口沢地区公民館	豊科田沢 7963 (大口沢)	×	○	×	
33	湯多里山の神駐車場	豊科田沢 7994 (大口沢)	○	○	×	
34	光農業生活改善センター (光地区公民館)	豊科光 1471-1 (光)	○	○	○	
35	桜坂地区公民館	豊科光 1816-1 (桜坂)	○	○	×	
36	矢原地区公民館	穂高 1306-1 (矢原)	×	○	○	
37	白金地区公民館	穂高 2034-1 (白金)	○	×	○	
38	穂高商業高等学校	穂高 6839 (等々力)	○	○	○	
39	神田町地区公民館	穂高 2580-2 (等々力)	○	○	○	
40	等々力地区公民館	穂高 2721-1 (等々力)	○	○	○	
41	穂高幼稚園	穂高 6802 (等々力)	○	○	○	
42	等々力町地区公民館	穂高 4351-1 (等々力町)	×	○	○	
43	穂高町地区公民館	穂高 5960-3 (穂高町)	○	○	○	
44	穂高認定こども園	穂高 9175 (穂高町)	○	○	○	
45	上原地区公民館	穂高 7960-4 (穂高)	○	○	○	
46	田中地区公民館	穂高 7366-1 (穂高)	○	○	○	
47	大門地区公民館	穂高 6651-7 (穂高)	○	○	○	
48	西原地区公民館	穂高 8272-1 (穂高)	○	○	○	
49	常念ふれあい公園	穂高 9434-2 (穂高)	○	○	○	
50	本郷地区公民館	穂高 6485-4 (穂高)	○	○	○	
51	狐島地区公民館	穂高北穂高 123-1 (狐島)	○	×	○	

52	北穂高運動場	穂高北穂高 2093-2 (青木花見)	○	×	○	
53	北穂高認定こども園	穂高北穂高 494-1 (青木花見)	○	×	○	
54	青木花見地区公民館	穂高北穂高 2198 (青木花見)	○	×	○	
55	島新田地区公民館	穂高北穂高 1732 (島新田)	○	×	○	
56	橋爪地区公民館	穂高有明 7562-1 (橋爪)	×	×	○	
57	有明あおぞら認定こども園	穂高有明 9511 (橋爪)	○	○	○	
58	耳塚地区公民館	穂高有明 215-1 (耳塚)	○	○	○	
59	富田振興センター	穂高有明 4375-1 (富田)	○	○	○	
60	豊里地区公民館	穂高有明 8594 (豊里)	○	○	×	
61	小岩岳地区公民館	穂高有明 3042 (小岩岳)	○	○	○	
62	嵩下地区公民館	穂高有明 2540-1 (嵩下)	○	○	○	
63	新屋地区公民館	穂高有明 1402-1 (新屋)	×	○	○	
64	有明の森認定こども園	穂高有明 2105-274 (新屋)	○	×	○	
65	古厩地区公民館	穂高有明 6334 (古厩)	○	○	○	
66	立足地区公民館	穂高有明 5418-1 (立足)	○	×	○	
67	有明運動場	穂高有明 6003-1 (立足)	○	×	○	
68	宮城地区公民館	穂高有明 7299-20 (古厩)	○	○	○	
69	有明高原寮	穂高有明 7299	○	○	×	
70	牧地区公民館	穂高牧 497 (牧)	○	○	○	
71	塚原地区公民館	穂高柏原 4090 (塚原)	○	○	○	
72	久保田地区公民館	穂高柏原 3175-2 (久保田)	○	○	○	
73	柏原地区公民館	穂高柏原 1449-1 (柏原)	○	○	○	
74	西穂高認定こども園	穂高柏原 5217 (柏原)	○	○	○	
75	柏矢町地区公民館	穂高柏原 933-1 (柏矢町)	○	○	○	
76	北小倉公園	三郷小倉 490-1 (北小倉)	○	○	×	
77	北小倉地区公民館	三郷小倉 519-13 (北小倉)	×	○	×	
78	三郷競技場 (小倉グラウンド)	三郷小倉 3483-1 (東小倉)	○	○	○	
79	東小倉地区公民館	三郷小倉 3531-2 (東小倉)	○	○	×	

80	三郷西部認定こども園	三郷小倉 3484-1 (東小倉)	×	○	○	
81	室山アグリパーク駐車場	三郷小倉 6524-1 (東小倉)	○	○	×	
82	南小倉公園	三郷小倉 1587 (南小倉)	○	○	×	
83	南小倉地区公民館	三郷小倉 1588-2 (南小倉)	○	○	×	
84	室町地区公民館	三郷小倉 5249-1 (室町)	○	○	○	
85	野沢公園	三郷温 345 (野沢)	○	○	○	
86	野沢地区公民館	三郷温 1519 (野沢)	○	○	○	
87	上長尾公園	三郷温 4188-1 (上長尾)	○	×	○	
88	上長尾地区公民館	三郷温 4146-1 (上長尾)	○	×	○	
89	三郷南部認定こども園	三郷温 60-1 (上長尾)	○	×	○	
90	下長尾公園	三郷温 438-1 (下長尾)	○	×	○	
91	下長尾地区公民館	三郷温 3188-2 (下長尾)	○	×	○	
92	三郷農村環境改善センター	三郷温 2267-2 (下長尾)	○	×	○	
93	楡地区公民館	三郷温 4907-1 (楡)	○	×	○	
94	楡農村公園	三郷温 5934-1 (楡)	○	×	○	
95	住吉地区公民館	三郷温 6873-4 (住吉)	○	×	○	
96	住吉農村公園	三郷温 7017-1 (住吉)	○	×	○	
97	七日市場公園	三郷明盛 263-2 (七日市場)	○	○	○	
98	七日市場コミュニティセンター	三郷明盛 333-1 (七日市場)	○	○	○	
99	一日市場公園	三郷明盛 70-1 (一日市場)	○	×	○	
100	一日市場地区公民館	三郷明盛 1714-2 (一日市場)	○	×	○	
101	三郷東部認定こども園	三郷明盛 1068-1 (一日市場)	×	○	○	
102	三郷見岳町公園 (北)	三郷明盛 1500-103 (一日市場)	○	×	○	
103	三郷見岳町公園 (南)	三郷明盛 1350-20 (一日市場)	○	×	○	
104	三郷体育館	三郷明盛 1885-1 (二木)	×	×	○	
105	二木地区公民館	三郷明盛 4941-1 (二木)	○	×	○	
106	及木地区公民館	三郷明盛 4156-1 (及木)	×	×	○	
107	貞享義民記念館	三郷明盛 3209 (中萱)	○	×	○	

108	中萱地区公民館	三郷明盛 3344-2 (中萱)	○	×	○	
109	中萱農村公園	三郷明盛 3198 (中萱)	○	×	○	
110	東中萱団地公園	三郷明盛 2377-10 (中萱)	○	×	○	
111	三郷北部認定こども園付近	三郷明盛 3365-1 (中萱)	○	×	○	
112	岩原公園	堀金烏川 341 (岩原)	○	○	○	
113	岩原地区公民館	堀金烏川 283-1 (岩原)	×	○	○	
114	倉田公園	堀金烏川 1267-1 (倉田)	○	○	○	
115	倉田構造改善センター	堀金烏川 1746-6 (倉田)	○	○	○	
116	堀金公民館	堀金烏川 2750-1 (上堀)	×	×	○	
117	上堀地域構造改善センター	堀金烏川 2120-4 (上堀)	○	○	○	
118	堀金認定こども園	堀金烏川 2280 (上堀)	○	○	○	
119	中堀公園	堀金烏川 3633 (中堀)	○	×	○	
120	中堀地区公民館	堀金烏川 3592-3 (中堀)	○	×	○	
121	下堀公園	堀金烏川 4730-1 (下堀)	○	○	○	
122	下堀地区公民館	堀金烏川 4792 (下堀)	○	○	○	
123	扇町地区公民館	堀金烏川 5270-2 (扇町)	○	○	○	
124	扇町公園	堀金烏川 5270-1 (扇町)	○	○	○	
125	小田多井公園	堀金三田 610 (小田多井)	○	○	○	
126	小田多井交流センター	堀金三田 601 (小田多井)	○	○	○	
127	田尻公園	堀金三田 1058-1 (田尻)	○	○	○	
128	田尻地区公民館	堀金三田 1059-1 (田尻)	○	○	○	
129	田多井農村公園	堀金三田 2041-1 (田多井)	○	○	×	
130	田多井地区公民館	堀金三田 2395 (田多井)	○	○	×	
131	大足地区コミュニティ集会施設	明科中川手 6673 (大足)	○	○	×	
132	清水地区公民館	明科中川手 5772-1 (大足)	×	○	×	
133	矢ノ沢地区公民館	明科光 2861-2 (大足)	×	○	○	
134	天神原農業生活改善施設	明科光 3610-5 (光)	○	○	×	
135	北村集会場	明科光 243-1 (光)	○	○	×	

136	中条集会センター	明科光 607-4 (光)	○	○	○	
137	中耕地地区公民館	明科中川手 1663-2 (宮中)	○	○	×	
138	宮本地区公民館	明科中川手 1166-15 (宮中)	○	○	○	
139	町地区公民館	明科中川手 2535-1 (町)	×	○	○	
140	明科体育館	明科中川手 3167-1 (町)	○	○	×	
141	明科南認定こども園	明科中川手 2781-2 (町)	×	×	○	
142	上手上郷集会所	明科中川手 3543-12 (明科)	○	○	○	
143	明科子どもと大人の 交流学習施設「ひまわり」	明科中川手 6814-1 (明科)	○	×	○	
144	あやめ公園	明科中川手 4376-1 (明科)	○	×	○	
145	龍門渚公園多目的広場	明科中川手 2934 (明科)	○	×	○	
146	龍門渚公園運動広場	明科中川手 4357 (明科)	○	×	○	
147	明科北認定こども園	明科東川手 872-1 (潮)	○	×	×	
148	明科高等学校	明科東川手 100 (潮)	○	×	○	
149	潮農業生活改善施設	明科東川手 639-3 (潮)	○	×	○	
150	潮沢地区公民館	明科東川手 11667-10 (潮沢)	×	○	×	
151	山中農業研修センター	明科東川手 12843-11 (潮沢)	○	○	×	
152	上生野地区公民館	明科東川手 13874-1 (上生野)	○	×	○	
153	上押野営農センター	明科七貴 4117 (上押野)	○	○	×	
154	下押野集会センター	明科七貴 5818-1 (下押野)	○	×	×	
155	塩川原農業研修センター	明科七貴 7266-1 (塩川原)	○	○	○	
156	荻原農村都市交流センター	明科七貴 10760-1 (荻原)	○	○	×	
157	明科農村広場	明科七貴 7980 (荻原)	○	○	○	
158	小泉農業研修センター	明科南陸郷 2622-2 (南陸郷)	○	○	○	
159	中村農業生活改善センター	明科南陸郷 601-1 (南陸郷)	○	○	○	

注) 施設名称のうち、地区の公民館 (分館) については、本館との区別のため地区公民館と表記しています。

2 指定避難所一覧

No.	名称	所在地（地区）	床面積 敷地面積	収容人数	備考
1	豊科高等学校	豊科 2341（吉野）	2,185	720	
2	豊科南小学校	豊科 2723（吉野）	799	260	
3	豊科南中学校	豊科 1487（吉野）	937	310	
4	南安曇農業高等学校	豊科 4537（成相）	1,969	650	
5	豊科北中学校	豊科 5558（新田）	1,080	360	
6	豊科交流学習センター「きぼう」	豊科 5609-3（新田）	470	150	
7	豊科北小学校	豊科南穂高 2692（踏入）	594	190	
8	豊科東小学校	豊科田沢 5626（田沢）	805	260	
9	穂高交流学習センター「みらい」	穂高 6765-2（白金）	513	170	
10	穂高東中学校	穂高 5119-2（等々力町）	2,544	840	
11	穂高会館	穂高 5047（等々力町）	5,360	1,780	
12	穂高南小学校	穂高 7217-1（穂高）	1,987	660	
13	穂高西中学校	穂高有明 9525（富田）	2,279	760	
14	穂高北小学校	穂高有明 943（耳塚）	1,608	530	
15	穂高西小学校	穂高柏原 2728（柏原）	1,384	460	
16	三郷小倉多目的研修集会施設	三郷小倉 3484-1（東小倉）	1,212	400	
17	三郷公民館	三郷明盛 4810-1（二木）	988	320	
18	三郷小学校	三郷明盛 4742（二木）	1,641	540	
19	三郷中学校	三郷明盛 1885-1（二木）	1,328	440	
20	三郷文化公園体育館	三郷明盛 4775-3（二木）	4,002	1,330	
21	堀金小学校	堀金烏川 3000（上堀）	900	300	
22	堀金総合体育館	堀金烏川 2662（上堀）	4,080	1,360	
23	堀金中学校	堀金烏川 2126-1（上堀）	980	320	
24	明科中学校	明科中川手 2666（町）	779	250	
25	明南小学校	明科中川手 2694（町）	788	260	
26	明科公民館	明科中川手 6824-1（明科）	687	220	
27	明北小学校	明科東川手 823（潮）	709	230	

3 応援協定に基づくもの

番号	避難場所	避難施設	名称	所在地（地区）	電話番号	床面積等	収容人員
1	○		イオンリテール(株)ビッグ 穂高店駐車場の一部	穂高有明10368-1（富田）	83-5611		
2	○		イオンリテール(株)ビッグ 三郷店駐車場の一部	三郷温2716-1（野沢）	77-6611		
3	○		綿半ホームエイド豊科店 綿半スーパーセンター豊科店	豊科500-1	71-6363		

4 福祉避難所

番号	避難場所	避難施設	名称	所在地(地区)	電話番号	床面積等	収容人員
1			豊科老人福祉センター	豊科4030-1	73-7143	304	62
2			特別養護老人ホーム 豊岳荘	豊科南穂高817-1	72-2023		10
3			特別養護老人ホーム 孝明豊科館	豊科南穂高5771	71-2236		20
4			介護老人保健施設 安曇野メディア	豊科5633-1	73-5800		6
5			穂高地域福祉センター	穂高5808-1	82-2940	371	82
6			養護老人ホーム 安曇寮	穂高4790	82-2333		14
7			介護老人保健施設 孝穂館	穂高北穂高2531-1	82-1323		21
8			三郷福祉センター	三郷明盛2198-1	77-8080	359	76
9			障害者支援施設 アルプス学園	三郷小倉6070	77-6111		80
10			堀金デイサービスセンター	堀金烏川2132-4	73-0032	249	53
11			特別養護老人ホーム 常念荘	堀金烏川2048-2	72-3611		8
12			明科総合福祉センター あいりす	明科東川手606-2	62-2424	264	56
13			特別養護老人ホーム 孝明館	明科七貴3681	62-5880		16
14	○		豊科南部認定こども園	豊科 369-1	72-0862		240
15	○		豊科認定こども園	豊科 4553-15	72-2305		224
16	○		南穂高認定こども園	豊科南穂高 2856	72-1431		279
17	○		アルプス認定こども園	豊科高家 3259	72-1432		163
18	○		穂高幼稚園	穂高 6802	82-2053		230
19	○		穂高認定こども園	穂高 9175	82-6772		259
20	○		有明あおぞら認定こども園	穂高有明 9511	84-5020		214
21	○		有明の森認定こども園	穂高有明 2105-274	83-2104		218
22	○		西穂高認定こども園	穂高柏原 5217	82-5651		404
23	○		三郷南部認定こども園	三郷温 60-1	77-2900		287
24	○		三郷北部認定こども園	三郷明盛 3365-1	77-2393		274
25	○		堀金認定こども園	堀金烏川 2280	72-2175		413

5 大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書

安曇野市内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、安曇野市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社中部カンパニー長野事業部（以下「乙」という）は、甲から乙に対する協力要請に基づく支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時において乙の所有する平面駐車場の一部を市の一時避難施設として一時使用する場合における必要な事項を定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする大規模災害とは、多数の火災、救急救助事故が発生する次の各号に掲げるものとする。

- ・ 大規模地震災害
- ・ 大規模風水害
- ・ その他前2号に準じる大規模な災害および政府より激甚災害に指定された災害

（避難施設）

第3条 甲は、次に掲げる施設を一時避難施設として指定し、その旨を地域防災計画及びハザードマップ等で公表するものとする。

- (1) 名称 イオンリテール株式会社 ジャスコ穂高店 平面駐車場の一部
場所 長野県安曇野市穂高有明 10368-1
- (2) 名称 イオンリテール株式会社 ジャスコ三郷店 平面駐車場の一部
場所 長野県安曇野市三郷温 2716-1

（協力要請）

第4条 甲は、大規模災害が発生した場合において、乙に対し、前条に掲げる平面駐車場の一部を一時避難施設として使用することを要請することができる。

2 乙は、前項に掲げる要請を受けたときは、平面駐車場を避難施設として一時使用させるものとする。

3 甲は、乙の自衛消防活動および、事業運営を阻害しない範囲について使用する。

（使用期間）

第5条 第3条に掲げる施設を避難施設として一時使用する期間は、甲が乙に対して協力要請を行った時から概ね一週間とし、乙の判断によって決定するものとする。

（運営）

第6条 乙は、当該避難施設を使用させる場合において必要があると認めたときは、甲の職員を当該避難施設へ派遣するよう甲に要請することができる。

（訓練等）

第7条 甲及び乙は、この協定の効果的な運用を図るため相互訓練及び合同訓練等の実施に努めるものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が協定に基づく協力により要した費用は、乙の負担とする。

2 乙が当該避難施設を甲に使用させたことに関し発生した損害のために生じた費用は、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては甲が負担することとし、乙は復旧が完了した後これを請求できるものとする。

(変更及び廃止)

第9条 乙は、当該避難施設の名称若しくは場所を変更し、又は閉店時等避難場所としての機能を廃止したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により当該施設の変更又は廃止の通知を受けたときは、当該施設の使用が想定される地域の住民にその旨を通知しなければならない。

(協議)

第10条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、必要に応じ協議を行うものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成22年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了日の前日までに甲または乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は、当該有効期間満了日の翌日から更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(雑則)

第12条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成21年3月16日

甲 長野県安曇野市豊科 4932 番地 46
長野県安曇野市長 平林 伊三郎

乙 長野県松本市双葉 10-22 号
イオンリテール株式会社
中部カンパニー長野事業部
事業部長 西峠 泰男

第8 食料品・生活必需品等の調達供給関係

※現在、ジャスコ穂高店及びジャスコ三郷店は、ザ・ビッグ穂高店及びザ・ビッグ三郷店となっている。経営形態変更によりマックスバリュ長野株式会社を引き継がれた。

1 災害時における支援協力に関する協定書

安曇野市（以下「甲」という。）とイオングループのイオンリテール株式会社ジャスコ穂高店及びジャスコ三郷店（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における被災者に対する支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、または、発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急処置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

2 甲は、乙に対して協力要請の連絡をするものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに対応するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有または調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他、甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、出荷要請書をもって乙に要請するものとする。但し、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に出荷要請書を提出するものとする。

2 この協定に関する連絡責任者は以下のとおりとする。

甲：安曇野市 総務部 危機管理室長

乙：ジャスコ穂高店長（ジャスコ三郷店長）

（物資の引渡し）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、物資確認後、速やかに出荷確認書を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は前項に基づく請求があったときには、乙に対し30日以内に代金を支払うものとする。

（物資の価格）

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

(避難場所の提供)

第9条 乙は災害時において、乙が所有又は管理する駐車場を一時避難場所として提供するものとする。

(改廃又は廃止)

第10条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって1カ月前以前に相手側に通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年3月16日

甲 長野県安曇野市豊科 4932 番地 46

長野県安曇野市長 平林 伊三郎

乙 長野県松本市双葉 10-22 号
イオンリテール株式会社
中部カンパニー長野事業部

事業部長 西峠 泰男

別表（第4条関係）

災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災から3日間程度)	その後に必要な物資
<p>食糧品等</p> <p>おにぎり、パン類、カップ麺</p> <p>飲料水、牛乳、粉ミルク</p> <p>缶詰(イージーオープン)</p>	<p>食糧品等</p> <p>精米、即席麺、食パン、レトルト食品</p> <p>漬物、梅干、野菜、調味料、肉類</p> <p>菓子類、果物、お茶</p>
<p>生活必需品</p> <p>毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶</p> <p>ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、</p> <p>スプーン</p> <p>使い捨て食器類、ラップ、固形燃料</p> <p>ウエットティッシュ、ゴミ袋</p> <p>蚊取り線香(夏季)</p> <p>使い捨てカイロ(冬季)</p>	<p>生活必需品</p> <p>タオル、肌着、履物、作業服、軍手</p> <p>鍋、炊飯用具、簡易コンロ</p> <p>カセットボンベ、石鹸、歯ブラシ</p> <p>ティッシュペーパー、常備薬</p> <p>救急セット、防水シート</p>

2 災害時における支援協力に関する協定書

※現在株式会社マイカルは、イオングループに吸収され、店舗運営はイオンリテール株式会社に引き継がれた。(豊科サティ→イオン豊科店)

安曇野市(以下「甲」という。)と株式会社マイカル(以下「乙」という。)とは、災害における支援協力に関する協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、安曇野市内に地震・風水害等による大規模な災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生する恐れがある場合において、救援物資の供給及び被災者の応急救済に係る防災活動協力について、必要な事項を定めるものである。

(協力の要請)

第2条 甲は、物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した文書をもって、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 前項に定めるもののほか、甲は、次の事項について、乙に協力要請をすることができる。

- (1) 乙の所有又は管理する駐車場等を一時避難場所として被災者に提供すること。
- (2) 乙の店舗において、被災者に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (3) 乙の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。

(物資の種類)

第3条 前条第1項の物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

- (1) 食料品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他乙の取扱商品

(物資の価格)

第4条 乙が、第2条第1項に規定する協力により供給した物資の価格は、災害の発生した直前の販売価格を基準とし、甲・乙協議して決定するものとする。

(物資の引渡し)

第5条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引取るものとする。

(経費の負担)

第6条 乙が、甲の要請により支援に要した経費については、甲・乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成22年3月15日までとする。

ただし、期間満了の日から3ヶ月前までに甲・乙いずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに1年間延長されるものとし、以降もこの例による。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲・乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 21 年 3 月 16 日

安曇野市豊科 4, 932 番地 46

甲

長野県安曇野市長

平林 伊三郎

大阪市中央区久太郎町三丁目 1 番 30 号

乙

株式会社マイカル 代表取締役社長 松井 博史

3 災害時における食料品等の供給協力に関する協定書

安曇野市（以下「甲」という。）と株式会社信州シキシマ（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害の発生するとき（以下「災害時」という。）における食料品等の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における市民の生命及び生活を守るために、甲及び乙が平常時から連携して、食料品等の供給協力に関する必要な事項を定めるものとする。

（供給協力の範囲）

第2条 甲が、乙に供給を要請できる食料品等の範囲は、要請時点で乙が調達可能なものとする。

2 甲は、物流ラインの断絶等により食料品等の供給ができないことがあるとき、乙が食料品等の調達の可否・日時・個数を決定することを甲は了承する。

（要請手続等）

第3条 甲は、安曇野市域内における災害時において、食料品等を調達する必要があるときは、乙に供給を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請し、後日速やかに要請書を提出するものとする。

3 前項のほか、その他具体的な手続等は甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

（引渡し等）

第4条 食料品等の引渡し場所及び引渡し日時は、乙が状況に応じて指定するものとし、引渡し場所からの運搬は、原則として甲が行うものとする。

（費用負担）

第5条 乙が供給した食料品等の費用及び乙が行った運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が業務の履行後に提出する報告書に基づき、災害時以前における適正な価格を基準として、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（費用の支払い）

第6条 食料品等の費用について、乙から報告書に基づく請求があったときは、甲は、速やかにその内容を確認して支払うものとする。

(情報共有)

第7条 この協定による要請、報告などを円滑に行うため、甲及び乙の連絡先、連絡責任者及び担当者等を定めて共有するものとし、変更が生じたときは速やかに相互に連絡する。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。但し、有効期間満了1か月前までに、甲及び乙のいずれからも協定解消の意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長され、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成31年2月4日

甲 長野県安曇野市豊科 6000 番地
安曇野市
市長 宮澤 宗弘

乙 長野県松本市大字笹賀 5670 番地 2
株式会社 信州シキシマ
代表取締役社長 園部 正行

4 災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書

安曇野市（以下「甲」という。）とゴールドパック株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害、その他大規模な断水等が発生したとき（以下「災害時」という。）における飲料水等の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における市民の生命及び生活を守るために、甲及び乙が平常時から連携して、飲料水等の供給協力に関する必要な事項を定めるものとする。

（供給協力の範囲）

第2条 甲が、乙に供給を要請できる飲料水等の範囲は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能なものとする。

- （1） ミネラルウォーター
- （2） その他飲料

2 甲は、物流ラインの断絶等により飲料水等の供給ができないことがあるとき、乙が飲料水等の調達の可否・日時・個数を決定することを甲は了承する。

（要請手続等）

第3条 甲は、安曇野市域内における災害時において、飲料水等を調達する必要があるときは、乙に要請することができる。

2 前項の規定による要請は、次の各号に掲げる事項を書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請することができることとし、後日速やかに書面を交付する。

- （1） 飲料水等の供給要請の理由
- （2） 飲料水等の数量
- （3） 引渡場所
- （4） その他必要な事項

3 前項のほか、その他具体的な手続等は甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

（引渡し等）

第4条 飲料水等の引渡場所及び引渡日時は、乙が状況に応じて指定できるものとし、引渡場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲に対して協力を求めることができる。

2 甲は、乙が飲料水等の運搬を行うときには、乙が使用する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用負担)

第5条 乙が供給した飲料水等の費用及び乙が行った運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。
2 前項に規定する費用は、乙が業務の履行後に提出する報告書に基づき、災害時以前における適正な価格を基準として、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(費用の支払い)

第6条 飲料水等の費用について、乙から報告書に基づく請求があったときは、甲は、速やかにその内容を確認して支払うものとする。

(情報共有)

第7条 この協定による要請、報告などを円滑に行うため、甲及び乙の連絡先、連絡責任者及び担当者等を定めて共有するものとし、変更が生じたときは速やかに相互に連絡する。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2020年3月31日までとする。但し、有効期間満了1か月前までに、甲及び乙のいずれからも協定解消の意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長され、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年3月28日

甲 長野県安曇野市豊科6000番地
安曇野市
市長 宮澤 宗弘

乙 東京都品川区東品川4丁目13-14
ゴールドパック株式会社
代表取締役社長 安藤 勇治

5 災害時における食品等の供給協力に関する協定書

安曇野市（以下「甲」という。）と戸田フーズ株式会社安曇野工場（以下「乙」という。）は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるお弁当、おにぎり、サンドイッチ等（以下「食品等」という。）の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における市民の生命及び生活を守るために、甲及び乙が平常時から連携して、食品等の供給協力に関する必要な事項を定めるものとする。

（供給協力の範囲）

第2条 甲が、乙に供給を要請できる食品等の範囲は、要請時点で乙の工場で製造可能なものとする。

2 甲は、物流ラインの断絶等により食品等の供給ができないことがあるとき、乙が食品等の調達の可否・日時・個数を決定することを甲は了承する。

（要請手続等）

第3条 甲は、安曇野市域内における災害時において、食品等を調達する必要があるときは、乙に供給を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、食品等供給要請書（様式第1号（以下「要請書」という。））により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請し、後日速やかに要請書を提出するものとする。

3 前項のほか、その他具体的な手続等は甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

（引渡し等）

第4条 食品等の引渡し場所及び引渡し日時は、甲が指定するものとし、その場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることが出来る。

2 甲は、乙が前項の規定により食品等を運搬する車両を優先車両として運行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が供給した食品等の費用及び乙が行った運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が業務の履行後に提出する食品等提供報告書（様式第2号（以下報告書という。））に基づき、災害時以前における適正な価格を基準として、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（費用の支払い）

第6条 食品等の費用について、乙から報告書に基づく請求があったときは、甲は、その内容を確認して支払うものとする。

（情報共有）

第7条 この協定による要請、報告などを円滑に行うため、連絡先・責任者等連絡体制表（様式第3号）により甲及び乙の連絡先、連絡責任者及び担当者等を定めて共有するものとし、変更が生じたときは速やかに相互に連絡する。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。但し、有効期間満了1か月前までに、甲及び乙のいずれからも協定解消の意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長され、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、各自1通を保有する。

令和2年8月24日

甲 長野県安曇野市豊科6000番地
安曇野市
市長

乙 長野県安曇野市豊科高家1186番地1
戸田フーズ株式会社安曇野工場
工場長

第9 危険物施設関係

1 放射性同位元素等の規制に関する法律による許可を受けた使用事業所一覧表

平成31年3月31日

事業所名	所在地	番号	年
豊科フィルム株式会社 豊科工場	安曇野市豊科 5050	使第 3368 号	81
日本フェンオール株式会社 長野工場	安曇野市豊科 448-1	届第 6-1315 号	79
日本フェンオール株式会社 信越営業所	安曇野市豊科 448-1	届第 8-7012 号	12
長野県立こども病院	安曇野市豊科 3100	使第 5678 号	10
長野県犀川安曇野流域下水道事務所	安曇野市豊科田沢 6709	届第 8-12606 号	16

2 長野県高圧ガス地域防災協議会防災事業所

高圧ガスに係る事故等の処理の応急活動を行う事業所として指定されている。

液化石油ガス

令和元年11月21日

事業所名	所在地	電話番号
サンリン(株)穂高支店	〒399-8305 安曇野市穂高牧 176-9	0263-83-3409

3 油流出事故対策用資材の備蓄状況

令和元年11月21日

備蓄場所名	備蓄場所の所在地	電話番号	種別	規格等	在庫
安曇野市役所	安曇野市豊科 6000 (本庁舎地下倉庫)	0263 (71) 2000	オイルプロッター	マット状 W38 cm×H51 cm×D3 mm 100 枚/箱	2 箱
			吸着剤(粉粒)	液体用 10 kg	6 袋
			吸着剤(粉粒)	5 kg	8 袋
			吸着剤(粉粒)	30 l/袋	1 袋
			油処理剤	中和剤 16 l (一斗缶)	1 缶
			オイルプロッター	吹き流しタイプ 2 形状	1 箱
安曇野建設 事務所	安曇野市豊科 4960-1	0263 (72) 8880			
松本広域消防局 豊科消防署	安曇野市豊科 5705-6	0263 (72) 3145			
〃 梓川消防署	松本市梓川倭 65-2	0263 (78) 2090			
〃 穂高消防署	安曇野市穂高 5075-2	0263 (82) 3262			
〃 明科消防署	安曇野市明科 東川手 271-4	0263 (62) 2992			

第10 上水道施設関係

1 長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県水道協議会（以下「協議会」という。）の会員である市町村、水道企業団、一部事務組合及び長野県企業局（以下「会員」という。）が地震等の災害及び渇水（以下「災害等」という。）により被害を受けた場合に、長野県水道協議会長（以下「会長」という。）の要請に基づき、被災会員以外の会員が行う被災会員の住民への応急給水及び水道施設の応急復旧等の応援業務について必要な事項を定めるものとする。

(会長等の責務)

第2条 会長は、会員が災害等により被害を受けた場合に長野県知事から援助の要請があったとき、又は、被害を受けた会員（以下「被災会員」という。）から応援の要請があったときは、応援地区の代表理事と協議して迅速かつ適切な応援を被災会員以外の会員に対し要請するものとする。

2 会長は、応援業務の全般について掌あく調整し、必要な指示を行うものとする。

3 部会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

(会員の責務)

第3条 災害等が発生した場合において、被災会員以外の会員は、会長が要請する被災会員に対する応援活動に、全面的に協力するものとする。

2 災害発生直後で緊急を要する場合は、前項の規程にかかわらず会員の自主的な判断により応援活動を行うことができるものとする。この場合において、会員は速やかに会長に報告するものとする。

(相互応援地区)

第4条 応援活動を迅速かつ適切に実施するため、相互応援地区（以下「応援地区」という。）を設ける。

2 応援地区は、東信、北信、中信、南信の4地区とし、当該地区の会員をもって構成する。

3 応援地区の業務は、当該地区の理事4人をもって構成する応援地区会議により運営する。

4 前項の理事の互選により1名の代表理事を選出するものとし、代表理事は、応援地区会議を総括し、代表する。

5 応援地区会議は、会長の指示を受け、応援地区内の被災会員及び被災会員以外の会員と応援についての連絡協議を行い、迅速かつ適切な応援業務の遂行に努めるものとする。

6 応援地区会議は、応援業務の状況について、会長に必要な報告を行い、必要があると認めるときは、他の応援地区からの応援を会長に要請するものとする。

7 前項の規定により、会長から応援の要請を受けた他の応援地区は、当該応援地区と連絡協議し、速やかに応援業務の遂行に努めるものとする。

第5条 被災会員は、長野県知事に援助を要請し、長野県知事からの会長への援助依頼により、又は次に掲げる事項を明らかにして、所属する応援地区会議を通して会長に応援を要請することにより、協議会から必要な応援活動を受けるものとする。

(1) 災害の被害状況

(2) 必要な応援内容（応援人員、職種、機械器具及び資材の規格と量等）

(3) 前号の集合日時及び集合場所

(応援活動)

第6条 応援活動は、災害救助法に基づく県の災害対策本部が設置された場合は災害対策本部、その他

の場合は被災会員の応急給水計画及び応急仮復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

2 前項の応援活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急給水及び応急復旧用の機械器具及び資材の供出

3 前号各号に掲げるもの以外の応援活動については、被災会員から要請があったときに、会長が会員の応援能力の範囲内で配慮するものとする。

(連絡担当部局等)

第7条 各会員は、あらかじめ連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を収集し、会長及び応援地区会議と連絡できる体制をとるものとする。

(応急給水作業)

第8条 応急給水作業の応援期間は、原則として15日以内とする。

2 各会員は、その所有する応急給水用具等の提出について、会長等から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

(応急給水用浄水機)

第9条 応急給水の用に供するため、長野県から協議会に運搬可能な浄水機(以下「受託浄水機」という。)の運用及び管理を委託されたとき、これを受託するものとする。

2 受託浄水機は、東信、北信、中信、南信の各応援地区に配置し、特定した会員にそれぞれ運用及び管理を委託する。

3 受託浄水機の運用及び管理に要する経費は、県等から交付、支弁、又は補助される等の額を除き、原則として協議会で負担する。

(応急復旧作業)

第10条 応急復旧作業の応援期間は、被災会員と会員が被災状況等を勘案し、協議して定める期間とする。

(応急復旧資材の供出)

第11条 各会員は、会長から機械器具応急復旧資材の供出について要請があったときは、応援能力の範囲内で供出するものとする。

(応援職員の派遣)

第12条 各会員は、応援活動に従事する職員(以下「応援職員」という。)の派遣について会長から要請があったときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

2 前項の規定により応援を要請された会員(以下「応援会員」という。)は、職員を派遣するときは必要な給水用具、作業用工具及び緊急資材のほか、衣類、食糧、日用品等を携行させるものとする。

3 応援職員は、応援会員名を表示した腕章等を着用するものとする。

4 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の医療費は、被災会員の負担とする。

5 応援職員が応急作業中に第三者に対し損害を与えた場合は、被災会員がその賠償の責に任じるものとする。ただし、被災会員に対する応援の往復途中に生じたものについては応援会員が、その賠償の責に任じるものとする。

(応援経費の負担)

第13条 この要綱による応援活動に要した経費は、法令その他別段の定めがあるもの並びに応援職員に係る人件費及び旅費を除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

(連絡担当部局等の報告)

第 14 条 各会員は、連絡担当部局並びにその保有応急給水用具、機械工具及び緊急用資材について毎年4月1日現在の状況を、様式第1号から様式第4号までに掲げるところにより、4月15日までに会長に報告するものとする。

2 会長は、前項の報告を取りまとめて一覧表を作成し、これを会員に配布するものとする。

(会員以外の市町村等への応援等)

第 15 条 会員以外の市町村等から応援活動の要請を受けたときは、この要綱に基づく応援活動の例により応援活動を行うことができるものとする。ただし、日本水道協会からの要請に基づく応援職員の派遣に関する場合は、上水部会長（同協会長野県支部長）が行う。

2 日本水道協会への応援の要請に関する場合は、上水部会長（同協会長野県支部長）が行うものとする。

(防災連絡会議の設置)

第 16 条 応援活動の実施に必要な情報の交換及び調査研究を行い、応援活動の円滑な実施を図るため、防災連絡会議を設置するものとする。

2 防災連絡会議は、会長及び理事をもって組織する。

(補 則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項及びこの要綱の定めにより難いと認める事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年1月16日から施行する。

2 災害時における応急対策に関する協定書（水道・管工事事業協同組合）

安曇野市（以下「甲」という。）と安曇野市水道・管工事事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害時の応急対策業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、安曇野市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、市内において災害が発生し、または発生の恐れがある場合において、甲と乙が協力することにより、水道施設への災害応急対応を円滑かつ確に行い、被害の拡大防止及び速やかな災害復旧を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生し、地域防災計画に基づく安曇野市災害対策本部が設置された場合をいう。

2 この協定において「水道施設」とは、水道法（昭和32年法律第177号）に基づき厚生労働大臣の事業許可を受けた甲が管理する水道施設にかかる建物、建物以外の工作物、土地及び設備をいう。

3 この協定において「災害応急対応」とは、災害対策基本法第62条第1項に規定する応急措置をいう。

（協力内容）

第3条 甲が乙に協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- （1） 災害時に覚知した被害状況等の報告
- （2） 建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という）の提供
- （3） 甲が管理する水道施設の応急復旧工事
- （4） 前各号に定めるもののほか必要とする業務

（平常時の準備）

第4条 乙は、災害応急対応の協力を行うため、平常時から協力体制を速やかに整えることができるよう、毎年度当初に組合員名簿及び緊急連絡体制、出動等が可能な建設資機材等のリストを整備作成し、甲に提出するものとする。

（協力要請）

第5条 甲は、災害応急対応のための協力を要請する必要があると認めるときは、乙に対して、災害応援対策業務協力要請書（様式第1号）により、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請を行い、その後、速やかに要請書を送付するものとする。

- （1） 災害の状況及び協力を要請する理由
- （2） 協力を必要とする場所及び期間
- （3） 協力を必要とする作業内容
- （4） 前各号に定めるもののほか協力を必要とする事項

2 甲と乙の間で連絡が取れない場合で、乙が緊急に協力の必要があると判断したときは、甲の要請があったものとみなす。

(協力の実施)

第6条 乙は前条の規定に基づき要請を受けたときは、組合員に指示し、速やかに体制を整え建設資機材等を出動させ、協力するものとする。

2 協力にあたっては、甲が組合員に指示し、組合員は甲の指示に従うものとする。

(報告)

第7条 乙は前条の規定に基づき協力を行った場合は、災害応援対策業務協力報告書(様式第2号)により、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 従事した場所及び期間
- (2) 被災状況及び作業内容
- (3) 従事した組合員名、建設資機材等の種別及び数量
- (4) 前各号に定めるもののほか必要な事項

(費用の負担)

第8条 この協定に基づく協力内容のうち、第3条第1号については乙の負担とし、第3条第2号、第3号及び第4号に係る費用については甲の負担とし、甲の積算基準等に従い算出した額を基準に、甲乙が協議して定めるものとする。

(損害に対する負担)

第9条 乙の組合員が協定業務の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲、乙及び乙の組合員が協議してその賠償をするものとする。

(補償)

第10条 この協定に基づいて協力業務に従事した者が、業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場合を除き、安曇野市消防団員等公務災害補償条例(平成17年安曇野市条例第219号)の規定に準じて補償するものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。

但し、有効期間満了日の30日前までに甲乙いずれからも何等の意思表示がなされないときは、この協定は期間満了の日の翌日から更に1年間更新するものとし、以後についても同様とする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めない事項及びこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

平成23年12月1日

甲 安曇野市長
宮澤 宗弘

乙 安曇野市水道・管工事事業協同組合
代表理事 藤澤 脩

3 災害等発生時における上下水道施設の復旧業務に関する応援協定書

安曇野市（以下「甲」という。）とヴェオリア・ジェネッツ株式会社（以下「乙」という。）は、大規模な地震により上下水道施設に被害が生じたとき又は生じるおそれがあるとき及び大規模な事故が発生したとき（以下「災害等発生時」という。）において、その施設の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧のために行う甲の業務に関し、乙が応援を行うことについて次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等発生時において、甲、乙が協力することにより上下水道施設の機能の回復等に努め、市民生活が維持できるようにすることを目的とする。

（応援要請等）

第2条 甲は、災害等発生時において必要と認めるときは、乙に対して応援を要請することができる。

この場合において、要請の有無にかかわらず、乙が自主的に応援することを妨げない。

2 乙は、前項の規定による応援の要請を受けたときは、原則として、これを受諾するものとする。

3 乙が応援の要請を受諾した時は、甲は、その業務が円滑に実施できるよう、必要な指示を行うものとする。

（応援要請の手続き）

第3条 前条の規定による応援の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭その他の方法により行うことができるものとする。

（応援業務）

第4条 甲が乙に応援を要請する業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 災害対策本部における被害状況に関する情報収集
- (2) 宅内の漏水調査
- (3) 乙が所有する給水車両による応急給水等の支援活動
- (4) 前各号に掲げるもののほか特に甲から要請のあった事項

（経費の負担）

第5条 応援業務に要した経費について、乙が甲に負担を求める場合は、甲乙協議するものとする。

2 協議は、次に掲げる事項を記した業務報告書によって行うものとする。

- (1) 応援業務に従事した人数及び従事した期間
- (2) 応援業務に使用した機材等の種類、数量及び使用時間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項

（経費の支払）

第6条 協議した経費の支払いは、その支払い請求の日から30日以内に支払うものとする。

（労災補償）

第7条 乙がこの協定に基づき応援業務に従事した場合において、当該従事者の当該活動により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、乙の負担により補償するものとする。

(第三者に対する損害賠償)

第8条 乙が、この協定に基づく応援業務中に第三者に損害を与えた場合は、その賠償方法及び賠償額は、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

(防災訓練への参加)

第9条 本協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練への参加を要請することができる。

(協定の期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成33年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1カ月前までに甲又は乙のいずれからも本協定の改廃について申し出がないときは、更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(継承)

第11条 甲又は乙の組織に変更があったときは、この協定を変更後の組織へ継承するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施にあたって疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年1月16日

甲 長野県安曇野市豊科6000番地
安曇野市

安曇野市長

乙 東京都港区海岸三丁目20番20号ヨコソーレインボータワー
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社

代表取締役

第 11 災害広報関係

1 災害時におけるケーブルテレビ放送に関する協定書（あづみ野テレビ株式会社）

安曇野市長 平林 伊三郎（以下「甲」という。）とあづみ野テレビ株式会社 代表取締役社長 降旗 俊宏（以下「乙」という。）とは、安曇野市の区域において地震、風水害その他の原因による災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、災害に関する情報（以下「災害情報」という。）を市民に円滑に伝達するため、ケーブルテレビ放送（以下「放送」という。）について次のとおり協定する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 57 条及び大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「大震法」という。）第 20 条の規定に基づき、甲が乙に放送を行うことを求めるときの手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

（放送の要請）

第 2 条 甲は、災対法第 56 条の規定による通知又は警告が必要なときは、同法第 57 条の規定に基づき、乙に放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は、甲が、大震法第 9 条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第 20 条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。

3 前 2 項の規定のほか、甲は、災害の発生防止又は災害応急対策を実施するうえで、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

（要請の手続き）

第 3 条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) その他必要な事項

（災害情報の提供）

第 4 条 甲は、乙に求める災害の規模、被害の状況、復旧見通しなど災害に関する情報を速やかに提供するものとする。

（放送の実施）

第 5 条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、その都度自主的に決定し、放送するものとする。

（連絡責任者等）

第 6 条 第 3 条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者を置いた場合及び変更があった場合には、その都度相互に連絡するものとする。

3 連絡責任者は、必要に応じて連絡会議を開催するものとする。

4 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理の出席を認めるものとする。

（協定の継承）

第 7 条 甲及び乙は、この協定の締結後において、甲及び乙の組織（以下「組織」という。）又は甲の区域（以下「区域」という。）が変更された場合には、速やかに相手方に通知するものとし、この協定に定めた事項は、それぞれの組織の継承者が引き継ぐものとする。

2 前項の規定により引き継がれた事項は、変更後の組織及び区域のすべてに適用されるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成19年11月29日

甲 安曇野市長
平林 伊三郎

乙 あづみ野テレビ株式会社
代表取締役社長
降旗 俊宏

2 災害時におけるコミュニティーエフエム放送に関する協定書(あづみ野エフエム放送株式会社)

安曇野市長 宮澤 宗弘 (以下「甲」という。) とあづみ野エフエム放送 株式会社代表取締役社長 花村 薫 (以下「乙」という。) とは、安曇野市の区域において地震、風水害その他の原因による災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、災害に関する情報 (以下「災害情報」という。) を市民に円滑に伝達するため、コミュニティーエフエム放送 (以下「放送」という。) について次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法 (昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。) 第57条及び大規模地震対策特別措置法 (昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。) 第20条の規定に基づき、甲が乙に放送を行うことを求めるときの手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、災対法第56条の規定による通知又は警告が必要なときは、同法第57条の規定に基づき、

乙に放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は、甲が、大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法第20条の規定に基づき、乙に対し放送を行うことを求めるときに準用する。

3 前2項の規定のほか、甲は、災害の発生の防止又は災害応急対策を実施するうえで、放送以外に有効な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続き)

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして放送の要請をするものとする。

(1) 放送要請の理由

(2) 放送事項

(3) その他必要な事項

2 要請は原則として文書 (別紙様式) によるものとする。ただし緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭によることができるものとする。

(災害情報の提供)

第4条 甲は、乙に求める災害の規模、被害の状況、復旧見通しなど災害に関する情報を速やかに提供するものとする。

(放送の実施)

(放送の実施)

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統を、その都度自主的に決定し、放送するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲にあつては危機管理室長、乙にあつては放送局長を連絡責任者とする。

2 連絡責任者の変更があつた場合には、その都度相互に連絡するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、災害情報放送に要する費用を甲に請求しない。ただし、放送時間が長期間に及ぶ場合は、別途協議するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからも書面による異議の申し出がない場合は、この協定を有効期間満了後1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成25年3月26日

甲 安曇野市長 宮澤 宗弘

乙 あづみ野エフエム放送株式会社
代表取締役社長 花村 薫

第12 建築物被害・防災都市計画関係

1 災害時の応急危険度判定の協力に関する協定書

安曇野市（以下「甲」という。）と社団法人長野県建築士会安曇野支部（以下「乙」という。）とは、震度5弱以上の地震（以下「災害」という。）が発生したときに2次災害の防止等を図るため、施設の応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、安曇野市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て応急危険度判定を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 応急危険度判定の対象となる施設は、災害時における拠点施設及び避難所（以下「公共施設」という。）とし、病院、診療所及び被災者が多数集まる民間の公共的施設（以下「民間公共施設」という。）についても甲乙協議のうえ定めることができるものとする。

2 乙の管轄する区域外に存する公共施設及び民間公共施設については、前項の規定に係わらず、災害の状況及び程度により甲乙協議して定めるものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、防災計画に基づき、応急危険度判定を実施する必要があるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにし、協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) 応急危険度判定の実施内容
- (3) その他必要な事項

（応急危険度判定の実施）

第4条 乙は、甲から応急危険度判定の協力要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由がない限りこれを受託し、甲の指示を受け応急危険度判定を実施するものとする。

2 乙は災害の状況により甲との連絡が不可能なときは、この協定の趣旨に基づき、甲の要請を待つことなく応急危険度判定を実施するものとする。

3 乙が応急危険度判定に協力する期間は、甲が防災計画に基づく判定実施本部を設置するまでの間とする。但し、前各項に規定する応急危険度判定が終了しない場合にあつては、終了までの間とする。

（事前計画）

第5条 甲乙は、応急危険度判定の円滑な実施を図るため、あらかじめ次に掲げる事項を相手に文書で報告しなければならない。報告した事項を変更するときも同様とする。

- (1) 甲 公共施設の名称及び位置
- (2) 乙 組織体制及び連絡体制

（報 告）

第6条 乙は、この協定に基づく応急危険度判定を実施したときは、次に掲げる事項について甲に文書で報告するものとする。

- (1) 応急危険度判定の結果
- (2) 応急危険度判定に従事した人員及び名簿
- (3) 応急危険度判定に従事した人員ごとの従事時間
- (4) 応急危険度判定従事中に知り得た災害情報

(5) その他必要な事項

(経費の負担)

第7条 この協定に基づく応急措置の実施に要した経費は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が策定した「被災建築物応急危険度判定活動に係る経費負担のガイドライン」に準じて甲乙で負担するものとする。

(災害補償等)

第8条 甲は、乙がこの協定に基づく応急危険度判定従事中に災害を受けたときは、安曇野市消防団員等の公務災害補償条例（平成17年安曇野市条例第219号）の規定に準じて補償するものとする。

2 乙が応急措置従事中に第三者に対して損害を及ぼしたときは、甲乙協議のうえその賠償方法及び賠償額を決定するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、この協定に基づく応急危険度判定従事中に知り得た情報を他人に漏らし、又は他の目的のために利用してはならない。

(協 議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成21年3月16日から平成22年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに、甲乙いずれかからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成21年3月16日

甲 安曇野市豊科 4932 番地 46
安曇野市長 平林 伊三郎

乙 松本市島立 988 番地 1
長野県住宅供給公社松本事務所 4階
社団法人 長野県建築士会安曇野支部
支 部 長 岡江 正

第 13 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

1 急傾斜地崩壊危険箇所

番号	地区名	危険箇所名	警戒区域				特別警戒区域			
			面積 (㎡)	人家 戸数	公共の建物		面積 (㎡)	人家 戸数	公共の建物	
					戸数	内 訳			戸数	内 訳
1	明科東川手	明賀	49,317	1	0		0	0	0	
2	明科東川手	生野上	37,187	1	0		27,508	0	0	
3	明科東川手	生野中	7,550	0	0		3,240	2	0	
4	明科東川手	上生野	46,794	6	0		33,839	3	1	上生野八幡宮
5	明科東川手	生野南	22,157	0	0		14,568	0	0	
6	明科東川手	木戸	33,904	18	3	木戸公民館 宮島医院 明科北認定こども園	5,673	3	0	
7	明科東川手	小芹(2)ア	9,991	0	0		7,230	1	0	
8	明科東川手	小芹(2)イ	4,546	0	0		2,363	1	0	
9	明科東川手	小芹(2)ウ	4,743	0	0		2,099	1	0	
10	明科東川手	小芹(2)エ	61,338	7	0		38,100	2	0	
11	明科東川手	小芹(1)	14,306	4	0		3,107	3	0	
12	明科東川手	山中	63,824	33	5	山中農業研修センター 倉科繊維工業(有) 滝沢損害保険事務所 (有)宝板金工業 倉科計器製作所	4,723	1	0	
13	明科東川手	梨子	45,964	1	0		29,222	1	0	
14	明科東川手	梨子南	30,080	1	0		20,629	2	1	水道施設
15	明科東川手	花見橋西	16,045	5	0		7,163	1	0	
16	明科東川手	花見橋	17,543	3	0		9,168	1	0	
17	明科東川手	竹之花ア	6,994	1	1	諏訪社	3,257	0	0	
18	明科東川手	竹之花イ	44,895	8	1	諏訪社	24,945	0	0	
19	明科東川手	峰方-1	35,074	3	0		23,909	3	1	授産所峰方分所
20	明科東川手	峰方-2	8,276	1	0		3,813	4	0	
21	明科東川手	すもも平2	37,249	0	0		25,714	3	0	
22	明科東川手	すもも平1	42,013	0	0		33,308	3	0	
23	明科東川手	矢越	11,104	2	0		4,339	1	0	
24	明科東川手	矢越2	11,833	3	0		7,691	0	0	
25	明科東川手	名九鬼	1,346	0	0		412	1	0	
26	明科東川手	柏尾ア	50,907	1	0		32,586	3	1	大天白神社
27	明科東川手	柏尾イ	5,293	0	0		2,919	1	0	
28	明科東川手	柏尾	15,334	0	0		11,359	1	0	
29	明科東川手	松留1	3,667	0	0		1,520	1	0	
30	明科東川手	松留イ	4,710	0	0		1,962	1	0	

31	明科東川手	松留ㇿ	3,681	1	0		1,901	0	0	
32	明科東川手	松留2	20,059	0	0		13,385	0	0	
33	明科東川手	庄部ㇿ	12,359	3	0		6,432	1	0	
34	明科東川手	庄部イ	12,533	0	0		7,313	1	0	
35	明科東川手	花見(2)	26,637	1	0		20,524	1	0	
36	明科東川手	花見(1)ㇿ	6,120	1	0		2,582	1	0	
37	明科東川手	花見(1)イ	43,419	2	0		28,096	1	1	けやきの森公園マレットゴルフ場
38	明科東川手	花見(1)ウ	477	1	0		92	0	0	
39	明科東川手	小日向ㇿ	10,760	1	0		4,017	1	0	
40	明科東川手	小日向イ	746	0	0		295	1	0	
41	明科東川手	小日向ウ	752	0	0		284	1	0	
42	明科東川手	山中(2)ㇿ	1,299	0	2	山中八幡宮 運動場	320	1	0	
43	明科東川手	山中(2)イ	2,460	0	1	山中八幡宮	587	0	1	運動場
44	明科東川手	山中(2)ウ	20,368	3	0		7,411	10	1	公園
45	明科東川手	尾沢ㇿ	29,755	12	3	内川林業 大成ダイカスト工業 スギウラ美容室	11,394	8	1	(株)信陽
46	明科東川手	尾沢イ	89,800	19	1	明北小学校	50,343	0	1	川手筑北学校給食センター
47	明科東川手	潮	54,551	6	1	明北電気工業	38,666	3	2	神明宮 安国寺
48	明科中川手	堀平2ㇿ	4,849	0	0		1,784	1	0	
49	明科中川手	堀平2イ	24,200	1	0		0	0	0	
50	明科中川手	堀平1	30,911	0	0		19,767	2	0	
51	明科中川手	大足	62,999	6	0		40,366	0	1	ゲートボール場
52	明科中川手	平東	45,528	0	0		25,265	1	0	
53	明科中川手	矢の沢	36,269	2	0		21,644	2	0	
54	明科中川手	清水ㇿ	9,297	0	0		5,915	0	1	白山神社
55	明科中川手	清水イ	45,560	0	1	真言宗光久寺	27,921	0	0	
56	明科中川手	清水(2)	15,976	1	0		8,156	1	0	
57	明科中川手	吐中	25,607	2	0		14,413	0	0	
58	明科中川手	吐中2	25,909	5	0		11,717	2	1	(株)丸親
59	明科中川手	平西	22,626	0	0		16,302	0	0	
60	明科中川手	城山公園南	1,475	2	0		393	0	0	
61	明科光	天平の森	51,449	1	1	長峰山緑地センター天平の森	0	0	0	
62	明科中川手	塔の原	60,359	6	1	雲竜寺	47,602	1	0	
63	明科中川手	中耕地	68,359	3	0		47,205	0	1	上水道貯水槽
64	明科中川手	宮本	103,831	7	0		75,916	2	1	温泉保養センター長峰荘
65	明科光	北村(2)	63,068	12	0		46,217	5	0	
66	明科光	北村(1)	74,613	6	2	長光寺 上水道光ポンプ室	57,194	3	0	
67	明科光	中条	62,195	5	1	長光寺	42,646	0	2	薬師堂 光五社

68	明科七貴	上押野	42,231	10	1	株式会社波瀾建設(作業部)	15,196	3	1	株式会社波瀾建設(事務所)
69	明科七貴	下押野(2)	18,164	4	1	有限会社青葉木工	9,742	0	0	
70	明科七貴	下押野(1)	36,258	16	1	有限会社国明設備工業	16,791	2	1	有限会社双建興業
71	明科七貴	荻原(3)	9,188	5	0		3,957	2	0	
72	明科七貴	荻原(2)	7,691	0	0		3,228	1	0	
73	明科南陸郷	中村	14,198	1	1	白桦運送株式会社長野支店	5,226	2	0	
74	明科南陸郷	金井沢	17,925	4	0		9,620	3	2	金井沢公民館 金山神社
75	明科南陸郷	小泉一班1	17,967	0	0		10,138	0	0	
76	明科南陸郷	小泉一班2	39,554	5	0		19,919	2	1	消防第8分団第3部詰所
77	明科南陸郷	小泉二班	902	0	0		290	0	0	
78	明科南陸郷	小泉	48,206	9	0		28,221	6	0	
79	明科中川手	駅上	100,407	44	1	やざき診療所	49,483	2	1	有限会社明科工業
80	豊科光	南村	93,512	1	0		75,506	0	0	
81	豊科田沢	小瀬巾北(1)	92,728	13	0		65,479	7	0	
82	豊科田沢	小瀬巾北(2)	715	1	0		213	2	0	
83	豊科田沢	神明宮	2,828	0	0		1,035	0	0	
84	豊科田沢	神明宮南	876	0	0		330	0	0	
85	豊科田沢	小瀬巾東	2,622	0	0		874	0	0	
86	豊科田沢	田沢温泉(1)	54,323	2	1	田沢温泉	39,061	0	0	
87	豊科田沢	田沢温泉(2)	2,844	0	0		567	0	1	田沢温泉
88	豊科田沢	大口沢土取場西	38,526	0	0		26,028	0	0	
89	豊科田沢	大口沢土取場東	28,995	0	0		19,893	0	0	
90	豊科田沢	大口沢(1)	21,105	3	0		12,632	1	0	
91	豊科田沢	大口沢(2)	16,359	1	0		6,885	2	0	
92	豊科田沢	大口沢(3)	15,008	1	1	大口沢公民館	0	2	0	
93	豊科田沢	大口沢東(1)	27,987	0	0		16,609	1	0	
94	豊科田沢	大口沢東(2)	1,908	1	0		842	0	0	
95	豊科田沢	中谷(1)	1,179	1	0		31	1	0	
96	豊科田沢	中谷(2)	29,233	3	0		10,760	0	0	
97	豊科田沢	中谷(3)	432	1	0		135	0	0	
98	豊科田沢	中谷(4)	4,012	0	0		777	0	0	
99	豊科田沢	中谷(5)	1,737	2	0		782	0	0	
100	豊科田沢	中谷(6)	1,419	1	0		135	0	0	
101	豊科田沢	高萩(1)	7,121	3	0		5,875	0	0	
102	豊科田沢	高萩(2)	4,319	3	0		2,469	0	0	
103	豊科田沢	高萩(3)	14,996	1	0		10,251	0	0	
104	豊科田沢	高萩(4)	16,868	0	0		10,182	1	0	
105	豊科田沢	中谷(7)	4,579	0	0		1,813	0	0	
106	豊科田沢	高萩(5)	18,650	0	0		7,897	0	0	

107	豊科田沢	高萩 (6)	17,991	0	0		8,292	0	0	
108	豊科田沢	高萩 (7)	5,612	0	0		2,700	0	0	
109	豊科田沢	高萩 (8)	20,730	0	0		11,139	0	0	
110	豊科田沢	高萩 (9)	5,478	0	0		2,420	0	0	
111	豊科田沢	高萩 (10)	11,234	0	0		6,461	0	0	
112	豊科田沢	中谷 (8)	17,667	0	0		10,715	0	0	
113	豊科田沢	中谷 (9)	26,728	0	0		15,484	0	0	
114	豊科田沢	大口沢公民館東 (1)	2,784	0	0		796	0	0	
115	豊科田沢	大口沢公民館東 (2)	10,416	1	0		0	0	0	
116	豊科田沢	豊科温泉東 (1)	9,513	2	0		2,028	0	0	
117	豊科田沢	菅沢 (1)	11,985	1	0		7,498	1	0	
118	豊科田沢	菅沢 (2)	10,609	2	0		5,375	0	0	
119	豊科田沢	菅沢 (3)	15,721	2	0		7,238	0	0	
120	豊科田沢	菅沢北 (1)	9,209	1	0		4,240	1	0	
121	豊科田沢	菅沢北 (2)	1,831	1	0		672	0	0	
122	豊科田沢	豊科温泉東 (2)	1,324	0	0		255	0	0	
123	豊科田沢	豊科温泉南	12,287	1	1	山ノ神温泉	7,550	0	0	
124	豊科田沢	大口沢南 (1)	26,700	3	0		14,335	1	2	山ノ神温泉、食堂
125	豊科田沢	大口沢南 (2)	2,537	1	0		450	0	0	
126	豊科田沢	大口沢南 (3)	4,844	1	0		2,429	0	0	
127	豊科田沢	大口沢南 (4)	9,319	0	0		5,132	0	0	
128	豊科田沢	大口沢土取場南 (1)	37,330	0	0		28,296	0	0	
129	豊科田沢	大口沢土取場南 (2)	4,774	0	0		2,408	0	0	
130	豊科田沢	中村北	3,135	2	0		874	0	0	
131	豊科田沢	中村 (1)	10,912	15	2	消防団、認定こども園	80,258	5	1	中村集会所
132	豊科田沢	中村 (2)	1,725	0	1	中村集会所	519	0	0	
133	豊科田沢	田沢駅東	174,699	1	0		132,123	0	1	配水池
134	豊科田沢	南原	86,560	1	0		67,190	3	0	
135	豊科田沢	南原南	8,775	0	0		3,906	1	0	
136	豊科田沢	田沢	11,157	6	2	集会所、店舗	2,689	1	0	
137	豊科田沢	小瀬巾西 (1)	30,010	3	1	宿泊施設	9,265	0	0	
138	豊科田沢	小瀬巾西 (2)	430	1	0		0	0	0	
139	豊科田沢	巾東西	7,928	1	0		1,842	0	0	
140	豊科田沢	北田沢	7,871	6	0		2,674	0	0	
141	豊科光	野田中 (1)	6,056	0	0		1,976	0	0	
142	豊科光	野田中 (2)	3,354	0	0		840	0	0	
143	豊科光	野田西	37,044	1	0		15,973	0	1	電力取水施設
144	豊科光	光橋北	10,146	0	0		6,207	0	0	
145	豊科光	南村西	3,078	0	0		1,069	0	0	

146	豊科光	南村集会所北	5,337	1	0		1,477	0	0	
147	豊科光	野田（1）	17,964	1	0		11,366	2		
148	豊科光	野田（2）	9,103	6	0		1,956	0		
149	豊科光	野田（3）	17,468	11	0		8,586	1		
150	豊科光	光ニュータウン	32,468	14	0		20,817	0		
151	豊科光	小瀬巾北（1）-2	28,247	9	0		10,928	0		
152	穂高有明	中電宮城第一発電所	4,021	3	1	発電所	2,398	0	0	
153	穂高有明	老人介護施設有明苑	7,220	0	0		6,190	1	1	老人介護施設
154	穂高有明	有明山神社	17,927	3	3	神社×2、老人介護施設	29,765	0	0	
155	穂高有明	宮城不動尊	3,535	0	0		6,013	1	1	神社
156	穂高有明	宮城1	30,357	0	0		65,432	0	0	
157	穂高有明	宮城2	3,773	0	0		1,399	3	0	
158	穂高有明	宮城3	1,193	0	0		417	1	0	
159	穂高有明	宮城南1	8,947	11	0		13,250	1	1	宿泊所
160	穂高有明	長峰配湯所	5,387	3	0		3,945	1	1	配湯所
161	穂高有明	宮城南2	41,896	18	0		42,777	6	0	
162	穂高有明	矢村北1	1,228	3	0		0	0	0	
163	穂高有明	矢村北2	24,546	9	0		20,162	1	0	
164	穂高有明	穂高高原別荘地1	16,621	5	0		17,729	8	0	
165	穂高有明	穂高高原別荘地2	2,606	1	0		3,467	1	0	
166	穂高有明	穂高高原別荘地3	454	2	0		98	1	0	
167	穂高有明	穂高高原別荘地4	40,097	8	0		53,923	5	0	
168	穂高有明	矢村中	12,011	9	0		8,843	0	0	
169	穂高有明	矢村南	6,486	0	0		4,461	0	0	
170	穂高有明	穂高高原別荘地5	258	1	0		53	0	0	
171	穂高有明	穂高高原別荘地6	1,426	1	0		1,108	1	0	
172	穂高有明	穂高高原別荘地7	237	0	0		38	1	0	
173	穂高有明	穂高高原別荘地8	14,126	12	0		25,133	6	0	
174	穂高有明	穂高高原別荘地9	2,071	1	0		1,293	3	0	
175	穂高有明	穂高高原別荘地10	7,435	1	0		4,501	0	0	
176	穂高有明	小岩岳1	423	1	0		69	0	0	
177	穂高有明	小岩岳2	3,406	1	0		2,999	0	0	
178	穂高有明	小岩岳3	12,225	11	0		17,637	0	0	
179	穂高有明	青源寺	25,810	3	0		18,527	2	1	寺
180	穂高有明	あづみ野森1	34,607	2	0		88,970	1	0	
181	穂高有明	あづみ野森2	461	0	0		150	0	0	
182	穂高有明	豊里北1	20,206	3	0		70,593	0	0	
183	穂高有明	豊里北2	5,574	0	0		11,470	0	0	
184	穂高牧	山崎北1	3,462	0	0		2,199	0	0	

185	穂高牧	山崎北2	4,247	0	0		6,350	0	0	
186	穂高牧	山崎北3	10,250	4	0		10,002	0	0	
187	穂高牧	山崎北4	1,855	0	0		1,916	1	0	
188	穂高牧	山崎南1	1,700	1	0		384	0	0	
189	穂高牧	山崎南2	5,487	2	1	集会所	1,906	0	0	
190	穂高牧	山崎南3	7,732	1	0		0	0	0	
191	穂高牧	栗尾山1	6,570	0	0		4,680	0	0	
192	穂高牧	栗尾山2	1,738	1	1	寺	419	0	0	
193	穂高牧	南田	19,110	0	0		8,111	0	0	
194	穂高牧	本牧	6,050	0	0		1,877	0	0	
195	穂高牧	浜場	3,759	1	1	事業所	1,163	0	0	
196	穂高牧	牧	4,813	0	0		117	0	0	
197	穂高牧	やまぼうしの郷	895	1	0		257	1	0	
198	穂高牧	こならの郷1他1	19,429	4	0		13,231	8	0	
199	穂高牧	こならの郷2他2	15,523	7	0		12,764	3	0	
200	穂高牧	やまみじの郷1他1	7,619	3	0		1,764	0	0	
201	穂高牧	やまみじの郷2他4	13,806	6	0		7,949	3	0	
202	穂高牧	しらかばの郷1	3,865	1	0		3,208	1	0	
203	穂高牧	しらかばの郷2	4,219	0	0		2,205	1	0	
204	穂高牧	しらかばの郷3	1,624	1	0		680	0	0	
205	穂高牧	しらかばの郷4他1	9,943	2	0		4,510	0	1	宿泊所
206	穂高牧	常念いこいの広場東	13,113	4	2	宿泊所	9,902	0	0	
207	穂高牧	やまざくらの郷	31,551	11	0		14,539	16	0	
208	穂高牧	こぶしの郷1	4,798	0	0		25,214	0	0	
209	穂高牧	こぶしの郷2	1,036	2	0		1,340	0	0	
210	穂高牧	須砂渡砂防ダム西	16,430	1	1	宿泊所	0	0	0	
211	穂高牧	離山入	91,737	2	2	事業所、宿泊所	182,633	7	2	発電所×2
212	穂高牧	離山西1	15,721	1	1	公民館	22,916	1	1	宿泊所
213	穂高牧	離山西2	1,221	0	0		612	1	0	
214	穂高柏原	柏原	2,637	3	0		392	0	0	
215	堀金烏川	上の平1	20,483	1	1	施設管理センター	15,444	0	0	
216	堀金烏川	上の平2	9,482	1	1	宿泊所	0	0	0	
217	堀金烏川	上の平3	2,465	0	0		294	0	0	
218	堀金烏川	上の平4	2,783	0	0		274	0	0	
219	堀金烏川	須砂渡1	6,245	0	0		2,362	1	1	神社
220	堀金烏川	須砂渡2	36,030	1	1	宿泊所	0	0	0	
221	堀金烏川	新屋	49,855	0	0		32,590	0	0	
222	堀金三田	北村1	25,693	1	0		13,123	0	0	
223	堀金三田	北村2	768	1	0		143	0	0	
224	堀金三田	田多井1	12,903	1	1	上水道施設	6,429	0	0	

225	堀金三田	田多井 2	1,002	2	0		200	0	0	
226	堀金三田	田多井 3	4,488	0	0		1,234	0	0	
227	堀金三田	田多井 4	2,477	0	0		692	0	0	
228	堀金三田	和合 1	1,571	2	0		411	0	0	
229	堀金三田	和合 2	25,828	0	0		12,384	1	1	事業所
230	三郷小倉	サバイ東	90,015	8	0		53,792	0	0	
231	三郷小倉	サバイ西	135,847	2	0		98,368	0	0	
232	三郷小倉	サバイ南	74,496	0	0		50,278	0	0	
233	三郷小倉	南小倉北 1	9,727	0	0		4,873	0	0	
234	三郷小倉	南小倉北 2	30,786	1	0		21,238	1	0	
235	三郷小倉	南小倉 1	16,474	0	0		11,539	0	0	
236	三郷小倉	南小倉 2	21,936	0	0		16,869	1	0	
237	三郷小倉	南小倉 3	4,438	0	0		1,995	0	0	
238	三郷小倉	室山西 5	28,948	0	0		15,547	0	0	
239	三郷小倉	室山西 4	6,271	0	0		2,232	0	0	
240	三郷小倉	室山西 3	4,926	0	0		2,244	0	0	
241	三郷小倉	室山西 2	7,676	0	0		3,104	0	0	
242	三郷小倉	室山西 1	22,091	0	0		12,105	0	0	
243	三郷小倉	室山	15,455	0	0		8,441	0	0	
244	三郷小倉	室山東	55,076	0	0		32,865	0	0	
245	三郷小倉	フアイビュール室山	45,591	0	0		30,280	0	0	
246	三郷小倉	室町北	7,353	1	0		3,208	0	0	
247	三郷小倉	南小倉 4	1,706	0	0		658	1	0	
248	三郷小倉	南小倉 5	5,597	0	0		2,248	0	0	
249	三郷小倉	室町 1	9,404	0	0		3,621	0	0	
250	三郷小倉	室町 2	3,273	0	0		1,241	0	0	
251	三郷小倉	室町 3	31,514	3	0		13,198	0	0	
252	三郷小倉	室町 4	3,951	1	0		1,081	0	0	
253	三郷小倉	室町南 1	10,193	0	0		2,441	0	0	
254	三郷小倉	室町南 2	5,687	0	0		1,476	0	0	
255	三郷小倉	室町南 3	12,981	1	0		4,165	0	0	
256	三郷小倉	室町南 4	3,451	0	0		59	0	0	
257	三郷小倉	室町南 5	57,562	0	0		22,591	0	0	
258	三郷温	上長尾 1	4,315	0	0		1,185	1	0	
259	三郷温	上長尾 2	2,549	0	0		570	0	0	
260	三郷温	長尾城跡 1	24,202	0	0		5,865	1	0	
261	三郷温	長尾城跡 2	7,076	3	0		1,404	0	0	

2 土石流危険溪流箇所

番号	地区名	危険箇所名	警戒区域				特別警戒区域			
			面積 (㎡)	人家 戸数	公共的建物		面積 (㎡)	人家 戸数	公共的建物	
					戸数	内 訳			戸数	内 訳
1	明科東川手	宮沢1	11,225	2	0		1,050	0	0	
2	明科東川手	半沢	6,682	0	0		498	0	0	
3	明科東川手	小芹沢	13,812	7	0		2,035	0	0	
4	明科東川手	山中	20,576	9	0		132	0	0	
5	明科東川手	権現沢2	25,314	14	0		253	0	0	
6	明科東川手	権現沢	9,342	4	0		190	0	0	
7	明科東川手	梨子沢	8,801	1	0		258	0	0	
8	明科東川手	荻の久保沢	21,718	4	0		2,484	0	0	
9	明科東川手	ビヤ沢	34,929	17	3	東川手簡易郵便局 潮沢公民館、消防詰所	542	0	0	
10	明科東川手	俵原沢	25,228	4	0		792	0	0	
11	明科東川手	矢下沢-1	18,809	0	1	矢下沢公民館	468	0	0	
12	明科東川手	矢下沢-2	27,992	1	1	矢下沢公民館	587	0	0	
13	明科東川手	池桜沢-1	23,084	2	0		777	0	0	
14	明科東川手	池桜沢-2	23,607	2	0		745	0	0	
15	明科東川手	日向沢	6,273	1	0		617	0	0	
16	明科東川手	松沢	12,898	0	1	松留公民館	523	0	0	
17	明科東川手	海道沢	5,455	2	1	民宿	673	0	0	
18	明科東川手	庄部沢	26,890	0	0		648	0	0	
19	明科東川手	淀ヶ沢	31,800	2	0		1,043	0	0	
20	明科東川手	木下ノ沢	23,385	5	0		731	0	0	
21	明科東川手	瓜ヶ久保沢	28,452	6	1	山中公会堂	630	0	0	
22	明科中川手	堂沢	75,400	14	2	大地区の行政集積 消防詰所	760	0	0	
23	明科中川手	深沢	10,766	1	0		1,111	0	0	
24	明科中川手	淡岩沢	26,387	3	0		1,331	0	0	
25	明科中川手	大浦沢	54,770	2	0		3,045	0	0	
26	明科中川手	かかとの山沢	152,625	61	11	明科電話局 明科郵便局 明科高等家政学校 明科社会就労センター 龍門寺、事業所(6)	0	0	0	
27	明科中川手	鶉の目沢	166,650	87	6	明科明南小学校 明科中学校、雲竜寺 明科体育館、事業所(2)	0	0	0	
28	明科中川手	尻無沢	143,377	80	1	中耕地公民館	0	0	0	

29	明科中川手	尾敷沢	189,933	68	2	犀宮神社、事業所	0	0	0
30	明科中川手	小倉沢	241,857	156	3	保養センター長峰荘 給然寺 中川手簡易郵便局	0	0	0
31	明科	奥沢	44,211	5	0		2,959	0	0
32	明科七貴	押出沢	201,203	21	0		1,744	0	0
33	明科七貴	ちやがら沢	153,569	28	1	浄水所	333	0	0
34	明科七貴	ちやがら沢2	145,781	23	1	特別養護老人ホーム孝明館	69	0	0
35	明科七貴	上手木戸沢	127,233	67	1	宅老所わっしょい	1,001	0	0
36	明科七貴	堂の沢	152,953	80	1	宅老所わっしょい	0	0	0
37	明科七貴	宮沢2	51,403	30	2	JA川手七貴支店 JAハイランド七貴店	225	0	0
38	明科七貴	沢入沢	58,401	15	1	下押野集会所	373	0	0
39	明科七貴	吹沢	51,636	0	1	押野浄化センター	41	0	0
40	明科七貴	宮沢(押出)	140,029	44	6	JA松本ハイランド川 手地区営農センター 萩原農村都市交流センター 萩原公民館、事業所(3)	4,177	0	0
41	明科七貴	明場沢	73,825	15	1	事業所	526	0	0
42	明科七貴	高鼻沢	107,061	21	0		0	0	0
43	明科七貴	蜂ヶ沢	130,340	26	1	明科除雪ステーション	2,597	0	0
44	明科南陸郷	深見沢	58,439	4	2	事業所(2)	5,282	0	0
45	明科南陸郷	寺沢-1	51,052	2	0		822	0	0
46	明科南陸郷	寺沢-2	59,418	9	0		1,440	0	0
47	明科南陸郷	寺沢-3	43,119	4	0		366	0	0
48	明科南陸郷	寺沢-4	64,071	2	0		63	0	0
49	明科南陸郷	杵沢	35,632	0	0		0	0	0
50	明科南陸郷	池の沢	31,765	6	1	事業所	609	0	0
51	明科南陸郷	六地藏沢	98,963	22	0		1,087	0	0
52	明科南陸郷	都合沢	21,944	3	0		384	0	0
53	明科南陸郷	木沢	91,923	0	0		101	0	0
54	豊科田沢	宮沢	8,669	4	0		1,668	0	0
55	豊科田沢	いけのり沢	8,819	1	0		207	0	0
56	豊科田沢	ヤッコラ沢	4,924	0	0		1,723	0	0
57	豊科田沢	西沢	8,694	0	0		1,274	0	0
58	豊科田沢	東沢	14,748	2	0		727	0	0
59	豊科田沢	菅沢	6,777	2	0		158	0	0
60	豊科田沢	ショウブ沢	8,473	1	0		341	0	0
61	豊科田沢	南沢	7,459	0	1	温泉	1,309	0	0
62	豊科田沢	小倉沢	14,424	5	0		70	0	0

63	豊科田沢	ヤダレ沢	75,949	13	3	店舗×3	0	0	0	
64	豊科田沢	細沢	15,180	1	0		357	0	0	
65	豊科田沢	中元沢	3,448	0	0		459	0	0	
66	豊科光	仁場沢	94,970	1	0		1,441	0	0	
67	豊科光	鎌止沢	64,628	2	0		1,400	0	0	
68	豊科光	高松沢	138,394	8	0		1,353	0	0	
69	穂高有明	冷沢1	17,034	0	0		8,196	0	1	冷沢小屋
70	穂高牧	足ノ沢1	154,735	16	3	保養所(2)、第2配湯所	0	0	0	
71	穂高牧	足ノ沢II	203,850	22	0		2,122	0	0	
72	穂高牧	川窪沢川	760,770	55	2	事業所(2)	11,130	0	0	
73	穂高牧	山崎西沢1	2,717,324	372	18	旅館(2)、保養所 ベシヨン(3)、事務所(2) 上水道施設豊里水源池 豊里公民館 草深西部集会所 穂高上水道牧低区配水池 長野県警察犬訓練所 活禅寺北アルプス別院 穂高IMAXシアター 牧荒神堂集会所 ユースホテル 牧低区減圧池	58	0	0	
74	穂高牧	山崎西沢2	2,234,144	371	18	旅館(2)、保養所 ベシヨン(3)、事務所(2) 上水道施設豊里水源池 豊里公民館 草深西部集会所 穂高上水道牧低区配水池 長野県警察犬訓練所 活禅寺北アルプス別院穂 高IMAXシアター 牧荒神堂集会所 ユースホテル 牧低区減圧池	180	0	0	

75	穂高有明	鏡塚沢	2,647,536	413	22	ペンション (3) 活禅寺北アルプス別院 長野県警察犬訓練所 旅館 (2)、事業所 (6) 穂高 IMAX シアター 保養所 (2)、妙教寺 ユースホステル 上水道施設豊里水源池 豊里公民館 保健婦研修所安曇野ジャンセン美術館	182	0	0
76	穂高有明	境の沢 2	2,179,224	356	19	ペンション (3) 活禅寺北アルプス別院 長野県警察犬訓練所 旅館 (2)、保養所 (3) 穂高 IMAX シアター 上水道施設豊里水源池 安曇野ジャンセン美術館 保健婦研修施設 事業所 (2)、妙教寺 豊里公民館 ユースホステル	3,584	0	0
77	穂高有明	境の沢 1	1,237,424	312	13	ペンション (2)、旅館 (2) 保養所 (2)、研修所 安曇野ジャンセン美術館 宿泊施設、事業所 (2) 上水道施設豊里水源池 豊里公民館	4,060	0	0
78	穂高有明	滝の沢	732,193	200	19	上水道施設豊里水源池 豊里公民館 旅館 (2)、ホテル 安曇野ジャンセン美術館 保健婦研修所 市営旅館、立正佼成会 温泉健康館穂高ヘルスハウス ペンション (5) 保養所 (2)、事業所 八面大王公共足湯	5,840	0	0

79	穂高有明	富士尾沢川	223,467	64	11	保養所 (2)、ペンション (4) 立 正佼成会 八面大王公共足湯 旅館、市営旅館 温泉地蔵高ヘルスハウス	2,945	0	0
80	穂高有明	北富士尾沢	203,866	31	8	旅館、保養所 (2) ペンション、民宿 豊田市民の家のリゾート安曇野 八面大王公共足湯 夢穂高美術館	14,469	0	0
81	穂高有明	小岩岳城址	95,488	11	1	ペンション	317	0	0
82	穂高有明	真ヶ沢	421,186	175	12	事業所、保養所 (6) ペンション 民宿、旅館、ロッジ宗 教法人人和会	1,221	0	0
83	穂高有明	旧境内沢 1	118,788	138	8	事業所、旅館 保養所 (6)	183	0	0
84	穂高有明	旧境内沢 2	368,388	161	8	旅館、民宿、ロッジ 保養所 (3) ペンション 宗教法人人和会	43	0	0
85	穂高有明	旧境内沢 3	232,247	136	6	保養所 (4) 旅館、ロッジ	0	0	0
86	穂高有明	桐沢	188,191	31	8	ホテル、旅館 (4) 保養所、事業所 簡易水道水源池	1,282	0	0
87	穂高有明	小胡桃沢	96,677	12	5	保養所 (3) 第二配水池 分湯施設	675	0	0
88	穂高有明	天満南沢	1,298,182	258	13	安曇野市上水道施設 ペンション、民宿 ホテル、旅館 (2) 協会、事業所 (2) 総本陣のうち・コテージ 南谷公民館 矢村公民館 古厩公民館北矢 村分館	9,915	0	0

89	穂高有明	天満沢川	1,413,706	265	13	上水道施設 ペンション、民宿 ホテル、旅館 (2) 協会、事業所 (2) 絵本館 南谷公民館 矢村公民館 古厩公民館北矢村分館	4,318	0	0	
90	穂高有明	押出沢、清水原 沢	312,363	126	7	協会、ホテル (2) 穂高郷土資料館 旅館 真言宗松尾寺薬師堂 (国 重要文化財) 穂高鐘の鳴る丘集会所	2,229	0	0	
91	穂高有明	有明南沢	463,922	158	6	穂高高原長峰配湯所 保養所 穂高上水道宮城地区配水池 有明高原寮 ペンション、旅館	419	0	0	
92	穂高有明	野辺沢	34,759	0	0		3,666	0	0	
93	穂高有明	足沢西沢	112,996	10	5	旅館 (2)、保養所 宮城第一発電所、宮城第三発電所	670	0	0	
94	穂高有明	足沢	186,820	10	7	介護老人保健施設 有明苑 有明山神社里宮 穂高老人保険センター 宮城第一発電所 宮城第三発電所宮 城下水道処理場	1,271	0	0	
95	穂高有明	寺入沢	198,976	15	4	穂高老人保健センター 宮城第三発電所 宮城不動尊 宮城下水道処理場	273	0	0	
96	穂高有明	宮城沢	96,270	4	0		1,312	0	0	
97	堀金烏川	小野沢	118,928	2	2	須砂キャンプ管理事務所 事業所	0	0	0	
98	堀金烏川	須砂渡沢	28,519	4	2	須砂渡山荘 事業所	43	1	1	須砂渡神社
99	堀金烏川	堀金霊園上	302,751	10	2	薬師堂、事業所	1,062	0	0	
100	堀金烏川	如蔵林沢	318,048	13	1	若宮稲荷	1,192	0	0	
101	堀金烏川	ウタカ1	344,973	4	0		6,622	0	0	
102	堀金烏川	ウタカ2	340,998	4	0		3,135	0	0	

103	堀金三田	中区配水池上	640,834	152	20	田多井公民館、 北部集会所 事業所	1,946	0	0	
104	堀金三田	寺沢1	686,795	125	17	北部集会所 事業所	1,861	0	0	
105	堀金三田	寺沢2	715,160	125	17	北部集会所 事業所	1,891	0	0	
106	堀金三田	上手村沢	606,063	132	11	田多井公民館、 事業所	1,684	0	0	
107	堀金三田	新沢	379,974	98	13	田多井公民館、 事業所	2,464	0	0	
108	三郷小倉	サベ沢	92,982	15	0		2,795	0	0	
109	三郷小倉	入うね沢1	35,301	3	0		3,933	0	0	
110	三郷小倉	入うね沢2	34,616	3	0		548	0	0	
111	三郷小倉	入うね沢3	91,918	22	0		398	0	0	
112	三郷小倉	鳴沢川1	1,450,366	242	0		0	0	0	
113	三郷小倉	鳴沢川2	1,552,526	242	0		13,569	0	0	
114	三郷小倉	曲り沢1	1,495,912	242	0		1,854	0	0	
115	三郷小倉	曲り沢2	1,463,575	242	0		520	0	0	
116	三郷小倉	寺山南沢	160,748	15	0		119	0	0	
117	三郷小倉	勝手沢1	563,618	72	0		2,189	0	0	
118	三郷小倉	勝手沢2	586,732	72	0		13,557	0	0	
119	三郷小倉	こはら沢1	154,790	18	0		788	0	0	
120	三郷小倉	こはら沢2	228,082	28	0		14,533	3	0	
121	三郷小倉	沢入沢	128,266	13	0		506	0	0	
122	三郷小倉	小羽子沢	101,387	0	0		12,233	0	0	
123	三郷小倉	大羽子沢	129,866	0	0		14,097	0	0	
124	三郷小倉	黒沢川	97,901	0	0		0	0	0	

3 雪崩危険箇所一覧

番号	地区名	危険箇所名	地形			過去の雪崩		既往最大積雪深 (cm)	人家戸数
			平均傾斜度	最急傾斜度	雪崩危険斜面面積 (m ²)	全層雪崩発生回数	表層雪崩発生回数		
1	穂高有明	中房温泉	34	45	384,000			455	1
2	穂高有明	町営中房温泉	33	45	101,600			455	1
3	穂高有明宮城	宮城北	29	45	193,100			75	19
4	穂高有明宮城	宮城西	25	45	62,100			75	13
5	穂高有明宮城	宮城第1発電所	30	45	32,300			75	9
6	穂高有明中房	宮城第2発電所	45	45	10,000			75	1
7	穂高有明	宮城第5発電所	41	45	34,600			75	1
8	穂高有明	宮城第4発電所	34	45	37,900			75	1
9	穂高有明宮城	宮城南	26	45	95,700			75	76
10	穂高有明矢村	天満沢北	24	34	25,200			75	11
11	穂高有明矢村	天満沢南	22	45	102,500			75	50
12	穂高有明小岩岳	穂高高原温泉郷北	31	45	188,700			75	206
13	穂高有明小岩岳	穂高高原温泉郷南	30	63	85,300			75	116
14	穂高有明小岩岳	小岩岳城跡	22	45	113,400			75	5
15	穂高有明小岩岳	青原寺	31	45	8,500			75	1
16	穂高有明	北富士尾沢	32	34	11,800			75	10
17	穂高有明豊里	富士尾沢	19	45	99,400			75	3
18	穂高有明豊里	豊里北	34	45	21,700			75	27
19	穂高有明豊里	豊里中	35	45	44,200			75	9
20	穂高有明豊里	豊里南	26	45	63,800			75	2
21	穂高牧山崎	山崎	22	45	48,700			75	8
22	穂高牧	あづみ野カントリー南上	27	27	6,200			75	24
23	穂高牧	あづみ野カントリー南下	27	27	3,100			75	8
24	穂高牧	烏川第1発電所	35	45	11,100			75	1
25	穂高牧離山	烏川第2発電所	27	45	14,400			75	1
26	穂高牧離山	離山	29	45	23,600			75	1
27	堀金烏川	烏川第3発電所	29	45	7,200			75	1
28	堀金烏川	須砂渡上	29	45	23,900			75	1
29	堀金烏川	須砂渡	26	45	12,500			75	4
30	堀金烏川	中村	22	45	63,400			75	7
31	堀金三田田多井	寺村	25	45	166,700			75	13
32	堀金三田田多井	和合	28	45	139,500			75	21

安曇野建設事務所調

4 地すべり危険箇所

(1) 建設部所管

番号	地区名	箇所名	備 考
1	豊科光	光	
2	豊科田沢	高萩	
3	豊科田沢	こおろぎ	
4	豊科	中村	

(2) 犀川砂防事務所所管

番号	地区名	箇所名	備 考
1	明科光	矢の沢	
2	明科中川手	平	
3	明科中川手	堀平	
4	明科東川手	松留	
5	明科東川手	大久保	
6	明科東川手	池桜	
7	明科東川手	矢越	
8	明科東川手	柏尾	
9	明科東川手	庄部	
10	明科東川手	梨子	
11	明科東川手	明賀	
12	明科七貴	萩原	
13	明科南陸郷	南陸郷	
14	明科南陸郷	小泉	
15	明科南陸郷	高鼻	
16	明科南陸郷	金井沢	
17	明科南陸郷	木沢	
18	明科南陸郷	むつみ橋下	
19	明科	麻生	
20	明科	出水	

(3) 農政部所管

番号	地区名	箇所名	地すべり 防止区域	備 考
1	豊科光	光城山		
2	明科東川手	名九鬼	指定	
3	明科東川手	花見	指定	
4	明科中川手	塔の原	指定	

(4) 林務部所管

番号	地区名	箇所名	地すべり 防止区域	備 考
1	明科東川手	小沢	指定	
2	明科東川手	穴坪	指定	
3	明科南陸郷	杵沢入	指定	
4	明科東川手	梨子	指定	
5	明科東川手	沢口	指定	
6	明科南陸郷	入志らや	指定	
7	明科東川手	ハナレ山	指定	
8	明科東川手	半沢道上他	指定	
9	明科東川手	掘平	指定	
10	明科東川手	峰方	指定	
11	明科東川手	木戸	指定	
12	明科東川手	入山		
13	明科東川手	峯ノ切		
14	明科東川手	左部		
15	明科中川手	平		
16	明科東川手	長久保	指定	
17	明科東川手	天田	指定	
18	明科東川手	木下	指定	
19	明科東川手	下庄部	指定	
20	明科光	白牧	指定	
21	明科東川手	底白	指定	

5 山地災害危険地箇所

(1) 山腹崩壊危険地区

番号	地区名	箇所名	公共施設等					
			人家 50 戸以上	人家 49 ～10 戸	人家 9～ 5 戸	人家 4 戸 以下	道路以外 の公共施 設	道路
1	明科光	中条	0	38	0	0	1	国
2	明科光	北村	0	20	0	0	0	国
3	明科中川手	町	0	45	0	0	2	国
4	明科中川手	和合	0	30	0	0	1	市
5	明科中川手	城山	0	0	0	0	0	県
6	明科中川手	宮大門	0	0	8	0	0	県
7	明科東川手	潮	0	30	0	0	0	国
8	明科東川手	竹の花	0	0	6	0	0	県
9	明科東川手	木戸	0	20	0	0	3	県
10	明科東川手	上生野	0	28	0	0	0	県
11	明科七貴	宮沢	0	30	0	0	0	県
12	明科東川手	松留	0	10	0	0	0	県
13	明科南陸郷	池の沢	0	10	0	0	0	国
14	明科東川手	矢越	0	0	0	0	0	県
15	明科東川手	池桜	0	0	0	2	0	市
16	明科東川手	松留	0	11	0	0	1	市
17	明科中川手	大足	0	35	0	0	0	市
18	明科中川手	平	0	10	0	0	0	県
19	明科中川手	屋敷沢	0	12	0	0	0	国
20	明科中川手	施行田	0	0	0	4	0	市
21	明科	矢本	0	0	0	0	0	国
22	明科東川手	長久保	0	10	0	0	0	国
23	明科東川手	大解日影	0	0	0	2	0	国
24	明科東川手	上生野	0	11	0	0	0	県
25	明科中川手	釜蓋	0	0	0	0	0	県
26	明科東川手	矢下沢	0	0	0	3	0	国
27	明科東川手	底白	0	0	0	2	1	市
28	豊科田沢	中の沢	0	0	0	1	0	国
29	豊科田沢	組沢	0	0	5	0	0	国
30	豊科田沢	ヤダレ沢	0	16	0	0	0	国
31	豊科田沢	大林右の沢	0	11	0	0	0	国
32	豊科田沢	大林沢	0	32	0	0	2	国
33	豊科田沢	寺裏No.1	0	21	0	0	0	国
34	豊科田沢	寺裏No.2	0	37	0	0	0	国

35	豊科	高松沢	0	23	0	0	0	0	国
36	豊科光	仁場沢	59	0	0	0	0	0	国
37	豊科田沢	柏沢	0	0	0	0	0	0	県
38	豊科田沢	姫沢	0	0	0	0	0	0	県
39	豊科田沢	小倉沢	0	14	0	0	0	0	県
40	豊科田沢	川平上	0	0	0	0	0	0	県
41	豊科田沢	にぎり沢	0	0	0	0	0	0	国
42	豊科田沢	高萩	0	0	0	0	0	0	国
43	豊科光	小松沢	0	0	5	0	0	0	国
44	豊科田沢	柏沢北	0	0	0	0	0	0	県
45	豊科田沢	上の山北	0	0	0	0	0	0	県
46	豊科田沢	柏沢東	0	0	0	0	0	0	県
47	豊科田沢	濁沢南山	0	0	0	0	0	0	市
48	穂高牧	一ノ沢甲	0	0	0	0	0	0	林
49	穂高牧	一ノ沢丁	0	0	0	0	0	2	
50	穂高牧	一ノ沢丙	0	0	0	0	0	2	
51	穂高牧	一ノ沢乙	0	0	0	0	0	0	林
52	穂高牧	黒岩	0	0	0	0	0	0	林
53	穂高牧	北ノ沢甲	0	0	0	0	0	0	林
54	穂高牧	民有林	0	0	0	0	0	0	林
55	穂高牧	北ノ沢丙	0	40	0	0	0	0	
56	穂高有明	横ノ沢北	0	40	0	0	0	0	
57	穂高有明	横ノ沢南	0	40	0	0	0	0	
58	穂高有明	旧滝ノ沢	50	0	0	0	0	0	
59	穂高有明	真ヶ沢	50	0	0	0	0	0	
60	穂高有明	桐沢	0	15	0	0	0	0	
61	穂高有明	宮城	0	13	0	0	0	0	
62	穂高有明	議志鬼沢	0	13	0	0	0	0	
63	穂高有明	宮城平	0	20	0	0	0	0	
64	穂高有明	狩暗	0	40	0	0	0	0	
65	穂高牧	浅川甲	0	0	0	0	0	0	林
66	穂高牧	浅川乙	0	0	0	0	0	0	林
67	穂高牧	一ノ沢	0	0	0	0	0	1	
68	穂高牧	北の沢	51	0	0	0	0	0	市
69	穂高牧	一の沢	0	0	0	0	0	0	林
70	三郷小倉	ヨコテ	0	0	0	0	0	0	市
71	三郷小倉	キタザワ	0	0	0	0	0	0	県
72	三郷小倉	キタザワ	0	0	0	0	0	0	県
73	三郷小倉	ウサギサワ	0	0	0	0	0	0	林
74	三郷小倉	ヒカゲボウ	0	0	0	0	0	0	林

75	三郷小倉	ナメシアナ	0	0	0	0	0	林
76	三郷小倉	ナメシアナ	0	0	0	0	0	林
77	三郷小倉	ミソオ	0	0	7	0	0	市
78	三郷小倉	ドアイ	0	0	0	3	0	市
79	三郷小倉	ニシヤマ	0	11	0	0	0	県
80	三郷小倉	オオイゴザワ	0	0	0	0	0	林
81	三郷小倉	サイクハチ	0	0	0	0	0	林
82	三郷小倉	タキノサワ	0	0	0	0	0	林
83	三郷小倉	ヤマゴエ	0	0	0	0	0	林
84	三郷小倉	ヤマゴエ	0	0	0	0	0	林
85	三郷小倉	北沢	0	0	0	0	0	県
86	三郷小倉	黒沢	0	0	0	0	1	
87	堀金烏川	岩原	0	0	0	0	0	林
88	堀金烏川	ウツビ沢	0	0	0	0	0	林
89	堀金烏川	ウツビ沢	0	0	0	0	0	林
90	堀金烏川	小野沢	0	0	0	0	0	林
91	堀金烏川	二の沢	0	0	0	0	0	市
92	堀金烏川	大水沢	0	0	0	0	0	市
93	堀金烏川	小野沢	0	0	0	0	0	県
94	堀金烏川	小野沢	0	0	0	0	0	林
95	堀金烏川	小野沢	0	0	0	0	0	林
96	堀金烏川	小野沢	0	0	0	0	0	林
97	堀金烏川	奥内山	0	0	0	0	0	林
98	堀金烏川	奥内山	0	0	0	0	0	林
99	堀金烏川	奥内山	0	0	0	0	0	林
100	堀金烏川	くるみ平	0	0	0	0	0	林
101	堀金烏川	くるみ平	0	0	0	0	0	林
102	堀金烏川	くるみ平	0	0	0	0	0	林
103	堀金烏川	栃平	0	0	0	0	0	林
104	堀金烏川	小水沢	0	0	0	0	0	林
105	堀金烏川	須砂渡	0	0	0	0	0	県
106	堀金三田	田多井中沢	0	0	0	0	0	林
107	堀金三田	田多井寺沢	0	0	0	0	0	林

(2) 地すべり危険地区

番号	地区名	箇所名	面積 (ha)	公共施設等					道路 以外の公 共施設	道路
				人家 50 戸以上	人家 49 ～10 戸	人家 9 ～5 戸	人家 4 戸以下			
1	明科東川手	小沢	15.21	0	0	0	4	1	市	
2	明科東川手	穴坪	17.90	0	0	0	3	0	市	

3	明科南陸郷	杵沢	16.60	0	35	0	0	1	農
4	明科東川手	梨子	31.33	0	0	7	0	0	市
5	明科東川手	李	12.70	0	0	0	4	0	林
6	明科南陸郷	六地藏沢	15.74	0	20	0	0	0	林
7	明科東川手	萩ノ久保	55.23	0	0	0	3	0	市
8	明科東川手	半沢	12.40	0	10	0	0	0	林
9	明科東川手	堀平	33.15	0	0	6	0	1	市
10	明科東川手	峯方	61.56	0	0	6	0	0	林
11	明科東川手	大久保	12.86	0	10	0	0	0	林
12	明科東川手	矢下	150.00	0	0	0	1	0	林
13	明科東川手	黒坪	55.00	0	24	0	0	0	林
14	明科東川手	入庄部	25.00	0	0	5	0	0	市
15	明科中川手	大足	25.00	0	41	0	0	1	市
16	明科東川手	長久保	43.58	50	0	0	0	3	県
17	明科東川手	天田	97.80	50	0	0	0	2	県
18	明科東川手	木下	72.24	0	20	0	0	1	県
19	明科東川手	下庄部	8.36	0	0	5	0	3	道
20	明科光	目牧	40.83	60	0	0	0	2	国
21	明科東川手	底白	21.45	0	0	6	0	0	市

(3) 崩壊土砂流出危険地区

番号	地区名	箇所名	面積 (ha)	公共施設等					
				人家50 戸以上	人家49 ~10戸	人家⑨ ~5戸	人家4 戸以下	道路以 外の公 共施設	道路
1	明科光	白牧	1.50	0	20	0	0	0	国
2	明科光	光	1.35	0	20	0	0	0	国
3	明科中川手	宮元(A)	1.65	0	0	5	0	0	国
4	明科中川手	宮元(B)	0.96	0	25	0	0	0	国
5	明科中川手	寺山	0.60	0	15	0	0	0	国
6	明科中川手	上郷町	0.36	60	0	0	0	1	国
7	明科中川手	大足	1.35	0	0	0	2	0	県
8	明科中川手	吐中	1.05	0	0	8	0	0	県
9	明科光	矢の沢	0.75	0	0	5	0	0	林
10	明科中川手	堂ノ沢	0.96	0	15	0	0	0	県
11	明科東川手	蓬久保	0.30	0	0	0	0	0	鉄
12	明科東川手	山中	0.36	0	0	5	0	0	県
13	明科東川手	小芹	0.60	0	10	0	0	0	県
14	明科東川手	切久保	0.45	0	10	0	0	0	県
15	明科東川手	上生野	0.36	0	0	5	0	0	県
16	明科東川手	明賀	2.73	0	0	0	3	0	県

17	明科東川手	穴沢	1.08	0	0	5	0	0	県
18	明科東川手	花見	0.36	0	10	0	0	0	県
19	明科東川手	松留(A)	0.72	0	0	0	1	0	林
20	明科東川手	柿木畑	0.60	0	11	0	0	1	市
21	明科東川手	李口(A)	0.48	0	0	0	0	0	県
22	明科東川手	李口(B)	0.90	0	0	0	3	0	林
23	明科南陸郷	塩川原	1.80	0	30	0	0	0	市
24	明科南陸郷	深見沢	1.95	0	10	0	0	0	市
25	明科南陸郷	金井沢(A)	1.05	0	10	0	0	0	市
26	明科南陸郷	大穴山	0.84	0	0	0	0	0	市
27	明科南陸郷	杵沢	1.08	0	0	5	0	0	国
28	明科南陸郷	小泉	0.84	0	10	0	0	0	市
29	明科七貴	宮沢	1.05	0	0	8	0	0	県
30	明科南陸郷	池の沢	0.84	0	10	0	0	0	国
31	明科東川手	大解日影①	0.12	0	0	0	0	0	国
32	明科東川手	大解日影②	0.12	0	0	0	0	0	国
33	明科東川手	トビ沢	0.30	0	10	0	0	1	市
34	明科七貴	上押野	0.18	0	15	0	0	0	県
35	豊科田沢	ネンプル沢	0.60	0	0	0	1	0	国
36	豊科田沢	小松沢	0.75	0	0	0	0	0	県
37	豊科田沢	高松沢	0.90	0	0	0	0	0	県
38	豊科田沢	姫沢	1.95	0	29	0	0	0	県
39	穂高牧	ワサビ沢	1.95	0	0	0	0	0	林
40	穂高牧	浅川	3.45	0	20	0	0	0	林
41	穂高有明	天満沢	3.00	0	0	6	0	0	林
42	穂高有明	野辺沢	1.50	0	0	0	0	1	県
43	穂高	北ノ沢	3.75	0	10	0	0	0	林
44	穂高有明	富士尾沢	1.50	0	0	0	0	0	林
45	穂高有明	滝ノ沢	1.25	0	10	0	0	0	市
46	穂高有明	富士尾沢	2.93	0	10	0	0	0	市
47	三郷小倉	ヨコテ	0.90	0	0	6	0	0	市
48	三郷小倉	ナメシアナ	4.50	0	16	0	0	0	市
49	三郷小倉	ヤマゴエ	3.60	0	10	0	0	0	林
50	堀金烏川	野山	3.06	0	0	0	0	0	県
51	堀金三田	大助小屋	1.95	0	10	0	0	0	県

第 14 その他

1 防災無線配置・関係機関連絡先一覧表

(1) 安曇野市関係（無線機再配備中）

(1) 安曇野市関係

部等	課等名称	電話番号	F A X 番号	無線呼出番号	備考
安曇野市役所		代表 71-2000	代表 71-5000		
総務部	危機管理課	71-2119	72-6739	100(統制台)	
		72-6769		104(遠隔制御器)	
	総務課	71-2407		521(携帯局)	
		71-2408		522(携帯局)	
	契約検査課	71-2002			
		71-2409			
	職員課	71-2405			
	人権男女共同参画課	71-2406			
政策部	政策経営課	71-2401		523(携帯局)	
		71-2402			
	秘書広報課	71-2400	71-5000		
	情報統計課	71-2468	71-2336		
		71-2469			
財政部	財政課	71-2005			
	税務課	71-2482	72-2065		
		71-2483			
		71-2484			
		71-2485			
	収納課	71-2480			
		71-2481			
	財産管理課	71-2003		524(携帯局)	
		71-2004			
		71-2257			
	総合体育館建設推進課	71-2006			
市民生活部	地域づくり課	71-2494	72-3176		
		71-2495			
		71-2496			
		72-3112			
	市民課	71-2489			
	環境課	71-2491		526(携帯局)	
		71-2492			
	廃棄物対策課	71-2490			

部等	課等名称	電話番号	F A X番号	無線呼出番号	備考
市民生活部	穂高地域課	82-3131	82-6622	210(半固定型)	
				544(携帯局)	
				545(携帯局)	
	三郷地域課		77-6060	211(半固定型)	
				546(携帯局)	
				547(携帯局)	
	堀金地域課		72-4900	212(半固定型)	
				548(携帯局)	
				549(携帯局)	
福祉部	明科地域課	62-3001	62-4747	213(半固定型)	
				550(携帯局)	
				551(携帯局)	
	長寿社会課	71-2253	71-2328		
		71-2254			
	福祉課	71-2251		106(遠隔制御器)	
		71-2252			
	子ども支援課	71-2255		105(遠隔制御器)	
		71-2256			
保健医療部		71-2265			
	健康推進課	71-2470		527(携帯局)	
		81-0726		107(遠隔制御器)	
				109(遠隔制御器)	
	介護保険課	71-2472			
		71-2474			
		82-6497			
	国保年金課	71-2029			
		71-2473			
農林部		71-2475			
	農政課	71-2427		110(遠隔制御器)	
		71-2428			
		71-2429			
		71-2430			
	耕地林務課	71-2431		530(携帯局)	
	71-2432				
商工観	商工労政課	71-2041	72-1340		
		71-2042			
	観光交流促進課	71-2053		115(遠隔制御器)	

光 部		71-2055			
--------	--	---------	--	--	--

部等	課等名称	電話番号	F A X 番号	無線呼出番号	備考
都市 建設 部	監理課	71-2330	72-3569	535(携帯局)	
		71-2331			
		71-2332			
	建設課	71-2424		111(遠隔制御器)	
		71-2425			
	都市計画課	71-2246			
		71-2248			
		71-2249			
		建築住宅課	71-2242		
		71-2243			
		71-2245			
上下 水道 部	経営管理課	71-2271			
	上水道課	71-2268		112(遠隔制御器)	
		71-2269			
		71-2270			
	下水道課	71-3182			
		72-2861			
	会計課	71-2486			
		71-2487			
教育 部	学校教育課	71-2223	71-2338	114(遠隔制御器)	
		71-2224			
		71-2460			
	生涯学習課	71-2466		541(携帯局)	
				113(遠隔制御器)	
	文化課	71-2463			
		71-2464			
	71-2465				
公民館 等	穂高公民館・穂高会館	82-5970	82-3990	305(半固定型)	
	三郷公民館	77-2109	77-6060	601(携帯局)	
	堀金公民館	72-5796	72-4900	602(携帯局)	
	明科公民館	62-4605	62-5894	603(携帯局)	
	豊科勤労者総合スポーツ施設	73-3011	73-3011	306(半固定型)	
	三郷文化公園体育館	77-7521		307(半固定型)	
	堀金総合体育館	72-6340	72-6340	308(半固定型)	
	明科体育館	62-4605		309(半固定型)	
	穂高地域福祉センター	82-2940	82-9621	310(半固定型)	

	豊科老人福祉センター	73-7143	73-7147	311(半固定型)	
	三郷福祉センター	77-8080	77-8081	312(半固定型)	

部等	課等名称	電話番号	F A X 番号	無線呼出番号	備考
認定 こども園 ・ 幼稚園	豊科認定こども園	72-2305	72-2305	604(携帯局)	
	豊科南部認定こども園	72-0862	72-0862	605(携帯局)	
	南穂高認定こども園	72-1431	72-1431	606(携帯局)	
	たつみ認定こども園	72-5445	72-5445	607(携帯局)	
	アルプス認定こども園	72-1432	72-1432	608(携帯局)	
	上川手認定こども園	72-2285	71-2601	313(半固定型)	
	有明の森認定こども園	83-2104	83-2104	609(携帯局)	
	有明あおぞら認定こども園	84-5020	83-8767	610(携帯局)	
	西穂高認定こども園	82-5651	82-7252	611(携帯局)	
	北穂高認定こども園	82-6153	82-6153	612(携帯局)	
	穂高認定こども園	82-6772	82-6772	613(携帯局)	
	三郷北部認定こども園	77-2393	77-2393	614(携帯局)	
	三郷南部認定こども園	77-2900	77-2900	615(携帯局)	
	三郷東部認定こども園	77-2898	77-2898	616(携帯局)	
	三郷西部認定こども園	77-2416	77-2416	617(携帯局)	
	堀金認定こども園	72-2175	72-8275	314(半固定型)	
	明科北認定こども園	62-3954	62-6205	618(携帯局)	
	明科南認定こども園	62-3955	62-6225	619(携帯局)	
	穂高幼稚園	82-2053	82-2041	620(携帯局)	

(2) 学校関係

施設名	電話番号	F A X 番号	無線呼出番号	備考
安曇野市立豊科南小学校	72-2154	72-3261	315(半固定型)	
〃 豊科北小学校	72-2054	72-2999	316(半固定型)	
〃 豊科東小学校	72-7400	72-7559	317(半固定型)	
〃 穂高南小学校	82-2044	82-0254	318(半固定型)	
〃 穂高北小学校	83-2502	83-3069	319(半固定型)	
〃 穂高西小学校	82-8100	82-9622	320(半固定型)	
〃 三郷小学校	77-2122	77-2649	321(半固定型)	
〃 堀金小学校	72-2013	72-7444	322(半固定型)	
〃 明南小学校	62-2035	62-5891	323(半固定型)	
〃 明北小学校	62-2130	62-5892	324(半固定型)	
〃 豊科南中学校	72-7860	72-7870	325(半固定型)	
〃 豊科北中学校	72-2265	72-2673	326(半固定型)	
〃 穂高東中学校	82-2230	82-7418	327(半固定型)	
〃 穂高西中学校	83-8580	83-7900	328(半固定型)	

〃	三郷中学校	77-2024	76-3303	329(半固定型)	
〃	堀金中学校	72-2272	72-6510	330(半固定型)	
〃	明科中学校	62-2133	62-5893	331(半固定型)	
	施 設 名	電話番号	F A X 番号	無線呼出番号	備考
	長野県豊科高等学校	72-2151	71-1151	341(半固定型)	
〃	南安曇農業高等学校	72-2139	71-1150	342(半固定型)	
〃	穂高商業高等学校	82-2162	81-1066	343(半固定型)	
〃	明科高等学校	62-4388	81-2021	344(半固定型)	

(3) 医療救護所関係

施 設 名	電話番号	F A X 番号	無線呼出番号	備考
豊科保健センター			301(半固定型)	F36
穂高健康支援センター			203(半固定型)	F36
三郷保健センター			302(半固定型)	F36
堀金保健センター			303(半固定型)	F36
明科保健センター			304(半固定型)	F36

(4) 病院関係等

施 設 名	電話番号	F A X 番号	無線呼出番号	備考
穂高病院	82-2474	82-7514	351(半固定型)	
安曇野赤十字病院	72-3170	72-2314	352(半固定型)	
長野県立こども病院	73-6700	73-5432	353(半固定型)	
ミサトピア小倉病院	76-5500	76-5501	202(半固定型)	
安曇野市医師会館	72-2347	72-9371	354(半固定型)	
安曇野市歯科医師会館	71-6480	72-4932	355(半固定型)	
安曇野市薬剤師会館	73-1189	73-1192	356(半固定型)	

(5) 防災関係機関

施 設 名	電話番号	F A X 番号	無線呼出番号	備考
長野地方气象台	026-232-2738	026-234-5648		
国土交通省北陸地方整備局 千曲市河川事務所	026-227-7611	026-227-9466		
松本地域振興局	40-1955	47-7821		
安曇野建設事務所	72-8880	72-8882	631(携帯局)	23年度配置
犀川砂防事務所	62-3257	62-2015	632(携帯局)	〃
松本保健福祉事務所	40-1937	47-9293		
安曇野警察署	72-0110	73-0110	357(半固定型)	
松本広域消防局	25-0119	25-3987		
〃 豊科消防署	72-3145	72-3146	651(携帯局)	
〃 穂高消防署	82-3262	82-3263	653(携帯局)	

〃	梓川消防署	78-2090	78-3381	652(携帯局)	
〃	明科消防署	62-2992	62-2892	654(携帯局)	
	日本郵便株式会社豊科郵便局	72-2049	72-4951	635(携帯局)	23年度配置

施設名	電話番号	FAX番号	無線呼出番号	備考
東日本旅客鉄道(株) 長野支社 豊科駅	72-2137	72-6982	638(携帯局)	23年度配置
東日本電信電話(株) 長野支店	026-225-4389	026-291-4371		
中部電力(株) 安曇野営業所	0120-984-535	74-6914	639(携帯局)	23年度配置

(6) 消防団

分団名	無線呼出番号
消防団本部 (豊科)	701 (携帯局)
消防団本部 (穂高)	703 (携帯局)
消防団本部 (三郷)	705 (携帯局)
消防団本部 (堀金)	704 (携帯局)
消防団本部 (明科)	702 (携帯局)
第1分団 1部	711 (携帯局)
2部	712 (携帯局)
第2分団 1部	713 (携帯局)
2部	714 (携帯局)
第3分団 1部	715 (携帯局)
2部	716 (携帯局)
第4分団 1部	717 (携帯局)
2部	718 (携帯局)
第5分団 1部	719 (携帯局)
2部	720 (携帯局)
第6分団 1部	721 (携帯局)
1部	722 (携帯局)
2部	723 (携帯局)
3部	724 (携帯局)
4部	725 (携帯局)
第7分団 1部	726 (携帯局)
2部	727 (携帯局)
3部	728 (携帯局)
第8分団 1部	729 (携帯局)
2部	730 (携帯局)
3部	731 (携帯局)

分団名	無線呼出番号
第9分団 1部	732 (携帯局)
2部	733 (携帯局)
3部	734 (携帯局)
3部	735 (携帯局)
第10分団 1部-1	736 (携帯局)
1部-2	737 (携帯局)
1部-3	738 (携帯局)
第11分団 1部	739 (携帯局)
2部	740 (携帯局)
3部	741 (携帯局)
4部	742 (携帯局)
第12分団 1部	743 (携帯局)
2部	744 (携帯局)
3部-1	745 (携帯局)
3部-2	746 (携帯局)
3部-3	747 (携帯局)
第13分団 1部	748 (携帯局)
2部	749 (携帯局)
3部	750 (携帯局)
第14分団 1部	751 (携帯局)
第15分団 1部	752 (携帯局)
2部	753 (携帯局)
第16分団 1部	754 (携帯局)
2部	755 (携帯局)

2 気象庁震度階級関連解説表

留意事項			
(1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。			
(2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。			
(3) 震度が同じであっても、地震動の振幅(揺れの大きさ)、周期(揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ)及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。			
(4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。			
(5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。			

(1) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(2) 木造建物(住宅)の状況

震度 階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- (注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- (注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

(3) 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

- (注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

(4) 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤・斜面等の状況	
	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

- ※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- ※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- ※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

(5) ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

(6) 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い場合、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

3 災害時における情報収集に関する協定書

安曇野市（以下「甲」という。）と株式会社グラフィック（以下「乙」という。）は、安曇野市の区域において地震、風水害その他の原因による災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、甲が行う災害情報の収集業務に関し乙が行う協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、安曇野市地域防災計画に定める災害に関し、甲が乙の協力を得て乙の所有する回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）により収集した情報を参考に、災害による被害状況の把握を図り、もって地域住民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる事項について、ヘリによる情報収集を実施するため乙に対し協力を求める必要があるときは、文書により要請するものとする。ただし、文書により要請することが困難なときは、電話等の手段により要請し、事後に文書を提出するものとする。

- （1）災害の発生状況
- （2）建物等の被害状況
- （3）道路の被害状況
- （4）ライフライン関係の被害状況
- （5）その他の被害状況

（協力活動の実施）

第3条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、要請事項に従い協力活動を行うものとする。ただし、ヘリの運航に支障を認めたときは、この限りでない。

（協力活動内容の報告）

第4条 乙は、前条の規定により協力活動を実施するときは、随時その活動内容等の経過について報告するとともに、その協力活動を完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書により、甲に報告するものとする。

- （1）活動内容
- （2）活動の人員と期間
- （3）活動の効果
- （4）事故があった場合はその内容
- （5）その他参考となる事項

（経費の負担）

第5条 第3条の規定により甲の申請する協力活動を実施した場合において、そのために乙が要した経費のうち、実費を甲が負担する。

- 2 前項の規定により、甲が負担する経費は、ヘリの運航費、消耗品費及び通信費とし、災害発生時直前の適正な価格をもって算定し、詳細については、甲乙協議のうえ負担を決定するものとする。
- 3 甲は、前項の規定により経費が確定したときは、乙の請求に基づき支払うものとする。

(補償)

第6条 第3条の規定に基づき協力活動に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾になった場合の補償については、乙によるものとする。

(協定期間)

第7条 この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1か月前までに、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、協定期間満了の翌日から更に1年間延長され、以降同様とする。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成21年3月16日

甲 安曇野市長
平林 伊三郎

乙 株式会社グラフィック
代表取締役 白澤 政仁

4 し尿汲み取り事業者一覧

(1) 生活雑排水くみ取り事業者

地域	事業者	住所	電話番号
豊科地域	(株)シンコー	安曇野市豊科高家 6661-1	0263-72-8933
穂高地域	(有)P&K KEY' SPLACE	安曇野市穂高北穂高 3033-4	0263-82-2465
三郷地域	(有)木村設業	安曇野市三郷温 8479-1	0263-77-3355
堀金地域	(有)安筑環境衛生社	安曇野市豊科 4932-1	0263-72-2575
明科地域	(株)シンコー	安曇野市豊科高家 6661-1	0263-72-8933

(2) し尿くみ取り事業者

地域	事業者	住所	電話番号
豊科地域	(有)安筑環境衛生社	安曇野市豊科 4932-1	0263-72-2575
穂高地域／柏原、牧 (柏矢町、矢原・高見)	(有)安筑環境衛生社	安曇野市豊科 4932-1	0263-72-2575
穂高地域／有明、北穂高、穂高 (柏矢町、矢原・高見 除く)	(有)P&K KEY' SPLACE	安曇野市穂高北穂高 3033-4	0263-82-2465
三郷地域	安曇野清掃事業協同 組合(有)木村設業)	安曇野市三郷温 8479-1	0263-77-3355
堀金地域	(有)安筑環境衛生社	安曇野市豊科 4932-1	0263-72-2575
明科地域	安曇野清掃事業協同 組合(株)ヒューテック)	安曇野市明科光 634-1	0263-62-2330

5 要配慮者利用施設一覧

(1) 浸水想定区域

番号	施設名称	住所
1	安曇野市社協が「イビ」センター明科	明科東川手 606-2
2	ほっとハウスあかしなの家	明科中川手 4246-1
3	有限会社設備工業宅老所ななきの里	明科七貴 9052-4
4	小規模多機能型居宅介護ななきの家	明科七貴 4588-1
5	ユニット型指定介護老人福祉施設孝明豊科館	豊科南穂高 5771
6	指定介護老人福祉施設孝明豊科館	豊科南穂高 5771
7	短期入所生活介護孝明豊科館	豊科南穂高 5771
8	リハビリ「イビ」スぽっかばか豊科	豊科南穂高 1228-2
9	看護小規模多機能 集皆所ひだまり	豊科高家 781-1
10	ケアハウスあずみの里	豊科高家 5285-11
11	住宅型有料老人ホーム あずみの里	豊科高家 5285-11
12	特別養護老人ホームあずみの里	豊科高家 5285-11
13	老人保健施設あずみの里	豊科高家 5285-11
14	介護老人福祉施設たきべ野	豊科高家 5090-1
15	寄合所えにしや	豊科高家 4526
16	住宅型有料老人ホーム ラビオラ豊科	豊科高家 1071-59
17	短時間型介護予防サービス からだ堂	豊科 5946-1
18	介護老人保健施設安曇野メディア	豊科 5633-1
19	むつみの郷とよしな	豊科 5274-1
20	ちえの和ショートステイ	豊科 5188-8
21	ちえの和デイサービス	豊科 5179-1
22	サービス付き高齢者向け住宅 おひさま	穂高北穂高 553-1
23	小規模多機能型居宅介護事業所おひさま	穂高北穂高 553-1
24	介護付き有料老人ホームむつみの郷ほたか	穂高北穂高 2667-2
25	グループホームかじか庵	穂高北穂高 2531-3
26	介護老人保健施設孝穂館	穂高北穂高 2531-3
27	ショートステイ燦々ひまわり	穂高北穂高 1716-1
28	宅老所ひまわり	穂高北穂高 1716-1
29	特定施設安曇寮	穂高 4790
30	小倉デイサービスセンター	三郷小倉 6079-1
31	小倉メナー	三郷小倉 6079-1
32	長幸園	三郷小倉 4135
33	J Aあづみあんしんの里「楡」	三郷温 5798-3
34	安曇野市立明北小学校	明科東川手 823
35	安曇野市立豊科東小学校	豊科田沢 5626
36	安曇野市立豊科南中学校	豊科 1487

37	医療法人篠崎医院豊科診療所	豊科高家 5089-1
38	安曇野市夜間急病センター	豊科 4111-1
39	長野県立こども病院	豊科 3100
40	ミサトピア小倉病院	三郷小倉 6086-2
41	安曇野市立明科南認定こども園	明科中川手 2789
42	花園認定こども園	豊科田沢 6451-1
43	あづみ野第2おとぎ保育園	豊科田沢 6210-3
44	篠崎医院保育所 てくのん	豊科高家 5089-1
45	安曇野市立アルプス認定こども園	豊科高家 3259
46	安曇野市立たつみ認定こども園	豊科高家 151-1
47	こども病院保育所 ぽかぽかえん	豊科 3100
48	安曇野市立北穂高認定こども園	穂高北穂高 494-1
49	ミサトピア小倉病院保育所	三郷小倉 6086-2
50	安曇野市立明科児童館	明科中川手 6814-1
51	安曇野市立高家児童館	豊科高家 4045-2
52	明科ふきぼこの家	明科東川手 606-2
53	Cerce (セルクル)	明科中川手 3921
54	明科社会就労センター	明科中川手 3300-1
55	ナイスプラザわすれな草	豊科高家 1137-174
56	多機能事業所夢の実 かなで	豊科 5630-5
57	第二飛鳥荘1	豊科 4932-1
58	第二飛鳥荘2	豊科 4932-1
59	ココア	豊科 4932
60	赤とんぼ	豊科 4932
61	ひめこぶしの家	豊科 4149
62	ママりおひまわり	穂高北穂高 3000-1
63	森のこかげ	穂高北穂高 2759-34
64	有明のパン屋さん有明駅前店	穂高北穂高 2208-1
65	言の葉	穂高北穂高 119-3
66	放課後等デイサービス紬 (つむぎ)	穂高北穂高 119-3
67	ひだまりの樹	三郷明盛 4116-4
68	小倉ホーム	三郷小倉 6077-2
69	アルプス学園	三郷小倉 6070
70	虹のふもと	三郷温 6327-2
71	あおぞら nobi	三郷温 6084-1
72	りんごの樹	三郷温 4613-1
73	多機能型事業所あすなろ	三郷温 2046-1
74	安曇野市立明科北認定こども園	明科東川手 872-1
75	安曇野市立三郷南部認定こども園	三郷温 60-1
76	デｲフﾞィｰｽﾞﾝﾀｰｲこいの家たきべ野	豊科高家 5090-1

77	よりどころうらら	明科七貴 5645-5
78	エコミットあづみ野	豊科 5170-7

(2) 土砂災害警戒区域

番号	施設名称	住所
1	愛光苑安曇野デイサービスセンター	明科中川手 84-1
2	有料老人ホーム 楓	明科中川手 1668-2
3	愛光苑あずみの	明科中川手 147-2
4	小規模多機能型居宅介護ななきの家	明科七貴 4588-1
5	孝明館デイサービスセンター	明科七貴 3681
6	ニチイケアセンター安曇野光	豊科田沢 4599-1
7	小規模多機能型居宅介護カトレア	豊科光 1290-19
8	住宅型有料老人ホーム フローレンス安曇野	豊科光 1290-13
9	デイサービス宝城	穂高有明 7267-10
10	介護老人保健施設有明苑	穂高有明 7261-3
11	シャルールサロン さらん	穂高有明 3131-3
12	ショートステイ穂高苑	穂高有明 3074-4
13	特別養護老人ホーム穂高苑	穂高有明 3074-4
14	穂高苑デイサービスセンター	穂高有明 3074-4
15	いやしろ地えんじゅ	穂高有明 2181-13
16	安曇野市立明北小学校	明科東川手 823
17	安曇野市立明南小学校	明科中川手 2694
18	安曇野市立明科中学校	明科中川手 2666
19	保育室くまのこ	明科七貴 9280-1
20	安曇野市立上川手認定こども園	豊科田沢 4917-1
21	野外保育 森の子	穂高有明 7958
22	明科社会就労センター	明科中川手 3300-1
23	CURE GARDEN 結家	穂高有明 8969-21
24	HATA 楽工房	穂高有明 7334-18
25	イーリス	穂高有明 2252-1
26	安曇野市立明科北認定こども園	明科東川手 872-1
27	短期入所生活介護孝明館	明科七貴 3681
28	孝明館	明科七貴 3681
29	デイサービス七彩	穂高有明 7794-1
30	特別養護老人ホーム 豊里苑	穂高有明 8090

様式

(様式1号)

県及び近隣市町村への応援要請

<h1>応 援 要 請 書</h1>	
様	
年 月 日 安曇野市対策本部長 氏名 印	
1 要請理由	
2 応援を要請する職種別	
3 応援を要請する人員	
4 従事事務内容	
5 従事時間	年 月 日 時から 年 月 日 時 分まで

(災対法施行令 第16条)

(様式2号)

指定行政機関に対する派遣要請

<h1>派 遣 要 請 書</h1>	
様	
年 月 日 安曇野市対策本部長 氏名 印	
1 派遣を要請する理由	
2 派遣を要請する職員の職種	
3 派遣を要請する職員数	
4 派遣を必要とする期間	年 月 日 時から 年 月 日 時 分まで
5 派遣される職員の給与及び勤務条件	
6 その他の必要事項	

(災対法施行令 第15条)

(様式3号)

年 月 日

長野県知事 様

安曇野市長

陸上自衛隊派遣要請書

1 災害状況及び派遣を申請する理由			
2 派遣要請する期間	自 平成 年 月 日 (日間) 至 平成 年 月 日		
3 派遣希望する区域作業か所作業の内容	区 域	作業か所	作業の内容
4 派遣を希望する人員車輛、航空機、資材等	人 員	車輛・航空機等	資 材
	人	台 台 台 台	
5 連絡場所、連絡責任者宿泊施設の状況	連 絡 場 所	連絡責任者	宿泊施設の状況
6 その他参考事項			

(様式4号)

避難所収容台帳

避難所

責任者認印	月 日	収容人数	物品使用状況		記 事	備 考
			品 名	数 量		
計	(日間)	人			

- (注) 1 「収容人員」欄は当日の最高収容人員を記入し、収容人員数の増減経過は「記事」欄に記入しておくこと。
2 「物品の使用状況」欄は、開設期間中に使用した品目別数量を記入すること。
3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

(様式 号)

避難所名簿

避難所

番号	氏名	住所	年齢	性別	備考
				男・女	

(様式 号)

避難所設置・収容状況

安曇野市

避難所の名称	所在地	種別	開設期間	実人数	開設日数	延人員	備考
				人		人	
		既存建物	月 日から				
			月 日まで		日間		人
	計	野外建物	月 日から				
			月 日まで		日間		人

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物と野外建物に区別する。
2 「計」欄には、既存建物利用の場合と屋外建物の場合の区別に合計する。
3 他市町村の住民を収容したときは、その旨を「備考」欄に記入する。

(様式 号)

種目別物資受払簿

安曇野市 (部)

種目別	年月日	品名	単位	適用	受	払	残	備考
避難所用								
炊出しその他による食品給与								
給水用機械器具								
浄水用薬品資材								
被服・寝具等								
医薬品・衛生材								
被災者救出用 機械器具燃料								
燃料及び消耗品								

- (注) 1 「適用」欄に購入又は受払先及び払出し先を記入する。
2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入する。
3 各種目別毎に受、払、残の計及び備考欄に金額を記入する。また、県からの受入分及び市調達分についても区分し、金額を明記する。
4 救護については、各救護班ごとに救護業務従事期間中の使用品目を記入する。なお、備考欄に使用数量に対する金額を記入する。

(様式 号)

被災者救出状況記録簿

安曇野市

年月日	救出人員	救出用機械器具							実支給額	備考
		名 称	借 上 費		修 繕 費			燃 料 費		
			数 量	所有者 (管理者) 氏 名	金 額	修理月日	修繕費			
月 日	人			円	月 日	円		円	円	
計										

- (注) 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
- 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ借上費「金額」欄に記入すること。
- 3 「修繕の概要」欄には、修繕原因及び主な修繕箇所を記入すること。

(様式 号)

炊出し受給者名簿

安曇野市
責任者氏名

世帯主氏名	人 員	給 与 内 訳												合 計	備 考
		月 日			月 日			月 日			月 日				
		朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜		
計															
品 名	単位 呼称	日 別 使 用 量												合 計	
精 米	kg														

(注) 1 「朝」「昼」「夜」欄には支給総数を記入する。
 2 他市町村の住民であるときはその住所を「備考」欄に記入すること。

(様式 号)

食料品現物給与簿

安曇野市

給与年月日	給与人員	食数	給与物品内訳				受領者				備考	
			米	乾パン	缶詰	その他	住所	世帯主氏名	人員	受領印		避難先市町村

(様式 号)

炊出し用物品借用簿

安曇野市

品名	数量	期間	金額	所有者(管理者) 氏名	使用避難場所の名称	備考
釜						
鍋						
食器						

(注) 1 「期間」欄は「月日～月日間」と記入する。

(様式 号)

障害物除去の状況

市町村名： No. /

住家被害 程度区分	世帯主住所・氏名	除去に要した 期 間	実支出額	除去を要すべき 状態の概要	備 考
			円		
小 計	半壊 半焼 床上浸水	世帯 世帯 世帯	円		

(注)

- 1 「住家被害程度区分」欄には、半壊、半焼、床上浸水の別を記入すること。
- 2 「除去を要した期間」欄には、「〇月〇日～〇月〇日」と記入すること。
- 3 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

(様式 号)

水防資材
復旧資材
救助資材

等現地調達報告書

年 月 日

様

責任者 住 所
職 名
氏 名

下記により現地調達をしましたので報告いたします。

調 達 品 目		数 量		規 格	
調 達 先 及 び 氏 名					
災 害 に 供 し た 内 容					
調 達 後 の 処 理					
そ の 他 の 事 項					

(様式 号)

応急仮設住宅台帳

安曇野市

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	人員(人)	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
計	世帯										

- (注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に附した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付する。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めて人数を記入する。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入する。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入する。
- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにする。
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにすること。

(様式 号)

住宅応急修理記録簿

安曇野市

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	摘 要
計	世帯			

(様式 号)

学用品の給与状況

安曇野市

学校名	学年	児童 (生徒) 氏名	保護者 氏名	給与 月日	給与品の内訳								実支出額	備考	
					教科書				その他学用品						
					国 語	算 数			鉛 筆						
計	小学校	人												円	
	中学校	人												円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者 (学校長)

氏名

印

- (注) 1 「給与月日」欄は、その児童 (生徒) に対して最後に給与した給与年月日を記入すること。
2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

(様式 号)

学用品購入(配分)計画表

安曇野市

小中学校別 区分 品名 単価		小学校						中学校						合計		備考
		全壊流出分			半壊 (床上浸水)分			全壊流出分			半壊 (床上浸水)分			数量	金額	
		児童数	数量	金額	児童数	数量	金額	児童数	数量	金額	児童数	数量	金額			
計																

(注) 1 本表は学のうち文房具及び通学用品のみとし教科書(教材を含む)については、別途適宜作成するもの

2 県調達分があったときは、その旨を各品目ごとの「備考」欄に明らかにしておくこと。

(様式 号)

助産台帳

安曇野市 No. /

分べん者住所・氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間	金額	備考
小計	人			円	
合計					

(注) 1 「分べん期間」欄には、「〇月〇日～〇月〇日」と記入すること。
2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

(様式 号)

遺体処理台帳

安曇野市

処理年 月 日	遺体発見の 日時及び場 所	死亡者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理			遺体の一 時保存	検案料	実支 出額	備 考
			氏 名	死亡者と の 続き柄	品名	数量	金 額				
計											

(様式 号)

埋 葬 台 帳

安曇野市

死 亡 年月日	埋 葬 年月日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備考
		氏 名	年齢	死亡者 との 関係	氏 名	棺 (付属品 を含む)	埋葬又は 火 葬 料	骨箱	計	
計										

- (注) 1 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
2 市長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

(様式 号)

概 況 速 報

	概 況 速 報		
災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	
報 告 の 時 限		発 受 信 時 刻	
発 信 者	()	受 信 者	()

被 害 の 種 別	被 害 状 況	
	被 害 地 域 ま た は 場 所	災 害 の 状 況
人 的 ・ 住 家 関 係		
農 業 関 係		
林 業 関 係		
公 共 土 木 施 設 関 係		
鉄道 } 通信 } 施設関係 電力 } 水道 }		
そ の 他		
応 急 対 策 等 の 活 動 状 況 消 防 職 員 ・ 消 防 団 員 の 出 動 状 況 等		

(様式 号)

人的及び住家の被害

人的及び住家の被害状況報告 (発生・中間・確定)													
災害の名称			災害発生の日時			月 日 時							
災害発生の場所													
災害報告の時限			月 日 時現在			発信機関及び 発信担当者							
人的被害	死者		人		災害の概況								
	行方不明者		人										
	負傷者	重傷	人										
		軽傷	人										
	小計		人										
計		人		災害発生の原因									
全壊・全焼 又は流失	棟	棟							救済措置の状況				
	世帯	世帯											
	人員	人											
半壊又は 半焼	棟	棟							災害発生の原因				
	世帯	世帯											
	人員	人											
一部破損	棟	棟							救済措置の状況				
	世帯	世帯											
	人員	人											
床上浸水	棟	棟							災害発生の原因				
	世帯	世帯											
	人員	人											
床下浸水	棟	棟		救済措置の状況									
	世帯	世帯											
	人員	人											
非住家の被害(全・半壊)			棟		災害対策本部	名称							
						設置	月 日 時 分						
						廃止	月 日 時 分						
					その他	消防職員出動延人員		人					
						消防団員出動延人員		人					

- 注) 1 「人的被害」欄の「負傷者・重傷」とは、一月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷」とは、一月未満で治療できる見込みのものとする。なお、その区分が不明な場合は『調査中』と記載し、負傷者の合計数を「小計」に記載すること。
- 2 「住家の被害」欄の「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとする。
- 3 「住家の被害」欄の「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- 4 「住家の被害」欄の「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
- 5 「住家の被害」欄の「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には2棟とする。
- 6 「住家の被害」欄の各被害欄中、棟、世帯、人員欄のいずれかに記載がある場合で、記載された欄以外が不明な場合は『調査中』と記載すること。
- 7 「災害対策本部」欄には、災害対策基本法(昭和36年法律第228号)第23条の規定により設置した災害対策本部について記載すること。

避難勧告・指示等避難状況報告

災害の名称				災害発生日時	月	日	時	分
報告の時限				発信日時	月	日	時	分
発 信 者								
避難勧告・避難指示の状況				避難場所等の状況				
指示・勧告の別	地区名	世帯数	人員	避難場所名	設置地区名	入所世帯数	入所人員	

社会福祉施設被害・職業訓練施設被害

社会福祉施設被害状況報告 (職業訓練施設被害状況報告)													
災害の名称						災害発生日時	年 月 日 時						
災害発生場所													
報告の時限	月 日 時現在					発受信時刻	日 時 分						
発 信 者	()					受 信 者	()						
施設の種類	施設名	被 害											
		全 壊		流 失		半 壊		一部破損		床上浸水		床下浸水	
		棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)	棟数	被害額 (千円)
計													
被害額計													(千円)

(様式 号)

農業関係被害

災害名		発生日時	月 日 時 分～ 日 時 分	発信日時	月 日 時 分
		発信機関 (発信者)		受信機関 (受信者)	

区分	作物名	被害率 30%未満		被害率 30%以上		合 計			主な被害地区及び被害農作物の種類等
		面積	減収量	面積	減収量	面積	減収量	被害金額	
生産 物被害	水 稲								
	麦・雑穀・豆類								
	果 樹								
	野 菜								
	花 き								
	特 用 作 物								
	桑								
	そ の 他								
	小 計								
	樹 体 被害	果 樹							
	その他 ()								
	小 計								
	計								

区分 項目	施設名	園 芸 関 係			そ の 他			合 計		
		件数	面積 (㎡)	被害金額	件数	面積 (㎡)	被害金額	件数	面積 (㎡)	被害金額
施設 関係	建 物									
	温室(ガラス張)									
	プラスチックハウス									
	構 築 物									
	計									

区分 項目	種類名	被害量	被害金額	主な被害地区名	主な被害品目名
そ の 他	家 畜				
	畜 産 物				
	水産物(寒天含む)				
	加工品貯蔵品等				
	蚕 繭				
	計				
被害農業者(家)数		戸	特別被害農業者(家)数	戸	

(様式 号)

都市施設被害状況

都市施設被害状況報告 (中間確定)											
災害の名称				災害発生日時			月 日 時				
災害発生場所											
報告の時限			月 日 時 現在			発受信時刻		日 時 分			
発 信 者				()			受 信 者		()		
種 別	区 分	か所数	被害面積又は延長等		被害金額(千円)		復旧金額(千円)		摘 要		
都市施設災害	街 路										
	都 市 公 園										
	都 市 排 水 路										
	公 下 水 道 共 道	排 水 施 設									
		ポ ン プ 場 施 設									
		処 理 施 設									
	区 整 画 理	街 路									
		公 園 緑 地									
		水 路									
防 空 壕 ・ そ の 他											
堆 積 土 砂											
合 計											
建物災害及び損害面積	区 分		住家(戸)	非 住 家 (戸)	計 (戸)	区 分		面積(ha)	摘 要		
	全 壊					市 街 地 被 害 面 積					
	半 壊					そ の 他 被 害 面 積					
	流 失					計					
	床 上 浸 水					全 市 街 地 面 積					
	床 下 浸 水										
状況	発火	月 日 時 分			鎮火	月 日 時 分			被災か 所		
	風向			風 速	最大	m/sec	平均	m/sec	湿 度	%	
	建 焼 物 災 害 面 積 及 び 積	区分		住家(戸)	非住家 (戸)	計(戸)	区 分		面積(ha)	摘 要	
全 壊					全 市 街 地						
半 壊					被 災 面 積						
計											
備考	1 土地区画整理事業を施行する必要がある (ある・ない・不明) 2 都市計画との関連 ()										

(様式 号)

水道施設被害状況

水道施設被害状況報告 (中間確定)			
災害の名称		災害発生日時	月 日 時
災害発生場所			
報告の時限	月 日 時 現在	発受信時刻	日 時 分
発信者	()	受信者	()
水道の名称		給水区域及び現在給水人口	(戸 人)
被害給水区域及び被害給水人口	(戸 人)		
災害の状況		被害金額	千円
応急措置及び給水現状			
給水応援	消毒機械及び薬品応援	復旧資材労務応援	技術応援
緊急応援の要否	給水車 両/日 ³ m分	乾式注入能力 g/h 機	
	ろ水器 両/日 ³ m分	湿式 g/h 機	
	自衛隊給水班要請/ 日 ³ m 日間	簡易滅菌機 g/h 機	
	水道から応急給水/ 日 ³ m分	液体塩素 kg入 本	
	日間	さらし粉高度 普通 500g 本	
	必要なし	必要なし	

(様式 号)

廃棄物処理施設被害状況

廃棄物処理施設 (ごみ・し尿・下水道終末処理)				被害状況報告 (中間確定)						
災害の名称		災害発生日時		月	日	時				
災害発生場所										
報告の時限		月	日	時	現在	発受信時刻		日	時	分
発信者	()			受信者	()					

被害施設名				
被害の区域および処理人				
被害の状況				
被害額		千円	千円	千円
応急措置の現況				
災害救助の有無				
その他必要な事項				

(様式 号)

感染者関係

感染症関係報告 (中間確定)			
災害の名称		災害発生日時	月 日 時
災害発生場所			
報告の時限	月 日 時 現在	発受信時刻	日 時 分
発信者	()	受信者	()

項目	発生患者等数					備考
	患者	疑似	無症状病原体保有者	計	うち死者	
病名						
感染症						
備考						

(様式 号)

医療施設被害

医療施設被害状況報告 (中間確定)				保健所名				
災害の名称		災害発生日時	月	日	時			
報告の時限	月	日	時	現在	発受信時刻	日	時	分
発信者	()		受信者	()				

区分	施設名	経営主体	所在地	被害の程度					被害額	復旧に要する経費
				全壊全焼	流出	半壊半焼	浸水	その他		
(病院)				棟	棟	棟	棟	棟	千円	千円
(診療所)										
合 計										

- 注：1 本表は、保健所が管内の各施設の状況を県医務課に報告する場合に用いる。
2 各施設ごとの詳細な被害状況は別案にして添付すること。
3 被害施設がへき地出張診療所の場合は、経営主体欄にその旨を記載すること。

(様式 号)

商工関係被害

商工関係被害状況報告 (中間確定)								
災害の名称		災害発生日時	年 月 日 時					
災害発生場所								
報告の時限	月 日 時 現在		発受信時刻	日 時 現在				
発 信 者	()		受 信 者	()				
被害区分			業種区分	鉱工業	商業	サービス業	その他	計
組合、 団体 以外の 事業所	建物の被害(ア)	全	棟数(棟)					
		壊	損害額(千円)					
		半	棟数(棟)					
		壊	損害額(千円)					
		その の 被 害	棟数(棟)					
			損害額(千円)					
	土地の被害(イ)	損害額(千円)						
	(ア)(イ)以外の有形固定資産の被害	損害額(千円)						
製品・仕掛品・原材料の損害		損害額(千円)						
事業協同組合・商工組合・協業組合の被害		件数(件)						
		損害額(千円)						
商工会議所・商工会の被害		件数(件)						
		損害額(千円)						
小	計	損害額(千円)						
除雪、排水等の災害対策に要した経費(千円)								
その他災害の発生により生じた損害額(千円)								
損 害 額 総 計(千円)								
被 害 件 数 (事 業 (務) 所 数)								

注：1 事業協同組合、商工組合、協業組合の被害とは、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の規定による中小企業団体についての物的被害とする。

2 その他災害の発生により生じた損害額とは季節的商品の出荷遅延による価格の減少額等をいう。

3 住宅と営業に供している建物とが同一建物である場合は、営業用建物部分についての被害を記入するものとする。ただし、被害態様が住宅部分と営業用建物部分とに区分することが困難な場合は、かっこ外書きにする。

4 業種区分中の「その他」には指定公共機関及び指定地方公共機関に係る被害を除くものとする。

5 大企業に関する被害については、内訳(大企業分としてまとめ)を別紙に記載する。

(様式 号)

観光施設被害

観光施設被害状況報告 (中間確定)										
災害の名称					災害の発生日時		年 月 日 時			
災害発生場所										
報告の時限		月 日 時 現在			発受信時刻		日 時 分			
発 信 者		()			受 信 者		()			
1 土木施設(遊歩道・つり橋等)										
区 分	県 工 事		市 町 村 工 事		そ の 他		計			
	か所	被害額	か所	被害額	か所	被害額	か所	被害額		
道 路		千円		千円		千円		千円		
橋 梁										
計										
2 一般観光地建物等										
区 分	県 有 施 設		市 町 村 施 設		国民宿舎・旅館等		そ の 他 施 設		計	
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
建 物 そ の 他	全 壊	千円		千円		千円		千円		千円
	半 壊									
	そ の 他									
	計									

安曇野市地域防災計画修正経過

経過	修正年月	修正内容
初版	平成19年3月16日	
第1回修正	平成23年2月8日	国及び県の防災計画に沿った全面的修正
第2回修正	平成25年2月18日	国及び県の防災計画に沿った全面的修正
第3回修正	平成26年2月13日	平成26年4月1日 市組織改編に沿った修正
第4回修正	平成27年2月18日	国及び県の防災計画に沿った全面的修正
第5回修正	平成28年8月19日	国及び県の防災計画に沿った全面的修正
第6回修正	平成29年9月13日	国及び県の防災計画に沿った全面的修正
第7回修正	平成30年11月26日	国及び県の防災計画に沿った全面的修正
第8回修正	令和2年3月10日	国及び県の防災計画に沿った全面的修正
第9回修正	令和3年3月17日	国及び県の防災計画に沿った全面的修正

発行日 令和3年3月17日 第9回修正

編集・発行 **安曇野市防災会議**

安曇野市総務部危機管理課

住所 〒399-8281 安曇野市豊科6000番地

電話 0263-71-2000 (代表)

ファックス 0263-72-6739 (直通)

Eメールアドレス kikikanri@city.azumino.nagano.jp